目　　次

第１編　総　　則

第１節　計画の目的……1
第２節　防災の基本方策……3
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱……6
第４節　計画の前提条件と災害記録……14
第５節　災害の危険性……27
第６節　被害想定……35
第７節　市災害対策本部の組織……51

第２編　風水害等対策編

第１章　災害予防計画

〈災害に強い施設等の整備〉

第１節　風水害等に強い防災基盤の整備…… 101
第２節　災害危険地域等の予防措置…… 103
第３節　ライフライン施設等の予防対策…… 107

〈防災体制づくり〉

第４節　防災拠点機能の充実・強化…… 113
第５節　組織体制の整備…… 131
第６節　情報通信連絡体制の整備…… 133
第７節　相互応援体制の整備…… 135
第８節　消防体制の整備…… 136
第９節　医療救護体制の整備…… 138
第10節　緊急輸送活動対策…… 139
第11節　避難収容対策…… 143
第12節　食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備…… 148
第13節　災害復旧・復興への備え…… 171

〈防災行動力の向上〉

第14節　防災訓練の実施…… 172
第15節　防災知識の普及…… 174

第16節　自主防災組織等の育成…… 178
第17節　要配慮者の安全確保…… 181
第18節　災害ボランティア受入体制の整備…… 187
第19節　孤立集落の予防…… 189

第２章　災害応急対策計画

〈災害未然防止活動〉

第１節　風水害に関する情報の収集・伝達…… 251
第２節　火災警報の収集・伝達…… 261
第３節　水防・土砂災害警戒活動…… 264

〈迅速、的確な初動体制〉

第４節　動員配備…… 266
第５節　組織体制の確立…… 268
第６節　災害情報の収集・伝達・共有…… 270
第７節　消防活動…… 291
第８節　広報…… 294
第９節　災害ボランティアとの連携…… 301
第10節　市内民間団体等からの人員の確保…… 305
第11節　広域応援要請…… 306
第12節　自衛隊の災害派遣要請依頼…… 341
第13節　災害救助法の適用…… 344

〈各種の被災者救援活動〉

第14節　救助・救急…… 348
第15節　医療救護…… 352
第16節　避難指示、避難誘導、避難所の開設…… 357
第17節　避難所の運営…… 363
第18節　要配慮者の安全確保…… 381
第19節　重要道路の確保…… 386
第20節　輸送手段の確保…… 388
第21節　物資・資機材の調達…… 391
第22節　給水（水道水）…… 392
第23節　食料等の供給…… 394
第24節　生活必需品等の確保…… 397
第25節　し尿及び廃棄物の収集処理…… 400
第26節　保健衛生…… 404
第27節　市民からの通報・問い合わせの処理…… 406
第28節　社会秩序の維持…… 409

第29節　遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬…… 410
〈社会諸機能の応急復旧活動〉
第30節　ライフラインの応急対策…… 413
第31節　公共施設等の応急復旧…… 441
第32節　二次災害の防止…… 442
第33節　孤立地域対策…… 444
第34節　農林水産業対策…… 446
第35節　住宅の修理、応急仮設住宅の建設等…… 448
第36節　文教対策…… 471
第37節　義援金品の受付、配付…… 474

第３章　災害復旧対策計画
第１節　市民生活安定のための緊急対策…… 601
第２節　激甚災害の指定…… 611
第３節　公共土木施設の災害復旧計画…… 613

第３編　雪害・事故災害等対策編

第１節　雪害対策…… 701
第２節　航空災害対策…… 706
第３節　危険物等災害対策…… 717
第４節　海上災害対策…… 720
第５節　林野火災対策…… 722
第６節　原子力災害対策…… 724
第７節　火山災害対策…… 734

第４編　地震・津波災害対策編

第１章　災害予防計画
〈災害に強い施設等の整備〉
第１節　地震に強いまちづくり…… 801
第２節　津波に強いまちづくり…… 808
第３節　ライフライン施設等の予防対策…… 812
〈防災体制づくり〉
第４節　組織体制の整備…… 812
第５節　情報通信連絡体制の整備…… 812
第６節　相互応援体制の整備…… 831
第７節　消防体制の整備…… 831

第８節　医療救護体制の整備…… 831
第９節　緊急輸送活動対策…… 832
第10節　避難収容対策…… 832
第11節　食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備…… 833
〈防災行動力の向上〉
第12節　防災訓練の実施…… 834
第13節　防災知識の普及…… 834
第14節　自主防災組織等の育成…… 838
第15節　要配慮者の安全確保…… 838
第16節　災害ボランティア受入体制の整備…… 838
第17節　孤立集落の予防…… 839

第２章　災害応急対策計画

〈迅速、的確な初動体制〉
第１節　地震、津波に関する情報の収集・伝達…… 901
第２節　動員配備…… 911
第３節　組織体制の確立…… 913
第４節　災害情報の収集・伝達・共有…… 915
第５節　消防活動…… 915
第６節　広報…… 915
第７節　災害ボランティアとの連携…… 916
第８節　市内民間団体等からの人員の確保…… 916
第９節　広域応援要請…… 916
第10節　自衛隊の災害派遣要請依頼…… 917
第11節　災害救助法の適用…… 917
〈各種の被災者救援活動〉
第12節　救助・救急…… 917
第13節　医療救護…… 918
第14節　避難指示、避難誘導、避難所の開設…… 919
第15節　避難所の運営…… 921
第16節　要配慮者の安全確保…… 921
第17節　重要道路の確保…… 921
第18節　輸送手段の確保…… 922
第19節　物資・資機材の調達…… 922
第20節　給水…… 922
第21節　食料等の供給…… 923
第22節　生活必需品等の確保…… 923

第23節　し尿及び廃棄物の収集処理…… 923
第24節　保健衛生…… 924
第25節　市民からの通報・問い合わせの処理…… 924
第26節　社会秩序の維持…… 924
第27節　遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬…… 925
〈社会諸機能の応急復旧活動〉
第28節　ライフラインの応急対策…… 925
第29節　公共施設等の応急復旧…… 925
第30節　二次災害の防止（避難所施設等の点検、応急危険度判定など）…… 951
第31節　孤立地域対策…… 955
第32節　住宅の修理、応急仮設住宅の建設等…… 955
第33節　文教対策…… 955
第34節　農林水産業対策…… 956
第35節　義援金品の受付、配付…… 956

第３章　災害復旧対策計画
第１節　市民生活安定のための緊急対策……1201
第２節　激甚災害の指定……1201
第３節　公共土木施設の災害復旧計画……1201

第5編　資　料　編

１　災害記録等に関する資料
１－１　気象災害等……1501
１－２　越中（富山県）に被害があった地震……1601
１－３　震度別地震回数……1602
１－４　焼損面積の大きな火災……1605
２　観測施設等に関する資料
２－１　観測施設……1701
２－２　水防警報河川及びその区域等……1706
３　危険区域等に関する資料
３－１　急傾斜地崩壊危険区域指定地……1881
３－２　地すべり発生危険地区（林野）……1891
３－３　地すべり危険箇所（農地）……1893
３－４　崩壊土砂流出危険地区……1895
３－５　山腹崩壊危険地区……1941

３－６　砂防指定地……1949
３－７　雪崩危険箇所（国土交通省）……1966
３－８　雪崩危険箇所（林野）……1980
３－９　防災重点農業用ため池危険箇所……1986
３－10　石油コンビナート等特別防災区域の状況……2021
３－11　土砂災害警戒区域等……2025

４　情報・通信・広報に関する資料

４－１　気象警報等の伝達系統……2101
４－２　河川情報の伝達系統……2102
４－３　防災行政無線施設等設置状況……2104
４－４　放送局等……2115
４－５　防災関連情報等ホームページ……2116

５　消防・医療救護に関する資料

５－１　富山市消防団組織表……2151
５－２　消防団車両保有状況……2152
５－３　主要医療機関一覧表……2155
５－４　市内医薬品等卸売業者……2157
５－５　広域応援受入れ拠点等……2158

６　避難等に関する資料

６－１　市指定避難場所（避難所）……2251
６－２－１　地震・大規模な火事の指定緊急避難場所（広域避難所）……2259
６－２－２　災害対策基本法に基づく津波の指定緊急避難場所……2260
６－２－３　災害対策基本法に基づく洪水の指定緊急避難場所……2271
６－３　福祉避難所……2274
６－４　洪水時等における避難指示等の発令基準……2281
６－５　災害用生活必需品等備蓄場所……2283
６－６　要配慮者利用施設……2284

７　輸送等に関する資料

７－１　緊急輸送道路一覧表……2351
７－２　市保有等車両一覧……2355
７－３　緊急通行車両事前届出・確認手続要領……2356
７－４　場外離着陸場等一覧表……2357
７－５　主な輸送拠点施設……2360

８　衛生等に関する資料

８－１　災害時の一般家庭における消毒……2401
８－２　一般廃棄物の処理施設……2403
８－３　火葬場……2405

９　　相互応援協定等に関する資料

９－１　相互応援協定等一覧表……2501

９－２　協定締結履歴一覧表……2509

10　　防災会議等に関する資料

10－１　富山市防災会議条例……2701

10－２　富山市防災会議委員……2703

10－３　富山市災害対策本部条例……2704

11　　防災関係機関に関する資料

11－１　防災関係機関連絡先一覧表……2751

12　　その他

12－１　指定文化財一覧……2851

12－２　風の強さと吹き方……2859

12－３　雨の強さと降り方……2860

12－４　気象庁震度階級関連解説表……2861

12－５　災害救助法の概要及び基準……2871

12－６　激甚災害指定基準……2876

12－７　孤立の可能性がある集落……2879

様　式　集

様式１　　災害概況即報……3001

様式２　　被害状況即報（被害程度の判断基準等）……3002

様式３　　自衛隊派遣要請依頼……3008

様式４　　自衛隊撤収要請依頼……3009

様式５　　避難者名簿……3010

様式６　　被災者台帳……3011

様式７　　罹災証明書……3012

様式８　　罹災証明書交付申請書……3013

様式９　　被災届出証明書交付申請書・被災届出証明書……3014

第１節　計画の目的

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、富山市防災会議が、富山市の地域に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、市、防災関係機関、市民等が相互に連携し、総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市の地域、そして市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる防災都市づくりの推進に資することを目的とする。

【国、県及び富山市の防災会議並びに防災計画の体系】

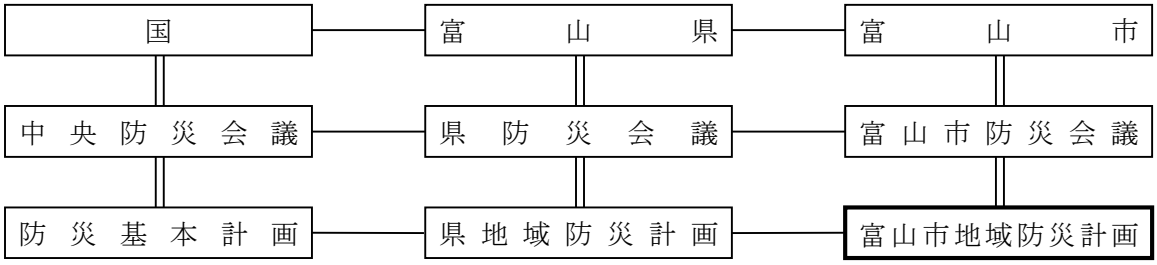

２　計画の位置づけ・構成

この計画は、市及び防災関係機関等が行う各種の防災活動の指針となり、防災対策事業の推進にあたっての基本となるものである。

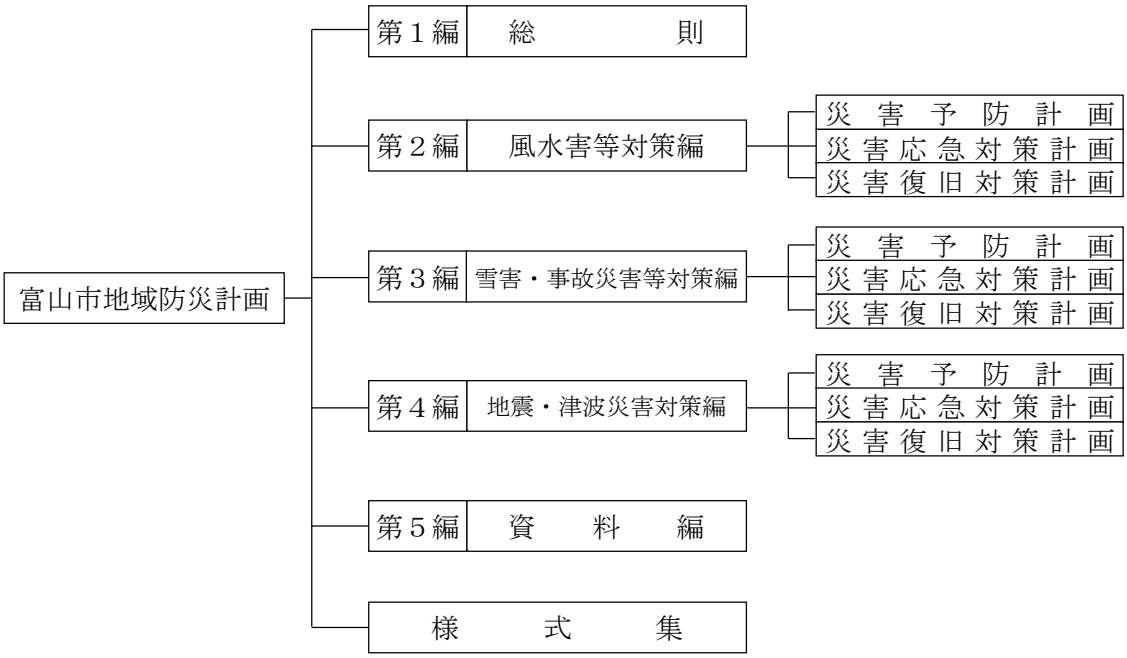

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を風水害等対策編、第３編を雪害・事故災害等対策編、第４編を地震・津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、第５編を資料編とし、本計画に必要な関係資料を掲げ、巻末に様式集を登載した。

なお、風水害等対策編では豪雨及び台風等による風水害、大規模火災について、雪害・事故災害等対策編では豪雪災害、航空災害、危険物等災害、海上災害、林野火災、原子力災害について、地震・津波災害対策編では地震及び津波災害についてそれぞれ定める。

３　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

４　計画の周知

本計画の内容は、市職員、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底するよう努める。

５　計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第２節　防災の基本方策

１　基本方針

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市において、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針の基軸とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現をめざし、災害に強いまちづくりを推進するために、次に掲げる事項を基本方針とする。

① 減災に向けた災害予防
　災害による被害を軽減するための平常時からの備えの継続的展開

② 地域防災力の向上
　自主防災組織をはじめとした地域コミュニティ防災活動の推進

③ 災害情報伝達体制の整備
　防災情報の収集伝達体制の整備及び情報の共有化の推進

④ 応急対策と避難環境の整備
　的確な応急対策の実施と避難所等における避難環境の整備

⑤ 災害対策本部の機能強化
　迅速・的確な初動体制の確保

２　防災の各段階における基本方策

防災には、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県、市及び事業所・市民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。なお、災害対策についての各段階における基本方策は次のとおりである。

(1)　計画的な災害予防対策

ア　災害に強いまちづくりを実現するため、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、公共土木施設等の整備・耐震性強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設の安全性強化により都市基盤の安全性を強化する。

イ　防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ関係機関との連携強化、相互応援体制の整備、災害対応業務のデジタ

ル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する

ウ　日常から災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第１５号に定める、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。

エ　事故災害防止のため、船舶の所有者等、航空運送事業者、鉄軌道事業者及び危険物等施設等の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努めるものとする。

また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査・指導を徹底し、また施設の安全管理に万全を期し、事故災害の発生予防に努めるものとする。

(2)　迅速で円滑な災害応急対策

ア　気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、市民への周知徹底を図る。特に土砂災害等の災害危険区域において災害が発生するおそれがある場合には、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに高齢者等避難、避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。

イ　災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い、迅速、的確な初動体制をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。

また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。

ウ　人命救助を最重点とし、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、市民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、県に対し緊急消防援助隊等の応援を要請する。

エ　被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。

オ　社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災

した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

カ　海上、航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害時についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動体制をとり災害応急対策を実施する。

キ　災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等に努め、業務継続性の確保を図る。

(3)　速やかな災害復旧対策

ア　民生安定のための緊急対策として、生活相談実施、見舞金支給、被災者生活再建支援金制度の活用など、自立的生活再建を支援する。また、被災した中小企業者・農林漁業者に融資等を通じた支援を行い、早期の事業再建を図る。

イ　被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

富山市、県その他の防災機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、富山市及び富山県並びに市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

１　防災関係機関等の責務

市、県及び防災関係機関並びに市民・事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

(1)　市

①　公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性・耐震性を強化する。

②　地域防災拠点や防災行政無線を計画的に整備する。

③　災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、市民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。

④　消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、ヘリコプター等を活用するため臨時離着陸場を確保する。

⑤　水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。

⑦　地域の防災力を高めるため、自主防災組織の育成を積極的に推進するとともに、市民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

(2)　県

①　災害から県土を守るため、山地保全事業、河川整備事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。

②　市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し必要な支援を行う。

③　市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。

④　市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、総合的な防災対策を推進する。

⑤　県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。

⑥　事故災害防止のため、道路、空港等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設等の安全性の確保のための検査・指導を徹底する。

(3)　防災関係機関

①　市民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。

②　消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。

③　鉄道・バス・航空・船舶等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

(4)　市　民

①　「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、飲料水・食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講ずる。

②　災害を防止するため、地域において相互に協力するとともに、市及び県が行う防災事業に協力し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

③　「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、活性化に努める。

④　自主防災組織等が行う防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、市及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

(5)　事業所・企業

①　事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払うこと。市及び県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の不燃化等に努める。

②　消防計画等の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所の防災力を向上させるとともに、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。また、市は県などと連携し、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。

③　危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。

④　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

⑤　事業者は、豪雨や防風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控

えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　防災関係機関等の業務大綱

(1)　市

事　務　又　は　業　務　の　大　綱
(1)　富山市防災会議に関すること。 (2)　災害対策の組織の整備に関すること。 (3)　気象予警報の情報伝達に関すること。 (4)　防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること。 (5)　避難指示等に関すること。 (6)　被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 (7)　被災者の救助、救護に関すること。 (8)　災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること。 (9)　消防活動及び水防対策に関すること。 (10)　上下水道事業の災害対策に関すること。 (11)　児童、生徒に対する応急教育に関すること。 (12)　公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 (13)　浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 (14)　飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 (15)　災害ボランティアの受入調整等に関すること。 (16)　自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 (17)　要配慮者の避難支援に関すること。

(2)　県

事　務　又　は　業　務　の　大　綱
(1)　富山県防災会議に関すること。 (2)　災害対策の組織の整備に関すること。 (3)　気象予警報等の情報伝達に関すること。 (4)　災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 (5)　被災者の救援、救護に関すること。 (6)　自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 (7)　災害時における交通規制及び輸送確保に関すること。 (8)　公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 (9)　浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 (10)　非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 (11)　災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 (12)　自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 (13)　児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること。 (14)　災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (15)　被災産業に対する融資等に関すること。 (16)　市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
東京管区気象台 富山地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (6) 災害対策本部等への職員の派遣に関すること。
北陸財務局 富山財務事務所	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (3) 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること。 (4) 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付。 (5) 避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供に関すること。
北陸農政局	(1) 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること (2) 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること。 (3) 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関すること。 (4) 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること。 (5) 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること
中部森林管理局	(1) 森林、治山による災害予防に関すること。 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関すること。 (3) 国有林野の火災防止等保全管理に関すること。
北陸信越運輸局	(1) 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動者運送事業者の安全運行の確保に関すること。 (2) 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること。 (3) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。

	(4)　災害時における船舶調達、あっせんに関すること。 (5)　災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること。 (6)　船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること。
大阪航空局 小松空港事務所	(1)　災害時における富山空港の措置に関すること。 (2)　航空災害の防止対策及び応急措置に関すること。
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	(1)　海上災害時における救助及び救難に関すること。 (2)　海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること。 (3)　海上災害の防止対策及び応急措置に関すること。 (4)　船舶等への気象警報の伝達等に関すること。 (5)　災害時における援助に関すること。
北陸総合通信局	(1)　情報通信の確保に関すること。 (2)　災害時における非常通信の運用監督に関すること。 (3)　非常通信協議会の育成指導に関すること。
富山労働局	(1)　災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関すること。 (2)　災害時における雇用対策に関すること。
中部経済産業局	(1)　産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2)　災害時における物資の安定供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 (3)　電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること。 (4)　中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること。 (5)　災害対策本部等への職員の派遣に関すること。
中部近畿 産業保安監督部	(1)　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること。
北陸地方整備局	(1)　管理河川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること。 (2)　管理河川流域の砂防工事に関すること。 (3)　富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること。 (4)　ダムの建設工事に関すること。 (5)　直轄国道の新設・改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること。 (6)　港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。 (7)　航路の整備、保全及び管理に関すること。 (8)　国が行う海洋汚染の防除に関すること。 (9)　港湾に係る海岸の整備、利用、保全、その他の管理に関すること。 (10)　土砂災害緊急情報の発表等に関すること。

国土地理院 北陸地方測量部	(1)　防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること。 (2)　災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること。 (3)　災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言。
中部地方環境事務所	(1)　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2)　災害時における廃棄物に関すること

(4)　指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行富山事務所	(1)　通貨の円滑な供給確保に関すること。 (2)　災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	(1)　鉄道輸送の安全確保に関すること。 (2)　災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。
中日本高速道路株式会社 金沢支社	(1)　北陸自動車道及び東海北陸自動車道の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社 北陸支社	(1)　災害時における郵便業務の確保に関すること。 (2)　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施に関すること。
西日本電信電話株式会社 株式会社ＮＴＴﾄﾞｺﾓ北陸支社 ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(1)　電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2)　災害時における緊急通話の確保に関すること。
日本赤十字社 富山県支部	(1)　災害時における医療救護に関すること。 (2)　災害時の血液製剤の供給に関すること。 (3)　義援金に関すること。 (4)　その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること。
日本放送協会 富山放送局	(1)　市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 (2)　災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。 (3)　社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること。

独立行政法人 国立病院機構	(1)　災害時における緊急時医療班派遣に関すること (2)　所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の受入れ、治療に関すること。 (3)　前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして緊急時医療班の活動支援にあたらせる。
北陸電力株式会社	(1)　電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2)　災害時における電力供給の確保に関すること。
北陸電力送配電株式会社	(1)　電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2)　災害時における電力供給の確保に関すること。
日本通運株式会社 富山支店	(1)　災害時における緊急輸送の確保に関すること。
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	(1)　原子力災害医療、緊急時モニタリングの要員派遣及び防災資機材の提供に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(1)　専門家の派遣、緊急時モニタリングの要員派遣及び防災資機材の提供に関すること。

(5)　自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第６航空団	(1)　災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること。 (2)　災害時における応急復旧対策に関すること。

(6)　指定地方公共機関、その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社 〔富山地方鉄道㈱、あいの風とやま鉄道㈱〕	(1)　鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること。 (2)　災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 (3)　災害時における被災地との交通の確保に関すること。
ガス供給事業会社等 〔日本海ガス（株） ㈳日本コミュニティガス協会北陸支部 ㈳富山県エルピーガス協会〕	(1)　災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること。 (2)　ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること。 (3)　市民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること。
報道機関 〔北日本放送㈱ 富山テレビ放送㈱ ㈱チューリップテレビ	(1)　市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 (2)　災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。

(株)ケーブルテレビ富山 上婦負ケーブルテレビ(株) (株)北日本新聞社 (株)北國新聞社富山本社 富山エフエム放送(株) 富山シティエフエム(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	
自動車運送事業会社 〔(社)富山県トラック協会〕	(1)　災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること。 (2)　災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること。
(社)富山市医師会 (社)富山市歯科医師会	(1)　災害時における医療救護活動に関すること。
富山市社会福祉協議会	(1)　災害救助金品の募集、被災者の救援その他市が実施する応急対策についての協力に関すること。 (2)　ボランティアとの連携に関すること。
土地改良区	(1)　水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
農業協同組合、漁業協同組合等農林漁業関係団体	(1)　市が行う農林漁業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (2)　農作物、林産物等の被害応急対策についての指導に関すること。 (3)　被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 (4)　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 (5)　飼料、肥料等の確保対策に関すること。 (6)　林野火災の予防に関すること。
商工会議所 商工会等商工業関係団体	(1)　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資あっせん等の協力に関すること。 (2)　災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3)　救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせんに関すること。
病院等医療施設の管理者	(1)　避難場所の確保と避難訓練の実施に関すること。 (2)　災害時における負傷者の医療救護、助産及び収容患者に対する医療の確保に関すること。
社会福祉施設の管理者	(1)　避難場所の確保と避難訓練の実施に関すること。 (2)　災害時における入所者の安全の確保に関すること。 (3)　災害時における緊急入所者の受入れに関すること。

第４節　計画の前提条件と災害記録

本節では、市の位置、地勢・気象概況等の自然的特性及び人口・産業・交通等の社会的条件及び災害記録を示す。

１　位置・面積

本市は、富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は射水市、砺波市等に接し、北は日本海の富山湾に面している。

市域は、東西60km、南北43kmで、面積は1,241.74km^{2}と富山県の約３割を占める。

また、総面積の69.2％を森林が占めており、森林面積の32.8％は国有林（中部山岳国立公園等）となっている。

２　自然的要因

(1)　地　勢

本市の東南部には、急峻な山岳があり、西部には呉羽丘陵が横たわっており、常願寺川、神通川等が中山間地域を通り、北に向かって扇状に沖積平野を展開し、富山湾へ注いでいる。

このように、本市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった地帯である。

また、富山平野を構成する沖積層は、常願寺川、神通川より堆積された砂礫層からなり、これらの河川の地下水涵養とあいまって豊富な帯水層を形成している。

しかし、地震動による液状化が発生しやすい。

(2)　気象概況

ア　春

冬から夏の転換期で、初めは天気変化が激しいが次第に春めいてくる。

発達した低気圧が日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。

イ　夏

梅雨の前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天気が続く。

しかし、後半は梅雨前線が日本海側まで北上して、大雨に見舞われることが多くなる。梅雨明け後は太平洋高気圧に覆われて安定した暑い日が続くが、熱雷や前線によって、短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。

ウ　秋

移動性の高気圧に覆われて澄みきった秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風の影響を受けて、曇りや雨のぐずついた天気が続くこともある。

晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山岳方面で降雪が始まり、平地では肌

寒いしぐれ模様の天気となる。

エ　冬

西高東低の冬型の気圧配置に支配され、曇りや雪の日が多くなる。

日本海の上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続き、時々大雪に見舞われる。海上は波の高い日が多く、特に北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときには、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

単位 統計期間 資料年数	平均気温 ℃ 1991～2020 30	最高気温 ℃ 1991～2020 30	最低気温 ℃ 1991～2020 30	平均風速 m/s 1991～2020 30	日照時間 時間 1991～2020 30	降水量 mm 1991～2020 30	降雪の深さ合計 cm 1991～2020 30	積雪の深さ最大 cm 1991～2020 30
１月	3.0	6.3	0.2	2.9	68.1	259.0	104	40
２月	3.4	7.4	0.1	2.9	89.7	171.7	84	39
３月	6.9	11.8	2.6	3.2	135.9	164.6	17	10
４月	12.3	17.6	7.4	3.3	173.6	134.5	1	0
５月	17.5	22.7	12.9	3.1	199.9	122.8	---	---
６月	21.4	25.7	17.7	2.6	154	172.6	---	---
７月	25.5	29.8	22.1	2.7	153.3	245.6	---	---
８月	26.9	31.4	23.2	2.7	201.4	207.0	---	---
９月	22.8	27.0	19.1	2.7	144.2	218.1	---	---
10月	17.0	21.6	13.1	2.7	143.1	171.9	---	---
11月	11.2	15.7	7.3	2.9	105.1	224.8	0	0
12月	5.7	9.5	2.5	2.9	70.7	281.6	49	23
全年	14.5	18.9	10.7	2.9	1,647.2	2374.2	253	51

（出典：気象庁ホームページ）

３　社会的要因

災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。

(1)　人口・世帯

平成27年国勢調査によると、本市における総人口は413,938人で、県人口の40.0％を占めている。また、世帯数では、171,917世帯となっており、県世帯数の42.6％を占めている。

しかし、少子・高齢化、核家族化が着実に進行している現状である。

また、人口減少と高齢化が著しい山間の過疎地域を有する一方、中心市街地においては人口の空洞化現象が起こっており、災害時における初動体制及び避難体制等防災対策に影響が大きいと予想される。

(2)　都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

(3)　工業化の進展

高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、本市周辺を含む主要工業地帯である臨海工業地帯は、高潮、波浪等の被害の危険性がある。

(4)　交通機関の発達

大量輸送機関である鉄道の発展、北陸自動車道や富山空港といった高速交通網の整備により利便性が増大したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等の発生の危険性をはらんでいる。また、多数の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が拡大されることが懸念される。

(5)　生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(6)　コミュニティ活動の停滞

本市においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

(7)　要配慮者の増加

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

(8)　男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むものとする。

(9)　感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

４　災害記録

市域並びに市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした主な災害は**資料１－１**に示すとおりである。

第５節　災害の危険性

市民の生命・財産を守るため災害に強いまちづくりを積極的に推進していかなければならない。そのためには、まず災害の危険性を把握する必要がある。

１　地震災害の危険性

(1)　活断層

断層とは、ある面を境として両側にずれのみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約200万年前から現在までの間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。活断層は、地震の発生源となりうる断層であることから、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されている。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている県内の主な活断層については、次のとおりである。

ア　跡津川断層帯

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約69㎞で、ほぼ東北東－西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約２～３ｍ／千年、最新の活動は1858年（安政５年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約4.5～８ｍの右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約2,300年～2,700年と推定される。

イ　牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約54㎞で、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は11世紀以後、12世紀以前、平均活動間隔は約5,000年～7,100年と推定される。

ウ　呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約22㎞以上とされているが、平成23年５月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長12.7㎞、総延長約35㎞とされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.4～0.6ｍ／千年程度、最新の活動は約3,500年前以後、７世紀以前であった可能がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた１回のず

れの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は3,000～5,000年程度であった可能性がある。

エ　砺波平野断層帯西部

砺波平野断層帯西部は、長さ約26㎞で、概ね北東－南西方向に延びる。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.4m／千年程度以上、最新の活動は約6,900年前以後、１世紀以前、平均活動間隔は約6,000～12,000年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

オ　砺波平野断層帯東部

砺波平野断層帯東部は、長さ約21㎞で、北北東－南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.4m／千年程度、最新の活動は約4,300年前以後、約3,600年前以前、平均活動間隔は3,000～7,000年程度であったと推定される。

カ　魚津断層帯

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約32㎞で、概ね北北東－南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約0.3m／千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた１回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は８千年程度以下の可能性がある。

キ　庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約67㎞で、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定され、平均活動間隔は約3,600～6,900年の可能性がある。

(2)　富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）

地震調査研究推進本部は、全国の主要な110の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年５月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年９月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年３月に牛首断層帯、平成19年５月に魚津断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「Ｓランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「Ａランク（やや高いグループ）」に属する。

（下記表では、30年以内の地震発生確率が３％以上は「Ｓランク」、0.1％以上～３％未満を「Ａランク」、0.1％未満を「Ｚランク」と表記している。）

長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	M7.2	A	ほぼ0%～2%もしくはそれ以上	約6000年～12000年もしくはそれ以下	約6900年前～1世紀
砺波平野断層帯東部（高清水断層）	M7.0	S	0.04%～6%	3000年～7000年程度	約4300年前～3600年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～5%	3000年～5000年程度	約3500年前～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約2300年～2700年	1858年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約3600年～6900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ0%	約5000年～7100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	A	0.4%以上	8000年程度以下	不明

その他富山県に影響を及ぼす活断層

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～6%	約2000年	約2000年前～200年前
邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1200年～1900年程度	約3200年前～９世紀

（参考）1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯主部淡路島西岸区間「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02%～8%	約1700年～3500年	

（参考）2011年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10%～20%	約600年程度	約500年前～600年前

(3)　地震動

ア　市北部（低地～台地）

市北部の地質をみると、東は魚津市にある中島台地、滑川市の東福寺野台地、大崎野台地、上市町の広野・片地台地、南東から南にかけては常願寺川扇状地、西は呉羽丘陵や射水丘陵等に第四紀更新世の地層が分布し、その中に完新世の地層でできた富山平野がある。この沖積層の下位には北に傾いた洪積層が分布し、さながら洪積層でできた北に開いた船底型の地形に沖積層が堆積したような形状を示している。

このため、地震動が増幅される傾向にあり、中でも一般国道８号以北等で泥質（軟弱）層が厚く地震動による危険性が高くなっている。特に、呉羽山断層帯等富山平野の地下に伏在する活断層は、それ自体が動かない場合でも、構造的に遠地地震の地震動を増幅させる可能性がある。

イ　市中部（台地）

地質別面積は、第四紀沖積層が最も大きく、次いで第三紀層が主な割合を占めている。

第四紀層は洪積世の呉羽山礫層、勅使塚、礫層、段丘積層、沖積層に分かれる。

第三系の海成堆積物と異なり、陸成の河川の堆積物である。

第三紀層は、音川累層の三田砂岩層、青井谷泥岩層、平林砂岩層と黒瀬谷累層の道島泥岩層に分かれ、第四系の陸成の河川による堆積物と異なり、海成堆積物である。

さらに、火山岩類も広く分布しており、いずれにしても、地震動の影響は受けやすいと考えられる。

ウ　市南部（山地・丘陵地）

市南部は、非常に古い地質時代の飛騨変成岩石・深成岩類（片麻岩や花崗岩などの非常に硬質の岩石からなる。）が分布し、これらを基盤として新第三紀以降の地層がおおっている。

新第三紀の地層と基盤の飛騨変成岩石・深成岩類の関係は不整合若しくは断層関係で示されている。

また、新第三紀の地層は、当時の火山活動の産物である火山岩・火破岩類（安山岩の溶岩・火山灰が固結した凝固岩・火山灰に溶岩の礫が混ざる凝灰角礫岩などからなる。）と、堆積岩類（砂礫層総が固まった砂礫・砂層が固まった砂岩・粘土と泥が固まった泥岩などからなる。）からなっており、おおむね10～30°の傾斜角で北に向かってほぼ一様に傾斜していると推定される。したがって、南にゆくほど古い時代の地層が分布露頭していることになる。

さらに、市南部には、跡津川断層帯・牛首断層帯等の活断層があり、ひとたび地震が発生すれば、大きな被害が予想される。

(4)　液状化

富山市北部は、砂礫や粘土等の軟弱層の上に都市が展開しており、しかも、神通川や常願寺川をはじめとし、中小河川が多く存在するため、多くのところで地層が地下水に飽和されているものと推定でき、地震による液状化・流動化が発生しやすい地域といえる。また、神

通川の旧河道沿いの地帯では、地震動による地盤災害の危険性が相対的に高い。

(5)　津　波

ア　四方地区

四方地区では四方漁港が海に対して開口部となっており、漁港周辺は地盤高が２m前後とかなり低くなっている。漁港は基本的には砂浜を浚渫してつくられており、背後は低い砂丘となっていることから、津波は砂浜遡上型となることが予想される。地盤高が低いため、比較的波高の小さい津波でも漁港周辺を中心に浸水、流失被害の出る危険性がある。

北陸電力富山火力発電所付近では一部護岸が切れているところがあり、そこから津波が浸入する危険性がある。護岸の背後は標高１～２mの低地が広がっていることから、いったん浸水した地域は長時間にわたって湛水することが予想される。

このほか、低地が広がる海浜公園周辺や打出周辺の用水路・放水路の河口付近でも、浸水被害が発生することも想定される。

イ　岩瀬地区

この地区は神通川の河口部と富山港に面しており、地盤高が２～３mの地域が広がっていることから、河川遡上型の津波が予想される。

神通川の本川に沿っては高さ５m前後の堤防が整備されており、津波はこの堤防沿いを遡上するものと考えられる。

富山港に面した地区では岸壁から浸入した津波が付近に氾濫し、被害が出る可能性がある。岸壁周辺の倉庫等一部防波堤のかわりとなるような建物が見られるが、これらを除き津波の浸入を妨げるものはない。津波が主要地方道富山港線を越えた場合、付近の住宅は浸水・流失する危険性がある。波高が３m程度の場合、さらに被害範囲は広がることが予想される。また、岩瀬運河に沿った地域では、運河に浸入した津波が周辺にあふれ出し、被害が出る可能性がある。

岩瀬浜に面した地区では、津波は砂浜遡上型となることが予想され、岩瀬漁港施設の浸水被害や、岩瀬浜海水浴場での人的被害、岩瀬古志町等での住宅浸水等が想定される。

ウ　日方江・浜黒崎地区

この地区の海岸線には高さ５m前後の護岸や砂丘が見られるものの、これらが機能しない場合、浜黒崎キャンプ場をはじめとする沿岸部で浸水被害が発生することが想定される。特に、河川や用水路の河口付近で浸水深が大きくなることが予想され、住宅の浸水・流出被害等の発生も想定される。

エ　水橋地区

この地区は常願寺川と白岩川の河口にあたり、地盤高２～３mの地域が広がっており、沿岸部での浸水被害と津波の河川遡上が予想される。

常願寺川に沿っては高さ５m程度の堤防が整備されており、津波はこの堤防沿いを遡上するものと考えられる。

白岩川に沿っては水橋地区の市街地が見られるが、水橋漁港を中心に海に向かって開いており、河川の護岸・堤防も３m程度と低いことから、津波が発生した際には水橋漁港周

辺や河川沿いの地域で浸水・流失の被害が生じる危険性がある。

富山湾に面した地区では、海岸保全施設が機能しない場合、浸水深が大きくなることが予想され、主要地方道富山魚津線などの沿道地域での住宅浸水・流出被害等の発生も想定される。

２　水害の危険性

(1)　河川氾濫

富山市には、常願寺川、神通川という二大河川が流れている。

常願寺川は、立山連峰を源とする、流路延長約56㎞、流域面積368㎢の国内でも屈指の急流河川で、一部天井川となっている。過去、堤防の決壊等による被害が多発しており、なかでも、安政５年の大地震による立山カルデラの大崩壊（大鳶崩れ）以後の２度にわたる大洪水は、下流地域に甚大な被害をもたらした。

神通川は、岐阜県飛騨地方を源とし、流路延長約120㎞、流域面積2,720㎢の県内最大の一級河川である。特徴として、上・中流部は急流で、流域の岐阜県飛騨地方の山岳地域は有数の多雨地帯であり、下流部で水害が生じやすい河川として知られている。

常願寺川や神通川は、おおむね150年（井田川、熊野川はおおむね100年）に１回程度起こる大雨にも耐えられるよう堤防、ダム等の治水施設の整備が進められている。しかし、整備の途上にある現在、そのような大雨に見舞われた場合、堤防からの溢水や破堤等が生じ、大きな被害を受けることが予想される（国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所「常願寺川・神通川浸水想定区域図」参照)。

一方、市内には多数の排水路や用水路、中小河川があり、河川や水路の狭窄部や合流部、暗渠部等では排水不良を原因とする氾濫や浸水災害が多くみられ、また集中豪雨による都市型の浸水被害が発生する可能性が高いといえる。

(2)　高　波

富山市では、海岸線及び大河川沿い等には高さ５ｍ前後の護岸堤防が築かれているため、これを超える高波以外は浸水被害の可能性は低いと予想される。

(3)　高　潮

護岸堤防等により高潮による直接の被害の可能性は低いものの、低気圧等による潮位の上昇や降雨による河川水位上昇等の条件によっては、沿岸部河川沿いで内水による浸水被害が発生する可能性がある。

３　土砂災害の危険性

富山市は市域の約７割が森林となっており、近年の都市化の進展もあいまって、丘陵地等の開発により傾斜地やがけ下に近接した住家が多くなっている。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質等の状況によっては、土砂の崩壊が発生しやすいといえる。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴であり、市内にはこうした土砂災害の危険性があると位置づけされている土砂災害警戒区域等が合計で1,328箇所、又地すべりや崩壊土砂流出、山腹崩壊の危険地区等は

全体で776地区にも上っている。

これらのことから、土砂災害が発生する可能性は高く、中でも富山地域を除く各地域では危険箇所等が数多く分布しており、特にその可能性が高い。

（令和6年4月1日現在）

種別			富山	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入	計
土砂災害警戒区域等	土砂災害特別警戒区域	土石流	2	21	69	82	14	9	14	211
		急傾斜地の崩壊	55	129	131	237	115	114	35	816
		地滑り	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	57	150	200	319	129	123	49	1,027
	土砂災害警戒区域	土石流	6	26	97	138	23	15	21	326
		急傾斜地の崩壊	62	129	133	240	117	117	35	833
		地滑り	1	15	16	83	11	37	6	169
		小計	69	170	246	461	151	169	62	1,328
地すべり危険箇所（農地）		指定	0	0	0	3	0	5	0	8
		未指定	0	6	1	19	1	10	0	37
地すべり発生危険地区（林野庁）		指定	0	0	3	21	0	5	0	29
		未指定	0	2	3	12	1	5	2	25
崩壊土砂流出危険地区（林野庁）			0	25	118	110	10	15	26	304
山腹崩壊危険地区（林野庁）			8	17	70	45	12	13	31	196
砂防指定地			1	17	44	76	8	18	15	177※
小　計			9	67	239	286	32	71	74	776

※２地域にまたがる箇所については１箇所としてカウント

４　豪雪・雪崩の危険性

本市は全国有数の豪雪地帯である富山県の中央部に位置し、大山、八尾、山田、細入の各地域は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯に指定されている。西高東低の冬型の気圧配置や強い寒気の南下等の条件によっては、大雪に見舞われる。雪質は湿り気が多いのが特徴である。

積雪・降雪により、道路をはじめとして各種の交通に支障を来すことや家屋等の損壊被害が発生するなど地域経済社会に与える影響も大きいものがある。

特に、山間部にあっては、雪崩の発生も危惧され、人家の被害や孤立集落が発生する可能性もある（**資料３－７、３－８**参照）。

５　事故災害等の危険性

本市は陸・海・空の交通の要衝地であり、潜在的にこれら交通に起因する事故災害の危険性を孕んでいるといえる。就業人口は富山県の約４割を占め、通勤に多くの自動車が利用される等、自動車に依存する部分は大きいものがあり、事故災害に繋がる可能性や、他の災害時にお

いて交通混乱を引き起こし被害が拡大されることが懸念される。

また、沿岸部には石油コンビーナートが、内陸部には大きな化学工場等もあるが、住宅地に隣接していることから、火災等の事故が発生した場合、周辺地域まで巻き込んだ大きな被害が予想される。

さらに、本市は森林が７割を占めることから、潜在的に林野火災が発生する可能性があるといえる。

第６節　被害想定

１　地震・津波の設定と被害想定の基本的考え方

(1)　最大クラスの地震・津波の想定

地震・津波災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震・津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

(2)　被害想定

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際には、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、国、県、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国及び県と連携し、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

また、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。

２　地震被害想定

地震には、海溝型地震や陸域の浅い地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、本市に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層帯をはじめとする大規模な陸域の浅い内陸直下の地震が考えられている。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、富山県の自然条件及び社会条件を反映させた上で、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。

(1)　地震の想定

本計画による地震の想定については、富山県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、呉羽山断層帯、跡津川断層帯及び法林寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。

(2)　被害の想定

①　被害想定の項目

ア　呉羽山断層帯、跡津川断層帯、法林寺断層を震源とする直下型の地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液状化危険度を示す。

イ　県全域の物的、人的被害を予測する。

②　前提条件

ア　呉羽山断層帯地震

（ア）　被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成23年１月１日現在）の人口・世帯データや平成22年度固定資産税課税データ等を用いた。

（イ）　火災（出火、延焼）の予測は、風速３ｍ／秒、風向きは南西とし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

（ウ）　被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

イ　跡津川断層帯地震、法林寺断層地震

（ア）　被害想定に必要な各種データは、跡津川断層帯地震にあっては、平成２年国勢調査の人口・世帯データ及び平成５年の住宅統計調査報告を用い、法林寺断層地震にあっては、平成７年国勢調査の人口・世帯データや平成７年１月の家屋データを用いた。

（イ）　火災（出火、延焼）の予測は、春の朝６時、風速２ｍ／秒、風向きは南西とした。

（ウ）　被害想定は、基本的に県下を約１㎢メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

③　予想震度分布

ア　呉羽山断層帯地震

震度分布は、図１のとおり断層近傍に位置する呉羽地域及び和合地域で震度７を示すほか、婦中地域及び市中心部を含む北陸自動車道以北の市街地で震度６（強）を示している。また、その周辺の八尾、大沢野、大山の各市街地も震度６（弱）を示すなど、広範囲で大きな震度が分布している。これら主に震度６（弱）以上の地域では、大規模な液状化も懸念される。

イ　跡津川断層帯地震

震度分布は図２のとおりである。

震源となる断層付近に位置する大山地域で震度７となる地域があるほか、震度６弱以上の地域がその外周部及び富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）に分布している。その結果、市域のほとんどが震度６弱以上と予測される。しかも、富山市中心部の震度６弱以上の地域は柔らかい粘性土が堆積した地域であり、大規模な液状化が懸念される。

ウ　法林寺断層地震

震度分布は、図３のとおりである。富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）にも大きな震度

が示されている。

市全域の震度分布は震度４～震度５（弱）以上を示している。

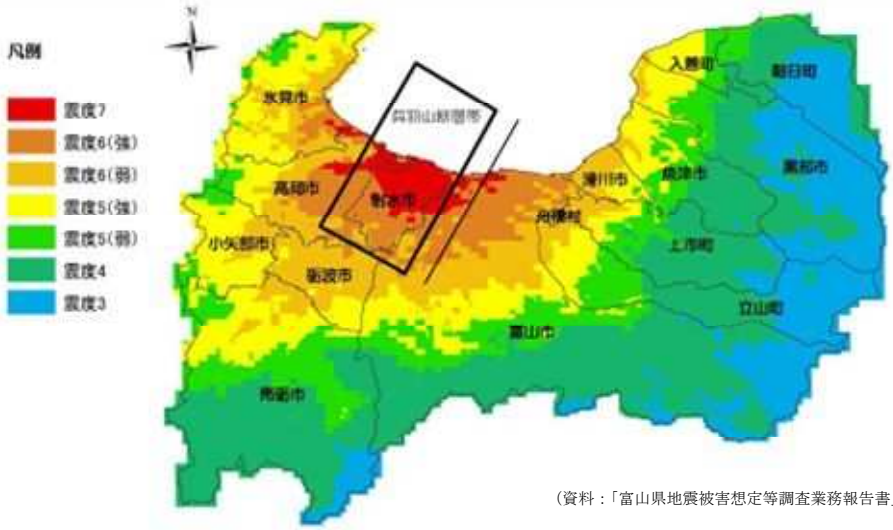

（資料：「富山県地震被害想定等調査業務報告書」（富山県　平成23年））

図１　呉羽山断層帯地震予測震度分布

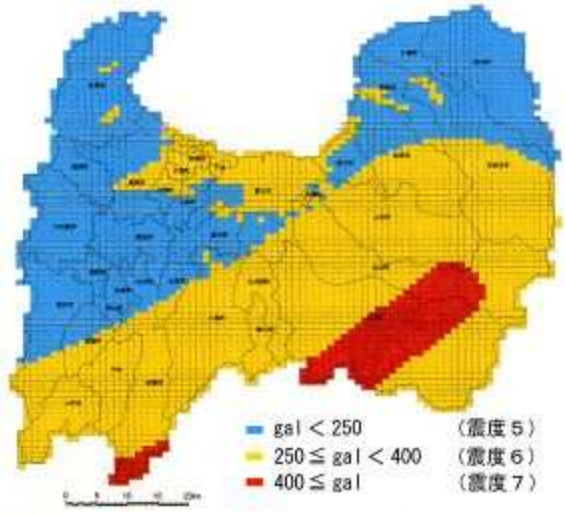

（資料：「富山県地震調査報告書」）

図２　跡津川断層帯地震予測震度分布

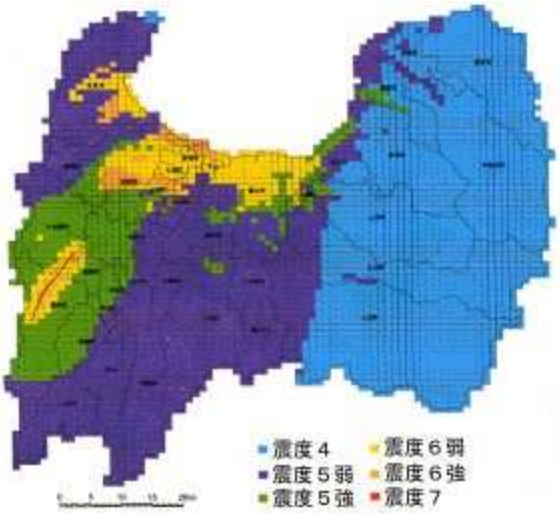

（資料：「富山県地震調査報告書」）

図３　法林寺断層地震予測震度分布

④　地盤の液状化

地盤の液状化については、図４～６（「液状化判定結果図」）のとおりである。

いずれの想定地震においても、海岸付近では液状化の可能性が極めて高いと予想されており、富山市は液状化のおそれのある地域面積を多く抱えていることとなる。

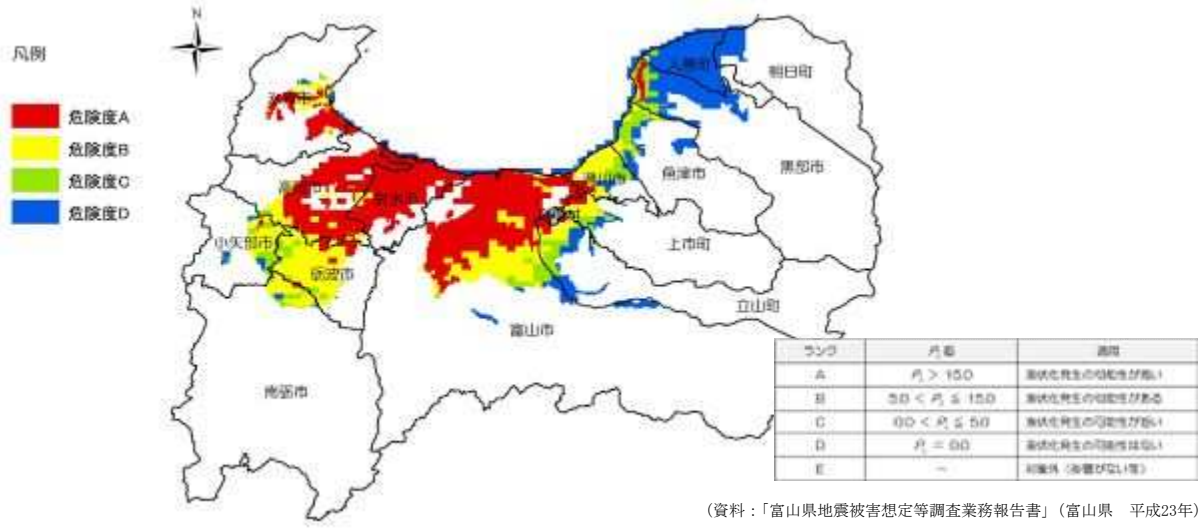

（資料：「富山県地震被害想定等調査業務報告書」（富山県　平成23年））

図４　呉羽山断層帯地震液状化判定結果図

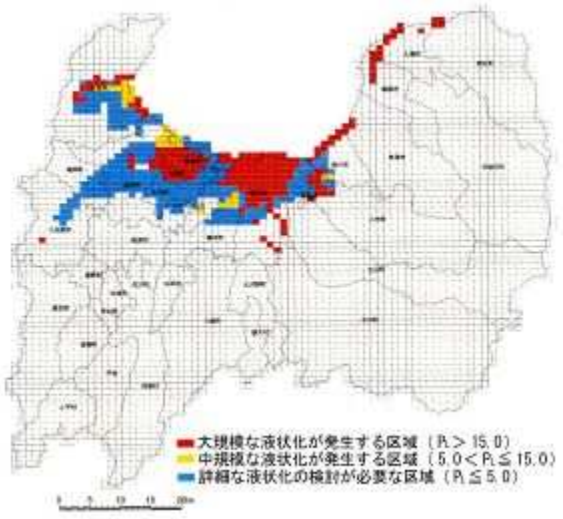

（資料：「富山県地震調査報告書」）

図５　跡津川断層帯地震液状化判定結果図

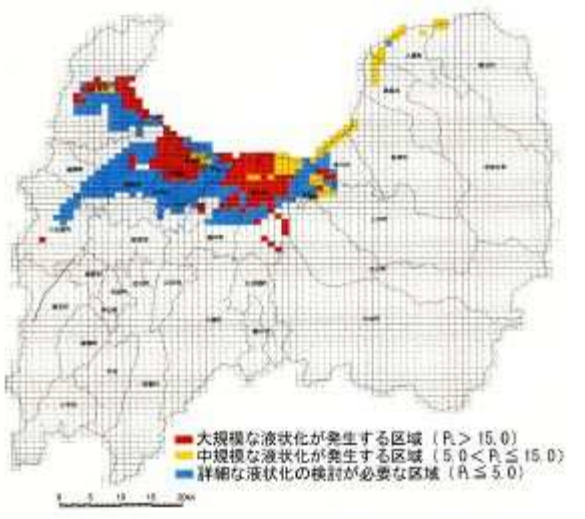

（資料：「富山県地震調査報告書」）

図６　法林寺断層地震液状化判定結果図

⑤　被害の概要

ここでは、「呉羽山断層帯地震」についてまとめた。

被害の想定は次のとおりであるが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

呉羽山断層帯地震による被害想定

項　目				被害予測数		
物的被害	建物被害	建物分類		住　宅	非住宅	合　計
		現況（棟）		180,753	65,043	245,796
		地盤の揺れ	全　壊（棟）	23,438	5,309	28,747
			半　壊（棟）	64,214	22,644	86,858
			被害率（%）	30.7	25.6	29.4
		地盤の液状化	全　壊（棟）	2,288	0	2,288
			半　壊（棟）	4,216	333	4,549
			被害率（%）	2.4	0.26	1.9
		急傾斜地崩壊	全　壊（棟）	38	0	38
			半　壊（棟）	137	0	137
			被害率（%）	0.06	0.00	0.04
		合　計	全　壊（棟）	25,764	5,309	31,073
			半　壊（棟）	68,567	22,977	91.544
			被害率（%）	33.22	25.83	31.26
		火災・延焼	出　火（棟）	5	5	10
			延　焼（棟）	－	－	－
			合　計（棟）	5	5	10
	建物屋外付帯物の落下（棟）			8,254	1,788	10,042
	ブロック塀等倒壊		現　況（件）	58,615		
			倒　壊（件）	11,401		
	自動販売機の転倒		現　況（件）	32,018		
			転　倒（件）	1,448		
人的被害	死傷者	現況人口（人）		420,307		
		被害項目		死者数	負傷者数	合　計
		建物の倒壊（人）		1,444	8,281	9,725
		急傾斜地崩壊（人）		2	3	5
		火災・延焼（人）		1	6	7
		各種の塀倒壊（人）		4	91	95
		自動販売機の転倒（人）		0	1	1
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	7	7
		合　計（人）		1,451	8,389	9,840

（資料：「富山県地震被害想定等調査業務報告書」（富山県　平成23年））

なお、過去にも大きな被害をもたらし、市の広範囲に影響を与えると予測されている「跡津川断層地震」については、死者235名、負傷者6,559名、全壊住宅戸数5,791戸、半壊住宅戸数14,086戸等の被害が予測されている。

３　津波被害想定

津波災害対策の検討に当たっては、最大クラスの津波を想定することが重要である。今後、本市で起こり得る大規模な津波を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく津波災害対策を推進するうえで前提となるものである。

また、津波による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が津波災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や市民の津波に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

こうしたことから、本市における過去の津波を把握するとともに、津波被害の想定に基づく津波災害対策を推進する必要がある。

(1)　津波の想定

国の防災基本計画においては、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定（主に太平洋側の海溝型地震を想定）することを基本としている。

①　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

②　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(2)　津波シミュレーション調査

１　調査で想定した津波（最大クラスの津波）

国では、太平洋側の海溝型地震を前提とした２つのレベルの津波を想定。

①　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（Ｌ２）

②　①より発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（Ｌ１）

富山県では、海溝型地震ではなく、活断層で発生する地震による津波が想定されており、上記①については、文献調査において、600～1,000 年に一度と推定される東日本大震災のような海溝型の甚大な被害をもたらす津波は確認されていない。

また、上記②の「比較的発生頻度の高い津波」についても、文献調査において被害をもたらすような津波は確認されていない。

しかしながら、県では、住民の安全・安心の確保のため、想定外ということがないようあらゆる可能性を考慮して、念のため、平成 23 年度に富山県に影響を及ぼすおそれのあ

る津波についてシミュレーション調査を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律等に基づき平成 26 年８月に国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、また、平成 27 年 10 月には東京大学地震研究所の「日本海地震・津波調査プロジェクト」から、日本海域における新たな断層モデル等が公表された。

県では、新たな科学的知見の公表を受け、県防災会議地震対策部会で津波シミュレーション調査について審議を行い、その結果、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（Ｆ41）及び富山湾西側（Ｆ45）の断層並びに平成 24 年 3 月に富山県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち、呉羽山断層帯とした。

対象断層の位置

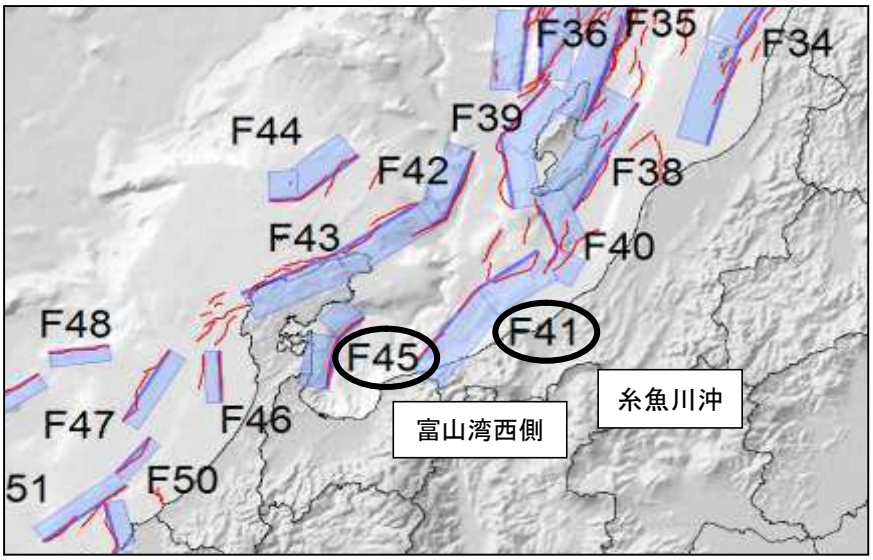

図１：日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書
（平成 26 年 8 月公表）断層位置図（抜粋）（国土交通省）

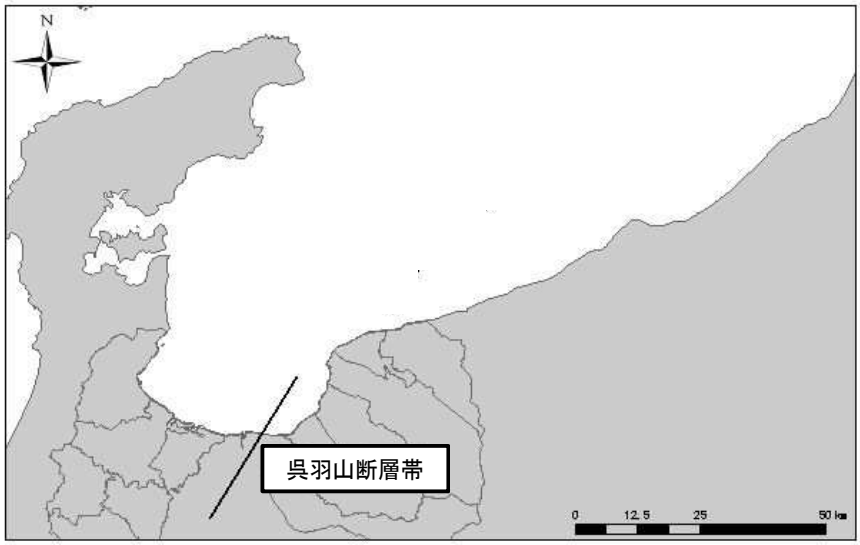

図２：富山県津波シミュレーション調査（平成 24 年３月公表）
対象断層位置図（富山県）

また、東京大学地震研究所が公表した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の研究成果については、今後、さらに国の地震調査研究推進本部において、地震の規模や発生確率等の長期評価が検討されるが、防災上の観点から、長期評価の公表を待つことなく、参考として、①富山湾西側の断層（ＴＢ１、ＴＢ２の連動）②能登半島南東沖の断層（ＴＢ３）③魚津沖の断層（ＴＢ４）④糸魚川沖の断層（ＴＢ５）⑤糸魚川沖の断層（ＴＢ６）⑥糸魚川沖の断層（ＪＯ１、ＪＯ２の連動）について、調査を行う。

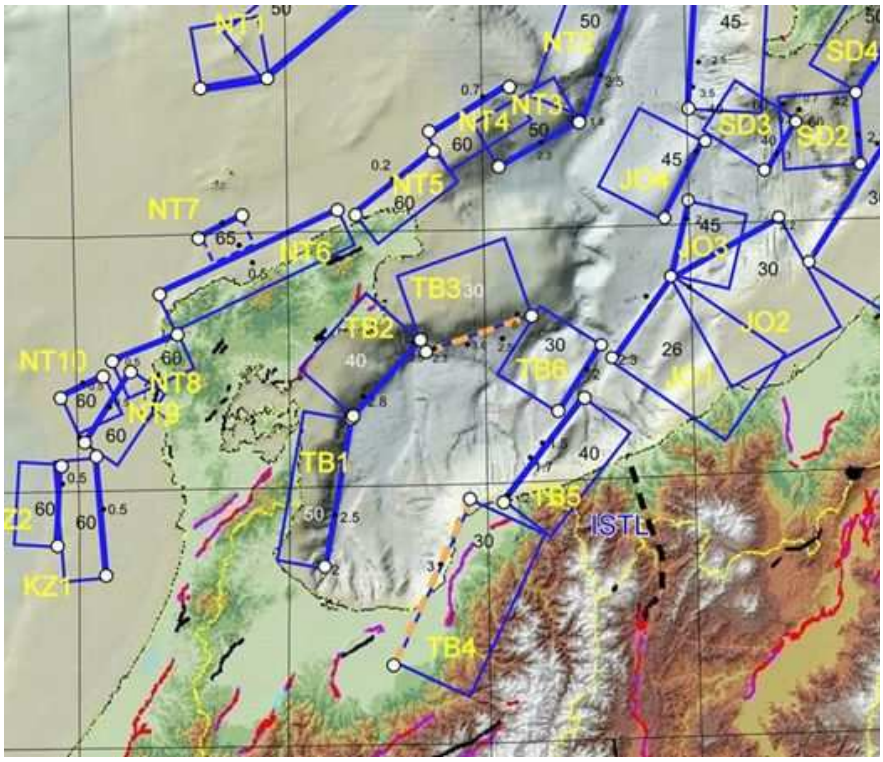

図３：日本海地震・津波調査プロジェクト成果報告書
（平成 27 年 10 月公表）断層位置図（抜粋）
（文部科学省）

【参考】過去に富山県に来襲した津波

発生年	地震の名称	地震規模	富山県での記録（被害報告なし）
1833 年	山形県沖	M7.8	氷見 2m
1964 年	新潟	M7.5	伏木 60cm、魚津 56cm、富山 48cm、富山新港 44cm
1983 年	日本海中部	M7.7	滑川 43cm、富山 20cm、高岡 19cm、新湊 17cm
1993 年	北海道南西沖	M7.8	富山新港 11cm、伏木港 11 cm、富山 10cm

※出典：東北大学災害科学国際研究所等「津波痕跡データベース」（痕跡高）

２　調査内容

（１）富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波による浸水想定面積、市町ごとの最高津波水位、最高津波到達時間、海面変動影響開始時間の予測

（２）津波による人的被害、建物被害の予測

３　対象断層

対象断層	想定地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖（Ｆ４１） ※３つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m （最大クラス推定式）	長さ　86 km 幅　23 km
富山湾西側（Ｆ４５） ※２つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m （最大クラス推定式）	長さ　43 km 幅　18 km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m （実測値）	長さ　35 km 幅　22 km

（参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層）

ＴＢ１、２の連動 ※ＴＢ１＆２（連動）	M7.3	3.03m （最大クラス推定式）	長さ　54 km 幅　17 km
ＴＢ３	M7.0	2.40m （最大クラス推定式）	長さ　24 km 幅　23 km
ＴＢ４	M7.3	3.05m （最大クラス推定式）	長さ　40 km 幅　24 km
ＴＢ５	M7.1	2.47m （最大クラス推定式）	長さ　29 km 幅　21 km
ＴＢ６	M6.8	1.98m （最大クラス推定式）	長さ　17 km 幅　18 km
ＪＯ１、２の連動 ※ＪＯ１＆２（連動）	M7.5	4.16m （最大クラス推定式）	長さ　48 km 幅　34 km

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

４　調査結果の概要

富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波について、県がシミュレーション調査を行った結果、本県における津波の主な特徴は、次のとおりである。

ア　浸水深５ｍを超える区域は、沿岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる。

※「３m 以上５m 未満」→沿岸から概ね 20m 以内（一部の地域で最大 200m）

「１m 以上３m 未満」→沿岸から概ね 200～300m 以内（一部の地域で最大 400m）

イ　津波水位は、入善町の 10.2mが最高（対象断層Ｆ45）。

ウ　最高水位は第１波又は第２波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。

エ　海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。

例：富山湾西側(F45)の場合 → 入善町 10.2m が７分後
　　呉羽山断層帯の場合　　→ 滑川市 6.8m が３分後、
　　糸魚川沖(F41)の場合　　→ 高岡市 3.3m が 16 分後、に到達

（１）浸水想定面積の予測

ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

（単位：k㎡）

断層	糸魚川沖（F41）	富山湾西側（F45）	呉羽山断層帯	最大浸水面積（重ね合せ）
浸水面積	2.0	1.4	1.6	2.5

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

イ 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

（単位：k㎡）

断層	TB1＆2（連動）	TB3	TB4	TB5	TB6	JO1＆2（連動）	最大浸水面積（全断層重ね合せ）
浸水面積	2.7	0.3	1.3	0.6	0.1	0.6	3.1

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

※浸水面積は、河川等部分を含めた陸域部の浸水深１ｃｍ以上の浸水範囲の合計値。

※最大浸水域は、すべての断層を重ねあわせた最大の浸水範囲の面積。

※数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【参考】浸水深「５ｍ以上 10m 未満」「３ｍ以上５ｍ未満」「１ｍ以上３ｍ未満」の区域
※法律に基づく津波浸水想定

浸水深	海岸からの距離	浸水域面積	市町ごとの面積（㎢）
5m 以上 10m 未満	概ね 10m 以内	0.0277 ㎢	氷見 0.0025、滑川 0.0003、魚津 0.0001、入善 0.0247、朝日 0.0001
3m 以上5m 未満	概ね 20m 以内 一部地域で最大 200m	0.3499 ㎢	氷見 0.0295、高岡 0.0004、射水 0.0008、富山 0.0365、滑川 0.0288、魚津 0.0046、黒部 0.0275、入善 0.1593、朝日 0.0625
1m 以上3m 未満	概ね 200～300m 以内 一部地域で最大 400m	4.1835 ㎢	氷見 0.6223、高岡 0.1146、射水 0.3692、富山 0.7382、滑川 0.3325、魚津 0.1805、黒部 0.3526、入善 1.2542、朝日 0.2194

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

（２）最高津波水位及び最高津波の到達時間、海面変動影響開始時間の予測

ア　法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

	糸魚川沖（F41）			富山湾西側（F45）			呉羽山断層帯		
	最高津波		海面変動影響開始時間（分）	最高津波		海面変動影響開始時間（分）	最高津波		海面変動影響開始時間（分）
	水位（T.P.m）	到達時間（分）		水位（T.P.m）	到達時間（分）		水位（T.P.m）	到達時間（分）	
富山市	4.3	48	10	4.7	11	2	5.5	2	１分未満

：最高津波の断層

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

イ　参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

	TB1&2（連動）			TB3			TB4		
	最高津波		海面変動影響開始時間（分）	最高津波		海面変動影響開始時間（分）	最高津波		海面変動影響開始時間（分）
	水位（T.P.m）	到達時間（分）		水位（T.P.m）	到達時間（分）		水位（T.P.m）	到達時間（分）	
富山市	6.2	11	１分未満	2.3	14	10	5.0	14	１分未満

	TB5			TB6			JO1&2（連動）		
	最高津波		海面変動影響開始時間（分）	最高津波		海面変動影響開始時間（分）	最高津波		海面変動影響開始時間（分）
	水位（T.P.m）	到達時間（分）		水位（T.P.m）	到達時間（分）		水位（T.P.m）	到達時間（分）	
富山市	2.8	46	10	1.7	19	11	2.9	21	14

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

※「津波水位」は、海岸線から沖合約 30m 地点における津波の水位を標高で表示。
※最大津波水位の地点、海面変動影響開始時間が最も早くなる地点は別々に集計しており、2つの地点は異なる場合がある。
※気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）から、津波によって潮位が上昇した高さなので、津波水位、津波高とは異なる。
※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T.P＋m）として表示。
※時間については分単位で、分未満は切り捨て（例：5.5 分 → 5 分）。
※地形や構造物等の影響により、沿岸域の「浸水深」は上記の「最高津波水位」よりも小さくなっている。

（３）被害想定の予測とその軽減効果
ア　被害想定の予測

沿岸市町	①糸魚川沖（F41）想定地震規模 M7.6 想定長さ 86km 想定平均すべり量 4.66m			②富山湾西側（F45）想定地震規模 M7.2 想定長さ 43km 想定平均すべり量 2.77m			③呉羽山断層帯 想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m		
	木造建物		死者	木造建物		死者	木造建物		死者
	全壊	半壊	（人）	全壊	半壊	（人）	全壊	半壊	（人）
氷見市	220	363	12	4	44	21	165	418	6
高岡市	1	53	1	3	16	2	0	3	0
射水市	43	362	6	0	73	4	9	182	9
富山市	67	132	0	31	48	2	16	55	9
滑川市	0	8	0	3	29	2	89	426	38
魚津市	0	93	15	3	78	21	11	180	31
黒部市	0	3	1	9	147	41	0	6	6
入善町	0	0	0	7	62	11	0	0	0
朝日町	1	6	0	1	2	1	0	0	0
計	332	1,020	35	61	499	105	290	1,270	99

※死者数は、深夜人口をもとに、「早期避難 70%、用事後避難 30%」の場合の数値
（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

（参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層）

沿岸市町	TB1＆2（連動） 想定地震規模 M7.3 想定長さ 54km 想定平均すべり量 3.03m			TB3 想定地震規模 M7.0 想定長さ 24km 想定平均すべり量 2.40m			TB4 想定地震規模 M7.3 想定長さ 40km 想定平均すべり量 3.05m		
	木造建物		死者（人）	木造建物		死者（人）	木造建物		死者（人）
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	92	486	78	0	0	0	7	161	8
高岡市	20	25	6	0	0	0	3	23	2
射水市	0	181	28	0	0	0	93	46	6
富山市	40	244	17	0	0	0	36	52	6
滑川市	69	271	27	0	0	0	0	3	0
魚津市	112	489	63	0	2	3	4	67	24
黒部市	154	650	119	0	0	0	15	71	23
入善町	40	237	31	0	0	0	0	0	0
朝日町	4	12	5	0	1	0	0	0	0
計	531	2,595	374	0	3	3	158	423	69

沿岸市町	TB5 想定地震規模 M7.1 想定長さ 29km 想定平均すべり量 2.47m			TB6 想定地震規模 M6.8 想定長さ 17km 想定平均すべり量 1.98m			JO1＆2（連動） 想定地震規模 M7.5 想定長さ 48km 想定平均すべり量 4.16m		
	木造建物		死者（人）	木造建物		死者（人）	木造建物		死者（人）
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	0	4	0	0	0	0	13	216	1
高岡市	0	2	0	0	0	0	0	6	0
射水市	0	2	0	0	0	0	0	48	0
富山市	6	23	0	0	0	0	0	22	0
滑川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚津市	0	3	3	0	2	3	0	2	3
黒部市	0	0	0	0	0	0	0	2	0
入善町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	6	34	3	0	2	3	13	297	4

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

イ　人的被害の軽減効果の予測

（人）

想定地震	早期避難率 低 （早期避難20% 用事後避難50% 切迫避難・避難無30%）	早期避難率 高 ＋呼びかけ （早期避難70% 用事後避難30%）	全員迅速避難 （早期避難100%）
①糸魚川沖（F41）	92 （＋57）	35	17 （▲ 18）
②富山湾西側（F45）	118 （＋13）	105	98 （▲ 7）
③呉羽山断層帯	119 （＋20）	99	93 （▲ 6）

※避難率は、中央防災会議(H24.8)で用いられた率を採用

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

（参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層）

TB1＆2（連動）	396 （＋22）	374	361 （▲ 13）
TB3	5 （＋2）	3	1 （▲ 2）
TB4	79 （＋10）	69	64 （▲ 5）
TB5	7 （＋4）	3	1 （▲ 2）
TB6	5 （＋2）	3	1 （▲ 2）
JO1＆2（連動）	16 （＋12）	4	1 （▲ 3）

（資料：「富山県津波シミュレーション調査の結果の概要について」（富山県））

第７節　市災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他防災関係機関相互の有機的連携を図り、市民、関係団体、ボランティア等の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

１　富山市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、富山市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、富山市防災会議を置く（「富山市防災会議条例」**資料10－１**参照）。

２　富山市災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく富山市災害対策本部の組織は、富山市災害対策本部条例（平成17年条例第133号、**資料10－３**参照）並びに本計画に定めるところによるものとする。

(1)　系　統

富山市災害対策本部の組織系統は、おおむね次のとおりとする。

富山市災害対策本部
本部設置場所：富山市役所

現地災害対策本部
設置場所：被災地に近い公共施設 ※必要に応じて設置する。

富山市災害対策本部の組織図

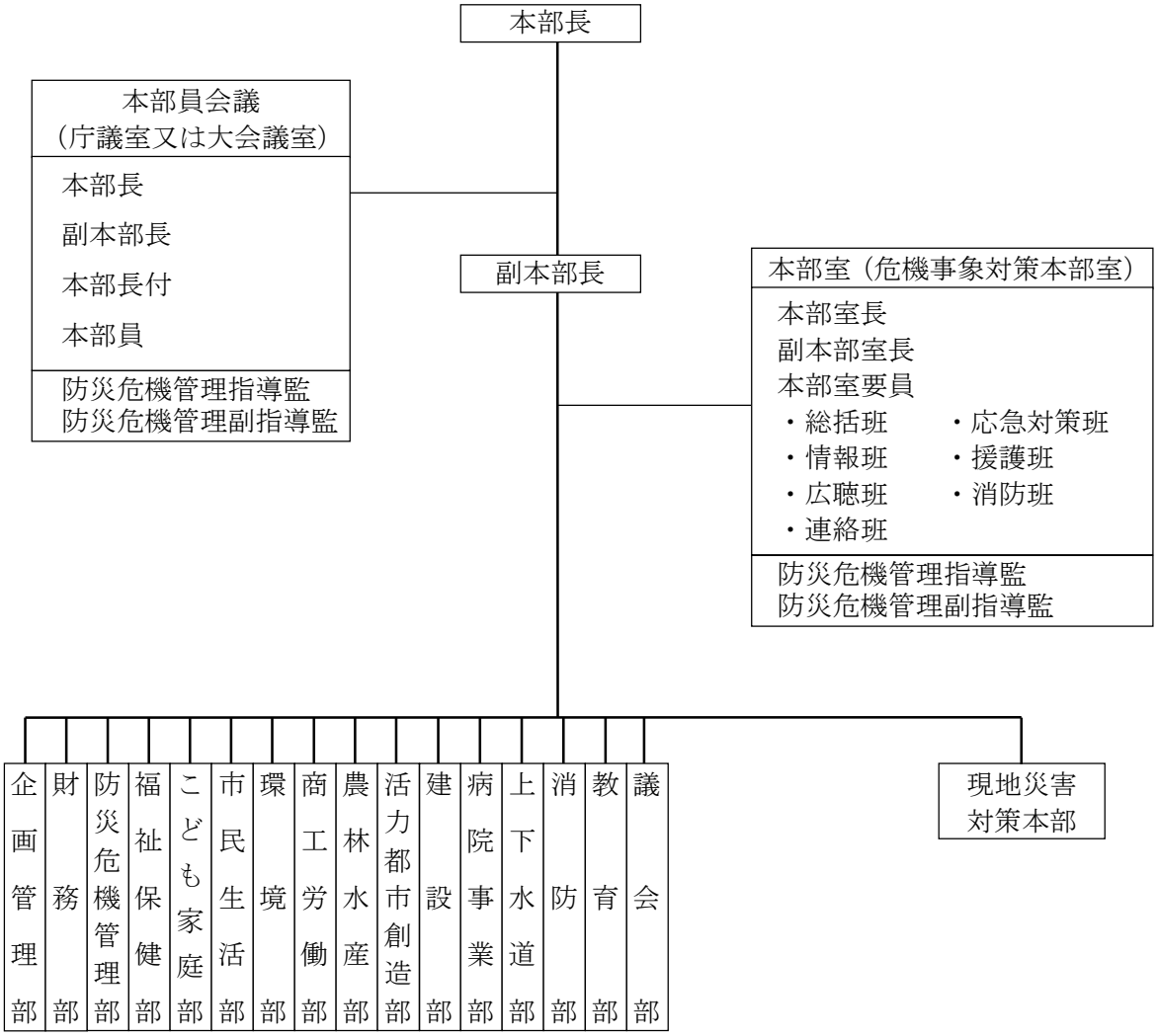

富山市災害対策本部組織一覧

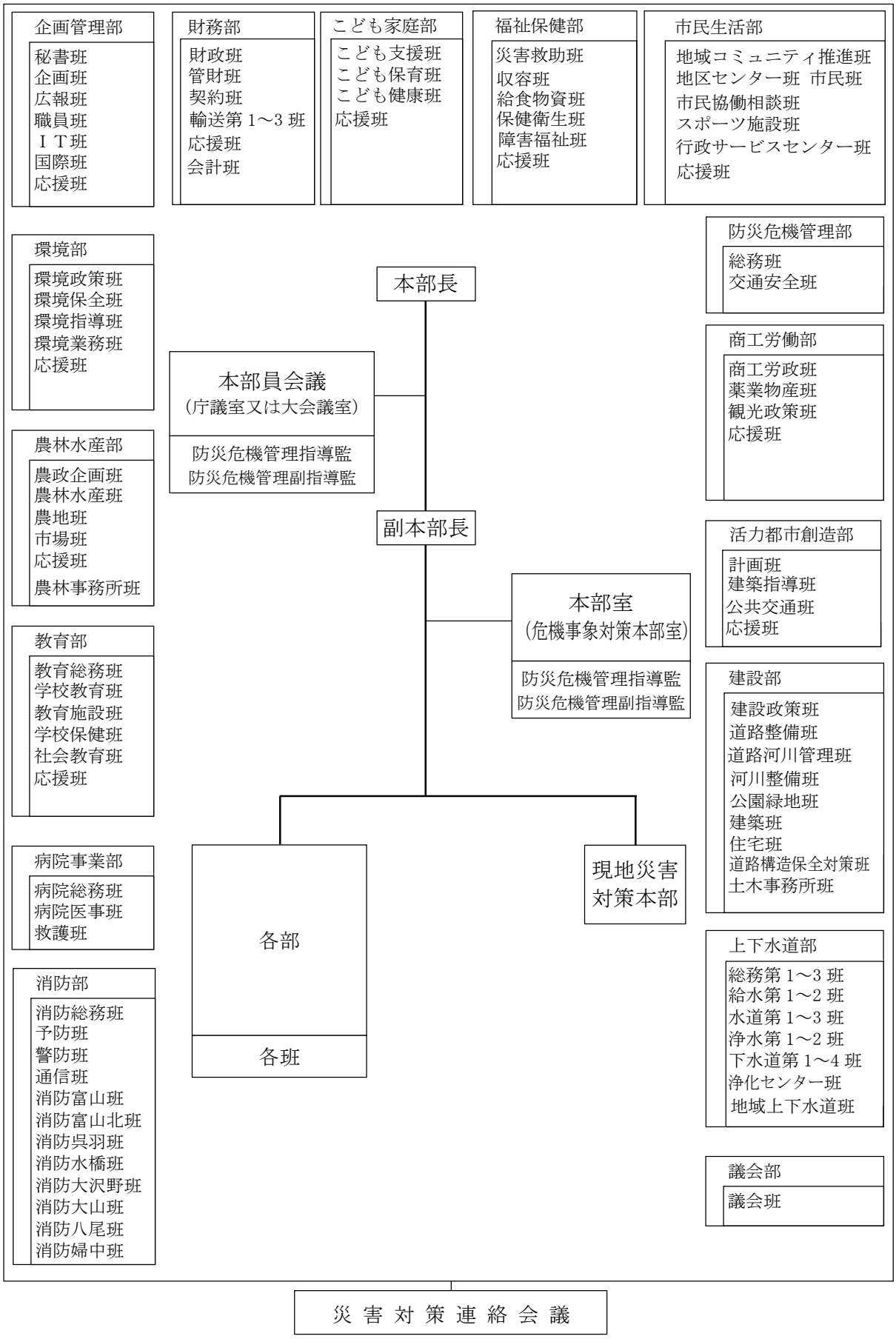

(2)　任務分担

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

ア　災害対策本部長（市長）

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ　災害対策本部副本部長（副市長、上下水道事業管理者）

災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理し、その順位は①副市長、②上下水道事業管理者とする。なお、副市長が複数名の場合の順位は、富山市副市長の事務分担等に関する規則第４条による。

ウ　本部長付（政策監、教育長）、本部員（各部局長）

本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。また、本部長の命を受け、本部長付は特定の事務を、本部員は部の事務を掌理する。なお、本部員は事前に代行者を定めておく。

エ　本部員会議

（ア）　本部長、副本部長、本部長付及び本部員でもって組織し、次の事項について適時協議する。

a　災害応急対策の基本方針に関すること。

b　動員配備体制に関すること。

c　各部班間の調整事項の指示に関すること。

d　自衛隊の災害派遣に関すること。

e　県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

f　応援協定締結市等への応援要請に関すること。

g　その他、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止に関すること。

（イ）　本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部員会議への出席を求める。また、迅速、正確な広報のため、必要に応じ、本部室総括班又は企画管理部広報班の班員若しくは報道関係者が傍聴できるものとする。

（ウ）　本部員会議の庶務は、本部室総括班が処理する。

オ　防災危機管理指導監

防災危機管理指導監（以下、「指導監」という。）は、全庁的な危機管理の総合調整を行う。危機対応のマニュアルが存在しない場合において、複数部局が関係する危機、又は所管が不明な危機が発生した場合には、初動時の対応を所轄し、庁内の総合調整を行う。

カ　防災危機管理副指導監

防災危機管理副指導監は、指導監を補佐し、指導監に事故があるとき、又は指導監が欠けたときは、その職務を代理する。

キ　本部室

（ア）　当該災害の総括的窓口として本部室を設置する。

（イ）　本部室長には防災危機管理部長を充てる。副本部室長には防災危機管理部次長若しくは防災危機管理課長を充て、また、必要に応じ本部室長が指名する職員を充てる。

（ウ）　本部室要員は、あらかじめ指名された職員をもって充てる。

（エ）　本部室は、次の事項を処理する。

ａ　各種情報の管理に関すること。

ｂ　各部班の活動状況の把握に関すること。

ｃ　広域応援（自衛隊の災害派遣を含む。）の調整に関すること。

ｄ　防災活動全般の調整に関すること。

ク　各部・班

（ア）　市災害対策本部に部及び班を設ける。

（イ）　別表の分掌事務に則って災害応急対策を遂行する。

ケ　現地災害対策本部

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、必要に応じて、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。設置場所は行政サービスセンター、地区センター等、本部長が指定する場所とする。なお、現地災害対策本部には、富山市災害対策本部条例に基づき、現地災害対策本部長その他職員を置き、その選任については、防災危機管理課長の推薦を受けて災害対策本部長が指名する。

コ　災害対策連絡会議

災害対策本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な防災活動の実施を図るため、必要に応じて災害対策連絡会議を開催する。会議の主な内容は、次のとおりである。

（ア）　各機関の所管の被害状況、応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報等のとりまとめに関すること。

（イ）　本部員会議及び各機関からの指令その他連絡事項等の連絡に関すること

１　富山市災害対策本部室の分掌事務

班	担　当	分　掌　事　務
総括班	総務担当 （防災危機管理課など）	１　本部室の総括及び庶務に関すること。 ２　本部員会議に関すること。 ３　防災行政無線の運用に関すること。 ４　県への災害概況即報等の報告に関すること。 ５　県内市町村、応援協定締結都市への応援要請及び受け入れに関すること。 ６　県への応援要請及び受け入れに関すること。 ７　自衛隊の災害派遣に関すること。 ８　市民への避難措置の発表に関すること。 ９　県公安委員会への交通規制の要請に関すること。
	広報担当 （広報課など）	１　本部室に係る広報に関すること。 ２　報道機関に関すること。
	受援担当 （企画調整課・職員課など）	１　本部室に係る要員配置の指示に関すること。 ２　全庁的な要員配置の指示、総括に関すること。 ３　災害時の受援に関する庁内全体のとりまとめや都道府県との調整等に関すること。
情報班	情報担当 （企画調整課など）	１　発災初期の概括的被害状況の把握等被害状況のとりまとめに関すること。 ２　災害情報の共有化に関すること。
広聴班	広聴担当 （地域コミュニティ推進課など）	１　市民からの通報の処理に関すること。 ２　市民からの問い合わせの処理に関すること。
応急対策班	応急対策担当 （道路整備課・道路河川管理課・河川整備課・公園緑地課・営繕課・道路構造保全対策課・学校施設課など）	１　道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 ２　避難の要否に関する情報の集約に関すること。 ３　物資等の応援を要請する関係団体への連絡職員の派遣に関すること。

班	担　当	分　　掌　　事　　務
援護班	援護担当 （福祉政策課・生活支援課など）	1　避難所の設置及び援護対策の指示、総括に関すること。 2　要配慮者の支援に関する指示、総括に関すること。 3　災害救助法関係事務の総括に関すること。
	医療救護担当 （生活支援課など）	1　医療救護の指示、総括に関すること。 2　防疫活動の指示、総括に関すること。
	輸送担当 （納税課など）	1　緊急輸送の指示、総括に関すること。 2　輸送用船舶、ヘリコプター、航空機の確保に関すること。
	清掃担当 （環境センター管理課など）	1　し尿及びごみの処理に関すること。
	食料担当 （農政企画課・地方卸売市場業務管理係など）	1　食料品等の調達の指示に関すること。
消防班	消防担当 （消防局）	1　消防活動の連絡調整に関すること。
連絡班	連絡担当 （各部局）	1　本部、各部局との連絡に関すること。

２　富山市災害対策本部各部の分掌事務

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
企画管理部	秘　書　班 （秘書課）	１　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ２　視察者及び見舞者の接遇に関すること。 ３　災害功労者の表彰及び礼状の発送に関すること。
	企　画　班 （企画調整課）	１　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 ２　政府、国会、その他の機関に対する要望事項等のとりまとめに関すること。
	広　報　班 （広報課）	１　プレスルームの設置・運営に関すること。 ２　本部の広報に関すること。 ３　報道機関への報道依頼に関すること。 ４　広報紙の発行に関すること。 ５　市外避難者への広報に関すること。 ６　災害写真等活動記録の収集・とりまとめに関すること。 ７　インターネットによる情報提供に関すること。
	職　員　班 （職員課）	１　各部班の要員配備の調整に関すること。 ２　他機関からの職員の派遣の要請又は斡旋要請に関すること。 ３　被災職員の調査に関すること。 ４　災害時の外来者の援護に関すること。 ５　被災職員に関する厚生給付及び援助に関すること。
	Ｉ　Ｔ　班 （情報システム課）	１　市情報通信基盤の復旧に関すること。 ２　市業務システムの復旧に関すること。
	国　際　班 （文化国際課）	１　在市外国人に対する広報に関すること。
	応　援　班 （企画調整課（統計調査係）、行政経営課、文書法務課、富山外国語専門学校、富山ガラス造形研究所、公文書館、職員研修所、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、スマートシティ推進課、ガラス美術館、婦中ふれあい館）	１　部内他班の応援に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
財務部	財　政　班 （財政課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　財務部への取材の受付に関すること。 3　災害応急対策予算及び財政措置に関すること。
	管　財　班 （管財課）	1　緊急通行車両の確認申請に関すること。 2　市有財産の保全及び被害調査のとりまとめに関すること。 3　庁用車両の管理配分に関すること。 4　庁内電話等通信施設、電気施設の確保に関すること。 5　空地情報の収集及び使用の調整に関すること。
	契　約　班 （契約課）	1　災害応急対策及び救援用物資資材の調達、受領に関すること。
	輸送第１班 輸送第２班 輸送第３班 （納税課、市民税課、資産税課）	1　備蓄食料、物資の輸送に関すること。 2　物資集積地の管理に関すること。 3　民間車両の調達に関すること。 4　その他災害時の輸送対策に関すること。 5　市税の減免に関すること。 6　被災世帯調査に関すること（資産税課が市民班に協力）。
	応　援　班 （工事検査課、債権管理対策課）	1　部内他班の応援に関すること。
	会　計　班 （出納課）	1　見舞金、義援金の受け入れに関すること。
防災危機管理部	総　務　班 （防災危機管理課） ＊本部室事務として行う	1　災害対策本部の庶務(本部室)に関すること。 2　自衛隊の派遣要請に関すること。 3　関係機関及び各部との連絡調整に関すること。 4　防災行政無線の管理運用に関すること。
	交通安全班 （生活安全交通課）	1　ヘリポートの管理に関すること。 2　災害時の交通安全対策に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
福祉保健部	災害救助班 （福祉政策課・生活支援課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　社会福祉施設の避難状況及び避難支援に関すること。 3　福祉保健部への取材の受付に関すること。 4　在宅の要配慮者の安否確認等安全確保に関すること。 5　所管社会福祉施設への支援に関すること。 6　義援金品の募集、受け入れ、配分に関すること。 7　災害救助物資の受け入れ、輸送、配分に関すること。
	収　容　班 （長寿福祉課）	1　避難所の設置・運営に関すること。 2　被災者の誘導、保護、収容に関すること。 3　避難者名簿のとりまとめに関すること。 4　所管社会福祉施設への支援に関すること。
	給食物資班 （介護保険課）	1　食料、水、生活必需品の確保・配分に関すること。 2　所管介護保険施設への支援に関すること。
	保健衛生班 （保健所、保健福祉センター）	1　負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 2　医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 3　後方医療機関への搬送調整に関すること。 4　医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 5　医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 6　避難所、被災者の衛生指導に関すること。 7　感染症に対する防疫に関すること。 8　被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 9　公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。
	障害福祉班 （障害福祉課）	1　所管障害福祉施設への支援に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
福祉保健部	応　援　班 （保険年金課、指導監査課、まちなか総合ケアセンター、看護専門学校）	1　部内他班の応援に関すること。
こども家庭部	こども支援班 （こども支援課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　こども家庭部への取材の受付に関すること。 3　所管児童福祉施設の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 4　学童保育利用者の避難状況の把握に関すること。
	こども保育班 （こども保育課）	1　保育所、認定こども園の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　保育所、認定こども園への支援に関すること。
	こども健康班 （こども健康課）	1　所管児童福祉施設の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　部内他班及び企画管理部職員班の応援に関すること。
	応　援　班 （こども福祉課、子育て支援センター）	1　部内他班の応援に関すること。
市民生活部	地域コミュニティ推進班 （地域コミュニティ推進課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　市民生活部への取材の受付に関すること。 3　地区センターとの連絡調整に関すること。
	地区センター班 （地区センター）	1　所管区域内の市民への広報に関すること。 2　避難所の開設に関すること。 3　避難者名簿の作成に関すること。 4　所管区域の被害状況の連絡に関すること。 5　所管区域における災害救助活動の実施に関すること。 6　所管区域内の地域団体との連絡調整に関すること。
	市　民　班 （市民課）	1　被災世帯調査の総括に関すること。 2　遺体の処理、埋・火葬の協力に関すること（環境保全班に協力）。 3　市外避難者の把握に関すること。 4　罹災証明書の発行に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
市民生活部	市民協働相談班 （市民協働相談課、消費生活センター、男女共同参画推進センター）	1　ボランティアへの支援に関すること。 2　男女共同参画の視点に関すること。 3　被災者の陳情処理に関すること。 4　災害時の消費者対策(価格監視､相談所開設)に関すること。
	スポーツ施設班 （スポーツ健康課）	1　市スポーツ施設の保全及び応急復旧に関すること。
	行政サービスセンター班 （行政サービスセンター、中核型地区センター）	※それぞれの行政サービスセンター・中核型地区センターの所管地域を担当 1　行政サービスセンター管内等の被害状況、応急対策状況の収集及びとりまとめ、連絡調整に関すること。 2　要員配備の調整に関すること。 3　気象警報等の収集及び伝達に関すること。 4　現地災害対策本部の庶務に関すること。 5　各地域の災害用生活必需品の備蓄､及び管理に関すること。 6　防災行政無線（同報系）の管理運用に関すること。 7　各地域への取材の受付に関すること。 8　災害写真等活動記録の収集、とりまとめに関すること。 9　被災者の陳情処理に関すること。 10　各地域の地区センターとの連絡調整に関すること。 11　ボランティアへの支援に関すること。 12　災害救助活動に協力する各種団体等との連絡に関すること。 13　被災世帯調査に関すること。 14　罹災証明の受付に関すること。
	応　援　班 （とやま市民交流館）	1　部内他班の応援に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
環境部	環境政策班 （環境政策課、廃棄物対策課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　環境部への取材の受付に関すること。 3　災害時の損壊、焼失による建築物廃材や瓦礫等の災害廃棄物の処理対策に関すること。
	環境保全班 （環境保全課）	1　災害時の企業の公害発生防止指導に関すること。 2　遺体の処理、埋葬又は火葬に関すること。
	環境指導班 （廃棄物対策課、環境センター管理課）	1　環境センターに係る被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　災害時のし尿、ごみ処理対策に関すること。 3　清掃施設の保全に関すること。 4　清掃苦情等の処理及び対策に関すること。
	環境業務班 （環境センター業務課）	1　災害時のごみ処理に関すること。 2　災害時の清掃業務に関すること。
	応　援　班 （つばき園、エコタウン交流推進センター、富山霊園）	1　部内他班の応援に関すること。
商工労働部	商工労政班 （商工労政課、企業立地課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　商工労働部への取材の受付に関すること。 3　災害時の生活必需品及び流通物資の確保・配分に関すること。 4　大規模小売店、ガソリンスタンド等の営業状況把握に関すること。 5　商工業関係施設等の被害調査に関すること。 6　中小企業に対する災害融資に関すること。 7　被災商工業対策に関すること。 8　被害時の労務確保に関すること。
	薬業物産班 （コンベンション・薬業物産課）	1　薬業物産関係施設等の被害調査に関すること。
	観光政策班 （観光政策課）	1　観光関係施設の被害調査に関すること。 2　災害時の宿泊施設との連絡に関すること。
	応　援　班 （公営競技事務所、職業訓練センター）	1　部内他班の応援に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
農林水産部	農政企画班 （農政企画課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　農林水産部への取材の受付に関すること。 3　災害時の主食及び生鮮食料品等の確保･配分に関すること。 4　被災農家に対する融資に関すること。
	農林水産班 （農業水産課、森林政策課）	1　農林水産及び関係施設等の被害調査に関すること。 2　農林水産施設及び農林水産物の災害予防及び応急対策に関すること。 3　災害時の漁船等の確保に関すること。 4　家畜、家きん及び畜産物の災害応急対策に関すること。
	農　地　班 （農村整備課）	1　農地、農業用施設等の被害調査及び応急措置指導に関すること。 2　農業集落排水の被害調査及び応急対策に関すること
	市　場　班 （地方卸売市場業務管理係）	1　地方卸売市場の保全及び応急復旧に関すること。 2　非常用生鮮食料品の集荷確保に関すること。 3　市場への取材の受付に関すること。
	農林事務所班 （農林事務所）	※大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入地域を担当 1　農林関係施設等の被害調査に関すること。 2　農地、農業用施設等の応急措置指導に関すること。 3　家畜、家きん及び畜産物の災害応急対策に関すること。 4　農林水産施設及び農林水産物の災害予防及び応急対策に関すること。
	応　援　班 （営農サポートセンター、農業委員会事務局、国営農地再編整備推進室）	1　部内他班の応援に関すること。
活力都市創造部	計　画　班 （都市計画課、景観政策課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　応急仮設住宅の入居審査・管理に関すること（住宅班に協力）。 3　活力都市創造部への取材の受付に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
活力都市創造部	建築指導班 （建築指導課、居住政策課）	1　建築物の災害対策の指導に関すること。 2　民間建物の応急危険度判定に関すること。 3　民間被災宅地の応急危険度判定に関すること。 4　被災住宅の復旧の相談に関すること。 5　被災世帯調査に関すること（市民班に協力）。 6　空家等の応急措置に関すること。
	公共交通班 （交通政策課）	1　公共交通機関についての災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2　市営コミュニティバス施設等の災害応急対策に関すること。 3　路面電車施設の災害応急対策に関すること。
	応　援　班 （まちづくり推進課、富山駅周辺地区整備課）	1　部内他班の応援に関すること。
建設部	建設政策班 （建設政策課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　建設部への取材の受付に関すること。 3　災害応急対策のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 4　港湾施設の被害状況の連絡調整に関すること。
	道路整備班 （道路整備課）	1　災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2　緊急輸送道路の応急措置に関すること。 3　水防活動に関すること。 4　道路、橋梁の災害応急対策に関すること。
	道路河川管理班 （道路河川管理課）	1　災害緊急時の情報収集、被害状況の把握に関すること。 2　緊急輸送道路の応急措置に関すること。 3　水防活動に関すること。 4　災害応急対策及び緊急措置に要する必要物資に関すること。 5　道路の除雪実施に関すること。 6　交通不能箇所の応急措置に関すること。 7　街路樹の災害応急対策に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
建設部	河川整備班 （河川整備課）	1　災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2　水防活動に関すること。 3　河川、水路の災害応急対策に関すること。 4　土砂災害応急対策に関すること。 5　高波、高潮の災害応急対策に関すること。
	公園緑地班 （公園緑地課）	1　公園緑地の災害応急対策に関すること。
	建　築　班 （営繕課）	1　応急仮設住宅の建設に関すること。 2　避難所、市有施設の安全確認に関すること。 3　避難所、収容所の建設及び整備に関すること。 4　被災世帯調査に関すること（市民班に協力）。 5　市有建築物の応急復旧指導に関すること。
	住　宅　班 （市営住宅課）	1　市営住宅の応急修理及び復旧に関すること。 2　公営住宅等のあっせんに関すること。 3　応急仮設住宅の入居審査・管理に関すること。
	道路構造保全対策班 （道路構造保全対策課）	1　災害緊急時の情報収集、被害状況の把握に関すること。 2　緊急輸送道路の橋梁の安全確認及び応急措置に関すること。 3　橋梁等の災害応急対策に関すること。
	土木事務所班 （土木事務所）	※大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入地域を担当 1　災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2　緊急輸送道路の応急措置に関すること。 3　水防活動に関すること。 4　道路、橋梁の災害応急対策に関すること。 5　河川、水路の災害応急対策に関すること。 6　土砂災害応急対策に関すること。 7　災害応急対策及び緊急措置に要する必要物資に関すること。 8　道路の除雪実施に関すること。 9　街路樹の災害応急対策に関すること。 10　公園緑地の災害応急対策に関すること。 11　災害区域の復旧計画に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
病院事業部	病院総務班 （市民病院経営管理課経営企画係、管理係、情報システム係、契約出納課出納決算係、まちなか病院総務医事課総務係）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　病院事業部への取材の受付に関すること。 3　部内職員の活動計画に関すること。
	病院医事班 （市民病院契約出納課管財契約係、医事課、まちなか病院総務医事課医事企画係）	1　医療薬剤、資器材の確保及び配分に関すること。 2　医療救護所の設置及び運営管理への協力に関すること。 3　医療救護班の活動への協力に関すること。 4　被災医療機関への支援に関すること。
	救　護　班 （その他の所属）	1　災害救助法が発動されるまでの医療救護活動に関すること。 2　災害救助法に基づく医療、助産に関すること。 3　救出者の搬送及び救護に関すること。
上下水道部	総務第１班 （経営企画課）	1　上下水道局災害対策本部会議の事務総括、動員職員の集約、他都市への応援要請に関すること。 2　富山市災害対策本部との連絡調整に関すること。 3　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 4　復旧基本計画の総合調整、報道機関との連絡及び広報に関すること。
	総務第２班 （契約出納課経理係）	1　災害経費の出納及び支出費用の整理に関すること。 2　部内の被害報告の連絡調整に関すること。
	総務第３班 （契約出納課管財契約係）	1　災害による損失補償及び弁償、他都市応援者の受け入れに関すること。 2　上下水道局資産の被害状況の調査及び不動産の管理に関すること。 3　局に係る災害応急資機材の確保に関すること。
	給水第１班 （料金課）	1　応急給水情報の収集と応急給水計画に関すること。 2　応急給水の実施及び広報活動に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
上下水道部	給水第２班 （給排水サービス課水道給水サービス係）	1　市民対応窓口、断水区域及び被害箇所図の作成に関すること。 2　給水装置の復旧工事の指揮・監督に関すること。
	水道第１班 （水道課計画係）	1　水道施設の被害状況の収集､復旧計画の立案に関すること。 2　災害状況及び復旧状況の記録確認に関すること。
	水道第２班 （水道課建設係・改良係）	1　水道施設の復旧工事の指揮・監督に関すること。 2　工業用水道施設（朝日工水）の保全及び復旧に関すること。
	水道第３班 （上下水道施設管理センター水道維持係）	1　漏水箇所の特定、巡回及び安全対策に関すること。 2　無線通信の統制に関すること。 3　水源地、配水池の被害情報の収集、保全及び応急復旧に関すること。 4　工業用水道施設（朝日工水）の被害状況調査に関すること。 5　給水タンク等の確保と応急復旧用資材の管理に関すること。 6　災害対策連絡管による応急給水の実施に関すること。
	浄水第１班 （流杉浄水場浄水係）	1　浄水施設の被害調査及び復旧計画の立案に関すること。 2　工業用水道施設（流杉工水）の保全及び復旧に関すること。
	浄水第２班 （流杉浄水場水質係）	1　原水、浄水等の水質検査の実施に関すること。 2　水質に関する情報収集及び苦情処理に関すること。
	下水道第１班 （下水道課計画係）	1　下水道施設の被害状況の収集、復旧計画の立案に関すること。 2　災害状況及び復旧状況の記録確認に関すること。
	下水道第２班 （下水道建設係・改良係）	1　下水道施設の復旧工事の指揮・監督に関すること。
	下水道第３班 （給排水サービス課下水道排水サービス係）	1　市民対応窓口、応急対策の広報活動に関すること。
	下水道第４班 （上下水道施設管理センター下水道維持係）	1　下水道施設の被害状況の収集、巡回及び安全対策に関すること。 2　都市排水及び汚濁水の排水に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
上下水道部	浄化センター班 （浜黒崎浄化センター） （水橋浄化センター）	1　施設の被害状況の調査、復旧計画の立案に関すること。
	地域上下水道班 （東上下水道サービスセンター） （西上下水道サービスセンター）	1　上下水道施設等の被害状況の調査及び復旧に関すること。 2　市民対応窓口､応急給水の実施及び広報活動に関すること。 3　水源地域の情報収集に関すること。 4　水質に関する情報収集及び苦情処理に関すること。
消防部	消防総務班 （総務課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　消防部への取材の受付に関すること。 3　資機材の調達に関すること。 4　消防職員・団員の招集に関すること。
	予　防　班 （予防課）	1　災害等の情報収集に関すること。 2　危険物の保安規制に関すること。 3　広報活動に関すること。 4　避難所の防火に関すること。 5　被災世帯調査に関すること（市民班に協力）。 6　罹災証明書（火災）の発行に関すること。
	警　防　班 （警防課）	1　災害の警戒及び防ぎょに関すること。 2　消防関係機関の協力要請に関すること。 3　消防部隊の運用に関すること。 4　消防車両及び機械器具の整備点検に関すること。 5　水防活動への協力に関すること。
	通　信　班 （通信指令課）	1　通信の運用に関すること。 2　気象情報等の収集及び警報に関すること。
	消防富山班 消防富山北班 消防呉羽班 消防水橋班 消防大沢野班 消防大山班 消防八尾班 消防婦中班	1　災害の警戒及び防ぎょに関すること。 2　救助・救急・救出に関すること。 3　市民の避難誘導に関すること。 4　警報の伝達及び被害の未然防止・拡大防止の呼びかけに関すること。 5　広報活動に関すること。 6　避難所の防火に関すること。 7　情報の収集に関すること。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
	（富山消防署） （富山北消防署） （呉羽消防署） （水橋消防署） （大沢野消防署） （大山消防署） （八尾消防署） （婦中消防署）	
教育部	教育総務班 （教育総務課）	1　部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2　教育部への取材の受付に関すること。 3　部内職員の動員及び連絡調整に関すること。
	学校教育班 （学校教育課）	1　児童・生徒の安全確保に関すること。 2　避難所の開設協力に関すること。 3　応急教育の確保に関すること。 4　被災児童・生徒の育英・奨学に関すること。 5　被災児童・生徒の教科書、学用品の確保及び支給に関すること。
	教育施設班 （学校施設課）	1　教育関係施設の被害調査及び施設の復旧に関すること。
	学校保健班 （学校保健課）	1　被災児童・生徒の学校給食の確保に関すること。 2　被災児童及び生徒の保健管理に関すること。
	社会教育班 （生涯学習課）	1　公民館、文化財等社会教育施設の災害応急対策に関すること。
	応　援　班 （学校再編推進課、民俗民芸村管理センター、埋蔵文化財センター、教育センター、野外教育活動センター、学校給食センター、公民館、教育行政センター、市民学習センター、図書館、科学博物館、郷土博物館、民俗民芸村の教育機関、小学校、中学校、幼稚園）	1　部内他班の応援に関すること。ただし、当該施設が避難所、応援部隊、物資集積の拠点となった場合は、その運営に協力する。

部	班（担当課室）	分　　掌　　事　　務
議会部	議　会　班 （庶務課、議事調査課）	1　議長及び副議長の秘書に関すること。 2　市議会議員との連絡に関すること。 3　視察者及び見舞者の接遇に関すること。 4　災害見舞者への礼状の発送に関すること。

第１節　風水害等に強い防災基盤の整備

建設部　農林水産部　上下水道部
関係各部

災害から市域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しつつ、治山、治水、海岸整備事業等を計画的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

１　治　山

森林は、環境保全及び防災上大きな役割を果たしており、山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかける。

(1)　予防、復旧治山事業

崩壊危険地及び崩壊地、浸食された渓流などの山地を復旧、整備し、荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るため、水路工、植栽工等を施行する。

(2)　保安林整備事業

機能の低下した保安林、被災した保安林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした改植や補植を行うとともに、水源かん養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成及び改良を実施する。

２　砂　防

市域の一部は砂防指定地に編入されており、河川によっては、河状が悪く、付近からの流出土砂により河積が縮小し、洪水等の災害を招くおそれがある。また、山間部には急傾斜地が多く、がけ崩れ等の発生に注意を要する箇所がある。

荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から人家及び人命を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊防止事業を推進するよう国及び県に積極的に働きかける。

(1)　砂防事業

砂防えん堤の建設や土砂流出防止の護岸工事等の整備を行うよう県に対し働きかけ災害の未然防止を図る。

(2)　急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家５戸以上、がけの高さ５メートル以上、勾配30度以上の危険な箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう積極的に働きかける。なお、崩壊防止工事については土地所有者が施工することが困難又は不適当と認められ、かつ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施行するよう県に対して積極的に働きかけを行う。

(3)　地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が５ヘクタール（市街地では２ヘクタール）以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等地域に対応した防止施設の整備を県に積極的に働きかける。

３　河川保全

洪水や高潮等による災害を防止するため、各河川管理者は、緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、浚せつ、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を推進する。

４　都市排水

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。

５　道路・橋梁

道路・橋梁は、災害時の避難、物資の輸送、救援・救護、消防活動に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進する。

６　農地保全

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土保全に資する。

(1)　湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれがある地域では、排水機、排水樋門、排水路等の整備を行い、予想される被害を未然に防止する。

(2)　ため池等整備事業

かんがい用ため池のうちには老朽化し、堤体からの漏水、余水吐の能力不足等のみられるものがあり、改修工事を推進し、漏水等による災害を未然に防止する。

７　海岸保全

高潮・波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境を整備し、郷土の保全に資するため、漁港区域以外については、管理者である県に積極的に働きかけ、また、漁港区域については、各管理者は堤防・護岸の新設補強及び根固工、消波工、消波堤、離岸堤等の整備を推進する。

８　港湾・漁港整備

産業活動上重要な役割を果たしている港湾や漁港を高潮、波浪等による被害から防護するため、港湾については、管理者である県に積極的に働きかけ、漁港については、各管理者は防波堤・護岸等の外かく施設の整備を推進する。

第２節　災害危険地域等の予防措置

防災危機管理部　建設部　農林水産部　活力都市創造部

山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、いったん災害が発生した場合の被害軽減を図るため、市においては、県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進するものとする。

１　土砂災害警戒区域等（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）

(1)　土砂災害警戒区域等（**資料３－11**参照）の予防措置

市は、土砂災害警戒区域等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進等に加え、土砂災害警戒区域等の周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂災害警戒区域等の予防措置に努める。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

ア　危険箇所等について、市民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。

イ　当該危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努めるものとする。また、関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する防災訓練を実施する。

ウ　関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報紙等を積極的に活用して、市民に周知徹底を図る。

エ　がけ崩れ等により被害が予想される市民を対象に、がけ地近接等危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の推進を図る。

オ　土砂災害防止法に基づいて指定された土砂災害警戒区域等において、新規住宅の立地抑制等のソフト対策を進める。

(2)　警戒避難体制の確立（**資料３－１５**参照）

土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

ア　市は、各々の土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じ、市民に周知する。また、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する

施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

（ア）　地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき客観的数値に基づく具体的基準（降雨量等警戒避難基準）の設定

（イ）　土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予報、警報及び避難指示の伝達方法

（ウ）　適切な避難方法、避難場所

（エ）　がけ崩れ等による危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等

イ　土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し市長に報告するものとする。また、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を報告するものとする。（**資料６－６**参照）

２　山地災害危険箇所

(1)　本市における山地災害危険箇所は、**資料３－４、３－５**のとおりである。

(2)　市は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報紙、パンフレット等を積極的に活用して、市民に周知徹底を図るとともに、警戒避難体制について整備するよう努める。

３　防災重点農業用ため池

(1)　本市における防災重点農業用ため池危険箇所は、**資料３－９**のとおりである。

(2)　ため池の管理者は、日ごろからため池の点検を行い、異常な徴候の早期発見に努めるものとする。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておくものとする。

(3)　市は、ハザードマップ等を作成する際に、防災重点農業用ため池浸水想定範囲、ため池の決壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を記載し、市民に周知するよう努めるものとする。

４　重要水防箇所及び浸水想定区域

(1)　重要水防箇所

ア　市は、「富山市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。

イ　重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定めるものとする。

(2)　浸水想定区域

ア　市は指定された浸水想定区域について、次の事項を定めるものとする。

（ア）　洪水予報及び水位周知河川における水位等の情報の伝達方法

（イ）　避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（ウ）　当該区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の

配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（**資料６－６**参照）

イ　市は、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により市民に周知させるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

ウ　浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するものとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市長に報告するものとする。

市長は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。（**資料６－６**参照）

５　災害危険区域等

(1)　土地利用に関する規制、誘導

県では、法令に基づき溢水、湛水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要のある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制することとしており、市は、県と連携し、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、土地の合理的な利用を図るものとする。

また、市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2)　盛土による災害の防止に向けた対応

市は、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指示を行うものとする。

(3)　災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止又は制限をする。また、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限することとなっており、市は、これらの制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

＊がけ地近接等危険住宅移転事業

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害の高いおそれの土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

【対象区域】

・建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域
・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域

【採択要件】

事業計画に基づく移転であること

・既存不適格住宅
・建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

【補助内容】（それぞれ、補助対象限度額が定められている。）

・除却費等：危険住宅の除却等に要する費用
・建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利息に相当する費用

６　大規模氾濫に関する減災対策協議会

国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

第３節　ライフライン施設等の予防対策

上下水道部　消防部　環境部
建設部　活力都市創造部

上下水道等のライフライン施設は、市民生活、経済社会の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設等の災害防止対策を推進する。

１　上下水道施設の予防対策

本市の水道事業は、導水管・送水管・配水管等様々な管種や口径の水道管のほか、規模・能力が異なる水源地や配水池、ポンプ所など数多くの施設を有する。また、下水道についても、処理場、ポンプ場、管渠（汚水、雨水）やマンホール等、地域ごとに多様な施設を有している。

これらの上下水道施設が災害の発生により被害を被った場合、その機能低下を最小限にとどめるため、各施設の重要性や老朽度等を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進するとともに、速やかに機能回復できるよう体制の整備を図る。

(1)　組織体制の確立と応急対策マニュアル等の整備

災害発生時に上下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また、無線や携帯電話等による通信連絡網の確保に努めるとともに、緊急点検・応急対策マニュアル等を整備する。

(2)　施設整備

上下水道施設の各種調査・点検をするとともに、防災対策を推進し、風水害等に強い施設整備を図る。また、基幹管路のループ化や二重化等により、災害発生時のバックアップ機能の確保に努める。

(3)　支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、市の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、他の市町村との相互応援給水協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。

(4)　資機材の備蓄

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。独自に確保できない資材等については、民間企業も含めた支援体制を確保しておく。

(5)　図面等の整備

図面、図書類の整備については、災害復旧応援の受入れを含めて復旧活動等を迅速かつ円滑に行えるよう、関係課による情報の共有や保存方法の多様化等を図る。

(6)　防災訓練

市は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、単独での防災訓練の実施に努める。

(7)　ライフライン関係機関等との連携

上下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるので、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

2　電力供給施設の予防対策

電気事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策を実施する際は、必要に応じて市との協力に努めるものとする。また、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、次の災害予防対策を講ずる。

(1)　電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講ずる。

(2)　電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(3)　災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(4)　災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(5)　災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・簡易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(6)　災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

(7)　防災訓練・防災教育

災害対策を円滑に推進するため、定期的な防災訓練を実施する。また、市をはじめ防災機関等が行う防災訓練には積極的に参加する。

研修会等の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに防災意識の高揚に努める。

3　ガス供給施設の予防対策

ガスは、その性質上、常に安全確保が求められており、ガス事業法、高圧ガス保安法等の法令や基準の遵守はもとより、事業者及び関係団体による自主的な保安が図られているが、今後も時代の要請に応じた自主保安体制の強化を図るものとする。

(1)　都市ガス

平常時よりガス施設の災害予防に十分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

ア　ガス事故防止

（ア）　ガス製造設備及び供給所設備

設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努めるとともに、災害時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

（イ）　ガス供給設備

新設設備は、ガス事業法を遵守し、十分な強度の確保、保全に万全を期す。また、定期点検、検査計画を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

（ウ）　需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が出入りする建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ、当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立消え安全装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

イ　防災システム、情報収集システムの充実

災害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。

（ア）　防災システム

（イ）　通信設備

ウ　災害時にとるべき措置についての広報、周知

ガスの使用者に、災害時にとるべき措置として、ガスの元栓、器具ガス栓及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。

エ　防災体制の整備と教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置がなにより大切である。このため、日ごろから緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。また、市をはじめ防災機関等が行う各種訓練には積極的に参

加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

(2)　ＬＰガス

一般家庭におけるＬＰガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、ＬＰガス消費者に対し、風水害時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア　ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。特に、ハザードマップを確認し、津波による浸水の恐れがある地域については、ボンベの流出防止に備えた対策を重点的に講じる。

イ　感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は感震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及びSiセンサーコンロの普及促進に努める。

ウ　消費者に対する周知啓発活動

風水害の発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、洪水のときはガスボンベバルブを閉じ、ロープで固定することが、二次災害を防止する上で最善の方策であり、販売店等は、消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

４　通信施設の予防対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要であり、市は、関係事業者の行う以下の対策に協力し、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。関係事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策を実施する際は、必要に応じて市との協力に努めるものとする。

(1)　公衆通信

災害時においても、通信が確保できるよう設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

ア　施設の防災対策

（ア）　発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル、トレンチ化等の対策により安全性を強化する。

（イ）　地下管路は、管路継手、マンホール取付けに安全対策を実施する。

（ウ）　事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

（エ）　水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、とう道からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

イ　通信網の防災対策

（ア）　信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成又はループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。

（イ）　地中設備は、アクセス系ケーブルの地中化を推進する。

（ウ）　電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行う。

（エ）　全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

ウ　防災機器の整備

（ア）　交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。

（イ）　非常用衛生通信装置（ポータブル衛星通信・超小型衛星通信）の増配備に努める。

エ　防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、自主防災訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(2)　専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、ＪＲ、電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア　伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

イ　装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

ウ　定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

エ　防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

５　廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

(1)　処理施設の災害予防対策

ア　一般廃棄物処理施設

市は、既設の処理施設について、必要に応じて不燃・堅牢化に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設構造指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化に努める。

イ　産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅牢化に努める。

(2)　し尿、ごみ等の処理体制の整備

ア　処理施設の応急復旧資機材等の整備

市は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ　ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場の確保

災害時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、環境部は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の一時保管場所の候補地を選定するとともに、災害廃棄物等の処理について、県、関係市町村及び関係団体との連携体制を整備する。

ウ　避難所等の仮設（簡易）トイレ等の確保

市は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレ・マンホールトイレの整備・確保に努める。また、環境部は、県、関係市町村及び関係団体との連携体制を整備する。

第４節　防災拠点機能の充実・強化

関係各部

消防施設、医療機関、災害応急活動等の拠点や避難所となる学校等、防災上重要な公共施設について、施設の堅牢化・安全化に努め、その機能の充実・強化を図る。

１　重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

市庁舎、消防施設、医療機関、行政サービスセンターなどの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となる。

このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

２　公共施設等の堅牢化・安全化

市は、その有する公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

第５節　組織体制の整備

防災危機管理部　建設部　企画管理部　関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

１　災害対策本部体制の充実

(1)　初動マニュアルの整備

災害発生時、特に初動期における各部・各班の活動を迅速・的確に行うため、各部は初動マニュアルの整備に努める。

(2)　初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統についての習熟を図る。

(3)　本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備を進める。

ア　備品の固定及び落下物の防止措置

イ　停電時に備えた非常電源の整備

ウ　無線機器の点検・整備

エ　市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備

オ　災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

(4)　地区センター体制の強化

特に、発災初期の段階において地区センターは、被害情報の収集、避難所の開設等重要な役割を担う。そこで、地区センターに徒歩又は自転車でおおむね30分以内に参集できる職員の中から「地区センター班要員」をあらかじめ指名し、各地区センターに配備させることにより地区センターの体制強化を図る。なお、地区センター班要員の配備は発災からおおむね３日間とし、その後は災害の状況に応じて本部室が企画管理部職員班と調整のうえ配備職員を指名する。

(5)　即応できる体制づくり

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保するよう努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

２　情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災関係機関との連絡調整体制の整備に努める。また、市民から

破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

(1)　情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2)　勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と連携し、相互間の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

３　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報伝達・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1)　日ごろからの積極的な情報交換等

市及び防災関係機関は、総合防災訓練等を推進するとともに、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行い、防災組織相互間の協力体制を充実させる。また、必要に応じ、災害時に備えた協定を締結し、協力体制の強化を図る。

(2)　通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は、防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、通信体制の総点検及び通信訓練の実施に努める。

４　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1)　連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく（本編第２章第12節「自衛隊の災害派遣要請依頼」参照)。

(2)　自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

５　広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、災害時における相互応援協定を締結しているが、さらに体制の整備充実を図る（本章第７節「相互応援体制の整備」参照)。

第６節　情報通信連絡体制の整備

防災危機管理部　消防部

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段としての無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。

このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

１　防災行政無線の整備（資料４－３参照）

(1)　防災行政無線（同報系）の整備状況は、次のとおりである。

ア　富山地域　海岸部及び神通川、常願寺川、熊野川沿線（デジタル）

イ　大沢野地域　全域（デジタル）

ウ　大山地域　全域（デジタル）

エ　八尾地域　全域（デジタル）

オ　婦中地域　全域（デジタル）

カ　山田地域　全域（デジタル）

キ　細入地域　全域（デジタル）

(2)　防災行政無線（移動系）の運用状況は、次のとおりである。

ア　小中学校（デジタル）

イ　地区センター等市施設（デジタル）

ウ　指定公共機関等（デジタル）

エ　関係課車載型・携帯型トランシーバー（デジタル）

２　運用対策

(1)　市は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努める。

(2)　通信設備は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

３　富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用

県本庁、出先機関、県内市町村、各消防本部等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して、迅速・的確な情報収集・伝達を行う。また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化した「防災ネット富山」を活用する。

４　災害無線通信体制の強化

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話等又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基

づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

５　多様な通信手段の確保

市は、ＮＴＴ西日本が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、移動体通信事業者と、あらかじめ緊急速報メールの運用について取り決め、市民に対する情報伝達手段の確保に努める。

また孤立集落対策等のための衛星通信の活用など多様な通信手段の確保に努める。

第７節　相互応援体制の整備

防災危機管理部　消防部　上下水道部

大規模な災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な応急対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

１　市町村間の相互応援協定の締結等

市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市はすでに締結している応援協定以外に必要に応じて事前に遠方に所在する地方公共団体等と災害時の相互応援に関する協定を締結し、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、その体制を整備する。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

なお、市では現在、**資料９－１**のとおり協定を締結している。

２　防災関係団体・事業者との応援協定の締結

災害時には、防災関係団体や民間事業者との協力体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係団体・事業者との応援協定の締結を推進する。とくに、災害応急対策への協力が期待される建設団体等の担い手の確保・育成に関する取り組みの支援に努める。

３　情報交換

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ災害時の応援等に係る情報交換を行う。

第８節　消防体制の整備

消防部

災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、消火体制の強化、救急救助体制の充実、消防水利の確保が重要である。

このため、消防力の強化、消防水利の確保を図り、救助資機材の整備を計画的に推進する。また、火災予防行政の強化や、消防職員・消防団員の消防教育訓練を推進する。

１　消火体制の強化

(1)　消火活動実施体制の整備

市は、火災の消火、人命の救助等の初動活動が速やかに実施できるよう体制を確立するとともに、消防力を強化する。

(2)　消火用資機材等の充実

市は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救助工作車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、その他の消防施設、設備等の整備充実を図るとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

(3)　消防団の育成・強化

市は、消防団員が災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、出動体制の確保、訓練等を推進し、育成・強化に努める。

(4)　相互応援体制の整備

本章第７節「相互応援体制の整備」参照。

２　救急救助体制の強化

(1)　救急救助活動実施体制の強化

市は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救急救助活動実施体制の整備に努めるとともに、救急救助用資機材や救助工作車の計画的な整備を図る。なお、本計画に掲載する、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）の情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。また、救助隊員に対する教育訓練の充実強化を図り、大規模災害時における適切な状況判断能力と救助技術の一層の向上を図る。併せて、消防救急デジタル無線を有効に活用するものとする。

(2)　消防団の育成・強化

前記１(3)参照。

(3)　相互応援体制の整備

本章第７節「相互応援体制の整備」参照。

３　火災予防行政・広報の充実強化

(1)　防火管理の徹底

市は、消防法第８条の規定が適用される防火対象物の管理について、防火管理者の選任、

届出、消防計画の作成とそれに基づく各種訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図る。

また、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者又は防災管理点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火・防災優良認定証」又は「防火・防災基準点検済証」を表示させる。

(2)　火災予防査察の徹底

市は、火災予防のため、計画的、継続的に予防査察を実施するものとし、必要な改善指導等を行う。また、一般住宅や事業所に対しても、消防団と連携し、火災予防の周知徹底を図る。なお、平常時においては次の点に留意する。

（ア）　住宅用火災警報器の設置率の向上及び維持管理の周知

（イ）　危険物等の保管場所の点検

(3)　広報活動の強化

市は、広報紙、広報車・消防ポンプ自動車等による広報や横断幕の掲示等を行い、防火意識の高揚を積極的に図る。

４　自主防災組織等の育成・強化

本章第16節「自主防災組織等の育成」参照。

第９節　医療救護体制の整備

福祉保健部　病院事業部　消防部

大災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護体制を充実・強化する必要がある。

１　医療救護班の編制等

市は、病院事業局に災害時において活動する医療救護班を編制するとともに、他の公的病院や市医師会に対しても医療救護班の編成について協力を求める。市民病院は、地域災害医療センターとして十分な活動が出来るよう、体制の整備や施設・設備の充実に努める。

また、市は、医師会等関係団体の協力を得て、富山県地域防災計画に定める「医療救護活動」を基本に医療救護体制の整備に努める。

また、公的病院は、あらかじめ医療救護班の編成及び医療救護班設置要綱の作成に努めるものとする。

なお、富山医療圏内の病院は**資料５－３**を参照。

２　医薬品、医療資器材等の備蓄、調達体制の確保

市は、医療救護所において、必要となる医薬品等について、それを集積する医薬品集積センターを開設し、医薬品等の管理及び調達体制を整える。

なお、市内の主な医薬品等卸売業者は**資料５－４**を参照。

３　医療救護施設の安全性強化

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる市の施設について、ライフラインが寸断された場合も想定し、その安全性の強化を図る。

また、病院等医療救護施設においても、必要に応じて、その安全性確保を図るものとする。

４　連絡体制等の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施する。

５　応急手当に関する知識・技能の普及

市は、市民に対し、研修会や防災訓練を通じて、ＡＥＤの使用を含む心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

第10節　緊急輸送活動対策

防災危機管理部　建設部　財務部
市民生活部

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急交通路、輸送体制について定めておく。

1　緊急道路ネットワークの確保

(1)　緊急輸送道路の整備

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、県では、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急輸送道路（地震防災特別措置法に基づく緊急輸送道路）を次のとおり指定している（**資料７－１**参照)。

第１次緊急輸送道路	県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路
第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路
第３次緊急輸送道路	上位路線を相互に補完する幹線道路

※地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられている道路

(2)　連携体制の強化

緊急輸送道路の各管理者は、平時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておくとともに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設関係団体等との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

さらに、国・県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつ

つ、無電柱化の促進を図るものとする。

2　緊急海上輸送路の確保

港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

富山港は防災の拠点として指定（県）されており、県と連携して、ヘリコプターを活用した拠点港からの航空輸送体制の整備や施設等の整備に努める。

3　緊急航空路等の確保

空港は、災害時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。

また、災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行うため、中山間地域をはじめとして、各地域に場外離着陸場を確保する（**資料７－４**参照）。

なお、場外離着陸場の危険予防処置として、次に留意する。

(1)　離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(2)　表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

あわせて、着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

ア　記号の基準

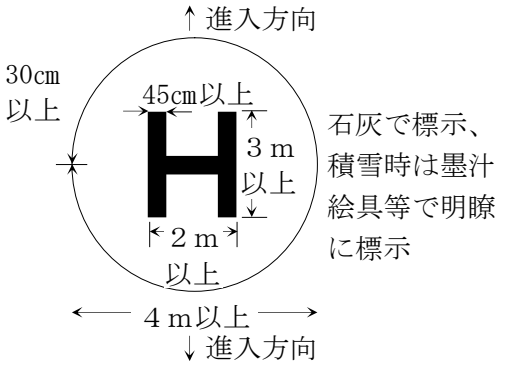

イ　吹き流しの基準

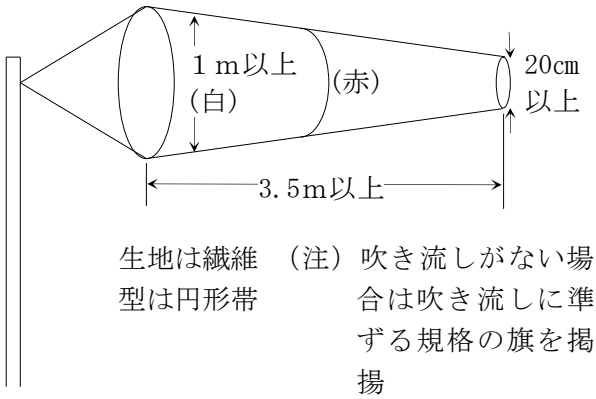

4　緊急輸送用車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結する等体制の整備に努める。

5　防災活動用空地の確保

大規模な災害が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である本市に集結する場合、物資の集積場所、活動拠点としてのスペースが必要となるため、防災活動用空地として位置づけられるスペースを把握しておく。

6　緊急通行車両等の取扱い等

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両

の通行が禁止又は規制され、この規制措置のもとで、緊急通行車両及び規制除外車両を優先して通行させることとなる。

(1)　確認実施機関

緊急通行車両及び規制除外車両の確認は、県公安委員会（事務所管：県警察本部交通規制課）が行う。

(2)　確認対象車両

緊急通行車両

指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体等の災害応急対策において、以下のように使用される車両

ア　警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの

イ　消防、水防その他の応急措置に使用されるもの

ウ　被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの

オ　施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの

カ　廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの

キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

ク　緊急輸送の確保に使用されるもの

ケ　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3)　確認手続

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、緊急通行車両の事前届出制度が設けられており、この制度の効果的な活用を行う（**資料７－３**参照）。

なお、規制除外車両についても、次の車両に限り事前届出制度が設けられている。

ア　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）

エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(4)　自動車運転者のとるべき措置

自動車運転者に対し、災害発生時のとるべき措置について、警察機関と協力して次の事項を周知徹底する。

ア　走行中のとき

（ア）　落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は市に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。

（イ）　停車する際は、安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、山道など

では地盤がゆるんでいることがあるので路肩に寄り過ぎないよう注意すること。

（ウ）　停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

（エ）　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ　避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

ウ　災害対策基本法による交通規制が行われたとき

（ア）　道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

（イ）　速やかに移動することが困難なときは、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

（ウ）　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

緊急通行車両の標章

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第11節　避難収容対策

防災危機管理部　建設部　教育部　福祉保健部　こども家庭部　市民生活部　消防部

災害発生時における避難者の収容のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定や、避難のための知識普及の広報を行い住民の安全確保に努める。

避難者については住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

１　緊急避難場所・避難所・避難道路等の確保

(1)　指定緊急避難場所及び指定避難所の確保（**資料６－１～６－２－３**参照）

ア　指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示す

るよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

さらに、市は、避難所生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努める。

なお、指定避難所は、次の基準により指定を行い、必要に応じて、適宜見直すものとする。

＜指定緊急避難場所及び指定避難所の設置基準＞

（ア）　指定避難所としては、学校、体育館等が適当である。

（イ）　指定避難所における避難者１人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。（消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡当たり２人としている。）

（ウ）　大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。

（エ）　避難施設については、安全な建物（公有・公共的）で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。

（オ）　海岸付近の指定緊急避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する３階以上のビルを管理者と協議して指定緊急避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。

イ　指定避難所における施設、設備の整備

市は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を

整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。なお、施設、設備について、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮を行うよう努める。

（ア）　指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、生理用品、パーティション、炊き出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

（イ）　井戸、仮設（簡易）トイレ、マンホールトイレ、マット、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努める。その際、プライバシーの確保及び被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。また、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備や、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

（ウ）　災害時には、指定避難所における動物同伴による問題の発生が予想されることから、指定避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り指定避難所での収容を可能とするよう努める。

ウ　指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、避難所運営管理チームの設置を記載した避難所開設・運営マニュアルを作成し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、連絡体制や役割分担の確認、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(2)　避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

ア　避難道路の選定

市は市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

（ア）　避難道路はおおむね８～10ｍの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。

（イ）　指定緊急避難場所まで複数の道路を確保すること。

（ウ）　地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと。

（エ）　津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域をさけること。

（オ）　落下物の危険性が少ないこと。

（カ）　自動車の交通量がなるべく少ないこと。

イ　避難標識の設置

指定緊急避難場所及び指定避難所の市民への周知や避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難標識を設置するとともに、その付近には避難誘導標識を設置するよう努める。

(3)　繁華街、観光地における指定緊急避難場所等の確保

市長が行う避難指示等の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

(4)　被災者用の住居の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

2　避難活動体制の整備

市は、災害時において市民が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、平常時から避難に関する広報等に努め、また、町内会・自治会、自主防災組織及び関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの避難誘導体制の確立に努める。

(1)　避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・ＰＲ紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。

ア　指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

（ア）　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称

（イ）　指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置

（ウ）　その他必要な事項

イ　避難のための知識の普及

市は、市民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、市民にその自粛を呼びかける。

（ア）　平常時における避難のための知識

（イ）　避難時における知識

（ウ）　指定避難所における心得

(2)　避難誘導体制の整備

市は、指定避難所への市民の誘導方法について町内会・自治会、自主防災組織及び関係団体等と協議し、適切な避難誘導体制を確立するよう努める。特に、要配慮者（高齢者、障害者等）の避難誘導体制の確立に努める。

3　防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1)　多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、医療施設及び社会福祉施設等の管理者は次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定するなど、避難体制の整備に努める。

ア　防災情報の入手体制

イ　指定避難所及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ　入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ　集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ　保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2)　不特定多数の者が利用する施設

スーパー、旅館、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定するなど、避難体制の整備に努める。

ア　施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ　利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ　指定避難所に係る市との事前調整

【避難場所・避難所の概念】

1　避難場所（一時避難）

避難場所は、災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所である。

地域の一時的な避難場所は、町内会・自治会、自主防災会が選定する市の公園等とする。

また、市は、指定避難所を開設する施設（小・中・高等学校等）や大人数の一時避難場所としての広域避難場所（規模の大きい公園等）などを市指定緊急避難場所としてあらかじめ災害種別ごとに定める。

2　避難所（中・短期避難）

避難所は、災害時に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある市民が応急生活をするための場所である。

なお、市は小・中・高等学校等の施設を指定避難所としてあらかじめ定める。

また、災害の規模等に応じ、次の区分を設ける。

第１次避難所：災害発生時等において第１次に開設する指定避難所で、主に小学校としている。

第２次避難所：第１次避難所に収容しきれない場合等において、第２次に開設する指定避難所で、主に中学校としている。

第３次避難所：第１次避難所、第２次避難所が収容しきれない場合等において、第３次に開設する指定避難所で、主に高等学校としている。

その他避難所：第１次、第２次、第３次避難所を補完する指定避難所。

第12節　食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

防災危機管理部　建設部　商工労働部　農林水産部　上下水道部　環境部　福祉保健部　こども家庭部　病院事業部

災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

なお、市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

さらに、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1　食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合に備えて、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

(1)　食料等の備蓄（**資料６－５**参照）

被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、市は、避難所との地理的条件等を考慮した、地域分散型の備蓄場所を確保し、緊急に必要な物資を計画的に備蓄しておく。

広域的な災害が発生した場合、復旧体制が整うには約３日かかると言われており、本市では当面必要な量の備蓄に努める。あわせて、毛布等の生活必需品の備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定にあっては、乳幼児・高齢者・女性・障害者などに配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

また、災害時においては、物資を相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。

(2)　物資の調達先の確保

公的備蓄とあわせ、流通備蓄の検討や物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、避難収容対策など応急対策上必要となる幅広い品目の物資の調達・確保に努める。また、流通備蓄による物資の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

併せて、富山市災害時等協力事業所登録制度を推進し、地域の企業、事業所からの物資等の協力を得られるよう努めるとともに、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた物資の備蓄を奨励するものとする。

(3)　輸送手段の確保

被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、市は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ検討しておくものとする。

また、物資の輸送等の手段を確保するため、物流等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

(4)　市民への啓発

市民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。

家族構成に応じた最低３日分（推奨１週間分）の非常食とともに携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなど必要最小限の生活必需品を含む非常持出品を準備する。特に乳幼児、高齢者等のいる世帯は、必要な物品を検討し十分な備えをする。

２　飲料水等の確保

(1)　あらかじめ、当座必要な水量の飲料水の備蓄に努める。

(2)　非常災害時における応急給水計画を作成する。その際、医療機関や社会福祉施設・要配慮者利用施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(3)　給水タンク等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。

(4)　市民及び自主防災組織に対し、貯水について以下のことを啓発・指導する。

ア　貯水しておく水量は、１人１日３リットルを目安とし、世帯人数の最低３日分（推奨１週間分）を目標とする。

イ　貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ　貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

(5)　取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。

(6)　日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水タンク等による応急給水等について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

３　資機材の整備

日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。

４　医薬品等の確保

(1)　市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。

(2)　市は、避難生活に必要な常備薬の配備に努める。

５　電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

６　防疫対策

(1)　防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効であるマスク、消毒液等の備蓄に努める。

(2)　防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、市職員、医師、衛生技術者、保健師又は看護師等をもって編成する。

7　し尿処理対策

(1)　災害規模や避難所の規模に対して必要とされる仮設トイレやマンホールトイレの数量等について、具体的な確保対策計画の策定に努める。

(2)　日ごろから、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

8　帰宅困難者対策

公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

第13節　災害復旧・復興への備え

関係各部

1　災害廃棄物の発生への対応

市は、県及び国等と連携し、風水害等による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の堅牢化・安全化等に努める。また、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

市は、災害廃棄物の処理に関する国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

2　各種データの整備保全

市は、県及び国との連携のもと、復興の円滑化のため、あらかじめ、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

特に、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3　復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第14節　防災訓練の実施

防災危機管理部　消防部　関係各部

災害時に、各防災関係機関等が実施する応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要であり、各防災関係機関や要配慮者を含めた地域住民等と緊密に連携し、総合訓練や個別訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1　総合防災訓練

市は、様々な災害条件を想定するとともに、時間帯等様々な条件に配慮し、地域住民の協力・参加を得て、県又は防災関係機関と共同して、災害対策基本法第48条に基づく、総合的な防災訓練を実施する。また、この訓練では実践的で実効性のある訓練となるよう、住民参加による避難所運営などの災害応急対策に係る訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

2　個別防災訓練

(1)　水防訓練

水防法第32条の2の規定に基づき、水防活動の習熟を図るため、水防工法等の実地訓練を実施する。

(2)　消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防ぎょ活動の万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的として必要な訓練を行う。

(3)　避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させるよう努める。

(4)　集客施設等における防災訓練

集客施設等の管理者は、日頃から災害についての認識を高めるとともに、利用者等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。

(5)　その他の訓練

市、防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策に基づき、通信訓練、図上訓練、参集訓練等を実施するものとする。

3　訓練結果の評価・改善

訓練実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

4　他の機関が実施する防災訓練への参加

市は、他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、連携強化に努める。

5　地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

市は、県との連携のもと、自主防災組織等の地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、時間帯等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

6　防災訓練における要配慮者などへの配慮

市及び地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

7　防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

国・県及び市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第15節　防災知識の普及

防災危機管理部　企画管理部
教育部　消防部　福祉保健部
こども家庭部

市は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、市民に対しても「自らの身は自らで守る、みんなのまちはみんなで守る」という防災意識の高揚を図るとともに、気候変動の影響も踏まえつつ、防災広報、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努めるものとする。

1　職員に対する教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに、災害時における適正な判断力を養成するため、防災事務又は業務に従事する職員に対し、次により防災教育の徹底を図る。

(1)　教育の方法

ア　ロールプレイング方式による図上訓練の実施

イ　講習会、研修会の実施

ウ　見学、現地調査の実施

エ　防災活動マニュアル等印刷物の配布

(2)　教育内容

ア　各機関の防災体制と各自の任務分担

イ　非常参集の方法

ウ　業務継続計画の理解と運用

エ　風水害や地震・津波、火山現象などの災害の特性

オ　防災知識と技術

カ　防災関係法令の運用

キ　その他必要な事項

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるとともに、一般職員に対しても、講習会や研修会等を通じ教育を行う。

2　教職員及び児童生徒等に対する教育

(1)　教職員に対する防災教育

ア　初任者研修等において、防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ　校長は、教職員各人の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する校内研修を行う。

(2)　児童・生徒等に関する防災教育

児童・生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア　児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ　児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等の教材を活用し指導する。

ウ　自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

エ　住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育に努める。

オ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。

3　市民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持ち出し品の準備等家庭での予防・安全対策などの防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

さらに、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

(1)　一般啓発

ア　啓発の内容

(ア)　気象情報等に関する知識

(イ)　平常時及び災害発生時の心得

(ウ)　過去の災害事例

(エ)　災害危険箇所等に関する知識

(オ)　避難場所、その他避難対策に関する知識

(カ)　自主防災組織の役割

＜平常時の防災一般に関する心得＞

・テレビ、ラジオなどの気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。

・災害時に、隣り近所の人と協力して避難などができるよう事前に話し合っておく。
・災害の危険が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインを作成しておく。
・停電に備えて、懐中電灯、ラジオなどを用意しておく。
・付近の地形からみて、どんな災害が起こりやすいかよく知り、災害が起こった場合の避難路を確かめておく。
・避難するときの携行品を非常袋に入れ、準備しておく。
・ＬＰガスのボンベが倒れたり、流されたりしないよう安全にとめておく。
・風で折れたり、電線に触れたりするおそれのある木の枝は切り落としておく。
・家屋や塀などの補修に努める。この際、電気の引込線のたるみにも注意する。
・保険や共済への加入等、生活再建に向けた事前の備えをしておく。

＜平常時から家庭に備えておくもの～例～＞

各家庭の状況に応じて、以下のものを平常時から備えておく。

・消火器、バケツ等の消火用具
・のこぎり、バール等の救出用具
・救急医療セット等の医療用品
・最低３日間分（推奨１週間分）の非常食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー
・衣服、毛布等の生活用品
・懐中電灯等の照明用品
・ラジオ等の情報収集用品（乾電池・充電器、携帯電話等バッテリー残量の確認）
・その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、眼鏡、入れ歯等）
・自動車へのこまめな満タン給油

＜災害発生時に関する心得＞

・テレビやラジオで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。
・外出や旅行はできるだけ見合わせる。
・窓や雨戸などは、必要に応じ、早めに補強しておく。
・浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や２階へ移す。
・がけの近くに住んでいる人は、大雨が続くと地盤がゆるみ、がけ崩れの危険があるので、十分注意する。
・川の近くに住んでいる人は、川の水かさに注意する。
・避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを「切」にする。

＜避難情報等発令時の心得＞

・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとる。
・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確

認する。

・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を理解する。

・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動をとる。

イ　啓発の方法

（ア）　広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

（イ）　映画、ビデオテープの利用

（ウ）　ケーブルテレビ、コミュニティ放送、インターネット等の活用

（エ）　講演会、講習会の実施

（オ）　防災訓練の実施

(2)　社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、成人学級、青年団体、女性団体、ＰＴＡ、事業所団体等各種団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア　啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等にあわせた内容とする。

イ　啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

４　要配慮者への配慮

防災知識等の普及にあたっては、外国人、高齢者、障害者等要配慮者にも配慮し、次の項目について実施に努める。

(1)　外国語パンフレット等の作成・配布

(2)　障害者、高齢者の災害常備品等の啓発

(3)　介護者の役割の確認

(4)　避難訓練等への参加の呼びかけ

５　相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策の相談に応ずる。

６　災害教訓の伝承

市は、県及び国と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第16節　自主防災組織等の育成

防災危機管理部　消防部

災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみではなく、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」と認識し行動することが必要である。このため、地域における防災活動の中心として、地域住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

1　自主防災組織の育成・指導

(1)　市は、地域住民自らによる防災組織の結成を促し、その育成に努める。なお、自主防災組織は、地域住民が最も効果的な防災活動が行える区域を単位とし、次の事項に留意する。

ア　住宅地における町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、市民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ　同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、市民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(2)　県等と協力し、防災士の養成を促進するとともに、自主防災組織への、防災士や自主防災アドバイザーの派遣による指導・助言を行うほか、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、防災訓練等を開催し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図る。

(3)　自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織の活性化等に資することから、連絡協議会の設置を推進する。

(4)　県と協力し、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に取り組むものとする。

2　自主防災組織の活動

自主防災組織は、市と協力し、「みんなのまちはみんなで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

(1)　平常時

ア　防災知識の普及

イ　防災訓練の実施

（ア）　情報の収集・伝達訓練

（イ）　初期消火訓練

（ウ）　避難訓練

（エ）　救出・救護訓練

（オ）　給食・給水訓練

ウ　地域内の危険箇所等点検

エ　防災用資機材等の点検

(2)　災害発生時

ア　情報の収集・伝達

イ　出火防止及び初期消火

ウ　救出・救護活動の実施

エ　避難誘導

（ア）　避難誘導時の安全確認事項

a　住宅密集地……火災、落下物、危険物

b　山間部、起伏の多いところ……がけ崩れ、地すべり

c　河川、海岸……決壊、浸水

d　代替避難路の検討

（イ）　携帯品のチェック

（ウ）　要配慮者への配慮

オ　避難所の運営協力

カ　給食・救援物資の配給及び市の給水・救護物資配給活動への協力

キ　防疫活動への協力

ク　他地域への応援等

3　自主防災組織の体制強化に対する支援

市は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするため、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、県とともに支援するものとする。

また、市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努める。

4　事業所等における自衛消防組織等

(1)　育成の方針

次の施設において自衛消防組織の整備を推進する。

ア　高層建築物、大型量販店及び学校等、多数の者が出入りし、又は居住する施設

イ　石油類を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

(2)　育成強化対策

ア　消防法に基づく指導

市は、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき消防計画及び予防規程の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、指導する。

イ　自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。

(3)　自衛消防組織等の主な活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア　平常時の活動

（ア）　防災要員の配備

（イ）　消防用設備等の維持及び管理

（ウ）　各種防災訓練の実施等

イ　災害発生時の活動

（ア）　出火防止及び初期消火活動の実施

（イ）　避難誘導活動の実施等

第17節　要配慮者の安全確保

防災危機管理部　福祉保健部
こども家庭部　企画管理部

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者を災害から守るため、必要な安全確保対策を講ずる。

1　在宅の要配慮者対策

(1)　支援体制の整備

市は、要配慮者避難支援のため、要配慮者支援班を設置するなど支援体制の整備に努める。また、要配慮者が災害からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

(2)　在宅の要配慮者の把握

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

(3)　避難行動要支援者名簿

市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

ア　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

①　要介護３～５の認定を受けている者
②　身体障害者手帳１級及び２級の交付を受けている者
③　療育手帳の重度(A)の判定を受けている者
④　本市の在宅ひとり暮らし高齢者台帳に掲載されている者
⑤　その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出のあった者

イ　避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先

⑥ 避難支援等を必要とする事由

⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ　避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

エ　名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

オ　名簿の管理に関する事項

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(4)　避難支援等関係者等

ア　避難支援等関係者への情報提供

市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものとする。

イ　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

① 富山市消防局および消防団

② 民生委員・児童委員

③ 自治会および町内会

④ 富山県警察

⑤ 自主防災組織

⑥ その他避難支援等の実施に携わる関係者

ウ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置および市が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

③ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。

④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

⑥ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と必要に応じて協定を締結すること。

エ　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

オ　要配慮者の配慮

市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮に努めるものとする。

(5)　在宅の要配慮者の安否確認体制の充実

市は、災害時の在宅の要配慮者の安否確認が円滑になされるよう、地域包括支援センター等関係機関の協力を得て、民生委員、児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、自主防災組織、町内会・自治会、その他関係団体やボランティアとして協力できる者と連携して、安否確認体制の充実を図る。

(6)　情報伝達、避難誘導体制等の整備

ア　地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者ごとに複数の避難支援者を定めておくなど、きめ細かな情報伝達、避難誘導体制の確立に努める。

イ　避難所や避難路の指定にあたっては、要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に配慮するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設を借上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

ウ　要配慮者の支援活動の中心となるグループや団体、近隣の地域住民、ボランティア組織、町内会等地域組織の育成に努める。

エ　要配慮者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

(7)　防災知識の普及啓発等

ア　要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、県の作成した災害時要援護者支援ガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める（防災知識の周知重点事項等は本節末尾に記載）。

イ　要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練を実施するよう努める。

(8)　公共施設等の安全性強化

市は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

2　外国人対策

災害発生時に、日本語が不自由な外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し日頃からの災害予防対策の周知に努める。

ア　外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを配布することにより、避難場所等の周知や防災知識の普及に努める。

イ　災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

ウ　避難所標識、避難誘導標識等に外国語を併記するように努める。

エ　地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。

3　社会福祉施設等における対策

(1)　避難体制の確立

社会福祉施設及び要配慮者利用施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、災害時における避難体制の確立に努めるものとする。

(2)　社会福祉施設等の管理者に対する啓発・指導

ア　防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ　防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の態様に応じた避難誘導方法を確立しておく。

ウ　地域社会との連携

社会福祉施設の入所者は自力での避難が困難である者が多いが、施設職員だけでは迅速な対応が困難な場合も想定される。そこで、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民や自主防災組織、ボランティアの協力が得られる体制づくりを進める。

エ　緊急連絡先の整備

施設と保護者又は家族との連絡が確実にとれるよう緊急連絡先の整備を進める。

オ　災害用備蓄の推進

災害発生直後から救援の物資が到着するまでの期間を、施設自らの力で乗り切れるよう、必要な物資の備蓄に努める。

4　応急保育の事前措置

(1)　各保育所、認定こども園の責任者は災害の発生に備えて、児童の避難訓練、災害時の事前及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討し、その周知を図るとともに、市、消防局、警察署等の防災関係機関との連絡網を確立する。

(2)　各保育所、認定こども園の責任者は保育所、認定こども園の立地条件を考慮した上、災

害時の応急対策や応急保育の実施方法等について、定めておく。

(3)　保育所、認定こども園の責任者は災害の発生に備えて、保存食料、飲料水の備蓄に努める。

(4)　保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する児童の保護に関する対策を講じる。

5　要配慮者への防災知識の周知事項等一覧表

周知事項等 ／ 要配慮者の種類	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会（例）
○一般高齢者	・日常生活における行動は、健常者とほとんどかわらない。 ・近い将来、身体機能等の低下が見込まれる。	・一般的な防火防災対策（自宅・外出先） ・身体機能等の低下に備えた防火防災対策	・チラシ、パンフレット ・防災訓練 ・一般高齢者の集う各種行事（老人クラブ等）での周知
○在宅ねたきり高齢者 ○在宅認知症の高齢者	・本人よりもその介護者（女性多い）を対象とした周知となる。 ・本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難	・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） ・災害の場合の対処方法（特に避難方法） ・防災行動力向上のための諸制度のＰＲ（防災用具、住宅対策）	・ケアマネジャー、ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉・介護保険サービスを通じての周知 ・地域包括支援センター、民生・児童委員と連携した個別訪問指導
○虚弱高齢者 ○ひとり暮らし高齢者 ○高齢者夫婦のみ世帯 ○昼間高齢者のみ世帯	・特に虚弱な人の場合、防災訓練や研修の場への参加が困難	・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） ・災害の場合の対処方法（特に避難方法） ・災害に関する情報の伝達方法（高齢者から防災機関、防災機関から高齢者）	・ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉サービスを通じての周知 ・地域包括支援センター、民生・児童委員と連携した個別訪問指導

○身体障害者 ○身体障害児 ○知的障害者 ○知的障害児 ○精神障害者	・障害の種類によって周知内容が異なる。 ・介護者を対象とした周知を配慮する必要がある。 ・本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難	・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） ・災害の場合の対処方法（特に避難方法） ・防災行動力向上のための諸制度のＰＲ（防災用具、住宅対策）	・ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉サービスを通じての周知 ・スポーツ大会等参加行事での周知 ・学校での防災教育（学級懇談等） ・障害者の通所施設、障害福祉サービス事業所、支援学校を通じての周知 ・障害者団体主催の集会や参加行事等での周知
○妊産婦 ○乳幼児	・防災訓練や研修の場への参加が困難	・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） ・災害の場合の対処方法	・保健師訪問時の周知 ・産婦人科、小児科等にチラシ、パンフレットを配置 ・保育所、認定こども園、幼稚園の保護者参加行事での周知
○外国人	・日本語がわからない、話せるが読めない人が多い。 ・防災訓練への参加が見込めない。	・災害情報 ・危険度の認知 ・災害の場合の対処方法 ・避難場所	・多言語によるパンフレット、チラシ ・ボランティア団体を通じての周知 ・外国人同士のネットワーク

第18節　災害ボランティア受入体制の整備

市民生活部　関係各部

大規模災害発生時において、県内外からかけつける多くのボランティアが発災直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう富山市災害ボランティア本部の設置及び運営について支援するとともに、災害ボランティアの育成に努める。

また、市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1　ボランティアの定義と位置づけ

ボランティアは、自らの意思により、自発的に様々な活動を行うものであり、市としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、市の被災状況・避難所開設状況等の行政情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、ボランティアと行政が協働して応急活動等が円滑に行われるよう努める。

2　ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門的知識や技能、資格を必要とし、通常行政等関係機関からの要請に基づいて活動する「専門的なボランティア活動」と、主に被災者の生活支援を目的に誰でも参加できる「一般的なボランティア活動」とがある。

(1)　専門的なボランティア活動

ア　消防、救助、医療救護

イ　建築物の危険判定

ウ　通信の確保

エ　行方不明者の捜索

オ　特殊車両等の運転操作

カ　その他、特殊な技術を要する作業

(2)　一般的なボランティア活動

ア　避難場所管理運営補助

イ　高齢者、障害者等要配慮者の介助、誘導

ウ　手話、外国語の通訳

エ　救援物資の仕分け、運搬、配布

オ　被災者への炊き出し、給水

カ　家財の搬出、家屋の片付け、がれきの処理

キ　その他、被災者の生活支援

3　ボランティアの普及、養成

(1)　ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、災害時のボランティア活動に対する理解と意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請するよう努める。

(2)　ボランティアの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護やホームヘルパー、手話、通訳等として、日ごろ、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

4　ボランティアの受入体制の整備

(1)　富山市災害ボランティアネットワーク会議の設置と相互協力

大規模災害発生時には、速やかな「市災害ボランティア本部」の設置とその円滑な運営が求められる。このため、「富山市災害ボランティアネットワーク会議」を設置し、平常時から災害時におけるボランティアの円滑な受入などについての諸問題の検討やボランティア関係団体等との連携強化を図るなど、相互協力体制を強化し、ボランティア受入体制の整備に努める。

(2)　災害救援ボランティアコーディネーターの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成を促進する。

(3)　災害ボランティア本部活動マニュアルの作成

災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、「富山市災害ボランティア活動指針」が作成されている。市は、これをもとに風水害、地震等の被害状況に応じた災害ボランティア本部活動マニュアルを作成し、この指針と一体的な運用が図られるよう努める。

(4)　防災訓練への参加

市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第19節　孤立集落の予防

防災危機管理部　建設部　消防部

市は、土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立するおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。

1　実態の調査等

市は孤立するおそれのある集落毎に防災に関する基本情報（集落の連絡責任者、集落人口、要配慮者の状況等）の台帳を集落の住民と協議して整備し、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

2　孤立集落の機能維持

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、市民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

(1)　土木作業機械及び管理棟
(2)　危険箇所照明設備
(3)　通信施設設備
(4)　負傷者搬送用資材

3　通信連絡体制の整備

市は、孤立するおそれのある集落との通信を確保するため、次のとおり非常時に備えた連絡体制の整備に努めるとともに、運用等についても具体的に定めておく。

(1)　防災行政無線の整備
(2)　加入電話による市民との連絡網の確立
(3)　非常通信の確保
(4)　他の機関の通信手段の活用
(5)　衛星通信の配備

4　事前措置

(1)　食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立化し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

(2)　救急、救助体制の整備

市は、孤立した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、輸送手段の確保等について事前に計画を作成しておくものとする。また、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が有効であることから、市は、県と連携して孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備し

ておく。

第１節　風水害に関する情報の収集・伝達

防災危機管理部　建設部　消防部

気象・地象・水象等による災害の被害を最小限にとどめるとともに円滑な応急対策活動を実施するため、市は関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、関係機関、地域住民等に伝達する体制を整える。

１　風水害に関する情報の収集

防災危機管理部、建設部、消防部をはじめ、関係各部は次の情報収集に努める。

・気象に関する予警報
・河川水位に関する情報
・雨量情報（上流部を含む。）
・ダム流量に関する情報
・波高、風向、潮位に関する情報
・土砂災害危険度等に関する情報

２　気象に関する予警報の種類、概要及び発表基準

気象業務法に基づいて富山地方気象台が発表する予警報の種類、概要及び発表基準は以下のとおり（降雪関係の予警報については第３編第１節「雪害対策」参照）。

(1)　注意報の種類、概要及び発表基準【富山市】　（令和5年6月8日現在）

種類		概要及び発表基準
一般の利用に適合するもの	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、または海上で15m/s以上と予想されたとき。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。具体的には、次のいずれかの基準に到達することが予想されたとき。 (1)　表面雨量指数11以上 (2)　土壌雨量指数83以上
	濃霧注意報	濃い霧により交通障害等の災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、視程が陸上で100ｍ以下、又は海上で500m以下になると予想されたとき。

一般の利用に適合するもの	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件である、最小湿度が40％以下で、かつ実効湿度が65％以下になると予想されたとき。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	霜注意報	早霜、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜・晩霜期に最低気温が２℃以下になると予想されたとき。
	低温注意報	低温による農作物等への著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、次のいずれかが予想されたとき。 (1)　夏期：最低気温が17℃以下の日が継続 (2)　冬期：最低気温が－６℃以下
	融雪注意報	融雪により浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次のいずれかが予想されたとき。 (1)　積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2)　積雪地域の日平均気温が９℃以上で日平均風速が５m/s以上か日降水量が20㎜以上
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。具体的には、富山での潮位が東京湾平均海面（TP）上0.7m以上になると予想されたとき。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が2.0m以上になると予想されたとき。

一般の利用に適合するもの	洪　水　注　意　報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次のいずれかが予想されたとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。 (1)流域雨量指数が基準以上　※（注）５の別表を参照 (2)複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準）：両指数が基準以上　※（注）５の別表を参照 (3)指定河川洪水予報による基準：常願寺川（大川寺）もしくは神通川（大沢野大橋・神通大橋）に、氾濫注意情報が発表されたとき。
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報を用いる。
	水防活動用高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報を用いる。
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報を用いる。

(2)　警報の種類、概要及び発表基準【富山市】　　（令和5年6月8日現在）

種　　類		概　要　及　び　発　表　基　準
一般の利用に適合するもの	暴　風　警　報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、平均風速20m/s以上になると予想されたとき。
	大　雨　警　報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、特に警戒すべき事項が明記される。具体的には、次のいずれかの基準に到達することが予想されたとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 (1)浸水害：表面雨量指数14以上 (2)土砂災害：土壌雨量指数100以上
	高　潮　警　報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、富山での潮位が東京湾平均海面（TP）上、1.0m以上になると予想されたとき。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
	波　浪　警　報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が4.5m以上になると予想されたとき。

一般の利用に適合するもの	洪　水　警　報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が著しく増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次のいずれかが予想されたとき。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 (1)流域雨量指数が基準以上　※（注）５の別表を参照 (2)複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準）：両指数が基準以上　※（注）５の別表を参照 (3)指定河川洪水予報による基準：常願寺川（大川寺）、神通川（大沢野大橋・神通大橋）のいずれかに、氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報が発表されたとき。
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報を用いる。
	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報を用いる。
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報を用いる。

（注）１　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

２　流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

３　土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指標。

４　有義波とは、複雑な波の状態を分かり易く表すための統計量で、一連の波高を高い順に並べたとき、波高の高い方から順に全体の１/３の個数の波の波高と周期を平均した仮想的な波。目視で観測する波高や周期に近いと言われている。

５　洪水注意報及び洪水警報の発表基準となる流域雨量指数及び複合基準は以下のとおり。

	流域雨量指数基準	複合基準※
洪水注意報【富山市】	松川流域＝5.8，井田川流域＝21.4， 熊野川流域＝18.2， いたち川流域＝7.6，古川流域＝3.3， 土川流域＝7.1，太田川流域＝4.3， 山田川流域＝14.4，坪野川流域＝3.3， 磯川流域＝1.9，白岩川流域＝17.2， 下条川流域＝1.7	神通川流域=（5，53.8）， いたち川流域=（5，5.9）， 土川流域=（9，5.5）， 坪野川流域=（7，2.6）， 下条川流域=（9，1.3）， 磯川流域=（5，1.9）
洪水警報【富山市】	松川流域＝7.3，井田川流域＝26.8， 熊野川流域＝22.8， いたち川流域＝9.6，古川流域＝4， 土川流域＝8.9，太田川流域＝5.4， 坪野川流域＝4，山田川流域＝18.1， 磯川流域＝2.5，白岩川流域＝21.5， 下条川流域＝2.2	神通川流域=（8，59.8）， いたち川流域=（8，7.4）， 坪野川流域=（8，2.9）

※複合基準は（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

(3)　特別警報の種類、概要及び発表基準と指標

種　　類		概　要　及　び　発　表　基　準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。具体的には、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想された場合。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。具体的には、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想された場合。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。具体的には、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想された場合。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。具体的には、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想された場合。
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨特別警報を用いる。
	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮特別警報を用いる。
雨を要因とする特別警報の指標		大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる１㎞格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。
台風等を要因とする特別警報の指標		「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。 （注１）台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。 （注２）温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

（注）特別警報は、過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量

指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表される。

(4)　気象警報・注意報の発表

気象警報・注意報は、発表基準一覧表の基準に達すると予想される市町村を対象として発表される。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒を要する災害を、「大雨警報（土砂災害)」、「大雨警報（浸水害)」のように警報名と併せて発表する。

一　　次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域（市　町　村）
東部	東部北	魚津市、滑川市、黒部市、入善町、朝日町
	東部南	**富山市**、舟橋村、上市町、立山町
西部	西部北	高岡市、氷見市、小矢部市、射水市
	西部南	砺波市、南砺市

(5)　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域名を特定して警戒が呼びかけられる情報で、富山県と富山地方気象台から共同で発表される。地域内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

なお、富山市を対象とする土砂災害警戒情報は、地域特性等の観点から次の３つに分割して発表される。

発表名称	地域名
富山市平地	富山地域、婦中地域
富山市山間部東	大沢野地域、大山地域
富山市山間部西	八尾地域、山田地域、細入地域

情報の利用上の留意点

（ア）　この情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、土石流や急傾斜地崩壊（がけ崩れ）を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等は発表対象ではない。

（イ）　土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定できるものではない。

(6)　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種　　類	概　　要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(7) 富山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

種　　類	概　　要
顕著な大雨に関する富山県気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときに発表される。 また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

３　伝達体制

(1)　気象警報等の伝達系統

あらかじめ定められた伝達系統により、受報及び伝達を行う（**資料４－１**参照）。なお、特別警報の通知を受けた場合は、気象業務法に基づき、その事項を(5)に記載されている情報伝達手段を用いて、住民に対して連絡を行うものとする。

(2)　洪水予報、水防警報、氾濫危険水位到達情報の伝達系統

あらかじめ定められた伝達系統により、受報及び伝達を行う（**資料４－２**参照）。

＊洪水予報：対象とする河川（常願寺川、神通川、庄川）で、洪水災害のおそれがある場合に、富山地方気象台が流域の降水量を予測し、国土交通省富山河川国道事務所が基準とする観測所の水位予測を行い、これらの情報を両者が共同で洪水予報（注意報、警報）として発表。

＊水防警報：対象とする河川（**資料２－２**）で、洪水等によって災害がおこるおそれのあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行われる発表。

＊氾濫危険水位到達情報：対象となる中小河川で、基準となる観測所での水位が氾濫のおそれがある危険な水位に近づいたときの、避難等の目安となる水位に到達したときに発表される情報。

(3)　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

市は、国又は県が市の避難指示の判断に資するために実施した緊急調査の結果、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報の通知があった場合は、土砂災害の恐れがある土地の区域とその時期について、被害の恐れのある地域に居住する住民に周知を行う。

(4)　異常現象等発見時の通報

ア　災害が発生するおそれがある異常な現象等を発見した者は、その状況を直ちに市及び消防署（所）又は警察署に通報するものとする。

イ　市長は、通報を受けた場合は、次の事項について富山地方気象台及び県に通報するものとする。

(ア)　気象に関する事項

著しく異常な現象（例えば、竜巻等）

（イ）　地象に関する事項

頻発地震　数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震、火山現象等

（ウ）　災害の前兆に関する事項

破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報

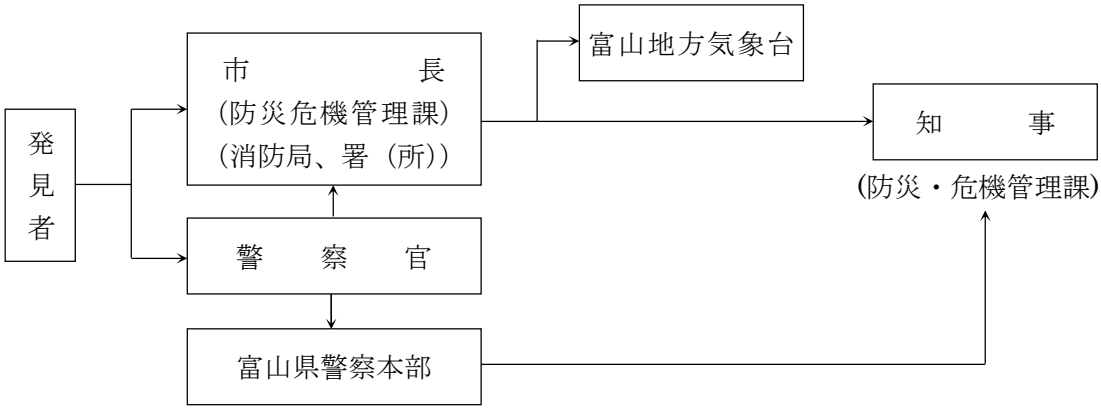

(5)　被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、関係各部・各班は広報車、同報無線、コミュニティＦＭ（緊急割り込み放送）、ケーブルテレビ（災害情報放送に関する協定）、インターネット、地区センターを通じて各町内会へ電話連絡、緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用し、市民に対し警戒の強化や避難の準備等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。その際、要配慮者及び要配慮者利用施設への呼びかけにも配慮する（**資料６－６**参照）。

また、災害発生中及び発生後においても、同様の措置により必要な対策を行う。

ア　防災行政無線（同報系）の自動放送内容例

【気象等の特別警報】

種類	放送される基準	自動放送内容例
特別警報 （大雨単独）	大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）が発表された場合	上りチャイム音（ピンポンパンポン） 「こちらは防災富山市です。」 「当地域に大雨特別警報が発表されました。命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 （３回繰り返した後） 「こちらは防災富山市です。」 下りチャイム音（ピンポンパンポン）

特別警報 （大雨単独以外）	暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表された場合	上りチャイム音（ピンポンパンポン） 「こちらは防災富山市です。」 「当地域に気象の特別警報が発表されました。命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。（３回繰り返した後） 「こちらは防災富山市です。」 下りチャイム音（ピンポンパンポン）

イ　その他

〔伝達の例１：大雨洪水警報発表〕
こちらは　富山市役所です。
大雨・洪水警報が発表されました。
河川が氾濫したり、山やがけが崩れるおそれがあります。
停電したり、断水するおそれがあります。
○○地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
断水に備えて、飲料水をためてください。
テレビやラジオの情報に注意してください。

〔伝達の例２：台風接近時〕
こちらは　富山市役所です。台風第○号に関する情報をお知らせします。
大型で非常に強い台風第○号は、明日早朝富山県を通過するおそれがあります。
この台風は、一昨年襲来した台風第○号に勢力・進路が非常に似ています。
風が強くなる前にベランダの物は片付け、厳重な戸締りを行い、風や雨が強くなってきたら不要不急の外出は控えていただくようにお願いします。
今後のテレビ・ラジオの気象情報に注意し、厳重に警戒してください。

〔伝達の例３：がけ崩れ等発生時〕
こちらは　富山市役所です。
市内○○地区で、がけ崩れが発生しました。
○○地区、△△地区の方は、至急避難してください。
避難所は、☆☆小学校体育館です。
最寄りの避難所へ、隣近所助け合って避難してください。
また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず落ち着いて行動してください。

〔伝達の例４：土砂災害警戒情報が発表されたとき〕
こちらは　富山市役所です。
○○地域、△△地域に土砂災害警戒情報が発表されました。
がけ崩れなど土砂災害が発生する危険が非常に高まっています。
付近の状況や気象情報等に注意するとともに、厳重に警戒し、落ち着いて行動してください。

第２節　火災警報の収集・伝達

消防部

１　火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防部は的確に火災警報を発表し市民に対して警戒を呼びかける。

(1)　火災気象通報

消防法に基づいて富山地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事は、この通報を受けたときには直ちにこれを市長に通報する。

通報基準は、富山地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

ア　乾燥注意報　⇒　火災気象通報【乾燥】
（本章第１節「風水害に関する情報の収集・伝達」参照）

イ　強風注意報　⇒　火災気象通報【強風】
（本章第１節「風水害に関する情報の収集・伝達」参照）

ウ　乾燥注意報及び強風注意報　⇒　火災気象通報【乾燥・強風】

(2)　火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。警報基準は次のとおりである。

ア　実効湿度が65％以下で、最小湿度40％以下になり、最大風速７m／s以上となる見込みのとき。

イ　平均風速10m／s以上で、１時間以上連続して吹く見込みのとき。

２　被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防部は、市民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意を喚起することとする。その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。なお、周知方法は以下による。

(1)　新聞、テレビ、ラジオ、インターネットによる広報

(2)　広報車等による広報

(3)　サイレンの吹鳴による広報

(4)　災害情報メールによる広報

(5)　その他適切な方法

〔呼びかけの例〕

こちらは、○○消防署です。ただいま、乾燥注意報が発表されています。 空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。 たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。 お休み前にもう１度、火の元の点検を行いましょう。

火災警報等連絡系統図

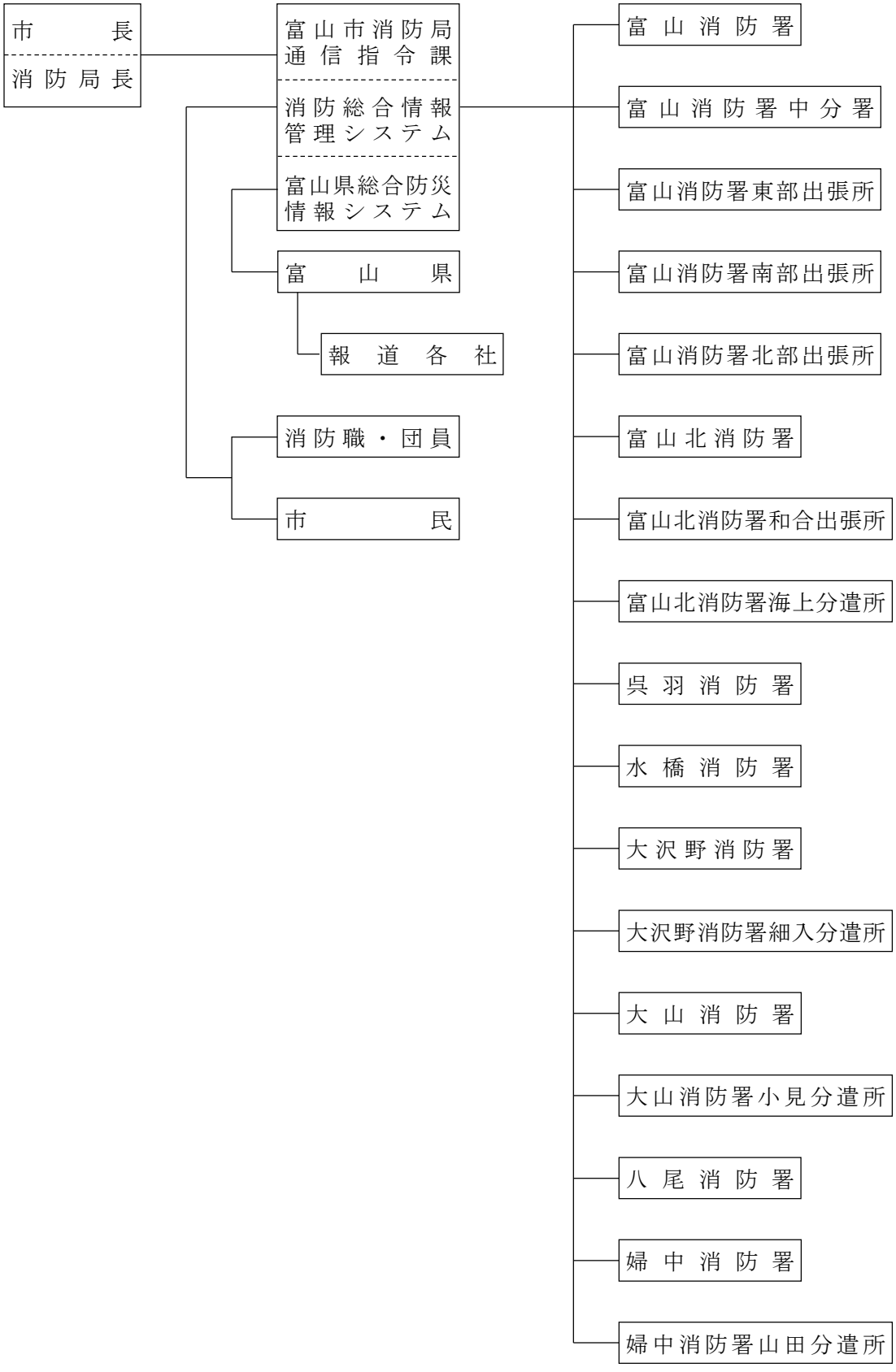
市長
消防局長
富山市消防局
通信指令課
消防総合情報
管理システム
富山県総合防災
情報システム
富山県
報道各社
消防職・団員
市民
富山消防署
富山消防署中分署
富山消防署東部出張所
富山消防署南部出張所
富山消防署北部出張所
富山北消防署
富山北消防署和合出張所
富山北消防署海上分遣所
呉羽消防署
水橋消防署
大沢野消防署
大沢野消防署細入分遣所
大山消防署
大山消防署小見分遣所
八尾消防署
婦中消防署
婦中消防署山田分遣所

第３節　水防・土砂災害警戒活動

防災危機管理部　建設部　消防部

１　水防活動

風水害については、気象予警報等により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、災害発生前における情報収集・伝達や災害未然防止活動等を的確に実施することが重要である。

そのため、富山地方気象台より、暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、若しくは国土交通省富山河川国道事務所及び富山県富山土木センター並びに同立山土木事務所より水防警報の発令があり、水防活動の必要が認められるときは、状況に応じて水防本部の非常配備体制を切り換え、市水防計画に基づき適切な水防活動を行う。

また、被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけを行う（本章第１節「風水害に関する情報の収集・伝達」参照)。

風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行し、諸活動を実施する。

２　土砂災害警戒活動

土砂災害の発生は、局地的かつ突発的な場合が多く、市及びその他防災関係機関の適切な判断と迅速な応急対策が重要である。

(1)　情報の収集及び伝達

集中豪雨、融雪等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合においては、市及びその他防災関係機関は、次のことに留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行うものとする。

ア　土砂災害警戒区域の存する地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、市民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

イ　広域的な土砂災害が発生し、又は発生が予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て、機動的な初動調査に努めるものとする。

ウ　土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域周辺の市民に対しては、極力戸別伝達に努めるものとする。

(2)　危険箇所の警戒及び避難

県及び施設管理者は、豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、関係機関と協力して警戒に当たるものとする。

また、市長は、この状況を判断し、避難の要否、時期を決定するものとする。

(3)　二次災害防止対策

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動する等により、二次災害を引き起こすおそれがある。このため、土砂災害発生時においては、市は、県及びその他防災関係機関と協力し、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

ア　引き続き降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行うものとする。

イ　安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行うものとする。

ウ　行方不明者等の捜索活動、応急工事等に当たっては、特に十分な注意、監視を行うものとする。

エ　降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努めるものとする。

オ　安全が確認されれば、直ちに二次災害防止のため堆積土砂等の除去、土留工事等の工事を実施するものとする。

(4)　専門技術者への協力要請

二次災害発生可能性の判断等について、必要に応じ、ＮＰＯ法人富山県砂防ボランティア協会や地元在住の専門技術者（コンサルタント、斜面判定士等）へ県を通じて協力要請する。

(5)　市内の土砂災害警戒区域等は**資料３－２、３－３、３－４、３－５、３－11**のとおりである。

第４節　動員配備

防災危機管理部　建設部　消防部
企画管理部　関係各部

風水害が発生し又は被害が拡大するおそれがある場合に、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、必要な職員の動員・配備を行う。

１　配備基準

種　　別	配　備　基　準	配　備　体　制
（準　備）	・大雨、洪水又は高潮注意報が発表されたとき。	必要な人員を配置して、主として情報収集に当たる体制
第１非常配備	・大雨、洪水、高潮、暴風等の警報が発表され、災害の発生のおそれがあるが、その時期や規模等の予測が困難な段階又は小規模な災害が発生したとき。	少数の人員を配備して、主として情報連絡及び警戒にあたる体制
第２非常配備	・局地的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ・大雨、暴風、高潮、波浪等の特別警報が発表されたとき。 ・市長（本部長）が必要と認めたとき。	所属職員のおおむね５割の人員を配置して、防災活動にあたる体制
第３非常配備	・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ・市長（本部長）が必要と認めたとき。	所属職員全員を配置して、防災活動にあたる体制

※初動対応を行う所属（班）にあっては、必要に応じた配備内容とする。
※市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。
※各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

２　参集場所等

(1)　職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、別に指示がある場合、地区センター班要員及び避難所管理者については当該指定された場所に参集する。また、市災害対策本部が設置された場合における本部室要員は本部室に参集する。

(2)　所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの行政サービスセンター、地区センターに参集

する。

(3)　公共交通機関等が利用できない場合は、バイク、自転車、徒歩により参集を行う。

3　動員配備の伝達

(1)　勤務時間内

防災危機管理部防災危機管理課が庁内放送、防災行政無線等により各部局、行政サービスセンター、中核型地区センターに伝達する。

(2)　勤務時間外

指定職員については、消防局通信指令課又は防災危機管理部防災危機管理課が、メール配信システム等で伝達する。指定職員は、あらかじめ定めた連絡系統にしたがって関係職員に伝達する。

4　要員配備の調整

(1)　本部室の要員配備の調整

本部室総括班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部局からの要員の応援を求める。

(2)　各部の要員配備の調整

各部局長は、部局内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部局内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、企画管理部職員班に要員配備の調整を求める。企画管理部職員班は、要員配備の調整を求められた場合、各部防災・調整担当課と調整を行う。

(3)　行政サービスセンターへの要員派遣

行政サービスセンターにおいて要員の不足が生じた場合、行政サービスセンター所長は、本部室総括班に要員の調整を求める。本部室総括班は、(1)に準じて要員調整を行う。

(4)　応援要請等

市職員をもって動員が不足する場合、他市町村等へ応援を要請する（本章第10節「市内民間団体等からの人員の確保」、第11節「広域応援要請」参照)。

第５節　組織体制の確立

本部室　防災危機管理部　建設部
財務部　企画管理部　関係各部

１　災害対策本部の設置

(1)　設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、水防本部等の対策本部は、災害対策本部に包括される。また、災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

組　織	設　置　基　準
災害対策本部	(1)　第２非常配備、第３非常配備となったとき。 (2)　避難指示の発令を必要とする場合。(避難指示の実施責任者は、本章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」参照。) (3)　災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき。

(2)　廃止基準

災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、(1)の体制を廃止する。

２　災害対策本部室の設置

(1)　設置基準

災害対策本部室長は、次の基準により災害対策本部室を設置する。

組　織	設　置　基　準
災害対策本部室	(1)　高齢者等避難を発令する必要がある場合。(高齢者等避難の実施責任者は、本章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」参照。) (2)　その他、特に災害対策本部室設置の必要がある場合。

(2)　廃止基準

「１　災害対策本部の設置」に準じる。

３　災害対策本部等の設置の通知

本章第４節「動員配備」に定める動員配備の伝達にあわせて通知する。

４　災害対策本部等の設置

(1)　災害対策本部及び災害対策本部室の設置場所

災害対策本部は市本庁舎及び各出先機関庁舎とし、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市本庁舎危機事象対策本部室に設置する。本部室を所定の場所に設置できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

(2)　災害対策本部の設置準備

ア　庁舎の被害状況の把握

財務部管財班は、庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を施す。災害対策本部の活動に重大な支障があるものについては、本部室に報告する。

行政サービスセンター他出先機関については、各々の施設の管理者が同様の対応をとる。

イ　職員の被災状況の把握

企画管理部職員班は、勤務時間内の発災の場合、富山市本庁庁舎消防計画に基づき、こども家庭部応援班、自衛消防隊と連携し、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷等の状況を把握する。また、必要に応じて応急救護所を設置し、避難誘導、応急手当を施すとともに、本部室に報告する。

勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ　通信機能の確保

防災危機管理部総務班は、防災行政無線等の無線通信手段の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

(3)　防災関係機関等への通知・発表

災害対策本部を設置した場合、直ちにその旨を通知・発表する。

ア　富山県（防災・危機管理課）　ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ　関係機関

ウ　報道機関

(4)　応援職員の執務スペースの確保

災害時に派遣される応援職員が執務を行う執務スペースを市本庁舎内に確保することとし、必要な場合には県に対して、執務スペースの確保を依頼するものとする。

５　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び分掌事務は、第１編第７節「市災害対策本部の組織」のとおりである。

６　本部機能喪失時の対応

大規模な災害により市の災害対策本部機能が著しく低下した場合は、県災害対策本部内に編成される「被災市町村支援チーム」による被害の状況や市の対応能力等の調査、またその結果に基づく災害対策要員の派遣等の受入を検討する。

第６節　災害情報の収集・伝達・共有

本部室　消防部　関係各部

１　被害状況の収集・伝達・報告

市は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の情報を収集し、関係機関に連絡する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

人的被害の数（死者・行方不明者をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国(消防庁)へ報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市に連絡する。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

２　災害即報

(1)　市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2)　県に報告できない場合にあっては、国（消防庁）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者などの住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(3)　地域住民等から１１９番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに国（消防庁）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

(4)　発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（災害概況即報）

ア　基本方針

市内で災害が発生した場合、本部室情報班は、市各部班及び関係機関から、以下により市内の概括的な被害程度を把握する。本部室総括班は、把握した情報の第１報を災害概況即報（**様式１**）として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に少なくとも発災１時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。

イ　留意事項

下記について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第１報として報告する。

（ア）　被害（火災、がけ崩れ、生き埋め等）の発生地域・地点

（イ）　被害の状況（人的被害（行方不明者の数を含む。）、住家被害に重点をおく。）

（ウ）　応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難指示等、避難所の開設、交通規制、送電中止、広域応援要請等）

ウ　収集系統（加入電話、ＦＡＸ、防災行政無線、駆け込み等による。）

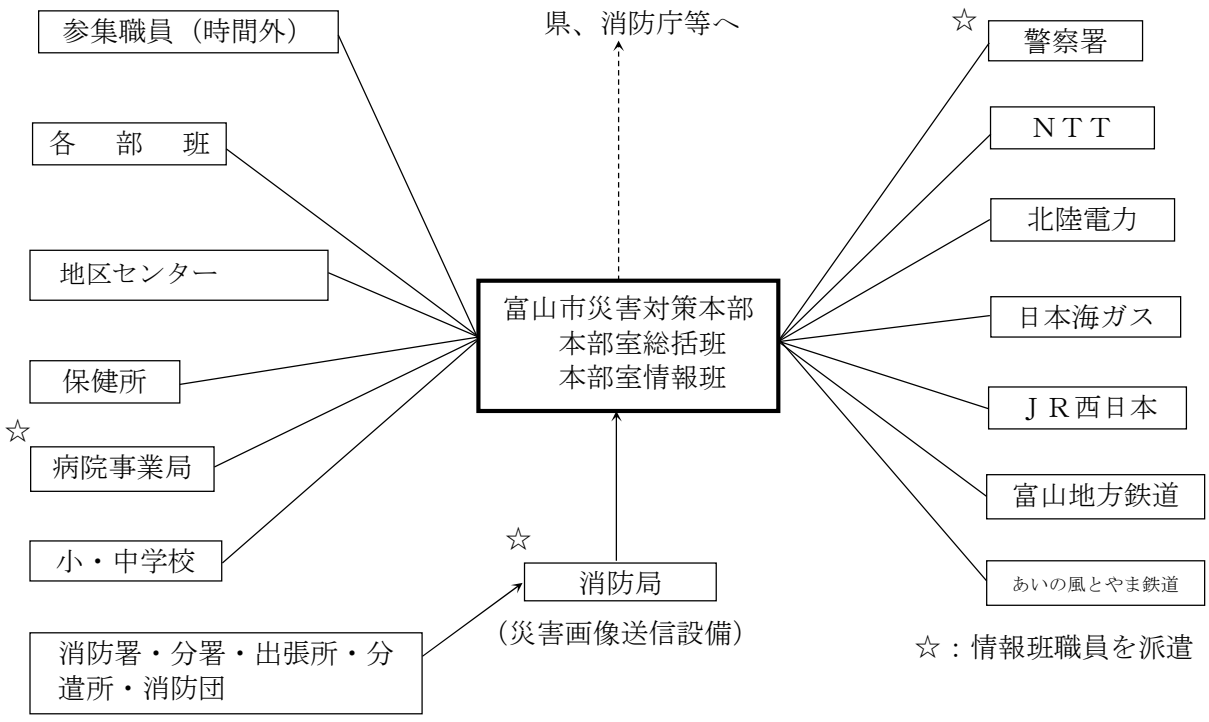

(5)　発災初期の被害状況の把握・伝達（被害状況即報）

ア　基本方針

概括的な被害程度の把握の後、本部室情報班は、市各部班及び関係機関から、以下により被害状況の把握に努める。本部室総括班は、把握した情報を被害状況即報（**様式２**）として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時報告することにより応援体制の強化を求める。

イ　留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、水道、電話、電気及びガスについては、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

ウ　収集系統（加入電話、ＦＡＸ、防災行政無線、駆け込み等による。）

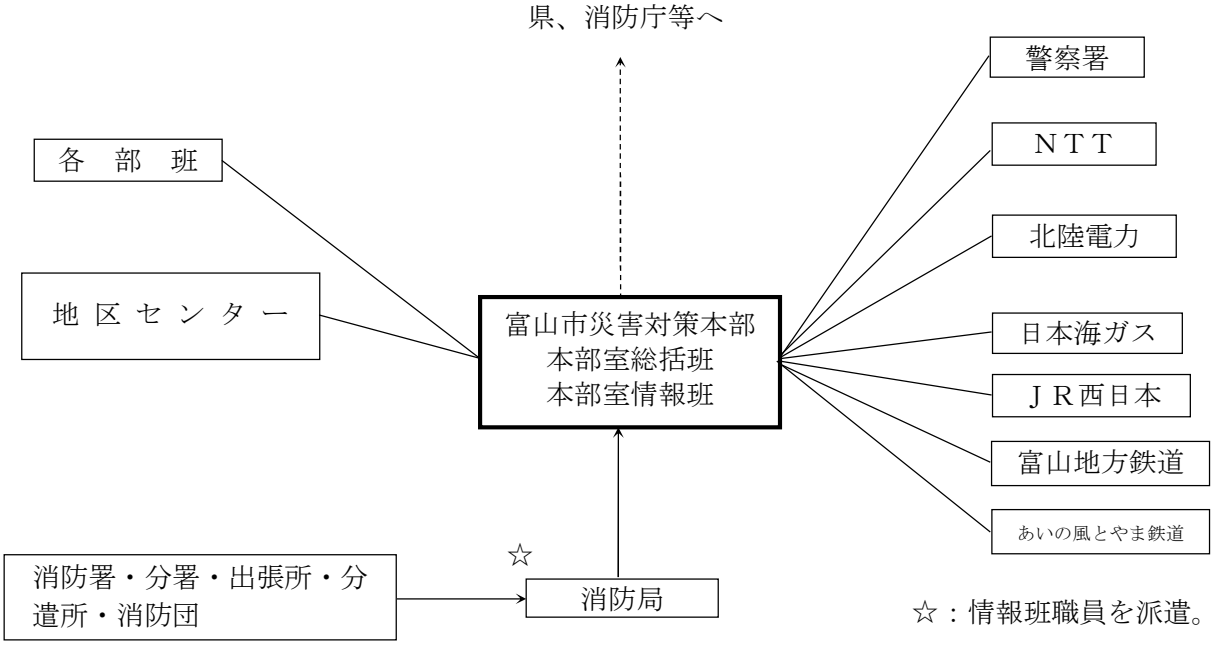

(6)　救助期の被害状況の把握・伝達（被害状況即報）

救助期においても、引き続き被害状況速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

３　災害情報の共有

本部室情報班は、把握した情報を随時各部班、関係機関に回付し、情報の共有を図るとともに、以下の情報を地図にプロットし、関係部班等の応急対策に資する。

(1)　死者、行方不明者の発生地点

(2)　要救出現場の発生地点

(3)　火災、がけ崩れ等の発生地点

(4)　避難所の開設地点

(5)　ヘリポート

(6)　物資輸送拠点

(7)　通行不能地点

(8)　交通規制地点

(9)　その他必要な情報

４　災害確定報告

市は、応急措置が完了した後、１０日以内に、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

第７節　消防活動

消防部

１　火災に関する情報の収集・伝達

消防部（消防局）を拠点に、火災に関する情報（出火、延焼等）の収集・伝達を行う。

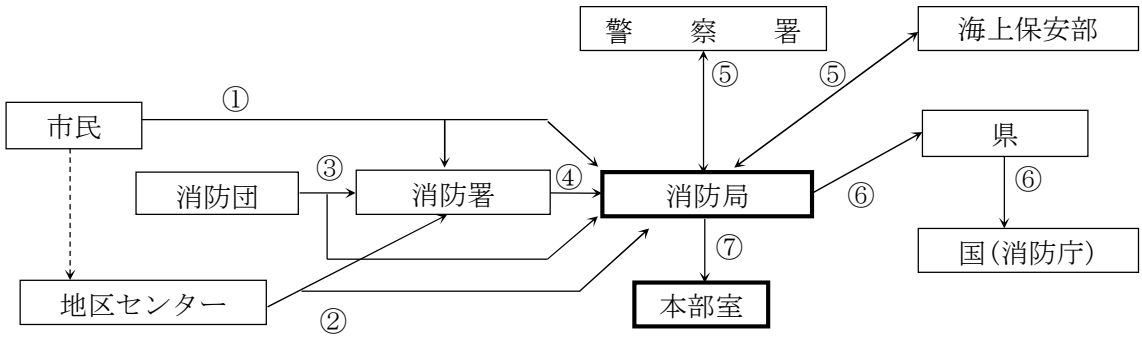

①　火災を発見した市民は、119番通報する。ただし、119番回線途絶時の通報場所は、最寄りの消防署、地区センター、小・中学校（以下、「市施設」という。）とし、駆け付けて通報する。

なお、119番回線が途絶している場合、消防局は、巡回による情報の収集と市民に対し災害発生時の通報場所等についての広報を行う。

②　駆け付け通報を受けた市施設は、消防署又は消防局へ通報する。通報の手段は、駆け付け又は消防無線及び防災行政無線等の使用可能な全ての通報手段とする。

③　消防団は、火災を発見したとき、又は火災発生の通報を受けたときは、消防署又は消防局に通報する。

④　消防署は、火災発生の通報を受けたときは、消防局に通報する。

⑤　消防局は、火災発生現場の状況等について、警察署、海上保安部と情報交換を行う。

⑥　消防局は、火災発生後に多数の要救助者がいる災害や119番回線の途絶など即報が必要な火災が発生したときは、県を通じて国（消防庁）に報告する。

⑦　消防局は、火災発生現場の状況等を本部室に報告する。

２　消防活動

(1)　消防局における消防活動

消防局において別に定める「消防計画」による。

(2)　応援要請

火災が多発した場合や大規模な火災が発生した場合又は、多数の要救助者が発生したことにより、自らの消防力での消防活動が困難と判断した場合、消防部長（消防局長）は、次のとおり応援要請を行う。

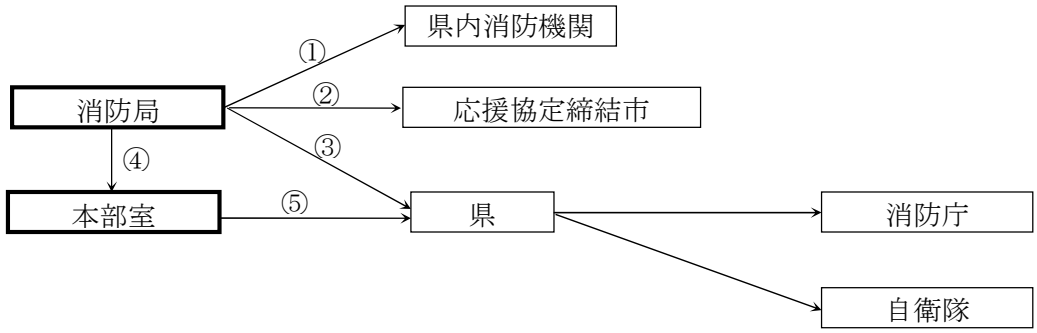

①　消防局は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

②　消防局は、自らの消防力のみでは対処できないときは、相互応援協定を締結している市に対して応援を要請する（第11節「広域応援要請」参照）。

③　消防局は、県消防防災ヘリコプターの出動が必要と認めるときは、県に出動を要請する。

④　消防局は、県へ消防庁（緊急消防援助隊、広域航空消防応援）又は自衛隊の災害派遣を求める必要があると認めるときは、本部室に通報する。

⑤　本部室は、④の通報を受けたときは、県に応援を要請する。

⑥　消防局は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

ア　地理の情報（広域地図、住宅地図等）

イ　水利の情報

（ア）　水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）

（イ）　水利の所在地

（ウ）　水利地図（広域地図、住宅地図等）

ウ　ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、緊急搬送医療機関位置図等）

エ　住民の避難場所の情報

オ　宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

３　市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所の役割

市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所は、災害が発生した場合、次の活動に努める。

(1)　市　民

ア　使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

イ　都市ガスはメーターガス栓、LPガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ　電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等火気の使用に注意を払う。

エ　火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求め、消防局等への通報を行う。

(2)　町内会・自治会、自主防災組織

ア　災害発生後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ　火災が発生したときは、消防局等に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動に当たる。

ウ　消防機関が到着したときは、協力して消火活動に当たる。

エ　多数の市民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、出火防止に努める。

(3)　事業所

ア　火気使用の禁止、LPガスや都市ガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

イ　従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防局等に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

ウ　事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消防用設備等を用いて一気に消火し、延焼防止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり、拡大すると判断される場合は付近の市民に避難を呼びかける。

エ　必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第８節　広　報

企画管理部　関係各部

１　広報内容と広報情報の収集機関

内　　容	関係部班、関係機関
○被害状況	□本部室
○市長からのメッセージ	□企画管理部秘書班
○二次災害防止に関する情報	□本部室 □建設部道路整備班、建築班 □消防部予防班
○医療に関する情報(診療可能病院等)	□福祉保健部保健衛生班
○避難に関する情報	□福祉保健部災害救助班
○水道水の確保に関する情報	□上下水道部給水各班
○食料、救援物資の確保に関する情報	□福祉保健部給食物資班
○遺体の安置等に関する情報	□環境部環境保全班 □市民生活部市民班
○電気に関する情報	□北陸電力(株)
○ガスに関する情報	□日本海ガス(株)
○下水道に関する情報	□上下水道部下水道各班 □農林水産部農地班
○ごみ、がれきの処理に関する情報	□環境部環境指導班 □環境部環境業務班
○電話に関する情報	□西日本電信電話(株)富山支店・金沢支店
○道路に関する情報(交通規制状況等)	□建設部道路河川管理班 □所轄警察署

○公共交通に関する情報(運行状況等)	□ＪＲ西日本旅客鉄道(株)金沢支社北陸広域鉄道部 □富山地方鉄道(株)　等
○教育に関する情報（休校等）	□教育部学校教育班
○店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報（ガソリンスタンド、デパート、公衆浴場、銀行、ホテル等）	□商工労働部商工労政班 □商工労働部観光政策班 □市民生活部地域コミュニティ推進班 □市民生活部市民協働相談班
○ボランティア募集に関する情報	□市民生活部市民協働相談班 □市災害ボランティア本部

２　報道機関に対する情報提供、資料提供

広報情報に関し、報道機関に情報提供等を行う場合は、次のとおりとする。

(1)　報道機関に対する情報提供等

本庁舎内に設置するプレスルームを拠点に、企画管理部広報班が調整主体となって報道機関への情報提供等を行う。(資料４－４参照)

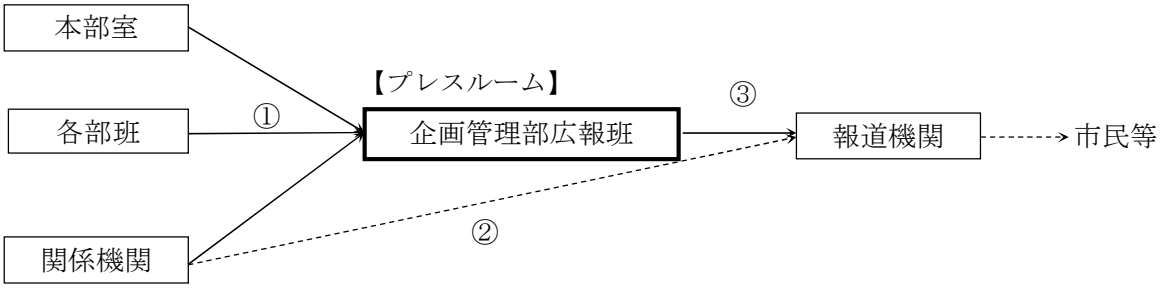

①　本部室、各部班、関係機関は、広報情報をとりまとめ、企画管理部広報班を通して報道機関に情報提供等を行う。なお、電気、ガス、電話等のライフライン関係機関は、プレスルームとの連携が十分図れるよう、防災行政無線の活用、プレスルームへの職員の常駐等可能な手段を用いて迅速・的確な情報の提供体制の確保を図る。

②　関係機関は、必要に応じて報道機関に直接情報提供等を行う。

③　企画管理部広報班は、本庁舎内に設置したプレスルームで、記者発表等により報道機関に情報提供、資料提供を行う。

(2)　報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、企画管理部広報班を窓口にして対応する。

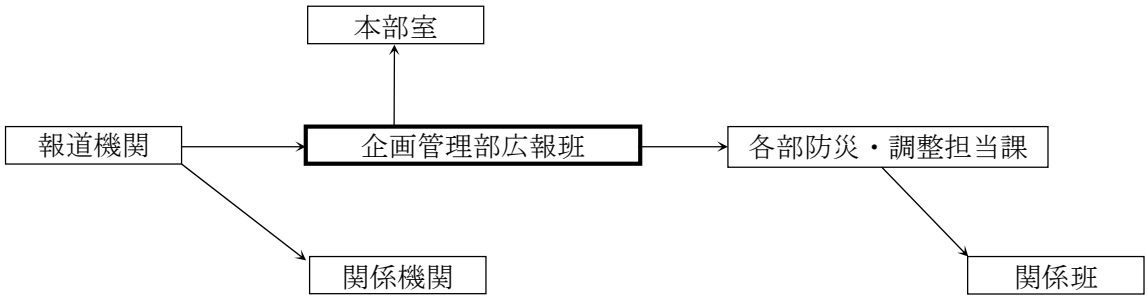

３　市民への直接の広報

広報情報を直接市民に広報する場合は、次のとおりとする。

(1)　標　準

行政サービスセンター、各地区センター、避難所において広報情報が集約されるようにする。

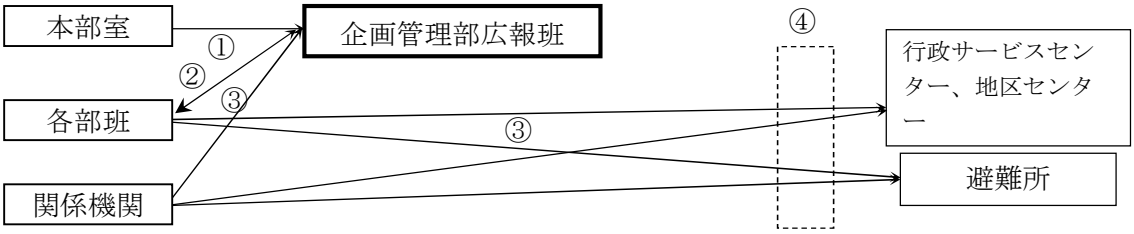

①　本部室は、広報情報を取りまとめ、企画管理部広報班に、行政サービスセンター、地区センター、避難所への広報を要請する。

②　企画管理部広報班は、本部室からの広報情報を、関係各部班を通じて行政サービスセンター、地区センター及び避難所にチラシ、張り紙、市ホームページ、災害情報メール等を用い伝達する。

③　各部班及び関係機関は、広報情報を取りまとめ、行政サービスセンター、地区センター及び避難所にチラシ、張り紙、市ホームページ、災害情報メール等により伝達する。また、自主的な広報活動を始めるほか、必要に応じて、広報班からの指示により広報車の巡回も行う。

なお、各部班及び関係機関は、広報した情報を企画管理部広報班に報告する。

④　企画管理部広報班、各部班及び関係機関は、行政サービスセンター、地区センター及び避難所への伝達に当たって要員が不足する場合は、市災害ボランティア本部に登録されたボランティアの協力を得る。

(2)　要配慮者（外国人を除く。）への広報

行政サービスセンター、地区センターを拠点として、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、ボランティア等を通じ可能な限りの広報を行う。

また、要配慮者の関係団体の協力を得て広報を行う。

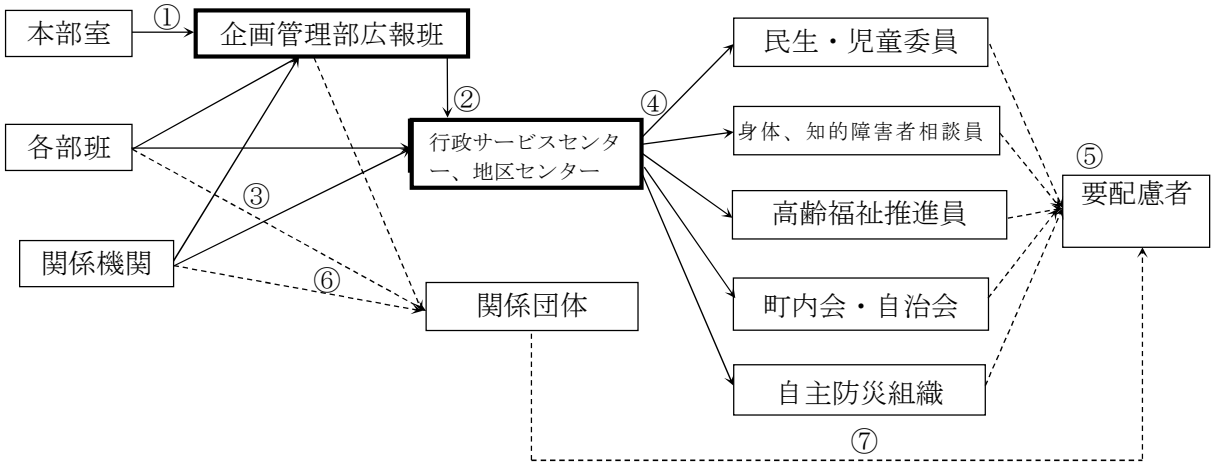

①　本部室は要配慮者に対する広報情報を取りまとめ企画管理部広報班に、行政サービスセンター、地区センターへの伝達を要請する。

②　企画管理部広報班は、本部室からの要配慮者に対する広報情報を行政サービスセンター、地区センターに伝達する。

③　各部班及び関係機関は、要配慮者に対する広報情報を取りまとめ行政サービスセンター、地区センターに伝達する。

なお、各部班及び関係機関は、広報した情報を企画管理部広報班に報告する。

④　行政サービスセンター、地区センターは、要配慮者に対する広報を民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、町内会・自治会及び自主防災組織へ依頼する。

⑤　行政サービスセンター、地区センターから依頼を受けた民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、町内会・自治会及び自主防災組織は、可能な限り要配慮者に対する広報を行う。

⑥　企画管理部広報班、各部班及び関係機関は、要配慮者に対する広報情報を要配慮者関係団体に伝達し、要配慮者に対する広報を依頼する。

⑦　依頼を受けた関係団体は、可能な限り要配慮者に対する広報を行う。

(3)　外国人への広報

企画管理部国際班を拠点として、外国人の団体及びボランティアの協力を得ながら必要な情報の可能な限りの広報を行う。その際、できる限り多言語化に努める。

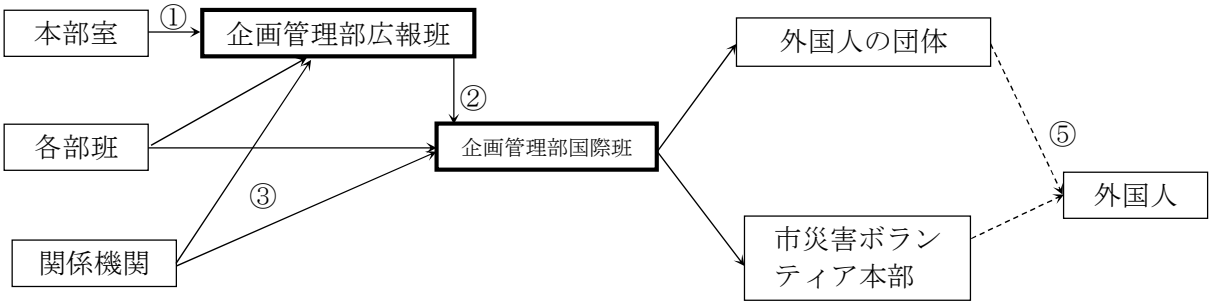

①　本部室は、外国人に対する広報情報を取りまとめ、企画管理部広報班に企画管理部国際班への伝達を要請する。

②　企画管理部広報班は、本部室からの外国人に対する広報情報を企画管理部国際班に伝達する。

③　各部班及び関係機関は、外国人に対する広報情報を取りまとめ、企画管理部国際班に伝達する。

なお、各部班及び関係機関は、広報した情報を企画管理部広報班に報告する。

④　企画管理部国際班は、外国人に対する広報を外国人の団体及び市災害ボランティア本部へ依頼する。

⑤　企画管理部国際班から依頼を受けた外国人の団体及び市災害ボランティア本部に登録されたボランティアは、可能な限りの外国人に対する広報を行う。

(4)　広報手段

ア　種類

広報手段としては、以下の方法から広報を行う時点で最も効果的と判断したものを選び、必要に応じて複数の手段の併用も行う。

（ア）　広報車

（イ）　同報無線(一部の地区)

（ウ）　災害情報メール

（エ）　インターネット（市ホームページ、ウェブサイト、ソーシャルメディア）

（オ）　張り紙（掲示板、電柱等）

（カ）　チラシの留め置き

イ　留意事項

広報手段の活用に当たっては、以下の点に留意する。

（ア）　広報車を有しない各部班が広報車を利用する場合は、広報機能を有する車両の所有課に申し出る。広報車の運行は、原則として広報車を利用する各部班が行う。

（イ）　広報拠点となる行政サービスセンター、地区センター及び避難所は、災害発生時には掲示板となるものを調達する。

（ウ）　同報無線を利用する場合は、本部室に申し出る。

4　救援期における広報の方針

救援期においても、引き続き市民等への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供する。また、市外への避難者に対する広報にも留意する。

5　広報内容と広報情報の収集機関（救援期）

「1　広報内容と広報情報の収集機関」に掲げるものに加え、次のような情報の提供に留意する。

内　　容	収　集　機　関
○住宅の確保に関する情報	□建設部住宅班
○義援金品の配布等に関する情報	□福祉保健部災害救助班
○災害弔慰金等の支給に関する情報	□福祉保健部災害救助班
○保健衛生に関する情報	□福祉保健部保健衛生班
○融資等に関する情報	□商工労働部商工労政班 □農林水産部農政企画班
○悪徳商法等に関する情報	□市民生活部市民協働相談班 □商工労働部商工労政班 □警察署

6　広報紙

企画管理部広報班は、臨時の広報紙の発行により網羅的な市民への情報提供に努める。広報紙に掲載する内容は１及び５に示すものに準じることとし、各収集機関は企画管理部広報班から原稿提出の指示があった場合は、速やかにこれに応じる。この際、企画管理部国際班の協力を仰ぎ、外国人のために多言語化に努める。

7　市外避難者への広報

市外避難者への広報は次により実施する。

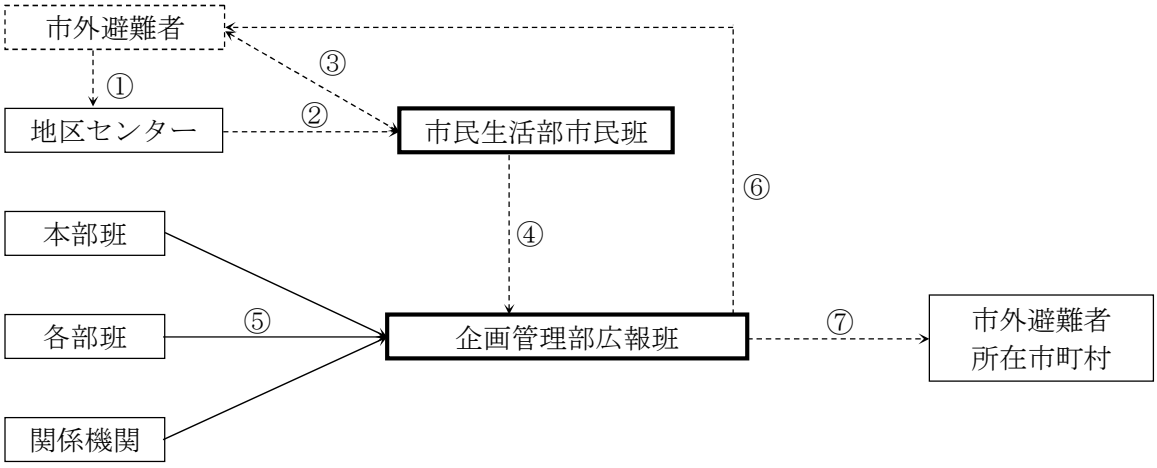

①　市外に避難しようとする者は、避難の際その旨を地区センターに連絡する。

②　①の連絡を受けた地区センターは、市民生活部市民班に市外避難者に関する情報を報告する。

③　市民生活部市民班は、①で報告のなかった市外避難者を把握するため、報道機関を通じて避難先等の申し出を行うよう呼びかける。

④　市民生活部市民班は、②、③の情報を基に市外避難者名簿を作成し、企画管理部広報班に

報告する（定期的に更新する）。

⑤　企画管理部広報班は、本部室、各部班、関係機関から市外避難者に広報すべき情報を入手する。

⑥　企画管理部広報班は、⑤の情報を報道機関を通じて広報する。

⑦　企画管理部広報班は、必要な場合、④の市外避難者名簿記載の避難者が避難する所在市町村に対し、市外避難者への広報について協力を要請する。

第９節　災害ボランティアとの連携

市民生活部　関係各部

大規模な災害が発生したとき被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、市民の応急活動だけでは、対応が十分にはできないことが想定されるため、災害ボランティアの役割は重要である。このためボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図るものとする。

ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能等が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

１　市災害ボランティア本部

市災害対策本部が設置された場合、市、市社会福祉協議会及び富山市災害ボランティアネットワーク会議は協議し、必要性が認められる場合は速やかに「市災害ボランティア本部」を設置するものとする。

市災害ボランティア本部設置後は、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1)　設置場所

市災害ボランティア本部は、市災害対策本部との連携が図れる場所（施設）に設置するものとし、その設置場所についてはあらかじめ定めておくものとする。

(2)　役割（機能・業務）

ア　被災者ニーズの把握

イ　相談窓口（電話）の設置

ウ　市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整

エ　地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請

オ　ボランティア活動参加申出者への対応

カ　現地事務所間のボランティア等の配置調整

キ　ボランティアの受入れ、登録、保険加入

ク　活動用資機材の調達（市災害対策本部と連携）

ケ　救援物資の仕分け、搬送、供給調整（市災害対策本部と連携）

コ　地域内への災害ボランティアについて広報

２　災害ボランティア現地事務所

市災害ボランティア本部は、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる「現地事務所」を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害ボランティア本部が担うものとする。

(1)　設置場所

現地事務所を設置する場合は、市は、ボランティア活動が円滑に行える場所（市社会福祉協議会・支所、地区センター、行政サービスセンター、公民館、避難所等の施設）の確保に協力するものとする。

(2)　役割（機能・業務）

ア　市災害ボランティア本部との連絡調整

イ　被災者ニーズ及び被災状況の把握

ウ　ボランティアの受入れ、登録、保険加入

エ　コーディネート

オ　救援物資の整理配布

カ　活動用資機材の配布

キ　現地での支援活動

ク　ボランティアの健康管理

３　ボランティアとの連携体制

災害対策本部とボランティア（応急危険度判定士・医療ボランティア等の専門ボランティアを除く。以下同じ。）との有機的な連携を図るため、次のような体制をとる。

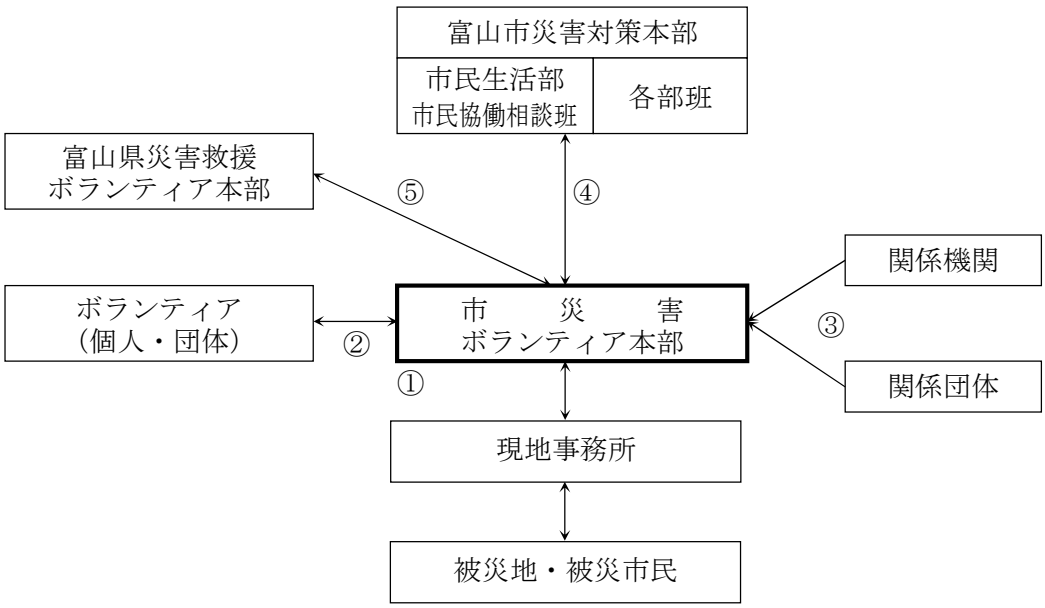

①　ボランティアとの連携の窓口は市災害ボランティア本部とし、②～⑤の活動を行う。また、必要に応じ、現地事務所を設ける。

②　市災害ボランティア本部は、ボランティア（個人、団体）からの申し出を受け付け、③をもとに協力依頼事項を紹介する。

③　市災害ボランティア本部は、富山市災害対策本部（市民生活部市民協働相談班、各部

班)、関係機関及び関係団体からボランティアの協力を希望する事項を受け付ける。なお、希望する内容は次の事項を明らかにするものとする。

ア　活動内容

イ　活動期間

ウ　必要な人数、技能等

エ　必要な資機材

オ　集合先

カ　連絡先

④　市災害ボランティア本部は、ボランティア活動の拠点等ボランティア本部の運営に必要な活動用資機材等の支援及び行政情報の提供に関し、市民生活部市民協働相談班と協議する。

⑤　市災害ボランティア本部は、ボランティアの活動状況に関し、富山県災害救援ボランティア本部と適時情報交換を行い、情報の共有を図るとともに、必要な場合はボランティアコーディネーターの派遣を求める。

4　応急対策に係る市災害ボランティア本部への協力依頼事項の例

ボランティアへの協力依頼事項として、以下のような例が挙げられる。

(1)　市災害ボランティア本部運営に関する事項（発災早期に被災地入りしたボランティア団体への依頼）

(2)　広報活動に関する事項（張り紙、チラシの配布、通訳、要配慮者への伝達等）

(3)　避難者名簿の整理に関する事項

(4)　給水、食料給付に関する事項（水、食料の配給、炊き出し補助等）

(5)　避難所の運営に関する事項

(6)　社会福祉施設等の支援に関する事項

(7)　病院の支援に関する事項

(8)　市に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項

(9)　保育、子どもの遊び相手、高齢者や障害者等の援護に関する事項

(10)　被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

5　ボランティアへの支援

(1)　情報提供

各部班は、市災害ボランティア本部からボランティア活動に必要な行政情報等の提供を求められた場合、的確に提供する。

(2)　資機材等物品、車両の貸与

各部班は、市災害ボランティア本部及び現地事務所からボランティア活動に必要な各種資機材等のあっせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。

(3)　活動拠点の支援

市民生活部市民協働相談班は、市災害ボランティア本部を通じて活動を行うボランティアの活動拠点（現地事務所等）の確保に努める。

(4)　災害ボランティア保険加入への支援

市は、市災害ボランティア本部を通して活動を行うボランティアの災害ボランティア保険への加入を支援する。

６　他ボランティア団体等への協力要請等

市災害対策本部は、市災害ボランティア本部のみで対応が困難であると認めるときは、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、県災害救援ボランティア本部、日本赤十字社富山県支部、県社会福祉協議会、県民ボランティア総合支援センターへ協力を要請するよう依頼する。

また、必要に応じ、不足しているボランティアの職種等の情報を報道機関に提供する。

第10節　市内民間団体等からの人員の確保

関係各部

1　市内民間団体からの人員の確保

炊き出し、物資の仕分け、運搬、配布等のために人員を確保する必要があると認めた場合は、各部班は、市民協働相談班を通じて、市災害ボランティア本部に協力依頼を行う。

2　人的公用負担

市内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めたときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（災害対策基本法第65条）。

3　労働力の確保

廃棄物の処理、物資の仕分け、応急仮設住宅の建設、道路の応急復旧等において労働力を確保する必要がある場合、各部班は、商工労働部商工労政班を通じて県に要請する。

4　消防団の動員

「富山市消防計画」に基づき、市長の命令により消防局長が行うものとする。

5　医療救護関係者の出動要請

医師・看護師等の動員に関する必要な事項は、第15節「医療救護」の定めるところによるものとする。

6　土木・建設業者の動員要請

各部班は、土木・建設業者の動員を必要とする場合には、災害の状況及び必要建設機械等を把握し、業者に対し要請するものとする。

7　関係機関への職員要請等

各部班は、災害応急対策を実施するにあたり、前記の動員のみで不足する場合には、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に定めるところにより、本部室を通じ団体等の長に対し職員等の派遣要請又は県知事に対し災害対策基本法による職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

8　受入体制の確立

各部班は、動員された者の作業が、効率的に行えるように作業内容・作業場所・休憩又は宿泊場所・その他作業に必要な受入体制を整えるものとする。

第11節　広域応援要請

本部室　消防部　企画管理部

1　県内他市町村への応援要請

(1)　災害対策基本法第67条に基づく応援の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内の他の市町村長に対し次の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、本部室総括班が企画管理部職員班と共同で処理することとし、応援が必要と判断した各部班は本部室総括班にその旨を申し出る。

ア　応援を求める理由

イ　応援を必要とする人員、物資等

ウ　応援を必要とする場所、期間

エ　応援を必要とする活動内容

オ　応援の受入れ地

カ　その他応援に関し必要な事項

(2)　消防相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」を締結している。

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県内の他の消防に対し、次の事項を示して応援要請を速やかに行う。

ア　災害の種別

イ　災害の状況

ウ　応援隊の種別、隊員数及び人員

エ　防ぎょに必要な資器材の種別及び数量

オ　応援の場所並びに誘導員の配置場所

カ　その他必要な事項

2　県への広域応援要請

(1)　災害対策基本法第68条に基づく応援の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、本部室総括班が処理することとし、応援が必要と判断した各部は本部室総括班にその旨を申し出る。

ア　災害の状況及び応援を求める理由

イ　応援を必要とする人員、物資等

ウ　応援を必要とする場所、期間

エ　応援を必要とする活動内容

オ　応援の受入れ地

カ　その他応援に関し必要な事項

(2)　自衛隊の災害派遣要請依頼

本章第12節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に定める。

(3)　広域消防応援の依頼

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の出動要請を行うときには、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

ア　災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況

イ　応援要請日時、必要応援部隊

ウ　その他の情報（必要資機材、装備等）

大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー

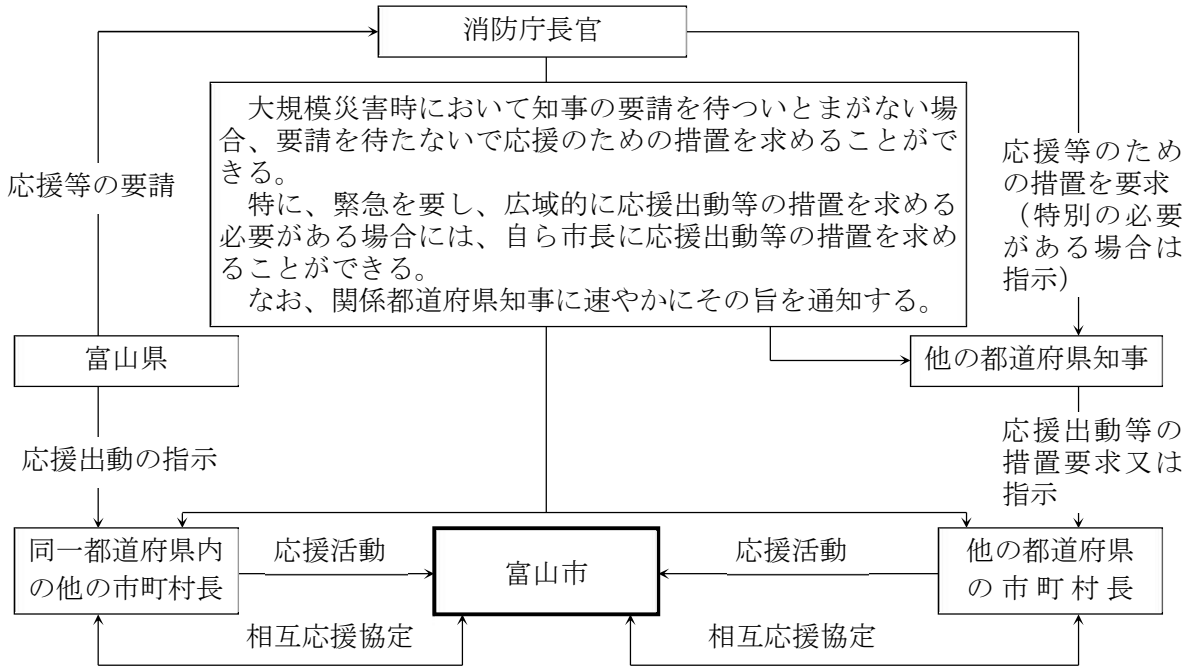

3　県外応援協定締結市に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定に従い応援を求める。なお、要請の事務は、本部室総括班が処理することとし、応援が必要と判断した各部は本部室総括班にその旨を申し出る（消防活動については、特に迅速な対応が必要であるため、消防局が直接要請し、その旨を本部室に報告する。）。

4　国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、当該地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書を持って当該機関の

職員の派遣を要請する。

(1)　派遣を要請する理由

(2)　派遣を要請する職員の職種別人員

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　その他職員の派遣について必要な事項

5　公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

具体的な内容については、本章第10節「市内民間団体等からの人員の確保」参照。

6　応援の受入れ

(1)　連絡体制の確保

市は応援を受け入れる場合、所管する部は連絡責任者を指定し、本部室総括班との連絡体制を確保する。

(2)　受入れ拠点の指定

本部室総括班は、上記の応援を受け入れる場合、公園等を受入れ拠点として指定する。同時に、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、県災害対策本部等の協力を求めて確保するものとする。

また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3)　活動の調整

応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となって行う。

(4)　応援活動における担当の業務

担当の業務は、おおむね次のとおりとする。

ア　火災防ぎょ活動

イ　水防活動

ウ　人命救助

エ　負傷者の搬送

オ　死体の捜索・収容

カ　給食・給水

キ　防疫

ク　その他緊急を要する業務

(5)　経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。

7　職員の派遣要請・あっせん要請（災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17）

(1)　趣　旨

災害応急対策又は災害復旧のため市長が必要と認めたときに、指定地方行政機関又は特定公共機関の長、県知事に対して、主として長期にわたる身分の異動を伴う職員の派遣・あっせんを要請するものである。

(2)　手続き

各部からの要請を踏まえ、企画管理部職員班が市長の承認を得て派遣要請・あっせん要請を行う。なお、費用等については、法に基づく。

8　県消防防災ヘリコプターの出動要請

(1)　要請の範囲

市長（本部室）は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

ア　救急搬送等の緊急性があると認められる場合

イ　市の消防では、災害の防ぎょ等が著しく困難と認められる場合

ウ　その他、ヘリコプターの出動が必要であると判断される場合

(2)　要請の方法

市長は、運航責任者に対し、次の事項を明らかにして、出動要請するものとする。

ア　災害等の種別

イ　災害等の発生日時、場所及び被害の状況

ウ　災害等の発生現場の気象状況

エ　災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法

オ　場外離着陸場の所在地及び受入体制

カ　支援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他必要事項

(3)　要請の流れ

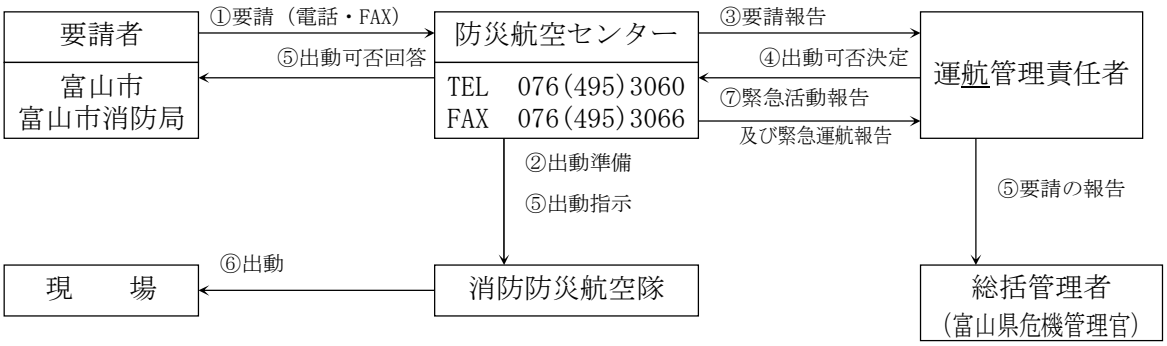

9　警察官の出動要請

各部班は、警察官の出動を要請する場合には、本部室を通じ所轄警察署長に対し、出動を要請する。本部室に要請を依頼するいとまがないときは、当該部班において、直接要請し、その旨を本部室に報告する。

なお、広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、警察災害派遣隊があり、本部室は警察本部に対し、必要に応じこの部隊の派遣を要請する。

10　相互応援・協力

市長は、県知事、他市町村長等から応援、又は協力を求められた場合は、正当な理由がない

限り応援し、又は協力するようにしなければならない。

災害時の応援協力体制（災害対策基本法）

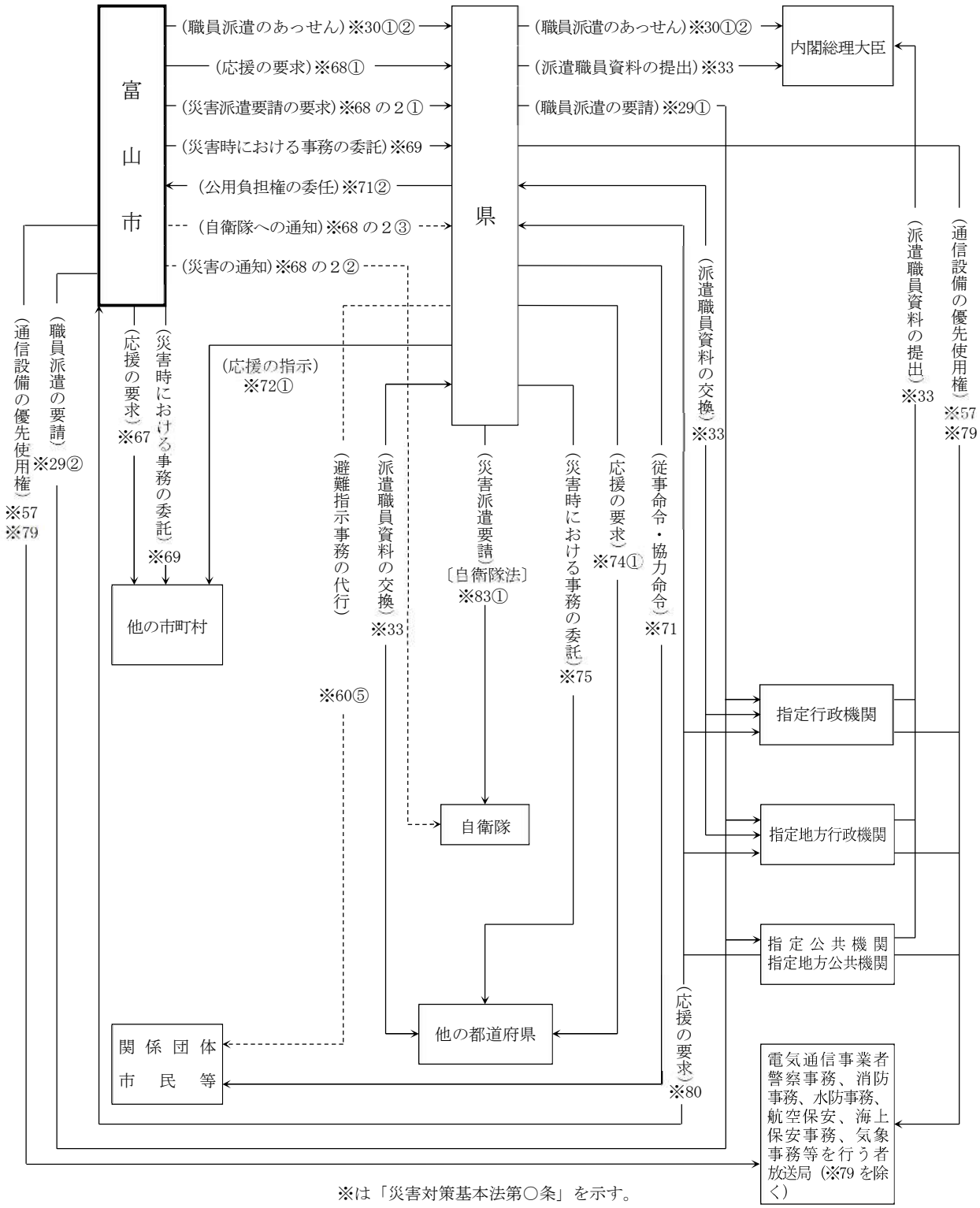

※は「災害対策基本法第〇条」を示す。

第12節　自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

1　災害派遣要請依頼の基本方針

市長（本部室）は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

2　災害派遣の活動内容

区　　分	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(1)　総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、本部室総括班とする。

(2)　手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた関係部等は、本部室総括班にその旨を伝達する。

本部室総括班は、市長に伝達し、市長は災害派遣要請の必要性を認めた場合は、県知事（防災・危機管理課）に別記様式（**様式３**）により災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。

なお、市長が不在等の場合で連絡が取れないときは、副市長、上下水道事業管理者の順にその権限を代行する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通知する。この場合、市長は速やかにその旨を県知事に通知する（災害対策基本法第68条の２）。

通　　知　　先

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520　石川県金沢市野田町１－８	076(241)2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510　京都府舞鶴市字余部下1190	0773(62)2250
航空自衛隊第６航空団司令	〒923-8586　石川県小松市向本折町戊267	0761(22)2101

災 害 発 生 通 報 先

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
陸上自衛隊第382施設中隊長	〒939-1378　砺波市鷹栖出935	0763(33)2392

３　災害派遣部隊の受入れ

(1)　受入れ準備

本部室総括班は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

ア　自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。

イ　県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。

ウ　部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を立てておくこと。

（ア）　作業箇所及び作業内容

（イ）　作業の優先順位

（ウ）　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

（エ）　部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

エ　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

(2)　派遣部隊到着後の措置

本部室総括班は、関係部等と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

ア　派遣部隊の長の官職氏名

イ　隊員数

ウ　到着日時

エ　従事している作業内容及び進捗状況

4　災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部室）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続に準じて撤収要請を行うものとする（**様式４**参照）。

5　その他

(1)　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

ア　救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の保有する装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料、入浴料等

エ　派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償

オ　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

(2)　自衛隊派遣ヘリポート及びベースキャンプ地

ア　活動拠点の確保

市長（本部室）は、活動拠点として、被災地近傍の公園、グランド等で、連隊（400人規模）で15,000㎡、師団（約４千人程度）で約140,000㎡以上の地積を確保する。

自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は**資料７－４**のとおりである。

イ　ヘリコプターの離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしない。

ウ　ヘリコプターの発着場選定基準

(ア)　地面は堅固で傾斜６度以内

(イ)　四周にあまり障害物がないこと。少なくとも２方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100ｍ×100ｍの地積があれば良い。

エ　富山市場外離着陸場一覧表は**資料７－４**を参照。

第13節　災害救助法の適用

本部室　関係各部

1　災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断

(1)　被害情報の収集

本部は、本部室で入手した情報等を参考に、住家被害等災害救助法適用に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

(2)　災害救助法適用申請要否の判断

本部室は、(1)で収集した情報が災害救助法適用基準を満たすか否かを判断する（**資料12－５**参照)。

災害救助法適用基準

①　市の区域内で、住家が滅失した世帯数が150世帯以上であるとき。
②　被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が75世帯以上に達したとき。
③　被害世帯数が①又は②の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
④　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。
＊「滅失世帯」とは、住家の滅失した世帯であるが、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

（参考）災害状況認定基準

①滅失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
②住家の半壊、半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家時価の20%以上50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂	上記①、②に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状

の堆積等	態になったもの。
④世帯	生計を一にしている実際の生活単位
⑤住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを１住家として扱う。

２　災害救助法適用申請と運用

(1)　災害救助法適用の県への申請

大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長は県知事に対し被害状況を報告し、災害救助法の適用申請を行う。

なお、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、内閣府に対して緊急報告を行う。

(2)　救助の種類・実施期間

ア　救助の種類、実施期間については下表のとおりである。災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。なお、災害救助法第30条第１項及び同法施行規則（平成12年富山県規則第63号）第16条の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、当該救助の実施に関する事務を処理する。

イ　救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

救助の種類・実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の設置及び収容	災害発生の日から７日以内 （おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内）
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から２年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から７日以内
飲料水の供給	災害発生の日から７日以内
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から７日以内

災害にかかった者の救出	災害発生の日から３日以内
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から３月以内 （国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては６月以内）
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から１月以内
学用品の給与（教科書） （文房具）	災害発生の日から１月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬又は火葬	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※　救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に内閣府の承認を得て延長することができる（令第９条第２項）。また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄、縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託されている。

(3)　救助の実施状況等の把握及び報告

災害救助法に基づく救助を実施した場合は、その実施状況等を次により把握し報告する。

ア　救助実施記録日計票の作成

本部室は、救助の実施を行う各部に「災害救助の実務」（災害救助実務研究会監修）に記載された救助実施様式を救助の種類ごとに配布する。

救助実施様式の配布を受けた各部は、所定の事項を記入の上、毎日、本部室に報告する。

イ　救助日報の作成

本部室は、救助実施様式をとりまとめて救助日報（「災害救助の実務」による。）を作成し、適時県に報告する。

３　災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない災害の場合においては、災害の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

災害救助法による応急救助の実施概念図

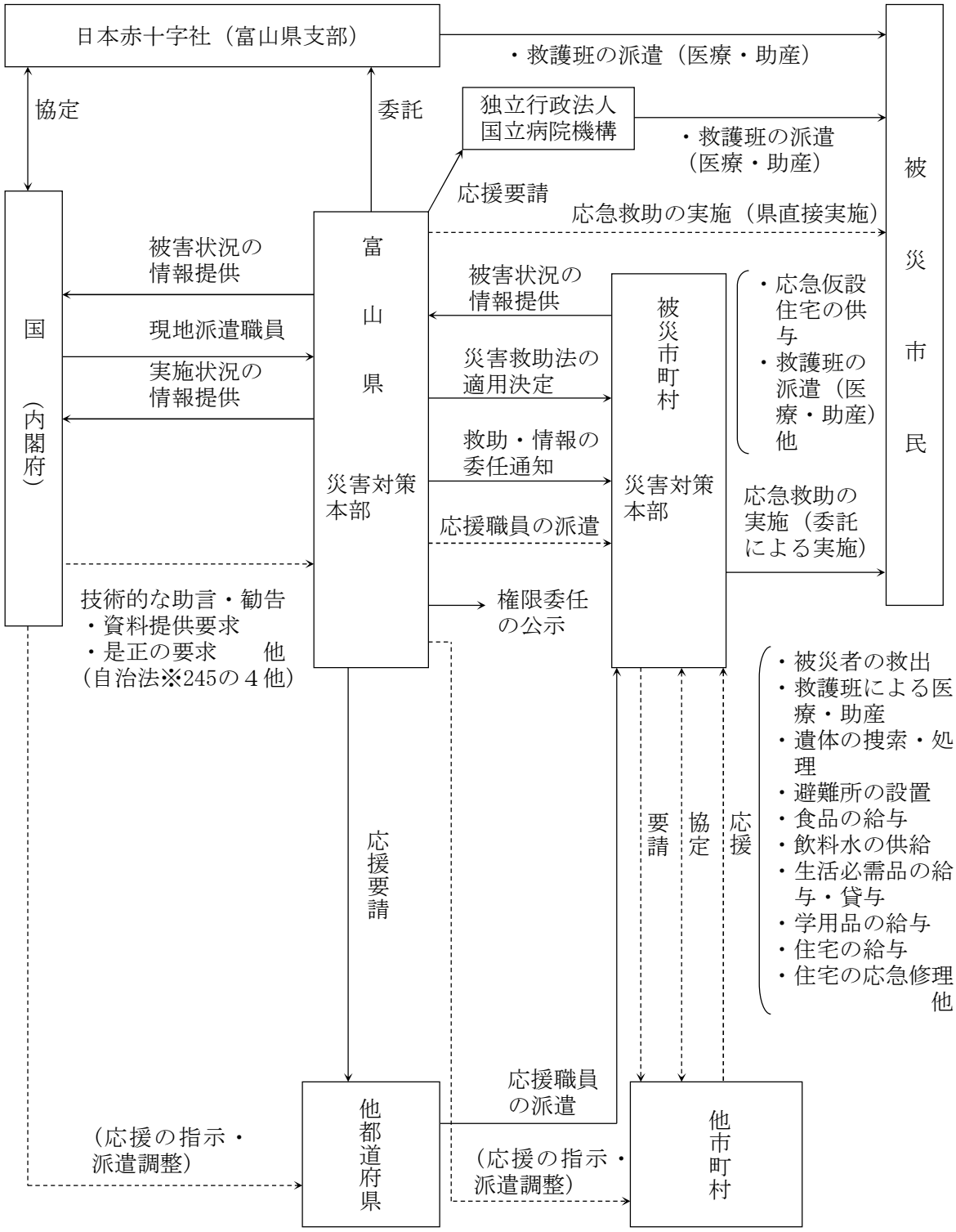

第14節　救助・救急

本部室　消防部　福祉保健部　病院事業部

1　救　助

(1)　要救助現場に関する情報の収集・伝達

消防部（消防局）を拠点に、生き埋め、孤立、遭難等要救助現場に関する情報の収集・伝達を行う。

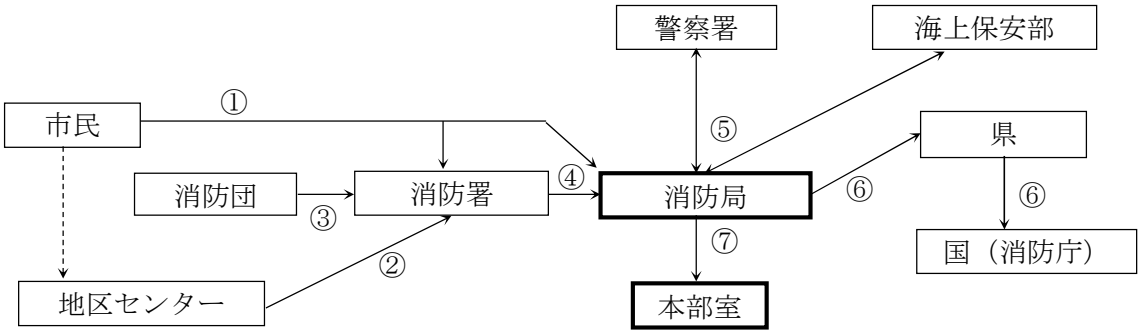

①　要救助者がいる災害現場を発見した市民は、119番通報する。ただし、119番回線途絶時の通報場所は、最寄りの消防署、地区センター、小・中学校（以下、「市施設」という。）とし、駆け付けて通報する。

なお、119番回線が途絶している場合、消防局は、巡回による情報の収集と市民に対し災害発生時の通報場所等について広報を行う。

②　駆け付け通報を受けた市施設は、消防署又は消防局へ通報する。通報の手段は、駆け付け又は消防無線及び防災行政無線等の使用可能な全ての通報手段とする。

③　消防団は、要救助者がいる災害現場を発見したとき、又はその通報を受けたときは、消防署に通報する。

④　消防署は、要救助者がいる災害発生の通報を受けたときは、消防局に通報する。

⑤　消防局は、災害発生現場の状況等について、警察署、海上保安部と情報交換を行う。

⑥　消防局は、災害発生後に多数の要救助者がいる災害や119番回線の途絶など即報が必要な災害が発生したときは、県を通じて国（消防庁）に報告する。

⑦　消防局は、要救助者がいる災害発生現場の状況等を本部室に報告する。

(2)　救助活動

ア　消防局における救助活動

消防局において定める「消防計画」による。

イ　応援要請

要救助現場が多数発生し、保有している資器材等では迅速な対応が困難な場合、消防部長（消防局長）は、以下のとおり応援要請を行う。

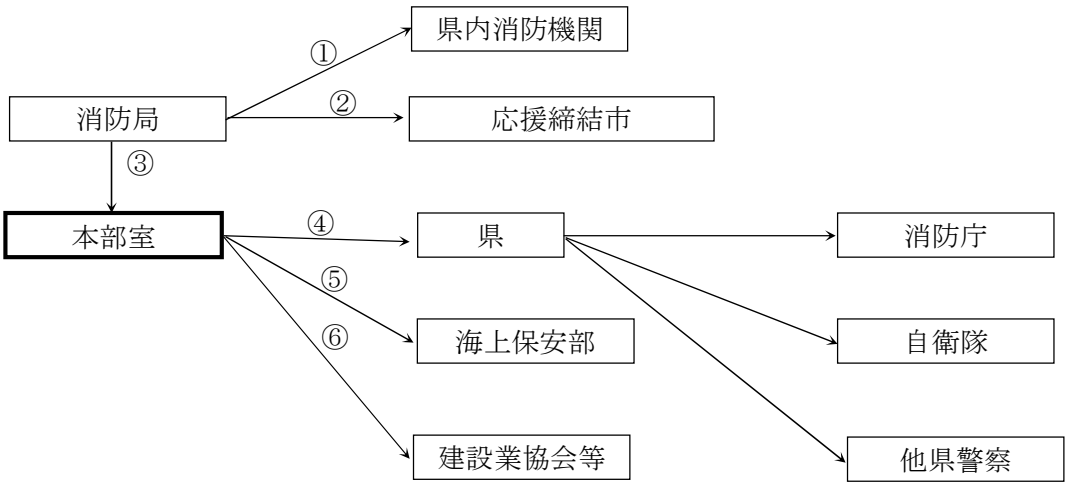

① 消防局は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」（**資料９－７**）に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

② 消防局は、自らの消防力のみでは対処できないときは、相互応援協定を締結している市に対して応援を要請する（本章第11節「広域応援要請」参照）。

③ 消防局は、県へ消防庁（緊急消防援助隊、広域航空消防応援）、他県警察（警察災害派遣隊）及び自衛隊の災害派遣を求める必要があると認めるときは、本部室に通報する。

また、海上保安部及び建設業協会等の応援を求める必要がある場合も同様とする。

④ 本部室は、③の通報を受け、消防庁、自衛隊、他県警察の応援を求める場合は、県に対して応援要請を行う。

⑤ 本部室は、海上保安部への応援を求める通報があった場合、海上保安部に対して応援要請を行う。

⑥ 本部室は、建設業協会等への応援を求める通報があった場合、建設部と連携して市内の建設業協会等に協力を要請する。

ウ　海上保安部における救助活動

海上における救助活動については、海上保安部が中心になって実施するものとし、消防局及び本部室は、海上保安部との状況連絡を密にして、救助活動に関する必要な協力を行うとともに、救助された者の医療機関への搬送等を行う。

(3)　市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所の役割

ア　自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、発見した場合は、消防局、消防署又は地区センターに通報する。

イ　活用できる資器材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。

(4)　実動組織間の調整

災害現場で活動する消防・警察・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共

有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

２　救　急

(1)　負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達

ア　消防局

119番通報の状況から負傷者発生の規模、集中地区を推定し、本部室に伝達する。

なお、119番通報が殺到した場合は、直ちに県へ報告する。県に連絡できない場合は国（消防庁）へ直接報告する。

イ　福祉保健部保健衛生班

市医師会、病院事業局、その他の医療機関及び消防局から負傷者の発生状況に関する情報を入手する。

(2)　負傷者の応急手当・トリアージ

ア　市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所の行う応急手当

市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

なお、負傷の程度が小さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、二次医療機関への患者の殺到を避けるため、可能な限り最寄りの診療所で応急手当を受ける。

イ　防災機関の行う応急手当・トリアージ

同時に多数の負傷者が発生した現場（生き埋め、高浪遭難等）については、福祉保健部保健衛生班が、消防局、病院事業局、市医師会、日本赤十字社富山県支部（富山赤十字病院）等と連携して、現地に臨時の医療救護所を設置し、負傷者の応急手当・トリアージに努める。

＊トリアージ：多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術。

(3)　搬　送

ア　市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所の行う搬送

市民、町内会・自治会、自主防災組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自らの保有する車両等により最寄りの二次医療機関に搬送する。輸送手段の確保が困難な場合は、消防署、消防局に救急車の出動を要請する。

イ　消防機関の行う搬送

救急車の出動要請があった場合は、可能な限りその保有する救急車で対応する。対応が困難な場合、他の適当な車両を確保し対応する。

救急隊員は、救急処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

なお、道路の損壊、交通渋滞等により、救急車が使用できない場合は、県及び海上保安部に対し、消防防災ヘリコプター、富山県ドクターヘリコプター、警察ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、海上保安部ヘリコプター等の応援を求める。

また、消防局は、救急医療情報システムを活用して後方病院の被災状況や重症者の受入れ状況を確認し、効率的な搬送に努める。

3　惨事ストレス対策

救助・救急活動及び消火活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第15節　医療救護

福祉保健部　病院事業部　消防部

1　医療に関する情報の収集・伝達・共有・広報

福祉保健部保健衛生班を医療に関する情報の拠点として、収集・伝達・共有・広報を行う。なお、市内の主要医療機関については、**資料５－３**参照。

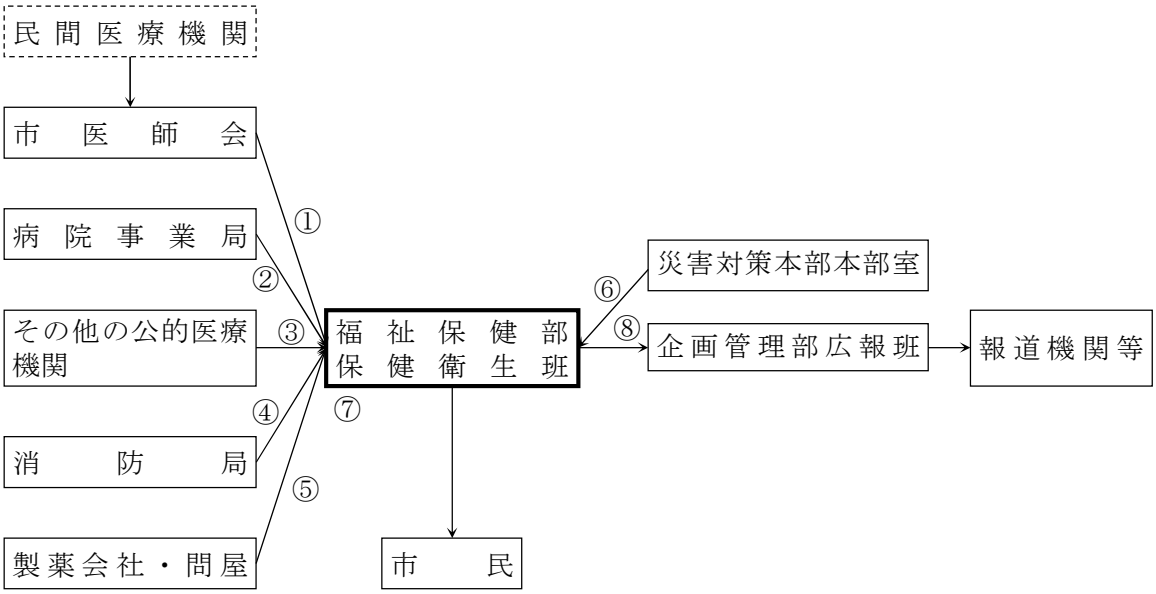

①　市医師会は、民間医療機関に関する以下の情報を把握し、福祉保健部保健衛生班に連絡する。各医療機関は、市医師会に連絡することが困難な場合は、直接福祉保健部保健衛生班に連絡する。

ア　被災状況（ライフラインの状況を含む。）
イ　稼働状況（診療受入可能状況）
ウ　入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
エ　外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
オ　血液、医薬品、資器材の状況
カ　医師、看護師等医療スタッフの状況

②　病院事業局は、以下の情報を把握し、福祉保健部保健衛生班に連絡する。

ア　被災状況（ライフラインの状況を含む。）
イ　稼働状況（診療受入可能状況）
ウ　入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
エ　外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
オ　血液、医薬品、資器材の状況
カ　医師、看護師等医療スタッフの状況
キ　重症患者等の受入れ可能性

ク　ヘリポート使用の可否

ケ　他の医療機関への応援（資器材、スタッフ）の可能性

③　その他の公的医療機関は、以下の情報を把握し、福祉保健部保健衛生班に連絡する。

ア　被災状況（ライフラインの状況を含む。）

イ　稼働状況（診療受入可能状況）

ウ　入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）

エ　外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）

オ　血液、医薬品、資器材の状況

カ　医師、看護師等医療スタッフの状況

キ　重症患者等の受入れ可能性

④　消防局は、以下の情報を把握し、福祉保健部保健衛生班に連絡する。

ア　要救助現場に関する情報

イ　救急車の稼働状況

ウ　119番通報の状況

⑤　製薬会社・問屋は、医薬品等の在庫状況を福祉保健部保健衛生班に連絡する。

⑥　福祉保健部保健衛生班は、以下の情報を本部室を通じて入手する。

ア　特に甚大な被害を受けている地区（地区センター単位）の状況

イ　道路交通の状況（交通規制、渋滞）

ウ　使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況

⑦　福祉保健部保健衛生班は、把握した情報を随時①～⑤の機関に還元するとともに、照会があればそれに応じる。

⑧　福祉保健部保健衛生班は、必要な事項について報道機関に情報提供を行い、市民周知に努める（本章第８節「広報」参照）。

２　医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営

(1)　医療救護班の派遣

福祉保健部保健衛生班は、把握した情報を基に医療救護班の派遣の必要性を判断し、必要と認める場合は、病院事業局と連携して災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。

災害救助法が適応された場合は、県の補助機関として県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

(2)　医療救護所の設置・運営

福祉保健部保健衛生班は、病院事業局と共同で、また、日本赤十字社富山県支部（富山赤十字病院）や市医師会、市歯科医師会等と連携をとり、以下により医療救護所の設置・運営を行う。

ア　把握した情報を基に医療救護所の設置の必要性を判断し、必要と認める場合は、災害現場、避難所等に医療救護所を設置する。

イ　設置した医療救護所に(1)に基づいて医療救護班を受け入れるとともに、医療品の確保等医療救護班の活動を支援する。

(3)　他医療救護班の要請

医療・救護活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して、他の医療救護班の応援を要請する。

また、医療品等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対し、これらの調達のあっせんを依頼する。

(4)　保健師等による健康管理

市は、「災害時の保健活動マニュアル」（平成27年３月）に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

なかでも、エコノミークラス症候群やインフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。

３　後方医療機関への搬送

市内の医療機関で処置の困難な重症患者の市外の後方医療機関への搬送は、次のとおり行う。

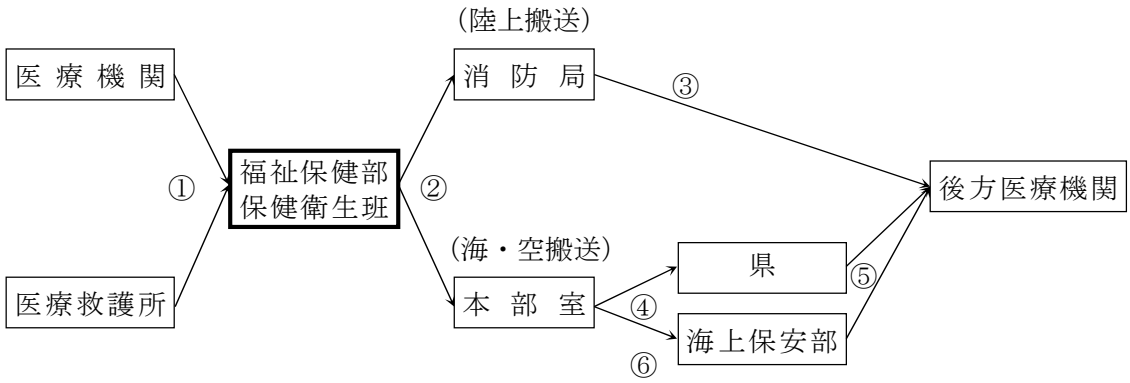

①　医療機関及び医療救護所は、当該機関で処置が困難な患者が発生した場合、福祉保健部保健衛生班に後方医療機関への搬送を要請する。

②　福祉保健部保健衛生班は、消防局及び本部室と協議し、最も適切な搬送手段を確保する。その際、陸上搬送の場合は消防局が、船舶、ヘリコプター、航空機を用いる場合は本部室が担当する。

③　消防局は、福祉保健部保健衛生班と連携して救急車等車両を用いて患者を後方医療機関へ搬送する。

④　本部室は、船舶、ヘリコプター、航空機を用いて患者を搬送する場合、県、海上保安部に当該輸送手段の出動を要請する。

⑤　本部室から要請を受けた県、海上保安部は、福祉保健部保健衛生班と連携し患者を後方医療機関に搬送する。

⑥　防災危機管理部交通安全班は、ヘリポートの管理を行う。

４　被災医療機関への支援

ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関への支援は、福祉保健部保健衛生班及び病院事業局が中心となって次のとおり行う。

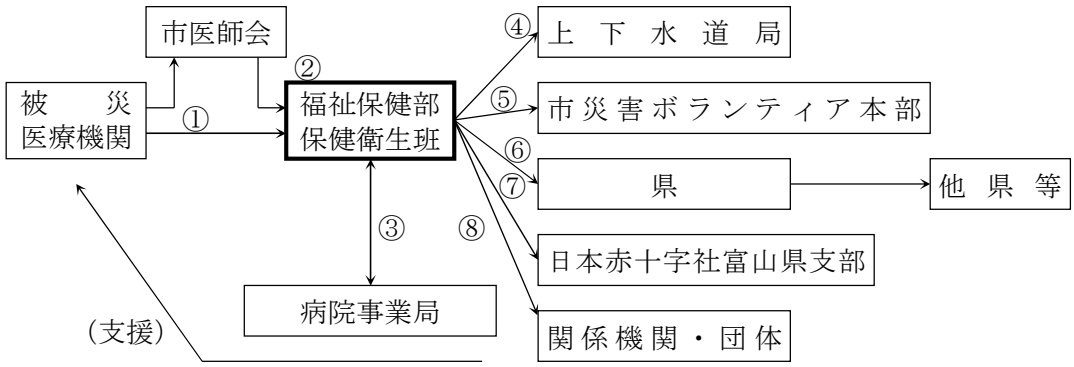

① 被災医療機関は、人員・物資の確保等で支援が必要な場合、市医師会又は福祉保健部保健衛生班に支援を要請する。

② 市医師会は、被災医療機関から支援の要請を受けたときは、福祉保健部保健衛生班にその内容を伝達する。

③ 福祉保健部保健衛生班は、被災医療機関又は市医師会から支援の要請を受けたときは、病院事業局と協議して支援に努める。

市民病院は、災害拠点病院として、医療スタッフの派遣、重症患者の受入れ、後方病院への転送等に努める。

また、物資の確保等で、広域応援協定締結市に対する支援要請が必要と判断した場合は、本部室を通じて応援協定締結市へ応援要請を行う。

④ 福祉保健部保健衛生班は、水の確保に関する支援が要請された場合、上下水道部に支援を要請する。上下水道部は、要請があったときは当該支援に努める。

⑤ 福祉保健部保健衛生班は、後かたづけ、給水補助等に係る要員の確保に関する支援が要請された場合、市災害ボランティア本部にボランティアのコーディネートを要請する。

市災害ボランティア本部は、要請があったときは、ボランティアの確保及びコーディネートに努める。

⑥ 福祉保健部保健衛生班は、他県、他保健所、県立中央病院、国（厚生労働省）等からの支援が必要な場合、県にその旨を要請する。

県は、要請があったときは、当該支援に努める。

⑦ 福祉保健部保健衛生班は、富山赤十字病院等からの支援が必要な場合、日本赤十字社富山県支部にその旨を要請する。

⑧ 福祉保健部保健衛生班は、その他関係機関・団体からの支援が必要と判断された場合、各々の関係機関・団体に支援を要請する。

5　医薬品、医療用資器材等の集積センターの設置・運用

災害発生時にその必要を認める場合は本部室と協議のうえ医薬品集積センターを設置し、医療救護所において必要となる医薬品等の確保に努める。集積管理している医薬品等でまかなえない場合は、「災害時における医薬品等の供給マニュアル」（富山県厚生部作成）に基づき、富山県くすり政策課に供給を要請し医薬品等を確保する（医薬品等卸売業者については、**資料５－４**参照）。

6　応援の受入れ・派遣等

医療救護班及び医療ボランティアの受入れ・派遣先は、福祉保健部保健衛生班を窓口として行う。

医療・救護活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して他の医療救護班の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対し、これらの調達のあっせんを依頼する。

7　こころのケアの実施

福祉保健部保健衛生班は、精神科医や保健師を要請し、医療救護班や心のケアチーム等と連携をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行うものとする。また、女性の被災者に配慮しつつ、被災者が気軽に相談できるように、避難所において、心のケアのための相談室を開設する。さらに、救護活動者のこころのケアにも十分留意する。

8　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「ＤＭＡＴ（ディ・マット）」）は、災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。

大規模災害時においては、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できないことが想定されることから、救命率の向上のため、ＤＭＡＴによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等が予定されている。

市民病院は、ＤＭＡＴの指定医療機関の一つであり、県内では、他に富山大学附属病院、富山県立中央病院、厚生連高岡病院、黒部市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院が指定され、計８病院からなるＤＭＡＴ体制が整備されている。

市民病院は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の研修及び訓練に努めるものとする。併せて、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。

9　広域医療搬送拠点での臨時医療施設（ＳＣＵ）

広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit。略称「ＳＣＵ」）は、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置される。

被災地域に設置されるＳＣＵでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるＳＣＵは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。

なお、県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請するとともに、広域医療搬送拠点において臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置することとなっている。

第16節　避難指示、避難誘導、避難所の開設

本部室　消防部　福祉保健部
こども家庭部　市民生活部
教育部

1　避難指示等の発令

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、市は高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という）の２段階で避難情報を発令する。

市民に速やかな立退き避難を促す情報は、避難指示を基本とする。また、市民に速やかな避難を促すにあたり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、災害のおそれがあり、避難を要する状況になる可能性があると判断される場合には、「高齢者等避難」を発令する。

なお、既に災害が発生または切迫している場合は、命の危険から身の安全を確保するため「緊急安全確保」を可能な範囲で発令する。

2　警戒レベルと市民がとるべき行動

市は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベル（※）や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル（発令主体）	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動
警戒レベル５（市）	緊急安全確保	命を守るため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。
警戒レベル４（市）	避難指示	危険な場所から全員避難する。避難は立退き避難を基本とし、屋内で身の安全を確保できると居住者等が判断した場合は緊急安全確保も可能。
警戒レベル３（市）	高齢者等避難	高齢者等は避難する。その他の者は避難の準備や自発的な避難を行う。避難は立退き避難を基本とし、屋内で身の安全を確保できると居住者等が判断した場合は緊急安全確保も可能。
警戒レベル２（気象庁）	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。

警戒レベル１ （気象庁）	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。

※災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるもの（洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる）

３　発令基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

なお、避難指示等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。

① 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。

② 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき（**資料６－４**参照）。

③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。

④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難指示等が必要と認められるとき。

⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。

⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。

⑦ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。

４　避難指示等の実施責任者

避難指示等の実施責任者は次のとおりである。なお、実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。

避難指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

本部室は、避難指示等を行った場合、速やかに知事に報告を行う。

また、避難指示等に関する意思決定にあたり、必要に応じ、県や富山地方気象台等に助言を求めるものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市　　長 （災害対策基本法第56条）	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第29条）	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫によって著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

避難指示	市長又は知事 （災害対策基本法第60条） （知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	必要と認める居住者に対する立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
		災害発生情報の伝達	災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。
	警察官 （災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条） 海上保安官	立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第94条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

5　避難指示等の内容及び市民への広報・伝達

本部室は、避難指示等について、次の内容を明示して行う。

(1)　要避難対象地域

(2)　避難先

(3)　避難指示の理由

(4)　その他避難時の注意事項等

避難指示等の方法は、要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、テレビやラジオの放送、コミュニティＦＭ、ケーブルＴＶ、インターネット、緊急速報メール、ＳＮＳ、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラジオ放送による周知のための協力依頼を行い、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

市民に対して避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

6　警戒区域の設定等

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。

(1)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

(2)　他人の土地の一時使用等

(3)　現場の被災工作物の除去等

(4)　市民を応急措置の業務に従事させること

上記の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市長に報告しなければならない。

7　避難誘導

避難指示等が出された場合、消防部及び関係部は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、地域や事業所等の単位に集団の形成を促しつつ、避難所への誘導を行う。また、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、福祉保健部、教育部はその避難を支援する。なお、避難指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する必要があるため、避難者については住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案し、受け入れるよう努める。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示は地域の居住地の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

8　広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するととも

に、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

９　避難所の開設

(1)　市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2)　本部室は、必要に応じて管内の学校等を避難所として開設する（**資料６－１**参照）。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。

(3)　本部室から避難所開設の指示を受けた地区センターは、速やかに第１次避難所を区域内の小学校等に開設する。なお、勤務時間中の発災の場合は、各小学校が地区センターから連絡を受けこれを行う。また、各地区センターは、区域内の避難者の状況を確認し、必要に応じて中学校、高等学校その他の学校に第２・３次避難所を開設する。勤務時間中の発災の場合、中学校、高等学校その他の学校は、地区センターから連絡を受けこれを行う。

(4)　本部室は、避難所の開設状況を速やかに県及び警察署、消防局等関係機関に連絡する。

(5)　避難所を開設したときは、避難所管理者をおく。

(6)　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。

(7)　市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(8)　市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

１０　避難者名簿の作成

地区センターは、避難所を開設した場合、避難所管理者、自主防災組織及び避難住民の協力を得て避難者名簿（**様式５**）を作成し、必要事項を福祉保健部収容班に報告する。

１１　避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物について、市は「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」及び「富山市避難所運営マニュアル」等を参酌し、避難所の隣接地にその動物の収容場所を設置するなど、避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

１２　避難に関する市民・事業所の対応

市民・事業所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、以下の情報把握に努め、避難の準備、自主避難等を行う。

(1)　気象警報等の発表状況（テレビ・ラジオ・インターネット等）

(2)　自宅、事業所周辺の状況

避難指示が発表された場合は、これに従う。また、避難の際は、高齢者、障害者等の要配慮者を可能な限り援助するとともに、社会福祉施設、医療機関等の避難の援助を求められた場合は、可能な限り協力する。

第17節　避難所の運営

福祉保健部　企画管理部　市民生活部　消防部

1　避難所の運営管理

避難所の管理は避難所管理者があたり、当該施設の管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。

避難所の運営は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営管理チームを設置し、町内会・自治会の代表、自主防災組織、ボランティア等が自主的に行うことを原則とする。ただし、発災後の初期段階においては、避難所管理者、施設管理者、地区センター班要員が運営に協力する。

また、施設の使用は、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

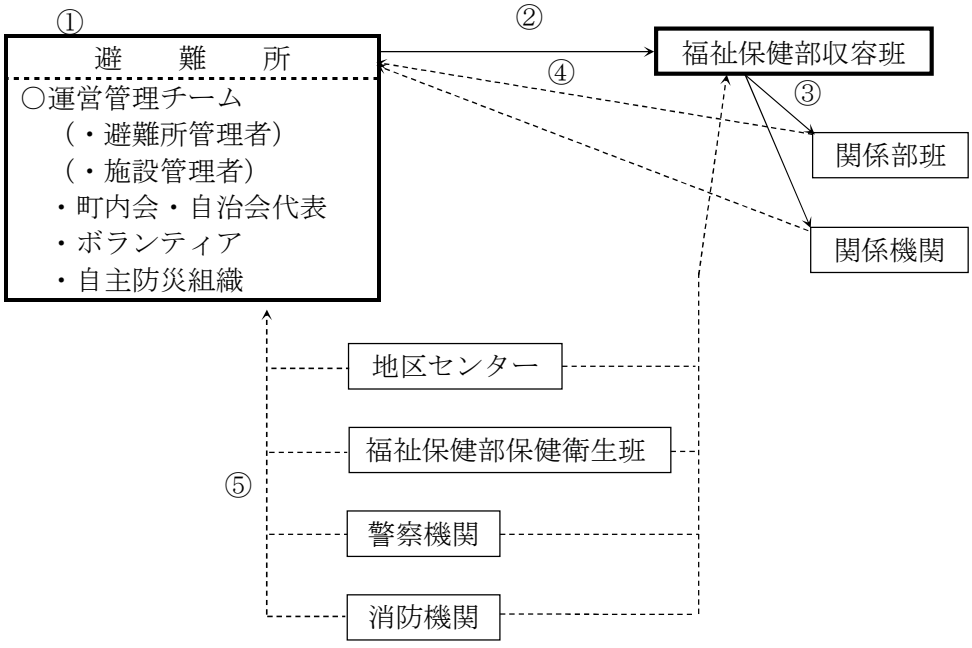

① 避難所に、町内会・自治会代表、自主防災組織、ボランティア等で構成される運営管理チームを組織し、当該避難所の自主的で円滑な運営を行う。なお、避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや男女双方の視点等に配慮するものとする。ただし、発災後の初期段階においては、避難所管理者、施設管理者、地区センター班要員が運営に協力する。運営管理チームは、避難所日誌を作成し情報の整理に努

める。

② 福祉保健部収容班は、運営管理チームから当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。

③ 福祉保健部収容班は、②で把握したニーズを自班で処理できない場合は、関係部班及び関係機関に対応を要請する。

④ ③で要請を受けた関係部班及び関係機関は、必要な措置を講じる。

⑤ 地区センター、福祉保健部保健衛生班、警察機関、消防機関は、適時避難所を巡回し、避難所の安全確保、秩序維持に努め、必要に応じてその状況を福祉保健部収容班に報告する

２　避難所の標準設備等

福祉保健部収容班は、避難所の開設が３日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め、各部班及び関係機関はそれに協力する。なお、要配慮者への配慮を行うなど、良好な環境を維持するよう努める。また避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の生活状況や避難所の衛生状態を把握するとともに、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

○特設コーナー	□広報広聴コーナー	
	□避難所救護コーナー（保健室等）	
	□情報連絡室（無線、電話、ＦＡＸ、パソコン等）	
	□更衣室	
○資機器材等	□寝具	□テレビ、ラジオ
	□被服	□簡易シャワー
	□日用品（タオル、歯ブラシ等）	□仮設風呂
	□常備薬	□扇風機
	□仮設トイレ（車イス対応型含む）	□網戸
	□ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ（車イス対応型含む）	□ストーブ
	□簡易焼却炉	□暖房機
	□炊き出し備品	□電源設備
	□電話	□給水タンク
	□畳・カーペット	□掲示板
	□間仕切り用パーテーション	□パソコン
	□洗濯機	□車イス
	□乾燥機	
○スペース	□駐車場	□掲示板
	□仮設トイレ	□資機材置き場
	□マンホールトイレ	□給水タンク
	□仮設風呂	

3　避難所における情報提供

避難所では、次により情報の提供を行う。

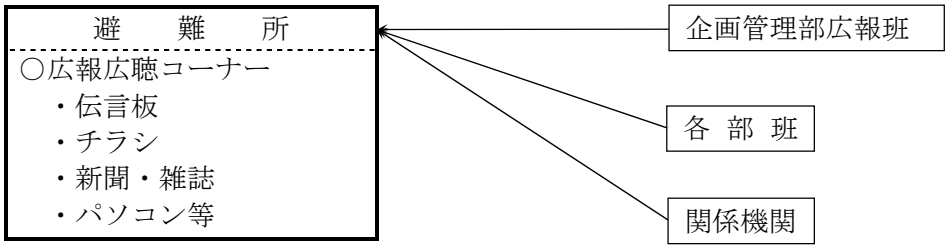

①　運営管理チームは、掲示板の設置等広報広聴コーナーを設置する。

②　企画管理部広報班、各部班及び関係機関は、避難所で広報すべき情報を広報広聴コーナーに届ける。その際、必要に応じて企画管理部国際班の協力を仰ぎ、外国人のために多言語化等に努める（本章第８節「広報」参照）。

4　避難所での医療

福祉保健部保健衛生班は、病院事業局と連携をとり、避難所の設置が３日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（避難所救護コーナー）を併設する。避難所救護コーナーを設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チームを巡回させる。

避難所救護コーナーに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、随時適切な対応を行う。

また、避難所の設置が長期に及ぶ場合は、感染症予防の観点からも、必要に応じ、市歯科医師会の協力も得ながら、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行い、歯科治療や口腔衛生への配慮を行う。

5　避難所の生活環境への配慮

(1)　衛　生

福祉保健部保健衛生班は、避難所におけるし尿、ごみ、食品管理等衛生面での配慮を運営管理チームに指導する。

(2)　プライバシー保護

福祉保健部収容班及び運営管理チームは、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設置に努める。

(3)　防火・防犯

消防機関、警察機関は、避難所での防火・防犯について運営管理チームを指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

(4)　要配慮者のための相談体制

福祉保健部災害救助班は、関係各部班及びボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するための相談体制を必要に応じて整備する。また、手話通訳者の配置などコミュニケーション支援の体制整備に努める。

(5)　被災者等のこころのケア

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（こころのケア）を専門とする診療、相談を行う。

(6)　避難所の早期解消

公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋、応急仮設住宅の提供等により、避難所の早期解消に努める。

(7)　男女共同参画の視点

庁内及び避難所等における男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

6　被災者の他地区への移送

(1)　市内の避難所だけでは被災者を収容できないときは、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

(2)　企画管理部職員班は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

(3)　移送された被災者の避難所の運営は「1　避難所の運営管理」に準じ、被災者を受け入れた市町村の協力のもとに行う。

第18節　要配慮者の安全確保

福祉保健部　こども家庭部
市民生活部　教育部
企画管理部　商工労働部

高齢者、障害者、乳幼児、外国人、旅行者等の要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その支援及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1　在宅の要配慮者の安全確保

あらかじめ作成した要配慮者及びその家族がとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別避難計画に留意し、要配慮者の援護及び救護を行う。

(1)　在宅の要配慮者の安否確認

災害発生後の在宅の要配慮者の安否確認は、次のとおり行う。

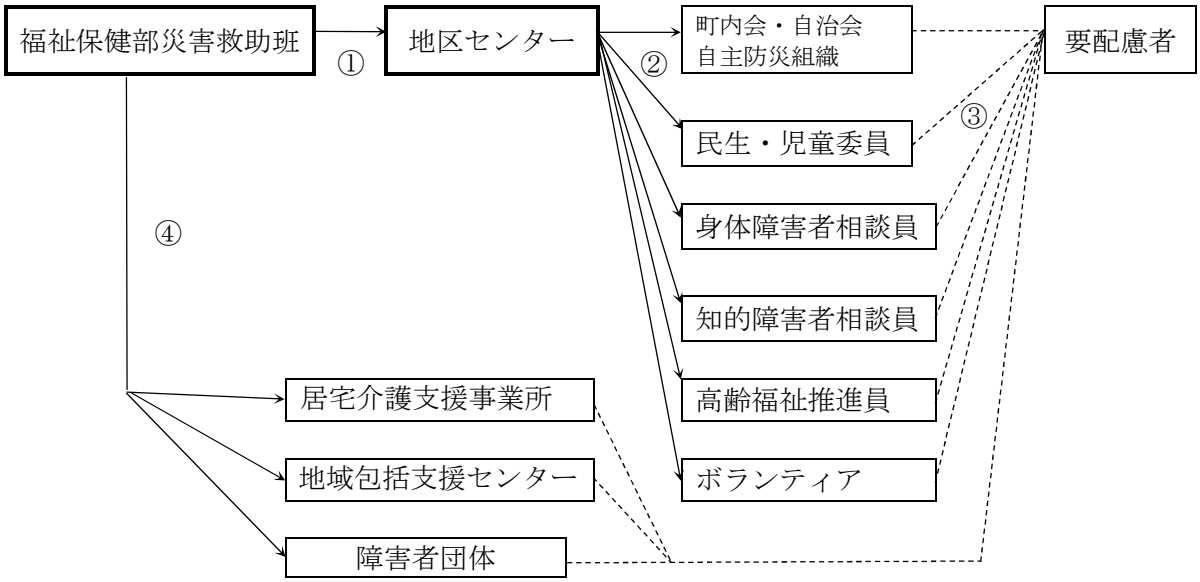

①　市内で災害が発生した場合、福祉保健部災害救助班は、地区センターに対し避難行動要支援者名簿等を活用した要配慮者の安否確認を指示する。

②　①の指示を受けた地区センターは、町内会・自治会、自主防災組織、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員その他ボランティアとして協力を求めることができる者に対して安否の確認（生死、負傷の有無、避難の状況、所在）を依頼する。

③　②の依頼を受けた町内会・自治会等は、可能な限り要配慮者の安否の確認を行い、地区センターに報告する。

④　福祉保健部災害救助班は、在宅の要配慮者の安否確認について地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び障害者団体等と適時情報交換を行う。

(2)　福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定することに努める。また、市は、福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

(3)　在宅の要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所

(1)の安否確認によって把握された要配慮者のうち、避難所及び自宅等で生活が困難と判断された者の社会福祉施設等への緊急入所は次のとおり行う。

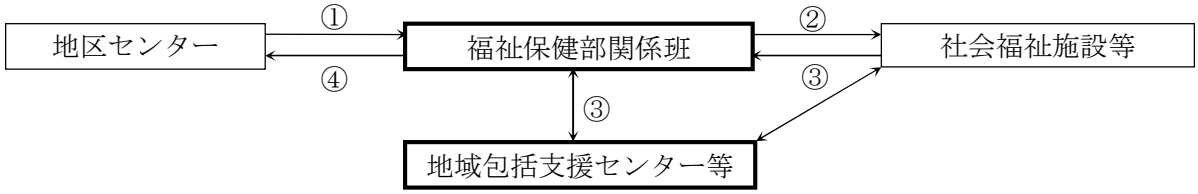

①　地区センターは、(1)の安否確認で把握された在宅の要配慮者のうち、社会福祉施設等への緊急入所が必要と判断される者について、福祉保健部関係班に報告する。

②、③　①の報告を受けた福祉保健部関係班は、地域包括支援センター等の協力を得て、社会福祉施設等に緊急入所が可能かどうかを確認する。

④　福祉保健部関係班は、緊急入所が可能な施設を地区センターに連絡し、地区センターは、その旨を在宅の要配慮者に連絡する。

(4)　避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者等については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

(5)　在宅の要配慮者への福祉サービスの提供

福祉保健部各班は、発災１週間目までには必要な福祉サービスの提供を再開できるよう努める。その際、災害により新たに発生するニーズの把握に留意するとともに、必要な場合は県を通じて他市町村等に応援を求める。

２　社会福祉施設における入所者の安全確保

(1)　被害状況の把握

福祉保健部各班は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設及びその入所者の安全確保の状況を施設長等を通して、又は自ら調査する。

(2)　入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定められた各施設の防災計画に従い入所者の保護に努める。なお、支援が必要な場合は、(3)により要請を行う。

(3)　社会福祉施設への支援

ア　被災した社会福祉施設への支援は、次のとおり行う。

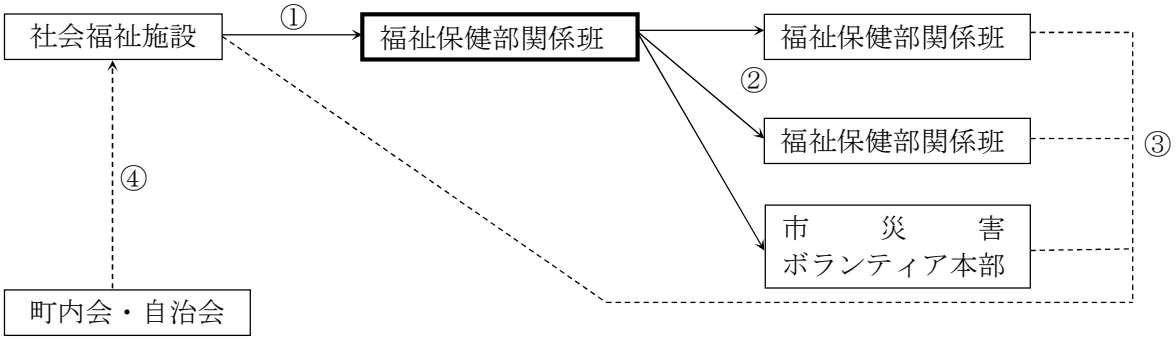

①　社会福祉施設は、ほかからの支援が必要な場合（人、物)、福祉保健部関係班にその旨を要請する。

②　福祉保健部関係班は、①の要請を受けたとき、非被災社会福祉施設、関係部班、関係機関、市災害ボランティア本部に支援を要請する。

③　②の要請を受けた非被災社会福祉施設等は、支援を求めている社会福祉施設の支援に努める。

④　地区内に社会福祉施設が所在する町内会・自治会は、社会福祉施設の状況に留意し、避難等人手が必要な場合は支援に努める。

イ　支援の内容としては、次のようなものがある。

（ア）　必要な物品（ベッド、車椅子等)、車両の貸出し

（イ）　水、食料の支援

（ウ）　単純労務の提供

（エ）　介護等技能者の支援

（オ）　入所者の一時受入れ

3　学校（園）における幼児・児童・生徒の安全確保

(1)　被災状況の把握

教育部各班は、在校（園）中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び幼児・児童・生徒の安全確保の状況について校（園）長等を通して、又は自ら調査する。

(2)　幼児・児童・生徒の保護

幼児・児童・生徒が教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校（園）の防災計画に従い、保護に努める。

ア　学校（園）の対応

（ア）　校（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

（イ）　学校内並びに通学路の危険箇所の点検、う回路の設定等を早急に行う。

（ウ）　幼児・児童・生徒については、教職員の指導のもとにＰＴＡ等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、心身障害児については、学校（園）において保護者（又は代理人）に引き渡す。また、交通機関の利用

者、留守家庭等の生徒等のうち引き渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し学校（園）において保護する。

（エ）　施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

イ　教職員の対処、指導基準

（ア）　災害発生の場合、幼児・児童・生徒を教室等に集める。

（イ）　幼児・児童・生徒の避難・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

（ウ）　学級担任等は、出席簿等を携行し、学校（園）本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

（エ）　心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

（オ）　幼児・児童・生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。

（カ）　遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない幼児・児童・生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

（キ）　幼児・児童・生徒の安全を確保したのち、学校（園）本部の指示により防災活動に当たる。

(3)　臨時休校（園）等の措置

教育部学校教育班は、施設の被害又は幼児・児童・生徒、教職員の被災の程度によっては、校（園）長との協議のうえ、臨時休校（園）等の措置をとることにする。

なお、富山地方気象台が震度６以上の地震を観測し発表したときは、原則として休校（園）とする。

４　外国人の支援対策

(1)　外国人の安否確認・避難誘導

企画管理部国際班は、日本赤十字社、外国大使館等を通して、照会のある外国人の安否調査について、関係各機関との連絡や、ボランティアの協力を得て所在・安否の確認を行い、回答する。

また、ボランティアの協力を得ながら、避難誘導等に努める。

(2)　外国人の生活支援

ア　外国人への情報提供

企画管理部国際班は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ　避難所における相談体制の整備

企画管理部国際班は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、富山市民国際交流協会をはじめとするボランティア等の協力を得ながら、相談や心のケアの体制を整備する。

5　宿泊者の安全確保

(1)　宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

商工労働部観光政策班は、市内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努める。各宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合には、商工労働部観光政策班に通報する。

(2)　宿泊者の安全確保

宿泊者の安全確保については、一次的には各宿泊施設の責任において万全を期す。避難等において支援が必要な場合、各宿泊施設は商工労働部観光政策班に支援を要請し、同班は、要請を受けた場合、可能な限りの支援を行う。

第19節　重要道路の確保

本部室　建設部　消防部　環境部

1　道路の被害状況、応急措置状況の把握

災害発生後の市内の道路の被害状況、応急措置の実施状況については、次のとおり把握する。

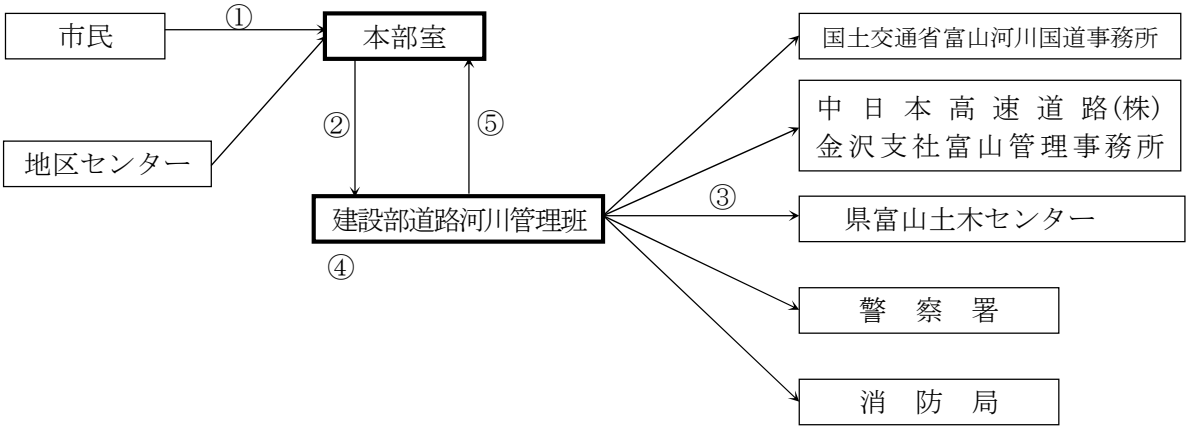

①　本部室は、市民及び地区センターから道路の被害状況に関する通報等を受ける。

②　本部室は、①の情報を建設部道路河川管理班に連絡する。

③　建設部道路河川管理班は、国土交通省富山河川国道事務所等との間で国道、県道、市道等の被害状況、交通制限等の応急措置状況に関する情報交換を行う。

④　建設部道路河川管理班は、道路パトロール、応急措置等を実施し、市内の道路の被害状況を把握する。その際、あらかじめ定めた緊急輸送道路を優先する。

⑤　建設部道路河川管理班は、①～④までで把握した情報をとりまとめて、逐次本部室に報告するとともに、市民への広報に努める。

2　交通規制

本部室総括班は、１の情報を基に、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、市民への広報に努める。

3　緊急輸送道路の応急措置

(1)　基本方針

建設部道路河川管理班及び建設部道路整備班、建設部道路構造保全対策班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能になるよう下記の点を考慮し、市内土木建設業者の協力を得て緊急輸送道路（**資料７－１**）の応急措置を行う。

ア　消火活動、救出活動上重要な道路

イ　緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送へリポートに通じる道路）

ウ　緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ　広域応援受入れ上必要な道路

(2)　応援要請

被害甚大で、市内土木建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

(3)　廃棄物の処理

建設部道路河川管理班及び建設部道路整備班、建設部道路構造保全対策班は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、環境部環境指導班及び環境部環境政策班と協議して適切に処理する。

第20節　輸送手段の確保

本部室　財務部　農林水産部　市民生活部

1　輸送車両の確保

(1)　自動車による輸送

市有車両については、原則として各部班が財務部管財班と調整して各々確保するものとする。これをもって不足する場合は、次により民間の輸送車両を確保する。

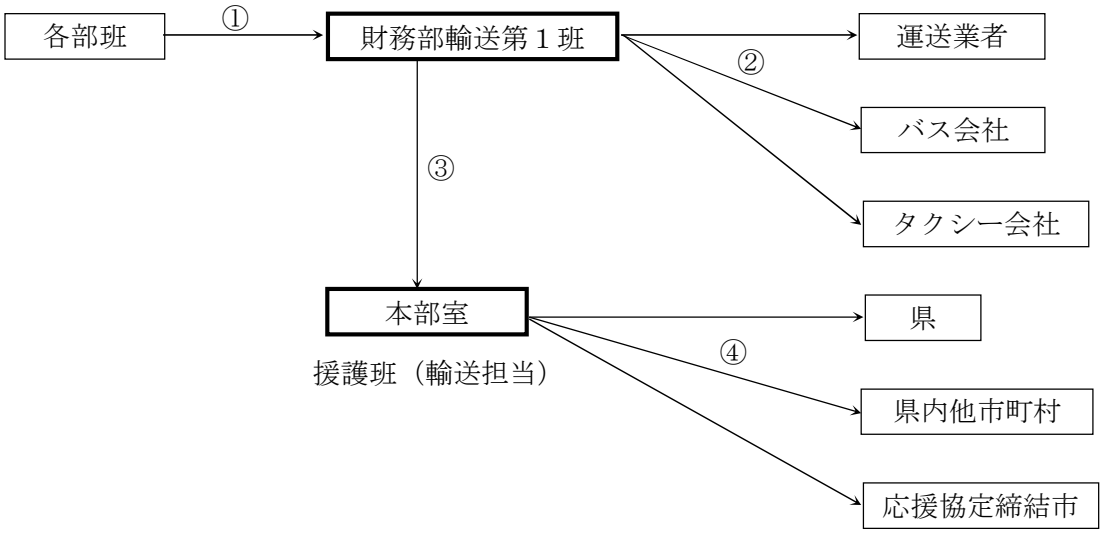

①　各部班は、車両の確保が困難な場合、財務部輸送第１班に車両の確保を要請する。

②　①の要請を受けた財務部輸送第１班は、市内の運送業者、バス会社、タクシー会社等に対して車両（必要な場合は、運転手を含む。以下同じ）の応援を求める。

③　②の手段で十分な車両を確保できないと判断した場合、財務部輸送第１班は、本部室援護班（輸送担当）に対して市外への応援要請を依頼する。

④　③の依頼を受けた本部室援護班（輸送担当）は、県、県内他市町村、応援協定締結市に対して車両の貸出し等を要請する。

＊応援の受入れ及び調整は、応援要請を行った財務部輸送第１班、本部室が行う。

＊燃料は、富山県石油業協同組合の協力を得て、確保する。

(2)　鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)、あいの風とやま鉄道㈱に依頼する。

なお、西日本旅客鉄道(株)による災害輸送に関しては、「ＪＲ災害割引の適用条件」による減免制度がある。

2　船舶の確保

輸送手段として船舶（船艇、漁船等）が効果的と判断された場合、各部班は船舶を確保する。

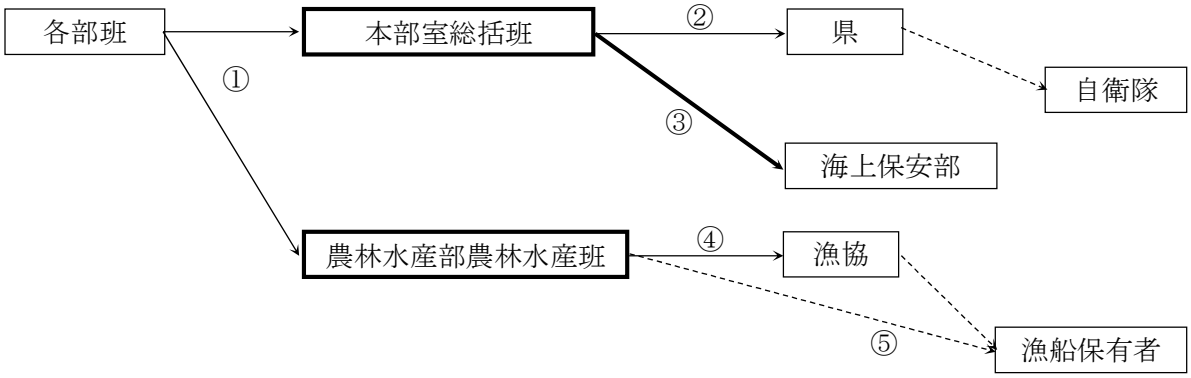

① 各部班は、海上保安部及び自衛隊の保有する船舶を確保する場合、本部室に応援要請を依頼する。漁船の応援を求める場合は、農林水産部農林水産班に応援要請を依頼する。

② 自衛隊の保有する船舶確保の要請を受けた本部室は、県に対して自衛隊への応援要請を依頼する。

③ 海上保安部の保有する船舶確保の要請を受けた本部室は、海上保安部に対してその旨を要請する。

④ ①の要請を受けた農林水産部農林水産班は、漁協に対して漁船の確保を要請する。

⑤ 漁協に対して連絡が取れない場合、また、緊急に漁船を確保する必要がある場合、農林水産部農林水産班は、漁船保有者に対して直接応援を要請する。

＊応援の受入れ及び調整は、応援要請を行った本部室、農林水産部農林水産班が行う。

3　ヘリコプター、航空機の確保

輸送手段としてヘリコプター、航空機が効果的と判断された場合、各部班はヘリコプター、航空機を確保する。

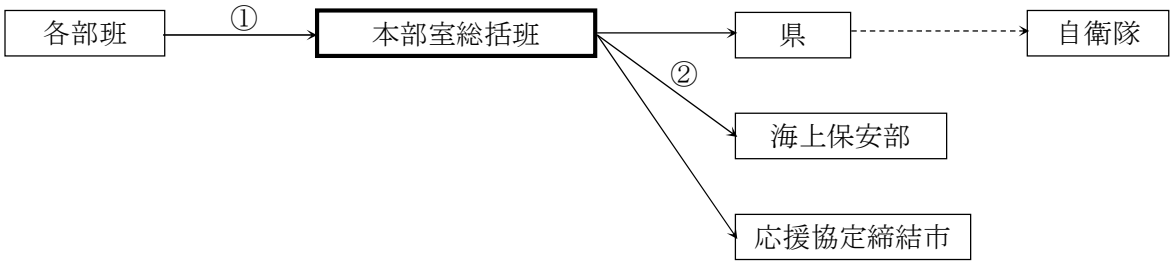

① 各部班は、ヘリコプター又は航空機を確保する場合、本部室に県、海上保安部又は応援協定締結市に対する応援要請を依頼する。

② ①の要請を受けた本部室は、県、海上保安部又は応援協定締結市に対して県保有ヘリコプター、自衛隊保有ヘリコプター・航空機、海上保安庁保有ヘリコプター、市保有ヘリコプターの応援要請を行う。また、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

＊応援の受入れ及び調整は、応援要請を行った本部室が行う。

＊臨時ヘリポート（**資料７－４**）の管理の要請は、防災危機管理部交通安全班が行う。

4　輸送拠点の確保

市外から大量の物資等を受け入れる場合、物資等の受入れ関係部班は、集積地（輸送拠点）を本部室と調整のうえ定めて、能率的な受入れ・配送に努める。

5　緊急通行車両の確認

(1)　確認手続き

緊急通行車両の確認手続きは、次により行う。

ア　事前届出車両（第１章第10節「緊急輸送活動対策」参照）については、交付済みの緊急通行車両事前届出済証をもって県警察本部交通規制課（警察署、緊急交通路確保のために設置された交通検問所）に申請し、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

イ　事前届出車両以外の車両については、緊急通行確認申請書を県警察本部交通規制課（警察署）に提出し、審査・確認のうえ、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

(2)　標章の掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

第21節　物資・資機材の調達

本部室　関係各部

1　関係団体からの物資・資機材（輸送関係を除く。）の調達

各部班が関係団体から物資・資機材（輸送関係を除く。）を調達する場合は、各部班においてそれぞれ関係団体に要請する。特定の団体に各部班からの要請が集中する場合は、本部室応急対策班が連絡職員を指名し当該団体に派遣する。なお、輸送関係については、本章第20節「輸送手段の確保」で定める。

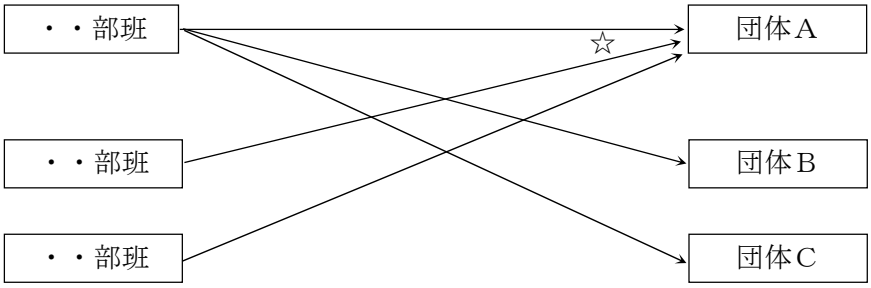

☆：連絡職員（本部室応急対策班が指名）

2　災害時相互応援協定に基づく物資・資機材の調達

各部班が災害時相互応援協定に基づく物資・資機材の応援を求める場合は、本部室に要請し、本部室が各市に要請する。

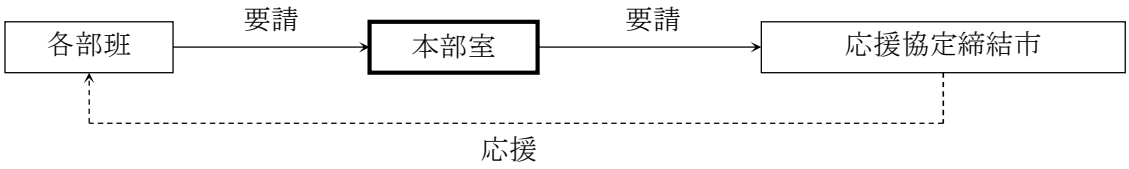

3　物的公用負担（災害対策基本法第64条等）

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、災害対策基本法第64条等に基づき必要な物資等を確保する。

第22節　給　水（水道水）

上下水道部

1　被害状況の把握

災害発生後の上水道の被害状況の把握は、次により行う。

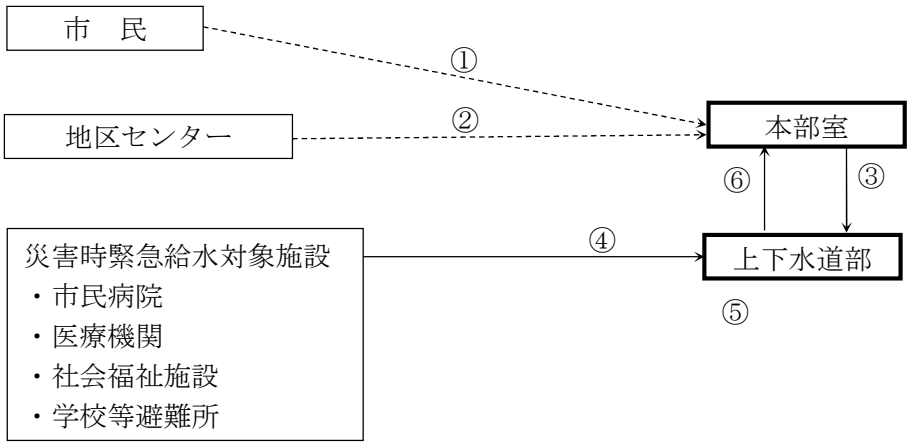

①、③　本部室広聴班は市民からの通報を受理し、上下水道部に連絡する。

②、③　地区センターは、災害後直ちに地区センターの通水状況を本部室情報班に報告する。本部室情報班は、その情報を上下水道部に連絡する（本章第６節「災害情報の収集・伝達・共有」参照)。(富山地域以外の地区センターにあっては、各上下水道サービスセンターに連絡する。)

④　災害時緊急給水対象施設の管理者等は、断水等により施設の機能維持が困難な事態となった場合は、上下水道部に連絡する。

⑤　上下水道部は、③、④の連絡等を受理するほか、パトロール等を実施して市内の上水道の被害状況を把握する。

⑥　上下水道部は、⑤で把握した水道施設の被害状況等を本部室に報告する。

2　水道水の確保

(1)　上下水道部は、災害が発生した場合、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策を立てるとともに、正確な情報を断水地区の市民に広報する。

(2)　上下水道部は、市民の水道水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行うほか、市民の備蓄水などにより対処する。

(3)　上下水道部は、断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。

(4)　上下水道部は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。

3　応急給水・応急復旧体制及び広報

基本的な応急給水、施設の応急復旧体制及び給水に関する広報については、上下水道局の

「震災対策計画書」及び本章第８節「広報」に従い体制を確立し、実施する。

４　応援要請及び受入れ

市の保有する能力では２～３の活動の迅速・的確な実施が困難な場合、以下により応援要請を行う。なお、応援の受入れについては本章第11節「広域応援要請」により行う。

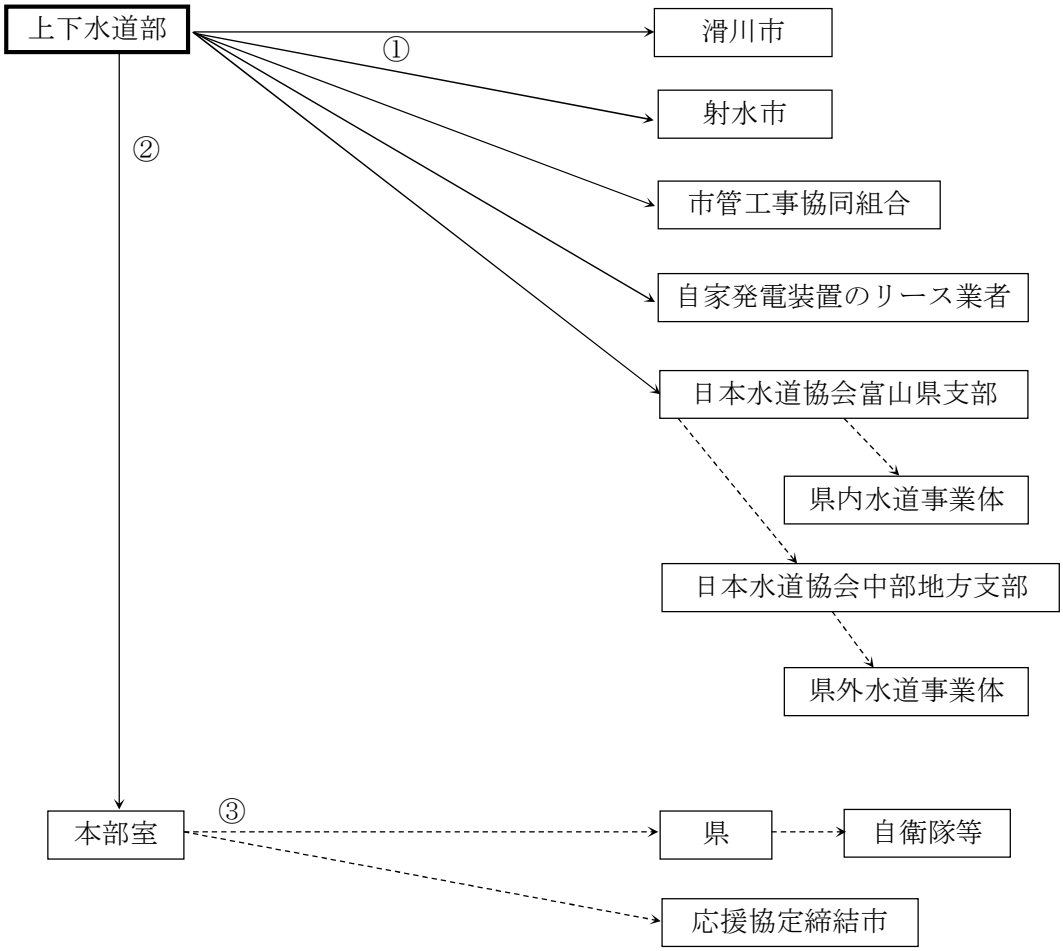

①　上下水道部は、上下水道局独自で応援協定を締結している団体等に対して応援の要請を行う。

②　自衛隊、応援協定締結市に対する応援要請は、本部室を通じて行う。

③　本部室は、上下水道部から②の連絡があった場合、県、応援協定締結市に対して応援を求める。

第23節　食料等の供給

本部室　福祉保健部　財務部　商工労働部　農林水産部

1　食糧物資総合オペレーションセンターの設置

災害時の食料・物資については、まず備蓄で賄い、必要がある場合に調達を行うこととするが、これに拠りがたい場合は、国や他の地方公共団体等からの応援を要請する。

市は、災害に備え平時から食料・物資の備蓄に努めるものの、想定の範囲を超え又は避難が長期間にわたるなどさらなる必要が生じた場合には、農林水産部農政企画班及び商工労働部商工労政班、福祉保健部給食物資班が食糧物資総合オペレーションセンター（以下「総合センター」という。）を設置し、関係機関の協力を得て食料・物資の確保・供給についての総合調整及び実施を行う。

2　給食需要及び能力の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、災害発生後の給食需要及び能力の把握は、次により行う。

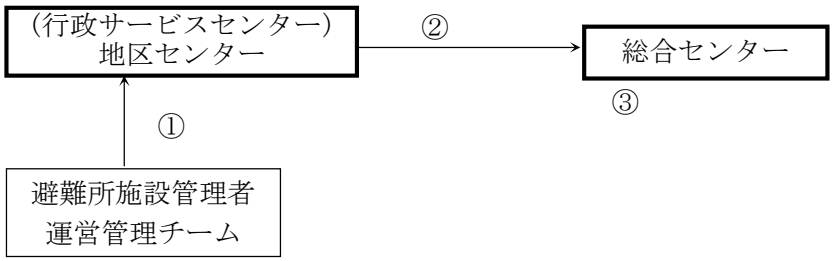

①　地区センターは、以下の点を避難所となった施設の管理者(運営管理チームが設置された場合は運営管理チーム)から把握する。

・避難所に避難した者の人数

なお、食料の供給は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

また、ミルクを必要とする乳児の人数、給食に配慮を要する要配慮者の人数について留意する。

・避難所施設の自炊能力

・避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数

・飲料水など避難所での食料供給に関して必要な事項

②　地区センターは、①の情報を総合センターに報告する。

（富山地域以外の地区センターにあっては、それぞれの行政サービスセンター、中核型地区センターを経由する。）

③　総合センターは、②の情報を基に給食需要及び能力を把握する。

3　食料等の確保・輸送

食料等の供給が必要な場合、その確保及び輸送は次により行う。

(1)　市備蓄食料等の供給

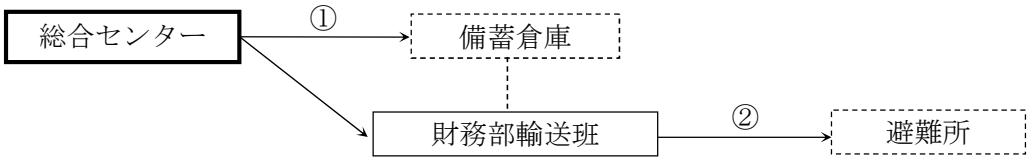

①　総合センターは、２により備蓄食料等の供給が必要と判断した場合は、本部室を通じて財務部輸送班に対して備蓄食料等の避難所等への輸送を要請する。

②　総合センターから要請を受けた財務部輸送班は、備蓄倉庫から備蓄食料等を避難所へ輸送し、避難所管理者又は避難所運営管理チームに引き渡す。

(2)　流通食料の確保

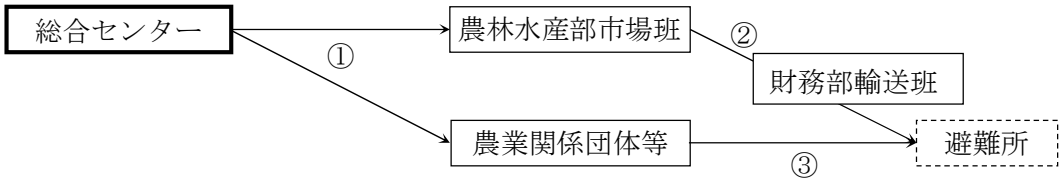

①　生鮮食料品、米等の確保が必要な場合、総合センターは、農林水産部市場班及び農業関係団体等に市内に流通している当該食料の確保を要請する。

②　①の要請を受けた農林水産部市場班は、地方卸売市場を中心に食料を確保する。避難所等への輸送は農林水産部市場班が財務部輸送班に要請し、財務部輸送班が行う。

③　②の要請を受けた農業関係団体等は、当該食料の確保及び避難所への輸送に努める。

(3)　県・他市町村等への応援要請

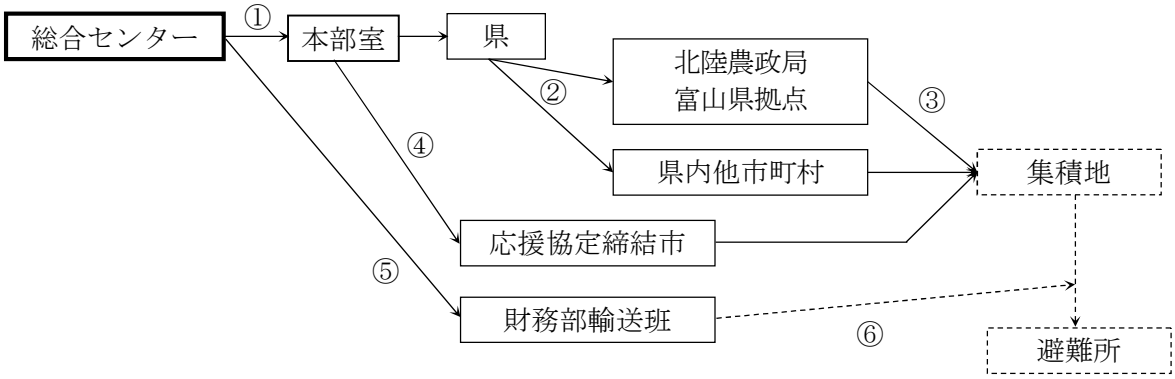

①　福祉保健部給食物資班は、(1)及び(2)をもってしても食料が不足すると判断した場合は、本部室を通じて県に対して備蓄食料の開放及び北陸農政局富山県拠点等への応援を要請する。なお、その際は、集積地を決めて要請する。

また、自衛隊に対しては、必要に応じて被災地での炊き出しについて要請する。

②　県は、①の要請を受け必要と認める場合は、備蓄食料の開放及び関係機関への応援を要請する。

③　②の応援要請を受けた関係機関は、確保した食料を集積地に輸送するよう努める。

④　総合センターは、本部室に対して応援協定締結市からの応援を要請し、本部室は当該市に対して応援要請を行う。なお、その際は、集積地を決めて要請する。

⑤　総合センターは、県等への応援要請を行った場合、集積地の管理及び集積地から避難所への食料の輸送を財務部輸送班に要請する。

⑥　⑤の要請を受けた財務部輸送班は、集積地の管理及び集積地から避難所への輸送を行う。

4　食料の調理・加工・配分

到着した食料の調理・加工・配分は、避難所運営管理チームが避難者、施設職員の協力を得て行う。災害ボランティアの協力が必要な場合は、市民協働相談班を通じて市災害ボランティア本部に協力依頼を行う。

5　炊き出しの実施

(1)　炊き出しの実施者及び協力団体

炊き出しの実施については、市職員をもって充てるほか、町内会・自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団、婦人会ほか状況によりボランティア希望者（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

(2)　炊き出し予定施設

炊き出しのための施設は、避難施設を中心とした市内の公共施設とし、それぞれの給食施設・設備を利用するものとする。

不足するとき、又は使用不可能の場合は、近くの適当な場所で行うほか市長は自衛隊に協力要請するものとする。

6　災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。申請等の処理は本部室が行う。

(1)　費用の限度額

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は主食、副食及び燃料等の経費とする。

(2)　期　間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第24節　生活必需品等の確保

本部室　福祉保健部　財務部　商工労働部　農林水産部

1　食糧物資総合オペレーションセンターの設置

本章第２３節「１　食糧物資総合オペレーションセンターの設置」に準じる。

2　生活必需品等の需要の把握

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うこととし、災害発生後の生活必需品等の需要の把握は、次により行う。

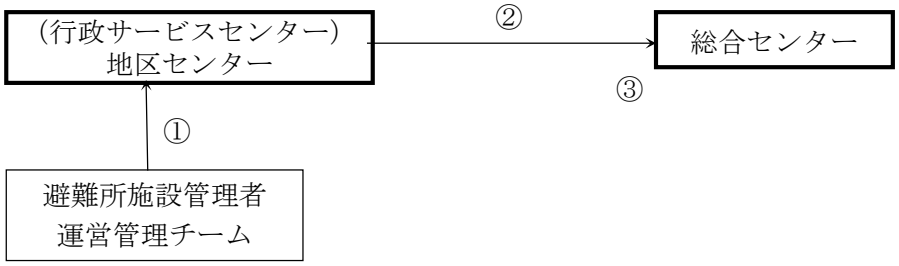

①　地区センターは、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者（運営管理チームが設置された場合は運営管理チーム）から把握する。なお、需要の把握については、避難期間の経過や季節による状況、要配慮者や男女の生活特性等に留意するものとする。

寝具	毛布、布団、マット等
外衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、軍手、長靴等
炊事用具	鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
その他	紙おむつ、風邪薬等、ＡＭ／ＦＭラジオ、暖房器具、車イス等

②　地区センターは、①の情報を総合センターに報告する。
（富山地域以外の地区センターにあっては、それぞれ行政サービスセンター、中核型地区センターを経由する。）

③　総合センターは、②の情報を基に生活必需品等の需要を把握する。
なお、生活必需品の供給は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、

高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

3　生活必需品等の確保・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その確保及び輸送は次により行う。

(1)　市備蓄物資の開放

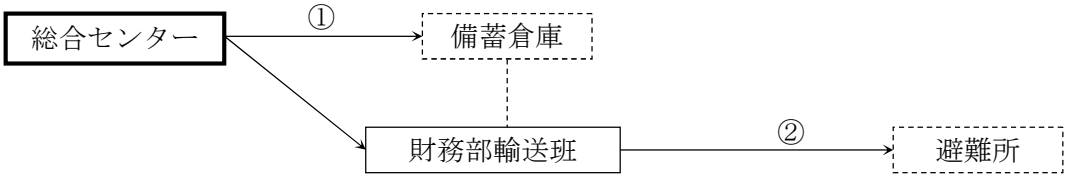

①　総合センターは、2により備蓄物資の供給が必要と判断した場合は、本部室を通じて財務部輸送班に対して備蓄物資の避難所等への輸送を要請する。

②　総合センターから要請を受けた財務部輸送班は、備蓄倉庫から備蓄物資を避難所へ輸送し、避難所管理者又は避難所運営管理チームに引き渡す。

(2)　流通物資の確保

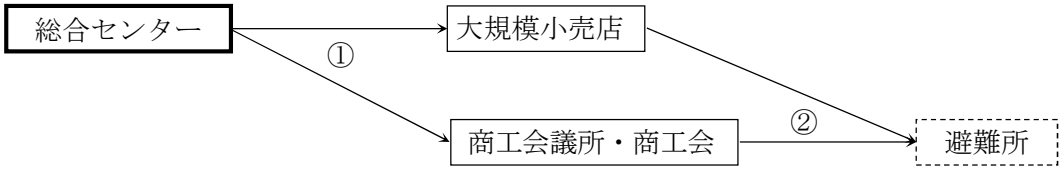

①　生活必需品等の確保が必要な場合、総合センターは、市内の大規模小売店及び商工会議所等に対して物資の確保及び輸送を要請する。

②　①の要請を受けた大規模小売店及び商工会議所等は、当該物資の確保及び避難所への輸送に努める。

(3)　県・他市町村等への応援要請

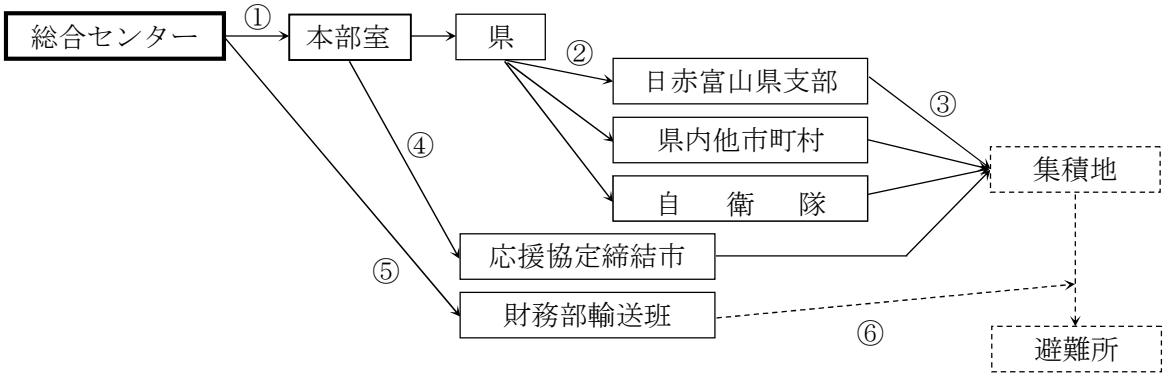

①　総合センターは、(1)及び(2)をもってしても生活必需品等が不足すると判断した場合は、本部室を通じて県に対して備蓄物資の開放及び他市町村等への応援を要請する。なお、その際は、集積地を決めて要請する。

②　県は、①の要請を受け必要と認める場合は、備蓄物資の開放及び関係機関へ応援を要請する。

③　②の応援要請を受けた関係機関は、確保した生活必需品等を集積地に輸送するよう努める。

④　総合センターは、本部室に対して応援協定締結市からの応援を要請し、本部室は当該市に対して応援要請を行う。なお、その際は、集積地を決めて要請する。

⑤　総合センターは、県等への応援要請を行った場合、集積地の管理及び集積地から避難所への生活必需品等の輸送を財務部輸送班に要請する。

⑥　⑤の要請を受けた財務部輸送班は、集積地の管理及び集積地から避難所への輸送を行う。

4　生活必需品等の配分

到着した生活必需品等の配分は、避難所運営管理チームが避難者、施設職員の協力を得て行う。災害ボランティアの協力が必要な場合は、市民生活部ボランティア班を通じて市災害ボランティア本部に協力依頼を行う。

5　物資の無償貸付及び贈与

市は、被災者の救助又は災害応急復旧を実施するために関係機関から要請があったとき、又は必要と認める場合は、災害対策基本法第86条に基づき、寝具その他の生活必需品、災害応急復旧のための資機材等を無償又は低廉な対価で貸し付け、譲与若しくは譲渡するよう努めるものとする。

6　災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。申請等の処理は本部室が行う。

(1)　費用の限度額

生活必需品等の給与又は貸与のために支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、１世帯の人数により決められる。

(2)　期　間

生活必需品等の給与又は貸与を実施できる期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第25節　し尿及び廃棄物の収集処理

環境部　建設部

1　し尿処理

(1)　被害状況の把握

し尿処理に関する被害状況の把握は、次により行う。

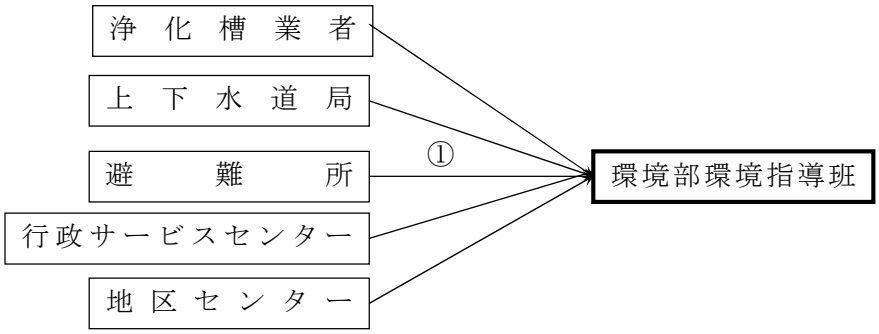

①　環境部環境指導班は、浄化槽業者、上下水道局、避難所、行政サービスセンター、中核型地区センター、地区センターからトイレの使用ができない地域の状況を把握する。

(2)　避難所への仮設トイレの設置

ア　仮設トイレの設置場所及び数量の把握

環境部環境指導班は、(1)の情報を基に必要な仮設トイレの設置場所及び数量を把握する。

イ　仮設トイレの確保・設置

環境部環境指導班は、リース業者から仮設トイレを借り上げ（県外からの取寄せを含む。）、必要となる場所に設置する。

ウ　し尿の収集・運搬・処理

環境部環境指導班は、仮設トイレやマンホールトイレのし尿の収集・運搬をし尿処理業者に依頼し、し尿処理施設（**資料８－２**）において処理する。

エ　衛生指導

環境部環境指導班は、仮設トイレやマンホールトイレの使用に関して、衛生指導が必要な場合、福祉保健部保健衛生班に指導を要請する。

オ　広報

環境部環境指導班は、必要な情報を広報する（本章第８節「広報」参照）。

カ　応援の要請等

環境部環境指導班は、仮設トイレが市内業者からの調達だけでは確保できない場合、県に対し、これらの調達のあっせんを依頼する。また、し尿の収集・運搬・処理が困難な場合は、県内他市町村に要請、もしくは県を通じ県外市町村に要請する。

2　ごみ処理

(1)　ごみ処理の方針

ア　排出場所

環境部環境指導班及び環境業務班は、通常の排出場所のほか、避難所等に仮設ごみ集積場の設置を指導する。

イ　分別排出

処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物・不燃物の分別排出の徹底について、環境部環境指導班は市民に広報するとともに、避難所運営管理チームを指導する。収集は、可燃物を優先する。

ウ　応援要請

環境部環境指導班は、可能な限り上記方針が保たれるよう努め、市及び市内業者のみで迅速に処理することが困難な場合には、県内市町村又は県を通じ県外市町村からの応援を要請する。

(2)　ごみの搬入先

ア　可燃物

富山地区広域圏クリーンセンター

イ　不燃物・粗大ごみ

富山地区広域圏リサイクルセンター

ウ　混合物及び処理困難物（タイヤ、バッテリー、ガスボンベなど）

指定された保管場所

エ　一時保管

候補地の中から避難所の場所や道路状況を考慮し選定した場所

オ　その他

環境部環境指導班は、必要に応じ、民間の処分場又は県内市町村に協力を要請する。

3　災害廃棄物の処理

県及び市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

また、災害発生時における災害廃棄物の処理については、環境面に配慮しつつ、それぞれ次のように行う。

(1)　災害により使用できなくなった家具、畳等

ア　仮置場の決定

環境部環境業務班は、災害廃棄物等の一時保管場所候補地の中から災害廃棄物の仮置場を選定し、これを本部室へ報告する。

イ　仮置場への搬入

環境部環境業務班は、災害廃棄物（家具、畳等）の仮置場への搬入を市内の土木建設業者等に要請する。市内の業者で対応できない場合は、県内他市町村等に応援を要請する。

ウ　仮置場からの搬出（環境部環境業務班が対応）

適当な時期に仮置場の災害廃棄物（家具、畳等）を中間処理施設へ搬出する。中間処理施設への搬出が困難な場合は、処分地のあっせん・運搬等を県に要請する。

(2)　倒壊家屋等（環境部環境政策班が対応）

倒壊家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行うこととするが、市は、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２２条）の適用について、速やかに県、国と協議する。

(3)　道路の応急措置及び道路復旧による廃棄物（建設部道路河川管理班が対応）

ア　仮置場の決定

建設部道路河川管理班は、環境部環境指導班及び環境業務班と協議して、災害廃棄物等の一時保管場所候補地の中から災害廃棄物（道路応急措置・復旧による廃棄物）の仮置場を選定し、これを本部室へ報告する。

イ　仮置場への搬入

建設部道路河川管理班は、災害廃棄物（道路応急措置・復旧による廃棄物）の仮置場への搬入を市内の土木建設業者等に要請する。市内の業者で対応できない場合は、他市町村等に応援を要請する。

ウ　仮置場からの搬出

建設部道路河川管理班は、適当な時期に仮置場の災害廃棄物（道路応急措置・復旧による廃棄物）の搬出及び処理について、処理業者に委託する。

(4)　仮置き場での管理

仮置き場では、災害廃棄物による火災や悪臭、害虫等の発生を防止するための適切な措置を講じるものとする。

(5)　被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

環境部環境保全班及び環境政策班は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

(6)　広域的な支援・協力の確保

環境部環境政策班は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、本部室を通じて県に対して広域的な支援の要請を行う。県は、市町村による相互の支援の状況を踏まえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業資源循環協会等に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国及び隣接県等に対して支援を要請する。

第26節　保健衛生

福祉保健部

1　防疫活動

(1)　防疫体制の確立

福祉保健部保健衛生班は、被災地における感染症の発生状況を迅速に把握し、地区センター等を拠点とする対策方針を定めるとともに、防疫体制を確立する。

防疫用薬剤及び器具等の確保については、市内業者から調達する。

市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(2)　感染症対策

ア　疫学調査を行い、被災地における感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を行い、有症者には救護所での受診を指導する。

イ　手洗い等の衛生指導及び逆性石鹸液の配布等を行う。

ウ　事前に指定医療機関の収容力を確認し、感染症法に定められた入院勧告が必要な感染症が発生したときは、患者を搬送、隔離する。

エ　感染症発生箇所の消毒実施、又は施設管理者への指導を行う。

オ　防疫上必要と認める場合、県知事の指示、命令に従い、臨時の予防接種を実施する。（ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を逸しないよう措置する。）

カ　チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施する。

(3)　消毒の実施

福祉保健部保健衛生班は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者等に指導するとともに、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。なお、消毒の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行うものとする（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等)。

ア　下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ　避難所の便所、その他の不潔場所

ウ　浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

エ　飲料水確保場所

オ　災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

カ　ねずみ属、昆虫等の発生場所

(4)　市民、町内会・自治会及び事業所の役割

上記(2),(3)の実施に当たっては地域住民、ボランティアと協力し地域の衛生活動に当たる。

(5)　他厚生センター等への協力要請

防疫活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して県内他厚生センター等の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対し、

これらの調達のあっせんを依頼する。

2　保健衛生指導

(1)　衛生活動

ア　被災者に対する衛生指導

福祉保健部保健衛生班は、避難所等の被災市民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ　食中毒の防止

福祉保健部保健衛生班は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視を実施する。

ウ　飼い犬の管理

犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。

エ　家庭動物の保護

災害時には、飼主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2)　保健活動

ア　被災者に対する保健指導

福祉保健部保健衛生班は、避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の保健状態の把握、ロングフライト症候群、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や保健師等によるこころのケアを実施する。

イ　被災者に対する栄養相談

必要に応じて、福祉保健部保健衛生班は、栄養士会等の協力により、避難所等の被災市民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じるものとする。

第27節　市民からの通報・問い合わせの処理

本部室　企画管理部　市民生活部

1　市民からの通報の処理

市民から市（消防部を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、次に掲げる通報処理簿を作成し、情報の効果的な活用を図る。

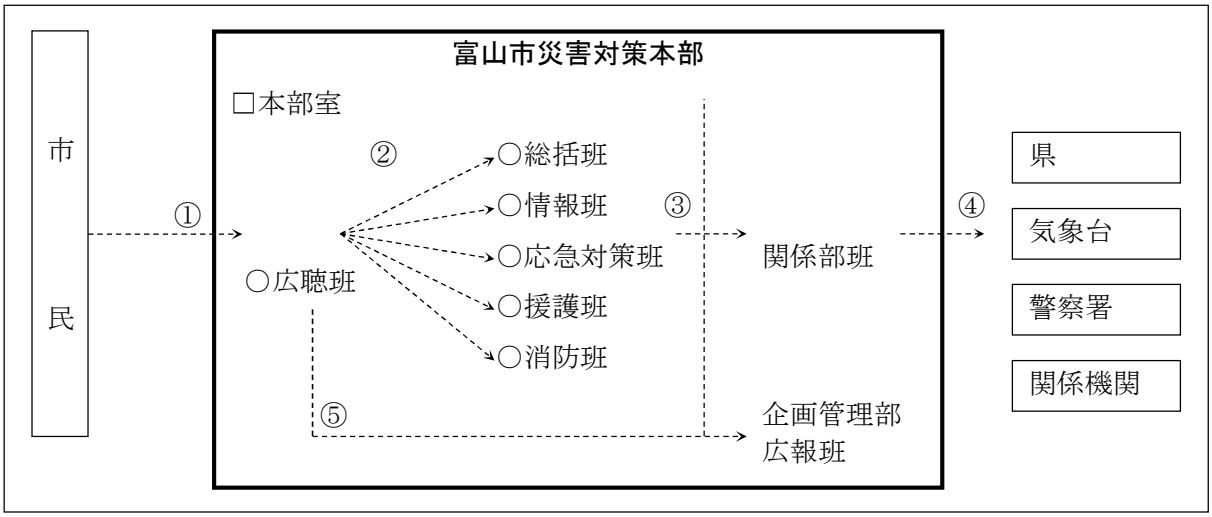

①　本部室広聴班は、市民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。

②　本部室広聴班は、通報内容に関係する本部室各班に通報処理簿を回付する。

③　本部室各班は、必要に応じて通報処理簿を関係部班に回付する。

④　関係部班は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。

⑤　本部室広聴班は、通報処理簿のコピーを企画管理部広報班に回付する。

〔目的〕

・市民からの通報の蓄積及び共有化を図る。

・特定部局への通報の殺到による業務の混乱を防止する。

・企画管理部広報班における広報情報の基礎資料を蓄積する。

2　市民からの問い合わせの処理

市民から市（消防部を除く。）へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、以下のとおり処理する。

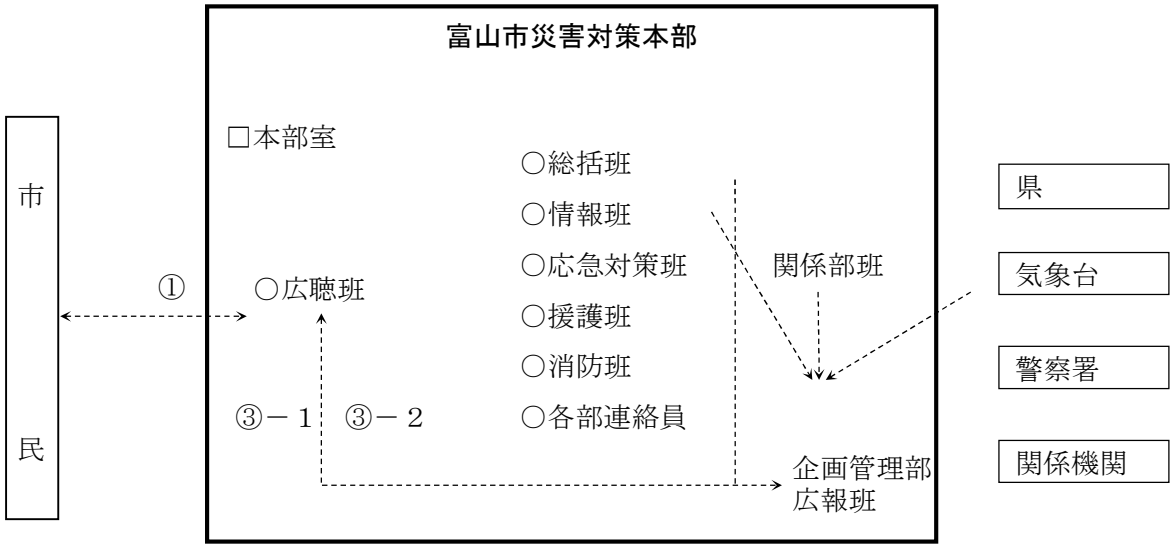

①　本部室広聴班は、市民からの問い合わせを受け付け、企画管理部広報班が把握している情報を基に問い合わせに応じる。

②　本部室情報班、関係部班、関係機関は、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を企画管理部広報班に伝達する。

③－１　企画管理部広報班は、把握した情報を本部室広聴班に伝達する。

③－２　本部室広聴班は、市民からの問い合わせの内容を企画管理部広報班に伝達する（市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする）。

3　安否情報受付体制の確保

大規模な災害が発生した場合、混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、市内外から多数の問い合わせが一時期に殺到することが予想されるため、市民生活部地域コミュニティ推進班は、市民班、企画管理部広報班等と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制を整備する。

(1)　安否情報の範囲

①　発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この段階では警察等での検案が済み、身元が判明している死亡者のみとする。

②　一定時間経過後

発災後、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取り扱う。

ア　死亡者、行方不明者

イ　避難施設等の避難者

ウ　病院収容者

(2)　避難所における安否確認対策

発災後における安否確認に関する問い合わせの混乱を極力さけるため、避難所における安否確認対策として、市民生活部地区センター班は早期に避難者名簿を作成し、その情報を市民生活部地域コミュニティ推進班に提供する。

また、必要に応じて、郵便局に情報提供を行う。

なお、安否情報の公開にあたっては、個人のプライバシーに留意しながら行うこととする。

(3)　安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表

県は、災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者の氏名等公表に関するガイドライン」に基づき、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。

第28節　社会秩序の維持

市民生活部　商工労働部　関係各部

1　警察機関との連携

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し、関係各部は連携を強化するとともに、必要な情報提供を行うなど協力を行うものとする。

○警備活動の主な内容

(1)　被害実態の把握

(2)　被災者の救助救護

(3)　危険箇所の実態把握及び警戒

(4)　避難の指示、警告及び誘導

(5)　行方不明者の捜索（相談所の開設含む）及び遺体の検視

(6)　被災地等における交通の安全と円滑の確保

(7)　被災地等における犯罪の予防及び取締

(8)　地域安全情報、災害関連情報等の広報活動

(9)　関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2　市民消費生活の安定

災害後の市民の消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のような活動を行う。

(1)　生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

市民生活部市民協働相談班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施し、監視を行う。

(2)　消費生活相談所の開設

市民生活部市民協働相談班は、行政サービスセンター、地区センター、避難所等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3)　大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

商工労働部商工労政班は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

(4)　消費生活に関する広報

これらの広報については、本章第８節「広報」による。

第29節　遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬

本部室　消防部　福祉保健部
環境部　市民生活部

1　遺体の捜索

大規模な災害が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市は、災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を取りつつ、遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

(1)　方　法

ア　災害により、生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、伏木海上保安部と連携して実施する。

イ　遺体の捜索に当たっては、県警と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

ウ　捜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、適時関係機関の代表者が集合し、活動の調整を行う。

(2)　費　用

捜索にかかる費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。申請等については、本部室が処理する。

ア　対象

災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

イ　支出する費用

（ア）　船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費

（イ）　捜索のために使用した機械器具の修繕費

（ウ）　捜索のために機械器具を使用する場合に必要な燃料費

（エ）　捜索作業のために必要な照明器具等の燃料費

ウ　支出費の限度額

当該地域における通常の実費

エ　捜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

2　遺体の処理

市は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

(1)　方　法

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者については、警察官及び海上保安官等による検視後、環境部環境保全班、市民生活部市民班が医療救護班等の協力を得て遺体の処理を以下により行う。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ　遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合、環境部環境保全班は、市民生活部市民班と連携して遺体の収容場所を確保し、市民に広報する。収容場所は、原則として避難所及び応援部隊の拠点となった施設を除くものとし、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。また、納棺用品、ドライアイス等を確保する。

ウ　検案

遺体の死因その他についての医学的検査は、原則として医療救護班又はその他医師の協力を得て行い、この検案書を市が引き継ぐ。

エ　遺体処理台帳の整備

身元不明の遺体は、遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品の保存等の措置をとり、警察と歯科医師会の協力を得て身元の発見に努める。

(2)　費　用

遺体の処理にかかる費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。申請等については、環境部環境保全班が処理する。

ア　対象

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者

イ　支出する費用

（ア）　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

（イ）　遺体の一時保存のための費用

（ウ）　検案のための費用

ウ　支出費の限度額

災害救助法の規定による。

エ　遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。）。

3　遺体の埋葬又は火葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬又は火葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了の上、速やかに埋葬又は火葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認めら

れる場合、手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは市長がこれを行う。

(1)　死亡者数の確認

市民生活部市民班は、適切に埋葬又は火葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬又は火葬を支援する。

(2)　方　法

災害による死亡者に対し、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合については、市民生活部市民班、環境部環境保全班が遺体の埋葬又は火葬を以下により行う。

ア　埋火葬台帳の作成

市民生活部市民班は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

イ　火葬

環境部環境保全班は、遺体を火葬場へ搬送し、火葬する。この際、多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合、また、火葬場が被災して使用不能の場合は、県に応援を求めて市外の火葬場を確保し火葬する。

ウ　遺骨、遺留品の保管

環境部環境保全班は、身元不明者の遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。

エ　遺留品の引取り

ウについて、家族その他の関係者から遺骨、遺留品の引取り希望があった場合は、環境部環境保全班が引き渡す。

(3)　費　用

遺体の埋葬又は火葬にかかる費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。申請等については、環境部環境保全班が処理する。

ア　対象

災害による死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋葬又は火葬ができない場合

イ　支出する費用

埋葬又は火葬に要する費用

ウ　支出費用の限度額

災害救助法の規定による。

エ　埋葬又は火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。）。

第30節　ライフラインの応急対策

本部室　上下水道部　関係各部

1　応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、電話、公共交通に関わる各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時、被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。市は、事業者からの要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2　災害発生時の連絡体制

(1)　連絡職員の市災害対策本部への受入れ等

災害の発生時には、各事業者は、直ちに被害調査及び復旧作業を行うとともに、復旧状況や復旧の見通しを関係機関に通報するものとする。

市災害対策本部は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請する等逐次連絡できる体制を確保する。連絡職員が派遣される場合は、本部室等に所要のスペースを確保する。

(2)　被害発生時の通報

各事業者は、人身に関わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、市災害対策本部室又は消防局に通報する。

3　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、広報車、チラシ、ホームページ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。なお、報道機関に情報提供する場合、プレスルームとの連携を図るよう努める。

4　市の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、事業者からの要請に基づき、本部室及び関係部班は、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、プレスルームの提供、広報車両の貸出し、市ホームページへの掲載等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第31節　公共施設等の応急復旧

関係各部

1　応急復旧の基本方針

市庁舎、学校（園）、病院、道路、橋梁、河川水路その他公共施設が災害による被害を受けたときは、各施設を所管する部班が直ちに修復工事を施工するものとするが、その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先する。なお、電気、ガス、上・下水道、電話の各事業者と十分な連携をとる。

2　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する部班は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。

第32節　二次災害の防止

本部室　建設部　財務部　活力都市創造部　関係各部

1　建物・構造物の二次災害防止

災害等による建築物・構造物の二次災害を防止するため、各部班は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(1)　避難所施設の点検

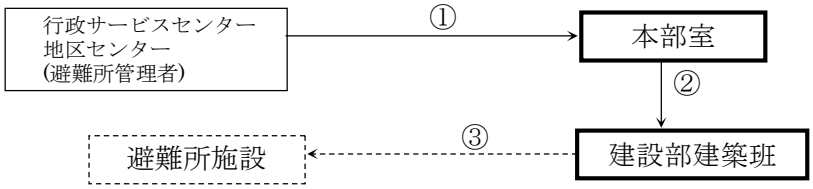

①　行政サービスセンター、地区センター又は避難所管理者は、避難所を開設するに当たって当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、本部室に対して専門職員による点検を要請する。

②　点検の要請を受けた本部室は、建設部建築班に当該施設の点検を要請する。

③　点検の要請を受けた建設部建築班は、当該施設の点検を行う。

なお、要員等が不足する場合は、県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2)　市有施設の点検及び避難対策・応急避難

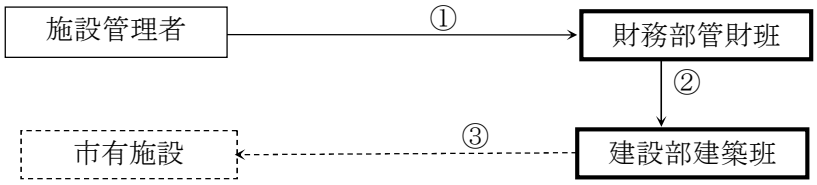

①　市有施設の管理者（(1)の避難所施設を除く。）は、災害後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、財務部管財班に対して専門職員による点検を要請する。

②　点検の要請を受けた財務部管財班は、建設部建築班に当該施設の点検を要請する。

③　点検の要請を受けた建設部建築班は、当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3)　市所管道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

建設部道路整備班、道路河川管理班、道路構造保全対策班は、災害後市の所管する道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策を実施する。

(4)　空家等の応急措置

活力都市創造部建築指導班は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保する必要があると認めるときは、必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、倒壊等の危険性がある空家等の全部又は一部の除却を行うものとする。

２　爆発物・有害物質による二次災害防止活動（環境汚染対策を含む。）

爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、関係各部班は、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(1)　危険物施設
(2)　火薬保管施設
(3)　ガス施設
(4)　毒劇物施設
(5)　放射性物質施設
(6)　その他二次災害の危険性があると判断する施設

３　二次災害防止のための市民への呼びかけ

(1)　市民への注意・呼びかけ

関係各部班は、１、２の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、本章第８節「広報」に基づき広報活動を行う。

(2)　化学薬品保管施設に対する指導

化学薬品を保管している学校施設、事業所、研究機関等は、災害による容器の破損による化学薬品類の漏洩等が生じないように、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

ア　化学薬品類の容器及び収納棚等の転落落下の防止
イ　容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止
ウ　混合混触発火性物質の近接貯蔵の禁止
エ　化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底
オ　初期消火用資機材の整備

(3)　学校、保育所給食用施設に対する指導

給食用調理室を設置している学校では、防火責任者の選定及び器具の点検、劣化箇所の補修、初期消火用資機材の整備等に努めるものとする。

第33節　孤立地域対策

本部室　財務部　福祉保健部　建設部　関係各部

1　孤立への対応（**資料12－7**参照）

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、下記の順位をもって当たるものとする。

(1)　被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施

(2)　緊急物資等の輸送

(3)　ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

2　孤立地域に対する活動内容

(1)　孤立が予想される地域の実態把握、救出・救助活動の実施

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。災害時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認を行う。

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

ア　孤立が予想される地域の実態把握

（ア）　孤立が予想される地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災無線、衛星通信等を活用して、孤立状況の確認を行う。

（イ）　孤立状況及び被害の概要について情報収集するとともに、県に対して直ちに報告を行う。

イ　救出・救助活動の実施

（ア）　ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、概要を直ちに県に報告する。

（イ）　ヘリコプターの要請は、本章第11節「広域応援要請」による。なお、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。（**資料７－４**参照）

（ウ）　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意する。

（エ）　孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を行う。

(2)　通信手段の確保

ア　市の通信手段

職員の派遣、防災無線、消防無線による中継、衛星通信、インターネット等、あらゆる

方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ　関係機関による通信手段（ＮＴＴ）

（ア）　非常用伝送装置、可搬型無線機の非常用無線装置等の非常配備により、通信途絶を解消するものとする。

（イ）　避難場所等に、ポータブル衛星方式、超小型衛星通信装置（Ku-1ch）等で通信回線を確保し、特設公衆電話を設置するものとする。

ウ　市民による通信手段

アマチュア無線、インターネット（災害伝言板、電子メール）等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に協力する。

(3)　食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

ア　市の活動

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

イ　市民による活動

（ア）　孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

（イ）　市民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努めるものとする。

(4)　道路、ライフラインの応急復旧活動

孤立地域に対する物流ルートを確保するため、優先度に応じ、仮設の輸送用道路をまず確保する。その他のライフラインは本章第30節「ライフラインの応急対策」による。

ア　市の活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ　関係機関の活動

道路管理者は、う回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要道路から優先して、交通確保を行うものとする。

第34節　農林水産業対策

農林水産部

1　農業対策

(1)　農業に関する被害状況の把握

農林水産部各班は、災害が発生したときは、市内における農作物、家畜、農業用施設及び水産施設の被害状況について把握を行い、被害調査結果を本部室及び県に報告する。

(2)　農地及び農業用施設に対する応急措置

ア　農地

（ア）　河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、農林水産部農地班は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

（イ）　山間部の水田については、水害による二次災害を未然に防止するため、湛水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修に努めるよう指導する。

イ　用排水路

（ア）　農林水産部農地班は、災害時には農業用用排水路の水門操作について、速やかに土地改良区等管理団体に依頼するものとする。

（イ）　農林水産部農地班は、用排水路水位の決壊防止を行い、冠水のおそれのあるときは必要な措置を講じ、防止に努める。

ウ　農作物の応急措置

農林水産部各班は、農作物について被害発生したときは、農業協同組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術的指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

(3)　家畜に対する応急措置

農林水産部農林水産班は、家畜及び畜舎が被災した場合は、畜産関係団体等の協力を得て、次による応急措置指導及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

ア　被害畜舎の早期修理、復旧に努める。

イ　外傷家畜の治療と看護に努める。

ウ　事故圧死病傷畜の早期処理及び消毒等により余病の併発を防止する。

2　水産業対策

農林水産部農林水産班は、災害によって、漁業施設等に被害が生じた場合、また、被害発生のおそれのある場合、市内の漁港関係者に連絡し、災害未然防止及び応急対策の万全を期す。

3　林業対策

(1)　農林水産部農林水産班は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋にある木材の流出を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。

(2)　農林水産部農林水産班は、関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流出を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流出、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。

(3)　災害により倒伏、雪害による折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病害虫の発生防止のため折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努めるものとする。

第35節　住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

建設部　市民生活部　活力都市創造部　財務部　福祉保健部　消防部

1　被害認定調査

(1)　被害認定調査班の設置

被災住家等の状況を調査するため被害認定調査班を設置する。被害認定調査班は、市民生活部市民班を主管とし、財務部輸送班（資産税課)、建設部建築班、活力都市創造部建築指導班、消防部予防班が担当者を派遣して構成する。班の規模は、災害の状況によって災害ごとに市民生活部長が定める。

(2)　被害認定調査班の活動

ア　被害認定調査

被害認定調査班は、チームを編成して被害認定調査を実施し、市内の被災状況を把握する。

イ　被災者台帳の作成

アの調査に基づき速やかに「被災者台帳」（**様式６**）を作成する。

ウ　住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等への反映

２以下に定める住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等の対策にア、イで把握した情報を反映する。

2　住宅の応急修理

(1)　方　針

建設部建築班は、災害救助法が適用された場合において、県知事の補助機関として、災害のため住宅が半壊（焼）し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者（世帯単位）に対し、建築関係業者等の協力を得て、居住に必要な最小限の応急修理を行う。同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

(2)　実施方法等

ア　修理戸数

（ア）　被災世帯が必要とする戸数を設置する。

（イ）　被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により修理戸数を引き上げる必要があると認められるときは、厚生労働大臣の承認を受け、その戸数を引き上げることができる。

イ　修理の範囲及び費用

（ア）　住宅の修理は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とする。

（イ）　費用の限度額は、県災害救助法施行規則に定める基準とする。

ウ　修理の時期

災害発生の日から原則として１か月以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

エ　修理の方法

現物給付をもって実施する。

オ　応急修理の対象者

（ア）　給付対象者の範囲

住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力で応急修理ができない者を対象とする。

a　生活保護法の被保護者及び要保護者

b　特定の資産のない失業者

c　特定の資産のない母子世帯

d　特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者

e　特定の資産のない勤労者

f　特定の資産のない小企業者

g　上記に準ずる経済的弱者

（イ）　対象者の選定

被災者の資力、その他生活条件等を十分調査し、これに基づき、県が選定する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が選定する。

３　応急仮設住宅の建設

(1)　方　針

建設部建築班は、災害救助法が適用された場合において、県知事の補助機関として、災害のため住家が全壊（焼）、流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保できない者（世帯単位）に対し、関係機関の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

(2)　実施方法等

ア　被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理等に必要な調査を実施する場合、被災世帯調査班はこれに協力し、次の調査を実施する。

（ア）　住宅及び宅地の被害状況

（イ）　被災地における市民の動向

（ウ）　応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

また、県は、次の調査を実施する。

（ア）　市の調査に基づく被災戸数

（イ）　市の住宅に関する要望事項

（ウ）　市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

（エ）　応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等

（オ）　その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

イ　応急仮設住宅の建設

（ア）　建設用地

市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。

＜応急仮設住宅建設予定地選定の基準＞

a　原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。

b　大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

c　給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

（イ）　設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

（ウ）　規模・構造及び費用限度額

１戸当たりの面積及び費用限度額は県災害救助法施行規則に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。なお、必要に応じて高齢者・障害者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

（エ）　建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。

（オ）　建設工事

a　県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

b　応急仮設住宅は県知事が直接建設業者に請け負わせる方法で建設する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する（建設部建築班担当）。

c　応急仮設住宅の建設及び業者の選定等に当たっては、(社)富山県建設業協会、(社)プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。

（カ）　民間賃貸住宅借上げによる供与

a　県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、市長に委任を受けた場合は、市長が供与する。

b　県及び市は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(公社) 日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び(公社)全国賃貸住宅経営協会連合会に協力を要請する。

（キ）　供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。ただし、知

事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得た場合、延長されることもある。

ウ　入居者の選定等

（ア）　入居対象者の範囲

住家が全壊（焼）、流失し居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住家を確保することができない者を対象とする。

a　生活保護法の被保護者及び要保護者

b　特定の資産のない失業者

c　特定の資産のない母子世帯・父子世帯

d　特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者

e　特定の資産のない勤労者

f　特定の資産のない小企業者

g　上記に準ずる経済的弱者

なお、災害地における住民登録の有無を問わない。

（イ）　入居者の選定等

a　応急仮設住宅の入居者の選定は、市が県に協力してこれを行う。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が決定する（建設部住宅班、活力都市創造部計画班担当）。

b　選定に当たっては、身体障害者や高齢者等のより必要度の高い者を優先するとともに、民生委員等の意見を参考にする。

c　入居させる際は入居対象者に対し、応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について十分認識させ、応急仮設住宅使用貸借契約を締結するものとする。

エ　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受けたときは市長が実施する（建設部住宅班、活力都市創造部計画班担当）。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4　障害物の除去

建設部建築班は、災害により住家の居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物（災害によって運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者（世帯単位）に対し、障害物を除去する。除去方法は、現物給付をもって実施する。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。対象者等については、「2　住宅の応急修理」に準ずる。

5　公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するのと同時に、建設部住宅班は、活力都市創造部計画班の協力を得て次の住宅について空き部屋等の情報を収集し、状況によってはあっせんを行う。

(1)　市営住宅、県営住宅等公営住宅

(2)　民間アパート等賃貸住宅

(3)　企業社宅、保養所等

第36節　文教対策

教育部

1　応急教育の実施

(1)　教育施設の確保

教育部学校教育班及び教育施設班は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるために、次により施設の効率的な利用を図る。

ア　被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を図る。

イ　授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ　校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。

エ　教育施設が、避難所として開設されている施設については、本部室、避難住民、自治会と十分な協議の上、教育施設の確保を図るものとする。

(2)　教職員の確保

教育部学校教育班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

ア　教職員は、原則として各学校（園）に参集する。ただし、交通途絶で出勤不能の教職員は最寄りの学校（園）に参集する。

（ア）　校（園）長は、学校（園）で掌握した参集教職員の人数等を教育部学校教育班に報告し、教育部学校教育班は、本部室を通じて、県に報告するものとする。

（イ）　通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校（園）において参集した教職員をもって授業が行える体制を整えるものとする。

（ウ）　その他、県本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。

イ　教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来す場合、市教育委員会は、県教育委員会との連携のもとに、学校（園）間等の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の派遣依頼などを行うものとする。

(3)　臨時休校（園）等の措置

教育部学校教育班は、施設の被害や幼児・児童・生徒、教職員の被災の程度又は交通状況によっては、校（園）長と協議の上、始業・終業時間の調整や臨時休校（園）等の措置をとることとする。

また、臨時休校（園）等の対応策として夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても、校（園）長と適宜協議するものとする。

2　学用品の給与

(1)　給与対象者の把握

ア　給与対象者

災害によって住家に被害を受けた児童・生徒で学用品をそう失又はき損し、就学に支障を来している者

イ　給与対象者の把握

教育部学校教育班は、校長と緊密な連絡を保ち、給与対象となる児童・生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

(2)　学用品の調達

ア　教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告を行うとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また、他の市町村に使用済教科書の供与を依頼する。

イ　学用品の調達

県より送付されたものを配付するほか、県の指示により調達する。

ウ　災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、教育部学校教育班は、同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

(3)　学用品の給与

ア　給与方法

(ア)　教科書は、学年別、使用教科別に給与対象名簿を作成して、配分する。

(イ)　学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して、配分する。

イ　支給品目

(ア)　教科書及び教材

a　文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書

b　準教科書として使用されているもの（テキスト等）

c　ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）

(イ)　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等）

(ウ)　通学用品（運動靴、雨傘、カバン、学用靴等）

3　通学路等の危険防止

学校（園）の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校（園）長は、その危険防止について適切な指導を行い、その周知徹底を図る。

4　学校給食施設の措置及び活用計画

一定の地域あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能になったときは、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

(1)　他の給食施設・設備の活用対策について

(2)　給食物資、飲料水及び作業員の確保対策について

(3)　近隣の給食実施校による給食の援助について

(4)　医薬品の確保及び食中毒の予防対策について

(5)　感染症対策について

(6)　給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置について

5　文化財の保護

(1)　被災防止対策

災害発生時における文化財の保護を図るため市教育委員会、所有者及び管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を樹立し実施するものとする。

また、文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

(2)　被害報告

国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告するものとする。

なお、市内の文化財は**資料12－１**のとおりである。

(3)　応急対策

ア　文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防局へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

イ　国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。

ウ　教育部社会教育班は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第37節　義援金品の受付、配付

福祉保健部　財務部

1　義援金品の募集

(1)　災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般市民に呼びかける。

(2)　義援品については、避難所の運営管理チーム等を通じて被災市民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく、広報等により募集を行うものとする。

(3)　福祉保健部災害救助班は、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

ア　一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズが一見して分からない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしいという旨の報道を各機関に依頼する。

イ　義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。

2　義援金品の受付

市に寄託された義援金は財務部会計班、義援品については福祉保健部災害救助班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、原則としてそこで直接受け入れる。受入れが困難な場合は、仮受け後、上記各班に引き継ぐ。義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

3　義援金品の保管

義援金の保管については、義援金受入れの専用口座を開設し、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。義援品の保管については、交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

4　義援金品の配分

応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、市長に協議の上、福祉保健部において有効に活用する。義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。その際、県の義援金配分方針に従うものとする。

第１節　市民生活安定のための緊急対策

市民生活部　福祉保健部　商工労働部　農林水産部　財務部　消防部　関係各部

大規模な災害が発生した場合は、家族の喪失、財産の喪失等大きな混乱状態が予想される。市は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講ずるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付等必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

１　生活相談

(1)　市民相談センターの設置

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を支援するため、市民生活部市民協働相談班では、必要に応じて市民相談センターを設置する。市民相談センターは、被災者の利便性に配慮し、特に被害が激甚な地区への巡回相談の形式をとることができる。

(2)　生活相談の実施

市民相談センターでは、被災者からの相談内容に応じた関係部局・関係機関を案内し、早期解決に繋げるものとする。

また、被災者からの相談に的確に対応できるよう、各部班は市民生活部市民協働相談班の活動に積極的に協力し、また、市民生活部市民協働相談班は、必要に応じ外部の機関等の協力を求める。

(3)　各種相談窓口の設置

被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。この際、女性の相談員も配置されるよう努める。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

ア　生命保険、損害保険（支払い条件等）
イ　家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
ウ　法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
エ　心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
オ　外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
カ　住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
キ　雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
ク　消費（物価、必需品の入手等）
ケ　教育（学校）
コ　福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
サ　医療・衛生（医療、薬、風呂等）

シ　廃棄物（ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）

ス　金融（生活資金の融資等）

セ　税の減免

ソ　ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

タ　ガス消費機器の取扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

２　罹災証明書の発行

被災者生活再建支援金の支給、租税、保険料等の減免及び徴収猶予、住宅資金の貸付等に際し、当該災害によって被災したという証明が必要となるので、被災世帯に対して、「罹災証明書」（**様式７**）を発行する。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(1)　発行手続

災害により被害を受けた住家の罹災証明書の交付申請（**様式８**）が被災者からあった場合、「被災者台帳」（第２編第２章第35節「住宅の修理、応急仮設住宅の建設等」参照。確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき、市民生活部市民班において発行する。

(2)　証明の範囲

災害対策基本法第２条第１号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

住家の被害の程度

・全壊

・大規模半壊

・中規模半壊

・半壊

・準半壊

・準半壊に至らない（一部損壊）

３　被災届出証明書の発行

災害により被害を受けた住家に附属する不動産及び動産について被災状況を市に届け出た事実を証明する「被災届出証明書」（**様式９**）は、市民生活部市民班において発行する。

4　その他の罹災証明及び被災届出証明に関するもの

その他の罹災証明及び被災届出証明に関するものは、当該対象の被害調査又は被害報告を所管する班において発行する。

対象	所管する班
火災に関するもの	消防部予防班
児童福祉施設に関するもの	こども家庭部こども支援班・こども健康班
保育所、認定こども園に関するもの	こども家庭部こども保育班
商工業関係施設等に関するもの	商工労働部商工労政班
薬業物産関係施設等に関するもの	商工労働部薬業物産班
観光関係施設に関するもの	商工労働部観光政策班
農林水産及び関係施設等に関するもの	農林水産部農林水産班
農地、農業用施設等に関するもの	農林水産部農政企画班
教育関係施設に関するもの	教育部教育施設班
その他	当該対象の被害調査又は被害報告を所管する班

5　被災者のメンタルケア

(1)　基本方針

災害に伴い被災者には、様々な精神的な変化や症状が起こることがある。これらの症状等に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、福祉保健部保健衛生班は、県や各関係機関と連携の上、速やかかつきめ細かな対策を講じるものとする。

なお、上記の事項は災害対策要員である市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施するよう努めるものとする。

(2)　被災後の時期別の精神的な変化

①発災後数日～数週間

災害を体験する中で、恐怖やショックを感じたことによるストレス。茫然自失、緊張、不眠、食欲不振、涙もろさ、気持ちの落ち込み、意欲の低下、苛立ちやすさ、集中力の低下、記憶力の低下。

②発災後1か月～数か月

災害で大切な人や物、場所、思い出などを失ったことによるストレス。悲嘆、喪失感、罪責感（自分だけが生き残ったこと）、怒り（被災状況の格差）。

③発災後数か月以降

災害後の生活の変化、避難所などでの不自由な生活、生活を再建する上での不安などが継続することによるストレス。心的外傷後ストレス障害（PTSD）、アルコール問題、自殺企図など。

(3)　対　策

福祉保健部保健衛生班の活動は、次の二点に大別される。

①地域全体の精神的健康を高め、集団としてのストレスと心的トラウマ（災害体験それ自体による衝撃）を減少させるための活動

ア　精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談

イ　現実的な不安を解消するための情報や、心理的な変化と回復の見通しについて、避難所等での普及啓発活動（健康教室、茶話会等）の実施

ウ　専門施設での相談電話の開設

エ　広報紙等の発行による、被災者への情報提供

オ　小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

②個別の精神疾患に対する予防、早期発見、治療のための活動

疾患のある個人をスクリーニングし、受診への動機づけ、専門医へのつなぎ等を行う。

６　義援金、救援物資の取扱い

義援金、救援物資の取扱いについては、第２章第37節「義援金品の受付、配付」参照。

７　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

制度の概要　（平成17年４月１日現在）

区　　分	概　　要	根　　拠
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した市民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（１／２・１／４・１／４）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律　第３条
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（１／２・１／４・１／４）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律　第８条
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律　第10条

（窓口：福祉保健部災害救助班）

(1)　災害弔慰金

市は、条例の定めるところにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した市民の遺族に対し

災害弔慰金を支給する。

ア　対象災害

（ア）　１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害

（イ）　県内において住宅が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

（ウ）　県内において災害救助法第２条第１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害及び(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害

（エ）　災害救助法第２条第１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

イ　支給額

（ア）　生計維持者　500万円以内

（イ）　その他の者　250万円以内

ウ　支給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2)　災害障害見舞金

ア　支給対象者

市は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

（ア）　両目が失明した者

（イ）　咀嚼及び言語の機能を廃した者

（ウ）　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者

（エ）　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者

（オ）　両上肢をひじ関節以上で失った者

（カ）　両上肢の用を全廃した者

（キ）　両下肢をひざ関節以上で失った者

（ク）　両下肢の用を全廃した者

（ケ）　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ　支給額

（ア）　生計維持者　250万円以内

（イ）　その他の者　125万円以内

(3)　災害援護資金

ア　貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において災害救助法第２条第１項による救助が行われた市町村が１以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

（平成17年４月１日現在）

被害の種類及び程度	金額
(1)　世帯主の１か月以上の負傷	150万円
(2)　家財等の損害	
ア　家財の１／３以上の損害	150万円
イ　住居の半壊	170万円
ウ　住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ　住居全体の滅失又は流失	350万円
(3)　(1)と(2)が重複した場合	
ア　(1)と(2)のアが重複した場合	250万円
イ　(1)と(2)のイが重複した場合	270万円
ウ　(1)と(2)のウが重複した場合	350万円
(4)　次のいずれかの事由の１つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア　(2)のイの場合	250万円
イ　(2)のウの場合	350万円
ウ　(3)のイの場合	350万円

イ　貸付条件

（ア）　所得制限

（平成16年６月１日現在）

世帯人数	市町村民税における総所得額
１人	220万円
２人	430万円
３人	620万円
４人	730万円
５人以上	１人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円

（イ）　利率

年３％以内で市町村が条例で定める率（据置期間は無利子）

（ウ）　据置期間

３年（特別の事情がある場合は５年）

（エ）　償還期間

10年（据置期間を含む）

（オ）　償還方法

年賦、半年賦又は月賦

８　被災者生活再建支援金の支給

自然災害（暴雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害）によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。（実施機関：公益財団法人都道府県センター、窓口：福祉保健部災害救助班。なお、災害の規模や被害の程度によっては、必要に応じて別に設置する「被災住宅生活再建支援チーム」において処理する。）

(1)　制度の対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項の規定により同上第１項第１号又は第２号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

ウ　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ　上記ア又はイに規定する市町村の区域を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害

オ　上記ア～ウに規定する市町村の区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害

カ　ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が２以上ある場合における県内の市町村（人口10万人未満に限る。）の区域であって、５（人口５万人未満の市町村にあっては、２）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2)　制度の対象となる被災世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等の事由により、やむを得ず当該住宅を解体した世帯

ウ　火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続する等、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3)　支援金の支給額

支給額は、次の２つの支援金の合計額となる。

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（(2)アに該当）	解体（(2)イに該当）	長期避難（(2)ウに該当）	大規模半壊（(2)エに該当）
複数（２人以上）世帯	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円
単数（１人）世帯	７５万円	７５万円	７５万円	３７万５千円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
複数（２人以上）世帯	２００万円	１００万円	５０万円
単数（１人）世帯	１５０万円	７５万円	３７万５千円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、複数世帯では合計で２００（又は１００）万円、単数世帯では合計で１５０（又は７５）万円。

(4) 支援金の支給申請

	基礎支援金	加算支援金
申請時の添付書類	罹災証明書、住民票等	住宅の購入や賃借等の契約書等
申請期間	災害発生日から１３月以内	災害発生日から３７月以内

(5) 実施機関

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：６００億円）

9 災害見舞金の支給

福祉保健部災害救助班は、要綱の定めるところにより、災害で被害を受けた市民又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。（条例に基づく災害弔慰金・災害障害見舞金又は被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた場合を除く。）

(1) 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象及び火災

(2) 支給額

ア 全壊（全焼）　10万円　イ 半壊（半焼）　５万円

ウ 床上浸水　２万円

エ 死亡　10万円　ただし、世帯主の場合は110万円（火災を除く）

オ １ヶ月以上の負傷　３万円

10 生活福祉資金等の貸付け

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉

協議会が民生委員、富山市社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金等の貸付けを行う。

(1)　災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

ア　貸付対象者　低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ　貸付限度額　150万円以内

ウ　償 還 期 間　６月以内の据置期間（災害の状況に応じて２年以内）経過後７年以内

エ　利　　率　無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5％

(2)　災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア　貸付対象者　低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ　貸付限度額　250万円以内

ウ　償 還 期 間　６月以内の据置期間（災害の状況に応じて２年以内）経過後７年以内

エ　利　　率　無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5％

(3)　生活再建までの生活費等の貸付制度の周知

生活の立て直しまでの間の生活費や一時的な資金を貸付けする「総合支援資金」の貸付制度について周知を図る。

11　災害復旧資金の貸付け

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、県は不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行うこととなっており、商工労働部商工労政班はこの制度の周知を図る。

(1)　貸付対象者　富山県内に居住しており、かつ同一事業所に１年以上継続して勤務している勤労者

(2)　貸付限度額　150万円

(3)　償 還 期 間　５年以内

(4)　利　　率　年2.2％、保証料別途年0.8％

(5)　取 扱 窓 口　北陸労働金庫（富山県内の支店）

12　職業の斡旋及び離職者に対する生活資金支援制度の周知

(1)　商工労働部商工労政班は、災害による離職者の再就職について公共職業安定所に速やかな就職のあっせんを要請する。

(2)　県による「離職者生活安定資金」等の融資制度について周知を図る。

13　中小企業、農林漁業者に対する支援

(1)　中小企業への融資等

商工労働部商工労政班は、災害により被害を受けた中小企業者の既往借入金について、償還の猶予や償還期間の延長等の要望に対して柔軟に対応するよう関係機関へ要請するとともに、必要に応じて新規融資制度の創設を含めた融資制度の拡充を検討する。また、県や政府系金融機関の災害復旧貸付制度等を周知することにより、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

ア　既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等の要望に対する柔軟な対応を関係機関へ要請

イ　必要に応じ、罹災中小企業者向けの新規融資制度の創設を含めた融資制度の拡充を検討

ウ　災害関係保証（別枠保証）の対象災害への指定を関係機関に要請

エ　県、政府系金融機関による災害復旧貸付制度等の周知

(2)　農林漁業者への融資等

農林水産部関係班は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、農林水産業施設等の災害復旧資金及び経営維持安定に必要な資金について、㈱日本政策金融公庫の災害復旧貸付制度等の周知を行い、また必要に応じて新規融資制度等の創設を検討する。

ア　㈱日本政策金融公庫による融資

農林漁業セーフティネット資金

イ　関係金融機関等に対する要請

農林水産部関係班は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、必要に応じ、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通等を要請する。

14　市税の減免等

(1)　納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア　災害が、広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ　その他の場合は、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がやんだあと２か月以内に限り、市長が納期限を延長する。

(2)　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められたときは、更に１年以内の延長を行う。

(3)　滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4)　減　免

被災した納税義務者に対し、条例の定めるところにより減免を行う。

15　国民健康保険料、介護保険料（65歳以上）の減免

災害によって住宅や家財に著しい損害を受けたときは、申請により、その損害額の程度に応じ一定率の減免を行う。ただし、介護保険料は65歳以上（第１号被保険者）のみ対象。

16　国民健康保険一部負担金の減免等

災害により死亡し、心身障害者となり又は資産に重大な損害を受けたときは、申請により、世帯の実収入月額等に応じ基準の範囲内において、国民健康保険一部負担金の減額、支払の免除及び徴収猶予を行う。

第２節　激甚災害の指定

本部室　関係各部

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

１　激甚災害に関する調査

本部室は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等をとりまとめ県に報告する。

災害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　災害の発生
(2)　災害が発生した日時
(3)　災害が発生した場所又は地域
(4)　災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
(5)　災害に対し、とられた措置
(6)　その他必要な事項

県は、市からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに激甚法に基づく調査を実施し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

２　激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続をとる。

激甚災害の指定手続

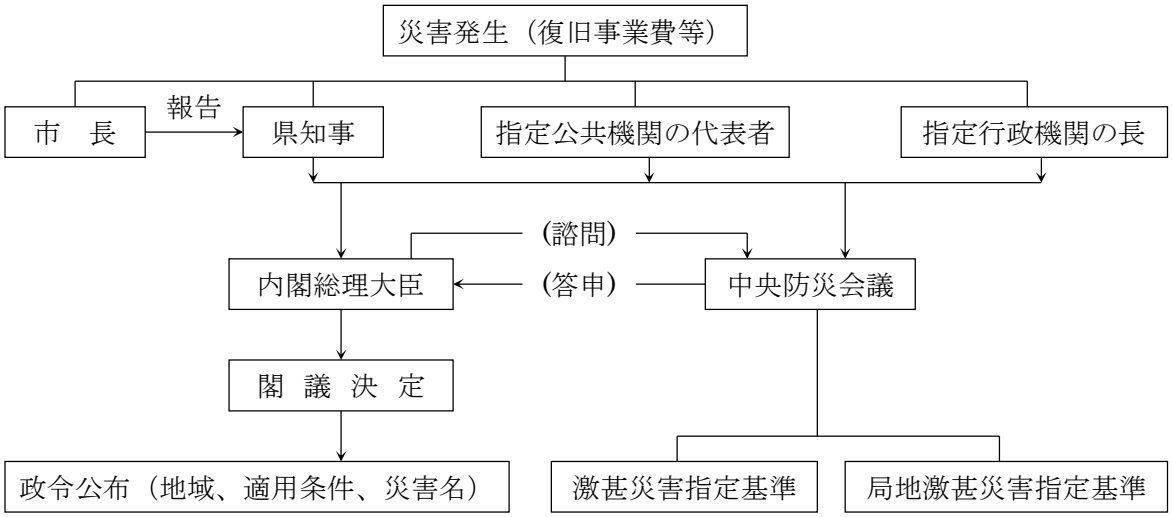

（注）局地激甚災害の指定については、１月から12月までに発生した災害を一括して翌年の１～２月ごろに手続を行う。

３　特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行うものとする。

４　激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は**資料12－６**のとおりである。

第３節　公共土木施設の災害復旧計画

建設部　関係各部

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、災害の再発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

１　災害復旧計画の策定等

(1)　復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

公共土木施設を所管する関係各部課は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

(2)　災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

２　大規模災害時等の指導・助言制度の活用

(1)　緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶ等特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

(2)　災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶ等特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

３　大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用

(1)　特定大規模災害時における代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて県を通じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

(2)　国による代行制度

市道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて県を通じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

(3)　県による代行制度

市道のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。

第１節　雪害対策

防災危機管理部　建設部　農林水産部　教育部　福祉保健部　市民生活部　関係各部

第１　災害予防

富山県は全国有数の豪雪地帯であり、また本市の一部は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯である。このため、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを推進する。

１　道路施設等の整備

道路雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪機械の整備に努める。

(1)　凍雪害防止事業

凍上又は融雪により路盤が破壊されるおそれがある主要道路について、路盤の早期改良に努める。

(2)　防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所で、上記凍雪害防止事業採択基準に準じる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置に努める。

(3)　除雪用機械の整備

道路除雪に必要な除雪機械の整備に努める。

２　雪崩防止施設等の整備

雪崩危険箇所（**資料３－７、３－８**参照）等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努める。

３　雪に強い都市機能の整備

都市基盤の整備にあたっては、堆雪帯の確保や消雪歩道など、特に冬期間の交通環境の改善に配慮した整備を推進する。

４　学校施設の整備

豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、危険校舎の改築、屋内運動場等の整備を図る。

５　道路除雪体制の整備

積雪時の道路交通の確保を図るため、道路除雪実施計画に基づき、市及び市内業者の除雪機械及び要員の確保等除雪体制の整備に努める。

６　雪害被害防止のための措置

沿道の倒木による被害を防止するため、倒木のおそれがある樹木を把握し、必要に応じて関係者の協力を得て伐採する等、被害の予防に努める。

また、標識や跨道橋等からの落雪による事故を防止するため、雪庇の状況を把握し、適時適切に雪庇除去を行う等、事故の予防に努める。

７　地域ぐるみ除排雪体制の推進

降積雪時においては、市民一人ひとりが力を出し合い、市と一体となって除排雪活動を行うことが必要であり、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。また、一人暮らし高齢者等の要配慮者に対する屋根雪おろしなどの支援体制づくりに努める。あわせて、市民に対して雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を示し、注意喚起に努める。

８　防災意識の高揚

雪等による被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ各防災関係機関等が、雪等に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。とりわけ、集中的な大雪が予想される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることから、自家用車の使用自粛及びバス等公共交通の利用促進を呼びかける等、市民への防災知識の普及啓発の推進に努める。

具体的な施策については、第２編第１章第15節「防災知識の普及」に準ずる。

なお、３「市民に対する防災知識の普及」の「＜平常時から家庭に備えておくもの～例～＞」に、次の項目を加える。

・スコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等の車内の準備

第２　災害応急対策

豪雪に伴う交通の途絶、集落の孤立、雪崩災害等の被害軽減を図るため、関係機関は相互に連携を図り、市民と一体となった対策が必要である。このため、雪害発生時においては、県が作成した「災害級の大雪※時におけるタイムライン」に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。また、災害級の大雪による被害が予想される場合には、外出そのものの自粛を呼びかけるものとする。

※災害級の大雪：顕著な大雪に関する富山県気象情報が発表される場合

なお、本節に記述のない事項は第２編第２章「災害応急対策計画」に準じて行うものとする。

１　雪等に関する予警報の種類、概要及び発表基準

気象業務法に基づいて富山地方気象台の発表する雪等に関する予警報は、次のとおりである。

(1)　注意報の種類、概要及び発表基準

種　　類	概　要　及　び　発　表　基　準
風　雪　注　意　報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されたとき。

大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には平地で6時間降雪の深さ15cm以上、山間部で12時間降雪の深さ35cm以上になると予想されたとき。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 (1)　24時間降雪の深さが90cm以上あったとき。 (2)　積雪が100cm以上で、日平均気温２℃以上と予想されたとき。
着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により、通信線や送電線等に被害が発生するおそれがあるときに発表される
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、最低気温が２℃以下になると予想されるとき。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、冬期は最低気温が－６℃以下になると予想されるとき。
融雪注意報	融雪により浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次のいずれかが予想されるとき。 (1)　積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2)　積雪地域の日平均気温が９℃以上で、日平均風速が５m/s以上か日降水量が20mm以上

(2)　警報の種類、概要及び発表基準

種類	概要及び発表基準
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。具体的には、雪を伴い平均風速毎秒20メートル以上になると予想されたとき。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には平地で6時間降雪の深さ30cm以上、山間部で12時間降雪の深さ50cm以上になると予想されたとき。

(3)　特別警報の種類及び発表基準と指標

種　　類	概　　要
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想された場合。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 具体的には、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想された場合。
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸1日程度以上続くと予想された場合。 （富山市における50年に一度の積雪深は、富山162センチ、猪谷254センチ）

(4)　富山県気象情報

種　　類	概　　要
顕著な大雪に関する富山県気象情報	大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれるとき。

２　情報収集・連絡体制の強化

降雪、積雪により市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるときは、防災危機管理課、道路河川管理課、福祉政策課、地域コミュニティ推進課、土木事務所、農林事務所、行政サービスセンター各課をはじめ、関係各所属は気象に関する予警報や積雪情報を参考に、情報収集、連絡体制を強化する。

３　伝達体制

第２編第２章１節　３「伝達体制」参照。

４　道路交通の確保

積雪時においては、市民生活、産業経済活動等のため、道路交通の確保が特に重要であり、「道路除雪実施計画」に基づき、適切かつ迅速な措置を行う。なお、状況によっては、主要バス路線や幹線道路などの交通確保を最優先に、次の事項について措置を講ずる。

ア　主要幹線や重要交差点など、除排雪作業の一層の強化を図る。

イ　除雪委託業者の除雪機械やオペレーター等の追加動員の確保を行い、速やかな除雪対応に努める。

ウ　道路パトロールを強化するなど、情報収集や関係機関との連絡体制の一層の強化を図り、必要に応じてこれらの情報を市民や通行車両に提供する。

エ　道路除雪担当外の部局に応援を求めるなど要員配備の調整により、道路除雪体制を強化する。

オ　特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

カ　優先的に除雪する路線については、主要バス路線や幹線道路などから選定し、「道路除雪実施計画」に定める。

５　臨時休校（園）等の措置

第２編第２章36節「文教対策」に準ずる。

６　雪害対策本部の設置

(1)　設置基準

市長は、雪による市民生活の安定を図ることを目的に、次の基準により市雪害対策本部を設置し、被害状況を的確に把握するなど、雪害対策を総合的に推進する。なお、広範囲または甚大な被害が発生し、市災害対策本部が設置された場合には、雪害対策本部等の対策本部は市災害対策本部に包括される。

また、雪害対策本部の設置に至らない場合でも、雪害の発生が予想され、又はその対策を要するときは、必要に応じ、関係課による雪対策検討会（座長：防災危機管理課長）を開催し、対応策を検討する。

組　織	設　置　基　準
雪害対策本部	(1)　市内各地で雪害の発生が予想され、その対策を要するとき。 (2)　市の一部の地域に雪害が発生し、その規模及び範囲から見て雪害対策本部を設置し、その対策を要するとき。

※行政サービスセンターにおいては、当該地域の雪害対策を円滑に行うため、必要に応じて現地雪害対策本部を設置する。

(2)　組織及び本部員会議

ア　市雪害対策本部、現地雪害対策本部はそれぞれ本部長、副本部長、本部員をもってあてる。

イ　本部長、副本部長、本部員をもって本部員会議を構成し、被害状況の把握、雪害対策及びその推進について調整する。

ウ　組織、本部員会議の構成については、別に定める。

第３　災害復旧対策

第２編第３章「災害復旧対策計画」参照。

第２節　航空災害対策

防災危機管理部　消防部

第１　災害予防

富山空港及びその周辺において、航空機の墜落炎上等の事故が発生することも考えられるため、航空機による災害に対して的確な対応が行えるよう、国・県及び関係機関との連携を図り、情報収集・伝達体制及び防災体制の整備を図る。

１　災害情報の収集・伝達体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。

このため、大阪航空局富山空港出張所、県、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みを整備するよう努める。

市では、県総合防災情報システム等を活用して災害情報を収集し、関係機関に的確に伝達できるよう、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

２　災害応急活動体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

３　防災訓練

航空災害発生時には、県、市、防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

第２　災害応急対策

富山空港及びその周辺において航空機災害が発生した場合、市は、その拡大を防ぎょし被害の軽減を図るための応急対策を、防災関係機関と連携して実施する。

なお、市災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講じる必要がある場合は、第１編第７節「市災害対策本部の組織」に定める事務分掌に従って関係各部課が活動する。

１　災害情報の収集・伝達

市、県及び防災関係機関は、航空災害の発生に際し、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもと、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達に努め、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要の把握に努める。

このため、各防災関係機関は、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災

害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

情報の連絡系統

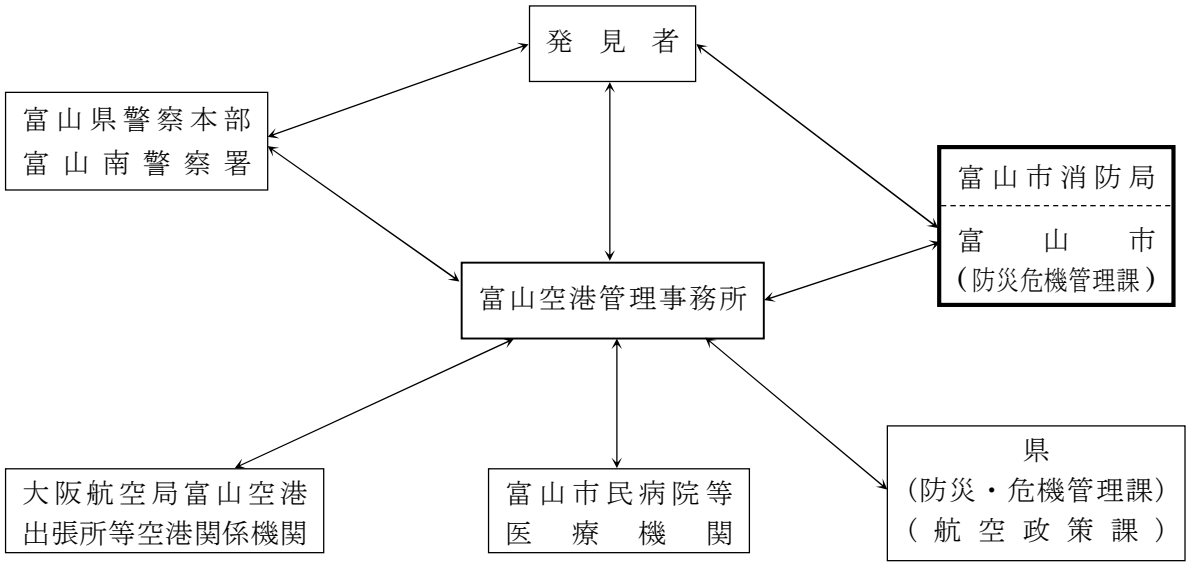

２　消火、救出救護活動

ア　消防局は、「富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき消火活動、負傷者の救出救助活動を実施する。

イ　消防局は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するとともに、消防活動の円滑化を期するため、警察等の防災関係機関と連携して必要に応じ警戒区域の設定等を行う。

ウ　必要な場合は、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

３　交通規制

建設部道路河川管理課は、警察と協議のうえ、必要に応じて空港に通じる道路及び周辺道路の通行の一時的な禁止又は制限を行う。

４　身元の確認等

多数の死者が発生した場合の身元確認等については、第２編第２章第29節「遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬」を参照。

５　災害広報の実施

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況について広報活動を行う。市民への情報提供にあっては、県等と協議し、窓口を一元化し、適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

第３　災害復旧対策

第２編第３章「災害復旧対策計画」参照。

第３節　危険物等災害対策

消防部　関係各部

第１　災害予防

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）を未然に防ぐため、危険物等関係施設の管理者は当該施設の安全性の確保及び自主保安活動を促進する。市は、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

１　危険物等関係施設の安全性の確保及び自主保安活動の促進

危険物等施設の管理者は、災害による危険物等災害の未然防止、被害拡大防止のため、施設の安全性の向上を図るとともに、自主的な保安活動を推進するなどの防災体制を整える。

２　災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。このため、市及び関係機関は迅速かつ的確な災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図るとともに、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりに努める。

３　災害応急活動体制の整備

危険物等施設を中心として、危険物等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は防災体制を整備するとともに、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

４　防災資機材の整備

危険物等災害に備えて化学消火薬剤を備蓄するとともに、必要な防災資機材の整備を図る。

５　防災知識の普及・啓発

市は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練やパンフレットのなどにより、防災知識の普及・啓発に努める。

第２　災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする関係各機関と連携し、応急対策を実施する。

１　災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努めるとともに、関係機関との情報の共有化を図る。

２　災害応急活動体制の確立

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を

決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

３　危険物等の漏洩・拡大防止活動

(1)　危険物等大量貯蔵所

災害が発生した場合、危険物の火災、漏洩が考えられる。その場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程が定められ防災体制が強化されているが、災害時における被害を最小限におさえるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア　危険物等施設の管理者は、予防規程等に基づき火災、流出等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行うものとする。

イ　危険物等施設の管理者は、状況に応じて消防機関など関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

ウ　市長、消防及び警察は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民に、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。

(2)　高圧ガス製造事業所等

高圧ガス製造所等が危険な状態となった場合、製造所等の責任者は危害予防規程に基づき応急措置を行うとともに、消防局等関係機関に通報する。災害発生を覚知した消防局は、防災関係機関及び製造所等の責任者と緊密な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難指示等を実施する。

(3)　毒劇物取扱施設

毒劇物保管施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出、しみ出し又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し又は発生するおそれがある場合、施設の責任者は危害を防止するための必要な措置を行うとともに、消防局、保健所等関係機関に通報する。災害発生を覚知した消防局は、防災関係機関及び施設の責任者と緊密な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、避難指示及び広報等を実施する。

４　救助・救急、医療救護及び消火活動

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動に当たっては、当該危険物等施設の管理者と連携し、これを行う。

(1)　救助・救急活動

第２編第２章第14節「救助・救急」を参照。

(2)　医療救護活動

第２編第２章第15節「医療救護」を参照。

(3)　消火活動

第２編第２章第７節「消防活動」を参照。

５　災害広報の実施

災害広報の実施については、第２編第２章第８節「広報」に準じて行う。

第３　災害復旧対策

第２編第３章「災害復旧対策計画」参照。

第４節　海上災害対策

防災危機管理部　消防部　建設部
農林水産部

第１　災害予防

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合及び船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

１　災害予防体制の確立

市は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

(1)　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

(2)　海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

(3)　職員の非常参集体制等、応急活動体制の確立を図る。

(4)　海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(5)　海難発生時の救急・救助、救護に備え、資器材等の整備促進に努める。

(6)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について強化を図る。

(7)　船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

ア　漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

イ　漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

２　流出油等災害予防対策

市は関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため前記１に加え、特に以下の点に留意しながら予防体制の確立を図る。

(1)　海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置する。

(2)　前項の港内等への流入を防止することができない場合又は防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、あるいは、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行う。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

ア　定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行う。

イ　少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行う。

ウ　油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。

エ　油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。

オ　大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

カ　関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独では、困難と認められる場合には、県等に対して応援要請を行う。また、報道機関に対し情報提供を行い、市民等周知に努める。

第２　災害応急対策

伏木富山港及びその周辺海域において船舶の座礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の流出油事故及び流出油の火災が発生した場合、「富山県沿岸排出油防除協議会」に基づく関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた人命救助、消火活動等的確な対策を講じる。

なお、市災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講じる必要がある場合は、第１編第７節「市災害対策本部の組織」に定める事務分掌に従って関係各部課が活動する。

また、地震、津波その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も、本計画に準じた対策を実施する。

１　人命の救助及び負傷者の搬送

消防局は、海上保安部等が行う人命救助に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。

２　消火及び延焼の防止

消防局は、海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防艇及び消防ポンプ自動車等を出動させるものとし、火災が発生した場合は、消火活動を実施する。陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じる。

なお、緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は、速やかに要請する。

３　沿岸住民等への周知

消防局及び防災危機管理部防災危機管理課は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、防災関係機関と連携のうえ、広報車、同報無線により市民等に周知する。

４　流出油事故対策本部体制

船舶等からの流出油が、本市海岸に漂着するおそれが生じ、被害の発生が予想されるとき、流出油事故対策本部を設置する。本部室、事務分掌は、市災害対策本部の例による。

第３　災害復旧対策

第２編第３章「災害復旧対策計画」参照。

第５節　林野火災対策

消防部　農林水産部

第１　災害予防

本市面積の約７割を森林が占め、また、ひとたび林野火災が発生すると地形、水利等から消火活動は困難を極め、大規模な火災となるおそれがある。また、林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防火意識の高揚や啓発を図るなど、林野火災に強い地域づくりを推進する。

１　林野火災に強い地域づくり

(1)　防火林道、防火森林の整備に努める。

(2)　林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、小中学校生徒等を重点に、林野火災予防思想の普及、啓発を図る。

(3)　森林所有者、地域の林業関係団体等による自主的な森林保全活動を推進する。

２　予防体制の強化

(1)　森林レクリエーション施設等の設置者、管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所等における消火用具等の設置に努める。

(2)　異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、火入れの規制を適正に行う。

(3)　林業関係者、消防機関等は、林野火災予防のために密接な連携を図る。

第２　災害応急対策

１　消火活動

消防部は、林野火災の消火活動にあたっては次の事項を検討し、現地の状況及びその変化に応じた措置をとる。

ア　部隊等の出動区域、順路等

イ　携行する消防資機材

ウ　指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

エ　応援部隊の集結場所及び誘導方法

オ　応急防火線の設定

カ　消防資機材の確保と補給方法

なお、市災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講じる必要がある場合は、第１編第７節「市災害対策本部の組織」に定める事務分掌に従って関係各部課が活動する。

２　広域応援要請・空中消火活動要請

林野火災が発生し、又は拡大に伴い、自らの消防力のみでは対処できないときは、県内の他の消防機関、相互応援協定市、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、広域航空消防応援、又は自衛隊の災害派遣を要請する（第２編第２章第７節「消防活動」参照）。

３　二次災害の防止

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

第３　災害復旧対策

第２編第３章「災害復旧対策計画」参照。

第６節　原子力災害対策

防災危機管理部　消防部　建設部
関係各部

第１　災害予防

富山県内には、原子力施設が存在せず、また、本市に最も近い志賀原子力発電所からは、５０ｋｍ以上離れており、緊急防護措置を準備する区域（「Urgent Protective Action Planning Zone」以下「ＵＰＺ」という。）の圏外となっている。

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、市民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするためには、想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるよう万全の体制を整備する。

なお、本節に定めるもの以外で必要な事項は、風水害等対策編及び富山県地域防災計画（原子力災害編）に準じて対応することとする。

また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しても、本節に準じて措置するものとする。

１　防災指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、国（原子力規制委員会）の「原子力災害対策指針」（平成２５年２月２７日全部改正、以下「指針」という。）を十分に尊重するものとする。

※指針では、「ＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から５～３０ｋｍの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね３０ｋｍ」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」としている。

２　災害の想定

(1)　放射性物質又は放射線の放出形態

指針における原子力発電所で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。

「原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるもの

の、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失､溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」

(2)　対象となる原子力事業所

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住１	
号機	１号機	２号機
電気出力	５４万ｋｗ	１３５万８千ｋｗ
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ＡBWR）
熱出力	１５９万３千ｋＷ	３９２万６千ｋＷ
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約６４トン	約１５０トン
運転開始	平成５年７月３０日	平成１８年３月１５日

（富山県地域防災計画　原子力災害編から抜粋引用）

(3)　予測される影響等

志賀原子力発電所から本市の市境までの距離は、最短で約５０ｋｍであり、ＵＰＺの圏外となっている。なお、指針には、「ＵＰＺ外においては、ＵＰＺ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。」とされている。

（参考１）　■志賀原子力発電所周辺図■

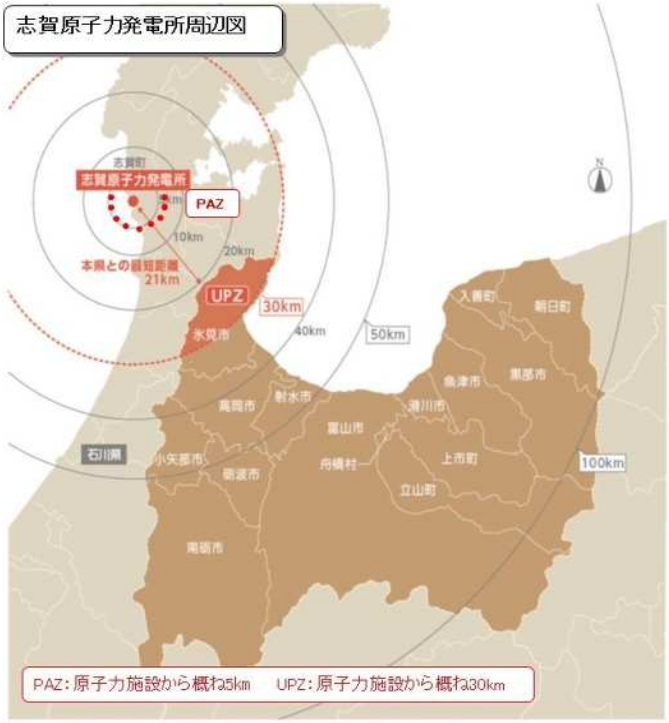

富山県地域防災計画より

（参考２）　■放射線とその影響■

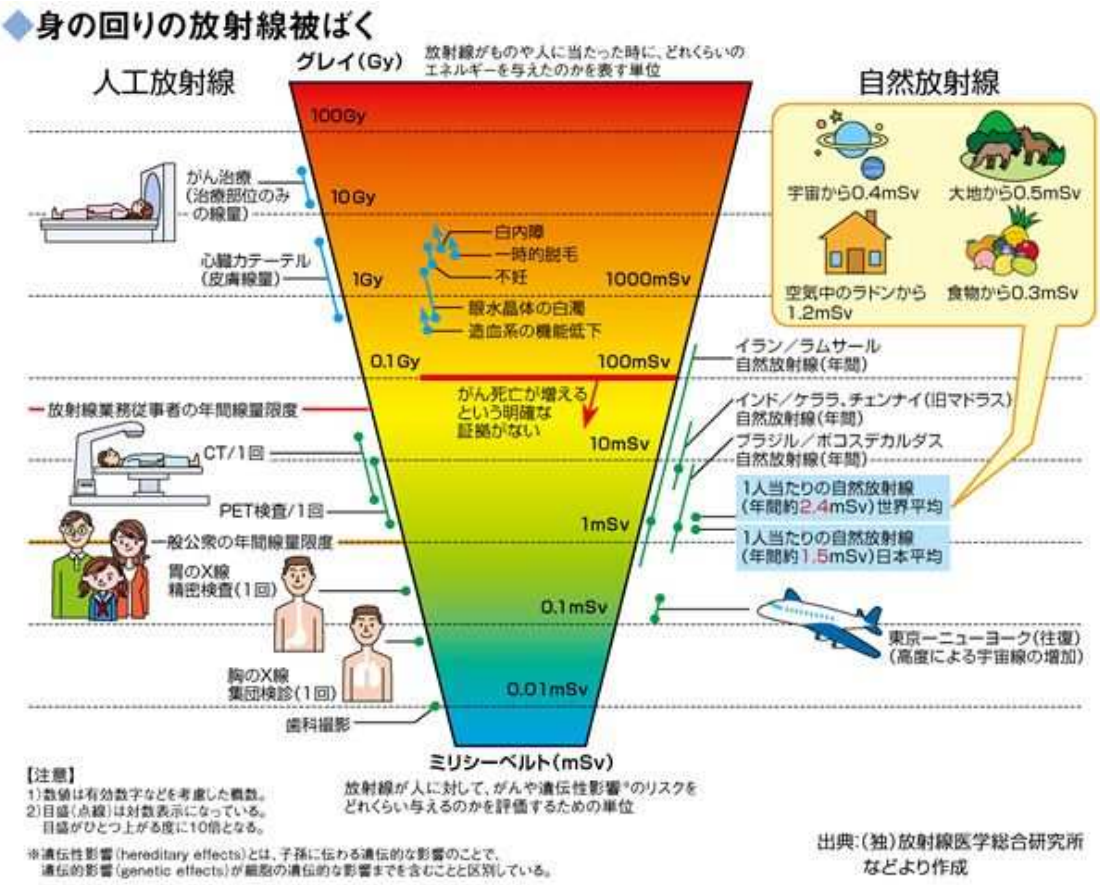

文部科学省放射線等に関する副読本高等学校生徒用　より

（参考３）

①原子力災害対策重点区域について

（イ）予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、後述するＥＡＬに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るＰＡＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から３～５ｋｍの間で設定すること（５ｋｍを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径５ｋｍ」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

（ロ）緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ:Urgent Protective Action Planning Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを低減するため、後述するＥＡＬ、ＯＩＬに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から５～３０ｋｍの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径３０ｋｍ」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

②緊急事態区分の判断基準について

緊急時活動レベル（EmergencyAction Level：ＥＡＬ）

原子力事業者が各種の緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定されたもの。

具体的なＥＡＬの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みを踏まえ原子力事業者が行う。

③防護措置及びその判断基準について

運用上の介入レベル（Operational Intervention Level：ＯＩＬ）

各種の防護措置の実施を判断する基準として、設定された、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表したもの

３　情報収集・連絡体制の整備

(1)　市は、原子力災害に対し万全を期すため、富山県、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2)　市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、必要に応じ、車両などを活用する情報収集体制の整備を図る。

(3)　市は、県及び関係市町村による連絡調整会議に参加し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

(4)　市は、特定事象(※1)について、原子力事業者から富山県が連絡を受け、市に情報提供があった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう準備する。また、警戒体制をとるためのマニュアル等を作成するなど必要な体制を整備する。

(5)　市は、特定事象が発生した場合は、情報連絡室を設置する。

また、志賀原子力発電所に関して、原子力緊急事態宣言(※2)が発出された場合、又は原子力災害時の応急対策にあたり市長が必要と認めた場合は、市原子力災害警戒本部を設置する。

(6)　市は、国及び県の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路管理の充実を図る。

(7)　市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及びその他関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

※1　特定事象　原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第１０条第１項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において政令基準（１時間当たり５マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合などをいう。特定事象が発生した場合、オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設（志賀町に設置））で、原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される現地事故対策連絡会議が開催され、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整える。

※2　原子力緊急事態宣言　原子力事業所の区域付近において政令基準（１時間当たり５００マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう。（原災法第１５条）原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

4　市民等への的確な情報伝達体制の整備

(1)　市は、国、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。

(2)　市は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制等の整備を図る。

(3)　市は、国及び県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。

(4)　市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、外国人その他の

要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(5)　市は、ホームページ（インターネット）、ケーブルテレビ等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

5　原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市は、県や関係機関と協力して、市民等に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動を実施するとともに、県から必要な助言を受ける。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める（第２編第１章第14節「防災知識の普及」参照）。

6　防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

7　防災訓練の実施

市は、県の防災訓練への参加や、情報収集、広報等の訓練の実施に努める。

第２　災害応急対策

特定事象等において、県から連絡があった場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合における緊急事態への応急対策を中心に定める。また、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本項の対策に準じて対応する。

1　原子力災害活動体制の確立

(1)　組織の体制

組　織	設　置　基　準	廃　止　基　準	配　備　体　制
情報連絡室	・志賀原子力発電所において特定事象発生の通報を受領したとき。	・原子力発電所の事故終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき ・原子力災害警戒本部が設置されたとき	必要な人員を配置し、主として情報収集にあたる体制

原子力災害警戒本部	・原子力緊急事態宣言が発出された場合。 ・原子力災害時の応急対策にあたり市長が必要と認めた場合。	・原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ・市長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき	各部の所要人員（防災危機管理担当含む）をもって、主として情報連絡及び警戒にあたる体制

※初動対応を行う所属（班）にあっては、必要に応じた配備内容とする。

※市長は、事態の規模によって、特に必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

※各部局長は、事態の規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

※原子力災害の発生と同時に、自然災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合には、原子力災害警戒本部は包括される

情報連絡室の組織図

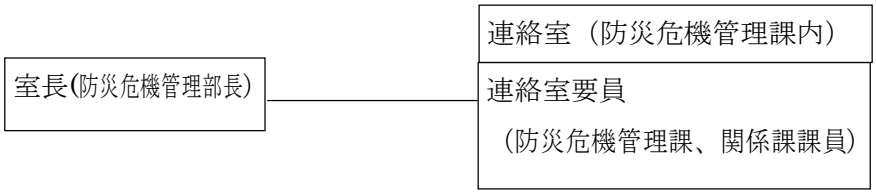

原子力災害警戒本部の組織図

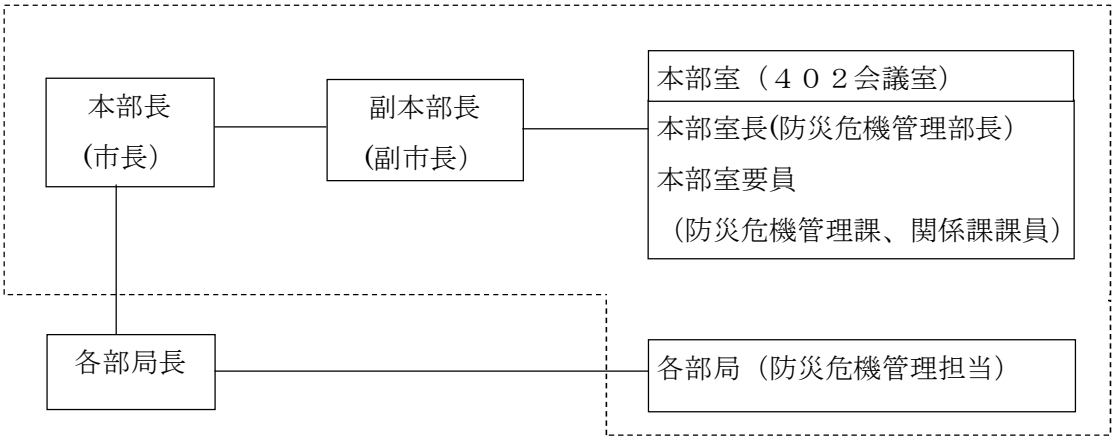

(2)　原子力災害警戒本部の分掌事務

原子力災害警戒本部の分掌事務については、第1編第7節「市災害対策本部の組織」に準ずる。

(3)　動員配備の伝達及び要員配備の調整

職員の動員配備の伝達及び応援要員配備のための調整については、第2編第2章第4節「動員配備」に準ずる。

２　防災業務関係者の安全確保

(1)　被ばく管理のための連携確保

市は、県と連携して、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行う。

(2)　防護対策

市は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する防災業務関係者に対して、防護服、防護マスクなどの防護資機材の装備等必要な措置をとるよう指示する。

３　屋内退避、避難誘導等の防護活動

富山県地域防災計画には、原子力緊急事態が発生した場合には、ＵＰＺ外においては、放射性物質の放出後、ＯＩＬ１及びＯＩＬ２を超える地域が特定された場合には、下記の表１に基づき、避難や一時移転を実施するとされている。この場合、市は、市民等に屋内退避や避難指示を行う。

本市は、ＵＰＺの範囲外であり、原災法第１５条の指示があった場合、県及び本市は、屋内退避・一時移転が必要かどうかについて、以下の方法や、第２編第２章１６節にある方法を用いて住民に対して情報を提供することとする。（図１参照）

（１）県から報道機関を通じてラジオ・テレビや新聞などの報道や臨時のＦＭ放送

（２）県警察を通じて警察署・交番等での情報提供や必要に応じてパトロールカーによる巡回、広報活動

（３）市消防局の広報車等による広報活動

（４）市の防災行政無線や広報車等の活用

（５）小中学校について、市教育委員会を通じて連絡

（６）県から必要に応じ、各防災機関や電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者に対して住民への適切な呼びかけを依頼

（７）その他インターネット、ホームページを活用した情報提供

なお、情報提供にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者に十分配慮するものとする。屋内退避、避難誘導に当たっては、県に情報の提供を求める。

表１　屋内退避及び避難等に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値※１	防護措置の概要
ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上１m で計測した場合の空間放射線量率※2）緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）

ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※２） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えてから起算して概ね１日が経過した時点での空間放射線量率（１時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。
※２　実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
※（富山県地域防災計画）より

図１　住民への情報伝達フロー

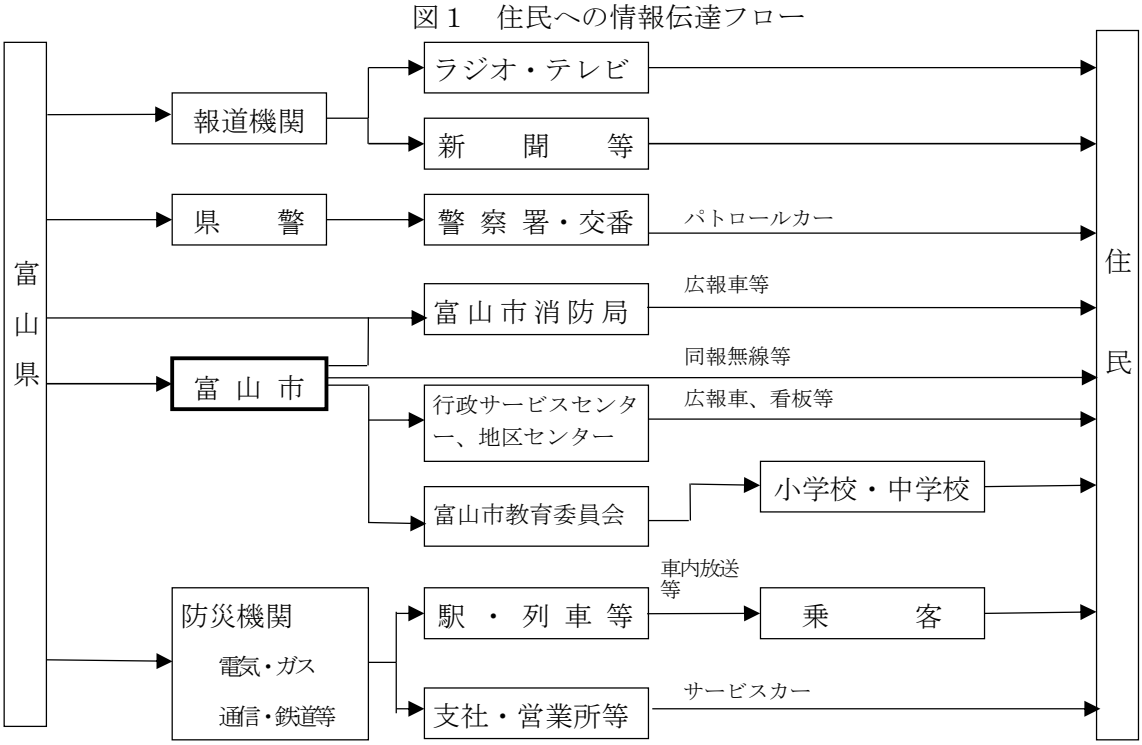

4　飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

防災指針においては、飲食物摂取制限及び出荷制限に関する指標を設けており、これに基づいて、国が必要な地域について指導、助言を行うこととなっている。

また、県が、必要な情報収集に努め、適切な対応を取れるよう体制を整備した場合には、市

はこれに協力するものとする。

5　緊急輸送活動等

市は、県及び防災関係機関と連携し、円滑な緊急輸送活動を実施する（第２編第２章第19節「重要道路の確保」参照）。

6　市民等への的確な情報伝達活動

(1)　市民等への広報

市は、市民等への情報提供を図るため、防災行政無線、有線放送、広報車等のあらゆる手段を用いて原子力災害に関する情報提供活動を実施する（第２編第２章第８節「広報」参照）。

(2)　市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県と連携して、必要に応じ、相談窓口の設置など速やかに市民等からの問い合わせに対応する（第２編第３章第１節「市民生活安定のための緊急対策」参照）。

第3　災害復旧対策

1　風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得ながら、的確な情報提供により、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

2　心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県と連携し、住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第７節　火山災害対策

防災危機管理部　消防部　建設部
関係各部

第１　災害予防

富山市の中心部から東南に約３５㎞に位置する弥陀ヶ原火山は活火山であり、本市は平成２８年２月に国（内閣府）から「火山災害警戒地域」に指定されたことを受けて、平成２８年３月３０日に富山県及び長野県、関係機関により組織された「弥陀ヶ原火山防災協議会」（以下「協議会」という。）に加盟しており、地域の特性に配慮しつつ、火山災害対策を行うこととする。本市は火山の噴火によって甚大な被害を受ける危険性は少ないものの、その規模によっては常願寺川河道内にて積雪期における融雪型火山泥流の影響を受ける恐れがあることから、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとることとする。

１　情報収集・連絡体制の整備

市は、噴火警報等を迅速かつ確実に協議会、県、関係市町村及び関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が発見者から市や警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等への周知に努める。

２　災害応急体制の整備

市は、災害発生時に迅速かつ的確な対策を実施できるように、職員の非常参集体制を整備するとともに、災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

３　防災業務関係者に対する研修

市は、火山災害対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等が実施する火山防災に関する研修を積極的に活用する。

４　防災訓練の実施

市は、協議会、県、関係市町村及び関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、火山災害発生時の対応手順の確認及び機関相互の連携体制についての強化を図る。

第２　災害応急対策

弥陀ヶ原火山の火山活動が活発化し、噴火又はその恐れがあり、地域住民等に融雪型火山泥流の影響が及ぶと認められる場合には、速やかに到達が予想される地域に対し、警戒を呼びかける。また、近隣市町村からの広域避難も想定されることから、協議会にて作成している「弥陀ヶ原火山避難計画」に基づき、火山活動の推移に対応して行われる各機関の防災対策と連携を取りつつ、災害に対する適切な対策を行う。

１　火山現象に関する警報・予報、情報等の伝達

弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。

【噴火警報等伝達系統図】

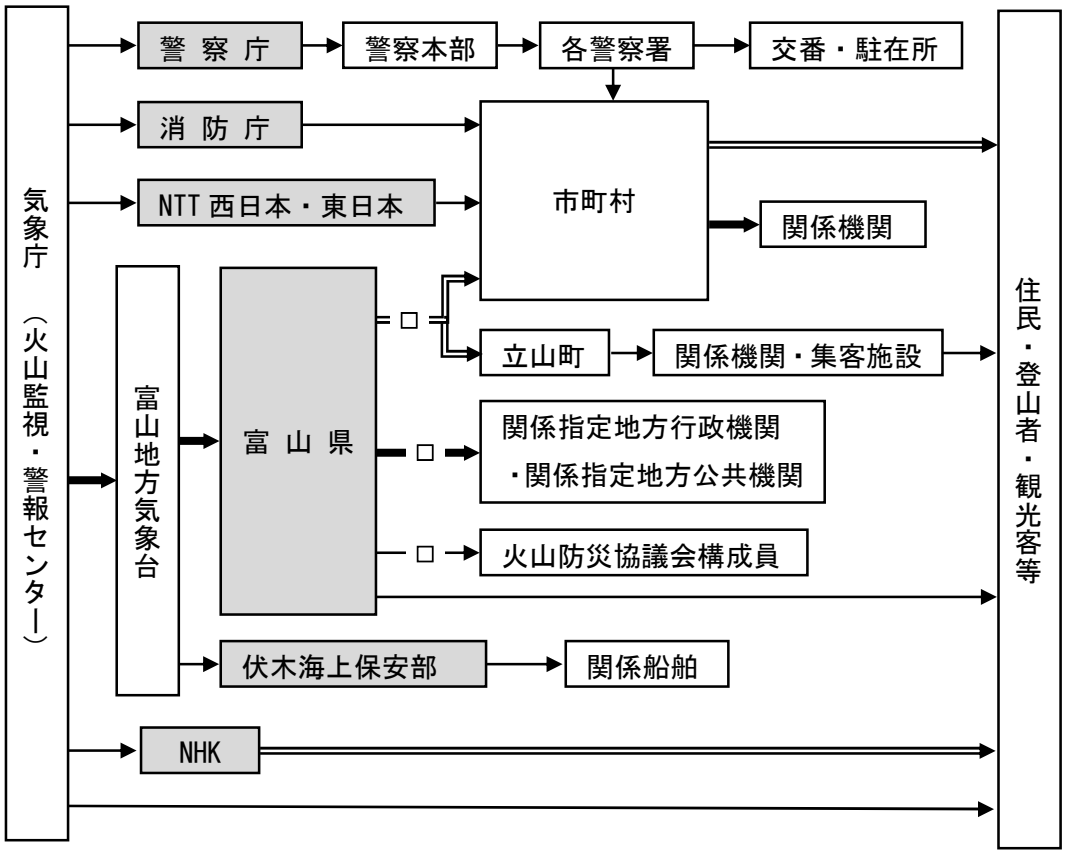

（凡例）

気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先。

気象業務法第１５条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

活動火山対策特別措置法第12条によって、警報、特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

□　富山県総合防災情報システム

２　災害情報の収集・伝達

市は、火山災害の発生に際し、災害応急対策を適切に実施するため、協議会、県、関係市町村及び関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な災害情報の収集に努めるとともに、情報の共有化を図る。

３　市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、地域住民及び施設等に危険が及ぶことが予想される場合、市民等への情報提供を図るた

め、協議会、県、関係市町村及び関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページ、ＳＮＳ等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

４　異常現象発見者の通報義務

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等の弥陀ヶ原火山に関する異常現象を発見した者は、直ちに市若しくは警察に通報するものとする。なお、これにより難い場合には、富山地方気象台に通報する。

５　応急活動体制

火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立など必要な体制をとる。

【市の活動体制】

種別	配備基準	配備体制
通常体制	①　火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ②　その他必要により市長が命令したとき	防災危機管理課：担当者
第１ 非常配備	①　火口周辺警報（レベル２） が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ②　その他必要により市長が命令したとき	関係各課：数名 事態の推移に伴い、速やかに第３非常配備体制に移行し得る体制
第２ 非常配備	①　火口周辺警報（レベル３：警戒範囲1.5km)により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ②　その他必要により市長が命令したとき	関係各課：概ね５割の職員 第１非常配備から第３非常配備に移行後、火山活動に更なる活発化が認められない又は低下傾向が認められる場合に移行する体制
第３ 非常配備	①　火口周辺警報（レベル３：警戒範囲2.5km） 又は噴火警報(居住地域)（レベル４又は５）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ②　その他必要により市長が命令したとき	関係各課：全員 災害対策に万全を期すため、当該災害に関係のある各課全員があたる。

６　救助・救急活動

「第２編 風水害等対策編　第２章　第14節 救助・救急」に定める内容を準用する。

また、弥陀ヶ原火山避難計画「第３章　噴火時等の対応　４．(1) 救助活動の体制（合同調整所の設置)」及び「第３章　４．(2) 観光客、登山者等の救助活動」を参考にする。

７　避難情報等に関する事項

市は、噴火警報が発表され、融雪型火山泥流の発生が予想される場合には、影響を受ける恐れのある地域住民等に対し、弥陀ヶ原火山ハザードマップのほか各種ハザードマップを元に避難場所及び避難経路を定めることとし、影響範囲からの避難を指示・誘導するものとする。

第３　災害復旧対策

第２編第３章「災害復旧対策計画」参照。

第１節　地震に強いまちづくり

建設部　活力都市創造部　農林水産部　消防部　福祉保健部　こども家庭部　関係各部

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、住宅密集地などの面的な視点からの取組も必要となる。

こうした観点から、まちづくり施策との連携も図りながら、住宅密集地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施することとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し展開することとする。また、地震に伴い生ずる液状化現象を防止するための対策を計画的に推進する。

１　防災ブロックの形成

大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大火から市民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯で囲まれたブロックの形成を目指す。

(1)　延焼遮断帯の整備

延焼火災には、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講じることが重要である。このため、建設部及び活力都市創造部は、消防局、国、県及び防災関係機関と連携し、帯状の都市施設である道路、河川、公園（緑地）を骨格とし、必要に応じて建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

(2)　防災ブロックの形成

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。このため、建設部及び活力都市創造部は、この防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、消防局、国、県及び防災関係機関と密接な連携を図るものとする。

２　防災空間の整備拡大

震災が発生したとき、避難者の安全確保のための避難路や避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「防災都市づくり」の基本的課題である。震災時において、公園・緑地や道路、河川等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災活動の拠点等の防災空間として活用することができる。このため、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1)　公園・緑地の整備

公園・緑地は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成する機能、都市住民のレクリエーションの場としての機能、環境を保全する場としての機能のほかに、震災時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。このことから、建設部は、市民が日常的に利用できる街区公園や近隣、地区公園等、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、上下水道局、消防局、県その他の防災関係機関と連携し、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

(2)　道路の整備

道路は、都市活動を支える根幹的な都市施設であり、震災時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このことから、建設部は、道路の整備に当たって、県、国（国土交通省等）の関係機関と連携をとり、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等防災面にも十分配慮した整備を進める。

(3)　河川・海岸の整備

河川・海岸は、津波の危険にさらされる場所である一方、危険が去った後は、物資輸送の拠点等防災活動の拠点として市街地の貴重なオープンスペースとなる。このことから、建設部は、県、国（国土交通省等）の関係機関と連携をとり、防災面も考慮した河川・海岸におけるオープンスペースの確保に努める。

(4)　港湾等の整備

港湾内には、多目的に利用可能なオープンスペースが比較的確保しやすいことから、震災直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい。このことから、建設部及び農林水産部は、県、国（国土交通省、農林水産省等）の関係機関と連携をとり、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として港湾緑地等の活用、整備促進に努める。

3　建築物の耐震不燃化の促進

大規模な地震が発生し建築物が震動や火災により甚大な被害を受けることを可能な限り防ぐため、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を促進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

(1)　防火地域等の指定

都市の密集市街地において火災を防除するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。活力都市創造部は、消防局と連携をとり、今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況を見ながら、適切に防火・準防火地域の区域設定を行い、的確な建築物の指導に努める。

(2)　建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置が講じられているところであ

る。活力都市創造部は、今後とも、大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、防災上の各種の措置の徹底を建築士、施工者に指導していく。

(3)　建築物の耐震化

ア　市有建築物の耐震性確保

震災時において防災活動の拠点施設、被災者の収容施設、埋葬・火葬施設及びその他公共施設が、地震によって大きな被害を受けるようなことがあると、応急対策、復旧活動の遂行に大きな障害となる。平常時においても公共施設は、不特定多数に利用されるため、特に安全性の向上を図る必要がある。そこで、既存の市有建築物について、平成25年11月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、耐震診断の実施が義務付けられた建築物をはじめ、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修、建て替え等を行う。また、建物本体だけでなく、震災後においても機能確保が図られるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、消防用設備等も同様に耐震向上に努める。

イ　社会福祉施設の耐震性確保

要配慮者（高齢者、身体障害者・児、乳幼児等）が入（通）所している社会福祉施設が地震によって大きな被害を受けると、要配慮者を中心に多くの人的被害が発生することになる。そこで、福祉保健部、建設部及び活力都市創造部は、これらの施設の耐震診断及び耐震改修等を実施又は指導し、被害の未然防止に努める。

ウ　一般住宅の耐震性の向上

阪神・淡路大震災においては、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けた。そこで、活力都市創造部は、住宅の耐震補強に関する市民への啓発に努めるとともに、市民からの相談を積極的に受ける体制を整える。

また、県と連携して、住宅の耐震化を行おうとする者に対し耐震診断及び耐震改修等に関する支援を行い、住宅の耐震改修を促進する。

エ　「既存耐震不適格建築物」等の耐震診断、耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年11月に施行され、学校、病院、百貨店、事務所、店舗等多数の者が利用する既存耐震不適格建築物のうち、一定規模以上の「特定既存耐震不適格建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられた。

また、既存耐震不適格建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な「要緊急安全確認大規模建築物」の所有者等は、耐震診断の実施と、診断結果の市への報告が義務付けられた。

活力都市創造部は、県と連携し、管内既存耐震不適格建築物の耐震診断、耐震改修の的確な実施を確保するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針等を勘案して、既存耐震不適格建築物の所有者に対し必要な指導、助言及び指示を行う。さらに、緊急輸送道路等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に障害を及ぼすおそれのある建築物

等の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修、看板・自動販売機等の落下・転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止について啓発を図るとともに、建築物の耐震改修をしようとする者が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく改修計画の認定を申請した場合、耐震関係規定等に適合しているときは認定を行う。

(4)　落下物・ブロック塀対策の推進

地震発生時には、下表のように多くの落下物やブロック塀の倒壊が発生し、死傷、道路障害物発生の大きな要因となる可能性がある。また、地震発生時においては、自動停止したエレベーター内から脱出、避難できない可能性もある。

そのため、市は県と連携し、建築物における外壁材落下や天井の崩落等の落下物への対策や、ブロック塀、自動販売機などの転倒・倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努めるものとする。

地震時に予想される落下物等には次表のようなものがある。

ビル落下物	・窓ガラス（の飛散） ・外装材（外壁タイル、モルタル等） ・エアコン ・屋外広告物 ・高架水槽
道路上の障害物	・自動販売機 ・放置自転車 ・突き出し商品 ・ブロック塀
屋内落下物	・照明器具 ・家具（タンス、食器棚等） ・棚上の荷物

(5)　空家等の状況把握

老朽化した空家等は、地震時の揺れにより倒壊し、緊急輸送道路や避難路沿道の障害となり建物倒壊による避難や応急活動の妨げとなる恐れがあることから、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

4　地域防災拠点の整備

大規模な地震の発生により、市全体が大きな被害を受けた場合、地域レベル（おおむね小学校区（地区センター）の範囲）で市民、防災関係機関による防災活動が活発に展開される必要がある。また、平常時においては、地域レベルで研修・訓練・打ち合わせ等が活発に行われることが、災害に強いまちづくりのために重要である。これらの活動が効果的に実施されるよう、行政サービスセンター、地区センター、学校、公園等既存の施設の機能を拡充する等、以下の機能を有する地域防災拠点の整備を推進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

(1)　平常時

ア　情報発信機能

防災関連情報（パネル、冊子、ビデオ等）の提供

イ　訓練機能

訓練の場所及び訓練用資機材の保管

ウ　研修・会合機能

防災研修、防災面の打ち合わせの場所

(2)　災害時

ア　地区センターの活動拠点機能

イ　町内会・自治会の活動拠点機能

ウ　応援部隊の活動拠点機能

エ　ボランティアの活動拠点機能

オ　医療機能

医療救護所の設置場所

カ　物資の集積機能

5　公共土木施設等の耐震性強化

公共土木施設等は都市基盤の根幹をなし、大規模な地震が発生した場合、輸送等において災害応急対策活動の成否を左右するものである。そのため、これら公共土木施設等の耐震性強化を図り、被害の防止はもちろんのこと、災害時にも十分な機能を果たす施設づくりを目指す。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

(1)　道路・橋梁の耐震性強化

道路・橋梁は、震災時における避難、消防、医療、輸送等の基盤となる施設である。そこで、建設部は、道路・橋梁が地震時においてもその機能を十分発揮できるよう、県、国（国土交通省等）と連携をとりながら耐震性の強化に努める。その際、緊急輸送道路等重要路線を優先して行う。

(2)　河川、港湾・漁港施設の整備

ア　河川の整備

本市の地理的な特質から、地震に起因する堤防・護岸の沈下や河床の隆起、また津波の遡上等により浸水被害を被る可能性がある。このため、河川巡視等により適切な日常管理を行うとともに、耐震性の不足している河川構造物等について緊急度の高いものから順次対策工事を進める。

イ　港湾・漁港施設の整備

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送拠点として重要な役割を果たす。そこで、建設部及び農林水産部は、地震による被害を最小限にするよう耐震強化岸壁の整備等港湾及び漁港その他の耐

震対策、液状化対策に努める。

ウ　農業用排水施設の整備

ため池、排水機場、排水樋門、頭首工及び用排水路等の農業用用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想される。そこで、農林水産部は、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備を進める。

(3)　土砂災害の防止

本市は市域の約7割が山地又は丘陵地となっており、近年の都市化の進展もあいまって、丘陵地の開発により傾斜地やがけ地に近接した住家が多くなっている。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質等の状況によっては土砂の崩壊が発生しやすくなっている。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

このため、土砂災害警戒区域等においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。

また、ハザードマップの配布等により、土砂災害警戒区域等の周知や警戒避難体制の整備に努める。

ア　急傾斜地の安全対策

（ア）　市は、日ごろから県及び関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。

（イ）　豪雨や地震に伴う崩壊により、市民に危害が生ずると想定される危険区域について、県と連携し、地域住民への周知に努める。

（ウ）　危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。

イ　土石流、山地災害、地すべり等の防止

土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では、地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道埋そくを生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫をひき起こすなどの二次災害が想定される。

（ア）　土砂災害のおそれのある箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。

（イ）　県及び関係機関と連携し、土砂災害のおそれのある箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。

（ウ）　土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防ダムなど、地域一帯の総合的な対

策を進めることが必要である。特に、これらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設が多い箇所から順次「指定地」に編入して、対策工事を実施し、被害の発生の防止又は軽減に努める。

ウ　「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

６　地盤の液状化対策の推進

本市は、丘陵地、山地を除けば、砂礫や粘土等の軟弱層の上に形成された都市であり、しかも、神通川や常願寺川をはじめとし、中小河川が多く存在するため、地震による液状化の被害が発生しやすい地域といえる。そこで、液状化に関する知識の普及、地盤改良、液状化対策工法の推進により液状化災害の危険性を可能な限り低減する。

(1)　浅部の地盤データの収集とデータベース化

市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。

(2)　液状化に関する知識の普及

活力都市創造部及び建設部は、地震防災マップやパンフレットの配布等を通じ、市民に対して、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。

(3)　地盤改良、液状化対策工法の推進

ア　市有施設の建設に当たって、関係部は、地盤改良等による液状化発生防止対策や液状化発生時においても施設の被害を未然に防止する対策等を適切に実施する。

イ　民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

第２節　津波に強いまちづくり

防災危機管理部　建設部　農林水産部　活力都市創造部　こども家庭部　関係各部

津波災害による被害を軽減するためには、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、津波に強いまちの形成を進めることが必要である。また、避難関連施設の検討・整備を進めるとともに、併せて建築物の安全化を図るほか、ライフライン施設等の機能や、危険物施設等の安全確保を図る必要がある。

１　海岸保全施設の整備

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。

このため、海岸整備事業の推進は防災上重要な課題である。市は、津波による被害に対処するため、河川・海岸・漁港施設等の整備（一定程度の津波の高さに対応した堤防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等）及び、耐震点検、津波に対する耐力点検や補強による耐震性、津波耐力の確保、低地盤地域における液状化対策などの促進を図る。

２　河川管理施設の整備

市及び河川管理者は、堤防等河川管理施設について、津波に対する安全性にも十分考慮しながら計画的に整備する。

３　計画的な津波対策の推進

(1)　津波に強いまちの形成

ア　徒歩避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、本市においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い３～５千年程度の周期で発生する呉羽山断層帯の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側F（F45）の断層を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なり、短時間で津波が到達することが予想されることから、迅速な避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

なお、国及び県において、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行うこととされており、その結果を踏まえ、県と連携し、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が

有機的に連携した津波防災対策を推進する。

また、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco　DRR（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行なわれるよう配慮する。

イ　地域防災計画と都市計画等との連携

地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局の参画による計画作成など、本市の津波の特徴を踏まえたまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

ウ　津波災害警戒区域の指定、津波災害特別警戒区域及び災害危険区域の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域※１に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

また、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、県及び本市は、津波災害特別警戒区域※１や災害危険区域※２の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

※１津波防災地域づくりに関する法律第５３条及び７２条に基づく

※２建築基準法第３９条に基づく

市は、行政関連施設、要配慮者に関連する施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に整備するものとし、やむを得ず津波災害警戒区域等浸水のおそれのある場所に整備する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性の低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

また、市は津波災害警戒区域の指定を受け、以下のとおり必要な措置を講ずる。

（ア）　当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地（避難促進施設。**資料６－６**参照。）等について定めるものとする。

（イ）　津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとす

る。

（ウ）　本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（エ）　津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

エ　減災のための総合的な取組みの推進

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からまちづくりを進めるため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨界工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、国、県、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進めるものとする。

市は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

また、市及び河川管理者は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

さらに、国、県と連携し、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

(2)　避難関連施設の検討・整備

ア　避難場所の検討・整備

避難場所の検討・整備にあたっては、津波シミュレーション調査の結果などに基づいた本市の津波の特徴を踏まえ、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。併せて、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議し、その内容について、住民への周知徹底を図る。

また、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

イ　避難路等の検討・整備

市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ有効な避難路等の検討を

行い、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全の確保を図るものとする。

また、市は、地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

(3)　建築物の安全化

施設管理者と連携し、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性が確保されるよう配慮する。

第３節　ライフライン施設等の予防対策

上下水道部　消防部　環境部　建設部　活力都市創造部

上下水道等のライフライン施設は、市民生活・経済社会の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、耐震性の高い施設を整備するとともに、地震が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の地震対策を推進する。

具体的な施策については、第２編第１章第３節「ライフライン施設等の予防対策」に準ずる。

なお、大規模な津波への備えとして、市が管理するライフライン施設の耐浪性の確保を図る。特に３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについて、重点的に安全性の確保を図る。

また、上下水道施設の管路の新設・更新に際しては、耐震性の高い管路を採用するものとする。

第４節　組織体制の整備

防災危機管理部　建設部　企画管理部　関係各部

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地震の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

具体的な施策については、第２編第１章第５節「組織体制の整備」に準ずる。

第５節　情報通信連絡体制の整備

防災危機管理部　消防部

大規模地震に備え、市は、情報収集・伝達手段としての無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、地震発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。

このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、市民等に対し津波予警報及び緊急地震速報等の伝達手段として、デジタル式防災行政無

線及び全国瞬時警報システム(Ｊ-アラート)による自動同報システムの計画的な整備、適切な維持に努めるとともに、サイレン、広報車、緊急速報メール等伝達体制の整備を図る。

特に、緊急地震速報は、地震発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報であり、強い揺れの前に身の安全を取ることができる。このため、学校等の公共施設への緊急地震速報の受信システムの整備に努め、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図る。

また、津波等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、県等と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。

さらに、沿岸住民に対し、地震を感じた場合は、海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。

具体的な施策については、第２編第１章第６節「情報通信連絡体制の整備」に準ずる。

第６節　相互応援体制の整備

防災危機管理部　消防部　上下水道部

大規模地震発生時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

具体的な施策については、第２編第１章第７節「相互応援体制の整備」に準ずる。

第７節　消防体制の整備

消防部

地震による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、消火体制の強化、救急救助体制の充実、消防水利の確保が重要である。

このため、消防力の強化、消防水利の確保を図り、救助資機材の整備を計画的に推進するとともに、自主防災組織の育成・強化を図る。

具体的な施策については、第２編第１章第８節「消防体制の整備」に準ずる。

第８節　医療救護体制の整備

病院事業部　福祉保健部　消防部

地震の規模、被害の態様によっては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要にたいし、迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び関係機関は医療救護体制を充実・強化する必要がある。

具体的な施策については、第２編第１章第９節「医療救護体制の整備」に準ずる。

なお、医療救護施設の安全性確保については、その施設や設備の耐震性の確保に努める。

第９節　緊急輸送活動対策

防災危機管理部　財務部　建設部　市民生活部

大規模地震発生時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達とあわせて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、物資等の円滑な受入れ、搬出が行えるよう輸送体制の整備に努める。

具体的な施策については、第２編第１章第10節「緊急輸送活動対策」に準ずる。

なお、神通川河川敷を活用した緊急交通路（富山港～富山空港）の整備促進・活用が図られるよう努める。

第10節　避難収容対策

防災危機管理部　建設部　教育部　福祉保健部　こども家庭部　市民生活部　消防部

大規模地震発生時における避難者の収容のため、市は事前に、緊急に避難する場所としての避難場所を指定するとともに、地震災害時に速やかに開設できるよう体制の整備に努める。

具体的な施策については、第２編第１章第11節「避難収容対策」に準ずる。

なお、「避難所の設置基準」においては次の項を加える。

津波に対しては、津波シミュレーション調査の結果などを踏まえ指定緊急避難場所（津波発生直後に緊急的に避難する場所）の指定を行うものとし、原則として、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備に努める。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。市民等に対しては、指定緊急避難場所（津波発生直後に緊急的に避難する場所）と、指定避難所（避難生活を送るために避難する場所）の違い等に合わせて、内容について、周知徹底を図る。

なお、「津波に対する避難計画」として、次の項を加える。

津波発生時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、津波に対する避難計画の作成とその内容の住民等への周知に努める。なお、避難計画の作成に当たっては、津波シミュレーション調査の結果などに基づいた本市の津波の特徴を踏まえ避難場所、避難路を設定するとともに、津波警報等が発生した場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、避難指示等の発令基準、避難場所の名称・所在地・対象地区、避難場所への経路及び誘導方法等に留意する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波

の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

また、避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、水防団員、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。高齢者や障害者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

なお、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。

また、本市の津波の特徴を踏まえ、避難場所まで逃げる時間が確保できない場合については、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の２階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。

第11節　食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

防災危機管理部　建設部　商工労働部　農林水産部　上下水道部　環境部　福祉保健部　病院事業部

地震が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、呉羽山断層帯による地震被害想定を踏まえ、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

具体的な施策については、第２編第１章第12節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に準ずる。

第12節　防災訓練の実施

防災危機管理部　消防部　関係各部

地震発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

なお、地域住民等が主体となって行う津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的な訓練を行うよう努めることとする。

具体的な施策については、第２編第１章第14節「防災訓練の実施」に準ずる。

第13節　防災知識の普及

防災危機管理部　企画管理部　教育部　消防部　福祉保健部　こども家庭部

市は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、市民に対しても防災広報、講演会等の実施、地震防災マップ及び津波ハザードマップの作成等を通じ、「自らの身は自らで守る、みんなのまちはみんなで守る」という防災の基本や、ハザードマップ等の理解、地震・津波発生時にとるべき行動、本市の津波の特徴、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など、防災知識の普及啓発を図る。

具体的な施策については、第２編第１章第15節「防災知識の普及」に準ずる。

なお、３「市民に対する防災知識の普及」に、啓発の内容「気象情報に関する知識」として、次の項を加える。

○地震に関する知識

・地震の発生メカニズム（海溝型地震と陸域の浅い地震の違い）
・富山県における主要活断層の位置
・地震規模（マグニチュード）
・震度分布
・地震の発生確率 等

○津波に関する知識

・津波の特性（富山県の津波の特徴のほか、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間

から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せるいわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）

・津波に関する想定・予測の不確実性（地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど）

・本市の津波の特徴（浸水深５ｍを超える浸水は、海岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られるあることなど。詳細は、第１編第6節「被害想定」を参照）

○津波の避難行動に関する知識

・本市においても、津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど。

なお、県及び市は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

また、「平常時及び災害時の心得」として「＜緊急地震速報を見聞きしたときの心得＞」を加える。

＜緊急地震速報を見聞きしたときの心得＞

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。

(1)　家庭

あわてて外に飛び出さず、頭を保護しつつ丈夫な机の下など安全な場所に避難すること。また、無理に火を消そうとしないこと。

(2)　人が大勢いる施設

第一に、施設の係員の指示に従うこと。また、落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないこと。

(3)　自動車運転中

急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とすこと。併せて、ハザードランプを点灯し、ま

わりの車に注意を促すこと。また、大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止すること。

(4)　鉄道やバスなどに乗車中

つり皮や手すりにしっかりつかまること。

(5)　エレベーター内

最寄りの階で停止させて、すぐに降りること。

(6)　屋外にいるとき

街中では、ブロック塀の倒壊や、看板や割れたガラスの落下に注意すること。なお、丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

山やがけ付近では、落石やがけ崩れに注意すること。

併せて、「＜津波発生時の防災の心得＞」を加える。

＜津波発生時の防災の心得＞

(1)　まず、我が身の安全を真っ先に考えること。

(2)　避難は、原則として徒歩で行うこと。

(3)　財産（家財など）の保全や持ち出しはあきらめること。

(4)　強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに津波避難ビルや高台等の安全な場所に避難すること。また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、堅い物（岩場や堤防など）からできるだけ離れるとととともに、直ちに安全な場所に避難すること。

(5)　津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること（**資料６－２**参照）。

(6)　避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

(7)　できるだけ正しい情報を、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

(8)　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

(9)　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

(10)　家具の固定、通路の整理など、日ごろの安全対策が重要であること。

また、「啓発の方法」として、次の項を加える。

地震防災マップ・津波ハザードマップ

市は、地震による建物被害や、液状化の想定を表示した地震防災マップを作成し、建築物の耐震化等について意識啓発を行う。

また、津波シミュレーション調査に基づく津波浸水想定や津波災害警戒区域等を踏まえて、避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成する。なお、津波ハザードマップを作成する際には、本市の津波の特徴を踏まえ、地形や道路など地域の特性を考慮したうえで、意見交換会の開催等により住民の意見を汲み上げるようにする。

また、地震防災マップ及び津波ハザードマップの内容について、市民に対し継続的に周知し、市民の意識啓発を図る。

円滑な津波避難のための表示

津波避難場所や海抜表示などの標識・看板を整備し、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

第14節　自主防災組織等の育成

防災危機管理部　消防部

大規模地震が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、市は、地域住民、事業所等による自主防災組織等の育成・指導に努める。

具体的な施策については、第２編第１章第16節「自主防災組織等の育成」に準ずる。

第15節　要配慮者の安全確保

防災危機管理部　福祉保健部　こども家庭部　企画管理部

高齢者、障害者等の要配慮者、また市内に在住する外国人、あるいは旅行客等が被災した場合、一般市民より大きな身体的危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、肉体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておく。

具体的な施策については、第２編第１章第17節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第16節　災害ボランティア受入体制の整備

市民生活部

大規模地震発生時において、県内外からかけつける多くのボランティアが地震発生直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるように富山市災害ボランティア本部の設置及び運営について支援するとともに、災害ボランティアの育成に努める。

具体的な施策については、第２編第１章第18節「災害ボランティア受入体制の整備」に準ずる。

第17節　孤立集落の予防

防災危機管理部　建設部　消防部

大規模な地震発生に伴い、孤立集落が発生するおそれがある。孤立化のおそれのある集落について、通信連絡体制の整備や日常機能の低下を極力さけるための事前措置の実施に努める。

具体的な施策については、第２編第１章第19節「孤立集落の予防」に準ずる。

第１節　地震、津波に関する情報の収集・伝達

防災危機管理部　消防部　関係各部

市及び関係機関等は、津波、地震動に関する予・警報や情報を関係機関の連携のもとに、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

１　津波に関する予・警報及び情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、次のとおりである。なお、気象業務法では、大津波警報は津波特別警報に位置づけられている。

(1)　大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍ を超える場合	１０ｍ超（10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		１０ｍ（5m＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ（3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）		
津波警報	予想される最大波の津波の高さが高いところで１ｍ を超え、３ｍ 以下の場合	３ｍ（1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m 以上、１ｍ 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2)　津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類等

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注１）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注２）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注３）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注４）

（注１）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注２）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注３）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１m超	数値で発表
	１m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく 小さい場合は「微弱」と表現）

（注４）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3)　津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準~~等~~と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(注)（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(注)（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

（注）「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

(4)　津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、富山市が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区	区　　域
富　山　県	富　山　県

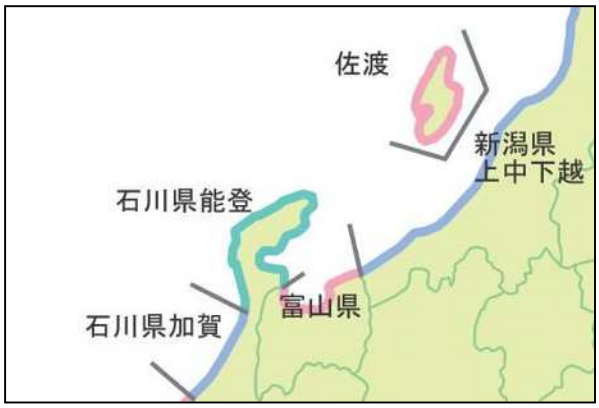

２　地震動に関する予・警報及び情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。なお、気象業務法では震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合の緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられている。

地震動の特別警報、警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。また、観測点に揺れが到達し、周辺地域に強い揺れが来ることが予想される場合には、その旨あわせて発表する。

さらに、地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。その後、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、各地域の震度などを含む地震情報を発表する。震度３以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また、震度については、より詳細な情報を随時発表する。

(1)　地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について

区　分	情報発表の名称	内　　容
地震動特別警報	緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度が５弱以上または最大長周期地震動階級が３以上と予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大予測震度が３以上または長周期地震動階級が１以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

（※）２箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(2)　地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3)　緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域のうち、富山市が属する地域は次のとおりである。

緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報で用いる区域名
富　山	富山県東部

３　発表の流れ

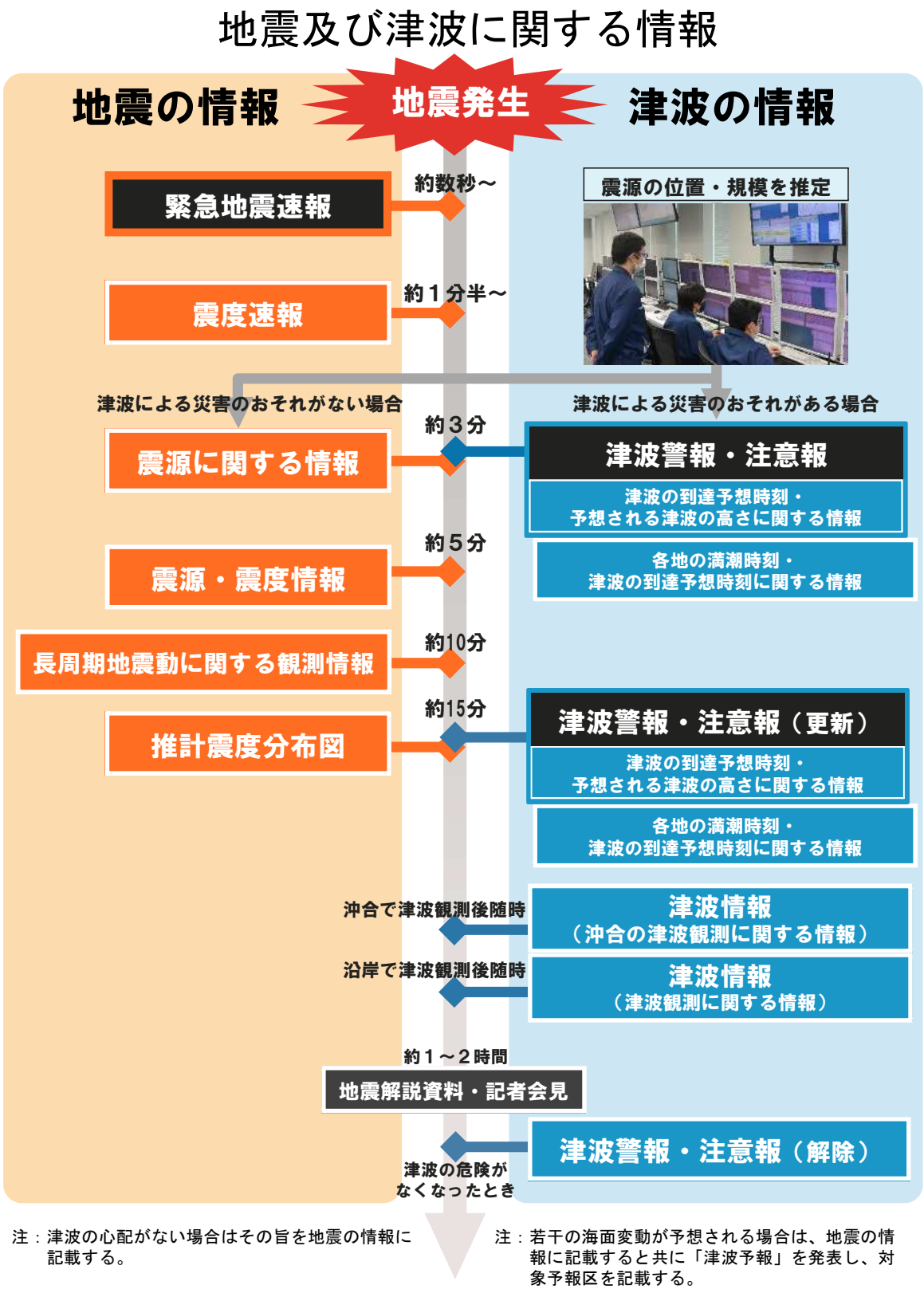

注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

（出典：気象庁HP）

４　津波に関する情報の伝達

津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、次の「津波警報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達する。

また、津波警報・注意報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ-アラート)、Ｌアラート（災害情報共有システム)、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。)、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

津波警報等伝達系統図

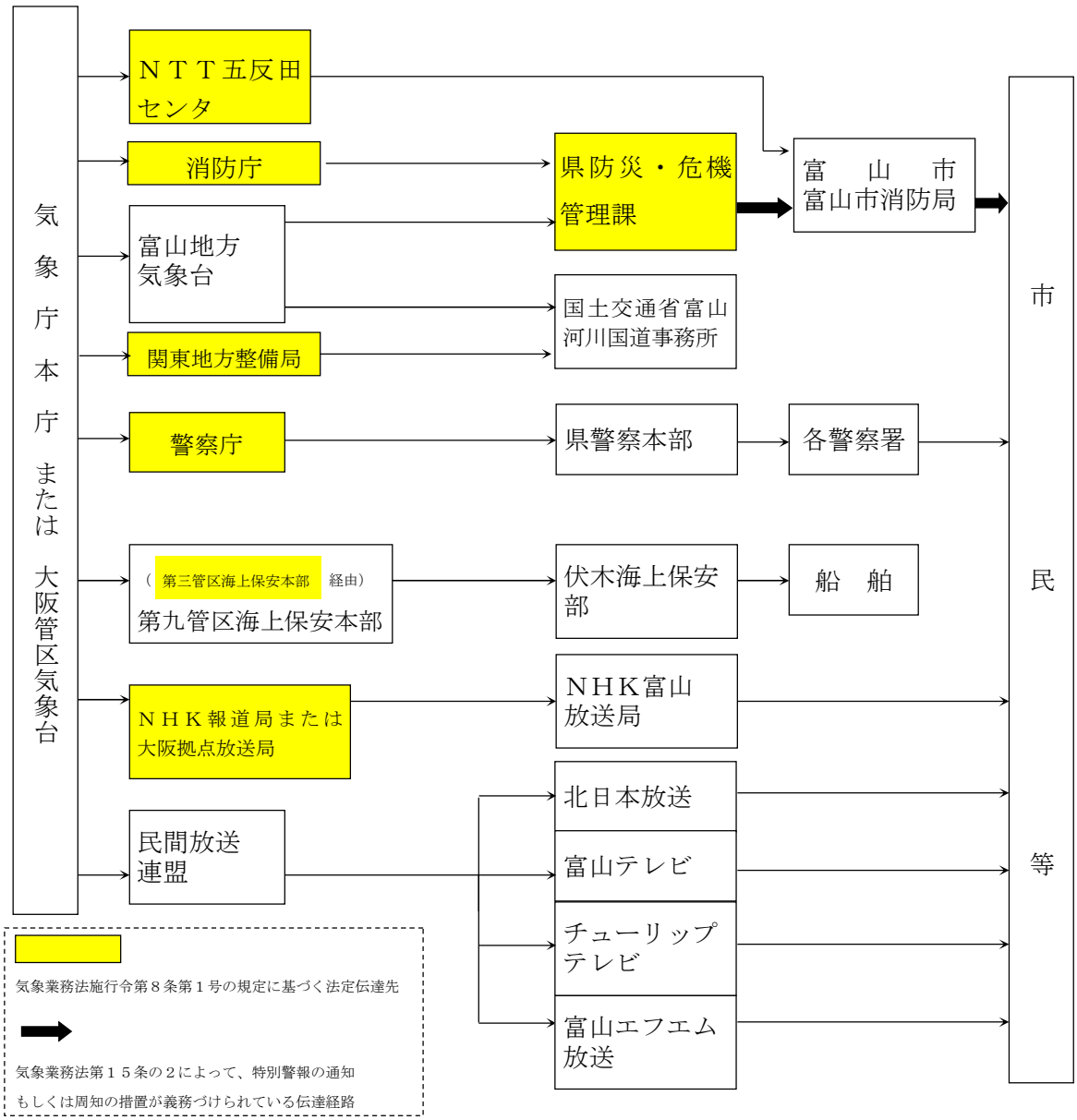

※全国瞬時警報システム（Ｊ-アラート）を活用した津波警報、注意報の自動同報システム：津波予報区が富山県である津波警報・注意報について、発表後、防災危機管理課にあ

る受信設備を介して、直ちに沿岸部に整備されている同報無線にて放送される。

５　津波発生時における水防警報

水防警報は、洪水、津波又は高潮により、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う旨を警告するものであるが、災害が津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事するものの安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

国土交通大臣又は知事は、津波警報が発表される等必要と認めるときは、対象とする河川等（**資料２－２**）について、津波に係る水防警報（待機）を発表し、水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告する。

受報及び伝達については、あらかじめ定められた伝達系統（**資料４－２**）により行う。

６　被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

(1)　津　波

ア　被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

市内沿岸部（津波予報区（富山県））に津波警報又は津波注意報が発表された場合、消防部及び関係各部は、関係機関と連携し、広報車、同報無線、コミュニティＦＭ（緊急割り込み放送)、ケーブルテレビ（災害情報放送に関する協定)、インターネット、緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用し、市民等に対して安全な場所への避難を呼びかける。

なお、気象業務法では、気象庁から津波特別警報が発表された場合、その通知を受けた市町村長は、直ちに、その通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならないとなっている。さらに、多数の人出が予想される漁港、港湾、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地などの行楽地でも、サイレン・スピーカーによりその場の公衆に周知するよう努める。

なお、甚大な被害が発生し呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難等に関する情報の提供を行うなど、市民等への周知に努める。

イ　市民等のとる措置

（ア）　揺れを感じなくても、津波警報、津波注意報が発表されたときは、市民等は、直ちに安全な場所に避難すること。また、津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

（イ）　避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

（ウ）　できるだけ新しい情報を、ラジオ、テレビ、同報無線、広報車、インターネット、携帯電話などを通じて入手すること。

（エ）　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは行わず、速やかに海岸から離れること。

（オ）　津波は繰り返し襲ってくる場合があるので、津波警報、津波注意報が解除されるまで気をゆるめないこと。また、近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがあるため、前記に準じた措置をとること。

ウ　船舶等のとる措置

（ア）　共通事項

・　できるだけ新しい情報を、ラジオ、テレビ、同報無線、広報車、インターネット、携帯電話などを通じて入手すること。

・　津波は繰り返し襲ってくる場合があるので、津波警報、津波注意報が解除されるまで気をゆるめないこと。

（イ）　強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合

・　時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

（ウ）　津波注意報が発表された場合

・　在港船舶等は、必要に応じて直ちに避難できるように準備すること。

・　港内における荷役、給油、工事、作業、行事は中止し、工事、作業現場においては資機材等の流出防止措置をとること。

（エ）　津波警報が発表された場合（時間的余裕があるときのみ）

・　在港船舶で港外退避可能な船舶は、速やかに避難すること。

・　上記以外の船舶等は、可能な限り、上架、係留索強化等の最善の措置をとり、速やかに安全な場所へ避難すること。

・　工事、作業現場においては、可能な限り資機材等の流出防止措置をとり、速やかに安全な場所へ避難すること。

・　入港しようとする船舶は、原則として入港を見合わせること。

エ　防災行政無線（同報系）の自動放送内容例（海岸付近のみ放送されます。）

【大津波警報、津波警報、津波注意報】

種類	放送される基準	自動放送内容例
大津波警報（東日本大震災クラス） 特別警報	富山県において予想される津波の高さが３ｍを超える、東日本大震災クラスの津波の到達が予想される場合	消防サイレン （３秒吹鳴・２秒休止×３回） 大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 （２回繰り返す）
大津波警報（東日本大震災クラス以外） 特別警報	富山県において予想される津波の高さが３ｍを超える津波の到達が予想される場合	
津波警報	富山県において予想される津波の高さが１ｍを超え、３ｍ以下の津波の到達が予想される場合	消防サイレン （５秒吹鳴・６秒休止×２回） 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 （２回繰り返す）
津波注意報	富山県において予想される津波の高さが０．２ｍ以上、１ｍ以下の津波の到達が予想される場合	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。 （３回繰り返す）

(2)　地　震

市内で震度５弱以上の地震が発生した場合、関係各部班は、広報車等を活用し、市民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い市民に注意を喚起する。その際、要配慮者への呼びかけに配慮する。

なお、甚大な被害が発生し呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難等に関する情報の提供を行うなど、市民への周知に努める。

ア　防災行政無線（同報系）の音声情報【緊急地震速報】

放送される基準	自動放送内容例
富山県東部において震度５弱以上の地震の到達が予想される場合	緊急地震速報チャイム音 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」 （３回繰り返した後） 「こちらは防災富山市です。」 下りチャイム音（ピンポンパンポン）

【震度速報】

放送される基準	自動放送内容例
富山県東部において震度５弱以上を観測した場合	上りチャイム音（ピンポンパンポン） 「こちらは防災富山市です。震度５弱（※）の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。」 （３回繰り返した後） 「こちらは防災富山市です。」 下りチャイム音（ピンポンパンポン） ※震度は観測した数値を放送します。

イ　その他

〔呼びかけの例〕

こちらは、富山市災害対策本部です。
ただいま、市内で大きな地震がありました。
火を消してください。
津波やがけ崩れの危険のある地区の方は、速やかに避難してください。その際、自動車による避難はやめてください。
今後、余震が続くと思われます。ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板等が落ちてきたり、崖崩れ等が発生する場合がありますので、十分注意してください。
テレビやラジオの情報に注意し、落ちついて行動してください。

第２節　動員配備

防災危機管理部　建設部　消防部
企画管理部　関係各部

災害応急対策活動を円滑に実施するため、平素より各防災関係機関は防災組織計画を確立しておき、非常の際には、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、これに基づき速やかに災害応急対策要員を動員確保するものとする。

１　市の配備基準

(1)　消防部及び上下水道部を除く市職員

種　　別	配　　備　　基　　準	配　　備　　体　　制
第１非常配備	・震度４の地震が発生したとき。 ・津波警報が発表されたとき。 ・市長が必要と認めたとき。	・少数の人員を配置して、主として情報収集に当たる体制 （主として情報連絡活動に当たり、状況によっては速やかに第２非常配備体制に移行し得る体制）
第２非常配備	・震度５弱又は震度５強の地震が発生したとき。 ・大津波警報が発表されたとき。 ・市長（本部長）が必要と認めたとき。	・各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 （事態の推移によっては、速やかに第３非常配備体制に移行し得る体制）
第３非常配備	・震度６弱以上の地震が発生したとき。 ・市長（本部長）が必要と認めたとき。	・全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制

(2)　消防部及び上下水道部の市職員

種　　別	配　　備　　基　　準	配　　備　　体　　制
第１非常配備	・震度４の地震が発生したとき。 ・津波警報が発表されたとき。 ・市長（本部長）が必要と認めたとき。	・管理職全員及び職員の３分の１程度を各所属に配備し、応急対策活動に当たる。
第２非常配備	・震度５弱以上の地震が発生したとき。 ・大津波警報が発表されたとき。	・全職員をもって応急対策活動に当たる。

	・市長（本部長）が必要と認めたとき。	

※市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、上記(1)(2)の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

※各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認める時は、独自の配備体制を発することができる。

２　参集場所等

第２編第２章第４節「動員配備」に準ずる。

なお、参集場所への登庁が困難な場合は、①防災行政無線を設置している市の機関、②①以外の市の機関の順序で登庁する。

３　動員配備の伝達

(1)　勤務時間内

応急対策組織設置の通知（本章第３節「組織体制の確立」を参照。）とあわせて、防災危機管理部防災危機管理課が庁内放送、防災行政無線等により庁内各部局（出先機関を含む。）に伝達する。

(2)　勤務時間外

指定職員については、消防局通信指令課又は防災危機管理部防災危機管理課が防災ファックス等で伝達し、若しくは自らテレビ、ラジオ等により情報把握する。指定職員はこれをあらかじめ定めた連絡系統にしたがって関係職員に伝達する。

その他の職員については、上記の伝達又は１配備基準に該当する災害事象をもって伝達に替える（自動発令）。電話回線途絶等の場合、職員は、テレビ、ラジオにより震度情報、津波予報の把握に努め、配備基準に従って参集する。

なお、災害事象によって配備基準の判断が困難な場合は、上位の配備基準により参集する。

４　要員配備の調整

第２編第２章第４節「動員配備」に準ずる。

第３節　組織体制の確立

防災危機管理部　本部室　建設部　財務部　企画管理部　こども家庭部　関係各部

１　災害対策本部の設置

(1)　設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

組　織	設　置　基　準
災害対策本部	(1)　第２非常配備、第３非常配備となったとき。 (2)　地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

(2)　廃止基準

災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、(1)の体制を廃止する。

(3)　職務権限の代行

震災発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限委譲順位を次のとおりとする。

①副市長　②上下水道事業管理者　※副市長が複数の場合は富山市副市長の事務分担等に関する規則第４条による

２　設置の通知

本章第２節「動員配備」に定める動員配備の伝達にあわせて通知する。

３　災害対策本部の設置

(1)　災害対策本部及び災害対策本部室の設置場所

災害対策本部は市本庁舎及び各出先機関庁舎とし、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市本庁舎危機事象対策本部室に設置する。本部室を所定の場所に設置できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

(2)　災害対策本部の設置準備

ア　庁舎の被害状況の把握

財務部管財班は、庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を施す。災害対策本部の活動に重大な支障があるものについては、本部室に報告する。

行政サービスセンター他出先機関については、各々の施設管理者が同様の対応をとる。

イ　職員の被災状況の把握

企画管理部職員班は、勤務時間内の発災の場合、富山市本庁庁舎消防計画に基づき、こども家庭部こども健康班、自衛消防隊と連携し、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷等

の状況を把握する。また、必要に応じて応急救護所を設置し、避難誘導、応急手当を施すとともに、本部室に報告する。

勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ　通信機能の確保

防災危機管理部総務班は、防災行政無線等の無線通信手段の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

(3)　防災関係機関等への通知・発表

災害対策本部を設置した場合、直ちにその旨を通知・発表する。

ア　富山県（防災・危機管理課）　ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ　関係機関

ウ　報道機関

４　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び分掌事務は、第１編第７節「市災害対策本部の組織」のとおりである。

第４節　災害情報の収集・伝達・共有

本部室　消防部　関係各部

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は防災関係機関と連携し、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

具体的な情報の収集等については、第２編第２章第６節「災害情報の収集・伝達・共有」に準ずる。

第５節　消防活動

消防部

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は、市民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全機能を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

具体的な施策については、第２編第２章第７節「消防活動」に準ずる。

第６節　広　報

企画管理部　関係各部

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を市民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。この際、在住外国人のために多言語化に努める。

なお、市民への情報提供に当たっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

具体的な施策については、第２編第２章第８節「広報」に準ずる。

第７節　災害ボランティアとの連携

市民生活部　関係各部

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。また、災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアが円滑に救援活動が行えるよう、地域住民との情報交換や協働できる体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入に際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

具体的な施策については、第２編第２章第９節「災害ボランティアとの連携」に準ずる。

第８節　市内民間団体等からの人員の確保

関係各部

地震災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

具体的な施策については、第２編第２章第10節「市内民間団体等からの人員の確保」に準ずる。

第９節　広域応援要請

本部室　消防部　企画管理部

大規模地震発生時において、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

具体的な施策については、第２編第２章第11節「広域応援要請」に準ずる。

第10節　自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

大規模地震が発生したとき、市民の生命又は財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効果的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な要請依頼については、第２編第２章第12節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に準ずる。

第11節　災害救助法の適用

本部室　関係各部

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とし、災害救助法の適用基準を満たす場合は、保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。このため、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

具体的な施策については、第２編第２章第13節「災害救助法の適用」に準ずる。

第12節　救助・救急

本部室　消防部　福祉保健部　病院事業部

大規模地震が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

具体的な施策については、第２編第２章第14節「救助・救急」に準ずる。

第13節　医療救護

福祉保健部　病院事業部　消防部

大規模な地震が起きると、医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失する場合がある。また、医療機関は被災しなくても、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する場合がある。このため、医療機関の被害状況を早期に把握するとともに、必要に応じ医療救護班を編成又は要請する。

具体的な施策については、第２編第２章第15節「医療救護」に準ずる。

第14節　避難指示、避難誘導、避難所の開設

本部室　消防部　福祉保健部
こども家庭部　市民生活部
教育部

1　避難指示

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

① 地震による火災の拡大により、市民の生命に危険がおよぶと認められるとき。

② 強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて津波からの避難の必要が認められるとき若しくは津波警報等を覚知したとき。

③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民の生命に危険がおよぶと認められるとき。

④ 地震による土砂災害の発生の可能性があり、市民の生命に危険がおよぶと認められるとき（特に降雨に留意する。）。

⑤ 地震により被害を受けた建物、構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。

⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等の防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。

⑦ その他災害の状況により、市長が認めるとき。

2　避難指示等の実施責任者

第２編第２章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

なお、高齢者等避難の項は適用しない。

3　避難指示の内容及び市民への伝達

第２編第２章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

なお、市は、強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

4　警戒区域の設定等

第２編第２章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

5　避難誘導

第２編第２章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

なお、津波災害が発生し、避難指示をした場合は、地元警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行うものとする。避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者や観光客等の一時滞在者について配慮するものとする。また、津波警報が発表され、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前に行動のルール化をしておくものとする。

6　避難所の開設

第２編第２章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

7　避難者名簿の作成

第２編第２章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」に準ずる。

8　避難に関する市民・事業所の対応

津波からの避難は、強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

市民・事業所は、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、以下の情報把握に努め、避難の準備、自主避難等を行う。

(1)　地震・津波情報、津波予報の発表状況（テレビ・ラジオ・インターネット）

(2)　自宅、事業所周辺の状況

避難指示が発表された場合は、これに従う。

津波からの避難の場合は、海岸部とは反対の方向へ逃げる、最寄りの高台へ逃げる、津波避難施設（**資料６－２**参照）へ逃げるなど素早い逃避行動をとるものとする。

なお、避難の際は、高齢者、障害者等の要配慮者を可能な限り援助するとともに、社会福祉施設、医療機関等の避難の援助を求められた場合は、可能な限り協力する。

第15節　避難所の運営

福祉保健部　企画管理部　市民生活部　消防部

大規模地震発生時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所の適切な管理運営を実施する。

具体的な施策については、第２編第２章第17節「避難所の運営」に準ずる。

第16節　要配慮者の安全確保

福祉保健部　こども家庭部　市民生活部　教育部　企画管理部　商工労働部

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者は、地震発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、地震発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者、外国人では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

具体的な施策については、第２編第２章第18節「要配慮者の安全確保」に準ずる。ただし、在宅の要配慮者の安否確認については、市内において震度５弱以上の地震を観測した場合に行うこととする。また、富山地方気象台が震度６弱以上の地震を観測し発表したときは、原則として臨時休校等の措置をとるものとする。

第17節　重要道路の確保

本部室　建設部　消防部　環境部

地震により道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急輸送道路の応急措置を行い、効率的な防災活動が展開可能になるよう努めるものとする。

具体的な施策については、第２編第２章第19節「重要道路の確保」に準ずる。

第18節　輸送手段の確保

本部室　財務部　農林水産部　市民生活部

地震発生時における応急対策を実施するに当たり、被災者及び応急対策従事者の移送あるいは災害応急対策物資、資材の輸送等を迅速、的確に行うため、輸送手段を適正に判断し、緊急通行車両等の確保を速やかに行う。

具体的な施策については、第２編第２章第20節「輸送手段の確保」に準ずる。ただし、緊急通行車両の確認申請の準備については、市内で震度５弱以上の地震が発生した場合に行う。

第19節　物資・資機材の調達

本部室　関係各部

地震発生時において、災害応急活動に必要な物資・資機材が市のみでは調達困難な場合は、応援協定締結市及び関係団体等に応援を求めるものとし、市は、必要な物資等を把握し、迅速な要請を行う。

具体的な施策については、第２編第２章第21節「物資・資機材の調達」に準ずる。

第20節　給　水

上下水道部

地震発生時にはライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が課題となる。また、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。また、状況に応じて、飲料水兼用耐震性貯水槽や消雪井戸利用緊急用給水栓を活用し、水を確保する。

具体的な施策については、第２編第２章第22節「給水（水道水）」に準ずる。

第21節　食料等の供給

福祉保健部　財務部　農林水産部

大規模地震発生時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

具体的な施策については、第２編第２章第23節「食料等の供給」に準ずる。

第22節　生活必需品等の確保

福祉保健部　財務部　商工労働部

大規模地震発生時には、住居の倒壊や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

具体的な施策については、第２編第２章第24節「生活必需品等の確保」に準ずる。

第23節　し尿及び廃棄物の収集処理

環境部　建設部

大規模地震発生時には、建築物の倒壊、焼失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

具体的な施策については、第２編第２章第25節「し尿及び廃棄物の収集処理」に準ずる。

第24節　保健衛生

福祉保健部

大規模地震発生時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫対策等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

具体的な施策については、第２編第２章第26節「保健衛生」に準ずる。

第25節　市民からの通報・問い合わせの処理

本部室　企画管理部　市民生活部

市民からの被害情報等に関する通報があった場合、情報を的確に処理し、情報の効果的な活用を図り、必要に応じ関係部班や県・関係機関に報告する。

また、市民からの応急対策の実施状況等の問い合わせに備え、各部班が連携して被害情報等を把握し、市民に適切に情報を提供できるよう努めるものとする。

具体的な施策については、第２編第２章第27節「市民からの通報・問い合わせの処理」に準ずる。

第26節　社会秩序の維持

市民生活部　商工労働部
関係各部

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害発生の直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、市は、関係機関等との緊密な連携のもとに、警察が行う災害情報の収集、分析及び被災地域等における秩序の維持活動に積極的に協力する。

また、被災者の生活再建へ向けて物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

具体的な施策については、第２編第２章第28節「社会秩序の維持」に準ずる。

第27節　遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬

福祉保健部　環境部　市民生活部　消防部

大規模な地震が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市は、災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を取りつつ、遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

具体的な施策については、第２編第２章第29節「遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬」に準ずる。

第28節　ライフラインの応急対策

本部室　上下水道部　関係各部

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン関係事業者等は、地震発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

具体的な施策については、第２編第２章第30節「ライフラインの応急対策」に準ずる。

第29節　公共施設等の応急復旧

関係各部

市庁舎、市立小・中学校、医療機関、道路等その他公共施設が災害による被害を受けたときは、各施設を所管する部班が直ちに修復工事を施工するものとするが、その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先する。

なお、ライフライン各事業者と十分な連携をとる。

具体的な施策については、第２編第２章第31節「公共施設等の応急復旧」に準ずる。

第30節　二次災害の防止
（避難所施設等の点検、応急危険度判定など）

本部室　建設部　財務部
活力都市創造部　関係各部

1　応急危険度判定等による二次災害防止

余震等による市所管建築物の倒壊、部材の落下や宅地の破壊による二次災害を防止するため、関係各部班は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報を行う。また、地震により建物が被災した場合や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下、宅地の破壊等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。

(1)　避難所施設の点検

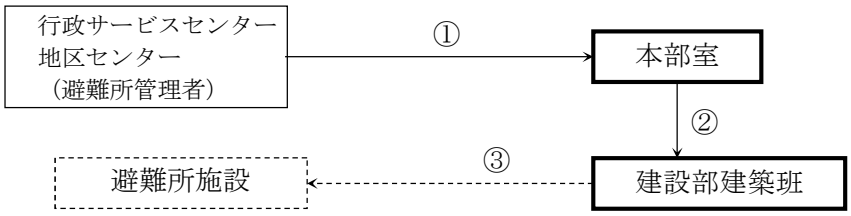

①　行政サービスセンター、地区センター（地区センター要員）又は避難所管理者は、避難所を開設するに当たって当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、本部室に対して専門職員による点検を要請する。

②　点検の要請を受けた本部室は、建設部建築班に当該施設の点検を要請する。

③　点検の要請を受けた建設部建築班は、当該施設の応急危険度判定等の点検を行う。

なお、要員等が不足する場合は、災害対応協定に基づき、地元判定士や関係部局~~県~~に応援を求める。

危険性が認められるときは、立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2)　被災建築物応急危険度判定

活力都市創造部建築指導班は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、応急危険度判定実施本部を設け、その旨を災害対策本部に報告する。この際、避難弱者の多い民間建物（病院、老人福祉施設等）等の防災上重要な施設は、本部室からの要請を受け、優先的に判定活動を実施する。他の民間建物は、応急危険度判定実施本部が作成する判定実施計画に基づき、判定活動を行う

なお、判定作業の実施に当たっては、次の点に留意する。

- 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器の準備等を行う。
- 判定作業は２名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- 出動に当たって、腕章、判定票、記録用紙等を配付する。
- 建築士会等民間団体から協力の申し出があった場合は、活力都市創造部建築指導

班が効果的な活動のための必要な調整を行う。

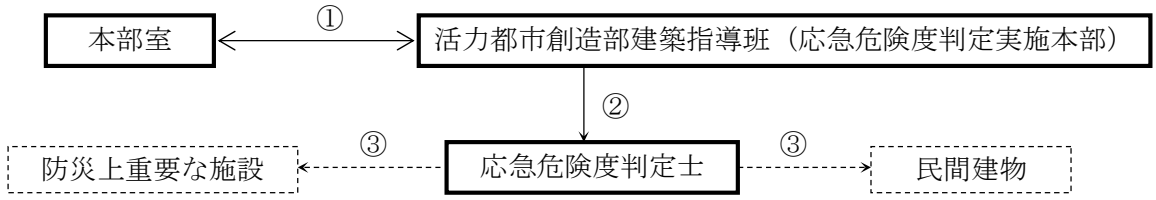

① 情報収集及び防災上重要な施設の判定要請

ア 被災建築物の状況、被害の程度等の情報を本部室と連携し、収集する。

② 被災建築物応急危険度判定士への参加要請

ア 市は、市内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

③ 被災建築物応急危険度判定の方法

ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（(一財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき実施する。

イ 市は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。

ウ 判定作業は、２名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を建築物の見えやすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。

オ 判定作業終了後は、市にその結果及び被害の状況を報告する。

カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

(3) 被災宅地危険度判定

作業手順及びフロー図は、(2)に準ずるものとする。

① 被災宅地応急危険度判定の実施

ア 市は、判定実施計画を作成し、被災宅地危険度判定を実施する。

イ 市は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。

② 被災宅地危険度判定士への参加要請

ア 市は、市内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

③ 被災宅地危険度判定の方法

ア 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会)」に基づき実施する。

イ 市は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。

ウ 判定作業は、３名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を擁壁、建築物等の見えやすい場所に表示するとともに、必要に応じて宅地所有者等に判定内容を説明する。

オ 判定作業終了後は、市にその結果及び被害の状況を報告する。

カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

(4)　空家等の応急措置

活力都市創造部建築指導班は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保する必要があると認めるときは、必要最小限度の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、倒壊等の危険性がある空家等の全部又は一部の除却等を行うものとする。

2　市所管建築物等の点検

(1)　市有施設の点検

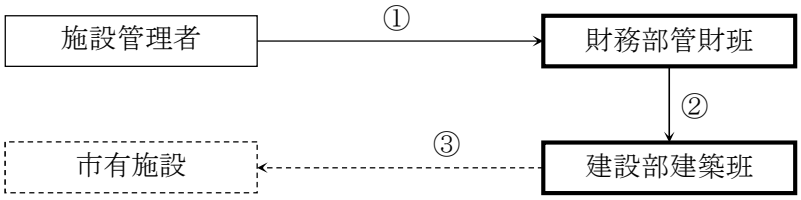

①　市有施設の管理者（１(1)の避難所施設を除く。）は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、財務部管財班に対して専門職員による点検を要請する。

②　点検の要請を受けた財務部管財班は、建設部建築班に当該施設の点検を要請する。

③　点検の要請を受けた建設部建築班は、当該施設の点検を行う。

なお、要員等が不足する場合は、県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2)　市所管道路、橋梁等構造物の点検

建設部道路整備班、道路河川管理班、道路構造保全対策班は、地震後市の所管する道路、橋梁等構造物の点検を実施する。

3　水害・土砂災害対策

(1)　水防活動

地震後の降雨等による水防活動については、別に定める「水防計画」による。

なお、危険が切迫していると認められるときは、必要とする区域の市民に対して、避難の呼びかけ又は指示を行うとともに、避難所の開設等、被災者の保護を行う（第２編第２章第16節「避難指示、避難誘導、避難所の開設」参照)。

(2)　土砂災害警戒活動

地震災害の発生後、降雨等により土砂災害の発生が予測される場合、建設部道路整備班、河川整備班、農林水産部関係班及び地域部関係班は、危険区域の警戒巡視等を行う。

なお、市内の土砂災害警戒区域等は**資料３－２、３－３、３－４、３－５、３－11**のとおりである。

4　爆発物・有害物質による二次災害防止活動（環境汚染対策を含む。）

爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、関係各部班は、次

に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(1)　危険物施設

(2)　火薬保管施設

(3)　ガス施設

(4)　毒劇物施設

(5)　放射性物質施設

(6)　その他二次災害の危険性があると判断する施設

５　二次災害防止のための市民への呼びかけ

関係各部班は、１～５の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、第２編第２章第８節「広報」により広報活動を行う。

第31節　孤立地域対策

本部室　財務部　福祉保健部　建設部　関係各部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域においては、常にこのことを念頭に置き、優先すべき事項を適切に判断し、応急対策を講ずる。

具体的な施策については、第２編第２章第33節「孤立地域対策」に準ずる。

第32節　住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

建設部　市民生活部　活力都市創造部　財務部　福祉保健部　消防部

大規模地震の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。よって、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施し、住生活の安定に努める。

具体的な施策については、第２編第２章第35節「住宅の修理、応急仮設住宅の建設等」に準ずる。

第33節　文教対策

教育部

大規模地震により児童、生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

具体的な施策については、第２編第２章第36節「文教対策」に準ずる。

第34節　農林水産業対策

農林水産部

大規模地震の発生により、農作物等の被害、農業用施設の損壊のほか、家畜被害、森林・林業関係被害、水産関係被害などが予想される。このため、市は各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

具体的な施策については、第２編第２章第34節「農林水産業対策」に準ずる。

第35節　義援金品の受付、配付

福祉保健部　財務部

地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な施策については、第２編第２章第37節「義援金品の受付、配付」に準ずる。

第１節　市民生活安定のための緊急対策

市民生活部　福祉保健部　商工労働部　農林水産部　財務部　消防部　関係各部

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する支援や各種相談窓口の開設等、市民生活安定のための緊急対策を行うものとする。

具体的な対策については、第２編第３章第１節「市民生活安定のための緊急対策」に準ずる。

第２節　激甚災害の指定

本部室　関係各部

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

具体的な対策については、第２編第３章第２節「激甚災害の指定」に準ずる。

第３節　公共土木施設の災害復旧計画

建設部　関係各部

公共土木施設の地震被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

具体的な計画については、第２編第３章第３節「公共土木施設の災害復旧計画」に準ずる。

1　災害記録等に関する資料

1－1　気象災害等

この年表は、昭和46年３月、富山県・富山地方気象台が発行した富山県気象災異誌ならびに富山地方気象台異常気象報告から明治16年以降の富山市における主要な気象災害（火災を含む）を抜粋したものである。なお、火災については焼失戸数200戸以上とした。

（富山県地域防災計画資料編H17．３富山県から抜粋引用、加筆）

年　月　日		災害項目	記事
明治18年（1885）	５月31日	大火	20時15分、富山市餌指町から出火。強い南風にあおられ民家5,925戸、学校、官庁、社寺、その他477棟焼失。類焼範囲52か町３か村。死者９名。（南高北低の気圧配置）
明治19年（1886）	４月５日	大火	中新川郡西水橋で12時出火。日本海の低気圧に吹き込む南の強風のため380戸焼失。６日に鎮火。
明治20年（1887）	４月21日	大火	14時15分、富山市荒町から出火。折からの南西風にあおられ23か町村に延焼。住家801戸、空家46戸、その他倉庫等50棟焼失。（本州は高気圧に覆われ天候良し）
明治22年（1889）	７月24日	大雨	東西に連なる低気圧が本州中部に停滞。このため大雨となり神通川大出水。富山市内11か町1,400戸が浸水。
明治23年（1890）	３月24日	大火	21時、上新川郡上滝町から出火。東支那海に高気圧、北海道に低気圧があって、気圧傾度が急となり強い西風であった。200戸焼失。
	５月17日	大火	14時ごろ婦負郡八尾町で出火。南風が強く302戸焼失。18日07時、ようやく鎮火。（関東地方に高気圧、九州地方に低気圧。）
	10月５日	大雨	日本海に高気圧、本州南岸に低気圧が停滞し、富山県全般に大雨。伏木の降水量（５日）89.7㎜。富山市家屋浸水4,697戸。堤防８か所、道路35か所、橋梁32か所。
明治24年（1891）	７月19日	大雨	北海道中部の低気圧から南西に伸びる前線の通過により大雨。伏木の降水量（19～20日）79.5㎜。諸河川洪水。特に神通川流域にて被害多し。死者16名、家屋流失30戸、同浸水7,596戸、田地流失1,477ha、同浸水3,371ha。
明治25年（1892）	11月10日	大火	02時、富山市東堤町から出火。日本海に低気圧があり南風が強くなっていた。このため14か町村に延焼、全焼474戸、社寺、小学校、その他焼失。
明治26年（1893）	５月12日	大火	15時ごろ中新川郡東水橋町で出火。322戸焼失。（弱い南高北低の気圧配置）
明治28年（1895）	４月24日	大火	０時すぎ富山市上り立町から出火。南の強い風にあおられ上り立町、西仲間町、東仲間町、北新町で443戸全焼。

年　月　日		災害項目	記事
			（弱い西高東低の気圧配置）
	7月28日	大雨	神通川、常願寺川、黒部川の河川が洪水。家屋浸水5,732戸。田畑数10ha浸水。伏木の降水量98.3㎜。
明治29年（1896）	7月1日～8月2日	大雨・強風波浪	この期間大小９回の風水害。特に、６～７日、20～21日は低気圧が日本海南部を通過し大雨となる。 ７日、神通川、黒部川出水しこの周辺地区で家屋流失４戸、床上浸水743戸、床下浸水810戸、田畑浸水し、水稲その他農作物に被害。堤防決壊2,700m。 21日神通川再び出水。死者２名、負傷者３名、家屋流失25戸、床上浸水7,062戸、床下浸水1,409戸、堤防破損22か所、同決壊11か所、橋梁流失破損30か所、同日庄川出水、流域にて建物全壊248棟、家屋浸水破損1,569棟、堤防、道路、耕地に被害多し。 ８月２日、神通川、庄川出水。家屋流失６戸、床上浸水2,561戸、床下浸水2,282戸、新湊町にて家屋浸水1,036戸、田畑浸水147ha、海岸堤防、道路、橋梁の被害多し。
明治30年（1897）	7月7日	大雨	本州中部に低気圧。神通川洪水。家屋床上浸水5,006戸、床下浸水396戸。
明治32年（1899）	5月10日	大火	婦負郡八尾町上新町から出火。南風強く、200余戸焼失。（西日本を高気圧が覆う）
	8月12日	大火	０時30分、富山市中野新町から出火。猛烈な南の風により、富山市街の約４割を焼失。県庁、市役所、病院、学校、市の中心部は大半を焼失。全焼4,697戸、その他半焼、潰家など119棟。12時ごろようやく鎮火。（太平洋に高気圧、日本海に低気圧があって南高北低の気圧配置）
	9月8日	大雨	台風が紀伊半島を通り中部地方を横断。各河川出水、県下全般に被害。伏木の降水量（８日）73.9㎜。家屋床上浸水3,367戸、床下浸水2,310戸。堤防６か所、橋梁２か所、耕地浸水数10,000ha。
明治33年（1900）	5月25日	大火	01時、婦負郡八尾町で出火。南風強く274戸焼失。14時30分ごろ鎮火。（九州地方に低気圧）
明治37年（1904）	12月	大雪	県下全般に大雪。伏木の積雪75cm。家屋全壊13戸。死者３名。
明治39年（1906）	7月30日	大火	19時、上新川郡東岩瀬町から出火。北東の烈風にあおられ、200戸余を焼失。死者１名。
明治43年（1910）	2月9日～13日	大雪	低気圧が北海道付近で急激に発達し、顕著な冬型の気圧配置が13日まで続いた。４昼夜交通機関途絶。家屋全壊45戸、死者３名。
	9月7日	大雨	台風が九州を北上、日本海沿岸に前線停滞し、県全域100～150㎜。神通川、庄川などの大河川がはん濫。県全域で家屋浸水1,323戸。堤防決壊244か所、道路、橋梁101か所。伏

年　月　日		災害項目	記事
			木の降水量（６日）43.2mm、（７日）68.0mm。
明治45年（1912）	７月22日	大雨	富山湾付近の地形性低気圧により県平野部150mm、山間部で250～300mm、県東部の諸河川洪水。県中・東部で死者21名、負傷者４名、家屋浸水床上3,932戸、床下3,170戸、流失全壊107棟。田畑流失1,303ha、同浸水2,850ha。橋梁流失108か所、堤防、道路損壊延長36.4km。伏木の降水量（22日）109.6mm。
大正１年（1912）	９月23日	強風 大雨	台風が四国東部に上陸、その後、北東に進み能登半島を通過した。伏木の最低気圧966.2mb。最大風速W16.0m／s。富山、高岡、伏木で被害多し。死者４名、負傷者35名、家屋全壊69棟、同半壊60棟、非住家71棟、堤防９か所、船舶４隻、伏木村付近で列車転覆。
大正３年（1914）	８月13日	大雨	台風が静岡県に上陸、関東南部を北東進する。伏木の降水量（13日）192.1mm。県中部で死者55名、行方不明60名、家屋浸水15,267戸。田畑浸水約9,000ha、堤防決壊延長15km、橋梁流失約50か所。
	８月29日	強風波浪	台風が愛知県に上陸、岐阜県東部を北上し日本海に抜ける。伏木の最大風速NNE19.7m／s。伏木、新湊、四方地区で家屋半壊60戸、同浸水20戸。
大正７年（1918）	９月24日	強風・大雨 波浪	台風、静岡県西部に上陸、中部地方を北上し日本海に抜ける。伏木の最大風速Ｎ18.8m／s。県西部と富山湾沿岸地区に被害多し。死者２名、家屋全半壊183戸、床上浸水200戸、床下浸水83戸、堤防決壊約800ｍ、橋梁流失３か所。
大正８年（1919）	７月６～７日	大雨	梅雨前線が活発になり県南西、南東部に200～300mmの大雨。庄川、小矢部川、常願寺川流域に被害多し。家屋床上浸水114戸、堤防決壊約900ｍ、橋梁流失１か所、田畑冠水300ha。
大正９年（1920）	６月28日	大雨	低気圧が北陸沿岸を北東進し八尾町山間部で200mm。富山市、上新川郡で被害大。死者10名、家屋浸水床上791戸、床下860戸、堤防決壊約1,500ｍ、橋梁流失２か所。
大正10年（1921）	９月26日	強風 波浪	台風が紀伊半島に上陸、北々東に進み石川県を通過。富山平野、富山湾沿岸海上で被害甚大。死者18名、漁夫行方不明105名。家屋82棟、工場１か所、学校２か所、倉庫、納屋その他全壊85棟、同半壊92棟。漁船105隻不明。（伏木の最大風速S13.6m／s）。
大正12年（1923）	４月８日	強風	黄海にあった低気圧が日本海に入って急激に発達した。このため県全域暴風となり沿岸部で大きな被害。伏木の最大風速WNW18.4m／s。行方不明者６名、負傷者３名、家屋全壊約８棟、漁船行方不明１隻。
	７月18日	強雨	雷雨による。常願寺川、小矢部川はん濫。伏木の降水量54.1mm。家屋浸水床上３戸、同床下679戸。堤防決壊延長900

年　月　日		災害項目	記事
			m。田畑冠水80ha。
大正15年（1926）	7月26～27日	大雨	梅雨前線が中部地方に停滞、同前線上を低気圧が進み、梅雨末期の豪雨になった。平野部100km内外。富山市、射水郡で家屋浸水床上251戸、床下990戸、橋梁流失３か所、道路損壊36m、堤防決壊48m。
昭和２年（1927）	12月24日	波浪	日本海南部を通過した低気圧が三陸沖で発達した。このため富山湾東部沿岸に寄り回り波。滑川高月で死者１名、家屋浸水34戸。水橋で家屋半壊３棟。宮崎で国道36m損壊。
昭和４年（1929）	１月２日	強風 波浪	低気圧が北海道付近で970mbに発達。全県・富山湾暴風雪となる。沿岸部の浪害による被害大（水橋地区）。県下の総被害死者１名、負傷者19名。家屋倒壊16戸、同半壊21戸、非住家全半壊356棟、家屋浸水283戸。船舶流失32隻、同破損65隻。道路損壊832m。電柱倒壊26本。
	６～７月	長期少雨（干害）	から梅雨。伏木の降水量（６月）59.1mm、（７月）107.7mm。東砺波郡、婦負郡に被害大。亀裂田903.5ha、枯渇田1,425.5ha。
昭和５年（1930）	7月10日	大雨	梅雨前線が太平洋岸から北上し中部地方に停滞。県平野部で100～150mmの大雨。伏木の降水量（10日）99.0mm。県中部で死者１名、負傷者６名、家屋浸水70戸、堤防決壊220m、田畑流失620ha、同冠水75ha。
昭和６年（1931）	１月10日	強風・雪 波浪	二ツ玉低気圧が北海道南東沖にあり、960mbに発達し、日本付近は顕著な冬型気圧配置となり、10日未明から北陸一帯は猛吹雪となった。特に沿岸地域で被害が大きく、死者５名、家屋全半壊56戸、同浸水300戸、堤防決壊90m、橋梁流失１か所、漁船転覆破損20隻。電信電話はほとんど不通となった。
昭和７年（1932）	６月24日	雷・強雨	県中部の小区域に集中豪雨。井田川中流で150mm。家屋床上浸水359戸、床下2,785戸、道路23m、橋梁損壊３か所、水田流失12ha。
昭和８年（1933）	7月25～26日	大雨	台風くずれの低気圧が日本海南部を通過し大雨。県下全域で150～200mm。県全域に被害。家屋床上浸水113戸、床下370戸、橋梁流失８か所、田畑冠水170ha。
	９月５日	強風 大雨 波浪	台風が日本海南部を北東進。氷見、伏木、四方で浪害。住家全壊52戸、同浸水832戸、非住家全半壊31棟。道路損壊40か所、漁船流失20隻、田畑冠水93,000ha。
昭和９年（1934）	7月12日	大雨	梅雨前線が中部地方で活発となり県の平野部で100～150mm、南東山岳部で800mmの豪雨になった。このため大小の河川がはん濫し、県全域で大きな被害が出た。死者行方不明31名、重傷者９名、軽傷者300名。家屋流失78戸、同浸水9,958戸、道路損壊28か所、橋梁流失40か所、田畑流失1,000ha、同冠水6,000ha、農作物被害面積5,627ha。

年　月　日		災害項目	記　事
昭和10年（1935）	11月12日	波　浪	低気圧が北海道南東沖で発達し、このため富山湾に寄り回り波。伏木、新湊、四方、滑川の各町と倉垣村で大きな被害。死者１名、負傷者17名、住家流失全壊34戸、同半壊41戸、非住家全半壊215棟、家屋浸水395戸、防波堤決壊1,800ｍ、道路損壊1,100ｍ、橋梁流失２か所、漁船破損37隻。
昭和11年（1936）	１～３月	大　雪（長期積雪）	前年12月中旬から積雪が始まり、１月４日ごろから３月中旬にかけては積雪が平年を大幅に上回った。特に１月７日、16～17日、30～31日は猛吹雪となりいずれも50cm前後の降雪となり、交通機関の運休、通信回線の途絶等があり混乱した。伏木の最深積雪（２月３日）122cm。
昭和15年（1940）	１月25～30日	大　雪	１月中に日本海で発達した低気圧は例年の倍の12個に達し、寒気が頻繁に入り降雪が続いた。特に18日ころから大雪となり、日増しに積雪が増加し30日ピークに達した。18日の富山の降雪86.0cm、及び30日、31日の富山の積雪208cmはいずれも累年（1939～2001）の極値である。各地の最深積雪は細入385cm、八尾239cm、小矢部347cm、伏木182cm、井波255cm、利賀410cmでそれぞれ累年の１～２位になった。このため雪害が25日ごろから急増した。県下で死者53名（家屋倒壊による圧死）、住家倒壊32棟、非住家倒壊39棟。交通機関は全面的に止まった。北陸・高山本線は５～10日間も運休した。小中学校の休校も行われた。
昭和16年（1941）	３月11日	強　風	日本海西部の低気圧、本邦東方海上の高気圧がそれぞれ発達し、本邦付近は気圧傾度が急となり強い南風が吹いた。富山の最大瞬間風速はS28.6m／s。県下で死者１名、負傷者８名。住家全壊15戸、同半壊81戸、同一部損壊736戸、非住家被害41棟、倒木1,605本。
昭和19年（1944）	７月５日	大　雨	梅雨前線が活発となり、降水量は平野部で100～150mm、東部山岳部で250mm以上。県東部の中小河川がはん濫し流域に被害。家屋床上浸水214戸、同床下浸水903戸、橋梁流失９か所。堤防、道路、護岸等の損・決壊1,292ｍ。田畑浸水1,148ha。富山の降水量は（５日）111.2mm。
昭和20年（1945）	１～３月	大　雪	寒波が頻繁に通過し長期低温となった。降雪が続き２月26日富山の最深積雪165cm（累年第３位）。県内各地の最深積雪は真川750cm、利賀445cm、大長谷400cmで雪害が続出した。富山の月平均気温－1.2℃（１月）、－1.2℃（２月）は累年（1939～2001）の第１位。
	４月18日	大　火	08時ごろ婦負郡四方町から出火。強い南風にあおられ住家約400戸焼失。焼失面積約８ha。（移動性高気圧の後面）
	９月17～18日	水　害	台風（枕崎台風）が九州、四国地方を縦断し能登半島をかすめた。最大風速は富山SW20.3m／s。主として沿岸部に被害。死者６名、住家全壊２戸、半壊50戸、非住家50棟。船舶２隻。
昭和22年	７月10日	大　雨	熱帯性低気圧が本州中部を縦断。県下の降水量は100～

年　月　日		災害項目	記　事
(1947)			150㎜。特に小河川の増水はん濫が激しかった。中新川、上新川郡で死者２名、家屋床上浸水406戸、同床下浸水832戸。堤防道路損壊59か所、橋梁流失28か所、田畑流失320ha、同冠水2,812ha。
昭和23年(1948)	７月25日	大　雨	梅雨前線が停滞。県中部で200㎜の大雨。県下全域に被害。死者行方不明８名、負傷者104名、住家全壊12戸、同半壊20戸、同床上浸水8,122戸、同床下浸水7,960戸、非住家被害594戸、堤防決壊498か所、道路損壊665か所、田畑流失2,014ha、同冠水6,034ha。
昭和24年(1949)	８月	長期少雨（干害）	梅雨明け（７月14日）後、夏型の気圧配置が続き、伏木の月降水量は７月47.6㎜、８月64.5㎜でそれぞれ平年の25％、45％にとどまった。このため県下各地で干害が続出した。氷見、婦負、上新川の各郡で水稲枯死寸前316ha、水田大亀裂105ha。
	９月１日	強風・大雨	台風（キティ台風）が本州中部に上陸、佐渡付近の日本海に抜けた。降水量は平野部で150㎜、山岳部では250㎜となり上新川、婦負郡の被害が最も大きく、次いで下新川、富山、中新川の各郡市でも大きな災害となった。富山の降水量（31～１日）140.9㎜。死者２名。重軽傷５名、住家流失３戸、同床上浸水262戸、同床下浸水2,839戸、堤防決壊172か所、道路損壊167か所、橋梁流失47か所、田畑流失148ha、同冠水22,379ha。
昭和25年(1950)	９月３日	強風・大雨	台風（ジェーン台風）が紀伊水道から大阪湾をへて若狭湾に抜けた。富山の最大瞬間風速SSW32.6m／s。伏木SSW34.5m／s。高岡、射水、下新川の各市郡で被害が多かった。死者４名、負傷者158名、住家全半壊986戸、床上浸水27戸、床下浸水1,095戸、非住家被害897棟。道路損壊８か所、橋梁流失61か所、堤防決壊38か所、山崩れ67か所、電柱倒壊360本、船舶流失６隻。
昭和27年(1952)	11月28～29日	波　浪	太平洋岸を発達した低気圧が通過。このため28～29日にかけ富山湾では北東の風が強くなり、沿岸一帯に高波が襲った。新湊、堀岡、四方、滑川、魚津で家屋浸水982戸。田畑冠水２ha。
昭和28年(1953)	７月22日～23日	大　雨	本州に停滞した梅雨前線により、県全域に100～160㎜の大雨。県下で住家全半壊４戸、同流失１戸、同床上浸水14戸、同床下浸水580戸。堤防決壊56か所、橋梁流失７か所、道路損壊49か所、山がけ崩れ23か所。田畑流失46ha。同冠水2,298ha。
	９月25～26日	強風・大雨 波　浪	台風（テス台風）が紀伊半島に上陸し中部、関東、東北地方を縦断。県下暴風雨となり、山岳部で200～300㎜、平野部でも150㎜内外の大雨になった。また、富山湾では北寄りの強風となり風浪害も加わり、被害総額は、22億円にもおよんだ。県下全般の被害の状況は、死者６名、行方不明

年　月　日		災害項目	記事
			２名、負傷者６名。住家全壊１戸、同半壊46戸、同流５戸、同床上浸水3,474戸、同床下浸水5,712戸、非住家被害90棟。田畑流埋没114ha、同冠水15,932ha。道路・堤防決壊1,016か所、橋梁流失206か所、山崩れ232か所。電柱倒壊23本、木材流失7,108件。船舶沈没16隻、同破損172隻、定置網流失320件、漁具倉庫流失39棟であった。
昭和29日 (1954)	２月27日	融雪	発達した低気圧が日本海に入ったため、南風が強まりフェーン現象を起こし、富山の最高気温は、21.5℃になった。このため融雪が増大し県下の各河川が出水し堤防決壊47か所、被害額5,500万円。
昭和31年 (1956)	１月７ ～10日	大雪	南岸低気圧が三陸沖で発達。この後、日本海を低気圧が次々に通過し降雪が続いた。各地の積雪、富山107cm、魚津130cm、生地145cm。特に沿岸部、平野部で多く交通網が寸断された。死者行方不明４名、負傷者２名。住家全壊３戸、一部破損３戸、非住家全壊７棟、電柱倒壊６本、電信施設被害438件。
昭和34年 (1959)	１月16 ～19日	大雪 着雪	発達した低気圧の通過後、顕著な冬型の気圧配置となり連日大雪。降雪は16日には全域で50cm、17日には平地70cm、山沿い100cm以上、18日には30～50cm。県内では、死者４名、住家全半壊６棟、非住家被害３棟、なだれ２件、電柱損傷10件、高圧線断線93件、低圧引込断線1,333件。
	７月10 ～11日	大雨	日本海沿岸に停滞した梅雨前線上を小さな低気圧が次々に通過した。このため、東部山岳及び神通川支流の熊野川流域で300mmの大雨。県中南部にて行方不明者３名。住家流失２戸。同床下浸水123戸、非住家被害４棟。水田流失４ha、同冠水81ha、道路損壊11か所、橋流失11か所堤防決壊21か所、山崩れ２か所。
	８月26日	大雨	低気圧が能登半島を通過。富山の日降水量71.7mm、１時間最大降水量58.5mm。平野部の中小河川がはん濫。死者１名、負傷者２名。住家半壊２戸、同床上浸水210戸、同床下浸水3,246戸。水田埋没流失２ha、同冠水1,402ha。道路損壊10か所、堤防決壊28か所、山・崖くずれ９か所、り災210世帯。
	９月26 ～27日	強風・波浪 高潮	超大型の台風第15号（伊勢湾台風）が26日18時すぎ紀伊半島に上陸、その後三重県西部、岐阜県西方を経て27日０時ごろ富山県東部山岳部を通過、同日01時富山湾沖に進んだ。このため、26日午後から湾沿岸では北東の風が強くなるとともに高波が打上げ、27日未明には最も高くなった。新湊市を中心に高潮による大被害を受けた。県全般の被害は死者１名、負傷者３名、住家全壊21戸、同半壊243戸、同流失４戸、同床上浸水12か所、床下浸水５か所、道路損壊24か所、橋流失９か所、堤防決壊２か所、山・崖くずれ624ha、田畑冠水629ha。船舶沈没流失破損78隻。通信被害107回線。木材流失2,000石。最大風速岩瀬NE33m／s、富山NNE23m／s、

年　月　日		災害項目	記　事
			伏木NNE23m／s。
昭和36年（1961）	6月27日	大　雨	梅雨前線が南岸から北上し中部地方に停滞、県下全般に300～400mm。富山湾沿岸部に近い平野部と県東部で被害大。行方不明者１名、負傷者４名。住家全半壊49戸、同床上浸水220戸、同床下浸水2,018戸、水田流失埋没48ha、同冠水5,568ha、道路損壊106か所、橋流失12か所、堤防決壊121か所、り災世帯779世帯。
	9月16日	強風・大雨	第２室戸台風。室戸台風（Ｓ．９．９．21）と同一コースを通過した。16日18時ごろ、東部の新川地方、西部の山沿や砺波平野で南～西寄りの風が猛烈となった。最低気圧、富山965.2mb、伏木966.0mb。最大風速、富山W20.7m／s、伏木WSW21.0m／s。最大瞬間風速、富山W39.6m／s、伏木WSW33.0m／s。県下で死者９名、負傷者178名。住家全壊124戸、同半壊396戸、同床下浸水687戸、一部損壊3,857戸、非住家被害425棟。河川、砂防、道路、橋、港湾の損壊252か所。水稲倒伏32,000ha、果樹落果650ha。電信電話回線故障4,249件。国有鉄道380万円。地方鉄道190万円。電力関係8,037万円。
昭和38年（1963）	１月～２月６日	大雪・融雪	昭和38年１月豪雪。大陸の高気圧は1050～1060mbの強い勢力を維持し、一方日本海では次々に低気圧が発達して通過、本邦は顕著な冬型の気圧配置が長時間持続した。最深積雪は、富山186cm、伏木225cm、(累年記録それぞれ第２位、第１位)。11～12日は、西部平野部で70cm、15～16日は、県下全般に40～60cm、18～19日は、山沿地方で60～90cm、21～22日は、県下全般に30～60cm、23～26日は、県下全般に連日30～70cmの降雪があり、その後、２月２日から融雪による浸水被害が加わり、大きな被害となった。県下全般で死者13名、負傷者31名、行方不明１名。住家全壊46棟、同半壊28棟、同一部損壊２棟、同床上浸水122棟、同床下浸水822棟。橋流失１か所、山崩れ１か所。北陸本線23～28日ほぼ全面運休。
昭和39年（1964）	7月7～９日	大　雨	能登半島沖を東西に伸びる梅雨前線と、富山県を通過した熱帯性低気圧のため平野部で100～150mm、西部で200mm以上。東部山岳部500～600mmの大雨。県西部の砺波平野を中心に県全般に被害。行方不明者１名、住家床上浸水53棟、同床下浸水929棟。水田流埋没49ha、同冠水2,201ha。道路損壊42か所、橋流失６か所、堤防決壊20か所、山崩れ16か所。
	7月17～18日	大　雨	台風第７号くずれの低気圧が日本海南部の梅雨前線上を進み能登沖を通過。県中・西部の平野部と東部山岳部で250mm以上の大雨となり、富山平野・砺波平野で被害が大。死者・行方不明者５名住家全半壊23棟、同床上浸水2,153棟、同床下浸水12,156棟。水田流埋没75ha。水田・畑冠水5,853ha、道路損壊172か所、橋流失39か所、堤防決壊117か所、山崩れ90か所。
昭和40年	9月10日	強　風	台風第23号が室戸岬北西方に上陸、宮津付近から日本海

年　月　日		災害項目	記事
(1965)			に抜け10日16時、能登沖を通過した。このため南寄りの強風となり県の中部から東部に大きな被害。富山の最大瞬間風速SSE35.0m／s（累年第２位）。死者４名、負傷者56名。住家全半壊81棟、同一部損壊535棟、非住家被害173棟。
	９月17～18日	強風・大雨波浪	台風第24号が紀伊半島東部に上陸、中部地方を縦断。県下では、17日夕刻から暴風雨となり、沿岸部に高波。降水量は、平野部150㎜、南部山岳部で350㎜の大雨になった。県下の全河川がはん濫。高岡市、八尾町、福光町、入善町で被害。死者１名、負傷者５名、行方不明者１名。住家床上浸水183棟、同床下浸水1,048棟。水田流失480ha、同冠水1,677ha。道路損壊50か所、橋流失７か所、山崩れ12か所。
昭和42年(1967)	10月27～28日	強風・大雨波浪	台風第34号が渥美半島に上陸し、県下全域暴風雨となり、北東の風強く海岸部では大波。平野部50～70㎜、南東及び南西の山岳部で150～200㎜の大雨となった。富山の最大瞬間風速NNE34.6m／s。県下で死者、行方不明者３名。住宅半壊11棟、同一部破損165棟、同床上浸水201棟、非住家被害32棟。塩害による通信障害524回線。船舶沈没１隻、同流失３隻、同破損１隻。木材流失218m^3。
昭和44年(1969)	１月上旬	大雪	発達した低気圧がオホーツク海に停滞し、また優勢な大陸高気圧が張り出し、顕著な冬型の気圧配置が続いた。富山の日降雪量は、１日：41cm、２日：67cm、３日：48cm、４日：38cmで、積雪の深さは８日：110cmとなった。県内の交通機関は２日から９日までまひ状態となった。死者３名、負傷者11名、工場倒壊３棟。
	８月10日～11日	大雨	北陸地方に前線が停滞し、各地に大雨。県の西部で150～200㎜、東部平野部200～300㎜、東部山岳部で1,000㎜に達する豪雨となった。県東部の大小河川は洪水となり、県東部を中心に200億円を超す大被害となった。死者５名、負傷者24名、行方不明者１名。住家全壊50棟、半壊92棟、一部破損121棟、床上浸水2,132棟、床下浸水7,470棟。非住家11棟。田畑流失埋没669.3ha、冠水65.5ha、農業関係被害額10億8,830万円。農地林務関係50億4,170万円。土木被害1,711か所、同被害額124億430万円。電力・通信・鉄道等その他公共施設36億3,700万円。り災9,865世帯。
昭和45年(1970)	８月23日	強雷	日本海中部で消滅した台風第10号の影響により、23日富山県地方は南風が吹いて高温となり、夕刻からは強雷の発生により、富山市で集中豪雨となった。富山では、最大１時間降水量75㎜を記録した。死者２名、負傷者３名。住家床下浸水110戸。また北陸線、富山地方鉄道は、落雷及び浸水により一時不通。停電9,300戸。電話265回線不通。
昭和46年(1971)	７月24～26日	大雨	「戻り梅雨」により県内は、23日夜から24日早朝にかけ各地に強い雷を伴った大雨が振り、県下の河川がいっせいに増水し各地で被害が出た。主な被害としては、24日３時～６時の間に黒瀬川、高橋川、角川、布施川、渋江川の中小河川が警戒水位を越え、富山市、滑川市、砺波市等で床

年　月　日		災害項目	記事
			上や床下の浸水の被害が出た。また、25日午後から26日午後にかけて県下一帯に大雨が降った。雨量は、県西部で90㎜前後、中部東部の沿岸部で100㎜、南部と東部の山間部は120～190㎜に達し、中小河川は増水し、富山市、高岡市、新湊市では住宅の床下浸水が続出した。その他水稲の流失、埋没、冠水など農林土木関係でも大きな被害となった。
昭和47年（1972）	7月12～13日	大雨	オホーツク海高気圧と小笠原高気圧が共に強まり、本州中部に停滞していた梅雨前線が活発化して、県全域で150㎜内外の大雨となった。富山市、高岡市、氷見市など県中西部に被害が発生した。住家床上浸水50戸、同床下浸水160戸。水田冠水1,200ha。道路、河川堤防、橋等損壊190か所。
昭和49年（1974）	4月7～9日	大雨 融雪	移動性高気圧の通過後、黄海の低気圧から東に伸びる前線が北陸に停滞。南風の卓越による融雪増大と前線による大雨で県中部・東部の河川がはん濫。富山８日の降水量66.0㎜。損壊か所道路53か所、橋梁２か所、堤防69か所、山・がけ崩れ３か所・鉄軌道１か所。
	7月10日	大雨	日本海南部の前線上を低気圧が東進。前線の活動が活発となり大雨となった。伊折の10日の降水量161.0㎜。河川のはん濫、山・がけ崩れが多発した。死者２名、負傷者２名。住家全壊２棟、同床上浸水６棟、同床下浸水455棟。耕地流失１ha、同冠水1,238ha。道路、橋梁、鉄軌道損壊112か所。山・がけ崩れ、堤防損壊等21か所。農作物被害948ha。
昭和51年（1976）	8月14日	大雨	前線が日本海中部に停滞、台風第13号の影響による湿潤な空気の流失と、北方寒気の南下のため前線活動が活発となりゆっくり南下、沿岸部を中心に大雨。降水量は、富山137㎜、氷見221㎜、魚津210㎜、伏木184㎜、立山287㎜で県下全般に被害。死者４名、負傷者１名。住家全壊６棟、同半壊15棟、同床上浸水101棟、同床下浸水1,769棟。耕地流失12ha、同冠水1,074ha、道路損壊39か所、橋流失１か所、山・がけ崩れ94か所。鉄軌道１か所。り災111世帯。
昭和52年（1977）	1～2月	大雪・異常低温（積雪・凍結）	北半球の500mbでは３波数循環の大雪型が持続しており、シベリヤ東部から日本海に寒気がたびたび南下したため、大雪の日が多く積雪も多くなった。最深積雪は、富山では２月18日の136㎝、利賀では２月７日の310㎝。県下全般に雪による圧死者が多かった。死者14名、負傷者46名。住家半壊26棟、同床下浸水322棟。非住家倒壊56棟。運休は、国鉄1,152本。富山地方鉄道263本。富山空港欠航70便。農業被害１億1,000万円、林業被害2,093ha。
昭和54年（1979）	6月28日～7月3日	大雨	梅雨前線が日本海沿岸に停滞し活動が活発となる。富山の日降水量は６月29日、７月１日、２日それぞれ70～100㎜。立山の総降水量414㎜。高岡市、砺波市、八尾町で被害が多かった。住家全壊１棟、床下浸水21棟、耕地冠水14ha、道路損壊148か所、橋梁流失２か所、山・がけ崩れ３か所、堤防損壊113か所、農林業被害額２億6,475万円、北陸線10本

年　月　日		災害項目	記事
			運休。
	９月４日	強風	台風第12号が富山湾を北東進。富山の最大瞬間風速SSW32.8m／s。県全域に被害。死者１名、負傷者11名。住家一部破損21棟。水稲倒伏41.5ha、果樹落果660ha、野菜被害1,320ha、農業被害総額６億5,700万円。
	９月４日 ９月30日 ～ 10月１日	強風・大雨	台風第16号（30日18時30分中心気圧955mb）は30日夕刻室戸岬付近に上陸、その後北東進して１日02時ころ岐阜県北部を通過した。台風の接近に伴い全県が暴風圏に入り県中部山沿地方を中心に大雨が降り、婦負郡八尾町、山田村、上新川郡大沢野町、大山町で被害甚大となった。八尾の総降水量203mm、最大１時間降水量（１日02時）70mm。死者３名。住家全壊２棟、同半壊３棟、同床上浸水59棟、同床下浸水413棟、非住家損壊18棟。道路損壊47か所、山・がけ崩れ51か所。鉄軌道損壊２か所。農作物被害は水稲冠水倒伏641ha、大豆32ha、リンゴ落果20%。
昭和55年 (1980)	７月～ ９月上旬	異常低温 （長期） 寡照 （冷害）	太平洋高気圧の勢力は弱く、オホーツク海商気圧の張り出しが長時間持続した。富山の月平均気温は７月22.5℃（低温順位２位）、８月23.8℃（低温順位２位）、日照時間は７月79.5時間、８月111.0時間（ともに寡照順位累年第１位）、真夏日４日（最少１位）。水稲作況指数94で作柄不良。県南部山間部、西部山沿地方不稔、イモチ病等で収穫なし、45ha。野菜類10～20%の減収。
	12月27日 ～ １月20日	大雪 着雪	北半球500mb面では３波数循環の大雪型が続き、地上ではシベリヤ高気圧が発達し顕著な冬型の気圧配置となった。強い寒波は12月27～30日、１月２～８日、１月10～14日の３回来襲した。最深積雪は平野部150～200cm、山沿い200～250cm、山間部300～400cmとなり昭和38年豪雪につぐ大雪となった。なお、富山160cm、上市260cm利賀430cmの積雪を記録した。降雪の深さでは利賀で５日98cm、福光で５日75cm、八尾で12日75cm、富山で29日62cm。全県で雪圧による家屋の倒壊や除雪事故、雪崩等による死者が急増した。死者12名、重傷者135名、軽傷者596名。住家全壊５戸、半壊34戸、一部破損761戸、床上浸水101戸、床下浸水1,338戸。非住家全壊124棟、その他814棟。公共用建物42か所。農業災害208億円、林業災害323億円。その他水産関係にも多大の被害が発生した。交通関係では北陸・高山本線全面不通、遅延、除雪費等国鉄関係124億円。全日空欠航、富山地方鉄道関係も大きな被害を受けた。電力、通信関係では送電鉄塔（66,000ボルト）11基倒壊、ほかに断線、電柱折損等数億円の被害。
昭和56年 (1981)	７月２ ～３日	大雨 (がけ崩れ)	梅雨前線の活動が活発化し、県中部に大雨。富山では２日の降水量66.5mm。負傷者４名。住家一部破損２棟、同床上浸水１棟、同床下浸水109棟。耕地埋没流失3.1ha、同冠水129ha。道路不通97か所、橋梁損壊２か所、がけ崩れ15か所、堤防決壊等35か所。北陸本線不通により71本運休。

年　月　日		災害項目	記事
昭和58年（1983）	7月20日～27日	大雨	本州に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、20日から27日にかけて断続的に雨が降り続き、梅雨末期の大雨となった。この間の総降水量は富山332mm、伏木327mm、泊312mm、氷見281mm、魚津383mm、砺波・八尾261mm、上市404mm、福光273mm、立山1,060mmの大雨となり、家屋一部破損４棟、床下浸水180棟、田冠水671ha、河川215か所、道路178か所の被害を受けた。
	9月27日～28日	強風・大雨	28日午前10時20分ごろ長崎市に上陸した台風10号は、その後急速に衰え同日午後３時温帯低気圧に変わり、29日早朝関東沖に抜けたが、秋雨前線を刺激したため、県内では28日午後から風雨が強くなり深夜まで続いた。最大風速は富山で28日15時20分、北東15.7m／s、伏木17時50分、北北東14.1m／s、泊17時、北東17m／sを記録した。総降水量は富山156mm、泊132mm、氷見116mm、魚津177mm、伏木162mm、砺波189mm、上市188mm、福光208mm、八尾171mm、立山249mmに達した。 負傷者３名、床上浸水12棟、床下浸水683棟、道路15か所、橋梁１か所、河川６か所の被害が出た。
昭和59年（1984）	1月25日～3月23日	大雪	冬型の続いた１～３月にかけ数波にわたって強い寒波が襲来し、富山の降雪量合計が692cmに達し、56豪雪に近い大雪に見舞われた。各地の最深積雪は富山で122cm、伏木で95cm、氷見で100cm、福光で172cm、八尾で203cm、魚津で136cmを記録した。 また、雪害状況は死者21名、負傷者87名、住家の全壊３棟、半壊１棟、部分壊32棟、床上浸水16棟、床下浸水216棟であった。
	7月25日～7月26日	大雨	発達した雷雲の通過で25日夕方から各地で激しい雨が降り、砺波で18～19時に34mm、富山で19～20時で28mmの雨量を記録し、富山市等で床下浸水346棟が出た。
	12月25日～12月31日	大雪	顕著な冬型の気圧配置が連日続き、激しい雪が降り続いたため、県下各地で降雪が多くなり、空のダイヤ、長距離列車の運行も乱れ、各地で交通マヒ状態となり、住宅の全壊１棟、床上浸水３棟、床下浸水87棟、死者３名、負傷者87名の被害が出た。
昭和60年（1985）	1月４日～31日	大雪	第１級の寒波に見舞われた県内は東部、山間部を中心に断続的に雪が強く降り、特に上旬、中旬の中ごろと月末にかけて大雪となった。富山市では30日21時には最深積雪139cmとなり今冬最高を記録、昭和59年大雪の122cmを上回り、富山地方気象台統計開始（昭和14年）以来、月として累年順位５位の記録となった。また、27日には最低気温－8.3℃を記録、真冬日も１月中で５日も現れ、県内はすっぽり冷蔵庫の中。この大雪で国鉄、富山地鉄、全日空など交通機関は、運休や遅延など相次ぎ、また北陸自動車道では通行障害のため混乱した。

年　月　日		災害項目	記事
	6月29日 ～ 7月1日	大雨	台風6号の北上に伴って本州南海上の梅雨前線は次第に北上、活動が活発となり、県内では29日夕刻から30日早朝にかけ雷を伴った激しい雨が降った。また、30日15時に四国足摺岬の南約200kmに進んだ台風6号は日本列島に沿って北東進したため、これに伴い再び雨が降り出し7月1日にかけ大雨となった。このため、県内では家屋の全壊1戸、半壊2戸、床上浸水53戸、床下浸水385戸、道路の決壊14か所、山・がけ崩れ41か所、堤防決壊1か所の被害が発生した。
	7月7日 ～8日	大雨	北陸地方に停滞していた梅雨前線は、8日の明け方から昼ごろにかけて県内を南下した。7日夕方から本降りになった県下の雨は8日夜まで続き、総雨量は県東部と氷見方面で多く、宇奈月278mm、立山251mm、泊218mm、氷見175mmに達した。県東部を中心に堤防決壊8か所、山・がけ崩れ26か所、住家の床上浸水7戸、床下浸水334戸、水田冠水1,423ha、畑冠水48ha、その他の被害が発生した。
	7月13日 ～14日	大雨	日本海中部を低気圧が東進し、これに伴う前線が通過した13日の県内は未明から夕方にかけ強い雨が断続的に降った。13日午前1時から14日午前4時までの総雨量は立山212mm、上市122mm、大山105mm、宇奈月99mm、氷見81mm、富山77mmに達した。この大雨で県西部を中心に住家の全半壊3戸、道路決壊4か所、山・がけ崩れ4か所の被害が発生し、富山市、高岡市、氷見市や大沢野町などでは住家の床下浸水48戸、その他の被害が発生した。
	7月22日 ～ 9月6日	干害・酷暑	県内は7月15日に梅雨が明けたあと太平洋高気圧に覆われ、7月下旬にはその勢力が更に強まり、安定した夏型の気圧配置となって暑い晴天が9月上旬まで続き、富山地方気象台統計開始（昭和14年）以来の猛暑の夏となった。また、これに伴い7月22日～9月6日までまとまった降雨は見られず、この期間の降水量は富山市で21.5mmで非常に少なかった。このため、各地で水不足による農作物の被害が発生した。
昭和61年 (1986)	2月5日 ～6日	大雪	冬型の気圧配置が続き、強い寒気が南下したため、5日未明から6日朝にかけては激しい雪が断続的に降り、県東部の平野部を中心に大雪となった。富山市や魚津市では60cmを超える降雪があり、積雪は富山市で117cm、魚津市で148cmに達し、この冬の最深となった。このドカ雪のため、鉄道の運休や遅延、バスや航空機の遅延が相次ぎ、また、道路では圧雪や凍結による車のスリップ事故が多発し、交通網が混乱した。
	6月17日	強風	東シナ海にあった低気圧が発達しながら朝鮮半島南部を経て日本海を北東に進んだため17日の未明から正午頃にかけて、県中央部の神通川と庄川に沿った地域で南よりの強風が吹いた。富山市では10時00分に南の風15.0m／sの最大風速を観測した。また、同時刻に南の風26.6m／sの最大瞬

年　月　日		災害項目	記　事
			間風速を観測、これは６月として富山地方気象台の観測開始（昭和14年）以来の極値となった。
	６月下旬 ～ ７月下旬	低温寡照	オホーツク海高気圧が連日のように現れ、寒気の入り易い気圧配置が持続したため、県内は６月下旬から７月下旬の梅雨明けまで、顕著な低温と日照不足が続いた。とりわけ、７月上旬には強い寒気が流入したため、２日から５日にかけては４月下旬頃の最低気温が続いた。 また、富山市における７月上旬の平均気温と日照時間は、ともに、気象台が昭和14年に観測を開始して以来の低い（少ない）値となった。このため、水稲の成育が全般に抑制され、出稲期は１週間程度遅れた。
	８月16日	大雨	16日の午後は上空に冷たい空気が流れ込み大気の状態が不安定となったため、県中部の山沿いで強いにわか雨が降った。八尾町では15時頃から約２時間に51㎜の雨が降り、17時までの１時間雨量は38㎜に達した。このため、15時40分頃、同町保内の中核工業団地建設予定地の土盛り（高さ、巾とも２ｍ）が長さ10ｍにわたって決壊し、付近のスーパー農道約1.5㎞を20㎝位の土石で覆い、さらに福島上野地区にも濁流が流出し２棟が床下浸水する等の被害が発生した。
	８月24日	大雨	日本海中部の低気圧から南に伸びる寒冷前線が23日夜から24日朝にかけて県内を通過した。このため、富山市付近を中心に短時間に大雨が降り、富山市で24日１時に、上市町では５時にそれぞれ１時間の雨量が40㎜を超えたほか、各地に強い雨を降らせた。総雨量は10～50㎜の所が多かったが、富山市や上市町では120㎜を超えた。この雨で富山市内等を中心に浸水する所が続出、床上浸水５棟、床下浸水334棟をはじめ道路損壊23か所、田畑の冠水39ha等の被害が発生した。
	９月３日	がけ崩れ	台風第15号から変わった熱帯低気圧が、３日朝には関東地方に進んだ。この影響で県内は３日の未明から夕方まで雨が降った。総雨量は各地とも30～40㎜であったが、６時頃八尾町仁歩地区でがけ崩れが発生し、県道八尾－古川線沿いの斜面が長さ40ｍ、高さ15ｍにわたって崩れ落ち、約120m^3の土砂が道路をふさいだ。
	９月29日 ～30日	大雨	29日から30日にかけて台風第17号が本州の東海上を北東に進み、北陸地方の上空にはやや冷たい空気が流れ込んだ。このため、県内では大気の状態が不安定となり、29日の夜から30日の夜にかけて強い雨が降った。特に、30日の朝方から午後にかけては１時間に20㎜前後の雨を伴い、八尾町や富山市など県の中央部で局地的な大雨となった。総雨量は八尾町で123㎜、富山市で101㎜、朝日町で68㎜に達した。富山市を中心に床上浸水12棟、床下浸水206棟のほか、道路や河川の護岸が９か所で損壊する等の被害が発生した。
昭和62年	４月21日	強風	21日９時、朝鮮半島の北部にあった低気圧は、発達しな

年　月　日		災害項目	記事
(1987)		異常乾燥	がら日本海を北東に進み、22日９時には宗谷海峡の西に達した。このため、県内は21日の午後から22日の午前中にかけ、南よりの強風が東部の平野部を中心に吹き荒れ、富山市では最大風速が19.1m／sに達し、また、最大瞬間風速は４月の極値となる34.5m／sを観測した。この強風のため、11人が負傷し、家屋の一部損壊８棟、ビニールハウスの全壊232棟などの被害が発生した。また、フェーン現象が顕著となり、空気が著しく乾燥したため、火災の発生が相次ぎ、黒部市では民家１棟と山林10haを焼失するなど県内に８件の火災が発生した。
	４月～５月上旬	少雨	４月始めから５月12日にかけて県内は、帯状の高気圧に覆われて晴れる日が多かったため、各地とも降水量が著しく少なかった。富山市におけるこの間の降水量は、45.5mm（平年の25%）で、観測開始（昭和14年）以来、最も少ない記録となった。このため、西部の山沿いを中心に水不足が深刻となり、水田70haが植え付けが出来なかったほか、野菜類に生育の遅れるものが出た。
	７月14日～15日	大雨 落雷	14日～15日は、北陸地方に梅雨前線が停滞し、一方、台風第５号が南西諸島方面から朝鮮半島に向かって北上した。このため、県内は、大気の状態が不安定となり、雷を伴った強い雨が断続的に降り、所々で１時間に30mmを超える大雨となった。総雨量は、細入村で127mmに達し、その他の所でも50mmを超える所が多かった。この雨のため、各地で道路の欠壊（27か所）、河川の欠壊（15か所）等の被害が発生した。
	８月13日	大雨 落雷	13日の県内は、太平洋高気圧の後退に伴い、南からの暖かい湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となった。このため、午後には雷雨が発生し、県の南部で局地的な大雨が降った。とりわけ、細入村では、15時～16時の１時間に富山県の観測史上最も多い78mmの記録的な大雨を観測、また、14時～17時までの３時間の総雨量は114mmに達した。この大雨のため、細入村を中心に床下浸水２棟、砂防施設の欠損２か所、道路の欠損11か所等の被害が発生した。
	９月２日～３日	大雨 落雷	上空に流れ込んだ寒気の影響で大気の状態が不安定となったため、３日夜半頃、県の中央部で、雷を伴った局地的な短時間の大雨が降った。富山市では、４日の午前１時にかけ１時間に34mm、２時間で50mmの雨量を観測した。このため、富山市や婦中町を中心に242棟が床下浸水したほか、落雷により約500戸が３時間余り停電､約２万戸が瞬間停電し、電話回線も110戸で不通となった。
昭和63年(1988)	６月２日～４日	大雨	２日朝、九州の西海上にあった低気圧は、東北東に進んで本州を縦断し、４日朝には三陸沖に去った。一方、台風第２号が台湾付近から北東に進み、３日９時には沖縄本島に達した。このため、本州付近には、南からの暖かく湿っ

年　月　日		災害項目	記事
			た空気が流れ込み、全国的に大雨が降った。 県内は、２日の夕方から本格的な降雨となり、３日宵の内をピークに４日の朝までやや強い雨が降り続き、この間の総雨量は、上市町の195ミリを筆頭に、大山町で162ミリ、宇奈月町で158ミリ、魚津市で149ミリ、富山市で133ミリを観測した。 このため、大沢野町芦生、大山町小谷、氷見市仏生寺及び山田村宿坊で小規模なが け崩れが発生したほか、国道359号線の富山市有沢、八尾町栗杉、同清水で道路が決壊する等の被害が発生した。
	６月25日 ～ ７月29日	寡照 低温	６月下旬の後半からは梅雨前線の活動がやや活発となったため、曇りや雨の日が続くようになった。７月上旬末には太平洋高気圧が一時的に強まり、西日本方面では梅雨明けとなる所もあったが、その後７月末頃にかけては、オホーツク海高気圧が勢力を強めたため、梅雨前線は再び南下した。 このため、この期間の県内は、各地とも日照時間が極端に少なく、平年の50％に満たない所が多かった。富山市と高岡市伏木とも７月の日照時間は観測開始（富山昭和14年、伏木明治26年）以来の最少を記録した。
	８月24日 ～26日	大雨 落雷	24日～26日は、秋田沖に前線が停滞し、これに本州南東海上の熱帯低気圧から暖かい湿った気流が流れ込んだ。このため、県内は大気の状態が不安定となり、連日、強い雷雨が発生し、落雷による停電や短時間の大雨による浸水、がけ崩れ等の被害が相次いだ。 25日朝から午後にかけて降った１時間20～40ミリを超える強雨のため、小矢部市と大沢野町で住宅43棟が床上、床下浸水したほか、小矢部市、氷見市、福岡町等では小規模なが け崩れも発生した。 26日午前２時頃、八尾町桐谷地内の民家の裏山が幅20m、高さ10mにわたって崩れ落ち、約400m^3の土砂が流出して外壁に接した。
平成元年 (1989)	１月 ～２月	暖冬 少雪	１月～２月の県内は、気温の高い日が多く、冬型の気圧配置も長続きしなかったため、記録的な暖冬・少雪となった。この間、富山市では、気温が平均で平年を2.5℃上回り、また、降雪の深さの合計は平年の17％と非常に少なく、ともに、富山地方気象台観測開始（昭和14年）以来の高温、少雪を記録した。
	４月16日	強風	低気圧が発達しながら能登半島沖を進み、これに伴う寒冷前線が通過した16日の夕方頃、県内では南～西よりの強風が吹き荒れ、富山市では、午後４時48分に瞬間最大風速が29.5m/sに達し、午後４時50分には西の風16.7m/sの最大風速を観測した。この強風のため、富山市四方の八津浜沖などで事故が相次いだ。
	９月２日	大雨	日本海沿岸に停滞した秋雨前線の影響で、県内は２日か

年　月　日		災害項目	記事
	～ 9月7日		ら7日のかけて大雨が降り、この間の総降水量は220～300㎜に達した。富山市で観測された3日の日降水量126.0㎜及び月降水量の481.5㎜、ともに富山地方気象台観測開始（昭和14年）以来、9月としても多い記録となった。
平成2年 (1990)	1月10日	強風	前線を伴った低気圧が日本海中部を発達しながら東北東に進んだため、未明から南よりの風が強く、特に前線が通過した夕方から夜にかけては、各地で突風が吹き荒れた。富山市では午後4時26分に、1月としては富山地方気象台観測開始（昭和14年）以来第1位となる最大瞬間風速29.0m/s（西南西の風）を観測した。
	2月	暖冬 少雪	この月は、連日平年の気温を上回る暖かい日が続き、雪は殆ど降らなかった。このため、1月下旬にまとまって降った雪も半ば頃には消え去った。富山市における月平均気温5.7℃（平年2.4℃）は、富山地方気象台観測開始（昭和14年）以来第1位の高温となり、また、雪日数3日（平年17日）、降雪量の月合計11cm（平年123cm）ともに観測開始以来の最少を記録した。
平成3年 (1991)	6月28日 ～30日	大雨	梅雨前線の活動が活発となったため、県西部を中心に激しい雷雨となり、28日午後3時から30日午前7時までの総雨量は、砺波185㎜、平153㎜、八尾151㎜、福光146㎜、富山144㎜を記録した。このため、富山市では床上3棟、床下49棟、婦中町では床下60棟の浸水被害が発生した。29日午前には落雷により、富山市などで15万5千戸が停電した。
	9月27日 ～28日	強風	大型で非常に強い台風19号は、長崎県佐世保市の南に上陸し、勢力を保ちながら日本海を北東進、28日午前2時に輪島市の北西170キロを通過した。県内では台風の接近に伴い、27日夕方から次第に風が強まり、28日午前1～4時にかけて突風を伴った15m/s以上の暴風が吹き荒れた。このため、住宅の損壊が県内で149棟に及び、倒木等による道路交通規制が実施、ＪＲ・私鉄が運休した。また、高圧配電線の切断等により6万6千戸が停電した。農作物や農林漁業施設への被害も広範囲に発生した。
平成4年 (1992)	6月20日 ～21日	大雨 落雷	上空に寒気が入り、大気の状態が不安定となったため、夜半過ぎから神通川流域沿いの幅狭い地域に発達した雨雲が次々に富山湾から流れこんで大雨となり、21日0時～9時までに富山で111㎜、細入で61㎜、八尾で55㎜を観測した。
	8月24日	大雨 落雷	南から暖かく湿った空気が本州中部に流れ込み、大気の状態が不安定となった。このため、昼過ぎから夕方前にかけて激しい雷雨となり、八尾で15時までの1時間に52㎜の強雨を観測した。富山市で10棟、大沢野町で1棟の床下浸水が発生したほか、落雷により県内の広い範囲で停電が発生した。
	9月25日	強風	台風19号から変わった低気圧が発達して日本海を進んだため、強い南風が長時間にわたって吹き荒れ、富山で最大

年　月　日		災害項目	記事
			瞬間風速29.3m/sを観測した。この強風のため、富山市で４棟の屋根棟を一部破損したのをはじめ、農作物等に被害が発生した。
平成５年（1993）	２月７日	地震	７日22時27分に能登半島沖（北緯37.7度、東経137.3度、深さ25km）で地震（マグニチュード6.6）が発生し、富山、伏木で震度４（中震）を観測した。この地震により、富山湾沿岸には津波注意報が発表された。 ＪＲ西日本では一時運行を見合わせたため運休や遅れが生じ、大門町の民家のモルタル壁が崩れたほか、富山市、高岡市、小矢部市で天井や窓ガラス等の建物被害が発生したが、津波による被害はなかった。
	７月12日	大雨	梅雨前線が北陸付近で停滞し、活動が活発となった。このため、12日朝には１時間20～30㎜の強い雨が降り、12日０時から８時までに魚津で72㎜、富山で68㎜の雨量に達した。 この雨で、富山市41棟、魚津市６棟、滑川市３棟の床下浸水が発生し、魚津市で護岸決壊１か所のほか、県内で４か所の道路欠損があった。
平成６年（1994）	４月12日	強風	東シナ海から日本海に進んだ低気圧が、猛烈に発達しながら北東進し、中心から伸びる寒冷前線が12日午後８時20分に当地方を通過した。このため、12日午前３時過ぎに富山地区から南風が強くなり、夜半前までの長い時間に広い範囲で強風が吹き荒れた。（死者：大沢野町２人、山田村１人　負傷者：富山市他16人　停電：富山市他7,500戸）また、フェーン現象となって空気が乾燥し、県内の22市町村で火災警報が発令された。
	12月５日	山崖崩れ	２日には発達中の低気圧が日本海北部を北上し、この低気圧から南西に伸びる寒冷前線が日本海中部を南下して夕方に富山県地方を通過した。その後、３日から６日にかけて冬型の気圧配置が続き、上空には寒気流れ込んだ。このため、２日夕方から雨が振り出し、３日からは時々あられを伴うしぐれの天候が続いた。また、八尾では２日の降り始めから被害の発生した５日午後６時までの降水量が81㎜に達した。 ５日午後５時ごろ、婦中町牛滑地域の丘陵地でがけ崩れが発生し、午後５時55分ころには木造二階建ての住宅１棟が土砂で押しつぶされ半壊した。住宅は丘陵地の約30m下の斜面に位置しており、丘陵地は長さ約250m、幅約150mにわたって崩れた。雨による地盤の緩みが原因と考えられている。
平成７年（1995）	２月１日～３月11日	地すべり	３月11日八尾町滝脇地区で地すべりが発生していることが確認された。地すべりは、幅50m、下部の長さが200mで、２～３mすべり落ちていた。この地すべりにより県道50mに渡って損壊し、電柱も移動して倒れかけた。雪解け水による地盤の緩みが原因と見られている。地すべりの起こっ

年　月　日	災害項目	記事
		た地域は、地すべり防止区域（建設省）及び地すべり危険箇所（県）に指定されていた。
7月2日～4日	大雨 崖崩れ	2日から4日は、黄海方面から進んできた低気圧が日本海中部から三陸沖に進み、梅雨前線の活動が活発となった。 このため、県内は2日正午ごろから4日午前中にかけて強い雨が断続的に降った。特に、3日未明は宇奈月で1時間に32㎜を観測するなど、県内各地に10～30㎜の強い雨が降った。総降水量は、立山で158㎜、宇奈月で133㎜、上市で114㎜と県東部の山沿いで100㎜を超え、その他の地域でも50～100㎜の大雨となった。この大雨のため、3日午前11時ごろには大山町有峰の有料道路有峰線折立トンネル付近の道路拡幅工事現場でがけ崩れが発生し、作業員2人が死亡し1人が重傷を負った。 県消防防災課の調べによるとこの雨により、道路22か所、河川14か所、砂防4か所に損壊等の被害、その他公共施設にも被害が発生した。
7月7日～14日	大雨	本州の南岸に停滞していた梅雨前線は、7日から次第に北上し、その後14日にかけて日本海沿岸付近に停滞した。このため、北陸地方には暖かく湿った空気が流れ込んで梅雨前線の活動が活発となり、県内7日夜から9日午前中に80～220㎜、10日夕方から13日未明に70～550㎜、13日夜から14日夕方に20～160㎜の断続的な大雨に見舞われた。 とりわけ、梅雨前線が北陸地方に停滞した11日と12日は、宇奈月で11日17時までの1時間に42㎜、伏木では12日04時までに同じく45㎜を観測するなど、県内各地に激しい雨を断続的に降らせた。この2日間の降水量合計は、県東部の山沿いで特に多く立山では510㎜、宇奈月で330㎜に達した。 これ等の大雨により、県内各地で、家屋の浸水、河川や道路の損壊、田畑の冠水などの被害が多数発生した。 県消防防災課の調べによると、床上浸水1棟、床下浸水127棟のほか、非住家1棟、道路97か所、橋りょう1か所、河川174か所、砂防26か所の損壊、崖くずれ1か所となった。
8月10日	地すべり	10日は、日本海から寒冷前線が南下して北陸付近を通過したため、昼頃を中心に雷を伴って短時間に強い雨が降った。泊では13時までの1時間に33㎜、立山では11時までの1時間に22㎜、同じく大山と細入では14㎜の降水量を観測した。 総降水量は県東部で多く20～70㎜のまとまった雨量となった。 このため、大沢野町根上地内で地すべりが発生し、約600立方メートルの土砂が道路に流れた。
8月21日	大雨	21日は、九州の南海上を台風第7号が北上し、本州上の秋雨前線の影響で不安定な天気となったため、午後を中心に県内の所々で雷を伴って短時間に激しい雨が降った。八尾では16時までの1時間に68㎜、魚津では17時までの1時間に28㎜の降水量を観測した。総降水量は、八尾で84㎜、

年　月　日		災害項目	記事
			魚津で47㎜、上市と平で40㎜などであった。この大雨のため、八尾町の福島町、諏訪町、東町で６棟床下浸水する被害が出た。
	８月30日 ～31日	大雨 地すべり	30日から31日にかけて前線を伴った低気圧が、朝鮮半島から能登半島を経て北日本方面に進んだため、県内は、30日夕方から31日夕方にかけて１時間に10～20㎜の強い雨が断続的に降り、総降水量は60～190㎜の大雨となった。31日17時ごろ大沢野町田池地内で地すべりが発生し、消防分団の屯所裏に土砂約45立方メートルが流れ出た。
平成８年 (1996)	４月２日 ～４日 11日 ～12日	大雪	冬型気圧配置となって上空に強い寒気が流れこんだ２日～３日及び11日～13日に季節外れの雪が降った。特に、真冬並の寒気が流入した12日は、東部で20～30㎝、西部で2～10㎝の積雪となった。このため、県内ではビニールハウスの倒壊、スリップ事故の多発や列車の遅れなどの被害が出た。なお、富山と伏木では、積雪の深さの月最大値、降雪の深さの月・日合計値が、ともに統計開始以来の極値となった。 この季節外れの雪で県東部を中心に水稲の育苗ハウス約3,000棟が全半壊し、被害額は約３億円にのぼった。
	６月24日 ～26日	大雨 山崖崩れ 地すべり 洪水	24日～26日は、上海付近に低気圧が進んできて、本州の南岸に停滞していた梅雨前線が能登半島付近まで北上し、前線の活動が活発となった。 このため、県内では24日14時から26日14時にかけて雨が降り続き、特に、前線上を低気圧が通過した25日は１時間に10～30㎜の強い雨が断続的に降り、東部で150～370㎜、西部で130～160㎜の日降水量を観測、ほとんどの観測所で６月の日降水量の極値を更新する記録的な大雨となった。 この大雨による被害は、住家の床上浸水１棟、床下浸水28棟、水田の流失・埋没13ha、道路被害54か所、橋梁３か所、河川被害123か所、砂防19か所。 また、県内の河川は、片貝川など県が管理する16河川で警戒水位に達し、国の直轄河川の黒部川、小矢部川、庄川、神通川でも警戒ラインを超えた。
平成９年 (1997)	６月28日 ～29日	大雨 強風 波浪	中型で並の強さの台風第８号は、28日09時過ぎに長崎県の西彼杵半島に上陸した。上陸後は、東北東に進み、徐々に速度を速め28日22時頃高山市の南西約40㎞付近を通過、本州を縦断しながら29日03時過ぎに福島県いわき市付近から三陸の東海上に進んだ。県内の風は、28日11時～29日01時頃にかけて10m／sを超える北北東から北東の風が吹いた。19時～22時頃にかけては15m／sを超えた。雨は、28日の18時～23時を中心に強く降り、八尾では28日の19時に時間雨量が40㎜を超え、総降水量は180㎜を超えた。その他の地点でも、総降水量は50㎜～40㎜に達した。 県内では、水田流失・埋没10ha、道路40か所、河川10か所、砂防１か所、がけ崩れ３か所、海岸11か所、果樹・野菜10haで被害が生じた。

年　月　日		災害項目	記事
平成10年 (1998)	２月４日	山崖崩れ	４日は、日本海北部の低気圧から南西に伸びる前線が通過した。この前線の通過で３日の夜遅くから雨が降りだし、４日の明け方から雨が雪に変わった。県内の雨量は10㎜位であった。 ４日８時頃、婦中町千里地内の県道下瀬・小倉線北側の山が幅約100m、高さ70m、深さ約12mにわたって崩れ、土砂が道路をふさいだ。
	２月12日	融雪	12日は中国東北区と沿海州に発達中の低気圧があって東北東に進み、その中心から南西に伸びる寒冷前線が日本海に達していた。この前線の通過で県東部に10～20㎜の雨が降った。また、南よりの強い風が吹きフェーン現象が起こり、八尾では最高気温が14.5度まで上がった。 12日八尾町岩屋地内で山腹が幅約80m、高さ約50mにわたって崩壊した。
	７月30日	大雨	30日上空に寒気を伴った低気圧が北陸地方を通過し大気の状態が不安定となった。県内では、30日の５～８時にかけての短時間に東部を中心に強い雨が降った。 住家被害＋関係は、魚津市(4)・婦中町(4)で床下浸水８棟、魚津市(110)・立山町(31)・婦中町(13)・細入村(1)で床下浸水155棟。農業関係では、魚津市の農地1.5haが冠水した。その他に細入村楡原石黒谷地内の神通川の支流の谷のコンクリート壁が崩れた。
	８月７日	大雨	日本海の低気圧から朝鮮半島に伸びる前線が北陸付近に南下し、７日１～９時にかけての１時間降水量が所々で20㎜を超えた。富山では８時までの１時間に55㎜、上市では９時までの１時間に64㎜の強い雨が降り、両観測所の日降水量は100㎜を超えた。 このため県内では、床上浸水190棟、床下浸水1,353棟、堤防決壊３か所、道路損壊１か所、崖崩れ10か所、通行止め11路線15か所の被害が発生した。 落雷、停電は、砺波市寿町で落雷があり、木造２階建て約250㎡を全焼した。富山市の大町の74戸が２時間半停電した他、市内約1,200戸が数分間停電。
	８月12日 ～13日	大雨	朝鮮半島から日本海を経て北陸付近に伸びる停滞前線の影響で、12日は県西部を中心に大雨となり、特に７～13時にかけて富山、砺波、八尾、立山は最大１時間降水量が50㎜を超え、砺波、上市、八尾、立山では日降水量が130㎜を超えた。13日は８～13時にかけて強い雨となり、砺波では最大１時間降水量が40㎜を超え、上市では日降水量が150㎜に達した。２日間の降水量は、富山、砺波、大山、上市、八尾で200㎜を超え、立山では341㎜に達した。 このため県内では、床上浸水47棟、床下浸水981棟、非住家浸水147棟、非住家一部破壊２棟、崖崩れ36か所、山崖崩れ14か所の被害が発生した。 停電は、12日富山市中心部から南部と婦中町の一部で約10,000戸が15分～１時間停電。

年　月　日		災害項目	記　事
			通行止めは、12日道路の冠水、崖崩れ等で国道156、360、471号線で４か所、県道では16路線18か所、13日道路の冠水、崖崩れ等で国道359、471号線の３か所、県道は10路線10か所。
	９月１日	大　雨	１日は上空の気圧の谷の影響で大気の状態が不安定となって局地的に強い雨が降った。婦中町（消防署）では同日の18時30分～19時30分までの１時間に55.0㎜の雨量を記録した。 １日18時30分～20時30分ごろにかけて、婦中町速星地区で５棟が床上浸水、１棟が床下浸水した。
	９月22日	強　風 大　雨	台風第７号は、22日13時過ぎに和歌山県御坊市付近に上陸し、18時頃富山市付近を通過し、23日９時に北海道根室市の南東海上で温帯低気圧に変わった。富山では22日17時30分に最大風速、北東の風21.0m／s、伏木では22日17時25分に最大瞬間風速、北の風40.4m／sを記録した。また、22日15時から20時にかけて所々で１時間雨量が20㎜を超える強い雨が降った。軽症６名、半壊又は一部損壊住家20棟、床上浸水64棟、床下浸水703棟、非住家被害160棟、山がけ崩れ、橋の流出、道路損壊、河川の堤防決壊、河川の一部損壊、砂防設備損壊等の被害があった。
平成11年（1999）	９月15日	大　雨	15日は、北陸地方をゆっくり南下した秋雨前線が台風16号の接近に伴い活動が活発となり、県内では、多い所で200㎜を超える大雨となった。 家屋の被害は、富山市で１棟、婦中町で１棟、利賀村で１棟合計３棟が床上浸水し、富山市で５棟、魚津市で２棟、滑川市で７棟、大沢野町で４棟、上市町で３棟、立山町で２棟、八尾町で１棟、婦中町で１棟、山田村で２棟、合計27棟が床下浸水したほか、６市町村で合計16.75haの田畑が冠水した。
	９月21日～22日	大雨・雷	21日は秋雨前線が本州付近に停滞したため、県内各地で２日間で200㎜の大雨となった。
平成12年（2000）	７月17日	大　雨 強　風	朝鮮半島北部から日本海中部を経て東北地方に伸びる梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となった。昼過ぎから県東部で雷雲が発生し、局地的に短時間に強い雨が降った。大山では15時までの２時間に69㎜の降水量を観測した。また、雷雲の通過に伴い局地的に突風が吹いた。17日14時頃、大山町牧野の住宅裏の斜面が幅約５ｍ高さ７ｍに渡って土砂が崩れたほか、同町棚ケ原の町道東福沢小谷線では道路脇の石積みが幅約30ｍに渡って崩れた。
	８月９日	大　雨 落　雷 強　風	上空に強い寒気が流れ込んだため大気の状態が不安定となり、強い雷雲が発生して強い雷や突風を伴い所々で強い雨が降った。富山市で26棟が床下浸水したほか、11時頃から富山市、婦中町、立山町、大山町で約24,400戸、高岡市、砺波市、新湊市で約4,000戸、滑川市で14,500戸合計約

年　月　日		災害項目	記　事
			42,900戸が停電した。17時頃にはほぼ回復した。10時25分頃砺波市林の住宅に落雷し、木造一部二階建て約260平方メートルを全焼した。八尾町のケーブルテレビ八尾では落雷の影響で10時30分頃から３時間近く400～500世帯で、番組の視聴やインターネットへの接続、テレビ電話の使用ができなくなった。
平成13年（2001）	６月29日	大雨 落雷	29日の県内は上空に寒気を伴った気圧の谷が通過し、大気の状態が非常に不安定となり、未明から朝のうちにかけて沿岸部を中心に局地的に雷を伴った激しい雨が降った。高岡市伏木の最大１時間降水量は74.5㎜、最大10分間降水量は18.5㎜を観測し、共に伏木の６月の第１位を更新した。また日降水量は130.5㎜を観測し６月の第２位となった。 床上浸水３棟（富山市１棟、高岡市２棟）、床下浸水669棟（富山市14棟、高岡市178棟、滑川市457棟、入善町16棟、福岡町４棟）。
	８月７日	大雨	７日の県内は北からの高気圧に覆われたが、上空に寒気が入り大気の状態が不安定となったため、局地的に激しい雷雨となった。 富山市で用水が氾濫し、大町、中川原町など24地区で100棟が床下浸水、常磐町で１棟が床上浸水した。
平成14年（2002）	７月９日～10日	大雨	北陸付近に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、10日昼前には県内の所々で１時間に20～30ミリの強い雨が降った。大沢野町長走の神通川右岸かすみ堤が陥没。
平成16年（2004）	２月４日～２月８日	大雪 落雷	２月４日から８日かけて強い冬型の気圧配置となり、５日９時には輪島上空に－38.7度の寒気が流入し県内は大雪となった。７日、富山の降雪量（当９時－翌９時）は52cmに達し、アメダスの積雪観測では猪谷の134cmを最大に魚津、伏木、富山、砺波で50cmを超えた。この大雪のため、大島町の男性が除雪中に用水に転落し死亡、大山町と八尾町では男性が屋根の雪下ろし中に転落し１名が重傷、１名が軽傷を負った。また、大沢野町では投雪により用水が溢れ住家２棟が床下浸水し、八尾町では屋根に積もった雪の重みで非住家１棟が倒壊、大門町では落雷のため民家の一部が焼ける被害があった。
	５月16日～５月17日	大雨	16日昼頃から17日昼前にかけて富山県付近に前線が停滞し、前線上を東北東に進んできた低気圧の影響で大雨が降った。このため、16日０時から17日13時までの富山の総雨量は92㎜となった。前線の影響でまとまった雨となり17日に富山市呉羽町の寺院の石積みが高さ４ｍ、幅７ｍに渡って崩れ市道をふさぎ、通行止めになった。
	７月17日～７月18日	大雨 強雨	17日夜遅くから18日午前３時頃にかけ、北陸付近を南下した梅雨前線の影響で大雨となった。富山市で床上浸水３棟、床下浸水４棟、宮ケ谷北押川線で法面崩壊による片側交互通行、上市町で床下浸水１棟、道路の通行止めが４か所、婦中町で床下浸水14棟、立山町では富山立山公園線で

年　月　日		災害項目	記事
			土砂崩れ１か所、八尾町で国道471号切詰～県境で山崖崩れによる通行止めがあった。
	９月７日 ～ ９月８日	強風 高潮	台風第18号は、７日９時半頃長崎市付近に上陸し、その後日本海へ抜け北東に進み秋田沖を経て北海道の西海上を北上した。富山県には７日21時頃最も接近した。台風の強風により重傷者が上市町２名、八尾町１名、福光町１名、富山市他５市町で軽傷者15名の人的被害があった。また、富山市62棟、魚津市20棟他８市町村で住家の一部損壊、婦中町13棟他10市町村で非住家の一部損壊などの被害があった。強風によりごみが用水をせき止めた影響で富山市で床下浸水２棟の被害があった。富山市他15市町村で8,800戸の停電があった。農業関係ではりんご、なしの落果など被害額５億円以上の被害となった。
	９月14日	大雨 落雷	14日未明から早朝にかけて、日本海にある前線の南下に伴い、県内は激しい雷雨となった。床下浸水が高岡市で21棟、新湊市で３棟、砺波市で２棟、小矢部市で１棟、大沢野町で４棟、道路の路肩や法面崩落の通行止めなどが八尾町で２箇所、大山町及び小矢部市で１箇所あった。
	10月20日 ～ 10月21日	強風 大雨	台風第23号は、強い勢力を維持したまま20日13時頃に高知県土佐清水市付近に上陸し、その後近畿、中部、関東地方を通過して21日には千葉県銚子市付近から太平洋に抜けた。台風の北上に伴い、本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となった。人的被害は、１名が神通川中洲に取り残されて流され行方不明となり、強風による転倒等で負傷者73名（練習帆船海王丸の負傷者含む）、浸水被害は富山市で床上267棟、床下338棟、大沢野町で床上1棟、婦中町で床上1棟、床下30棟あった。その他、強風による建物被害など54棟、港湾施設や船舶、果樹や野菜の損傷、園芸施設や畜産施設の破損等の被害があった。また、土砂崩れや冠水による道路の通行止めなど85箇所、停電が30,600戸あった。
平成17年 (2005)	１月20日 ～ １月21日	雷 大雪	冬型の気圧配置が強まり20日夜から21日にかけ断続的に雪が降った。20日は落雷のため、富山市や婦中町で約7,200世帯で停電となった。21日は八尾町武道原地内の国道472号線道路脇の斜面が延長30ｍに渡り崩れ国道が一時通行止めになった。
	12月12日 ～ 12月15日	大雪 着雪	冬型の気圧配置が強まり、雪の影響による停電が富山市で 320 世帯、高岡市 220 世帯、氷見市 963 世帯、南砺市 160 世帯発生。
	12月17日 ～ 12月19日	大雪 着雪	冬型の気圧配置が強まり、大雪。除雪作業等により、県内で12名が負傷（富山市5名軽傷）

年	月　日	災害項目	記事
	12月22日 ～ 12月25日	大雪	冬型の気圧配置が強まり、大雪。除雪作業等により、県内で23名が負傷（富山市6名軽傷）。
	12月26日 ～ 12月30日	大雪 強風	冬型の気圧配置が続き、大雪。除雪作業等により、県内で25名が負傷（富山市2名重傷、5名軽傷）。
平成18年 (2006)	１月３日 ～ １月12日	大雪 低温	３日から５日にかけて、北海道の東海上で低気圧が発達し、強い冬型の気圧配置となった。猪谷では積雪204cmを記録（５日、史上２位）。除雪作業等により、県内で55名が死傷（富山市死亡１名、負傷11名）。また、市内で納屋全壊１棟、床下浸水１棟が発生したほか、低温による水道管破裂が相次いだ。
	１月13日 ～ １月22日	融雪	13日から14日にかけ、低気圧に伴う降雨や南からの暖気の影響で融雪が進んだ。市内では、除雪作業等により、１名が死亡した。また、がけ崩れ１件発生した。
	１月23日 ～ ２月３日	大雪	冬型の気圧配置となり、断続的に降雪。市内では、除雪作業等により、２名が負傷。また、路面凍結による転倒事故が相次いだ。 今冬の大雪は「平成18年豪雪」と命名される（３月１日、昭和38年１月豪雪以来43年ぶり）。
	７月15日 ～ ７月19日	大雨 強雨	北陸地方に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、市内各地に被害が発生した（市内：非住家床下浸水２件、道路冠水２件、土砂崩れによる交通止め、神通川水辺プラザ浸水のため使用中止）。また、神通川から流れたとみられる大量の流木が20日岩瀬漁港、岩瀬浜海水浴場付近に漂着、問題となった。
平成19年 (2007)	12月 ～ ２月	(暖冬小雪)	シベリア高気圧の発達が弱く、寒気の南下が少なかったこと、アリューシャン低気圧の中心が平年より東に位置したために、日本付近の気圧の傾きが小さく、平年に比べ冬型の気圧配置が現れにくかったこと等から、記録的な暖冬小雪となった。積雪日数15日、雪日数22日、降雪の深さ合計61cm、最深積雪20cm、冬日日数12日、平均気温5.6℃（12月～２月、富山）。
	３月５日	暴風	発達した低気圧が日本海を北上した影響で、強い南風（最大瞬間風速31.0m08:50,最高気温21.2℃）。市内で転倒等により6名軽傷。窓ガラス、屋根、看板等破損多数。JR線運休、区間運休で運行に乱れ。停電八尾地域約200戸、大沢野地域約650戸他。
	３月25日	地震	９時41分に能登半島沖（輪島の南西30km付近、北緯37.2度東経136.7度、深さ11km）を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生。市内では新桜町、婦中町笹倉で震度５弱、その他の観測点で震度４を記録した（富山で震度５を記録

年　月　日		災害項目	記事
			したのは昭和５年以来)。10時45分市災害対策本部設置（14時解散)。市内における人的被害は重傷１人、天井や窓ガラス破損の建物被害が多数発生した。寺津地内で住家裏の石積が崩壊のおそれがあることから、１世帯３名が自主避難。八尾、山田地域で落石による道路通行制限。JR西日本、富山地方鉄道、富山ライトレールでは運転を見合わせた。
	７月16日	地震	10時13分頃、新潟県上中越沖（北緯37.3度、東経138.3度、深さ約17km）を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生。市内のほとんどの観測点で震度３を記録した。
平成20年(2008)	２月24日	波浪	発達した低気圧が日本海中部から東北東に進み、三陸沖に達し、冬型の気圧配置が強まった影響で、23日から24日にかけて北西の風が強く、富山県の沿岸では24日の明け方から、うねりを伴い波が高くなった。射水市新湊漁港沖合いでは、高波により漁船から２名が転落１名が死亡、入善町では高波に１名が流され行方不明となる被害が発生した（県内の人的被害 死亡２名、重軽傷16名）。 また、越波により、入善町で４棟が全壊、７棟が半壊、46棟が一部損壊したのをはじめ、朝日町・黒部市を含め161棟が床上・床下浸水した。また、各港湾においての被害も多数発生し、水橋漁港では、護岸ブロックの欠損などによる被害が発生した。
	７月７日 ～ ７月８日	山崖崩れ 浸水害	７日から８日にかけて、寒気を伴った気圧の谷が通過したため、雷を伴う非常に激しい雨が降り、県西部では竜巻も発生した。市内では７日23時から８日15時までの総降水量が、富山(石坂）で103㎜、八尾で134.5㎜となる大雨となった。 立山町では、増水した川に流されて１名が行方不明になり、富山市では、大雨で床上浸水３棟や床下浸水120棟、土砂崩れによる道路の通行止め､農地の冠水などが発生した。
	７月28日	山崖崩れ	北陸地方に停滞した前線のため、大気の状態が不安定となり、雷を伴った非常に激しい雨が降った。市内八尾の観測所では、１時間に62.5㎜の大雨となった。 南砺市では、土砂崩れで住宅7棟が全・半壊壊などの被害を受け、道路破損により孤立集落が発生したり、河川の増水で避難勧告が発令された。市内山間部では、土砂崩れによる被害が発生し、八尾町東葛坂地内において、車が土砂崩れに巻き込まれ、乗っていた１名が重傷となった。
	８月15日 ～ ８月16日	浸水害	15日から16日にかけて、停滞前線が北陸まで南下して活動が活発となり、雷を伴う非常に激しい雨となった。16日、市内富山（石坂）の観測所では、１時間に52.0㎜の大雨となった。富山市では、大雨により床上浸水６棟、床下浸水68棟の被害が発生し、道路や農地が冠水した。 また、北陸本線や高山本線を中心に、列車の運休や遅延も発生した。

年	月　日	災害項目	記事
平成21年 (2009)	3月13日 ～ 3月14日	強風	13日に低気圧が、日本海を急速に発達しながら北東に進み、この低気圧からのびる寒冷前線が、夜遅く北陸地方を通過した。県内は、13日夕方から夜にかけて、南寄りの強風が吹き、富山では13日20時13分に最大瞬間風速30.3mを観測した。富山市月見町の市営住宅ではトタン屋根の一部が飛ばされ、この住宅に住む男性が、近くの公民館に避難した。その他にも、住宅や店舗の一部が壊れるなどの被害が相次いだ。また、立山町ではトラックが、強風を真横から受け横転した。富山市内では401戸が停電した。
	10月8日	強風	台風第18号の接近で暴風となり、海ではしけとなりました。強風による転倒などで重傷者が魚津市、上市町で各1名、軽傷者が富山市1名、射水市2名の人的被害があった。また、富山県内で強風による住宅の一部損壊が7棟、非住家の被害が21棟発生した。さらに、樹木の倒壊などによる断線で、県内の延べ36,102戸が一時停電した。
平成22年 (2010)	2月26日 ～ 2月27日	融雪	南岸低気圧の通過で雨が降り、気温も高く融雪が進んだ。 27日8時ごろ富山市折谷の黒川に架かる橋が壊れ、コンクリート製の橋台が倒れた。このため、県道から川を挟んで対岸に位置する民家が一時孤立した。原因は前日からの雨や雪解け水で、現場から150m上流にある支流で、土石流が発生し、大量の土砂や木などが押し流されたものと見られる。
	3月15日	強風	発達した低気圧が日本海を通過した影響で、昼過ぎから夕方にかけて強い風が吹いた。 富山市で4人が転倒などで重軽傷を負ったほか、射水市では釣り人2人が防波堤に取り残されるなど、被害が相次いだ。 JRでは、北陸線と高山線の特急など67本が運休・区間運休した。 富山市花崎では、民家のトタン屋根が強風ではがれ、同市田畠でも、機械製造会社のプレハブ小屋のトタン屋根が吹き飛ばされ、隣の家に止めてあった乗用車にぶつかるなどの被害があった。
	8月31日	雷 大雨	昼過ぎから南から暖かく湿った空気が入り込み、大気の状態が不安定となった。 富山市の大泉中部などで、住家11棟が床上浸水、40棟が床下浸水した また、落雷による断線や避雷器の故障で、富山市の2,190戸が停電したほか、信号機の故障で富山ライトレールの上下線4本が運休した。
平成23年 (2011)	3月11日	地震	14時46分に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生。宮城県栗原市で震度7を観測、東北地方太平洋沿岸を中心に、津波による甚大な被害が発生した。気象庁では「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名した。 富山県には16時08分に津波注意報が発表され、富山検潮所（富山市草島）で観測された津波の高さは最大で0.1m（22時37分）だった。 また、富山市石坂では震度3を観測した。

年　月　日		災害項目	記事
	7月30日	大雨	7月28日から31日にかけて、前線が朝鮮半島から北陸地方を通って関東の東に伸び停滞した。この前線に向かって日本海側から非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、断続的に非常に激しい雨が降り、大雨となった。 30日には、富山市の住家3棟が床下浸水、八木山の大沢野中学校南側のり面が崩れ、道路に流出した。 下大久保では、ショッピングセンター裏の農業用水からあふれた水が店内に入り、約2千平方メートルの店舗全体で、深さ5センチほど水がたまった。
平成24年 (2012)	1月 ～ 2月上旬	大雪	前年12月下旬から2月上旬にかけて強い寒気が断続的に入り、県内は大雪となった。 降雪と積雪のため、屋根の雪下ろし作業中の落下、除雪中の転倒や用水に転落するなどで、県内で合せて死者2名、重軽傷者72名となった。住家では、積雪の重みで半壊1棟、一部破損1棟、除雪した雪が用水をふさぎ床下浸水8棟となった。 2月17日には、富山で一日の降雪量合計54cmを記録し、それまでの積雪に降雪が重なったため、最深積雪95cmとなった。
	4月3日 ～ 4月4日	強風	前線を伴った低気圧が日本海を急速に発達しながら東北東に進み、この低気圧からのびる寒冷前線が3日昼過ぎから夜遅くにかけて、東日本を通過した。これに伴い、県内では、3日朝から次第に風が強まり、20m/s以上の暴風が吹いた。 県内での被害は、人的被害として、富山市で倒れたスチール物置の下敷きとなって1名が死亡し、砺波市では、転倒して頭部を強打したとみられる1名が死亡した。また、歩行中に転倒して骨折するなどの重軽傷者は59名となった。 住家被害は、家屋の一部損壊36棟となり、農業被害は、水稲・園芸用のハウスの損壊等が1,587棟に及んだ。 また、電力では、延べ停電戸数が24,200戸となった。

（資料：富山地方気象台、県防災・危機管理課他）

１－２　越中（富山県）に被害があった地震

年	月	日	状況
863	貞観	5. 6.17	越中・越後：山崩れ、谷埋まり、水湧き、民家破壊し、圧死者多数。
1586	天正	13.11.29	越中（礪波）木船城損。城主前田秀継以下多数圧死ともいう。
1659	万治	2. 2.30	大地震。
1662	寛文	2. 5. 1	畿内はじめ北陸に被害多し。
1668	寛文	8. 5. 5	大地震。伏木・放生津・小杉で損家あり。高岡の城の橋潰る。
1686	貞享	3. 3. 6	近年稀なる強震。
1703	元禄	16.11.23	暁に地震。金沢・富山（強震）。（元禄地震）
1704	宝永	1.11.22	丑の刻に大地震。
1706	宝永	3. 9. 9	巳の刻三度、申の刻三度、40年来未曾有の地震。
1707	宝永	4.10. 4	未の刻60年来未曾有の大地震で富山では町中屋上の天水桶悉く倒れる。富士山焼という。白枯風損など田畑の損害多く、1,500両下される。（宝永地震）
1751	寛延	4. 4.26	富山・金沢で強く感じた。（高田地震）
1799	寛政	11. 5.26	地震に付、人足896人出て警戒にあたる。（杉本文書「人足割符帳」）
1830	天保	1. 7.	大地震。（「富山市史」明治42年刊）
1854	嘉永	7.11. 5	氷見震度５、高岡大地震。（安政南海地震）
1855	安政	2. 2. 1	城端震度５。震源地は白川断層でマグニチュード6.5～7。
1858	安政	5. 2.26	震源地は跡津川断層でマグニチュード7.1。常願寺川本宮で死者36、高原川宮川流域で死者203。富山震度5～7。
1858	安政	5. 3.10	「鳶崩れ」の二次災害誘発（潰家1600余、溺死140）。
1933	昭和	8. 9.21	石崎村で死者2、富山県で負傷2。
1961	昭和	36. 8.19	鳥帽子岳付近の地震（マグニチュード4.9）で、黒四ダムサイトでの落石により負傷6。

1－3　震度別地震回数

1　富山市石坂【富山地方気象台】での震度別回数

年		無感計	1	2	3	4	5弱	備　　考
1933	昭和 8	183	4	1	0	1	0	(能登半島沖)
1934	9	166	2	2	0	0	0	
1935	10	258	2	0	0	0	0	
1936	11	196	4	0	0	0	0	
1937	12	231	0	0	0	0	0	
1938	13	678	3	2	0	0	0	
1939	14	304	2	0	0	0	0	
1940	15	163	1	0	0	0	0	
1941	16	244	2	0	0	0	0	
1942	17	227	0	1	0	0	0	
1943	18	435	0	0	0	0	0	
1944	19	370	1	0	0	1	0	(紀伊半島沖)
1945	20	393	2	3	1	0	0	(三河湾)
1946	21	208	3	0	1	0	0	(紀伊半島沖)
1947	22	209	1	1	0	0	0	
1948	23	651	3	6	5	1	0	(福井県嶺北地方、福井地震)
1949	24	161	0	1	0	0	0	
1950	25	193	2	1	0	0	0	
1951	26	249	0	0	0	0	0	
1952	27	489	2	1	2	1	0	(石川県西方沖、大聖寺地震)
1953	28	322	1	0	0	0	0	
1954	29	218	0	0	1	0	0	(富山県西部)
1955	30	241	0	0	0	0	0	
1956	31	189	0	0	0	0	0	
1957	32	230	0	0	0	0	0	
1958	33	310	0	0	0	0	0	
1959	34	202	0	1	0	0	0	
1960	35	198	0	0	0	0	0	
1961	36	343	0	0	2	0	0	(能登半島沖) (石川県加賀地方)
1962	37	344	3	0	0	0	0	
1963	38	213	2	1	2	0	0	(福井県沖) (長野県北部)
1964	39	352	0	0	2	0	0	(新潟県沖) (佐渡付近)
1965	40	156	0	0	0	0	0	
1966	41	330	2	0	0	0	0	
1967	42	153	0	0	0	0	0	
1968	43	302	0	0	0	0	0	
1969	44	171	1	0	1	0	0	(岐阜県美濃中西部)
1970	45	138	2	0	2	0	0	(新潟県沖)
1971	46	167	2	0	0	0	0	
1972	47	170	1	1	0	0	0	
1973	48	112	1	0	0	0	0	
1974	49	151	1	1	0	0	0	
1975	50	168	0	0	0	0	0	
1976	51	165	1	2	0	0	0	
1977	52	112	0	0	0	0	0	
1978	53	157	1	0	0	0	0	
1979	54	111	0	1	0	0	0	
1980	55	111	0	0	0	0	0	
1981	56	115	1	0	0	0	0	
1982	57	68	0	0	0	0	0	
1983	58	71	2	1	0	0	0	
1984	59	67	3	1	1	0	0	(長野県南部)
1985	60	59	2	0	1	0	0	(能登半島沖)
1986	61	59	1	0	0	0	0	
1987	62	79	3	0	1	0	0	(新潟県上中越沖)
1988	63	57	0	0	0	0	0	
1989	平成元	79	0	0	0	0	0	
1990	2	82	2	0	0	0	0	
1991	3	44	0	0	0	0	0	

年	無感計	1	2	3	4	5弱	備　　考
1992 平成 4	76	1	0	0	0	0	
1993 5	87	10	2	0	1	0	(能登半島沖)
1994 6	79	0	0	0	0	0	
1995 7	(27)	4	1	1	0	0	(大阪湾、兵庫県南部地震)
1996 8		1	0	0	0	0	
1997 9		4	2	0	0	0	
1998 10		9	1	1	0	0	(岐阜県飛騨地方)
1999 11		2	1	0	0	0	
2000 12		6	0	1	0	0	(石川県西方沖)
2001 13		4	0	0	0	0	
2002 14		1	1	0	0	0	
2003 15		2	0	0	0	0	
2004 16		10	4	2	0	0	(新潟県中越地方)
2005 17		3	0	0	0	0	
2006 18		1	0	0	0	0	
2007 19		12	6	1	1	0	(能登半島沖)(新潟県中越沖)
2008 20		1	1	0	0	0	
2009 21		1	1	0	0	0	(駿河湾)
2010 22		1	0	0	0	0	
2011 23		21	7	1	0	0	(東北地方太平洋沖)
2012 24		2	0	0	0	0	

(資料：富山地方気象台)

(注)　・「無感計」の回数が、昭和57年以降減少しているのは、その定義が「地震計に記録あり」から「明瞭に記録（約３ミリ以上）されたもの」に変更されたことによる。
・平成８年以降は計測震度計による地震観測となった。

2　その他の市内震度観測点における震度別地震回数

観測点	新桜町 ※1					上二杉 ※1					花 崎 ※1					婦中町笹倉 ※1				
震　度	1	2	3	4	5弱	1	2	3	4	5弱	1	2	3	4	5弱	1	2	3	4	5弱
2001	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2002	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
2003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
2004	4	7	0	0	0	5	4	0	0	0	5	4	1	0	0	7	4	0	0	0
2005	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
2006	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0
2007	23	9	3	0	1	2	3	1	1	0	4	2	1	1	0	16	6	3	0	1
2008	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
2009	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
2010	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
2011	24	5	1	0	0	9	4	0	0	0	7	7	0	0	0	11	8	0	0	0
2012	2	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0

観測点	山田湯 ※1					楡 原 ※1					八尾町福島 ※2					今 泉 ※3				
震　度	1	2	3	4	5弱	1	2	3	4	5弱	1	2	3	4	5弱	1	2	3	4	5弱
2001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0					
2002	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0					
2003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0					
2004	7	2	0	0	0	4	3	0	0	0	12	6	2	0	0	(2006.6.20～)				
2005	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0					
2006	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
2007	10	6	0	1	0	9	3	1	1	0	11	6	1	1	0	14	3	1	1	0
2008	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
2009	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
2010	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
2011	11	2	0	0	0	14	6	0	0	0	17	8	1	0	0	14	6	1	0	0
2012	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0

※1　富山県設置計測震度計　※2　気象庁設置計測震度計　※3　独立行政法人防災科学技術研究所強震計

（資料：富山地方気象台）

１－４　焼損面積の大きな火災

出火年月日	出火場所	気象状況			焼損棟数	焼損面積	損害額
		風向	風速 m/s	湿度 %	棟	㎡	千円
S26.2.18	石金	WSW	7.4	81	8	20,559	106,360
S26.2.22	大久保	SW	16.0	45	99	6,953	49,188
S27.2.1	石金	SSW	2.2	89	1	4,277	22,000
S46.5.23	太郎丸	SSE	7.0	70	19	5,621	29,014
S47.2.17	総曲輪	－	0.0	65	24	4,279	148,241

（資料：消防局）

（注）　・昭和24年以降の富山市における火災で焼損面積3,000㎡以上。

２　観測施設等に関する資料

２－１　観測施設

１　気象観測施設（市内）

（令和５年４月１日現在）

区分	観測機関	所在地	観測の種類							種類	備考	
			風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気			
富　山	富山市	今泉191-1	○	○	○	○				自	富山市消防局	
	〃	〃					○	○		人	富山消防署	冬期
	〃	奥田町20-22					○	○		人	〃　中分署	冬期
	〃	中市2-8-70					○	○		人	〃　東部出張所	冬期
	〃	悪王寺25-1					○	○		人	〃　南部出張所	冬期
	〃	上飯野28-2					○	○		人	〃　北部出張所	冬期
	〃	高畠町1-10-30	○							自	富山北消防署	
	〃	〃					○	○		人	〃	冬期
	〃	四方荒屋1701					○	○		人	〃　和合出張所	冬期
	〃	呉羽町2417-5	○							自	呉羽消防署	
	〃	〃					○	○		人	〃	冬期
	〃	水橋舘町420-1	○							自	水橋消防署	
	〃	〃					○	○		人	〃	冬期
	〃	上布目108					○	○		人	荒川組	冬期
	〃	石屋327					○	○		人	個人	冬期
	〃	水橋小路240					○	○		人	個人	冬期
	〃	北押川991					○	○		人	個人	冬期
	国土交通省	奥田新町2-17		○			○	○	○	人	富山河川国道事務所	冬期
	〃	中島	○	○		○		○		自	富山河川国道事務所	
	〃	〃		○			○	○	○	人	富山国道維持出張所	冬期
	〃	水橋小路		○						自	富山河川国道事務所	
	〃	一本木（雄峰大橋）		○						自	富山河川国道事務所	
	〃	中島（中島大橋）		○						自	富山河川国道事務所	
	〃	安養寺（熊野橋）		○						自	富山河川国道事務所	
	気象庁	石坂	○	○	○	○	○	○	○	自	富山地方気象台	
	〃	秋ヶ島	○	○		○	○	○		自	富山地方気象台	
	富山県	舟橋北町1-11				○				自	富山土木センター	
	〃	芝園町		○			○	○		自	富山土木センター	冬期
	〃	水橋小出		○			○	○		自	立山土木事務所	冬期
	中日本高速道路	流杉	○	○		○				自	富山管理事務所	
	〃	萩原	○	○		○				自	富山管理事務所	
	〃	黒崎	○	○		○	○			自	富山管理事務所	
	〃	〃						○	○	人	富山管理事務所	
	JR西日本	明輪町(保)	○	○		○	○	○	○	人	北陸広域鉄道部施設課	
	富山地鉄	電鉄富山駅					○	○		人	稲荷町運転指令所	
大沢野	富山市	上二杉202	○							自	大沢野消防署	
	〃	〃					○	○		人	大沢野消防署	冬期
	富山県	上二杉202		○			○	○	○	人	日本気象協会富山事業所	冬期
	国土交通省	上二杉202	○	○				○		自	富山河川国道事務所	
	富山県	笹津244		○			○	○	○	自	日本気象協会富山事業所	冬期
	〃	須原				○				自	富山土木センター	

区分	観測機関	所在地	観測の種類							種類	備考	
			風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気			
大山	富山市	花崎737	○							自	大山消防署	
	富山市	花崎737					○	○		人	大山消防署	冬期
	富山市	小見255-15					○	○		人	大山消防署小見分遣所	冬期
	気象庁	花崎				○				自	富山地方気象台	
	富山県	花崎737		○			○	○	○	人	日本気象協会富山事業所	冬期
	国土交通省	上滝				○				自	富山河川国道事務所	
	国土交通省	大多和峠				○				自	富山河川国道事務所	夏期
	〃	折立				○				自	富山河川国道事務所	夏期
	〃	熊野				○				自	富山河川国道事務所	夏期
	〃	赤牛岳				○				自	黒部河川事務所	
	〃	小見		○	○	○				自	立山砂防事務所	
	〃	五色ケ原				○				自	立山砂防事務所	夏期
	〃	太郎平				○				自	立山砂防事務所	夏期
	〃	岩井谷				○				自	立山砂防事務所	夏期
	〃	祐延				○				自	立山砂防事務所	夏期
	〃	多枝原上流				○				自	立山砂防事務所	夏期
	富山県	文珠寺		○			○	○		自	富山土木センター	冬期
	〃	原		○			○	○		自	富山土木センター	冬期
	〃	手出				○				自	富山土木センター	
	〃	河内(熊野川ダム)				○				自	富山土木センター	
	〃	大山松木				○				自	富山土木センター	
	〃	東福沢				○				自	富山土木センター	
	〃	原猫又割	○			○				自	環境科学センター	
	〃	有峰小見905		○			○	○	○	人	日本気象協会富山事業所	冬期
	北陸電力	有峰ダム	○	○	○	○	○	○	○	自	富山支店常願寺電力部	
	関西電力	雲の平				○				自	新愛本制御所	夏期
	〃	刈安				○				自	新愛本制御所	夏期
	富山地鉄	有峰口駅					○	○		人	稲荷町運転指令所	
八尾	富山市	八尾町鏡町595-5	○							自	八尾消防署	
	〃	〃					○	○		人	〃	冬期
	気象庁	八尾町樫尾	○	○	○	○				自	富山地方気象台	
	富山県	八尾町上田池		○			○	○		自	富山土木センター	冬期
	〃	八尾町島地		○			○	○		自	富山土木センター	冬期
	国土交通省	八尾町栃折				○				自	富山河川国道事務所	夏期
	〃	八尾町桐谷(久婦須)				○				自	富山河川国道事務所	
	富山県	八尾町蒲谷41-3		○			○	○	○	人	日本気象協会富山事業所	冬期
	〃	八尾町蒲谷41-3				○				自	室牧ダム管理事務所	
	〃	八尾町切詰				○				自	室牧ダム管理事務所	
	〃	八尾町小原				○				自	富山土木センター	
	〃	八尾町丸山				○				自	富山土木センター	
	〃	八尾町谷折				○				自	富山土木センター	
	〃	八尾町栃折				○				自	富山土木センター	
	〃	八尾町桐谷字助島(久婦須川)	○	○		○				自	富山土木センター	
婦中	富山市	婦中町笹倉128	○							自	婦中消防署	
	〃	〃					○	○		人	〃	冬期
	富山県	婦中町笹倉128		○			○	○	○	人	日本気象協会富山事業所	冬期
	〃	婦中町町鵜谷		○			○	○		自	富山土木センター	冬期
	〃	婦中町吉谷				○				自	富山土木センター	

区分	観測機関	所在地	観測の種類							種類	備考	
			風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気			
山田	富山市	山田小谷中根2		○				○	○	人	牛岳温泉スキー場スキーセンター	冬期
	富山市	山田赤目谷470		○			○	○	○	人	日本気象協会富山事業所	冬期
	〃	山田小島2697-4					○	○		人	婦中消防署山田分遣所	冬期
	富山県	山田赤目谷(若土)				○				自	富山土木センター	
	〃	山田鎌倉		○			○	○		自	富山土木センター	冬期
	〃	山田中村湯谷上(湯谷川ダム)				○				自	富山農林振興センター	
細入	富山市	楡原1088					○	○		人	細入中核型地区センター	
	〃	楡原1101-1					○	○		人	大沢野消防署細入分遣所	冬期
	国土交通省	岩稲	○	○		○		○		自	富山河川国道事務所	
	〃	片掛	○	○		○		○		自	富山河川国道事務所	
	〃	片掛		○			○	○	○	人	富山国道維持出張所	冬期
	〃	西笹津		○				○		自	富山河川国道事務所	
	〃	猪谷（猪谷橋）		○						自	富山河川国道事務所	
	〃	長良谷（長良谷橋）		○						自	富山河川国道事務所	
	気象庁	猪谷				○		○		自	富山地方気象台	
	富山県	猪谷218		○			○	○	○	人	日本気象協会富山事業所	冬期
	〃	蟹寺				○				自	富山土木センター	

（資料：県防災・危機管理課他）

（注）　・「種類」:「自」観測機械で記録しているもの

「人」目視観測しているもの

2　雨量観測所（市外）

区分	観測機関	観測所	所在地	備考
県内	富山県	立山土木	立山町前沢2359-5	
	富山県	上市川ダム	上市町東種	
	富山県	小又川小又	上市町小又	
	富山県	白岩川ダム	立山町白岩	
	富山県	白岩川小又	上市町小又	
岐阜県	富山県	万波	飛騨市宮川町打保	
	関西電力	下小鳥ダム	高山市清見町夏厩	
	関西電力	打保ダム	飛騨市宮川町三川原字長とら	
	北陸電力	栃尾発電所	高山市奥飛騨温泉郷今見	
	北陸電力	浅井田ダム	飛騨市神岡町大字数河	
	北陸電力	関西電力蟹寺取入内	飛騨市宮川町打保	
	国土交通省	本郷	高山市上宝町本郷745-1	
	国土交通省	下之本	飛騨市神岡町和佐府字新屋垣内165	
	国土交通省	黒内	飛騨市古川町黒内1129	
	国土交通省	小鳥峠	高山市清見町夏厩字伊西733-1	
	国土交通省	白出沢	高山市奥飛騨温泉郷神坂穂高岳外5国有林1783	
	国土交通省	丹生川	高山市丹生町旗鉾404	
	国土交通省	栃尾	高山市奥飛騨温泉郷栃尾字栄93	
	国土交通省	池ケ原	飛騨市宮川町洞字サイノカミ408-87	
	国土交通省	下佐谷	高山市上宝町金木戸大イラ外42国有林121林班い林小班	
	国土交通省	平湯	高山市奥飛騨温泉郷平湯	
	国土交通省	殿	飛騨市神岡町殿	
	国土交通省	大棚	高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根	
	国土交通省	中尾	高山市奥飛騨温泉郷中尾	
	国土交通省	焼岳	高山市奥飛騨温泉郷中尾	

区分	観測機関	観　測　所	所　　在　　地	備考
岐阜県	国土交通省	左俣谷	高山市奥飛騨温泉郷神坂	
	国土交通省	高山	高山市上岡本町7丁目425	

（資料：県防災・危機管理課他）

3　水位観測所

（令和元年12月20日現在）

水系別	河川名	観　測　場　所		管　　理	種　　類
常願寺川	常願寺川	富山市　大山上野	（大川寺）	富山河川国道事務所	テレメータ
上 市 川	上市川	滑川市　堀江	（交観橋）	立山土木事務所	テレメータ
白 岩 川	白岩川	立山町　泉	（泉正橋）	立山土木事務所	テレメータ
	白岩川	上市町　放士ケ瀬	（交益橋）	立山土木事務所	テレメータ
	白岩川	富山市　水橋池田町	（新池田橋）	立山土木事務所	テレメータ
神 通 川	神通川	富山市　葛原	（大沢野大橋）	富山河川国道事務所	テレメータ
	神通川	富山市　神通町	（神通大橋）	富山河川国道事務所	テレメータ
	熊野川	富山市　安養寺	（熊野橋）	富山河川国道事務所 富山土木センター	テレメータ
	井田川	富山市　八尾町福島	（杉原橋）	富山河川国道事務所	テレメータ
	いたち川	富山市　千歳町	（千歳橋）	富山土木センター	テレメータ
	坪野川	富山市　婦中町速星	（坪野橋）	富山土木センター	テレメータ
	山田川	富山市　婦中町長沢	（長沢橋）	富山土木センター	テレメータ
	土川	富山市　黒崎	（土川橋）	富山土木センター	テレメータ
	松川	富山市　磯部町	（松川水門）	富山土木センター	テレメータ

※　基準水位は富山市水防計画に掲載。　　（資料：富山河川国道事務所他）

4　流量観測所

（平成21年２月１日現在）

水系別	河川名	観　測　位　置	管　　理
上　市　川	上　市　川	（上　市　川　ダ　ム）	富山県
	上　市　川	（上　市　川　第　２　ダ　ム）	富山県
白　岩　川	白　岩　川	（白　岩　川　ダ　ム）	富山県
神　通　川	宮　　川	（打　保　ダ　ム）	関西電力
	神　通　川	（神　三　ダ　ム）	北陸電力
	井　田　川	（室　牧　ダ　ム）	富山県
	山　田　川	（菅　沼　ダ　ム）	富山県
	熊　野　川	（熊　野　川　ダ　ム）	富山県
	湯　谷　川	（湯　谷　川　ダ　ム）	富山県
	久　婦　須　川	（久　婦　須　川　ダ　ム）	富山県

※基準流量は富山市水防計画に掲載。　　（資料：県防災・危機管理課）

5　検潮波高風向観測所

（令和元年12月20日現在）

観測所	観測場所		管理	備考
【検潮】				
生地	黒部市生地	（黒部漁港）	黒部河川事務所	潮位（水圧型）
富山	富山市草島	（富山港）	富山地方気象台	潮位（電波式）
新湊	射水市堀岡新明神地先	（富山新港）	伏木富山港湾事務所	潮位（フース型）
伏木	高岡市伏木錦町地先	（伏木港）	伏木富山港湾事務所	潮位（フース型）
【波高・風向】				
田中	入善町田中		黒部河川事務所	
石田	黒部市石田		黒部河川事務所	
新湊	射水市堀岡新明神地先	（富山新港）	伏木富山港湾事務所	
伏木	高岡市伏木港沖合	（マフコタワー）	伏木富山港湾事務所	
富山	富山市富山港沖合		伏木富山港湾事務所	

（資料：富山地方気象台他）

6　震度観測点

（令和５年４月１日現在）

震度観測点名称	所在地	富山県震度計	気象庁震度計	独立行政法人防災科学技術研究所強震計
富山市新桜町	新桜町7-38（富山市役所）	○		
富山市石坂	石坂2415（富山地方気象台）		○	
富山市上二杉	上二杉202（大沢野消防署）	○		
富山市花崎	花崎737（大山消防署）	○		
富山市婦中町笹倉	婦中町笹倉128（婦中消防署）	○		
富山市八尾町福島	八尾町福島200（八尾行政サービスセンター）		○	
富山市山田湯	山田湯880（山田中核型地区センター）	○		
富山市楡原	楡原1128（細入中核型地区センター）	○		
富山市今泉	今泉191-1（富山市消防局）			○

（資料：富山地方気象台、県防災・危機管理課）

7　巨大津波観測施設

（令和元年12月20日現在）

観測所名	所在地	管理者	観測施設
富山	富山市草島	富山地方気象台	巨大津波観測計センサー（水圧式）

（資料：富山地方気象台）

２－２　水防警報河川及びその区域等

１　水防警報河川及びその区域

河川名	区域		備考
常願寺川	左岸 富山市岡田字岩谷割9番2 右岸　〃	地先横江えん堤から海まで	国土交通大臣
神通川	左岸 富山市長川原字浦山8番1 右岸 富山市長走字開割138番	地先から海まで（西派川を含む）	〃
井田川	左岸 富山市八尾町福島字川原40番 右岸 富山市八尾町十三石尻43番3	地先(県道十三石橋)から神通川合流点まで	〃
熊野川	左岸 富山市栗山字野田割292番2 右岸 富山市安養寺字砂田割876番4	地先(県道興南大橋)から神通川合流点まで	〃
上市川	左岸 中新川郡上市町釈泉寺(上市川発電所)	から海まで	富山県知事
白岩川	左岸 中新川郡立山町中蔵 右岸 中新川郡立山町白岩	(町道中蔵橋)から海まで	〃
いたち川	左岸 富山市大泉本町二丁目(いたち川橋) 右岸 富山市大泉東町二丁目(いたち川橋)	から神通川合流点まで	〃
坪野川	富山市婦中町速星市道麦島速星線新川橋	から宮島川合流点まで	〃
婦負山田川	左岸 富山市婦中町蓮花寺字前田110番地先 右岸 富山市婦中町蓮花寺1445番地先	から井田川合流点まで	〃
土川	左岸 富山市森田字辻田割313番地先 右岸 富山市森田字三百刈割162番地先	から神通川合流点まで	〃
熊野川(上流部)	左岸 富山市文珠寺字大上割(文珠寺橋)から 右岸 富山市文珠寺字和田平割(文珠寺橋)から	富山市栗山字野田割292番2地先まで 富山市安養寺字砂田割876番4地先まで	〃

２　洪水予報指定河川及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地
常願寺川	富山市岡田字岩谷割9番の２地先の横江堰堤から海まで	大川寺
神通川（幹川）	左岸　富山市長川原浦山8番の１地先から海まで 右岸　富山市長走字開割138番地先から海まで	大沢野大橋 神通大橋
（派川）西派川	左岸　幹川分派点から幹川合流点まで 右岸　〃	

３－１　急傾斜地崩壊危険区域指定地

平成31年1月25日現在

番号(県)	指定区域名	所在地	面積(ha)	内訳			保全対象			県指定年月日		危険箇所番号
				耕地(ha)	宅地(ha)	その他(ha)	人家(戸)	道路(m)	公共施設等	年月日	告示番号	
1	今町(1)	八尾町今町	3.95 1.79	0.18 0.12	2.30 1.26	1.47 0.41	181 32	市道450 市道0.8ha	病院1旅館その他1	S45.1.17 H12.12.11	71 661	860
6	八木山	大野、八木山	3.20 1.10	0.12 0.20	0.90 0.30	2.18 0.60	11 8	－	－	S45.3.31 H5.1.22	372 47	622 624
7	姫本町	呉羽姫本町	0.95	0.15	0.30	0.50	7	－	－	S46.9.21	988	445
8	寺山	八尾町上新町	2.60	1.40	0.86	0.34	16	－	－	S46.9.21	988	871
11	西大沢	八木山	1.40	0.10	0.60	0.70	41	－	－	S46.11.27	1208	623
12	諏訪町	八尾町諏訪町、東町	4.00 2.88	0.40 0.11	1.40 0.35	2.20 2.42	70 6	県道200市道220	－	S46.11.27 H22.10.13	1208 381	870
13	西新町	八尾町諏訪町、西新町	2.30 0.25	0.10 －	0.50 0.07	1.70 0.18	56 2	県道市道650 国道200	－	S46.11.27 H12.12.11	1208 661	889
18	福島	八尾町福島	2.00 1.40	0.50 0.21	1.10 0.58	0.40 0.61	11 14	－	－	S47.11.24 H12.12.11	1105 661	862
35	道島	婦中町道島	5.60	1.10	2.80	1.70	13	－	－	S48.9.18	898	728 732
36	中村	山田中村	2.60	0.40	1.10	1.10	9	－	－	S48.9.18	898	1051
37	小見	小見	2.80	0.10	0.90	1.80	11	－	－	S48.9.18	898	486
48	葛原	葛原	9.38	4.88	0.70	3.80	4	－	－	S50.5.24	599	646 651 653 654
51	西道島	婦中町道島	3.10	1.40	0.80	0.90	4	－	－	S51.3.19	224	739
52	鏡町	八尾町鏡町	0.20	－	0.08	0.12	10	－	－	S51.3.19	225	869

番号(県)	指定区域名	所在地	面積(ha)	内訳 耕地(ha)	内訳 宅地(ha)	内訳 その他(ha)	保全対象 人家(戸)	保全対象 道路(m)	保全対象 公共施設等	県指定年月日 年月日	県指定年月日 告示番号	危険箇所番号
68	小羽	小羽	37.10	13.00	1.20	22.90	6	－	－	S52.7.9	703	635 639 642
69	小島(1)	山田小島	2.30	0.20	1.50	0.60	16	－	－	S52.7.9	703	1041 1047
70	友坂	婦中町友坂	1.60 4.90	0.40 0.30	0.40 0.40	0.80 4.20	15 18	 県道250市道320	 公民館1　寺3	S52.7.9 S60.6.14	703 642	703 702
77	中の瀬	山田中瀬	3.90	0.40	1.10	2.40	6	－	－	S52.7.9	704	1027 1030 1031
79	中村(1)	山田中村	2.20	0.40	1.20	0.60	5	－	－	S53.2.28	187	1048
95	和田	和田	2.10	0.40	0.50	1.20	20	－	－	S56.11.10	1159	489
96	大瀬谷	婦中町大瀬谷	2.10	－	0.30	1.80	7	－	－	S56.11.10	1159	759
107	亀谷(1)	亀谷	1.90	0.20	0.80	0.90	18	－	－	S58.4.14	330	483
110	三ツ松(1)	八尾町三ツ松	2.30	0.80	0.50	1.00	4	県道 70 市道300	公民館１ 郵便局１　寺１	S58.4.14	330	970
111	水口	八尾町水口	4.30 1.20	1.60 0.45	0.70 0.05	2.00 0.70	9 1	県道330	公民館１	S58.4.14 H2.5.7	330 345	898
112	北谷	八尾町北谷	2.10	0.70	0.30	1.10	7	市道160	神社１	S58.4.14	330	777
113	茗ヶ原	八尾町茗ヶ原	2.60	0.80	0.20	1.60	5	県道260	－	S58.4.14	330	854
118	土(2)	土	1.00	0.30	0.10	0.60	6	市道210	－	S59.2.2	79	656
120	棚ヶ原	棚ヶ原	2.60 2.54	0.30 0.12	0.40 0.70	1.90 1.72	6 11	市道150 市道0.12ha	－	S59.2.2 H12.12.11	79 661	535
131	東小俣	東小俣	2.10	0.20	0.40	1.50	9	市道260　橋1	－	S60.6.14	642	509
132	下笹原(1)	八尾町下笹原	2.50	0.60	0.40	1.50	9	－	派出所1 保育所1	S60.6.14	642	810
133	沼又(1)	山田沼又	2.00 0.89	0.80 0.07	0.20 0.61	1.00 0.21	7 6	市道300 県道240市道220	神社１	S60.6.14 H9.3.28	642 175	1098 1093
165	猪谷(2)	東猪谷	0.80	0.20	0.20	0.40	5	県道 85	－	S61.3.31	521	582
166	城生	八尾町城生	2.10		0.50	1.60	6	県道170	－	S61.3.31	521	770

番号(県)	指定区域名	所在地	面積(ha)	内訳 耕地(ha)	内訳 宅地(ha)	内訳 その他(ha)	保全対象 人家(戸)	保全対象 道路(m)	保全対象 公共施設等	県指定年月日 年月日	県指定年月日 告示番号	危険箇所番号
167	中	八尾町中	1.50	0.20	0.30	1.00	6	県道 30 市道150	小学校1 公民館1	S61.3.31	521	946 948
171	牛ケ増	牛ケ増	3.92	0.21	0.30	3.41	14	県道350	公民館１ 旅　館１	S62.3.31	193	612
172	外堀(2)	八尾町外堀	6.14	1.46	0.80	3.88	10	市道350	公民館１	S62.3.31	193	779 787
184	中地山	中地山	2.50	－	0.40	2.10	9	市道 50	－	S63.3.26	333	495
185	岡田(1)	岡田	7.30 5.45	－ 0.36	1.20 0.62	6.10 4.47	15 8	県道65 市道340 県道760	公民館１	S63.3.26 H9.12.5	333 791	504
186	上井田新	八尾町井田新	0.72 -0.62	0.31 -0.28	0.09 -0.08	0.32 -0.26	13	－	－	S63.3.26 H22.5.28	333 240	827
187	皆杓	婦中町皆杓	1.60 0.23	0.20 0.01	0.20 0.16	1.20 0.06	6 2	市道200	神社1	S63.3.26 H9.3.28	333 175	740
208	福島(2)	八尾町福島	1.80			1.80	19			H2.5.7	345	862
220	今町(2)	八尾町今町	0.49	0.09	0.22	1.18	11	－	寺社1 曳山格納庫1	H3.8.5	590	
229	小島(2)	山田小島	1.80	－	0.80	1.00	24	市道200	公民館1	H4.8.14	649	1041 1042 1046
238	外堀(1)	八尾町外堀	2.90	0.60	0.50	1.80	6	市道200	－	H5.1.22	47	782
244	柚木	八尾町柚木	2.53	0.64	0.58	1.31	9	市道250	－	H6.3.25	181	962
245	寺町	寺町	3.21 1.74	0.00	0.49	2.72 1.74	24	市道370	－	H6.11.21 H10.3.31	741 196	436
246	吉谷	婦中町吉谷	6.66	0.55	1.29	4.82	13	県道420 市道240 林道 90	－	H6.11.21	741	752 753 750 751 754
263	東町	八尾町東町	0.78	0.23	0.20	0.35	12	－	保育園１	H9.3.28	175	859

番号(県)	指定区域名	所在地	面積(ha)	内訳			保全対象			県指定年月日		危険箇所番号
				耕地(ha)	宅地(ha)	その他(ha)	人家(戸)	道路(m)	公共施設等	年月日	告示番号	
272	岩屋	八尾町岩屋	2.20	0.37	1.11	0.72	14	―	―	H９．３.31	222	791
279	舟渡	舟渡	3.54	0.25	0.72	2.57	13	県道0.29ha	公民館１	H11．１.13	13	590
280	東谷	婦中町東谷	1.74	0.12	0.66	0.96	5	―	―	H11．１.13	13	738
281	布目	大山布目	1.54	0.11	0.54	0.89	7	市道208	―	H11．３.26	165	554
284	東福沢	東福沢	1.44	0.27	0.46	0.71	5	―	事務所納屋車庫8	H11.12.27	780	571
288	山本	山本	0.19	0.05	0.12	0.02	5	―	―	H12．５.17	312	459
304	葎原	婦中町葎原	2.10	0.08	0.51	1.51	6	―	―	H14．３.25	149	762
322	上ケ島	八尾町上ケ島	2.89	1.00	0.58	1.31	8	―	福祉施設１	H16．３.31	183	893
328	外輪野	婦中町外輪野	2.10	0.01	0.56	1.53	6	市道 70	―	H17.10.21	533	J160
329	茗ケ原(2)	八尾町茗ケ原	3.16	0.37	0.33	2.46	7	―	―	H17.10.21	533	834 835 837 840
345	牧	牧	0.94 2.28	0.05 0.31	0.44 1.22	0.44 0.75	12	―	体育館１	H20．３.14 H20.12.05	127 545	501
352	吉作(2)	吉作	0.15	0.00	0.08	0.07	6	―	―	H23．７.20	301	453
358	金屋(2)	金屋	1.16	0.05	0.44	0.66	―	―	養護学校１	H24.11.05	445	450
359	茶屋町	茶屋町	0.137	0.00	0.134	0.003	5			H25．２.15	75	433
364	上瀬	婦中町上瀬	0.63	0.141	0.175	0.316	5		公民館１	H26.01.15	19	720
372	吉作(6)	吉作	0.135	0.037	0.098	0.000	1		診療所1 老人介護施設1	H29.1.11	4	455

（資料：県砂防課）

３－２　地すべり発生危険地区（林野）

令和５年４月１日現在

危険地区番号	所在			地区名	危険地面積(ha)	指定面積(ha)	指定年月日	直接保全対象	
	地域	大字	字					人家戸数	保全対象 種別(道路等延長m)
201-44	大沢野	町長	前山割外	町長	24.09			3	－
201-45		東猪谷	中山割外	東猪谷	499.10			35	県道 1,170
201-1	大　山	文珠寺	折戸割	文珠寺	12.73	12.73	S52.6.7 S57.8.9	12	林道 200
201-2		小谷	東山割	小谷	60.87			2	市道 300
201-3		大双嶺	穴谷割	大双嶺	5.97	5.97	S37.9.27	4	林道 250
201-4		中滝	前平貝 ツル山	中滝	19.45	19.45	S61.4.10	145	鉄道 450 市道 1,060
201-51		和田	猪谷割	和田	37.20			21	県道 980 林道 822
201-52		才覚地	水上	才覚地	19.53			5	県道 660
201-5	八　尾	八尾町井栗谷	桐木谷	井栗谷	9.12			1	県道 100
201-6		八尾町桐谷	北惣連	北惣連	14.41	14.41	S37.9.27	3	県道 250
201-7		八尾町桐谷	橋子田	桐谷(橋子田)	6.37	6.37	S37.9.27	38	県道 240
201-8		八尾町一瀬	コツラ谷	一瀬	37.00			1	県道 550
201-9		八尾町小長谷	諏訪	小長谷	42.69	42.69	S37.9.27 S63.7.13	109	市道 3,500 農道 400
201-10		八尾町小井波	小笹原	小井波	13.21	13.21	S37.9.27	1	県道 440
201-11		八尾町上ケ島	茗ケ原	上ケ島	39.00				林道 180
201-12		八尾町道畑	池ノ平	道畑	6.46	6.46	S37.9.27		林道 120
201-13		八尾町東布谷	袋	東布谷	52.54	52.54	S37.9.27 H4.8.5	27	県道 1,800
201-14		八尾町谷折	岩腰	谷折	112.88			2	県道 750
201-15		八尾町東葛坂	入の高	東葛坂	8.42	8.42	S37.9.19	12	
201-16		八尾町中仁歩	小水上	中仁歩	7.13	7.13	S53.5.4	8	国道 300
201-17		八尾町須郷	上窪	須郷	5.24	5.24	S37.9.27	8	市道 400
201-18		八尾町武道原	中草蓮	武道原	5.01	5.01	S37.9.27	5	林道 150
201-19		八尾町大玉生	下田	大玉生	6.83	6.83	S37.9.19	9	県道 620
201-20		八尾町上牧	春木堂	上牧	19.29	19.29	S37.9.19	18	県道 300
201-21		八尾町小上牧	向田	小上牧	16.67	16.67	S37.9.19	18	役場支所 県道 300 林道 350
201-22		八尾町田頭	岩野	田頭	60.00			4	県道 750
201-23		八尾町花房	大畠	花房	8.73	8.73	S37.9.27	5	県道 600
201-24		八尾町花房	大畠	花房(2)	28.27			5	県道 600
201-25		八尾町専沢	下ノ平	専沢	42.00			1	市道 1,000
201-26		八尾町下ノ茗	大平	下ノ茗	177.03			10	公民館 県道 2,000
201-27		八尾町柚木	上ノ平	柚木	7.39	14.79	S37.9.27 H24.12.6	9	県道 350

危険地区番号	所在			地区名	危険地面積(ha)	指定面積(ha)	指定年月日	直接保全対象	
	地域	大字	字					人家戸数	保全対象 種別(道路等延長m)
201-28	八　尾	八尾町高瀬	宮ノ上	高瀬	45.18	45.18	S56. 3. 13	7	県道 1,250 市道 480
201-29		八尾町平林	家向	平林	6.80	6.80	S37. 9. 19	8	県道 400 市道 250
201-30		八尾町坂ノ下	杉谷	坂ノ下	28.80	28.80	H 3. 9. 10	18	県道 350
201-31		八尾町峠	下田	大玉生峠	77.90	77.90	H 7. 8. 2	13	市道 1,900 林道 800
201-32		八尾町大玉生	滝谷	大玉生滝谷	88.83	88.83	H12. 12. 15	12	市道 600
201-33		八尾町中山	窪草蓮	薄尾	82.83	82.83	H17. 3. 31	1	国道 1,380 市道 50
201-46		八尾町井田	前山	井田	13.78			2	－
201-47		八尾町井栗谷外	構谷外	井栗谷2	40.03			20	県道 720
201-48		八尾町大下	西谷外	大下	11.37				
201-49		八尾町武道原	北平外	武道原(2)	34.76			7	国道 110
201-34	婦　中	婦中町道島	後山	道島	30.00			46	県道 500
201-35	山　田	山田宿坊	柳川	宿坊	17.29	17.29	S37. 9. 27 S50. 1. 21	16	林道 250 農道 750
201-36		山田若狭	除登	若狭	66.00				県道 1,000
201-37		山田高清水	南山	高清水	58.00				県道 1,100
201-38		山田深道	木戸場	深道	70.54				市道 400
201-39		山田鍋谷	古屋敷	鍋谷	10.99	10.99	S37. 9. 27	5	林道 290
201-40		山田若土	八ノ高	若土	7.81	7.81	S37. 9. 27	19	県道 280 林道 760
201-41		山田沼ノ又	袖浦	沼ノ又	60.00			18	県道 150
201-42		山田牧	沼ノ又	牧沼又	14.02	14.02	S37. 9. 27	20	県道 830
201-43		山田清水	家口	清水	133.35	133.35	S37. 9. 27 S61. 4. 10	24	県道 1,550 市道 1,600
201-53		山田若土	稲山	若土(2)	35.56			17	
201-50	細　入	片掛	峠	片掛	63.63			7	鉄道 385 国道 450
201-54		蟹寺	芋曲	蟹寺	10.62	10.62	R2. 10. 22	20	ダム管理施設 鉄道 165 市道 215

（資料：県森林政策課）

３－３　地すべり危険箇所（農地）

令和3年12月28日現在

番号	地　域	区域名	所　在　地	面　積(ha)	指定年月日
75	大沢野	芦生	芦生	45.00	
76		今生津第一	今生津	44.00	
77		今生津第二	今生津	71.00	
78		寺津	寺津	33.00	
79		田池	田池	19.00	
80		下伏	下伏	22.00	
81	大　山	才覚地	才覚地	33.00	
90	八　尾	高橋	八尾町高橋	24.00	
91		中村	八尾町中村	28.00	
92		下ノ名	八尾町下ノ名	15.00	
93		上ノ名	八尾町上ノ名	25.00	
94		東坂下	八尾町東坂下	16.00	
95		桐谷第一	八尾町桐谷	40.00	
96		桐谷第二	八尾町桐谷	90.00	
97		小井波	八尾町小井波	55.00	
98		下牧	八尾町下牧	40.00	
99		布谷第一	八尾町布谷	19.00	
100		布谷第二	八尾町布谷	29.00	
101		倉ケ谷第二	八尾町倉ケ谷	62.00	
102		武道原尾畑	八尾町武道原	71.00	
103		大玉生吉友	八尾町大玉生	74.00	
104		東松瀬	八尾町東松瀬	26.00	
105		野積	八尾町野積	26.00	
106		栗須	八尾町栗須	30.00	
107		越後谷	八尾町越後谷	13.00	
108		安谷	八尾町安谷	14.00	
109		倉ケ谷	八尾町倉ケ谷	144.52	Ｓ54．３．31 Ｈ９．６．18
110		和山	八尾町和山	43.82	Ｓ54．３．31
111		室牧上野	八尾町上野	49.00	Ｈ３．５．10
112	婦　中	道島	婦中町道島	32.00	
113	山　田	中瀬	山田中瀬	56.20	Ｓ53．３．31
114		中瀬第２	山田中瀬	34.10	Ｓ57．３．15
151		中瀬第３	山田中瀬	65.78	H17．３．25
115		小島	山田小島	56.00	Ｈ７．10.17
116		宿坊東	山田宿坊	14.70	H10．３．17
117		宿坊第一	山田宿坊	13.00	
118		宿坊第二	山田中瀬	12.00	
119		上中瀬第一	山田中瀬	29.00	
120		上中瀬第二	山田中瀬	48.00	
121		沼又	山田沼又	128.00	
122		清水	山田清水	67.00	
123		今山田第二	山田今山田	96.00	

番号	地　域	区域名	所　在　地	面　積(ha)	指定年月日
124	山　田	北山	山田北山	35.00	
125		若土第1、3	山田若土	74.00	
126		若土第二	山田若土	65.00	

（資料：県農村整備課）

３－４　崩壊土砂流出危険地区

令和3年12月28日現在

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
国有林関係							
201-1	八尾	八尾町	大谷国有林	久婦須川		発電所	1個
201-2		八尾町	小井波国有林	別荘川	12	市道	2000m
201-3	大山	大山町	小口川国有林	西笠谷支渓		発電所	1個
201-4		大山町	小口川国有林	西笠谷		発電所	1個
201-5		奥山	長棟国有林	三平谷		発電所	1個
201-6		奥山	長棟国有林	長棟川		発電所	1個
201-7	八尾	八尾町	大谷国有林	カツラ谷		発電所	1個
201-8	大山	奥山	長棟国有林	長棟川2		発電所	1個
201-9		奥山	長棟国有林	長棟川3		発電所	1個
201-1001		有峰	常願寺川	スゴ谷		取水施設 林道	1個 800m
民有林関係							
201-1	大沢野	万願寺	二ノ谷割	万願寺		林道	377m
201-2		芦生	下反甫割	芦生	2	国道 県道	147m 332m
201-3		芦生	下反甫割	芦生２	1	国道 県道	145m 817m
201-4		今生津、芦生	百葉谷割	今生津	1	国道 県道	140m 839m
201-5		今生津	真石原割	今生津２	12	県道	534m
201-6		布尻	前山割	今生津３	1	避難場所 県道	 119m
201-7		布尻町長	外輪谷割	布尻		国道 県道	179m 83m
201-8		寺津	東小糸山	寺津	11	県道	279m
201-9		伏木	大沼割	伏木	4	県道 林道	88m 45m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-10	大沢野	東猪谷	中山割	猪谷	15	避難場所 県道	 221m
201-11		東猪谷	中山割	猪谷２		国道 県道	50m 120m
201-12		須原	大滝	須原	56	県道 林道	609m 378m
201-13		須原	一の谷	須原２	6	県道 林道	413m 249m
201-14		長川原	表平	長川原	11	県道	325m
201-15		土	下東山	土	3	県道 林道	151m 286m
201-16		葛原	水上谷	葛原	9	県道	551m
201-17		下伏	前田釜	下伏	5	林道	454m
201-18		舟倉	尼池割	寺家	111	県道	791m
201-19		吉野	下山割	吉野		県道	52m
201-20		吉野	下山割	吉野２		県道 林道	98m 33m
201-21		吉野	下山割	吉野３		県道	62m
201-22		町長	前山割	町長	43	国道 県道	1,787m 760m
201-23		東猪谷	下山割	東猪谷	10	国道 県道	157m 167m
201-24		東猪谷	中山割	東猪谷２	29	避難場所 県道	1か所 478m
201-25		東猪谷	上山割	東猪谷３		国道 県道	57m 19m
201-26	大山	岡田	丸坪割	岡田	7	県道	264m
201-27		岡田	不寿平	岡田２	1	県道	97m
201-28		大山松木	大牧	松木	3	県道	135m
201-29		牧	高鶴	牧	3	県道 林道	212m 342m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-30	大山	牧	高鶴	牧２	4	県道 林道	164m 183m
201-31		牧	高鶴	牧３	7	県道 林道	171m 29m
201-32		牧	新付谷	牧４	3	避難場所 県道	１ケ所 171m
201-33		才覚地	水上	才覚地	1	県道	177m
201-34		和田	猪谷割	和田	5	県道 林道	144m 71m
201-35		亀谷	石坂割	亀谷	18	県道 林道	147m 468m
201-36		原	一の谷	原	1	県道	116m
201-37		原	極楽坂	原２	11	県道 林道	957m 835m
201-38		本宮	瀬戸蔵割	本宮	14	避難場所 県道	１ケ所 609m
201-39		水須	赤蔵平割	水須	2	林道	127m
201-40		長瀬	西山割	長瀬		県道	360m
201-41		棚ヶ原	西山割	棚ヶ原	7	避難場所 その他道路	１ケ所 405m
201-42		棚ヶ原	西山割	棚ヶ原２	2	避難場所 その他道路	１ケ所 792m
201-43		小坂	北谷割	小坂		県道	649m
201-44		小坂	水上谷割	小坂２	1	県道	1,337m
201-45		大双嶺	荒屋敷割	大双嶺	3	県道 林道	1,201m 545m
201-46		大双嶺	向山割	大双嶺２		林道	467m
201-47		大双嶺	滝の下割	大双嶺３		林道	659m
201-48		大清水	大清水谷割	大清水	2	県道 林道	393m 1,495m
201-49		折谷	折谷割	折谷		県道	819m
201-50		瀬戸	千待谷割	瀬戸	7	県道	89m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-51	大山	日尾	落尾谷割	日尾		県道	75m
201-52		牧野	東山割	牧野	48	県道 林道	579m 577m
201-53		小佐波	東割	小佐波		県道	92m
201-54		小佐波	東割	小佐波２		県道	69m
201-55		小佐波	西割	小佐渡３	2	県道	113m
201-56		東福沢	瀬戸谷割	東福沢	60	県道	689m
201-57		小見亀谷入会	入会山割	ゴロサ谷		林道	233m
201-58		小見亀谷入会	入会山割	ホコラ谷		林道	78m
201-59		小見亀谷入会	入会山割	チビタ谷		林道	60m
201-60		小見亀谷入会	入会山割	ドウキン谷		林道	84m
201-61		小見亀谷入会	入会山割	イタドリ谷		林道	287m
201-62		小見亀谷入会	入会山割	真谷		林道	128m
201-63		有峰	村川谷割	小杉谷		林道	50m
201-64		有峰	村川谷割	大谷		林道	54m
201-65		有峰	村川谷割	口広		林道	17m
201-66		有峰	村川谷割	下駄谷		林道	46m
201-67		有峰	村川谷割	東坂森		林道	16m
201-68		有峰	村川谷割	小坂森		林道	26m
201-69		有峰	村川谷割	猪根谷		林道	78m
201-70		有峰	村川谷割	穴洞谷		林道	171m
201-71		有峰	村川谷割	ナガエリコ谷		林道	42m
201-72		有峰	村川谷割	峠又谷		林道	37m
201-73		有峰	村川谷割	砥谷		林道	110m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-74	大山	有峰	村川谷割	南又谷		林道	69m
201-75		有峰	村川谷割	檜谷		林道	67m
201-76		有峰	村川谷割	新ノ又谷		林道	68m
201-77		有峰	村川谷割	南谷		林道	127m
201-78		有峰	村川谷割	東谷		林道	49m
201-79		有峰	村川谷割	西谷		林道	482m
201-80		有峰	村川谷割	峠谷		林道	291m
201-81		有峰	村川谷割	瀬戸谷		林道	117m
201-82		有峰	村川谷割	桐山谷		林道	69m
201-83		有峰	村川谷割	冷夕谷		林道	101m
201-84		有峰	村川谷割	沼浦谷		林道	42m
201-85		有峰	村川谷割	石動谷		林道	94m
201-86		有峰	村川谷割	足谷		林道	20m
201-87		有峰	真川谷割	真川第１計画区		林道	411m
201-88		有峰	真川谷割	真川第２計画区		林道	136m
201-89		有峰	真川谷割	真川第３計画区		林道	27m
201-90		有峰	真川谷割	真川第４計画区		林道	122m
201-91		有峰	真川谷割	真川第５計画区		林道	69m
201-92		有峰	真川谷割	真川第６計画区		林道	60m
201-93		有峰	真川谷割	岩井谷		林道	63m
201-94		有峰	真川谷割	問屋向谷		林道	19m
201-95		有峰	真川谷割	馬ヤノ谷 ヘゴ谷		その他道路	61m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-96	大山	有峰	真川谷割	スゴ谷		林道	132m
201-97		有峰	真川谷割	ホトロ谷		林道	86m
201-98		石渕	水上谷	石渕	2	県道	122m
201-99		河内	借安割	河内		県道	399m
201-100		手出	西山割	手出		県道	60m
201-101		小谷	東山割	小谷	12	避難場所 林道	1ケ所 10m
201-102		小見	ヒノ谷割	小見	3	県道 市道	113m 996m
201-104		本宮	小谷	本宮		鉄道 県道	79m 54m
201-105		大山松木	早稲平	松木２	1	県道	106m
201-106		岡田	不寿平	岡田３	1	県道	74m
201-107		河内	二ツ橋谷	河内２		県道	77m
201-108		手出	深谷	手出深谷		県道	264m
201-109		手出	岩竹割	手出２	1	県道 林道	24m 84m
201-110		手出	西山割	手出３		県道 林道	67m 48m
201-111		椚ヶ原	円段	円段	3	避難場所 その他道路	1ケ所 1,020m
201-112		石渕	北谷割	石渕２		県道	175m
201-113		石渕	北谷割	石渕３		県道	100m
201-114		下双嶺	水上谷	下双嶺		県道	833m
201-115		折谷	小清水谷	折谷２	1	県道	650m
201-116		瀬戸	上瀬戸	瀬戸谷２	2	県道	51m
201-117		牧野	東山割	牧野２	217	保育所 小学校 県道	1ケ所 1ケ所 2,460m
201-118		東福沢	谷入	谷入	3	県道	106m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-119	大山	小佐波	東俣	東俣	2	県道 林道	39m 51m
201-120		東福沢	深沢谷	深沢谷	17	県道	323m
201-121		有峰	真川谷割	青渕		林道	97m
201-122		有峰	高尾谷	高尾谷		林道	95m
201-123		有峰	カヨイ谷	カヨイ谷		林道	115m
201-124		有峰	板洞谷	板洞谷		林道	53m
201-125		有峰	十郎谷	十郎谷		林道	379m
201-126		有峰	平五郎谷	平五郎谷		林道	87m
201-127		有峰	平五郎谷	平五郎谷２		林道	23m
201-128		有峰	真川谷割	真川第１の２計画区		林道	128m
201-129		亀谷	小口川平割	小口川平割		林道	27m
201-130		棚ヶ原	滝又割	棚ケ原３		その他道路	112m
201-131		馬瀬	越坂谷割	馬瀬	22	その他道路	209m
201-132		有峰	真川谷割	大坂森山		その他道路	56m
201-133		小原	原野平割外	小原		その他道路	263m
201-134		小佐波	南割	南割	2	県道 林道	138m 293m
201-135		亀谷	小口川平割	フロヤ谷		林道	97m
201-136		亀谷	向山割	向山割		林道	79m
201-137		中地山	千本割	千本割		林道	18m
201-138	八尾	八尾町東坂下	舟野	東坂下		県道	183m
201-139		八尾町高橋	谷頭	高橋	40	国道 県道 林道	180m 636m 44m
201-140		八尾町高瀬	滝ノ高	高瀬		県道	84m
201-141		八尾町谷折	厚朴坂	谷折		その他道路	128m
201-142		八尾町猟師原	中滝	猟師原	3	県道 林道	855m 42m
201-143		八尾町桐谷	大亦	桐谷		林道	144m
201-144		八尾町清水	押場	清水	5	国道	401m
201-145		八尾町切詰	杉ノ谷	切詰	2	国道 林道	356m 27m
201-146		八尾町切詰	大谷	切詰２		国道	79m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-147	八尾	八尾町庵谷	南谷	庵谷	4	国道	646m
201-148		八尾町東松瀬	水上谷	東松瀬	14	県道 林道	450m 43m
201-149		八尾町桐谷	橋子田	桐谷２		林道	469m
201-150		八尾町内名	大平	内名	13	国道	768m
201-151		八尾町新屋	板取	新屋	4	国道	428m
201-152		八尾町切詰	西瀬戸	切詰３		林道	160m
201-153		八尾町布谷	石林場	布谷	4	県道	256m
201-154		八尾町三ツ松	山中	三ツ松	1	国道 林道	112m 275m
201-155		八尾町三田	焼野	三田	8	林道	84m
201-156		八尾町桐谷	西場見	桐谷３	2	県道	411m
201-157		八尾町宮腰	中尾	宮腰	23	県道	167m
201-158		八尾町武道原	北平	武道原	4	国道 県道	343m 189m
201-159		八尾町桐谷	北惣連	桐谷口		県道 林道	381m 39m
201-160		八尾町桐谷	橋子田	橋子田谷	11	避難場所 県道	１ケ所 455m
201-161		八尾町桐谷	肋島	イオリ谷	22	避難場所 県道 林道	１ケ所 695m 25m
201-162		八尾町桐谷	肋島	桐谷４		その他道路	74m
201-163		八尾町桐谷	大亦	コウロク		その他道路	122m
201-164		八尾町桐谷	大亦	桐谷５		林道	83m
201-165		八尾町桐谷	大亦	卜谷		林道	105m
201-166		八尾町桐谷	ワサビ	桐谷発電所１		林道	207m
201-167		八尾町桐谷	ワサビ	桐谷発電所２		林道	213m
201-168		八尾町滝脇	坂谷	滝脇		県道	381m
201-169		八尾町小原	岩山	小原		県道	228m
201-170		八尾町上黒瀬	栗林	上黒瀬		県道 林道	71m 92m
201-171		八尾町掛畑	荒屋水上	掛畑	2	県道 林道	468m 392m
201-172		八尾町小井波	西村	小井波	7	林道	177m
201-173		八尾町上笹原	中根	中根	4	林道	421m 1,314m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-174	八尾	八尾町上笹原	布袋谷	古宿	5	県道	318m
201-175		八尾町上笹原	岩野	清水	15	県道	424m
201-176		八尾町茗ケ原	小治屋敷	小治屋敷	7	県道	803m
201-177		八尾町茗ケ原	入周谷	梅谷	8	県道 林道	572m 120m
201-178		八尾町茗ケ原	鎌ケ谷	鎌ケ谷	3	県道 林道	379m 36m
201-179		八尾町茗ケ原	小治屋敷	牧ノ谷	4	県道 林道	474m 4m
201-180		八尾町茗ケ原	押廻シ	御坊	11	県道 林道	770m 138m
201-181		八尾町茗ケ原	根辻	中上	1	県道	300m
201-182		八尾町宮ノ下	稲荷峯	宮ノ下	19	県道	308m
201-183		八尾町水口	下上ノ山	野積小学校	5	県道	396m
201-184		八尾町水口	中尾	水口	5	県道	225m
201-185		八尾町東川倉	北谷	東川倉１		県道	53m
201-186		八尾町東川倉	丸山	東川倉２	17	県道	453m
201-187		八尾町東川倉	川倉板	東川倉３	5	県道	167m
201-188		八尾町東布谷	黒内	東布谷	4	県道	114m
201-189		八尾町東松瀬	清水浦	東松瀬２	15	県道 林道	269m 93m
201-190		八尾町桂原	赤坂	桂原	2	県道 林道	135m 90m
201-191		八尾町赤石	池ノ上	赤石１	3	県道	375m
201-192		八尾町赤石	寺畑	赤石２	4	県道	379m
201-193		八尾町布谷	丸坪	布谷	3	県道	287m
201-194		八尾町谷折	岩腰	谷折		県道 林道	58m 39m
201-195		八尾町岩島	宮ノ高	鬼島	2	その他道路	716m
201-196		八尾町青根	峯山	青根１	5	県道	173m
201-197		八尾町青根	上ケ山	青根２	7	県道	241m
201-198		八尾町中仁歩	小水上	中仁歩	10	国道	297m
201-199		八尾町三ツ松	梅坂	三ツ松２	9	国道	394m
201-200		八尾町小畑	万造江連	小畑		その他道路	451m
201-201		八尾町吉友	東ノ谷	吉友東谷	2	林道	33m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-202	八尾	八尾町吉友	西ノ谷	吉友西谷	2	林道	52m
201-203		八尾町中村	上ノ山割	室牧小学校		国道 県道 林道	162m 754m 48m
201-204		八尾町上ノ名	牛ケ谷	上ノ名１	4	県道 林道	60m 80m
201-205		八尾町上ノ名	向ノ上	上ノ名２	3	県道 林道	54m 84m
201-206		八尾町上ノ名	ヤケヤシキ	上ノ名３	3	県道 林道	42m 87m
201-207		八尾町下ノ名	下ノ平	下ノ名１	2	県道	74m
201-208		八尾町下ノ名	円	下ノ名２	1	県道	49m
201-209		八尾町下ノ名	細尾	室牧ダム		県道	119m
201-210		八尾町安谷	神山	安谷		国道	69m
201-211		八尾町上牧	窪尾	上牧	6	国道 県道	187m 589m
201-212		八尾町内名	南谷	内名南谷	10	国道	894m
201-213		八尾町田ノ頭	下出シ谷	裏羅子谷	3	国道	446m
201-214		八尾町田ノ頭	表出シ谷	表羅子谷	7	国道	1,322m
201-215		八尾町西ケ原	向山	西ケ原向山	5	国道	1,418m
201-216		八尾町東原	北俣	尻高谷		国道	1,118m
201-217		八尾町東原	朝谷	東原１	5	国道	1,049m
201-218		八尾町夏前	北上ノ段	東原２	4	国道	1,109m
201-219		八尾町杉ケ平	松尾谷	杉ケ平	2	国道 林道	162m 176m
201-220		八尾町切詰	倉ケ谷	倉ケ谷	1	国道 林道	334m 81m
201-221		八尾町切詰	忍谷	裏忍谷		国道	139m
201-222		八尾町切詰	忍谷	表忍谷		国道	133m
201-223		八尾町切詰	喜右ヱ門谷	喜右ヱ門谷		国道	113m
201-224		八尾町切詰	撫原谷	撫原谷		国道	125m
201-225		八尾町切詰	水上谷	水上谷		国道	141m
201-226		八尾町切詰	二ノ瀬	白岩谷		国道	68m
201-227		八尾町切詰	東瀬戸	小城谷		国道	105m
201-228		八尾町庵谷	袖ノ谷	袖ノ谷	4	国道	911m
201-229		八尾町新屋	西ノ高	新屋２	5	国道	1,169m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-230	八尾	八尾町新屋	焼山	新屋３	3	国道	1,088m
201-231		八尾町西ケ原	薙谷	西ケ原１		国道	819m
201-232		八尾町西ケ原	北平	西ケ原２	3	国道	1,150m
201-233		八尾町高野	水無谷	高野	10	国道	1,033m
201-234		八尾町薄尾	平等	簿尾１		国道	272m
201-235		八尾町薄尾	丸山	簿尾２		国道	50m
201-236		八尾町栃折	宮下	栃折上		国道	54m
201-237		八尾町栃折	間平	栃折下	2	国道	146m
201-238		八尾町茗ケ原	雪持	茗ケ原		国道	688m
201-239		八尾町水谷	下ノ谷	水谷		林道	305m
201-240		八尾町平林	石坂山	平林１	6	県道	92m
201-241		八尾町平林	下山	平林２	7	県道	247m
201-242		八尾町三田	蔵谷	三田２	116	県道 林道	288m 354m
201-243		八尾町小井波	瀬利谷	小井波２	14	林道	20m
201-244		八尾町谷折	岩腰	谷折２		県道 林道	168m 74m
201-294		八尾町島地	明池谷	島地	5	国道 県道	142m 930m
201-295		八尾町小井波		小井波３	9	その他道路	2,566m
201-245	婦中	婦中町滝谷	滝谷	滝谷	4	県道	40m
201-246		婦中町滝谷	滝谷	滝谷２	2	県道	55m
201-247		婦中町上瀬	水上谷	上瀬	1	県道	55m
201-248		婦中町大瀬谷	西谷	大瀬谷	3	県道	355m
201-249		婦中町葎ケ原	西山	葎ケ原	4	県道	129m
201-250		婦中町吉谷	背戸山	吉谷	1	県道 林道	867m 34m
201-251		婦中町高塚	西ノ谷	高塚	15	国道 県道	1,338m 67m
201-252		婦中町宮ケ谷	大谷	宮ケ谷	10	国道 県道 林道	950m 19m 110m
201-253		婦中町宮ケ谷	西ノ前	宮ケ谷２	11	国道 林道	836m 103m
201-254		婦中町千里	石田屋外	千里	354	国道 県道 林道	1,311m 1,057m 132m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-255	山田	山田小谷	中根	小谷		その他道路	687m
201-256		山田鍋谷	北平	鍋谷	3	林道 鉄道	43m 23m
201-257		山田若土	大峯	若土	1	県道 林道	39m 204m
201-258		山田白井谷	清水畑	白井谷	6	県道	803m
201-259		山田沼ノ又	川原田	沼ノ又	18	県道	1,073m
201-260		山田湯	荒山	湯	40	県道 体育館	960m 1ケ所
201-261		山田深道	松井谷	深道		その他道路	80m
201-262		山田宿坊	沢連	沢連	7	県道	403m
201-263		山田谷	鎌場道	谷	1	県道 林道	158m 31m
201-264		山田若狭	除登	若狭		県道 林道	56m 120m
201-265		山田鍋谷	北平	鍋谷２	8	その他道路 鉄道	261m 19m
201-266		山田若土	入ノ高	若土２	2	県道	99m
201-267		山田鎌倉	上杉谷	鎌倉	13	県道	233m
201-268		山田赤目谷	裏の谷	赤目谷	18	小学校 災害弱者施設 県道	1ケ所 1ケ所 403m
201-269		山田清水	大谷	清水	13	県道	472m
201-270	細入	加賀沢	舟渡谷	加賀沢		鉄道	88m
201-271		加賀沢	坂沼谷	加賀沢２		国道 鉄道	25m 26m
201-272		加賀沢	水上谷	加賀沢３		国道 鉄道	78m 19m
201-273		加賀沢	松倉谷	加賀沢４		国道 鉄道	48m 46m
201-274		猪谷	芦谷	猪谷	3	鉄道 国道 県道	32m 117m 18m
201-275		片掛	洞	片掛	10	鉄道 国道	56m 47m
201-276		庵谷	入道	庵谷	5	避難場所 鉄道 国道 林道	1ケ所 63m 50m 245m
201-277		庵谷	大谷	庵谷２		鉄道 国道	57m 57m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-278	細入	庵谷	松ケ谷	庵谷３	1	避難場所 国道 県道 鉄道	２ケ所 238m 122m 64m
201-279		楡原	張出谷	庵谷４	5	避難場所 鉄道 国道	１ケ所 90m 309m
201-280		楡原	張出谷	楡原	39	国道 県道 鉄道	260m 3m 213m
201-281		楡原	中屋谷	楡原２	108	避難場所 国道 県道 鉄道	１ケ所 417m 146m 174m
201-282		西笹津	馬道谷	須原	1	県道 林道	458m 104m
201-283		西笹津	古坂	笹津	24	鉄道 国道 県道	369m 388m 543m
201-284		加賀沢	下小谷	加賀沢５		鉄道	43m
201-285		蟹寺	砂倉谷	蟹寺		鉄道	57m
201-286		蟹寺	芋曲	蟹寺２	1	鉄道	35m
201-287		蟹寺	芋曲	蟹寺３	1	鉄道 国道	89m 57m
201-288		猪谷	水上谷	猪谷２	113	鉄道 国道 県道	1200m 606m 125m
201-289		猪谷	洞	猪谷３	125	国道 県道 鉄道	500m 125m 1,490m
201-290		片掛	峠	片掛２	1	鉄道 国道	57m 108m
201-291		片掛	峠	片掛３	1	国道 鉄道	201m 287m
201-292		片掛	峠	片掛４		その他道路	358m
201-293		庵谷	御為山	庵谷峠		鉄道 国道	69m 86m

（資料：県森林政策課）

３－５　山腹崩壊危険地区

令和3年12月28日現在

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
国有林関係							
201-1	大山	大山	小口川 国有林	小口川 第三発電所		発電所	１個
201-2		大山	小口川 国有林	小口川線		林道	1000m
民有林関係							
201-1	富山	安養坊	蔵ノ谷	安養坊	2		
201-2		五艘	杉坂	五艘	2	鉄道	30m
201-3		寺町	坂脇	寺町	51	その他道路	1,079m
201-4		金屋	笹山	金屋	1	避難場所 その他道路	１ヶ所 243m
201-5		茶屋	山之下	峠山之下	1		
201-6		寺町	坂脇	西富山駅	39	その他道路	507m
201-7		寺町	清乗	西富山駅2	44	鉄道	182m
201-8		安養坊	倉ケ谷	天文台下	47	その他道路	1,080m
201-9	大沢野	牛ケ増	下山割	牛ケ増	19	国道 県道	183m 636m
201-10		牛ケ増	下山割	芦生	24	国道 県道	224m 883m
201-11		牛ケ増	下山割	芦生２	3	避難場所 国道 県道	１ケ所 72m 686m
201-12		芦生	下反甫割	芦生３	3	県道	864m
201-13		芦生	山平割	芦生４	3	県道	1,355m
201-14		布尻	前山割	布尻	50	国道 県道 林道	46m 745m 631m
201-15		寺津	北江下山	寺津		県道	336m
201-16		寺津	下平割	寺津２	12	県道	260m
201-17		薄波	ゼンマイ谷	薄波		林道	164m
201-18		吉野	南平割	吉野	16	県道	1,204m
201-19		伏木	大林割	伏木	17	県道	669m
201-20		小糸	水野平割	小糸	16	林道	429m
201-21		舟渡	駒平割	舟渡	17	避難場所 県道	２ケ所 669m
201-22		東猪谷	中山割	猪谷	39	県道	456m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-23	大沢野	東猪谷	上山割	猪谷２		県道	704m
201-24		須原	荒打島	須原	50	地区センター 林道	１ケ所 492m
201-25		長川原	浦山	長川原	2	県道	621m
201-26	大山	岡田	丸坪割	岡田	10	避難場所 県道	１ケ所 375m
201-27		岡田	丸坪割	岡田２	9	県道	446m
201-28		牧	池野	牧	6	県道	149m
201-29		牧	池野	牧２	5	県道	28m
201-30		才覚地	水上	水上	10	県道	686m
201-31		中地山	上中地山	中地山	6	その他道路	686m
201-32		和田	猪谷割	和田	13	県道 林道	336m 111m
201-33		本宮	大平割	本宮	50	鉄道 駅 県道 林道	894m １ケ所 843m 694m
201-34		原	赤児谷	原	13	県道	480m
201-35		東小俣	下山割	東小俣	5	その他道路	696m
201-36		西小俣	南谷割	西小俣	9	県道	483m
201-37		西小俣	切込割	西小俣２	1	県道	336m
201-38		棚ケ原	東山割	棚ケ原	20	避難場所 その他道路	１ケ所 524m
201-39		小坂	水上谷割	小坂	2	県道	456m
201-40		日尾	落尾谷割	日尾	9	県道 林道	237m 583m
201-41		日尾	原平割	日尾２	27	避難場所 県道	１ケ所 364m
201-42		牧野	西山割	牧野	9	その他道路	257m
201-43		牧野	西山割	牧野２	13	県道	204m
201-44		一ノ瀬	刈割	一ノ瀬	3	県道 林道	119m 92m
201-45		小佐波	東割	小佐波		その他道路	284m
201-46		小佐波	西割	小佐波２	2	その他道路	472m
201-47		有峰	村川谷割	ニンニク向		林道	195m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-48	大山	有峰	村川谷割	ニンニク向２		林道	186m
201-49		有峰	村川谷割	下駄谷		林道	245m
201-50		有峰	村川谷割	東坂森		林道	248m
201-51		有峰	村川谷割	ダム下	1	その他道路	226m
201-52		有峰	村川谷割	展望台	1	林道	779m
201-53		有峰	村川谷割	折立隧道手前		林道	129m
201-54		有峰	村川谷割	不動谷		林道	184m
201-55		有峰	村川谷割	下沼浦谷		林道	227m
201-56		有峰	真川谷割	真川第５計画区		林道	251m
201-57		有峰	真川谷割	真川第７計画区		林道	114m
201-58		有峰	真川谷割	岩井谷		林道	499m
201-59		有峰	真川谷割	問屋向谷手前		林道	371m
201-60		有峰	真川谷割	ホトロ谷奥		林道	916m
201-61		有峰	真川谷割	ホトロ谷奥２		林道	1,012m
201-62		中地山	上中地山割	小俣ダム		その他道路	743m
201-63		中地山	上中地山割	中地山２		その他道路	329m
201-64		中地山	上中地山割	中地山３		県道	646m
201-65		中地山	上中地山割	中地山４		県道	328m
201-66		小見亀谷入会	入会山割	亀谷発電所		林道	476m
201-67		小見亀谷入会	入会山割	チビタ谷		林道	419m
201-68		有峰	村川谷割	折立発電所		林道	1,076m
201-69		有峰	村川谷割	蛇洞谷		林道	220m
201-70		有峰	村川谷割	コボラ谷		林道	337m
201-71		有峰	村川谷割	コボラ谷２		林道	392m
201-72		有峰	村川谷割	大多和橋		林道	498m
201-73		小見	家の高	本宮２	89	小学校 避難場所 県道 鉄道	１ケ所 １ケ所 1,023m 850m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-74	大山	布目	中野沢割	布目	8	その他道路	522m
201-75		石淵	水上割	石淵	2	県道	294m
201-76		小佐波	田上割	小佐波	2	県道	323m
201-77		日尾	原平割	日尾３	3	県道	353m
201-78		椚ヶ原	東山割	円段	1	林道	85m
201-79		椚ヶ原	西山割	樫木	2	林道	128m
201-80		岡田	岩谷割	岡田3	2	県道	363m
201-81		松ノ木	大牧割	松ノ木	4	県道	374m
201-82		亀谷	下高割	亀谷	35	林道	357m
201-83		亀谷	ケオトシ割	亀谷２	27	博物館 林道	１ケ所 112m
201-84		本宮	割谷割	与四兵衛山		鉄道	838m
201-85		本宮	岩屋外	与四兵衛山２		鉄道	820m
201-86		原	猫又割	村松		県道	275m
201-87		中地山	マサ割	マサ割		林道	605m
201-88		文珠寺	小上割	文珠寺２	14	県道	268m
201-195		道村		小佐波３	3	県道 林道	237m 250m
201-197		日尾		日尾４	34	県道	484m
201-199		牧		牧４	10	県道	189m
201-200		中地山		小俣ダム２		その他道路	1,103m
201-201		水須		水須	2	林道	91m
201-202		本宮		本宮３	34	県道 林道 鉄道	532m 449m 481m
201-203		本宮		原２	18	県道 林道 鉄道	332m 681m 2,032m
201-89	八尾	八尾町北谷	坂谷	北谷	12	その他道路	602m
201-90		八尾町下笹原	小原島	下笹原	7	県道	372m
201-91		八尾町小井波	橋小場	小井波		その他道路	439m
201-92		八尾町上笹原	田原越	中根	3	県道	313m
201-93		八尾町上笹原	平等	平等	4	県道	226m
201-95		八尾町茗ヶ原	根辻	茗ケ原	4	県道	333m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-96	八尾	八尾町東布谷	阿草連	東布谷	8	県道	470m
201-97		八尾町布谷	太郎平	東布谷２	1	県道	77m
201-98		八尾町布谷	谷山	東布谷３	6	県道	612m
201-99		八尾町布谷	石転	東布谷４		その他道路	677m
201-100		八尾町谷折	悪谷	谷折		林道	839m
201-101		八尾町青根	下山筋	青根	7	県道	100m
201-102		八尾町大下	西谷	大下	6	その他道路	486m
201-103		八尾町小谷	蒲谷	茗ケ島	4	国道 県道	198m 105m
201-104		八尾町大玉生	西平	大玉生		その他道路	230m
201-105		八尾町島地	明地谷	島地	11	国道 県道	762m 347m
201-106		八尾町東原	沼除	東原	1	国道	504m
201-107		八尾町杉ケ平	南平	杉ケ原	2	国道	579m
201-108		八尾町切詰	ワタノセ	切詰		国道	301m
201-109		八尾町花房	藤岩	花房		国道	411m
201-110		八尾町粟須	相乃窪	粟須		国道	308m
201-111		八尾町栃折	南平	栃折		国道	1,171m
201-112		八尾町足谷	表村	足谷	3	林道	426m
201-113		八尾町足谷	蒲谷	足谷２		林道	370m
201-114		八尾町平林	石坂山	平林	6	県道	15m
201-115		八尾町三田	栂尾	三田		その他道路	211m
201-116		八尾町下笹原	小原島	下笹原3	7	県道	316m
201-117		八尾町高熊	桑場	高熊	16	県道	91m
201-119		八尾町下笹原	諏訪	諏訪	23	避難場所 県道	１ケ所 406m
201-120		八尾町中	大休場割	八尾発電所		林道	509m
201-121		八尾町下笹原	田畑	下笹原２	5	県道	356m
201-122		八尾町茗ケ原	西山	茗ケ原２	9	県道	435m
201-123		八尾町掛畑	上ノ窪	掛畑	6	県道 林道	389m 122m
201-124		八尾町瀧脇	大谷	瀧脇		県道	67m
201-125		八尾町東川倉	北谷	東川倉	15	県道	505m
201-126		八尾町上笹原	北ノ谷	中根２	3	県道 林道	335m 43m
201-127		八尾町桐谷	橋子田	桐谷	17	県道	347m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-128	八尾	八尾町越後谷	滝ノ平	越後谷		林道	168m
201-129		八尾町内名	日影平	内名	8	国道	428m
201-130		八尾町庵谷	南平	庵谷	9	国道	807m
201-183		八尾町井田	牧山	牧山	11	鉄道	147m
201-189		八尾町内名		内名２	9	国道 県道	453m 236m
201-192		八尾町桐谷		桐谷２	14	県道 林道	456m 556m
201-131	婦中	婦中町吉谷	背戸山	吉谷	3	その他道路	172m
201-132		婦中町吉谷	背戸山	吉谷２		県道	32m
201-133		婦中町友坂	熊野	友坂	84	県道	205m
201-134		婦中町大瀬谷	加引谷	大瀬谷	2	県道	273m
201-135		婦中町平等	堺谷	平等	9	県道	204m
201-136		婦中町羽根	上前割	勅使塚		支援学校 看護学校	１ケ所 １ケ所
201-137		婦中町道島	釜谷	道島	14	県道	625m
201-138		婦中町友坂	カミヤマネ	富山医薬大	24	県道	370m
201-139		婦中町道島	向反圃	道島２	3	その他道路	265m
201-140		婦中町蓮花寺	向山	蓮花寺	5	その他道路	535m
201-184		婦中町富崎	北平外	富崎	3	その他道路	401m
201-187		婦中町下瀬		高塚	4	国道	137m
201-141	山田	山田中瀬	宮田	中瀬	26	その他道路	832m
201-142		山田中瀬	滝谷	中瀬２	2	その他道路	1,337m
201-143		山田湯	根上	湯	31	地区センター 県道	１ケ所 843m
201-144		山田湯	久保	湯２	27	地区センター 消防センター 避難場所 県道	１ケ所 １ケ所 １ケ所 504m
201-145		山田谷	鎌場道	谷	9	避難場所 県道 林道	１ケ所 520m 627m
201-146		山田居舟	裏平	居舟		その他道路	501m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-147	山田	山田居舟	裏平	居舟２		その他道路	549m
201-148		山田鍋谷	北平	鍋谷	12	林道	13m
201-149		山田若土	長坂	若土	13	県道	801m
201-150		山田牧	曲畑	牧		県道	20m
201-151		山田沼又	大屋	沼ノ又	13	県道	570m
201-185		山田中瀬	林尾外	中瀬3	23	県道	8m
201-188		山田今山田		山田今山田	9	県道	758m
201-152	細入	加賀沢	下小谷 上小谷	加賀沢		その他道路	887m
201-153		加賀沢	見ケ渕 舟渡谷	加賀沢２	1	その他道路	634m
201-154		加賀沢	舟渡谷	加賀沢３	1	鉄道	181m
201-155		加賀沢	坂沼谷	加賀沢４		鉄道	53m
201-156		加賀沢	坂沼谷	加賀沢５	2	国道 鉄道	545m 445m
201-157		加賀沢	水上谷	加賀沢６	1	国道 鉄道	420m 359m
201-158		加賀沢	砂倉谷	加賀沢７		鉄道	333m
201-159		蟹寺	砂倉谷	蟹寺		鉄道	315m
201-160		蟹寺	松尾	蟹寺２	3	鉄道	485m
201-161		蟹寺	山手	蟹寺３	13	避難場所 国道 鉄道	１ケ所 180m 206m
201-162		蟹寺	城ケ山	蟹寺４	34	避難場所 国道 鉄道	１ケ所 401m 465m
201-163		蟹寺	城ケ山	蟹寺５		国道	278m
201-164		猪谷	土ケ洞	猪谷	90	国道 県道 鉄道	972m 89m 1,085m
201-165		片掛	道ケ洞	片掛		国道 鉄道	390m 395m
201-166		片掛	峠	片掛２		国道 鉄道	177m 140m
201-167		片掛	峠	片掛３		国道 鉄道	213m 358m
201-168		庵谷	東山	庵谷		林道	14m
201-169		庵谷	御為山	庵谷２		その他道路	977m
201-170		庵谷	御為山	庵谷３		国道 鉄道	315m 269m

番号	地域	所在		地区名	直接保全対象施設		
		大字	字		人家戸数	公共施設等	
						種類	数量
201-171	細入	楡原	石黒谷	楡原		鉄道 国道	591m 522m
201-172		楡原	石黒谷	楡原２		鉄道 国道	435m 438m
201-173		楡原	石黒谷	楡原３		鉄道 国道	386m 407m
201-174		楡原	張出谷	楡原４		鉄道 国道 林道	209m 186m 114m
201-175		岩稲	小物坂	岩稲	6	鉄道	274m
201-176		岩稲	松本	岩稲２	26	避難場所 鉄道 国道 県道	１ケ所 903m 902m 47m
201-177		笹津	平山	笹津	16	集落センター 県道 林道 鉄道	１ケ所 578m 320m 334m
201-178		楡原	石黒谷	楡原駅		鉄道 国道	372m 369m
201-179		庵谷	向山	庵谷	21	鉄道 国道	306m 369m
201-180		庵谷	憎谷	庵谷２	1	鉄道 国道	119m 1,122m
201-181		庵谷	御為山	神通川第一発電所		国道	15m
201-182		蟹寺	横平	蟹寺６	1	鉄道	639m

（資料：県森林政策課）

３－６　砂防指定地

平成31年1月25日現在

水系名	幹川名	渓　流　名	地　　域	所　在　地	告示年月日
常願寺川	常願寺川	常願寺川	大山、立山町	有峰外９	M38．３．４
	常願寺川	常願寺川	大山	山田	S50.11.27
	常願寺川	常願寺川	大山、立山町	岡田	S52．３.26
	常願寺川	小口川	大山	水須	S15.10.28
	常願寺川	小口川		中地山、水須	S31．４.16
	常願寺川	小口川		水須、大山松木	S31．７.21
	常願寺川	本流、和田川 称名川、雑穀谷	大山、立山町	有峰外６	M38．３．４
	常願寺川	牧谷	大山	牧	H12．１.25
	常願寺川	藤九郎谷		牧	S60．８.10
	和田川	金昌寺谷		亀谷	S51．１.17
	常願寺川	水カン谷		岡田	S60．６.28
	常願寺川	岡田水上谷		岡田	H４.12．８
神　通　川	神通川	土川	大沢野	土	S47．３.16
	神通川	大谷川		須原	S27.10.24
	神通川	大谷川		須原	S43.12.10
	神通川	須原大谷川		須原	S58.10.14
	神通川	宮の谷川		須原	H５.11．５
	神通川	宮の谷川		須原	H12．１.25
	神通川	宮の谷川		須原	H16.10．４
	神通川	引地谷 及び水上谷		葛原	S60．８.10
	神通川	秋葉谷		東猪谷	H19．５.21
	熊野川	長谷川	大山	牧野	H５.11．５
	熊野川	白谷川		東福沢	H８．４．８
	熊野川	白谷川		東福沢	H16．３.17
	熊野川	白谷川		東福沢	H24．３．７
	神通川	清水谷川	細入	楡原	S48.12.14
	神通川	大谷川		大谷、館	S42．３.22
	神通川	大谷川		庵谷	S61．７.21
	神通川	洞谷川		洞	S52．１.13
	神通川	洞谷川		猪谷	S60．８.10
	神通川	洞谷川		猪谷	S61．３.17

水系名	幹川名	渓　流　名	地　　域	所　在　地	告示年月日
神 通 川	神通川	七川	細入	楡原	S59. 9. 14
	神通川	水上川		猪谷	S59. 9. 14
	神通川	石黒谷		楡原	H 4. 3. 13
	神通川	猪谷、水上谷		猪谷	H 4. 12. 25
	井田川	猪谷川		猪谷	H 6. 11. 17
	神通川	水上谷		西笹津	H24. 1. 5, H28. 11. 9
	神通川	馬道谷	大沢野、細入	笹津外１	H13. 12. 6
	熊野川	コナ谷	大山	牧野	H14. 3. 14
	熊野川	水上谷		楜ヶ原	H19. 2. 6
	神通川	ワラビ谷	八尾	八尾町水口	H14. 3. 14
	井田川	久婦須川		八尾町滝ノ脇、桐谷	S23. 12. 8
	井田川	久婦須川		八尾町小原外2	S29. 11. 8
	井田川	久婦須川 山葵谷		八尾町桐谷	S29. 11. 8
	井田川	久婦須川		八尾町岩屋	S33. 12. 8
	井田川	久婦須川		八尾町桐谷	S36. 2. 22
	井田川	久婦須川		八尾町外雲	S42. 11. 30
	井田川	橋子田谷		八尾町桐谷	S41. 3. 31
	井田川	別荘川		八尾町上笹原	S25. 12. 22
	井田川	別荘川		八尾町小井波	S27. 10. 24
	井田川	茗ケ原川		八尾町茗ケ原	S31. 4. 16
	井田川	別荘川		八尾町	S32. 8. 12
	井田川	別荘川		八尾町上笹原	S38. 2. 19
	井田川	別荘川		八尾町下笹原	S39. 5. 23
	井田川	別荘川		八尾町下笹原、小井波	S42. 3. 22
	井田川	別荘川		八尾町下笹原	S61. 3. 17
	井田川	野積川		八尾町布谷	S23. 12. 8
	井田川	野積川		八尾町布谷、東川倉	S27. 10. 24
	井田川	野積川		八尾町猟師ケ原、西松瀬	S29. 11. 8
	井田川	野積川		八尾町布谷、東川倉	S32. 11. 4
	井田川	野積川		八尾町東川倉	S34. 8. 6
	井田川	野積川、白水谷		八尾町赤石	S36. 2. 22
	井田川	野積川、白水谷		八尾町赤石	S39. 5. 23

水系名	幹川名	渓　流　名	地　　域	所　在　地	告示年月日
神 通 川	井田川	野積川、滝谷	八尾	八尾町東松瀬	S41. 6. 4
	井田川	野積川、滝谷		八尾町赤石、布谷	S43. 7. 16
	井田川	野積川		八尾町下牧、岩島	S39. 5. 23
	井田川	足谷川		八尾町中谷割	S47. 12. 1
	井田川	大玉生川		八尾町大玉生	S52. 12. 3
	井田川	大玉生川 及び小谷川		八尾町大玉生	S55. 3. 21
	井田川	白谷川		八尾町栃折	S38. 2. 19
	井田川	井田川		八尾町栃折	S43. 7. 16
	井田川	井田川		八尾町切詰	S54. 2. 2
	井田川	明地谷		八尾町明地谷	S47. 12. 1
	井田川	南谷川		八尾町内名	S28. 5. 9
	井田川	室牧川		八尾町中山	S11. 3. 24
	井田川	大長谷川		八尾町田頭、庵谷	S22. 10. 23
	井田川	大長谷川		八尾町切詰	S27. 10. 24
	井田川	大長谷川		八尾町東原	S29. 4. 2
	井田川	大長谷川		八尾町切詰	S33. 12. 18
	井田川	大長谷川		八尾町田頭外2	S38. 2. 19
	井田川	杉谷		八尾町杉平	S39. 5. 23
	井田川	大長谷川		八尾町切詰、庵谷	S39. 5. 23
	井田川	大長谷川		八尾町切詰	H4. 12. 25
	井田川	峠川		八尾町水谷、妙川寺	S43. 12. 10
	井田川	山田川	山田	山田湯村	S23. 12. 8
	井田川	山田川		山田数納、居舟	S34. 8. 6
	井田川	鍋谷川		山田鍋谷、湯	S41. 6. 4
	井田川	山田川		山田数納、深道	S60. 2. 12
	井田川	山田川		山田数納、高道	H4. 3. 17
	井田川	湯谷川		山田中村	S39. 5. 23
	井田川	赤江川		山田宿坊	S42. 11. 30
	井田川	城ケ谷	八尾	八尾町城ヶ谷	S59. 9. 14
	井田川	高瀬川		八尾町尾久	S61. 7. 21
	井田川	高尾谷		八尾町谷内、中、高熊	S62. 5. 27
	井田川	三ツ松川		八尾町三ツ松	H6. 11. 17
	井田川	仁歩川		八尾町倉が谷	H6. 11. 17

水系名	幹川名	渓　流　名	地　　域	所　在　地	告示年月日
神 通 川	井田川	境谷	大山	八尾町深谷、井田、丸山	H15. 3. 28
	熊野川	熊野川		西小俣、東小俣	S 23. 12. 8
	熊野川	熊野川		河内	S 27. 10. 24
	熊野川	熊野川		長瀬	S 29. 11. 8
	熊野川	熊野川		長瀬、西小俣	S 36. 2. 22
	熊野川	安蔵川		一勿	S 21. 3. 30
	熊野川	安蔵川		東小俣	S 22. 10. 23
	熊野川	安蔵川		東小俣	S 51. 1. 17
	熊野川	北久曽川		河内	S 33. 12. 18
	熊野川	黒川		東福沢	S 19. 7. 5
	熊野川	黒川		東福沢	S 19. 10. 3
	熊野川	黒川、椚ケ原川		椚ケ原	S 23. 12. 8
	熊野川	黒川		馬野瀬、石渕	S 31. 4. 16
	熊野川	黒川		大双嶺	S 41. 3. 31
	熊野川	黒川		大清水、東福沢	S 42. 3. 22
	熊野川	虫谷川	大沢野	万願寺	S 46. 10. 2
	熊野川	虫谷川		万願寺	S 61. 3. 17
	熊野川	急滝川		坂本、万願寺	S 39. 5. 23
	熊野川	急滝川		舟倉	S 47. 3. 16
	井田川	赤江川	八尾	八尾町平林、三田	S 42. 3. 22
	井田川	下谷川		八尾町館本郷	S 47. 3. 16
	井田川	辺呂川	婦中	婦中町吉住、東谷、外輪野	S 42. 3. 22
	井田川	辺呂川		婦中町外輪野外	S 60. 2. 12
	井田川	山田川	山田	山田湯村、上瀬	S 42. 3. 22
	井田川	百瀬川	婦中	婦中町牛滑、外輪野	S 45. 7. 6
	井田川	洩谷川	山田	山田小島、中ノ瀬	S 42. 3. 22
	井田川	洩谷川		山田小島、白井谷	S 62. 5. 27
	井田川	長谷谷川		山田湯村	S 48. 12. 14
	井田川	鍋谷川		山田鍋谷	S 61. 3. 17
	井田川	堂谷川		山田鎌倉	S 62. 5. 27
	井田川	堂谷川		山田鎌倉	H 3. 6. 18
	井田川	釜谷川	婦中	婦中町道島、上野	H元. 6. 3
	井田川	松井谷	山田	山田深道、居舟	H 8. 4. 8

水系名	幹川名	渓　流　名	地　　域	所　在　地	告示年月日
神 通 川	井田川	別荘川	八尾	八尾町上笹原	Ｈ３．６．18
	井田川	西谷川		八尾町上笹原	Ｓ43.12.10
	井田川	茗ケ原川		八尾町梅谷	Ｓ46.10．２
	井田川	茗ケ原川		八尾町茗ケ原	Ｈ元．６．３
	井田川	仁歩川		八尾町三ツ松	Ｓ41．６．４
	井田川	仁歩川		八尾町和山	Ｓ61．３．17
	井田川	谷折川		八尾町谷折	Ｓ42.11.30
	井田川	蛇蝮谷		八尾町東松瀬	Ｓ39．５．23
	井田川	稗谷		八尾町西松瀬	Ｓ38．８．16
	井田川	野積川		八尾町西松瀬	Ｈ元．６．３
	井田川	野積川		八尾町東葛坂、西葛坂	Ｈ26.10.15
	井田川	口無谷川		八尾町東松瀬	Ｓ42．３．22
	井田川	クジカ谷		八尾町亀ケ谷	Ｓ42.11.30
	井田川	水上谷		八尾町東松瀬	Ｓ59．９．14
	井田川	堤谷		八尾町水口	Ｓ60．８．10
	井田川	堤谷		八尾町水口	Ｓ63．６．28
	井田川	水上谷		八尾町東布谷	Ｓ60．８．10
	井田川	椚ケ原川	大山	砂見	Ｓ47．３．16
	井田川	椚ケ原川		小谷	Ｈ元．６．３
	井田川	小佐波川		東福沢	Ｓ21．３．30
	井田川	小佐波川		東福沢	Ｓ22.10.23
	井田川	小佐波川		小佐波	Ｓ42．３．22
	井田川	布目谷		布目	Ｓ60．８．10
	井田川	布目谷		布目	Ｓ63．６．28
	井田川	黒川		牧野	Ｓ63．６．28
	熊野川	コナ谷		牧野	Ｈ６．11.17
	熊野川	コナ谷		牧野	Ｈ12.10.18
	井田川	唐津川	山田	山田宿坊	Ｓ58.10.14
	井田川	西掲見谷	八尾	八尾町桐谷	Ｓ57．７．12
	井田川	井波谷川		八尾町桐谷	Ｓ41．６．４
	井田川	イオリ谷		八尾町桐谷	Ｈ元．６．３
	井田川	芋谷川		八尾町薄尾	Ｈ17．８．23
	井田川	芋谷川		八尾町薄尾	Ｈ22．９．21

水系名	幹川名	渓　流　名	地　　域	所　在　地	告示年月日
神 通 川	熊野川	小谷川	大山	小谷	S51. 1. 17
	熊野川	急滝川	大沢野	寺家	S61. 3. 17
	井田川	茗ヶ原川	八尾	八尾町御坊	S61. 9. 27
	神通川	土川	大沢野	下伏	H元. 6. 3
	井田川	湯谷川	山田	山田中村	H 4. 3. 13
新 堀 川	新堀川	京平	富山	西金屋	H27. 2. 2
庄　　川	和田川	大瀬谷川	婦中	婦中町大瀬谷、葎ケ原	S39. 5. 23
	和田川	大瀬谷川		婦中町大瀬谷	S41. 3. 31
	坪野川	坪野川	婦中、山田	婦中町大瀬谷	H12. 10. 18
	井田川	下鍋床川	婦中	婦中町大瀬谷	S45. 7. 6

（資料：県砂防課）

3－7　雪崩危険箇所（国土交通省）

1　基準等

雪崩危険箇所とは、豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内に、人家５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅、旅館等のある場所を含む）ある箇所。

雪崩危険度判定表

要　因	階　級	点　数
①雪崩発生域の平均傾斜度	１．30°未満 ２．30°～40° ３．40°以上	4 7 10
②雪崩発生域の植生	１．高木50％以上 ２．高木20～50％、中木50％以上 ３．中木20～50％、低木20～100％ ４．裸地、草地、樹高２m未満の灌木樹冠密度20%未満	4 7 9 10
③既往最大積雪深	１．100cm未満 ２．100～200cm ３．200～300cm ４．300cm以上	0 6 7 9
④総合判定		①②③の点数の合計
⑤雪崩発生危険度ランク	④で算出した合計点数によりランク １．27点以上 ２．23～26点 ３．20～22点 ４．19点以下	 A B C D

2　雪崩危険箇所（国土交通省）総括表

平成20年1月１日現在

地　域	雪　崩危険箇所	保全対象人家戸数					
		５戸未満	５戸～９戸	10戸～19戸	20戸～29戸	30戸～49戸	50戸以上
富　山	17	8	5		1		3
大沢野	29	7	12	5	2	3	
大　山	46	25	8	8	3		2
八　尾	43	6	28	6	2		
婦　中	10	3	5	2			
山　田	16		10	5	1		
細　入	17	8	1	3	1	2	2
合　計	178	57	69	29	10	5	8

3　雪崩危険箇所

（単位：度,m,戸,カ所）

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署	学校等	医療施設	公民館	宿泊施設	駅	電力施設	福祉施設	その他	
								鉄道	国道	県道	市道	私道	河川	橋梁	ダム	取水施設	
209	富山	山岸	山岸	51	10	80	2									1	C
											10						
210	〃	五艘(1)	五艘	29	44	210	6										D
								45			80		210	1			
211	〃	五艘(2)	五艘	24	28	100	1									1	D
												40					
212	〃	安養坊(1)	安養坊	26	46	250	3									5	D
												130					
213	〃	安養坊(2)	安養坊	41	39	1,150	53				1					1	C
											550						
214	〃	安養坊(3)	安養坊	42	24	80	1								1		C
											60						
215	〃	五福	五福	36	10	35	6										D
												50					
216	〃	茶屋町	茶屋町	41	12	90	5										B
217	〃	寺町	寺町	22	80	900	69				1						D
											850						
218	〃	呉羽丸富町	呉羽丸富町	51	10	150	22										B
											110						
219	〃	金屋(1)	金屋	18	99	910	201									1	D
											60						
220	〃	金屋(2)	金屋	48	20	360	1								1		C
											40						
221	〃	吉作(1)	吉作	27	16	18	9										D
										40	110						
222	〃	吉作(2)	吉作	31	12	70	1									1	D
224	〃	三ノ熊(1)	三ノ熊	46	35	220	6										C
												60					
225	〃	三ノ熊(2)	三ノ熊	21	24	50										1	D
											20						

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
226	富山	三ノ熊(3)	三ノ熊	27	28	50										1	D
											70		40				
227	大山	粟巣野(1)	粟巣野	48	149	180								1			A
												20					
228	〃	粟巣野(2)	粟巣野	30	47	90	5					1					C
												40					
229	〃	粟巣野(3)	粟巣野	40	287	800						1					C
													500		1		
230	〃	原(1)	原	28	570	2,000	1					6	1				B
												600					
231	〃	原(2)	原	37	50	120						1					C
													50				
232	〃	原(3)	原	17	40	500						1					B
												400					
233	〃	原(4)	原	37	80	200						1					C
												100					
234	〃	原(5)	原	30	160	400	16					8					C
										400		200	300				
235	〃	本宮	本宮	40	200	500	54				1		1				B
										500							
236	〃	亀谷(1)	亀谷	23	115	200	5					4				2	C
											400	100					
237	〃	亀谷(2)	亀谷	39	105	200	24										C
										500		550					
238	〃	小見(1)	小見	42	175	400	60	4	2	1				1			B
								350		600							
239	〃	小見(2)	小見	43	27	50	14										A
								200		200							
240	〃	和田	和田	24	268	800	26				1						D
											400	200					
241	〃	中地山(1)	中地山	48	50	80	12				1						B
											75	40					

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
242	大山	才覚地(1)	才覚地	45	70	220								1			A
												20					
243	〃	中地山(2)	中地山	46	125	250								1			A
												40					
244	〃	中地山(3)	中地山	35	45	50								1			B
										20		10					
245	〃	水須(1)	水須	50	115	200	4				1						B
										200		250	300				
246	〃	水須(2)	水須	50	316	400	4				1						A
										250		50	200				
247	〃	才覚地(2)	才覚地	48	130	300	11				1						B
											400	200					
248	〃	牧	牧	32	340	1,400	12									1	C
										106							
249	〃	松木(1)	大山松木	30	267	800	7				1						C
											200						
250	〃	松木(2)	大山松木	41	43	90								1			A
												30					
251	〃	岡田	岡田	30	105	350	24				1						D
										500			600				
252	〃	熊野川(1)	河内	42	140	250								1			D
												10	10				
253	〃	熊野川(2)	小原	45	120	280								1			D
												10	10				
254	〃	東小俣(1)	東小俣	42	88	190								1			D
												20					
255	〃	東小俣(2)	東小俣	42	85	200								1			D
												20					
256	〃	上滝(1)	上滝	60	60	200								1			C
												60					
257	〃	東小俣(3)	東小俣	42	48	90	10				1						D
											250		150	1			

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
258	大　山	西小俣	西小俣	37	93	120								1			D
											70		10				
259	〃	上滝(2)	上滝	60	26	50	2						1			1	D
										200			30			1	
260	〃	上滝(3)	上滝	35	30	120	16										D
											100						
261	〃	中ノ寺(1)	中ノ寺	35	30	110	2									1	D
											50						
262	〃	中ノ寺(2)	中ノ寺	35	20	70	7										D
											50						
263	〃	文珠寺	文珠寺	47	73	125								1			D
												50	100				
264	〃	樋ケ原(1)	樋ケ原	33	58	90	1				1						D
										80		30					
265	〃	樋ケ原(2)	樋ケ原	32	95	160	18										D
										150	100	80	20				
266	〃	小坂	小坂	30	190	400	3				1						D
											125			1			
267	〃	日尾	日尾	30	112	300	3				1						D
											60	300					
268	〃	下瀬戸	瀬戸	20	36	170	5										D
											30	250					
269	〃	福沢	福沢	24	18	40	5										D
												20					
270	〃	布目	大山布目	40	37	130	5										D
										270		100					
271	〃	東福沢	東福沢	32	63	360	5										D
										100		30	130		2		
272	〃	中滝	中滝	32	13	100								1			D
													100			1	
273	大沢野	薄波(1)	薄波	33	90	60								1			B
											50						

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
274	大沢野	薄波(2)	薄波	35	190	70								1			C
											50						
275	〃	猪谷(1)	東猪谷	31	160	700	27				1					1	C
										300	600						
276	〃	猪谷(2)	東猪谷	32	50	120								1			B
277	〃	舟渡	舟渡	23	160	560	18				1						D
										600				1			
278	〃	伏木	伏木	39	120	270	9				1						C
										300							
279	〃	小糸	小糸	30	90	230	7				1						C
											200						
280	〃	今生津(1)	今生津	25	100	180	5										C
										100							
281	〃	寺津(1)	寺津	34	20	290	7										B
										150							
282	〃	寺津(2)	寺津	26	170	200	16				1						C
										300	500						
283	〃	芦生	芦生	36	320	270	5										B
										250							
284	〃	今生津(2)	布尻	28	80	200	8		1							1	D
										200				1			
285	〃	坂本	坂本	25	28	210	2								2		D
											150						
286	〃	寺家公園	寺家	27	10	120	3									1	C
287	〃	布尻	布尻	21	200	1,430	34		1		3						D
										1,300	800						
288	〃	牛ケ増	牛ケ増	34	150	600	12				1	1		1			B
										650							
289	〃	笹津(1)	笹津	28	48	540	22										D
										330							

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
290	大沢野	笹津(2)	笹津	40	38	230	8										B
									100	210	150						
291	〃	上大久保	上大久保	34	18	260	8										C
											100						
292	〃	西大沢	西大沢	34	36	410	36										C
											690						
293	〃	八木山(1)	八木山	24	18	315	7				1					1	C
294	〃	八木山(2)	八木山	24	19	580	31										B
										200	190						
295	〃	須原	須原	29	96	940	10									1	D
											400						
296	〃	長川原	長川原	31	71	200	6										C
										300	220						
297	〃	小羽(1)	小羽	28	32	290	6										D
											150						
298	〃	中大久保	中大久保	30	16	47								1			D
299	〃	小羽(2)	小羽	28	78	900	15		1								D
										245							
300	〃	葛原	葛原	22	120	300	5				1						D
										300							
301	〃	土	土	33	18	50	1				1						C
											100						
302	細　入	蟹寺(1)	蟹寺	39	38	145	5										D
									50		130						
303	〃	蟹寺(2)	蟹寺	27	348	600	24				1						D
								300	500		300	850					
304	〃	蟹寺(3)	蟹寺	22	76	180	3							1			D
								450	470			480		1			
305	〃	蟹寺(4)	蟹寺	35	114	85								1			B
								110	120			40		1			

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
306	細　入	猪谷(1)	猪谷	30	160	400	76	1 370	 110	 60	1 600	 	1 420	 	 	3 	D
307	〃	猪谷(2)	猪谷	29	190	240	49	1 430	 290	 	1 620	 	1 	 	 	2 	D
308	〃	猪谷(3)	猪谷	44	26	320	15	 300	 200	 	 300	 	 	 	 	 	B
309	〃	猪谷(4)	猪谷	31	306	860	156	1 560	1 550	 110	4 650	 	1 500	 	 	1 	D
310	〃	片掛(1)	片掛	27	332	650	36	 690	 740	 	1 950	 700	 	 	 5	3 	D
311	〃	庵谷(1)	庵谷	35	200	75		 	 	 	 	 40	 	1 	 	 	D
312	〃	片掛(2)	片掛	31	18	80	1	 	 	 	 80	 	 	 	 	1 	D
313	〃	庵谷(2)	庵谷	23	300	255		 	 	 	 	 450	 	1 	 2	 	D
314	〃	楡原(1)	楡原	41	56	277	4	2 310	 300	 	1 	 150	1 	 	 	 	C
315	〃	庵谷(3)	庵谷	25	142	220	1	 	 	 	 90	 150	 	 	 	1 1	C
316	〃	楡原(2)	楡原	38	26	120	1	 	 	 	 	 	 	 	 	1 	D
317	〃	岩稲	岩稲	38	90	400	13	 500	 450	 	1 	 	 	 	 1	 	B
318	〃	笹津	西笹津	34	58	430	16	 400	 	 300	1 	 350	 	 	 	 1	C
319	婦　中	上友坂	婦中町上友坂	34	55	560	13	 	 	 310	 180	 	 	 	 	 	D
320	〃	新町	婦中町新町	23	40	220	1	 	 	 	 	 	 	 	 	1 	D
321	〃	千里	婦中町千里	28	40	40		 	 	 	 	1 	 	 	 	 	D

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
322	婦　中	三ノ瀬	婦中町三ノ瀬	29	20	200	5										D
323	〃	道島(1)	婦中町道島	23	60	350	12			230							D
324	〃	道島(2)	婦中町道島	36	60	210	5				180						D
325	〃	鶚谷	婦中町鶚谷	20	30	460	9										D
326	〃	吉谷(1)	婦中町吉谷	29	40	200	7			80							D
327	〃	吉谷(2)	婦中町吉谷	36	30	630	4				1 250						C
328	〃	大瀬谷	婦中町大瀬谷	26	60	400	5						60				D
329	八　尾	桐谷(1)	八尾町桐谷	40	30	530	17										C
330	〃	桐谷(2)	八尾町桐谷	35	20	300	6										D
331	〃	外堀(1)	八尾町外堀	35	30	230	5				200		200				D
332	〃	外堀(2)	八尾町外堀	45	30	210	4				1 200		200				C
333	〃	宮ノ腰	八尾町宮ノ腰	40	20	130	7				1						C
334	〃	上黒瀬	八尾町上黒瀬	35	20	390	7			400							D
335	〃	掛畑(1)	八尾町掛畑	40	70	370	7			500							C
336	〃	掛畑(2)	八尾町掛畑	35	20	780	17			800	1						D
337	〃	上笹原清水	八尾町上笹原	40	10	200	12			50							C

〔富山防4〕

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
338	八尾	下笹原(1)	八尾町下笹原	35	75	410	8	1	1								D
										420			150				
339	〃	小長谷	八尾町晴巒台	30	60	380	25										C
											300						
340	〃	野田(1)	八尾町下笹原	30	60	420	6				1						D
										350							
341	〃	下笹原別荘	八尾町下笹原	30	32	140	6										D
342	〃	金場	八尾町茗ケ原	50	20	320	5										C
										200							
343	〃	野田(2)	八尾町下笹原	35	60	250	11										D
										250							
344	〃	茗ケ原(1)	八尾町茗ケ原	30	20	200	5										D
										200							
345	〃	茗ケ原(2)	八尾町茗ケ原	40	20	140	5										C
										130			130				
346	〃	下笹原(2)	八尾町下笹原	25	20	140	9										D
347	〃	今町	八尾町今町	50	20	230	21										A
										200							
348	〃	福島	八尾町福島	30	15	150	7										D
											50						
349	〃	諏訪町	八尾町諏訪町	40	30	940	240	1			4					2	B
									200	1,050							
350	〃	高熊	八尾町高熊	50	40	125	1					1					B
351	〃	福島上野	八尾町福島上野	20	20	180	4					1					D
352	〃	道畑	八尾町道畑	30	20	175	8				1						D
353	〃	水口	八尾町水口	30	15	370	7										D

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
354	八尾	赤石	八尾町赤石	40	50	300	9			300							C
355	〃	青根	八尾町青根	35	15	460	11				450						D
356	〃	東布谷	八尾町布谷	30	20	250	5			260							C
357	〃	布谷(1)	八尾町布谷	30	10	210	5										D
358	〃	布谷(2)	八尾町布谷	35	30	425	5										D
359	〃	大下	八尾町大下	30	30	240	5			250							D
360	〃	下仁歩	八尾町下仁歩	30	30	250	7				150		100				D
361	〃	中	八尾町中	35	10	230	6			150							B
362	〃	上仁歩	八尾町上仁歩	35	10	130	3				1						C
363	〃	柚木	八尾町柚木	40	20	140	8										C
364	〃	倉ケ谷	八尾町倉ケ谷	15	50	250	8										D
365	〃	平沢	八尾町仁歩	15	20	120	6				100						D
366	〃	仁歩	八尾町仁歩	45	15	85	3	1			100						B
367	〃	三ツ松	八尾町三ツ松	40	20	290	6			300	1						C
368	〃	下ノ茗	八尾町下ノ茗	45	50	70	2			50		1					C
369	〃	武道原	八尾町武道原	20	50	330	6				300						C

〔富山防4〕

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署 鉄道	学校等 国道	医療施設 県道	公民館 市道	宿泊施設 私道	駅 河川	電力施設 橋梁	福祉施設 ダム	その他 取水施設	
370	八尾	島地	八尾町島地	40	100	450	10	1		1							C
									450								
371	〃	花房	八尾町花房	30	100	220	5										D
									200				200				
372	山田	柳川	山田柳川	25	60	300	9				1						D
											350						
373	〃	中瀬	山田中瀬	30	35	325	16				1						D
											350						
374	〃	上中ノ瀬	山田上中ノ瀬	35	15	60	7										B
375	〃	小島	山田小島	50	30	150	19				1						C
376	〃	湯(1)	山田湯	30	50	430	27	1			2	1				1	C
											420		420	1			
377	〃	中村(1)	山田中村	30	15	170	9						350				D
378	〃	中村(2)	山田中村	25	15	450	9		2								D
										500							
379	〃	湯(2)	山田湯	40	20	175	5	2									C
										170							
380	〃	鎌倉	山田鎌倉	30	130	690	16			1							D
										600			100				
381	〃	若土(1)	山田若土	30	70	675	19				1						D
										700			700				
382	〃	若土(2)	山田若土	30	130	185	5										D
383	〃	沼又	山田沼又	30	20	260	10										D
384	〃	谷	山田谷	30	120	275	6				1						D
										250			250				
385	〃	牧	山田牧	30	35	200	8				1						D
										220							

箇所番号	地域	箇所名	位置	地形			区域内の保全対象（上段：公共的建物、下段：公共的施設）										危険度ランク
				平均傾斜度	斜面の標高差	長さ	人家	官公署	学校等	医療施設	公民館	宿泊施設	駅	電力施設	福祉施設	その他	
								鉄道	国道	県道	市道	私道	河川	橋梁	ダム	取水施設	
386	山田	鍋谷	山田鍋谷	45	290	300	5				1						C
											320		320				
387	〃	清水	山田清水	30	40	150	5										D
										140	140						

（資料：富山県砂防課）

３－８　雪崩危険箇所（林野）

１　基準

過去になだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所で、かつ、人家・公共施設等の保全対象に被害を与えたか、又は与えるおそれのある箇所。

①　雪崩発生危険度

植生	傾斜	積雪深			
		１m未満	１～２m	２～３m	３m以上
裸地・草地	50°以上	c	b	a	a
	45～49°	c	b	a	a
	40～44°	c	b	a	a
	35～39°	c	b	b	a
	30～34°	c	b	b	a
	29°以下	d	c	c	b
天然林低木林	50°以上	c	b	a	a
	45～49°	c	b	a	a
	40～44°	c	b	a	a
	35～39°	d	b	b	a
	30～34°	d	b	b	a
	29°以下	d	c	c	b
天然林中・高木林（疎）	50°以上	c	b	a	a
	45～49°	c	b	a	a
	40～44°	c	b	a	a
	35～39°	d	b	b	a
	30～34°	d	b	b	b
	29°以下	d	c	c	c
天然林中木林（中） 人工林低木林	50°以上	c	b	b	a
	45～49°	c	b	b	a
	40～44°	c	b	b	a
	35～39°	d	b	b	a
	30～34°	d	c	b	b
	29°以下	d	c	c	c
天然林中木林（密） 天然林高木林（中・密） 人工林中・高木林（疎）	50°以上	d	c	b	b
	45～49°	d	c	c	b
	40～44°	d	c	c	b
	35～39°	d	c	c	b
	30～34°	d	c	c	b
	29°以下	d	d	c	c
人工林中・高木林（中・密）	50°以上	d	d	c	c
	45～49°	d	d	c	c
	40～44°	d	d	d	c
	35～39°	d	d	d	c
	30～34°	d	d	d	c
	29°以下	d	d	d	d

a 雪崩の起こりやすさが大きい
b 雪崩の起こりやすさが中

c 雪崩の起こりやすさが小さい
d 雪崩の起こりやすさが非常に小さい

② 保全対象の重要度ランク

重要度ランク	記　号	保　全　対　象
1　最も重要	H	人家・旅館等宿泊施設・公共公益施設がある。
2　高い	M	事業所・鉄道・県道がある。
3　中程度	L	市町村道・農道・林道がある。（生活用道路のみ）

③ 雪崩危険箇所の危険度

保全対象 / 発生危険度	H	M	L
a	A	A	B
b	A	B	C
c	B	C	C
d	C	C	C

（注）・見通し角18°以上。

2　雪崩危険箇所総括表（林野）

地域	箇所数	発　生　危　険　度				保全対象重要度			危険箇所の危険度		
		a	b	c	d	H	M	L	A	B	C
富　山	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大沢野	21	1	4	14	2	14	7	0	1	16	4
大　山	39	12	23	3	1	14	22	3	18	18	3
八　尾	88	27	24	17	20	34	50	4	38	19	31
婦　中	10	0	10	0	0	5	3	2	5	3	2
山　田	22	1	14	6	1	10	1	11	5	5	12
細　入	26	10	9	6	1	8	15	3	9	13	4
合　計	206	51	84	46	25	85	98	23	76	74	56

3　雪崩危険箇所（林野）

地域名	位置		土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制の状況					施行状況（雪崩防災関係）		危険度等		
	大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査箇所	新規追加箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険区	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象重要度	危険箇所の危険度
大沢野	東猪谷	中山割	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	○	－	－	－	－	d	H	C
	舟渡	駒平割	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	小糸	水野割	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	○	－	－	－	－	d	H	C
	牛ケ増	上山割	○	○建	－	○		◎	◎	－	○な	－	○	－	－	－	○概	c	M	C
	笹津	東山割	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	c	H	B
	八木山	大薙割	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	c	H	B
	八木山	奥谷割外	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	c	H	B
	葛原	一番割外	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	c	H	B
	小羽	東山	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	c	H	B
	土	下東山	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	○	○	－	－	－	c	H	B
	牛ケ増	下山	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	芦生	山平割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	a	M	A
	布尻町長	大平	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	b	M	B
	布尻	前山	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	b	M	B
	布尻	西平	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	寺津	下江外山	○	－	－	○		－	－	○	○土	○	○	－	－	－	－	c	M	C
	寺津	西外山	○	－	－	○		－	－	○	－	○	○	－	－	－	－	c	H	B
	寺津	西小糸山	○	－	－	○		－	－	○	○土	○	－	－	－	－	－	b	M	B
	吉野	南平	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	○	－	－	○未	－	c	H	B
	伏木	大林	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	東猪谷	上山割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	b	M	B
大山	原	極楽坂割	○	○建	－	○		◎	◎	－	○土	－	○	－	○	○未	－	b	M	B
	本宮	薄波割	○	○建	－	○		◎	◎	－	－	－	－	－	○	－	－	b	M	B
	本宮	大平割	○	○建	－	○		◎	－	－	○な	－	－	－	○	○未	－	b	M	B
	本宮	大平割	○	○建	－	○		◎	－	－	○な	－	○	－	○	－	－	b	H	A
	本宮	大平割	○	○建	－	○		◎	－	－	－	－	－	－	○	－	－	b	H	A
	小見	家の高割	○	○建	－	○		◎	◎	－	○土	－	－	○	○	－	－	b	M	B
	才覚地	水上割	○	○建	－	○		◎	◎	－	○な	－	○	－	○	○概	－	b	H	A
	岡田	岩谷割	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	○	－	－	○概	－	b	M	B
	西小俣	南谷割	○	－	－	○		○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	b	M	B
	瀬戸	瀬戸谷割	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	和田	猪谷割	○	○建	－	○		○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	b	H	A
	東小俣	下山割	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	○	○	－	－	－	b	L	C
	東福沢	城箇割	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	b	H	A
	東福沢	城箇割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	－	－	－	－	－	c	H	B
	小佐波	東割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	c	M	C
	小佐波	東割	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	b	H	A
	小佐波	西割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	日尾	原平割	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	d	M	C
	石淵	水上割	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	馬瀬	越板谷割	○	－	－	○		－	－	○	○水	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	小坂	北谷割	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	－	－	－	○未	－	a	M	A
	小坂	北谷割	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	a	M	A
	折谷	折谷割	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	－	－	－	－	－	a	H	A
	小坂	水上谷割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	b	H	A
	大清水	大谷割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	b	M	B
	大清水	大清水谷割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	a	M	A
	西小俣	南谷割	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	b	M	B
	西小俣	城割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	－	－	－	○未	－	a	M	A
	長瀬	西山割	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	東福沢	小田刈割	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	b	H	A
	東小俣	三板野割	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	岡田	丸坪割	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	b	M	B
	才覚地	横引割	○	○建	－	○		－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	a	L	B
	中地山	上中地山割	○	○建	－	○		－	－	○	○土	－	○	○	○	－	－	a	H	A
	中地山	上中地山割	○	○建	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	○	○概	○	a	M	A
	和田	猪谷割	○	○建	－	○		－	－	○	－	－	○	○	－	－	－	a	H	A
	小見	荒シ割	○	○建	－	○		－	－	○	○土	－	○	○	－	○概	－	a	H	A
	本宮	岩尾	○	○建	－	○		－	－	○	－	－	○	○	－	－	－	a	L	B
	本宮	割谷割	○	○建	－	○		－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	a	M	A
八尾	東葛坂		○	○建	－	○		○	－	－	○土	－	－	○	－	○概	－	a	H	A
	東葛坂	下川原	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	a	L	B
	宮ノ下	稲荷峯	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	d	H	C
	東坂下	宮ノ谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	b	L	C

地域名	位置		土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制の状況					施行状況（雪崩防災関係）		危険度等		
	大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査箇所等	新規追加箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象重要度	危険箇所の危険度
八尾	東坂下	宮ノ谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	外堀	神明	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	d	L	C
	外堀	東谷	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	○	○	－	－	－	d	H	C
	宮腰	三庄原	○	○建	－	○		◎	－	－	－	－	－	○	－	○未	－	c	M	C
	桐谷	川尻	○	○建	－	○		○	－	－	○土	○	－	○	－	－	○建	d	M	C
	上黒瀬	石原山	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	d	M	C
	小原	岩山	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	○建	b	M	B
	青根	上ケ山	○	－	－	○		○	－	－	○な	－	－	－	－	－	－	d	M	C
	上根	小中根	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	－	－	－	－	－	－	d	M	C
	西川倉	坑畑	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	a	M	A
	布谷	谷山	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	d	H	C
	布谷	太郎兵	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	d	M	C
	赤石	寺畑	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	d	M	C
	布谷	石転	○	－	－	○		○	－	－	○な	－	○	－	－	○概	－	d	M	C
	布谷	悪谷	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	－	○	－	－	○概	－	d	M	C
	布谷	石轉	○	－	－	○		○	○	－	○な	－	－	－	－	○概	－	d	M	C
	布谷	石轉	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	－	－	－	－	○概	－	d	M	C
	布谷	悪谷	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	－	○	－	－	○概	－	b	M	B
	布谷	悪谷	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	－	○	－	－	○概	－	b	M	B
	下ノ茗	円	○	－	－	○		○	－	－	○土	－	○	－	－	○未	－	d	M	C
	平沢	ガマ谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	○概	－	d	M	C
	平沢	蒲谷	○	－	－	○		○	－	－	○土	－	○	－	－	○概	－	c	M	C
	平沢	蒲谷	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	－	－	－	○概	－	c	M	C
	土玉生	岩井谷	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	－	－	－	－	－	－	c	M	C
	茗ケ島	水上谷	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	－	－	－	○概	－	b	M	B
	茗ケ島	雪持	○	－	－	○		○	○	－	○な	－	○	－	－	○概	－	d	M	C
	栃折	立道山	○	○建	－	○		○	○	－	○土	－	○	○	－	○概	－	d	M	C
	栗須	廻渕	○	○建	－	○		◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	○建	c	M	C
	栗須	上野	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	○	－	－	○概	－	a	M	A
	花房	藤吉	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	－	－	－	－	○概	－	c	H	B
	花房	桜峠	○	－	－	○		◎	－	－	○な	－	○	－	－	○概	－	c	M	C
	清水	桐平	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	○	－	－	－	－	c	L	C
	高野	向山	○	－	－	○		○	○	－	○土	－	○	－	－	○未	－	a	H	A
	田頭	表出し谷	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	c	M	C
	東原	沼除	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	－	－	－	○概	－	c	H	B
	東原	朝谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	夏前	細沼	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	○	－	－	○概	－	c	H	B
	西原	北大阪	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	d	M	C
	桐谷	下山	○	－	－	○		◎	－	－	○水	○	○	－	－	－	－	b	M	B
	桐谷	橋子谷	○	－	－	○		◎	－	－	○水	○	○	－	－	－	－	b	H	A
	滝脇	大谷	○	－	－	○		◎	－	－	－	○	－	－	－	－	－	b	H	A
	上黒瀬	栗林	○	－	－	○		◎	◎	－	－	○	－	－	－	－	－	b	H	A
	上笹原	竹原	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	西布山	大平	○	－	－	○		○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	b	H	A
	三松	西山	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	○	－	－	－	－	b	H	A
	草蓮坂	上野	○	－	－	○		◎	◎	－	－	○	－	－	－	－	－	b	H	A
	平沢	蒲谷	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	○	－	－	－	－	b	H	A
	土玉生	上山	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	－	－	－	－	－	b	H	A
	大玉生	下田	○	－	－	○		◎	－	－	○土	－	○	－	－	－	－	b	M	B
	中島	笹管	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	○	－	－	○概	－	d	H	C
	内名	日影平	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	○	－	－	○概	－	b	H	A
	田頭	和山	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	水無	家高	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	－	－	－	－	－	c	H	B
	中山	窪草蓮	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	－	○	－	－	○未	－	a	H	A
	栃折	南山	○	○建	－	○		◎	◎	－	○水	○	○	－	○	－	－	b	H	A
	栃折	日石谷	○	○建	－	○		◎	◎	－	○土	○	－	－	○	－	－	a	M	A
	栃折	立道山	○	○建	－	○		◎	◎	－	○土	○	－	－	○	－	－	b	M	B
	柚木	桂谷口	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	○	－	－	○概	－	a	H	A
	下落	大平	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	○	－	－	○未	－	a	M	A
	下仁歩	ミズカシボ	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	c	M	C
	草蓮坂	上野	○	－	－	○		－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	a	H	A
	三松	西山	○	－	－	○		－	－	○	－	○	○	－	－	－	－	a	M	A
	三松	西山	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	a	M	A
	北平	武道原	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	a	M	A
	尾畑	上山	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	－	－	－	－	－	a	M	A
	大玉生	丸山	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	a	H	A
	茗ケ島	向山	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	○未	－	a	M	A

地域名	位置		土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制の状況					施行状況（雪崩防災関係）		危険度等		
	大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査箇所等	新規追加箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象重要度	危険箇所の危険度
八尾	茗ケ島	向山	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	a	M	A
	栃折	立道山	○	○建	－	○		－	－	○	－	○	○	－	○	－	－	b	M	B
	栃折	宮ノ下	○	○建	－	○		－	－	○	－	○	－	－	○	－	－	b	H	A
	上黒瀬	石原	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	上笹原	竹原	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	桐谷	助島	○	－	－	○		－	－	○	○水	－	－	－	－	－	－	a	M	A
	花房	北谷	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	a	H	A
	清水	桐平	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	a	H	A
	田頭	和山	○	－	－	○		－	－	○	○水	－	○	－	－	－	－	a	H	A
	新屋	栃原	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	b	H	A
	上野	日影平	○	－	－	○		－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	a	H	A
	上野	横平	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	○	－	－	○概	－	a	M	A
	細滝	牛ケ谷	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	○	－	－	○概	－	a	M	A
	西布山	大平	○	－	－	○		－	－	○	○な	○	－	－	－	○概	－	a	M	A
	杉ケ原	南平	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	○	－	－	○概	－	a	H	A
	桐谷	下山	○	－	－	○		－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	a	M	A
	平沢	小平	○	－	－	○		○	○	○	○な	－	○	－	－	○未	－	c	M	C
婦中	道島	釜谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	L	C
	道島	後山	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	b	H	A
	上野	前田	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	L	C
	道島	向山	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	b	H	A
	平等	古屋敷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	葎原	西谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	大瀬谷	加引谷	○	○建	－	○		○	－	－	○崩	－	○	○	－	－	－	b	H	A
	高塚	杉ノ木谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	吉住	細谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	H	A
	道島	カラ谷	○	○建	－	○		○	－	－	－	－	－	－	○	－	○	b	H	A
山田	居船	赤松平	○	－	－	○		○	－	－	○な	－	－	－	－	○概	－	b	L	C
	居船	赤松平	○	－	－	○		○	－	－	○な	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	鍋谷	赤松平	○	－	－	○		○	－	－	○な	－	－	－	－	○概	－	b	L	C
	居船	赤松平	○	－	－	○		○	○	－	○な	－	－	－	－	○未	－	b	L	C
	谷	鎌場道	○	－	－	○		◎	◎	－	○な	○	－	－	－	○未	－	b	L	C
	谷	鎌場道	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	－	－	－	－	－	b	L	C
	若上	大峯	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	－	－	－	－	－	b	L	C
	若上	大峯	○	－	－	○		○	○	－	－	－	－	－	－	○概	－	b	L	C
	小谷	天峯	○	－	－	○		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	L	C
	清水	中筋	○	－	－	○		○	－	－	○土	－	○	－	－	○未	－	c	M	C
	湯	沢岨	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	－	－	－	○未	－	c	H	B
	谷	鎌場道	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	－	－	－	○未	－	b	H	A
	鍋谷	晒	○	○建	－	○		◎	－	－	○な	－	○	－	○	○概	－	d	L	C
	若土	長坂	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	○	－	－	－	－	b	L	C
	若土	長坂	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	a	H	A
	鎌倉	中獄	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	b	H	A
	鎌倉	大日	○	○建	－	○		◎	◎	－	○土	－	○	－	－	－	○建	c	H	B
	湯	花坪	○	－	－	○		◎	－	－	○土	○	－	－	－	－	－	c	H	B
	湯	沢岨	○	－	－	○		－	－	○	－	○	○	－	－	－	－	c	H	B
	鎌倉	中獄	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	b	L	C
	若土	長坂	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	b	H	A
	谷	鎌	○	－	－	○		－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	b	H	A
細入	西笹津	平山	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	d	H	C
	岩稲	村下	○	－	－	○		○	○	－	○水	－	○	－	－	－	－	c	M	C
	岩稲	松ノ下	○	－	－	○		◎	－	－	○水	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	楡原	張出谷	○	－	－	○		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	b	L	C
	楡原	石黒谷	○	○建	－	○		◎	◎	－	○水	－	○	－	－	－	○建	a	M	A
	庵谷	僧谷	○	○建	－	○		◎	－	－	○水	－	○	－	－	－	○建	b	M	B
	庵谷	御為山	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	○	－	－	○未	－	a	L	B
	片掛庵谷	入道	○	－	－	○		○	－	－	○水	－	○	－	－	－	－	a	L	B
	庵谷	御為山	○	－	－	○		◎	－	－	○土	－	○	－	－	－	－	a	M	A
	猪谷	水車	○	－	－	○		○	○	－	○水	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	猪谷	松ケ端	○	○建	－	○		◎	◎	－	○な	－	○	－	－	○概	○建	a	M	A
	猪谷	峠	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	○	－	－	－	－	a	H	A
	蟹寺	横平	○	－	－	○		◎	－	－	○な	－	○	－	－	○未	－	a	M	A
	蟹寺	芋曲	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	○	－	－	－	－	b	M	B
	加賀沢	水上谷	○	－	－	○		○	－	－	○土	－	○	－	－	－	－	a	M	A
	加賀沢	坂沼谷	○	○建	－	○		○	－	－	○土	－	○	－	－	－	○建	b	M	B
	加賀沢	貝ケ渕	○	○建	－	○		○	－	－	○土	－	○	－	－	－	○建	b	M	B
	蟹寺	城ケ山	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	○	－	－	－	－	a	H	A

地域名	位置		土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制の状況					施行状況（雪崩防災関係）		危険度等		
	大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山の調査箇所等	新規の箇所追加	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険区	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象重要度	危険箇所の危険度
細入	楡原	石黒谷	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	○	－	－	－	－	c	H	B
	片掛	井上	○	－	－	○		◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	b	H	A
	片掛	峠	○	－	－	○		◎	◎	－	○土	－	○	－	－	－	－	a	M	A
	庵谷	向谷	○	－	－	○		◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	楡原	中尾谷	○	－	－	○		－	－	○	○土	－	○	－	－	－	－	c	M	C
	猪谷	木框	○	－	－	○		－	－	○	○な	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	蟹寺	松尾	○	－	－	○		－	－	○	○水	－	－	－	－	－	－	b	M	B
	猪谷	峠	○	－	－	○		－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	c	H	B

（資料：県森林政策課）

３－９　防災重点農業用ため池

令和6年4月1日現在

名　　称	地　域	堤高（m）	堤頂長（m）	有効貯水量（m^3）	かんがい受益地（ha）
六泉下池	富山	4.1	211.6	33,000	41.4
山中池		8.4	55.1	14,000	23.8
新堤		5.1	153.2	8,000	0.4
行付池		8.5	93.0	38,000	42.2
吉原池		5.6	48.9	9,700	10.4
田尻池		6.7	150.1	15,000	17.8
室住池		8.0	120.0	92,000	27.0
熊ヶ谷池		11.8	100.4	97,000	42.2
大畑池		0.7	40.3	3,000	0.0
花ノ木池		4.0	91.8	2,400	5.0
石坂池		6.5	49.4	8,200	0.0
谷内小堤		1.7	26.0	1,019	0.0
むじな池		2.1	36.2	2,320	0.1
伊豆田溜池	大沢野	3.5	83.6	2,000	10.0
祐助溜池		1.5	20.0	290	7.0
わらび田溜池		2.0	81.2	4,000	5.0
大坪溜池		2.6	147.0	3,655	10.0
新堤溜池		2.3	127.0	2,762	5.0
荒川溜池		4.1	213.0	10,341	7.0
奥の谷溜池		4.5	66.0	2,480	1.2
町長溜池		0.8	39.9	3,200	6.0
須原溜池		9.5	57.9	5,800	1.0
万願寺溜池		6.8	47.0	2,657	0.0
笹津溜池		3.6	33.8	721	0.8
池田溜池	八尾	4.5	92.0	11,200	5.0
西大谷溜池		10.0	43.3	21,300	5.0

名　称	地　域	堤高（m）	堤頂長（m）	有効貯水量（m^3）	かんがい受益地（ha）
西谷溜池	八尾	7.0	26.0	6,800	15.0
桜窪溜池		8.0	54.3	12,600	15.0
原山溜池		7.5	45.0	24,800	35.0
大谷第二溜池		7.3	15.0	5,300	5.0
西部大谷		12.6	24.8	1,433	2.0
藤ヶ池	婦中	19.2	125.0	592,716	376.9
大池		12.0	98.0	12,000	12.0
水上谷池		5.3	16.6	908	0.0
谷内谷池		5.2	84.0	3,511	16.0
新池		10.0	30.0	1,800	12.0
一本松池		4.1	40.0	10,668	10.0
吉住池		3.8	30.0	1,794	4.0
七ツ尾		4.3	38.3	2,105	1.7
杉谷池		5.8	47.0	2,555	15.0
井ヶ上の池	山田	8.2	20.0	5,000	2.0
日地々の池		4.0	120.0	7,000	4.0
尾山の池		4.0	35.0	1,000	2.0
根ノ上の池		3.9	110.0	2,292	5.0
高畑1号の池		11.2	48.0	10,211	20.0
宮前の池		4.0	48.5	1,416	2.7
柿ノ木平1号の池		7.9	71.0	9,129	15.0
牧ヶ島の池		4.3	47.0	5,000	3.0
平右エ門の池		4.2	33.5	270	0.5
倉ノ表の池		2.5	20.0	200	0.2
林尾の池		3.0	23.0	230	0.2
土田溜池	細入	2.0	36.8	46,000	13.0
中堤		2.6	62.0	2,200	8.0
計	53箇所				

（資料：県農村整備課）

３－10　石油コンビナート等特別防災区域の状況

１　指定地域の範囲

【富山地区】　令和6年4月1日現在

企業名	所在地	面積（㎡）
日本海石油(株)	富山市四方北窪字前島平均500番地	477,264
北陸電力(株)富山火力発電所	富山市草島字長井1番地	227,748
富山港湾運送(株)ケミカルセンター	富山市草島埋立地	8,905
竹中産業(株)富山港油槽所	富山市草島埋立地	3,581

【婦中地区】

企業名	所在地	面積（㎡）
日産化学(株)富山工場	富山市婦中町笹倉635番地	566,897

２　自衛消防隊及び富山地区共同防災協議会保有装備一覧

		富山地区					婦中地区
		北陸電力㈱富山火力発電所	日本海石油(株)	竹中産業㈱富山港油槽所	富山港湾運送(株)ケミカルセンター	富山地区共同防災協議会	日産化学(株)富山工場
隊員数	専任	8	0			9	12
	専任以外	85	25	4	3	11	32
消防車両			乙種普通化学消防車			泡原液搬送車 大型化学高所放水車	普通消防車
化学消火薬剤(L)	水成膜（3%）	7,560	39,560			11,660	9,810
	水溶性液体用泡消火薬剤（６%）				3,000	1,000	
	蛋白（３%）		0				
	蛋白（６%）			900			
	界面活性剤（３%）						4,104
ホース65mm数量（本）		119	119	4	4		23
空気呼吸器		4	1			2	4

			富山地区					婦中地区
			北陸電力㈱富山火力発電所	日本海石油(株)	竹中産業㈱富山港油槽所	富山港湾運送(株)ケミカルセンター	富山地区共同防災協議会	日産化学(株)富山工場
消防用水利	防火水槽	40m³未満						2
		40m³以上	5	6	1	1		9
	消火栓	個数	18	149	2	6		65
		水源(m³)	10,000	6,130	48	1,000		井田川から取水
油処理剤（KL）			0.75	7.702	0.61			4.08
オイルフェンス（m）			260	900	300		860	
油吸着材（KG）			300	3,950	83	34		86

3　水利の状況

【富山地区】

	防火水槽			消火栓基数
	基数	総容量（m³）	容量別	
日本海石油㈱	6	1,900	100m³×１、200m³×４ 1,000m³×１	149
北陸電力㈱	5	11,600	600m³、1,000m³、2,000m³、 3,000m³、5,000m³各１基	18
竹中産業㈱	1	48	48m³	2

【婦中地区】

	防火水槽			消火栓基数
	基数	総容量（m³）	容量別	
日産化学(株)富山工場	11	2,116	20m³、32m³、43m³、55m³、84m³、152m³、 155m³、207m³、336m³、500m³、532m³ 各１基	65

4　危険物（第４類）貯蔵の状況

【富山地区】

屋外タンク貯蔵所								屋外貯蔵所		屋内貯蔵所	
第１石油類		第２石油類		第３石油類		第４石油類					
施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量
12	44,246.7KL	14	55,435.1KL	30	264,649.0KL			1	9.0KL	4	17.976KL

【婦中地区】

屋外タンク貯蔵所								屋外貯蔵所		屋内貯蔵所	
第１石油類		第２石油類		第３石油類		第４石油類					
施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量
4	50.5KL	23	203.6KL	8	515.0KL			1	48.0KL	13	477.447KL

5　屋外タンク貯蔵所の規模別タンク基数及び貯蔵数量

【富山地区】

タンク規模(KL)	１石		２石		３石	
	施設数	数量KL	施設数	数量KL	施設数	数量KL
70,000級						
20,000級					3	63,131.200
15,000級					7	128,910.800
10,000級			2	20,907.600	3	39,412,300
3,000級	5	33,849.400	8	33,921.100	4	24,112.000
2,000級	3	8,324.400			3	6,168.100
1,500級						
1,000級						
1,000未満	4	2,072.900	4	606.400	10	2,914.600
計	12	44,246.700	14	55,435.100	30	264,631.000

【婦中地区】

タンク規模(KL)	１石		２石		３石	
	施設数	数量KL	施設数	数量KL	施設数	数量KL
1,000未満	4	50.500	23	203.600	8	515.000

（資料：消防局）

3－11　土砂災害警戒区域等

・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定により、指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域。

・自然現象の種類

急傾斜地の崩壊：傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象。【急傾】

土石流：山腹が崩壊して生じた土石等または渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象。【土石】

地滑り：土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象またはこれに伴って移動する自然現象。【地滑】

・指定区域

土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域【警戒区域】

土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域【特別警戒区域】

（令和2年11月30日現在）

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
畑田	八尾町福島	急傾	20	9,785	－	－	859	H18.05.31
福島	八尾町福島、新田	急傾	20	10,946	－	－	862	H18.05.31
福島(1)	八尾町福島、妙川寺、水谷、石戸	急傾	－	14,252	－	2,976	878	H18.05.31
福島(2)	八尾町福島、高熊	急傾	12	31,352	1	13,015	868	H18.05.31
元村(1)	八尾町福島	急傾	4	4,079	－	1,457	866	H18.05.31
元村(2)	八尾町福島	急傾	13	10,497	－	238	863	H18.05.31
高熊(1)	八尾町高熊	急傾	4	1,712	2	306	912	H18.05.31
高熊(2)	八尾町高熊	急傾	3	2,189	1	268	910	H18.05.31
高熊(3)	八尾町高熊	急傾	1	3,205	1	1,263	908	H18.05.31
高熊(4)	八尾町高熊、福島	急傾	2	29,141	1	8,687	879	H18.05.31
下新町	八尾町下新町、今町、東町	急傾	39	33,740	1	10,291	859	H19.01.31
今町	八尾町今町、下新町、西町、鏡町	急傾	114	37,420	3	1,063	860	H19.01.31
鏡町	八尾町鏡町	急傾	29	5,651	－	－	869	H19.01.31
寺山	八尾町上新町	急傾	6	5,769	－	269	871	H19.01.31
上新町	八尾町上新町	急傾	8	5,597	－	2,086	875	H19.01.31
西新町(2)	八尾町西新町	急傾	13	11,144	－	698	890	H19.01.31
西新町(3)	八尾町西新町、上新町	急傾	1	16,629	－	7,742	885	H19.01.31
松原	八尾町松原	急傾	1	987	1	356	919	H19.01.31
城生	八尾町城生	急傾	2	6,938	2	2,174	770	H19.01.31
城生(2)	八尾町城生	急傾	4	9,344	－	3,687	767	H19.01.31
城生(3)	八尾町城生	急傾	2	1,066	1	318	773	H19.01.31
城生(4)	八尾町城生	急傾	－	14,244	－	5,868	769	H19.01.31
城生(5)	八尾町城生	急傾	1	13,721	1	6,222	768	H19.01.31
井栗谷	八尾町井栗谷	急傾	8	8,662	5	3,373	776	H19.01.31
井栗谷(2)	八尾町井栗谷	急傾	1	5,030	－	1,822	771	H19.01.31
薄島	八尾町薄島	急傾	2	2,713	－	798	774	H19.01.31
北谷	八尾町北谷	急傾	9	19,552	3	6,627	777	H19.01.31
北谷(2)	八尾町北谷	急傾	－	6,347	－	2,674	775	H19.01.31
東坂下	八尾町東坂下	急傾	3	9,022	1	3,588	778	H19.01.31
深谷(1)	八尾町深谷	急傾	1	2,711	1	1,004	784	H19.01.31
深谷(2)	八尾町深谷	急傾	4	6,098	3	2,226	789	H19.01.31
丸山	八尾町丸山	急傾	1	712	1	236	801	H19.01.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
小長谷(2)	八尾町小長谷	急傾	5	9,884	－	4,060	806	H19.01.31
小長谷(3)	八尾町小長谷	急傾	4	7,182	－	1,903	825	H19.01.31
小長谷(4)	八尾町小長谷	急傾	6	10,828	1	4,465	826	H19.01.31
小長谷(5)	八尾町小長谷	急傾	2	2,603	－	915	823	H19.01.31
晴巒台	八尾町小長谷	急傾	6	9,789	－	4,294	809	H19.01.31
下笹原別所	八尾町下笹原	急傾	2	29,168	－	14,549	828	H19.01.31
外堀(1)	八尾町外堀	急傾	4	17,069	－	6,502	782	H19.01.31
外堀(2)	八尾町外堀	急傾	4	14,952	－	4,823	779	H19.01.31
外堀(3)	八尾町外堀	急傾	1	3,318	1	1,283	785	H19.01.31
外堀(4)	八尾町外堀	急傾	7	43,826	4	24,715	787	H19.01.31
外堀(5)	八尾町外堀	急傾	6	12,869	1	2,945	786	H19.01.31
宮ノ腰	八尾町宮ノ腰	急傾	－	12,789	－	5,496	792	H19.01.31
宮ノ腰(2)	八尾町宮ノ腰	急傾	2	1,633	1	663	794	H19.01.31
宮ノ腰(3)	八尾町宮ノ腰	急傾	2	17,062	2	6,748	788	H19.01.31
宮ノ腰(4)	八尾町宮ノ腰	急傾	1	6,680	1	3,434	783	H19.01.31
宮ノ腰(5)	八尾町宮ノ腰	急傾	2	5,931	2	2,536	781	H19.01.31
宮ノ腰(6)	八尾町宮ノ腰	急傾	2	16,163	－	7,617	790	H19.01.31
岩屋	八尾町岩屋	急傾	2	13,033	－	5,195	791	H19.01.31
岩屋(2)	八尾町岩屋	急傾	15	7,946	5	3,076	793	H19.01.31
岩屋(3)	八尾町岩屋	急傾	－	4,600	－	1,726	795	H19.01.31
上黒瀬	八尾町上黒瀬	急傾	7	40,044	4	19,079	796	H19.01.31
樫尾(1)	八尾町樫尾	急傾	－	3,041	－	589	797	H19.01.31
樫尾(2)	八尾町樫尾	急傾	2	7,519	1	2,976	798	H19.01.31
掛畑(1)	八尾町掛畑	急傾	5	62,308	2	22,722	799	H19.01.31
掛畑(2)	八尾町掛畑	急傾	16	50,884	11	22,928	800	H19.01.31
村杉(1)	八尾町村杉	急傾	－	7,153	－	2,669	803	H19.01.31
村杉(2)	八尾町村杉、小長谷新	急傾	1	10,944	－	4,885	802	H19.01.31
姥ケ谷	八尾町深谷	土石	23	112,698	－	－	0149	H19.01.31
境谷	八尾町丸山、深谷、井田	土石	5	72,316	－	－	0150	H19.01.31
丸山西谷	八尾町井田	土石	9	72,872	－	－	0151	H19.01.31
井田東谷	八尾町井田	土石	58	71,128	－	－	0152	H19.01.31
井田西谷	八尾町井田	土石	59	74,811	－	250	0153	H19.01.31
長畑川	八尾町宮ノ腰	土石	2	20,037	－	77	0154	H19.01.31
ビワタケ谷	八尾町上黒瀬	土石	3	30,037	－	－	0163	H19.01.31
ホラ谷	八尾町掛畑	土石	4	40,197	－	－	0164	H19.01.31
岩谷	八尾町掛畑	土石	3	52,215	－	－	0165	H19.01.31
別荘山南谷	八尾町小長谷	土石	67	53,919	－	－	0166	H19.01.31
別荘山北谷	八尾町小長谷	土石	52	43,850	－	－	0167	H19.01.31
小原谷	八尾町小原、下笹原	土石	4	76,233	－	634	0168 J413	H19.01.31
城ケ谷	八尾町東新町、西新町、諏訪町、鏡町、上新町	土石	274	154,332	－	－	0184	H19.01.31
平林谷	八尾町平林	土石	2	15,146	－	－	0235	H19.01.31
三田北谷	八尾町三田	土石	45	146,654	－	75	0236	H19.01.31
三田南谷	八尾町三田	土石	－	22,969	－	5,000	J026	H19.01.31
大谷	八尾町三田	土石	34	184,208	－	－	0237	H19.01.31
蔵谷	八尾町三田	土石	55	180,900	－	－	0238	H19.01.31
小長谷	八尾町小長谷	土石	2	33,989	－	－	J025	H19.01.31
井栗谷・土川	八尾町井栗谷、城生、(旧大沢野町)岩木	地滑	22	1,129,623	－	－	42	H19.01.31
北谷	八尾町北谷	地滑	4	89,319	－	－	45	H19.01.31
樫尾	八尾町樫尾、下笹原	地滑	11	188,421	－	－	46	H19.01.31
掛畑	八尾町掛畑	地滑	8	138,704	－	－	47	H19.01.31
外堀	八尾町外堀	地滑	5	21,792	－	－	48	H19.01.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
西新町	八尾町西新町	地滑	7	26,163	－	－	59	H19.01.31
諏訪町	八尾町諏訪町、東新町、上新町、西新町	地滑	99	59,911	－	－	60	H19.01.31
井栗谷	八尾町井栗谷	地滑	－	7,082	－	－	361-1	H19.01.31
一瀬	八尾町掛畑	地滑	－	68,433	－	－	361-4	H19.01.31
小長谷	八尾町小長谷	地滑	107	209,006	－	－	361-5	H19.01.31
平林	八尾町平林	地滑	－	9,616	－	－	361-26	H19.01.31
東坂下	八尾町東坂下	地滑	1	150,092	－	－	94	H19.01.31
下笹原(1)	八尾町下笹原	急傾	5	17,918	1	5,754	810	H20.01.18
下笹原(2)	八尾町下笹原	急傾	2	7,204	1	2,914	822	H20.01.18
下笹原(3)	八尾町下笹原	急傾	6	6,724	－	1,647	855	H20.01.18
下笹原(4)	八尾町下笹原	急傾	2	12,399	1	6,201	850	H20.01.18
下笹原(5)	八尾町下笹原	急傾	2	5,332	－	2,129	858	H20.01.18
下笹原(6)	八尾町下笹原	急傾	1	5,970	－	1,869	829	H20.01.18
下笹原(7)	八尾町下笹原	急傾	3	26,386	2	15,097	824	H20.01.18
下笹原(8)	八尾町下笹原	急傾	1	5,920	－	2,881	811	H20.01.18
下笹原(9)	八尾町下笹原	急傾	2	6,071	－	2,144	831	H20.01.18
下笹原(10)	八尾町下笹原	急傾	－	8,087	－	2,852	857	H20.01.18
下笹原(11)	八尾町下笹原	急傾	－	407	－	42	856	H20.01.18
下笹原(12)	八尾町下笹原	急傾	1	3,904	－	1,753	853	H20.01.18
横手	八尾町下笹原	急傾	1	3,140	1	933	830	H20.01.18
野田(1)	八尾町下笹原	急傾	1	14,880	1	5,672	838	H20.01.18
野田(2)	八尾町下笹原	急傾	4	11,053	1	3,506	846	H20.01.18
梅苑町(1)	八尾町梅苑町、角間	急傾	10	10,400	3	3,807	867	H20.01.18
梅苑町(2)	八尾町梅苑町、角間	急傾	7	7,222	－	2,760	861	H20.01.18
梅苑町(3)	八尾町梅苑町、角間	急傾	1	10,417	－	4,583	865	H20.01.18
東町	八尾町東町、角間	急傾	1	4,907	－	1,987	864	H20.01.18
平等(1)	八尾町上笹原	急傾	－	12,879	－	5,413	817	H20.01.18
平等(2)	八尾町上笹原	急傾	2	9,523	1	4,426	816	H20.01.18
平等(3)	八尾町上笹原	急傾	1	699	－	168	804	H20.01.18
清水	八尾町上笹原	急傾	5	15,362	4	6,122	812	H20.01.18
清水(2)	八尾町上笹原	急傾	1	4,872	1	2,066	805	H20.01.18
古宿(1)	八尾町上笹原	急傾	1	22,395	－	11,745	816	H20.01.18
古宿(2)	八尾町上笹原	急傾	2	7,962	1	3,505	808	H20.01.18
古宿(3)	八尾町上笹原	急傾	1	6,780	－	1,715	807	H20.01.18
古宿(4)	八尾町上笹原	急傾	1	12,697	1	6,742	815	H20.01.18
古宿(5)	八尾町上笹原	急傾	1	17,966	1	10,323	821	H20.01.18
中根(1)	八尾町上笹原	急傾	1	3,234	－	1,467	820	H20.01.18
中根(2)	八尾町上笹原	急傾	1	19,235	1	9,941	819	H20.01.18
中根(3)	八尾町上笹原	急傾	1	3,328	－	1,514	814	H20.01.18
中根(4)	八尾町上笹原	急傾	1	9,815	1	3,785	813	H20.01.18
茗ケ原	八尾町茗ケ原	急傾	2	1,278	2	374	854	H20.01.18
茗ケ原(2)	八尾町茗ケ原	急傾	4	6,915	－	3,045	835	H20.01.18
茗ケ原(3)	八尾町茗ケ原	急傾	2	2,586	1	1,102	834	H20.01.18
茗ケ原(4)	八尾町茗ケ原	急傾	－	16,006	－	6,239	840	H20.01.18
茗ケ原(5)	八尾町茗ケ原	急傾	1	4,462	1	1,881	845	H20.01.18
茗ケ原(6)	八尾町茗ケ原	急傾	2	3,252	－	743	851	H20.01.18
茗ケ原(7)	八尾町茗ケ原	急傾	8	13,332	5	5,522	842	H20.01.18
茗ケ原(8)	八尾町茗ケ原	急傾	1	1,103	－	123	844	H20.01.18
茗ケ原(9)	八尾町茗ケ原	急傾	1	15,584	1	6,591	849	H20.01.18
茗ケ原(10)	八尾町茗ケ原	急傾	5	11,008	－	4,607	848	H20.01.18
茗ケ原(11)	八尾町茗ケ原	急傾	4	11,462	－	4,522	833	H20.01.18
茗ケ原(12)	八尾町茗ケ原	急傾	6	7,970	1	3,205	832	H20.01.18
茗ケ原(13)	八尾町茗ケ原	急傾	2	15,277	－	5,911	841	H20.01.18

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
金場(1)	八尾町茗ケ原	急傾	6	18,018	－	8,256	843	H20.01.18
金場(2)	八尾町茗ケ原	急傾	2	29,028	－	14,778	839	H20.01.18
金場(3)	八尾町茗ケ原	急傾	1	6,113	1	2,328	836	H20.01.18
御坊	八尾町茗ケ原	急傾	4	1,607	3	379	847	H20.01.18
梅ケ谷	八尾町茗ケ原	急傾	3	4,071	1	1,648	837	H20.01.18
西の空谷	八尾町小井波	土石	1	22,408	－	969	169	H20.01.18
滝谷	八尾町小井波	土石	－	30,039	－	2,073	170	H20.01.18
中根谷	八尾町上笹原	土石	1	17,888	－	－	171	H20.01.18
ホラ谷	八尾町上笹原	土石	1	16,330	－	－	172	H20.01.18
古宿谷	八尾町上笹原	土石	3	18,264	－	101	173	H20.01.18
松木谷	八尾町上笹原	土石	1	42,687	－	127	174	H20.01.18
家の奥谷	八尾町上笹原	土石	2	52,366	－	－	175	H20.01.18
北谷	八尾町上笹原	土石	3	26,613	－	158	176	H20.01.18
清水谷	八尾町上笹原	土石	8	73,516	－	－	177	H20.01.18
上笹原(1)	八尾町上笹原	土石	－	16,472	－	－	J378	H20.01.18
上笹原(2)	八尾町上笹原	土石	－	16,971	－	－	J379	H20.01.18
上笹原(3)	八尾町上笹原	土石	－	2,241	－	742	J380	H20.01.18
上笹原(4)	八尾町上笹原	土石	1	11,775	－	－	J381	H20.01.18
上笹原(5)	八尾町上笹原	土石	－	10,384	－	94	J382	H20.01.18
上笹原(6)	八尾町上笹原	土石	－	3,171	－	1,519	J383	H20.01.18
小井波	八尾町小井波	土石	－	20,691	－	－	J417	H20.01.18
梅谷東谷	八尾町茗ケ原	土石	1	8,351	－	271	178	H20.01.18
梅谷西谷	八尾町茗ケ原	土石	1	16,879	－	70	180	H20.01.18
裏水上谷	八尾町茗ケ原	土石	2	16,374	－	－	179	H20.01.18
ガンナ谷	八尾町茗ケ原	土石	2	31,309	－	－	181	H20.01.18
根津谷	八尾町茗ケ原	土石	－	16,293	－	－	182	H20.01.18
茗ケ原水上谷	八尾町茗ケ原	土石	1	28,315	－	－	183	H20.01.18
茗ケ原(1)	八尾町茗ケ原	土石	－	10,520	－	－	J371	H20.01.18
茗ケ原(2)	八尾町茗ケ原	土石	－	6,988	－	－	J372	H20.01.18
茗ケ原(3)	八尾町茗ケ原	土石	－	17,334	－	－	J373	H20.01.18
下笹原	八尾町下笹原、上笹原	地滑	－	46,460	－	－	51	H20.01.18
上笹原	八尾町茗ケ原、上笹原	地滑	1	158,932	－	－	52	H20.01.18
平等	八尾町茗ケ原、上笹原	地滑	5	201,810	－	－	53	H20.01.18
中根	八尾町上笹原	地滑	3	108,657	－	－	54	H20.01.18
角間	八尾町諏訪町、角間、梅苑町、東葛坂	地滑	67	91,741	－	－	55	H20.01.18
茗ケ原	八尾町茗ケ原	地滑	1	84,334	－	－	56	H20.01.18
梅谷	八尾町茗ケ原	地滑	－	64,112	－	－	57	H20.01.18
田原	八尾町茗ケ原、上笹原	地滑	－	158,791	－	－	58	H20.01.18
小井波(2)	八尾町小井波	地滑	－	220,767	－	－	97	H20.01.18
小井波(3)	八尾町小井波	地滑	－	160,149	－	－	361-6	H20.01.18
桐谷(1)	八尾町桐谷	急傾	3	21,931	2	9,758	765	H21.03.31
桐谷(2)	八尾町桐谷	急傾	7	31,598	3	11,814	764	H21.03.31
桐谷(3)	八尾町桐谷	急傾	1	6,979	－	2,673	772	H21.03.31
桐谷(4)	八尾町桐谷	急傾	3	18,190	1	8,012	766	H21.03.31
桐谷(5)	八尾町桐谷	急傾	1	15,627	1	6,598	763	H21.03.31
滝脇	八尾町滝脇	急傾	1	11,156	1	5,690	780	H21.03.31
東松瀬	八尾町東松瀬	急傾	3	5,621	1	2,099	872	H21.03.31
西松瀬	八尾町西松瀬	急傾	2	15,973	1	6,104	873	H21.03.31
東葛坂(1)	八尾町東葛坂	急傾	1	15,729	1	7,725	876	H21.03.31
東葛坂(2)	八尾町東葛坂	急傾	2	5,961	－	2,387	880	H21.03.31
東葛坂(3)	八尾町東葛坂	急傾	3	12,535	－	5,586	901	H21.03.31
東葛坂(4)	八尾町東葛坂	急傾	1	4,612	－	1,488	903	H21.03.31

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
八十島	八尾町八十島、上田池	急傾	4	14,914	2	6,278	881	H21.03.31
八十島(2)	八尾町八十島	急傾	2	3,432	1	1,306	883	H21.03.31
道畑(2)	八尾町道畑下中山	急傾	2	14,288	－	6,225	877	H21.03.31
田池	八尾町上田池、下田池、西葛坂	急傾	6	12,476	2	3,461	887	H21.03.31
田池(2)	八尾町上田池、下田池	急傾	3	2,563	2	752	888	H21.03.31
下田池	八尾町下田池	急傾	1	5,597	1	2,071	892	H21.03.31
上ヶ島	八尾町上ヶ島、水口	急傾	6	12,461	2	2,455	893	H21.03.31
西葛坂(1)	八尾町西葛坂、油	急傾	1	8,472	1	3,282	894	H21.03.31
西葛坂(2)	八尾町西葛坂	急傾	1	2,632	1	849	891	H21.03.31
西葛坂(3)	八尾町西葛坂、高熊	急傾	3	7,177	1	3,336	904	H21.03.31
下乗嶺	八尾町下乗嶺	急傾	1	1,878	－	671	895	H21.03.31
下乗嶺(2)	八尾町下乗嶺	急傾	1	18,828	－	8,429	896	H21.03.31
下乗嶺(3)	八尾町下乗嶺	急傾	1	4,773	－	1,538	921	H21.03.31
下乗嶺(4)	八尾町下乗嶺	急傾	1	4,557	1	1,500	909	H21.03.31
下乗嶺(5)	八尾町下乗嶺	急傾	3	3,133	2	1,097	905	H21.03.31
宮ノ下	八尾町宮ノ下、上ヶ島	急傾	4	14,566	4	6,210	897	H21.03.31
水口	八尾町水口	急傾	11	39,374	2	15,290	898	H21.03.31
水口(2)	八尾町水口	急傾	2	8,309	2	3,772	899	H21.03.31
水口(3)	八尾町水口	急傾	2	2,164	1	345	900	H21.03.31
東川倉(1)	八尾町東川倉	急傾	4	18,209	2	7,694	906	H21.03.31
東川倉(2)	八尾町東川倉	急傾	4	5,376	2	1,834	886	H21.03.31
東川倉(3)	八尾町東川倉	急傾	2	5,903	－	1,836	907	H21.03.31
東川倉(4)	八尾町東川倉	急傾	2	9,382	－	4,311	902	H21.03.31
川住	八尾町川住	急傾	1	893	1	221	911	H21.03.31
赤石	八尾町赤石	急傾	1	2,465	－	629	914	H21.03.31
青根	八尾町青根	急傾	11	27,376	1	11,247	915	H21.03.31
青根(3)	八尾町青根	急傾	10	37,068	3	18,321	918	H21.03.31
西川倉(1)	八尾町西川倉	急傾	1	11,484	1	4,646	916	H21.03.31
西川倉(2)	八尾町西川倉	急傾	1	6,156	－	2,402	913	H21.03.31
新名	八尾町新名、下乗嶺	急傾	2	8,964	2	4,201	917	H21.03.31
高熊道池	八尾町高熊、須郷	急傾	1	3,621	－	1,128	923	H21.03.31
高峯	八尾町高峯、乗嶺	急傾	1	9,200	1	4,303	924	H21.03.31
東布谷	八尾町東布谷	急傾	5	29,440	4	12,647	926	H21.03.31
乗嶺	八尾町乗嶺	急傾	3	13,135	2	5,740	931	H21.03.31
乗嶺(2)	八尾町乗嶺	急傾	1	3,729	1	1,216	930	H21.03.31
乗嶺(3)	八尾町乗嶺、新名	急傾	2	15,013	2	5,133	922	H21.03.31
乗嶺(4)	八尾町乗嶺	急傾	－	3,753	－	1,539	934	H21.03.31
谷内	八尾町谷内	急傾	3	6,825	1	2,343	933	H21.03.31
高橋(1)	八尾町高橋	急傾	1	6,125	1	2,688	935	H21.03.31
高橋(2)	八尾町高橋	急傾	3	2,557	－	699	929	H21.03.31
柴橋	八尾町柴橋	急傾	1	3,783	1	2,093	938	H21.03.31
中	八尾町中	急傾	7	22,433	3	8,111	948	H21.03.31
中(2)	八尾町中	急傾	1	4,011	1	1,257	946	H21.03.31
峯	八尾町峯	急傾	1	3,989	1	1,752	949	H21.03.31
和山(1)	八尾町和山、野須郷	急傾	1	10,001	1	4,631	952	H21.03.31
和山(2)	八尾町和山	急傾	1	1,346	1	439	940	H21.03.31
宮ヶ島	八尾町宮ヶ島	急傾	6	16,585	5	6,472	957	H21.03.31
尾久	八尾町尾久	急傾	2	16,552	1	6,007	958	H21.03.31
上野	八尾町細滝	急傾	2	5,610	－	2,365	959	H21.03.31
上野(2)	八尾町上野	急傾	3	7,366	1	3,100	954	H21.03.31
柚木	八尾町柚木	急傾	6	14,532	1	5,933	962	H21.03.31
柚木(2)	八尾町柚木	急傾	3	7,876	－	2,991	960	H21.03.31
窪	八尾町窪	急傾	4	9,189	3	3,517	963	H21.03.31
天池	八尾町天池	急傾	－	6,915	－	3,237	972	H21.03.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
高瀬(1)	八尾町追分	急傾	1	1,546	1	596	974	H21.03.31
高瀬(2)	八尾町高瀬	急傾	2	1,583	－	275	976	H21.03.31
布谷	八尾町布谷	急傾	－	135,589	－	8,761	J209	H21.03.31
布谷(2)	八尾町東布谷	急傾	2	22,033	2	12,104	927	H21.03.31
布谷(3)	八尾町東布谷	急傾	3	19,774	3	9,998	925	H21.03.31
布谷(4)	八尾町東布谷	急傾	1	4,136	1	1,237	928	H21.03.31
布谷(5)	八尾町布谷	急傾	3	38,587	2	21,836	936	H21.03.31
布谷(6)	八尾町布谷	急傾	1	10,307	1	3,798	944	H21.03.31
布谷(7)	八尾町布谷	急傾	－	7,128	－	2,625	937	H21.03.31
布谷(8)	八尾町布谷	急傾	1	6,923	－	2,693	932	H21.03.31
桐谷北谷	八尾町桐谷	土石	1	119,931	－	1,672	155	H21.03.31
桐谷口谷	八尾町桐谷	土石	7	38,589	－	76	156	H21.03.31
橋子田谷川	八尾町桐谷	土石	5	62,978	1	25,746	157-1 157-2 157-3	H21.03.31
イオリ谷	八尾町桐谷	土石	－	3,751	－	2,912	158	H21.03.31
カツラ谷	八尾町桐谷	土石	－	2,410	－	178	159	H21.03.31
西揚見谷	八尾町桐谷	土石	1	20,898	－	1,895	160	H21.03.31
烏帽子谷	八尾町桐谷	土石	2	54,900	－	－	161	H21.03.31
滝脇谷	八尾町小原、滝脇	土石	3	48,866	－	243	162	H21.03.31
ワラビ谷	八尾町水口	土石	－	11,100	－	－	185	H21.03.31
堤谷	八尾町水口	土石	3	45,915	－	－	186	H21.03.31
西谷	八尾町東川倉	土石	－	107,293	－	252	187	H21.03.31
清水谷	八尾町東川倉	土石	8	43,537	－	－	188	H21.03.31
下地谷	八尾町東布谷	土石	2	7,828	－	388	189	H21.03.31
赤城谷	八尾町東布谷	土石	4	17,307	－	189	191	H21.03.31
東松瀬水上谷	八尾町東松瀬	土石	4	86,787	－	1,266	192	H21.03.31
蛇喰谷川	八尾町東松瀬	土石	－	14,789	－	12,366	193	H21.03.31
マセノ谷	八尾町猟師ヶ原	土石	－	14,481	－	3,325	194	H21.03.31
西松瀬谷	八尾町西松瀬	土石	1	31,074	－	238	195	H21.03.31
赤石谷	八尾町赤石	土石	－	4,289	－	284	196	H21.03.31
高尾谷	八尾町町中、谷内	土石	3	22,360	－	－	209	H21.03.31
井ノ口谷	八尾町上野、宮ヶ島	土石	4	22,754	－	82	210 211	H21.03.31
上野谷	八尾町上野	土石	5	26,360	－	50	211 210	H21.03.31
細滝谷	八尾町細滝、上野	土石	4	18,618	－	123	212	H21.03.31
柚ノ木谷	八尾町柚木、宮ヶ島	土石	5	62,354	－	－	232 233	H21.03.31
天池谷	八尾町天池、柚木、宮ヶ島、窪	土石	3	76,145	－	－	233 232	H21.03.31
高橋川	八尾町高橋	土石	4	18,472	－	333	234	H21.03.31
桐谷	八尾町桐谷	土石	－	14,002	－	460	J365	H21.03.31
尾久	八尾町尾久、竹ノ内	土石	－	12,390	－	216	J369	H21.03.31
細滝	八尾町細滝、須郷	土石	－	46,605	－	78	J370	H21.03.31
宮ノ下	八尾町宮ノ下	土石	－	11,716	－	－	J373	H21.03.31
東川倉(1)	八尾町東川倉	土石	－	17,598	－	377	J374 J375	H21.03.31
東川倉(2)	八尾町東川倉	土石	－	6,673	－	4,352	J375 J374	H21.03.31
東川倉(4)	八尾町東川倉	土石	1	19,743	－	4,940	J384	H21.03.31
下牧(1)	八尾町下牧	土石	－	20,690	－	95	J385	H21.03.31
下牧(2)	八尾町下牧	土石	－	19,175	－	－	J386	H21.03.31

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
東川倉(5)	八尾町東川倉、東布谷	土石	－	12,953	－	11,243	J387	H21.03.31
東松瀬(1)	八尾町東松瀬	土石	－	3,015	－	2,749	J388	H21.03.31
東松瀬(3)	八尾町東松瀬	土石	－	4,846	－	1,726	J390	H21.03.31
小原	八尾町小原	土石	－	49,330	－	－	J414	H21.03.31
滝脇(1)	八尾町滝脇	土石	－	25,393	－	9,260	J415	H21.03.31
滝脇(2)	八尾町滝脇	土石	－	18,799	－	－	J416	H21.03.31
滝の脇	八尾町滝脇、小原、桐谷	地滑	1	181,433	－	－	1049	H21.03.31
桐谷	八尾町桐谷、宮腰、小原、滝脇	地滑	11	1,471,126	－	－	1050	H21.03.31
桐谷第一	八尾町桐谷	地滑	－	149,596	－	－	2095	H21.03.31
桐谷第二	八尾町桐谷	地滑	20	1,192,098	－	－	2096	H21.03.31
北惣連	八尾町桐谷	地滑	－	71,485	－	－	3361-02	H21.03.31
桐谷(橋子田)	八尾町桐谷	地滑	－	44,003	－	－	3361-03	H21.03.31
葛坂	八尾町東葛坂	地滑	－	39,194	－	－	1061	H21.03.31
八十島	八尾町西葛坂、下田池、上田池、八十島、高峯、新名、下乗嶺、乗嶺、東葛坂、道畑下中山、宮ノ下	地滑	20	821,305	－	－	1062	H21.03.31
上道畑	八尾町道畑下中山、八十島、下乗嶺	地滑	10	100,294	－	－	1063	H21.03.31
青根	八尾町青根	地滑	12	73,053	－	－	1064	H21.03.31
東川倉	八尾町東川倉、西川倉、東布谷、布谷、下牧	地滑	24	948,158	－	－	1065	H21.03.31
下牧	八尾町下牧、川住、西川倉	地滑	2	240,530	－	－	1066	H21.03.31
布谷	八尾町布谷、東布谷	地滑	34	671,794	－	－	1067	H21.03.31
赤石	八尾町赤石、東布谷、東松瀬	地滑	6	350,004	－	－	1068	H21.03.31
西松瀬	八尾町西松瀬、東松瀬、赤石、桂原	地滑	－	117,397	－	－	1069	H21.03.31
桂原	八尾町桂原、西松瀬	地滑	1	388,490	－	－	1070	H21.03.31
小原	八尾町小原、滝脇、宮腰、桐谷	地滑	－	472,143	－	－	1183	H21.03.31
高橋	八尾町高橋	地滑	－	18,919	－	－	2090	H21.03.31
下牧	八尾町下牧	地滑	－	84,705	－	－	2098	H21.03.31
布谷第一	八尾町布谷、下牧、西川倉	地滑	－	52,527	－	－	2099	H21.03.31
布谷第二	八尾町布谷	地滑	－	120,964	－	－	2100	H21.03.31
東松瀬	八尾町東松瀬	地滑	－	50,713	－	－	2104	H21.03.31
野積	八尾町谷折	地滑	1	233,704	－	－	2105	H21.03.31
和山	八尾町和山、北袋、高峯、乗嶺、峯、野須郷	地滑	3	234,510	－	－	2110	H21.03.31
室牧上野	八尾町上野、細滝、須郷、野須郷、坂ノ下	地滑	1	99,409	－	－	2111	H21.03.31
上ヶ島	八尾町上ヶ島	地滑	－	59,871	－	－	3361-07	H21.03.31
道畑	八尾町道畑下中山	地滑	－	20,253	－	－	3361-08	H21.03.31
東布谷	八尾町東布谷、布谷	地滑	5	336,143	－	－	3361-09	H21.03.31
谷折	八尾町谷折	地滑	－	65,519	－	－	3361-11	H21.03.31
東葛坂	八尾町東葛坂、西葛坂	地滑	4	29,765	－	－	3361-12	H21.03.31
須郷	八尾町須郷、細滝	地滑	2	86,822	－	－	3361-14	H21.03.31
柚ノ木	八尾町天池、窪	地滑	3	73,298	－	－	3361-24	H21.03.31
高瀬	八尾町高瀬、天池、追分	地滑	5	198,324	－	－	3361-25	H21.03.31
坂ノ下	八尾町坂ノ下、高尾、竹ノ内、宮ヶ島、上野、中	地滑	15	180,703	－	－	3361-27	H21.03.31
下仁歩	八尾町下仁歩、八尾町大下	急傾	4	84,857	3	4,334	941	H22.03.31
下仁歩(1)	八尾町上仁歩、八尾町下仁歩	急傾	1	10,086	1	3,500	947	H22.03.31
下仁歩(2)	八尾町下仁歩	急傾	1	2,144	－	697	945	H22.03.31
下仁歩(3)	八尾町下仁歩	急傾	4	16,353	2	7,388	943	H22.03.31
大下(1)	八尾町大下	急傾	1	17,575	1	8,981	942	H22.03.31
大下(2)	八尾町大下	急傾	1	24,045	1	13,289	939	H22.03.31
上仁歩(1)	八尾町上仁歩、八尾町中仁歩	急傾	3	9,738	1	4,115	950	H22.03.31
上仁歩(2)	八尾町中仁歩、八尾町上仁歩	急傾	1	12,558	1	5,609	953	H22.03.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
草連坂	八尾町草連坂、八尾町入谷	急傾	3	2,618	2	927	955	H22.03.31
鼠谷	八尾町鼠谷	急傾	3	24,811	2	14,205	956	H22.03.31
平沢(1)	八尾町平沢	急傾	3	6,452	3	2,245	964	H22.03.31
平沢(2)	八尾町平沢、八尾町三ツ松	急傾	－	2,796	－	714	973	H22.03.31
平沢(3)	八尾町平沢	急傾	1	656	－	71	969	H22.03.31
倉ヶ谷	八尾町倉ヶ谷	急傾	4	8,005	1	2,912	965	H22.03.31
倉ヶ谷(2)	八尾町倉ヶ谷	急傾	1	5,639	－	2,130	961	H22.03.31
三ツ松(1)	八尾町三ツ松、八尾町平沢	急傾	6	15,187	2	4,714	970	H22.03.31
三ツ松(2)	八尾町三ツ松	急傾	2	14,797	2	5,655	971	H22.03.31
三ツ松(3)	八尾町三ツ松	急傾	1	1,641	1	604	966	H22.03.31
三ツ松(4)	八尾町三ツ松	急傾	4	22,123	2	9,877	968	H22.03.31
三ツ松(5)	八尾町三ツ松	急傾	2	2,326	2	751	967	H22.03.31
武道原(1)	八尾町武道原	急傾	1	2,403	1	757	977	H22.03.31
武道原(2)	八尾町武道原	急傾	1	9,699	1	4,750	980	H22.03.31
武道原(3)	八尾町武道原	急傾	3	7,724	2	3,113	981	H22.03.31
武道原(4)	八尾町武道原	急傾	2	5,485	－	2,700	979	H22.03.31
正間(1)	八尾町正間	急傾	1	5,586	1	2,185	982	H22.03.31
正間(2)	八尾町正間	急傾	3	15,063	1	7,311	978	H22.03.31
大玉生	八尾町大玉生	急傾	2	1,153	1	216	983	H22.03.31
内名(1)	八尾町内名	急傾	1	21,276	－	13,605	985	H22.03.31
田頭(1)	八尾町田頭	急傾	1	8,631	－	3,498	989	H22.03.31
田頭(2)	八尾町田頭	急傾	1	27,131	－	19,212	988	H22.03.31
水無	八尾町水無、八尾町高野	急傾	1	175,624	－	142,548	990	H22.03.31
足谷	八尾町足谷	急傾	2	10,802	1	4,279	991	H22.03.31
足谷(2)	八尾町足谷	急傾	2	4,941	1	2,137	987	H22.03.31
足谷(3)	八尾町足谷	急傾	1	24,205	1	14,322	984	H22.03.31
新屋	八尾町新屋	急傾	1	44,181	1	34,829	992	H22.03.31
島地(1)	八尾町島地、八尾町中島	急傾	2	54,277	－	37,361	993	H22.03.31
島地(2)	八尾町島地	急傾	1	47,545	－	38,310	986	H22.03.31
下島	八尾町下島	急傾	4	26,302	－	16,931	996	H22.03.31
花房(1)	八尾町花房	急傾	1	23,206	1	12,706	997	H22.03.31
花房(2)	八尾町花房	急傾	3	12,680	2	5,698	1000	H22.03.31
庵谷(1)	八尾町庵谷	急傾	2	24,035	－	10,676	994	H22.03.31
庵谷(2)	八尾町庵谷	急傾	1	4,072	1	1,315	995	H22.03.31
清水(1)	八尾町清水	急傾	1	1,256	1	308	999	H22.03.31
清水(2)	八尾町清水	急傾	1	616	1	189	998	H22.03.31
栃折(1)	八尾町栃折	急傾	1	2,193	1	638	1003	H22.03.31
栃折(2)	八尾町栃折	急傾	1	2,020	－	632	1002	H22.03.31
栃折(3)	八尾町栃折	急傾	1	16,277	1	10,580	1005	H22.03.31
栃折(4)	八尾町栃折	急傾	1	3,054	1	1,334	1004	H22.03.31
栃折(5)	八尾町栃折	急傾	1	7,607	1	5,028	1001	H22.03.31
蟹寺(1)	蟹寺	急傾	2	18,193	－	7,297	666	H22.03.31
蟹寺(2)	蟹寺	急傾	－	32,022	－	23,919	668	H22.03.31
蟹寺(3)	蟹寺	急傾	4	7,043	－	2,524	667	H22.03.31
猪谷(1)	猪谷	急傾	1	8,802	1	3,809	672	H22.03.31
猪谷(2)	猪谷	急傾	10	12,274	－	6,865	671	H22.03.31
猪谷(3)	猪谷	急傾	4	6,819	－	3,870	669	H22.03.31
猪谷(4)	猪谷	急傾	2	10,180	－	4,087	670	H22.03.31
片掛(1)	片掛	急傾	1	6,952	－	4,355	675	H22.03.31
片掛(2)	片掛	急傾	－	15,334	－	6,443	674	H22.03.31
片掛(3)	片掛	急傾	2	2,959	－	1,025	676	H22.03.31
片掛(4)	片掛	急傾	1	850	1	146	677	H22.03.31
片掛(5)	片掛	急傾	4	58,533	2	40,359	673	H22.03.31
庵谷(1)	庵谷	急傾	3	4,973	－	1,798	694	H22.03.31

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
庵谷(2)	庵谷	急傾	1	16,222	－	9,791	684	H22.03.31
庵谷(3)	庵谷	急傾	－	32,367	－	20,186	681	H22.03.31
庵谷(4)	庵谷	急傾	1	3,285	－	1,044	689	H22.03.31
庵谷(5)	庵谷	急傾	－	7,853	－	6,836	678	H22.03.31
庵谷(6)	庵谷	急傾	2	3,125	1	1,272	685	H22.03.31
庵谷(7)	庵谷	急傾	3	7,598	－	2,996	688	H22.03.31
楡原(1)	楡原	急傾	1	3,161	－	1,459	696	H22.03.31
楡原(2)	楡原	急傾	1	7,991	1	2,968	697	H22.03.31
楡原(3)	楡原	急傾	－	12,355	－	5,836	686	H22.03.31
楡原(4)	楡原	急傾	9	18,487	－	10,106	679	H22.03.31
楡原(5)	楡原	急傾	－	11,356	－	6,774	680	H22.03.31
楡原(6)	楡原	急傾	5	8,198	－	4,801	682	H22.03.31
楡原(7)	楡原	急傾	1	21,331	－	11,481	692	H22.03.31
楡原(8)	楡原	急傾	4	7,686	－	2,114	683	H22.03.31
楡原(9)	楡原	急傾	1	11,699	－	7,024	687	H22.03.31
楡原(10)	楡原	急傾	－	20,256	－	12,542	690	H22.03.31
岩稲(1)	岩稲	急傾	2	8,444	－	3,779	695	H22.03.31
岩稲(2)	岩稲	急傾	－	3,794	－	1,458	693	H22.03.31
岩稲(3)	岩稲	急傾	8	65,396	－	43,032	698	H22.03.31
西笹津(1)	西笹津	急傾	6	46,562	－	25,933	699	H22.03.31
西笹津(2)	西笹津	急傾	1	6,440	－	4,763	701	H22.03.31
西笹津(3)	西笹津	急傾	3	16,675	2	11,218	700	H22.03.31
猟谷	八尾町鼠谷、八尾町草連坂、八尾町布谷	土石	4	44,982	－	804	198	H22.03.31
倉ヶ谷谷	八尾町倉ヶ谷、八尾町鼠谷、八尾町三ツ松	土石	－	37,599	－	32,565	199	H22.03.31
三ッ松谷	八尾町三ッ松	土石	5	36,799	－	－	200	H22.03.31
水上谷(1)	八尾町草連坂、八尾町下牧、八尾町入谷	土石	3	30,032	－	424	201	H22.03.31
上仁歩谷	八尾町上仁歩、八尾町中仁歩	土石	3	15,106	－	－	202	H22.03.31
中仁歩西谷	八尾町中仁歩、八尾町上仁歩	土石	1	13,898	－	549	203	H22.03.31
中仁歩東谷	八尾町中仁歩、八尾町上仁歩	土石	1	5,002	－	207	204	H22.03.31
下仁歩南谷	八尾町下仁歩	土石	3	8,707	－	－	205	H22.03.31
下仁歩北谷	八尾町下仁歩	土石	1	11,766	－	－	206	H22.03.31
宮の上谷	八尾町下仁部、八尾町大下	土石	－	8,304	－	－	207	H22.03.31
大下谷	八尾町大下	土石	3	9,723	－	－	208	H22.03.31
水上谷(2)	八尾町下ノ名	土石	－	11,895	－	606	213	H22.03.31
正間北谷	八尾町正間	土石	2	17,236	－	－	214	H22.03.31
正間谷	八尾町正間	土石	3	22,374	－	330	215	H22.03.31
茗地ヶ谷	八尾町下島、八尾町島地、八尾町内名、八尾町中島	土石	1	31,683	1	3,013	216	H22.03.31
明地谷川	八尾町島地、八尾町内名、八尾町中島	土石	3	35,289	3	35,289	217	H22.03.31
大久保谷	八尾町島地	土石	1	39,236	－	2,055	218	H22.03.31
内名谷	八尾町内名、八尾町島地	土石	3	68,743	2	21,432	219	H22.03.31
南谷	八尾町内名	土石	2	24,495	－	6,940	220	H22.03.31
羅子谷	八尾町田頭	土石	1	26,023	－	2,579	221	H22.03.31
安谷	八尾町東原	土石	1	22,315	－	504	222	H22.03.31
松尾谷	八尾町杉平	土石	－	12,732	－	1,470	223	H22.03.31
新屋谷	八尾町新屋	土石	－	33,410	－	－	224	H22.03.31
ナギ谷	八尾町西原	土石	－	43,013	－	201	225	H22.03.31
水無谷	八尾町高野	土石	1	46,523	－	31	226	H22.03.31
谷ノ口川	八尾町清水	土石	1	74,745	1	56,627	227	H22.03.31
濁谷川	八尾町花房	土石	3	5,172	－	614	228	H22.03.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
芋谷川	八尾町薄尾	土石	－	14,607	－	－	229	H22.03.31
白石谷楽谷	八尾町栃折	土石	1	49,832	－	2,000	230	H22.03.31
白石谷	八尾町栃折	土石	－	9,697	－	35	231	H22.03.31
足谷川	八尾町足谷	土石	－	47,056	－	－	J391	H22.03.31
足谷	八尾町足谷	土石	1	14,462	－	220	J392	H22.03.31
正間	八尾町正間	土石	－	19,903	－	153	J405	H22.03.31
小畑(1)	八尾町尾畑、八尾町小畑	土石	－	23,714	－	59	J406	H22.03.31
尾畑(1)	八尾町尾畑、八尾町大玉生	土石	－	17,436	－	334	J407	H22.03.31
大玉生(4)	八尾町大玉生	土石	－	27,424	－	67	J408	H22.03.31
大玉生(5)	八尾町大玉生	土石	－	8,388	－	－	J409	H22.03.31
大玉生(1)	八尾町大玉生	土石	2	10,336	－	－	J410	H22.03.31
大玉生(2)	八尾町大玉生	土石	－	21,447	－	17,222	J411	H22.03.31
大玉生(3)	八尾町大玉生	土石	－	16,465	－	14,281	J412	H22.03.31
花房(1)	八尾町花房	土石	－	5,725	－	347	J418	H22.03.31
花房(2)	八尾町花房	土石	－	3,155	－	2,728	J419	H22.03.31
田頭(1)	八尾町田頭	土石	－	40,739	－	13,266	J421	H22.03.31
田頭(2)	八尾町田頭	土石	－	30,104	－	－	J422	H22.03.31
田頭(3)	八尾町田頭	土石	－	18,556	－	－	J423	H22.03.31
高野	八尾町高野	土石	－	12,192	－	176	J420	H22.03.31
西原(1)	八尾町西原	土石	－	20,339	－	7,662	J424	H22.03.31
西原(2)	八尾町西原、八尾町新屋	土石	－	7,571	－	3,583	J425	H22.03.31
東原(1)	八尾町東原、八尾町田頭	土石	－	3,827	－	1,217	J426	H22.03.31
東原(2)	八尾町東原	土石	－	14,204	－	1,531	J428	H22.03.31
東原(3)	八尾町東原	土石	－	16,681	－	－	J429	H22.03.31
新屋	八尾町新屋	土石	－	5,208	－	4,415	J427	H22.03.31
中仁歩	八尾町中仁歩、八尾町上仁歩	土石	2	23,804	－	－	J498	H22.03.31
秋葉谷	東猪谷	土石	13	103,941	－	334	118	H22.03.31
蛇引谷	蟹寺	土石	－	7,665	－	3,115	119	H22.03.31
清水谷	蟹寺	土石	20	83,345	－	－	120	H22.03.31
猪谷	猪谷	土石	6	21,630	－	－	121	H22.03.31
水上谷	猪谷	土石	79	137,070	－	－	122	H22.03.31
洞谷	猪谷	土石	65	156,321	－	－	123	H22.03.31
洞谷川	片掛	土石	5	122,529	－	566	124	H22.03.31
北谷	片掛	土石	－	28,980	－	734	125	H22.03.31
しゅうとめ川	片掛	土石	－	50,372	－	1,041	126	H22.03.31
砥石谷	庵谷	土石	－	31,482	－	510	127	H22.03.31
峠谷	庵谷	土石	23	100,761	－	－	128	H22.03.31
大谷川	庵谷	土石	－	127,356	－	475	129	H22.03.31
石黒谷	楡原	土石	3	30,763	3	15,041	130	H22.03.31
西上谷	楡原	土石	2	35,415	－	2,206	131	H22.03.31
番神堂谷	楡原	土石	2	89,444	－	774	132	H22.03.31
清水谷	楡原	土石	－	62,671	－	26,757	133	H22.03.31
割山谷川	割山	土石	－	48,331	－	－	134	H22.03.31
中ノ谷川	岩稲	土石	9	15,863	2	1,763	135	H22.03.31
宮谷	西笹津	土石	11	33,940	－	1,452	137	H22.03.31
馬道谷	須原、西笹津	土石	－	5,992	－	2,688	138	H22.03.31
猪谷川	猪谷	土石	－	41,620	－	954	J364	H22.03.31
草連坂	八尾町三ツ松、八尾町平沢、八尾町草連坂、八尾町入谷、八尾町鼠谷	地滑	29	365324	－	－	1071	H22.03.31
栃折	八尾町栃折	地滑	12	2,154,569	－	－	1072	H22.03.31
中山	八尾町中山、八尾町薄尾	地滑	－	110,275	－	－	1073	H22.03.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
清水、花房、花房(2)	八尾町清水、八尾町花房、八尾町下島、八尾町薄尾、八尾町中島	地滑	13	775,958	－	－	1184 3361-20 3361-21	H22.03.31
下ノ名	八尾町下ノ名、八尾町上ノ名	地滑	－	23,939	－	－	2092	H22.03.31
上ノ名	八尾町上ノ名、八尾町須郷、八尾町大下	地滑	－	66,768	－	－	2093	H22.03.31
三ツ松	八尾町三ツ松	地滑	3	213,492	－	－	2101	H22.03.31
武道原尾畑	八尾町武道原、八尾町尾畑、八尾町小畑、八尾町大玉生	地滑	2	211,361	－	－	2102	H22.03.31
大玉生吉友	八尾町大玉生、八尾町尾畑	地滑	2	43,164	－	－	2103	H22.03.31
栗須	八尾町栗須、八尾町専沢、八尾町中山	地滑	1	227,659	－	－	2106	H22.03.31
越後谷	八尾町越後谷、八尾町安谷、八尾町中山、八尾町薄尾	地滑	－	114,755	－	－	2107	H22.03.31
安谷	八尾町安谷、八尾町上牧	地滑	－	96,201	－	－	2108	H22.03.31
倉ヶ谷	八尾町倉ヶ谷、八尾町三ツ松、八尾町布谷	地滑	12	561,221	－	－	2109	H22.03.31
中仁歩	八尾町上仁歩、八尾町中仁歩、八尾町下仁歩	地滑	3	34,434	－	－	3361-13	H22.03.31
武道原	八尾町武道原	地滑	－	46,243	－	－	3361-15	H22.03.31
大玉生	八尾町大玉生	地滑	－	20,092	－	－	3361-16	H22.03.31
上牧	八尾町上牧、八尾町下島、八尾町島地、八尾町花房、八尾町中島	地滑	4	127,802	－	－	3361-17	H22.03.31
小上牧	八尾町上牧、八尾町島地、八尾町下島、八尾町中島	地滑	－	148,374	－	－	3361-18	H22.03.31
田頭	八尾町田頭、八尾町高野	地滑	2	176,588	－	－	3361-19	H22.03.31
専沢	八尾町専沢、八尾町中山、八尾町栗須、八尾町二屋、八尾町横平	地滑	2	1,245,114	－	－	3361-22	H22.03.31
下ノ茗	八尾町上ノ名、八尾町下ノ名、八尾町小谷、八尾町細滝、八尾町上野、八尾町須郷	地滑	5	263,698	－	－	3361-23	H22.03.31
大玉生峠	八尾町大玉生、八尾町吉友	地滑	2	198,676	－	－	3361-28	H22.03.31
薄尾	八尾町薄尾、八尾町中山、八尾町栗須	地滑	－	474,586	－	－	3361-30	H22.03.31
割山	割山、岩稲、楡原、牛ヶ増、芦生	地滑	23	2,215,841	－	－	1040	H22.03.31
西笹津	西笹津、笹津、牛ヶ増、須原	地滑	20	841,859	－	－	1182	H22.03.31
柳川(1)	山田宿坊	急傾	1	1,001	－	－	1006	H22.10.29
柳川(2)	山田宿坊、八尾町高熊	急傾	1	18,953	－	7,742	1010	H22.10.29
柳川(3)	山田宿坊	急傾	1	402	－	－	1008	H22.10.29
柳川(4)	山田宿坊	急傾	1	1,194	－	140	1009	H22.10.29
柳川(5)	山田宿坊、八尾町高熊	急傾	2	20,954	1	9,269	1007	H22.10.29
柳川(6)	山田宿坊	急傾	1	1,303	－	517	1011	H22.10.29
柳川(7)	山田宿坊、八尾町高熊	急傾	3	23,588	1	10,841	3002	H22.10.29
沢連(1)	山田宿坊	急傾	－	4,490	－	1,430	1018	H22.10.29
沢連(2)	山田宿坊	急傾	1	6,934	－	2,300	1012	H22.10.29
沢連(3)	山田宿坊	急傾	1	1,748	－	－	1017	H22.10.29
沢連(4)	山田宿坊	急傾	1	1,080	－	121	1013	H22.10.29
沢連(5)	山田宿坊	急傾	3	6,332	－	2,458	1016	H22.10.29
沢連(6)	山田宿坊	急傾	3	34,251	－	14,424	1015	H22.10.29
沢連(7)	山田宿坊	急傾	2	6,479	1	2,542	1021	H22.10.29
宿坊	山田宿坊	急傾	3	10,242	2	2,831	1023	H22.10.29
宿坊(2)	山田宿坊	急傾	1	1,063	1	260	1025	H22.10.29
宿坊(3)	山田宿坊	急傾	2	5,383	－	1,851	1024	H22.10.29
宿坊(4)	山田宿坊	急傾	3	5,478	－	1,977	1020	H22.10.29
宿坊(5)	山田宿坊	急傾	1	2,207	－	880	1022	H22.10.29

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
宿坊(6)	山田宿坊	急傾	2	6,915	1	1,958	1019	H22.10.29
宿坊(7)	山田宿坊	急傾	4	17,077	－	6,413	1014	H22.10.29
宿坊(8)	山田宿坊	急傾	1	64,892	1	30,636	1026	H22.10.29
中ノ瀬	山田中瀬	急傾	11	26,604	3	11,377	1027	H22.10.29
中ノ瀬 (2)	山田中瀬	急傾	12	23,314	2	6,140	1030	H22.10.29
中ノ瀬 (3)	山田中瀬	急傾	10	16,260	－	931	1031	H22.10.29
中ノ瀬 (4)	山田中瀬	急傾	5	10,167	2	5,584	1028	H22.10.29
上中瀬(1)	山田中瀬	急傾	2	10,887	2	4,127	1029	H22.10.29
上中瀬(2)	山田中瀬	急傾	1	12,367	－	4,777	1032	H22.10.29
上中瀬(3)	山田中瀬、山田中村、山田湯	急傾	18	55,632	8	21,617	1033	H22.10.29
上中瀬(4)	山田中瀬、山田湯	急傾	7	4,111	2	1,640	1035	H22.10.29
湯	山田湯	急傾	14	29,930	2	10,878	1045	H22.10.29
湯 (1)	山田湯、山田北山	急傾	11	39,048	4	15,583	1056	H22.10.29
湯 (2)	山田湯	急傾	1	3,848	－	829	1060	H22.10.29
湯 (3)	山田湯	急傾	－	1,414	－	41	1057	H22.10.29
湯 (4)	山田湯	急傾	4	3,840	2	188	1040	H22.10.29
湯 (5)	山田湯	急傾	2	6,199	2	2,658	1038	H22.10.29
湯 (6)	山田湯	急傾	4	8,119	4	2,769	1034	H22.10.29
湯 (7)	山田湯	急傾	6	7,478	－	1,049	1037	H22.10.29
湯 (8)	山田湯	急傾	6	20,996	4	11,362	1036	H22.10.29
小島 (1)	山田小島	急傾	15	11,786	5	2,506	1047	H22.10.29
小島 (2)	山田小島，山田中瀬	急傾	7	26,948	2	12,160	1041	H22.10.29
小島 (3)	山田小島	急傾	1	1,721	1	596	1043	H22.10.29
小島 (4)	山田小島、山田中村	急傾	4	5,232	1	1,405	1039	H22.10.29
小島 (5)	山田小島	急傾	5	16,868	－	4,305	1050	H22.10.29
小島 (6)	山田小島	急傾	－	2,622	－	634	1042	H22.10.29
小島 (7)	山田小島	急傾	11	4,022	2	1,213	1046	H22.10.29
中村(1)	山田中村	急傾	5	16,909	－	3,948	1048	H22.10.29
中村(2)	山田中村、山田小島	急傾	11	18,745	7	5,105	1051	H22.10.29
中村(3)	山田北山、山田中村	急傾	－	2,468	－	712	1053	H22.10.29
中村(4)	山田北山	急傾	2	2,741	－	230	1044	H22.10.29
中村(5)	山田中村、山田中瀬	急傾	5	17,234	2	4,804	1049	H22.10.29
中村(6)	山田中村	急傾	3	1,040	－	45	1052	H22.10.29
中村(7)	山田中村	急傾	3	4,319	1	1,003	1055	H22.10.29
北山(2)	山田北山、山田中瀬、山田中村	急傾	5	9,051	5	2,935	1054	H22.10.29
北山 (4)	山田北山	急傾	2	5,000	1	1,857	1058	H22.10.29
白井谷	山田白井谷	急傾	－	1,483	－	236	1069	H22.10.29
白井谷 (2)	山田白井谷	急傾	1	771	－	176	1062	H22.10.29
白井谷 (4)	山田白井谷	急傾	2	17,060	1	6,999	1068	H22.10.29
白井谷 (5)	山田白井谷	急傾	4	4,059	2	1,322	1075	H22.10.29
鎌倉	山田鎌倉、山田小谷、山田湯	急傾	－	17,446	－	8,290	1061	H22.10.29
鎌倉 (2)	山田鎌倉	急傾	2	33,889	－	16,170	1073	H22.10.29
鎌倉 (3)	山田鎌倉	急傾	1	1,101	1	117	1074	H22.10.29
鎌倉 (4)	山田鎌倉	急傾	3	10,473	1	1,728	1067	H22.10.29
鎌倉 (5)	山田鎌倉	急傾	－	441	－	138	1072	H22.10.29
鎌倉 (6)	山田鎌倉	急傾	1	4,522	－	1,883	1064	H22.10.29
小谷 (1)	山田小谷、山田湯	急傾	3	16,901	－	9,359	1066	H22.10.29
小谷 (3)	山田小谷	急傾	2	784	2	254	1065	H22.10.29
小谷 (4)	山田小谷、山田北山	急傾	1	16,258	－	8,428	1063	H22.10.29
小谷 (5)	山田小谷	急傾	2	25,502	－	10,007	1105	H22.10.29
若土	山田若土	急傾	1	8,584	1	5,109	1076	H22.10.29
若土(2)	山田若土	急傾	1	4,283	1	1,682	1088	H22.10.29
若土(3)	山田若土	急傾	1	2,093	1	679	1087	H22.10.29
若土(4)	山田若土	急傾	1	1,965	－	819	1086	H22.10.29

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
若土(5)	山田若土	急傾	3	8,525	－	1,679	1081	H22.10.29
若土(6)	山田若土	急傾	1	8,087	1	1,963	1083	H22.10.29
若土(7)	山田若土	急傾	5	29,120	1	13,996	1080	H22.10.29
若土(8)	山田若土	急傾	4	30,074	1	16,883	1085	H22.10.29
若土(9)	山田若土	急傾	1	13,634	1	7,263	1089	H22.10.29
若土(10)	山田若土	急傾	1	2,458	－	1,604	1078	H22.10.29
若土(11)	山田若土	急傾	1	3,922	－	2,128	1077	H22.10.29
若土(12)	山田若土	急傾	1	677	1	180	1096	H22.10.29
若土(13)	山田若土	急傾	2	5,311	－	1,631	1092	H22.10.29
若土(14)	山田若土	急傾	2	18,093	2	9,062	1079	H22.10.29
赤目谷	山田赤目谷	急傾	2	2,352	2	754	1084	H22.10.29
赤目谷 (2)	山田赤目谷	急傾	－	1,831	－	462	1082	H22.10.29
赤目谷 (3)	山田赤目谷	急傾	－	17,769	－	6,998	1091	H22.10.29
沼又(1)	山田沼又	急傾	4	8,302	1	2,022	1098	H22.10.29
沼又 (2)	山田沼又	急傾	6	18,402	3	4,834	1093	H22.10.29
沼又 (3)	山田沼又	急傾	－	22,603	－	10,324	1090	H22.10.29
沼又 (4)	山田沼又	急傾	3	5,843	1	616	1094	H22.10.29
沼又 (5)	山田沼又	急傾	2	4,399	1	1,069	1095	H22.10.29
沼又 (6)	山田沼又	急傾	－	1,210	－	308	1103	H22.10.29
谷	山田谷	急傾	1	3,054	－	755	1101	H22.10.29
谷(2)	山田谷	急傾	2	813	1	115	1100	H22.10.29
谷(3)	山田谷	急傾	1	9,945	－	3,465	1099	H22.10.29
谷(4)	山田谷	急傾	2	11,408	1	4,454	1102	H22.10.29
谷(5)	山田谷	急傾	1	23,737	1	10,999	1097	H22.10.29
牧(1)	山田牧	急傾	4	9,533	1	3,195	1104	H22.10.29
牧(2)	山田牧	急傾	4	4,342	1	2,207	1106	H22.10.29
鍋谷	山田鍋谷	急傾	4	43,373	2	27,852	1107	H22.10.29
鍋谷(2)	山田鍋谷	急傾	3	7,402	－	2,309	1108	H22.10.29
清水 (1)	山田清水	急傾	4	10,010	1	4,258	1116	H22.10.29
清水 (2)	山田清水	急傾	3	15,260	－	5,135	1112	H22.10.29
清水 (3)	山田清水	急傾	1	890	1	239	1117	H22.10.29
清水 (4)	山田清水	急傾	2	3,248	－	1,656	1118	H22.10.29
清水 (5)	山田清水	急傾	2	5,697	1	1,996	1113	H22.10.29
清水 (6)	山田清水	急傾	1	4,033	－	1,204	1115	H22.10.29
清水 (7)	山田清水	急傾	－	1,465	－	580	1114	H22.10.29
清水 (8)	山田清水	急傾	3	9,545	1	4,391	1110	H22.10.29
清水 (9)	山田清水	急傾	3	3,501	2	1,190	1109	H22.10.29
清水 (10)	山田清水	急傾	1	3,985	1	1,358	1111	H22.10.29
今山田 (1)	山田今山田	急傾	1	4,439	1	1,574	1122	H22.10.29
今山田 (2)	山田今山田	急傾	1	1,327	1	420	1123	H22.10.29
今山田 (3)	山田今山田	急傾	2	2,394	2	567	1121	H22.10.29
今山田 (4)	山田今山田	急傾	1	1,616	1	524	1119	H22.10.29
今山田 (5)	山田今山田	急傾	1	2,659	－	992	1120	H22.10.29
谷内川	山田中瀬	土石	13	31,852	－	－	243	H22.10.29
中瀬谷	山田中瀬	土石	1	3,359	－	151	244	H22.10.29
長谷谷	山田湯	土石	7	20,795	－	－	245	H22.10.29
水上谷	山田谷、山田若土	土石	1	21,279	1	1,175	246	H22.10.29
鍋谷川	山田鍋谷、山田谷	土石	－	42,072	－	13,960	271	H22.10.29
鍋谷の沢	山田鍋谷	土石	1	18,051	－	294	272	H22.10.29
釈迦谷	山田若土	土石	1	6,607	－	115	273	H22.10.29
西谷川	山田北山、山田中村、山田小谷、山田赤目谷	土石	4	112,769	－	8,919	274	H22.10.29
湯谷川	山田中村	土石	7	6,558	－	－	275	H22.10.29
洩谷川	山田白井谷、山田小島	土石	－	5,202	－	－	276	H22.10.29

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
牧口	山田沼又	土石	5	9,614	－	1,923	286	H22.10.29
水上谷(2)	山田今山田、砺波市井栗谷	土石	5	105,822	－	－	290	H22.10.29
湯(1)	山田湯	土石	－	7,120	－	236	J431	H22.10.29
湯(2)	山田湯	土石	－	19,356	－	－	J432	H22.10.29
宿坊(1)	山田宿坊	地滑	24	220,460	－	－	1074	H22.10.29
沢連	山田宿坊	地滑	25	974,509	－	－	1075	H22.10.29
白井谷	山田白井谷、山田小島、山田中瀬	地滑	44	276,556	－	－	1076	H22.10.29
小島(1)	山田小島、山田白井谷、山田中瀬、山田中村	地滑	62	452,992	－	－	1077	H22.10.29
中村	山田中村、山田北山、山田中瀬、山田湯	地滑	25	87,573	－	－	1078	H22.10.29
北山	山田北山、山田小谷、山田鎌倉、山田湯	地滑	57	470,315	－	－	1079	H22.10.29
湯	山田湯	地滑	73	707,635	－	－	1080	H22.10.29
鎌倉	山田鎌倉，山田若土	地滑	3	52,740	－	－	1081	H22.10.29
谷	山田谷、山田若土、山田鍋谷、山田居舟	地滑	7	897,725	－	－	0082	H22.10.29
数納	山田数納	地滑	－	284,665	－	－	0083	H22.10.29
赤目谷	山田赤目谷、山田中村、山田小谷	地滑	12	511,564	－	－	0185	H22.10.29
中瀬	山田中瀬、山田宿坊	地滑	－	339,252	－	－	2113	H22.10.29
中瀬第２	山田中瀬	地滑	－	269,071	－	－	2114	H22.10.29
小島(3)	山田小島	地滑	－	340,635	－	－	2115	H22.10.29
宿坊東	山田宿坊	地滑	－	74,883	－	－	2116	H22.10.29
宿坊第１	山田宿坊	地滑	－	52,295	－	－	2117	H22.10.29
宿坊第２	山田宿坊	地滑	－	103,009	－	－	2118	H22.10.29
上中瀬第１	山田中瀬	地滑	－	14,744	－	－	2119	H22.10.29
上中瀬第２	山田中瀬、山田湯、山田中村、山田北山	地滑	53	362,585	－	－	2120	H22.10.29
清水(3)	山田清水、山田牧	地滑	－	470,503	－	－	2122	H22.10.29
今山田第２	山田今山田、砺波市井栗谷	地滑	4	395,474	－	－	2123	H22.10.29
鎌倉(2)	山田鎌倉、山田湯、山田若土	地滑	－	377,446	－	－	2124	H22.10.29
若土第１・3	山田若土、山田谷	地滑	10	913,018	－	－	2125	H22.10.29
若土第２	山田若土、山田谷	地滑	15	483,230	－	－	2126	H22.10.29
中瀬第３	山田中瀬、山田宿坊	地滑	－	289,477	－	－	2151	H22.10.29
宿坊(2)	山田宿坊	地滑	9	198,531	－	－	3363-01	H22.10.29
若狭	山田若狭	地滑	－	140,796	－	－	3363-02	H22.10.29
高清水	山田高清水	地滑	－	299,024	－	－	3363-03	H22.10.29
深道	山田深道	地滑	－	306,952	－	－	3363-04	H22.10.29
鍋谷	山田鍋谷	地滑	4	461,234	－	－	3363-05	H22.10.29
若土	山田若土	地滑	4	30,168	－	－	3363-06	H22.10.29
沼ノ又	山田沼又、山田白井谷	地滑	12	363,262	－	－	3363-07	H22.10.29
牧沼又	山田牧、山田沼又	地滑	7	124,000	－	－	3363-08	H22.10.29
清水(2)	山田清水、山田今山田、砺波市井栗谷	地滑	27	690,564	－	－	3363-09	H22.10.29
上友坂(2)	婦中町友坂	急傾	－	9,306	－	3,906	704	H23.02.18
上友坂(3)	婦中町友坂	急傾	－	38,693	－	23,924	J151	H23.02.18
友坂(1)	婦中町友坂	急傾	6	8,938	3	3,270	703	H23.02.18
長沢(1)	婦中町長沢	急傾	2	2,749	1	530	705	H23.02.18
長沢(2)	婦中町長沢	急傾	1	3,732	－	1,140	711	H23.02.18
長沢(3)	婦中町長沢	急傾	1	18,945	－	8,737	J160	H23.02.18
富崎(1)	婦中町富崎、婦中町千里	急傾	1	2,042	1	541	707	H23.02.18
新町(1)	婦中町新町	急傾	－	2,315	－	154	708	H23.02.18
新町(2)	婦中町新町、婦中町下邑	急傾	－	8,349	－	3,000	J152	H23.02.18
新町(3)	婦中町新町、婦中町長沢	急傾	－	7,690	－	2,167	J153	H23.02.18

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
千里(1)	婦中町千里	急傾	－	3,282	－	1,658	709	H23.02.18
千里(2)	婦中町千里、婦中町蓮花寺	急傾	－	6,466	－	2,554	J157	H23.02.18
千里(3)	婦中町千里、婦中町蓮花寺	急傾	－	37,443	－	22,472	J155	H23.02.18
千里(4)	婦中町千里	急傾	－	17,523	－	7,716	J154	H23.02.18
千里(5)	婦中町千里、婦中町河原町	急傾	－	2,272	－	866	706	H23.02.18
下瀬(1)	婦中町下瀬	急傾	1	1,175	－	159	713	H23.02.18
下瀬(2)	婦中町下瀬、婦中町外輪野	急傾	1	2,538	1	724	712	H23.02.18
下瀬(3)	婦中町下瀬、婦中町外輪野、婦中町蓮花寺	急傾	－	18,055	－	7,626	J159	H23.02.18
下瀬(4)	婦中町下瀬	急傾	－	5,456	－	2,379	J162	H23.02.18
上瀬(1)	婦中町上瀬	急傾	5	14,687	－	3,823	720	H23.02.18
上瀬(2)	婦中町上瀬	急傾	1	6,280	－	2,278	715	H23.02.18
上瀬(3)	婦中町上瀬	急傾	1	1,888	1	617	717	H23.02.18
上瀬(4)	婦中町上瀬	急傾	1	1,486	1	579	718	H23.02.18
上瀬(5)	婦中町上瀬	急傾	－	5,570	－	2,119	J164	H23.02.18
外輪野(1)	婦中町外輪野	急傾	1	2,850	－	60	723	H23.02.18
外輪野(2)	婦中町外輪野	急傾	1	2,418	1	895	710	H23.02.18
外輪野(3)	婦中町外輪野	急傾	2	3,587	1	1,441	714	H23.02.18
外輪野(4)	婦中町外輪野	急傾	2	2,435	－	544	722	H23.02.18
外輪野(5)	婦中町外輪野	急傾	2	6,687	2	2,575	716	H23.02.18
外輪野(6)	婦中町外輪野、婦中町長沢	急傾	－	44,787	－	21,342	J158	H23.02.18
外輪野(7)	婦中町外輪野	急傾	－	12,178	－	7,044	J156	H23.02.18
外輪野(8)	婦中町外輪野、婦中町下瀬	急傾	1	6,105	1	1,904	J161	H23.02.18
外輪野(9)	婦中町外輪野、婦中町上瀬	急傾	－	36,441	－	23,626	J168	H23.02.18
外輪野(10)	婦中町外輪野、婦中町上瀬、婦中町三瀬	急傾	2	64,964	－	35,427	J169	H23.02.18
外輪野(11)	婦中町外輪野	急傾	2	14,297	2	4,659	J172	H23.02.18
外輪野(12)	婦中町外輪野	急傾	4	4,033	－	394	J173	H23.02.18
外輪野(13)	婦中町外輪野	急傾	－	10,343	－	4,180	J177	H23.02.18
外輪野(14)	婦中町外輪野、婦中町長沢	急傾	6	13,467	2	3,950	3001	H23.02.18
三ノ瀬(1)	婦中町三瀬、婦中町外輪野	急傾	5	19,327	4	9,038	724	H23.02.18
三ノ瀬(2)	婦中町三瀬、婦中町外輪野	急傾	4	15,932	1	6,297	725	H23.02.18
三ノ瀬(3)	婦中町三瀬、婦中町外輪野	急傾	－	12,569	－	5,667	J171	H23.02.18
高山(1)	婦中町高山	急傾	6	9,373	2	2,751	726	H23.02.18
道島(1)	婦中町道島	急傾	17	31,433	6	7,467	728	H23.02.18
道島(2)	婦中町道島	急傾	5	16,181	1	6,190	732	H23.02.18
道島(3)	婦中町道島	急傾	1	7,377	1	3,447	731	H23.02.18
道島(4)	婦中町道島、婦中町外輪野	急傾	－	10,697	－	4,553	734	H23.02.18
道島(5)	婦中町道島、婦中町高山	急傾	－	13,797	－	6,197	J175	H23.02.18
道島(6)	婦中町道島	急傾	－	12,249	－	5,165	J176	H23.02.18
道島(7)	婦中町道島	急傾	－	17,389	－	7,587	J179	H23.02.18
道島(8)	婦中町道島	急傾	－	6,910	－	2,880	J178	H23.02.18
高塚(1)	婦中町高塚	急傾	1	10,998	－	4,943	0736	H23.02.18
高塚(2)	婦中町高塚	急傾	1	8,553	1	4,473	0730	H23.02.18
高塚(3)	婦中町高塚	急傾	3	15,849	2	6,810	0735	H23.02.18
高塚(4)	婦中町高塚	急傾	2	29,706	1	13,749	0729	H23.02.18
高塚(5)	婦中町高塚	急傾	1	11,891	－	6,196	0721	H23.02.18
高塚(6)	婦中町高塚	急傾	1	7,891	1	3,618	0719	H23.02.18
高塚(7)	婦中町高塚	急傾	－	10,659	－	4,683	J180	H23.02.18
高塚(8)	婦中町高塚	急傾	－	11,350	－	4,194	J181	H23.02.18
高塚(9)	婦中町高塚	急傾	－	19,283	－	8,796	J174	H23.02.18
高塚(10)	婦中町高塚	急傾	－	30,445	－	13,978	J170	H23.02.18
吉住(1)	婦中町吉住、婦中町吉谷、婦中町鶯谷	急傾	1	9,186	1	4,715	737	H23.02.18

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
吉住(2)	婦中町吉住	急傾	－	828	－	289	727	H23.02.18
吉住(3)	婦中町吉住、婦中町東谷	急傾	1	5,695	1	1,539	733	H23.02.18
吉住(4)	婦中町吉住、婦中町吉谷	急傾	－	11,772	－	5,858	J183	H23.02.18
東谷(1)	婦中町東谷	急傾	－	2,982	－	380	738	H23.02.18
東谷(2)	婦中町東谷、婦中町高塚、婦中町吉住	急傾	－	19,804	－	9,047	742	H23.02.18
東谷(3)	婦中町東谷	急傾	2	4,193	1	1,492	748	H23.02.18
東谷(4)	婦中町東谷	急傾	2	881	1	73	746	H23.02.18
西道島(1)	婦中町道島、婦中町牛滑	急傾	9	36,493	2	18,453	739	H23.02.18
皆杓(1)	婦中町皆杓、婦中町道島	急傾	3	8,285	－	3,129	740	H23.02.18
皆杓(2)	婦中町皆杓、婦中町道島	急傾	－	4,069	－	2,058	741	H23.02.18
皆杓(3)	婦中町皆杓、婦中町道島	急傾	－	17,870	－	7,307	J185	H23.02.18
皆杓(4)	婦中町皆杓、婦中町道島	急傾	－	5,723	－	2,296	J184	H23.02.18
宮ケ谷(1)	婦中町宮ケ谷	急傾	1	6,711	1	2,705	0743	H23.02.18
宮ケ谷(2)	婦中町宮ケ谷	急傾	1	11,918	－	4,855	0744	H23.02.18
鶚谷(1)	婦中町鶚谷	急傾	2	2,237	－	－	745	H23.02.18
鶚谷(2)	婦中町鶚谷	急傾	1	477	1	88	747	H23.02.18
鶚谷(3)	婦中町鶚谷	急傾	2	1,301	－	－	749	H23.02.18
鶚谷(4)	婦中町鶚谷、婦中町東谷	急傾	－	25,308	－	11,327	J182	H23.02.18
鶚谷(5)	婦中町鶚谷	急傾	－	15,474	－	5,838	J205	H23.02.18
吉谷(1)	婦中町吉谷	急傾	5	11,525	－	2,843	752	H23.02.18
吉谷(2)	婦中町吉谷	急傾	7	26,060	－	9,678	753	H23.02.18
吉谷(3)	婦中町吉谷	急傾	5	23,983	3	9,866	750	H23.02.18
吉谷(4)	婦中町吉谷	急傾	3	7,709	－	1,406	751	H23.02.18
吉谷(5)	婦中町吉谷	急傾	2	6,513	1	2,076	754	H23.02.18
吉谷(6)	婦中町吉谷	急傾	－	11,528	－	7,291	J195	H23.02.18
吉谷(7)	婦中町吉谷	急傾	－	5,672	－	2,020	J190	H23.02.18
吉谷(8)	婦中町吉谷	急傾	－	4,029	－	1,253	J191	H23.02.18
吉谷(9)	婦中町吉谷	急傾	－	6,656	－	2,721	J192	H23.02.18
吉谷(10)	婦中町吉谷	急傾	－	11,271	－	5,421	J196	H23.02.18
吉谷(11)	婦中町吉谷	急傾	－	13,159	－	6,219	J193	H23.02.18
吉谷(12)	婦中町吉谷	急傾	－	14,352	－	6,293	J197	H23.02.18
平等(1)	婦中町平等	急傾	3	18,412	3	7,532	0758	H23.02.18
平等(2)	婦中町平等	急傾	－	8,070	－	3,876	0761	H23.02.18
平等(3)	婦中町平等	急傾	1	3,039	－	1,298	0760	H23.02.18
平等(4)	婦中町平等	急傾	1	7,250	－	3,182	0755	H23.02.18
平等(8)	婦中町平等	急傾	1	2,568	1	679	J201	H23.02.18
平等(9)	婦中町平等	急傾	2	10,864	1	4,634	J194	H23.02.18
大瀬谷(1)	婦中町大瀬谷	急傾	8	39,282	3	19,543	759	H23.02.18
大瀬谷(2)	婦中町大瀬谷	急傾	2	8,257	2	3,602	756	H23.02.18
大瀬谷(3)	婦中町大瀬谷	急傾	6	18,546	3	7,230	757	H23.02.18
大瀬谷(4)	婦中町大瀬谷	急傾	－	9,550	－	3,478	J199	H23.02.18
大瀬谷(5)	婦中町大瀬谷	急傾	2	19,467	－	9,123	J198	H23.02.18
大瀬谷(6)	婦中町大瀬谷、山田沼又	急傾	－	8,909	－	4,166	J200	H23.02.18
大瀬谷(7)	婦中町大瀬谷	急傾	－	3,581	－	1,270	J202	H23.02.18
葎原(1)	婦中町葎原	急傾	8	11,657	2	3,515	762	H23.02.18
葎原(2)	婦中町葎原	急傾	－	14,884	－	11,658	J208	H23.02.18
葎原(4)	婦中町葎原	急傾	－	31,544	－	15,994	J207	H23.02.18
上野(1)	婦中町上野	急傾	－	11,530	－	4,521	J165	H23.02.18
上野(2)	婦中町上野	急傾	－	13,607	－	6,979	J163	H23.02.18
上野(3)	婦中町上野	急傾	－	38,327	－	21,977	J167	H23.02.18
上野(4)	婦中町上野	急傾	－	28,441	－	16,467	J166	H23.02.18
北平谷	婦中町千里、八尾町三田	土石	62	132,088	－	1,123	239	H23.02.18
源蔵谷	婦中町千里、八尾町三田	土石	105	199,392	－	－	240	H23.02.18

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
谷川	婦中町千里、婦中町富崎	土石	21	30,565	－	552	241	H23.02.18
さかさま谷	婦中町上瀬	土石	－	10,049	－	5,435	242	H23.02.18
道島開谷	婦中町道島、婦中町外輪野	土石	5	24,071	－	－	277	H23.02.18
穴子谷	婦中町外輪野、婦中町南下瀬	土石	1	25,120	－	129	278	H23.02.18
細谷	婦中町吉住、婦中町吉谷、婦中町東谷	土石	4	36,101	－	－	279	H23.02.18
古里の沢	婦中町新町、婦中町長沢	土石	9	33,801	2	11,111	280	H23.02.18
孫屋敷谷	婦中町大瀬谷	土石	1	3,869	－	－	284	H23.02.18
加引谷	婦中町大瀬谷	土石	3	4,497	－	－	285	H23.02.18
葎ヶ原の沢	婦中町葎原	土石	3	14,525	－	82	287	H23.02.18
藤ヶ谷川	婦中町高塚	土石	－	16,296	－	－	722	H23.02.18
平等の沢	婦中町平等	土石	2	24,994	－	313	725	H23.02.18
瀬戸谷	婦中町吉谷	土石	5	14,560	－	－	726	H23.02.18
長沢(1)	婦中町長沢	土石	－	3,008	－	291	J366	H23.02.18
長沢(2)	婦中町長沢	土石	－	5,736	－	825	J401	H23.02.18
下瀬(1)	婦中町下瀬	土石	－	4,529	－	104	J367	H23.02.18
下瀬(2)	婦中町下瀬	土石	－	6,662	－	178	J368	H23.02.18
高塚	婦中町高塚	土石	－	6,416	－	585	J400	H23.02.18
吉谷	婦中町吉谷	土石	－	8,080	－	－	J402	H23.02.18
葎原	婦中町大瀬谷	土石	－	11,574	－	167	J403	H23.02.18
大瀬谷	婦中町大瀬谷	土石	－	15,556	－	362	J404	H23.02.18
上瀬開	婦中町上瀬	地滑	5	59,232	－	－	1084	H23.02.18
三瀬	婦中町三瀬、婦中町外輪野、婦中町上瀬	地滑	12	82,538	－	－	1085	H23.02.18
鶚谷	婦中町鶚谷、婦中町東谷	地滑	18	170,754	－	－	1086	H23.02.18
牛滑	婦中町牛滑	地滑	－	26,427	－	－	1087	H23.02.18
大瀬谷	婦中町大瀬谷	地滑	－	9,736	－	－	1088	H23.02.18
大瀬谷(2)	婦中町大瀬谷	地滑	2	184,601	－	－	2121	H23.02.18
道島	婦中町道島、婦中町牛滑、婦中町外輪野	地滑	10	270,262	－	－	2112	H23.02.18
道島 (2)	婦中町道島	地滑	4	91,440	－	－	3362-1	H23.02.18
山岸(1)	山岸、百塚	急傾	2	1,191	2	296	416	H24.05.31
山岸(2)	山岸、百塚	急傾	－	5,254	－	1,748	J71	H24.05.31
八ヶ山(1)	八ヶ山	急傾	2	1,373	1	177	419	H24.05.31
八ヶ山(2)	八ヶ山、石坂	急傾	1	12,097	1	4,592	417	H24.05.31
長岡新(1)	長岡新、八ヶ山	急傾	－	6,697	－	2,185	418	H24.05.31
安養坊(1)	安養坊	急傾	32	25,604	6	11,334	423	H24.05.31
安養坊(2)	安養坊、北代	急傾	－	16,935	－	6,798	425	H24.05.31
安養坊(3)	安養坊	急傾	1	22,197	－	8,112	422	H24.05.31
安養坊(4)	安養坊、五艘	急傾	3	8,308	－	4,521	421	H24.05.31
安養坊(5)	安養坊、五艘	急傾	4	6,639	2	3,288	420	H24.05.31
安養坊(6)	安養坊、北代、五福、茶屋町	急傾	－	12,088	－	4,747	426	H24.05.31
北代(1)	北代、五艘	急傾	2	8,205	1	2,541	424	H24.05.31
五福(1)	五福	急傾	3	13,236	2	5,328	427	H24.05.31
五福(2)	五福	急傾	7	1,096	7	3,129	430	H24.05.31
五福(3)	五福	急傾	5	8,805	3	3,645	428	H24.05.31
茶屋町(2)	茶屋町、五福	急傾	4	9,367	4	3,375	432	H24.05.31
茶屋町(3)	茶屋町、五福	急傾	1	14,941	－	7,175	431	H24.05.31
茶屋町(4)	茶屋町	急傾	4	2,726	－	－	429	H24.05.31
東町	呉羽町	急傾	27	2,065	－	－	434	H24.05.31
呉羽富田町(1)	呉羽町	急傾	1	226	－	－	435	H24.05.31
丸富町(1)	呉羽町	急傾	7	2,999	－	－	437	H24.05.31
丸富町(2)	呉羽町	急傾	5	4,726	－	725	439	H24.05.31

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
追分茶屋(1)	呉羽町	急傾	3	860	1	121	443	H24.05.31
追分茶屋(2)	追分茶屋、呉羽町	急傾	9	1,980	3	274	440	H24.05.31
追分茶屋(3)	追分茶屋、呉羽町	急傾	1	1,323	－	318	442	H24.05.31
中の町	呉羽町	急傾	5	1,533	－	91	441	H24.05.31
金屋(1)	寺町、金屋	急傾	96	5,422	－	1,919	444	H24.05.31
金屋(3)	寺町、金屋	急傾	－	5,307	－	1,948	J74	H24.05.31
姫本町(1)	呉羽町	急傾	9	7,363	－	262	445	H24.05.31
呉羽(1)	呉羽町	急傾	－	608	－	202	448	H24.05.31
呉羽(2)	呉羽町	急傾	3	5,715	1	1,838	447	H24.05.31
吉作(1)	吉作	急傾	10	9,290	2	1,776	454	H24.05.31
吉作(3)	吉作、呉羽町	急傾	1	6,218	－	2,350	449	H24.05.31
吉作(4)	吉作	急傾	－	5,175	－	1,750	451	H24.05.31
吉作(5)	吉作	急傾	－	7,943	－	3,025	452	H24.05.31
吉作(6)	吉作	急傾	－	1,530	－	492	455	H24.05.31
吉作(7)	吉作、呉羽町	急傾	3	3,030	1	1,159	446	H24.05.31
住吉(1)	住吉	急傾	1	385	－	－	456	H24.05.31
西金屋(1)	西金屋	急傾	－	1,752	－	468	458	H24.05.31
山本(1)	山本	急傾	1	6,262	1	965	459	H24.05.31
山本(2)	山本、池多	急傾	－	1,907	－	757	462	H24.05.31
山本(3)	山本、池多	急傾	2	2,838	1	750	463	H24.05.31
山本(4)	山本、池多	急傾	2	8,329	1	3,596	470	H24.05.31
山本(5)	山本、三熊	急傾	1	3,346	－	945	460	H24.05.31
山本(6)	山本、池多	急傾	－	5,061	－	1,595	J79	H24.05.31
山本(7)	山本、池多	急傾	－	5,745	－	2,222	J80	H24.05.31
山本(8)	山本、池多	急傾	－	4,068	－	1,770	J81	H24.05.31
三ノ熊(1)	三熊	急傾	1	1,435	1	319	464	H24.05.31
三ノ熊(2)	三熊、池多	急傾	1	15,075	1	5,973	465	H24.05.31
三ノ熊(3)	三熊、池多	急傾	6	15,882	2	6,787	466	H24.05.31
三ノ熊(4)	三熊	急傾	－	1,596	－	631	J77	H24.05.31
三ノ熊(5)	三熊、平岡	急傾	－	2,376	－	631	J75	H24.05.31
三ノ熊(6)	三熊	急傾	－	1,003	－	219	461	H24.05.31
池多(1)	池多	急傾	－	14,298	－	5,718	469	H24.05.31
池多(2)	池多	急傾	－	3,948	－	1,445	468	H24.05.31
池多(3)	池多	急傾	－	12,197	－	4,737	J78	H24.05.31
百塚(1)	山岸、百塚、石坂	急傾	－	12,171	－	4,617	J72	H24.05.31
水上町	呉羽町	急傾	2	2,406	－	58	3004	H24.05.31
呉羽本町	呉羽町	急傾	2	776	－	－	3007	H24.05.31
上友坂(1)	杉谷、婦中町友坂	急傾	8	44,779	－	21,560	702	H24.05.31
宮ヶ谷(5)	山本、婦中町宮ヶ谷	急傾	－	11,355	－	3,650	J187	H24.05.31
井田新	八尾町井田新、八尾町井田、八尾町小長谷	急傾	1	2,812	－	592	827	H24.05.31
宮ヶ谷(3)	婦中町宮ヶ谷、射水市浄土寺、射水市入会地	急傾	2	14,317	－	7,047	J189	H24.05.31
宮ヶ谷(4)	婦中町宮ヶ谷、射水市入会地	急傾	－	9,608	－	4,008	J188	H24.05.31
薄波(1)	薄波	急傾	－	2,177	－	1,764	580	H24.05.31
薄波(2)	薄波	急傾	－	18,664	－	12,945	579	H24.05.31
猪谷(1)	東猪谷、舟渡	急傾	3	47,775	1	33,908	586	H24.05.31
猪谷(2)	東猪谷	急傾	2	16,983	－	10,111	582	H24.05.31
猪谷(3)	東猪谷	急傾	6	29,706	－	22,194	584	H24.05.31
猪谷(4)	東猪谷	急傾	1	11,892	－	7,696	585	H24.05.31
猪谷(5)	東猪谷	急傾	4	18,073	1	5,813	583	H24.05.31
猪谷(6)	東猪谷	急傾	1	24,313	－	15,094	581	H24.05.31
猪谷(7)	東猪谷、舟渡	急傾	－	28,374	－	12,018	J106	H24.05.31
猪谷(8)	東猪谷	急傾	1	31,209	－	23,702	J105	H24.05.31

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
吉野(1)	吉野	急傾	2	3,951	－	2,260	588	H24.05.31
吉野(2)	吉野	急傾	1	3,726	1	1,588	587	H24.05.31
伏木(1)	伏木、小糸	急傾	1	7,364	－	2,718	589	H24.05.31
伏木(2)	伏木	急傾	1	61,321	－	41,823	J107	H24.05.31
舟渡(1)	舟渡	急傾	14	3,656	1	37,741	590	H24.05.31
舟渡(2)	舟渡	急傾	1	7,698	1	4,672	592	H24.05.31
舟渡(3)	舟渡	急傾	－	1,336	－	341	593	H24.05.31
小糸(1)	小糸	急傾	3	29,186	2	15,762	591	H24.05.31
小糸(3)	小糸、舟渡	急傾	－	48,922	－	27,812	J108	H24.05.31
小糸(4)	小糸、舟渡	急傾	－	82,919	－	46,077	J113	H24.05.31
寺津(1)	寺津	急傾	6	28,748	3	12,101	598	H24.05.31
寺津(2)	寺津	急傾	－	2,982	－	963	599	H24.05.31
寺津(3)	寺津	急傾	1	18,188	－	15,318	594	H24.05.31
寺津(4)	寺津	急傾	－	7,251	－	7,184	596	H24.05.31
寺津(5)	寺津	急傾	－	79,594	－	60,199	J112	H24.05.31
万願寺(1)	万願寺	急傾	2	12,695	－	5,053	J114	H24.05.31
万願寺(2)	万願寺	急傾	1	7,961	1	2,933	595	H24.05.31
万願寺(3)	万願寺	急傾	－	7,866	－	2,499	J109	H24.05.31
万願寺(4)	万願寺	急傾	－	2,210	－	899	J110	H24.05.31
万願寺(5)	万願寺	急傾	－	12,672	－	5,370	J111	H24.05.31
万願寺(6)	万願寺	急傾	－	12,665	－	4,803	J116	H24.05.31
今生津(1)	今生津	急傾	3	9,801	－	2,956	597	H24.05.31
今生津(2)	今生津	急傾	－	25,700	－	14,107	J115	H24.05.31
芦生(1)	芦生	急傾	1	2,102	－	844	601	H24.05.31
芦生(2)	芦生	急傾	2	5,111	1	2,153	600	H24.05.31
芦生(3)	芦生	急傾	－	3,265	－	1,195	3005	H24.05.31
布尻(1)	布尻	急傾	6	29,139	3	14,933	602	H24.05.31
布尻(2)	布尻、今生津	急傾	－	28,998	－	16,035	J118	H24.05.31
布尻(3)	布尻、町長	急傾	－	42,373	－	24,691	J121	H24.05.31
町長(1)	町長	急傾	3	20,118	－	8,251	604	H24.05.31
町長(2)	町長、布尻	急傾	－	164,547	－	125,590	J117	H24.05.31
寺家公園(1)	寺家	急傾	3	5,716	2	2,113	605	H24.05.31
小黒(1)	小黒、松野	急傾	2	3,728	－	1,211	607	H24.05.31
小黒(2)	小黒	急傾	1	4,332	1	1,549	609	H24.05.31
小黒(3)	小黒、松野	急傾	1	7,081	－	2,564	606	H24.05.31
小黒(4)	小黒、松野	急傾	2	6,375	1	2,109	608	H24.05.31
小黒(5)	小黒、松野	急傾	－	3,953	－	1,217	610	H24.05.31
小黒(6)	小黒	急傾	－	9,635	－	3,204	J120	H24.05.31
牛ヶ増(1)	牛ヶ増、直坂	急傾	11	94,652	1	64,601	612	H24.05.31
牛ヶ増(2)	牛ヶ増	急傾	－	7,071	－	2,455	613	H24.05.31
牛ヶ増(3)	牛ヶ増、直坂	急傾	－	52,976	－	42,353	611	H24.05.31
笹津(1)	笹津、直坂	急傾	23	50,327	1	29,449	614	H24.05.31
笹津(2)	笹津	急傾	1	8,207	1	3,264	617	H24.05.31
笹津(3)	笹津、牛ヶ増	急傾	4	3,377	－	1,299	616	H24.05.31
笹津(4)	笹津、牛ヶ増	急傾	6	12,532	1	5,303	615	H24.05.31
横樋(1)	横樋、直坂、笹津	急傾	－	8,113	－	4,171	618	H24.05.31
大野(1)	大野	急傾	－	1,636	－	598	619	H24.05.31
八木山(1)	八木山、大野	急傾	5	6,832	1	1,643	622	H24.05.31
八木山(2)	八木山、大野	急傾	－	1,998	－	208	624	H24.05.31
八木山(3)	八木山、大野、高内	急傾	12	18,453	－	8,193	625	H24.05.31
八木山(4)	八木山	急傾	2	648	1	43	620	H24.05.31
八木山(5)	八木山、南野田	急傾	－	13,274	－	5,548	J123	H24.05.31
八木山(6)	八木山、大野、西大沢	急傾	－	16,614	－	8,432	J128	H24.05.31
上大久保(1)	上大久保、坂本、八木山、大野	急傾	11	26,020	5	10,325	621	H24.05.31

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
西大沢(1)	西大沢、横樋、笹津、下夕林、大野	急傾	31	53,673	9	27,512	623	H24.05.31
春日(1)	春日、長走、笹津	急傾	－	4,338	－	452	626	H24.05.31
須原(1)	須原	急傾	2	20,741	1	9,652	0629	H24.05.31
須原(3)	須原	急傾	－	323	－	44	0627	H24.05.31
須原(4)	須原、長川原	急傾	－	6,128	－	2,404	J130	H24.05.31
長川原(1)	長川原	急傾	4	21,128	3	10,089	0630	H24.05.31
長川原(2)	長川原、小羽	急傾	－	9,860	－	3,807	J136	H24.05.31
長川原(3)	長川原	急傾	－	9,476	－	3,623	J132	H24.05.31
下大久保(1)	下大久保、中大久保、塩	急傾	1	5,947	－	2,089	631	H24.05.31
下大久保(2)	下大久保、福居、惣在寺	急傾	4	8,782	－	2,279	J131	H24.05.31
下大久保(3)	下大久保、福居	急傾	－	4,274	－	1,614	J133	H24.05.31
中大久保(1)	中大久保、塩	急傾	1	10,008	－	3,375	632	H24.05.31
中大久保(2)	中大久保、塩	急傾	1	14,612	－	4,543	J135	H24.05.31
小羽(1)	小羽	急傾	5	17,221	2	5,291	0635	H24.05.31
小羽(2)	小羽	急傾	2	10,594	－	6,428	0645	H24.05.31
小羽(3)	小羽	急傾	2	32,344	－	19,163	0642	H24.05.31
小羽(4)	小羽	急傾	1	8,751	－	3,663	0639	H24.05.31
小羽(5)	小羽	急傾	－	324	－	97	0640	H24.05.31
小羽(8)	小羽	急傾	－	15,873	－	9,640	J138	H24.05.31
小羽(9)	小羽	急傾	－	2,243	－	694	J139	H24.05.31
下伏(1)	下伏	急傾	2	24,121	2	12,169	636	H24.05.31
下伏(2)	下伏	急傾	2	2,724	1	784	648	H24.05.31
下伏(3)	下伏	急傾	1	1,358	1	413	647	H24.05.31
下伏(4)	下伏	急傾	2	2,014	－	960	644	H24.05.31
下伏(5)	下伏	急傾	1	5,814	－	2,139	0641	H24.05.31
下伏(6)	下伏	急傾	1	5,475	1	2,114	637	H24.05.31
下伏(7)	下伏	急傾	2	2,415	1	812	643	H24.05.31
下伏(8)	下伏	急傾	1	719	1	165	650	H24.05.31
下伏(9)	下伏	急傾	1	5,315	－	1,959	649	H24.05.31
塩(1)	塩、中大久保	急傾	1	8,260	－	3,084	638	H24.05.31
葛原(1)	葛原	急傾	4	12,686	－	3,806	0653	H24.05.31
葛原(2)	葛原	急傾	1	10,042	－	3,999	0651	H24.05.31
葛原(3)	葛原	急傾	5	26,281	－	10,582	0646	H24.05.31
葛原(4)	葛原、八尾町井栗谷	急傾	2	12,257	1	5,709	0655	H24.05.31
葛原(5)	葛原	急傾	1	5,093	1	1,701	0654	H24.05.31
葛原(6)	葛原、八尾町東坂下	急傾	－	6,854	－	2,194	J150	H24.05.31
田池(1)	下伏	急傾	1	4,063	1	1,343	652	H24.05.31
田池(2)	下伏	急傾	－	10,198	－	4,089	J147	H24.05.31
田池(3)	下伏	急傾	－	3,096	－	1,104	J148	H24.05.31
田池(4)	下伏	急傾	1	19,425	－	8,361	J146	H24.05.31
田池(5)	下伏	急傾	－	3,398	－	290	J145	H24.05.31
土(1)	土	急傾	－	9,606	－	4,096	656	H24.05.31
土(2)	土	急傾	1	6,198	1	2,846	658	H24.05.31
土(3)	土	急傾	－	1,001	－	365	661	H24.05.31
土(4)	土	急傾	－	1,523	－	571	657	H24.05.31
土(5)	土	急傾	3	4,627	－	1,711	659	H24.05.31
土(6)	土	急傾	3	32,106	3	21,518	660	H24.05.31
根ノ上(1)	根上、土	急傾	1	1,615	－	638	662	H24.05.31
根ノ上(2)	根上、土	急傾	1	1,781	1	675	663	H24.05.31
根ノ上(3)	根上	急傾	1	370	－	17	664	H24.05.31
根ノ上(4)	根上	急傾	1	1,640	1	461	665	H24.05.31
根ノ上(5)	根上、土、下伏	急傾	－	3,511	－	2,060	J149	H24.05.31
寺家(1)	寺家	急傾	－	1,960	－	621	J119	H24.05.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
東大久保(1)	東大久保、南野田、八木山	急傾	－	28,375	－	11,514	J122	H24.05.31
直坂(1)	直坂、笹津	急傾	－	22,192	－	12,137	J125	H24.05.31
直坂(2)	直坂、笹津	急傾	－	12,832	－	6,207	J124	H24.05.31
坂本(1)	坂本、八木山	急傾	－	12,937	－	4,641	J126	H24.05.31
下夕林(1)	下夕林、笹津、横樋	急傾	1	55,850	－	30,585	J127	H24.05.31
下夕林(2)	下夕林、長走	急傾	－	18,371	－	7,984	J134	H24.05.31
稲代(1)	稲代	急傾	－	6,137	－	2,129	J137	H24.05.31
岩木新(1)	岩木新	急傾	1	15,033	－	4,889	J141	H24.05.31
岩木新(2)	岩木新	急傾	－	4,047	－	1,304	J140	H24.05.31
岩木新(4)	岩木新	急傾	－	6,055	－	1,756	J144	H24.05.31
岩木(1)	岩木	急傾	－	7,053	－	1,647	J142	H24.05.31
加納(1)	加納	急傾	－	10,985	－	1,570	J143	H24.05.31
本宮(1)	本宮	急傾	19	159,056	3	117,216	478	H24.05.31
本宮(2)	本宮	急傾	－	65,920	－	52,367	0471	H24.05.31
本宮(3)	本宮	急傾	1	3,899	－	1,751	0472	H24.05.31
本宮(4)	本宮	急傾	－	12,409	－	7,890	0474	H24.05.31
本宮(5)	本宮	急傾	－	13,774	－	10,773	3017	H24.05.31
本宮(6)	本宮、原、亀谷	急傾	－	4,414	－	1,283	3006	H24.05.31
本宮(7)	本宮	急傾	1	901	－	－	3008	H24.05.31
原(1)	原	急傾	－	37,682	－	21,836	0473	H24.05.31
原(2)	原	急傾	－	5,841	－	2,726	0475	H24.05.31
原(3)	原	急傾	3	16,411	1	7,433	0476	H24.05.31
小見(1)	小見	急傾	11	31,666	－	19,220	486	H24.05.31
小見(2)	小見	急傾	5	8,549	－	3,393	491	H24.05.31
小見(3)	小見	急傾	3	1,417	－	－	492	H24.05.31
小見(4)	小見	急傾	7	20,771	－	9,522	490	H24.05.31
小見(5)	小見	急傾	－	16,039	－	6,406	487	H24.05.31
小見(6)	小見	急傾	－	22,835	－	14,080	488	H24.05.31
小見(7)	小見、本宮	急傾	－	47,100	－	38,112	484	H24.05.31
小見(8)	小見、本宮	急傾	－	14,061	－	5,961	J87	H24.05.31
小見(9)	小見	急傾	－	9,637	－	4,608	3009	H24.05.31
小見(10)	小見	急傾	1	1,751	1	712	3010	H24.05.31
小見(11)	小見	急傾	1	559	－	135	3011	H24.05.31
和田	和田、小見	急傾	13	45,019	3	21,173	0489	H24.05.31
和田(2)	和田	急傾	1	4,955	－	1,825	0494	H24.05.31
和田(3)	和田	急傾	－	2,676	－	1,062	0493	H24.05.31
中地山	中地山	急傾	5	21,671	－	9,259	0495	H24.05.31
中地山(2)	中地山	急傾	1	3,192	－	2,154	0497	H24.05.31
中地山(3)	中地山	急傾	－	2,323	－	997	0498	H24.05.31
才覚地	才覚地	急傾	1	26,450	－	20,456	500	H24.05.31
才覚地(2)	才覚地	急傾	－	25,395	－	15,401	496	H24.05.31
才覚地(3)	才覚地	急傾	－	4,036	－	1,801	3012	H24.05.31
水須	水須	急傾	3	52,288	1	32,310	499	H24.05.31
大山松木(1)	大山松木	急傾	1	14,905	－	5,616	502	H24.05.31
大山松木(2)	大山松木	急傾	1	9,204	－	5,344	503	H24.05.31
岡田(1)	岡田	急傾	11	40,684	－	17,986	0504	H24.05.31
岡田(2)	岡田	急傾	3	9,855	－	3,843	0505	H24.05.31
岡田(3)	岡田	急傾	3	12,406	1	5,580	0506	H24.05.31
東小俣	東小俣	急傾	9	59,904	－	31,294	509	H24.05.31
東小俣(2)	東小俣	急傾	－	10,917	－	6,196	507	H24.05.31
東小俣(3)	東小俣	急傾	－	7,253	－	4,142	3003	H24.05.31
上滝(1)	上滝、大山上野	急傾	1	10,342	－	4,830	0511	H24.05.31
上滝(2)	上滝	急傾	3	6,552	1	2,725	0515	H24.05.31
上滝(3)	上滝	急傾	2	10,806	1	4,443	0521	H24.05.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
上滝(4)	上滝	急傾	－	5,841	－	2,480	0514	H24.05.31
上滝(5)	上滝、大山上野	急傾	2	8,779	－	3,719	0513	H24.05.31
上滝(6)	上滝、大山上野	急傾	－	20,754	－	14,464	0508	H24.05.31
上滝(7)	上滝	急傾	－	1,402	－	444	0518	H24.05.31
西小俣	西小俣	急傾	－	11,437	－	7,558	510	H24.05.31
上野(1)	大山上野	急傾	－	5,672	－	2,343	0519	H24.05.31
上野(3)	大山上野	急傾	－	1,722	－	521	0512	H24.05.31
上野(4)	大山上野	急傾	－	3,456	－	1,194	J094	H24.05.31
上野(6)	大山上野	急傾	－	382	－	74	J093	H24.05.31
文珠寺(3)	文珠寺	急傾	3	2,599	1	802	527	H24.05.31
文珠寺(4)	文珠寺	急傾	－	402	－	89	526	H24.05.31
文珠寺(6)	文珠寺	急傾	－	5,527	－	3,838	523	H24.05.31
文珠寺(8)	文珠寺	急傾	6	66,995	4	29,722	517	H24.05.31
文珠寺(9)	文珠寺	急傾	－	925	－	215	516	H24.05.31
文珠寺(10)	文珠寺	急傾	1	37,129	1	18,724	J96	H24.05.31
中ノ寺	中滝、大山上野	急傾	2	5,731	1	2,646	0520	H24.05.31
中滝	中滝	急傾	7	18,142	1	7,912	0524	H24.05.31
中滝(2)	中滝	急傾	－	5,128	－	2,140	0529	H24.05.31
樫木	棚ヶ原	急傾	－	6,391	－	3,004	530	H24.05.31
芋平	砂見	急傾	－	1,472	－	465	531	H24.05.31
芋平(2)	砂見	急傾	－	28,025	－	17,352	J95	H24.05.31
円段	棚ヶ原	急傾	2	23,168	1	11,772	532	H24.05.31
棚ヶ原	棚ヶ原	急傾	7	35,770	2	17,372	535	H24.05.31
棚ヶ原(2)	棚ヶ原	急傾	－	5,589	－	1,712	536	H24.05.31
棚ヶ原(3)	棚ヶ原	急傾	4	15,150	－	6,265	534	H24.05.31
東黒牧	東黒牧	急傾	2	1,742	1	515	547	H24.05.31
東黒牧(2)	東黒牧	急傾	1	9,989	1	3,646	557	H24.05.31
東黒牧(4)	東黒牧	急傾	－	5,662	－	1,811	551	H24.05.31
東黒牧(5)	東黒牧	急傾	－	16,974	－	6,643	548	H24.05.31
東黒牧(6)	東黒牧	急傾	－	10,756	－	5,411	537	H24.05.31
東黒牧(7)	東黒牧	急傾	－	8,393	－	2,903	J97	H24.05.31
東黒牧(8)	東黒牧、東福沢	急傾	－	23,195	－	8,999	J101	H24.05.31
小坂(1)	小坂、大双嶺	急傾	3	30,129	1	17,399	538	H24.05.31
小坂(2)	小坂、大双嶺	急傾	1	16,103	1	10,188	539	H24.05.31
小坂(3)	小坂	急傾	1	2,699	－	1,257	3013	H24.05.31
大清水	大清水	急傾	2	5,705	1	2,514	540	H24.05.31
折谷	折谷	急傾	1	7,956	1	5,099	541	H24.05.31
日尾	日尾	急傾	3	29,829	1	13,924	549	H24.05.31
日尾(2)	日尾	急傾	4	11,052	2	5,656	543	H24.05.31
日尾(3)	日尾	急傾	1	8,909	－	3,350	544	H24.05.31
馬瀬(1)	馬瀬	急傾	1	30,419	－	17,391	545	H24.05.31
馬瀬(2)	馬瀬	急傾	2	11,186	－	5,859	546	H24.05.31
下瀬戸	瀬戸	急傾	7	27,792	2	11,282	550	H24.05.31
布目	大山布目	急傾	3	13,224	－	4,089	554	H24.05.31
布目(2)	大山布目、東福沢	急傾	2	23,084	－	11,593	555	H24.05.31
布目(3)	大山布目	急傾	1	2,717	－	688	552	H24.05.31
布目(4)	大山布目	急傾	－	2,504	－	702	J98	H24.05.31
牧野(1)	牧野	急傾	2	11,693	－	4,481	562	H24.05.31
牧野(2)	牧野	急傾	7	5,581	2	1,671	558	H24.05.31
牧野(3)	牧野	急傾	4	11,841	2	4,903	559	H24.05.31
牧野(4)	牧野	急傾	5	18,266	1	8,026	556	H24.05.31
牧野(5)	牧野	急傾	7	8,523	3	3,526	553	H24.05.31
牧野(6)	牧野	急傾	－	15,229	－	7,169	J99	H24.05.31
牧野(7)	牧野	急傾	－	10,628	－	2,711	J100	H24.05.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
東福沢(1)	東福沢、万願寺	急傾	－	14,642	－	5,428	578	H24.05.31
東福沢(2)	東福沢	急傾	3	9,571	1	3,522	577	H24.05.31
東福沢(3)	東福沢	急傾	1	1,560	－	516	576	H24.05.31
東福沢(4)	東福沢	急傾	1	5,986	1	2,238	575	H24.05.31
東福沢(5)	東福沢	急傾	1	4,106	1	1,493	574	H24.05.31
東福沢(6)	東福沢	急傾	5	8,480	－	1,325	571	H24.05.31
東福沢(7)	東福沢	急傾	－	1,908	－	495	569	H24.05.31
東福沢(8)	東福沢	急傾	－	9,396	－	2,496	570	H24.05.31
東福沢(9)	東福沢、東黒牧	急傾	－	4,985	－	1,501	565	H24.05.31
東福沢(10)	東福沢	急傾	－	1,113	－	297	563	H24.05.31
東福沢(11)	東福沢	急傾	－	15,106	－	5,816	J104	H24.05.31
東福沢(12)	東福沢	急傾	－	5,956	－	2,210	J102	H24.05.31
東福沢(13)	東福沢	急傾	2	10,724	1	4,143	560	H24.05.31
東福沢(14)	東福沢	急傾	－	322	－	75	561	H24.05.31
東福沢(15)	東福沢	急傾	2	62,266	1	37,127	567	H24.05.31
東福沢(16)	東福沢	急傾	2	9,983	2	5,600	564	H24.05.31
東福沢(17)	東福沢	急傾	2	19,059	2	9,164	566	H24.05.31
東福沢(18)	東福沢	急傾	2	6,074	1	1,933	568	H24.05.31
東福沢(19)	東福沢	急傾	1	1,208	－	403	3014	H24.05.31
東福沢(20)	東福沢	急傾	－	2,776	－	605	3015	H24.05.31
東福沢(21)	東福沢	急傾	1	2,963	－	277	3016	H24.05.31
小佐波(1)	小佐波	急傾	3	19,875	1	7,532	572	H24.05.31
小佐波(2)	小佐波	急傾	1	877	1	186	573	H24.05.31
小佐波(3)	小佐波	急傾	－	8,626	－	4,351	J103	H24.05.31
新町(1)	新町	急傾	－	1,179	－	694	J088	H24.05.31
新町(2)	新町	急傾	－	11,248	－	4,702	J089	H24.05.31
市谷(5)	婦中町葎原、砺波市市谷	急傾	1	38,816	1	23,692	1258	H24.05.31
栃上(7)	山田牧、砺波市栃上	急傾	1	7,519	1	3,450	1261	H24.05.31
熊谷	金屋、寺町	土石	96	34,703	－	－	281	H24.05.31
新開谷	寺町、金屋	土石	100	45,409	－	－	282	H24.05.31
向山	三熊	土石	2	7,747	－	－	729	H24.05.31
金屋	金屋	土石	－	12,528	－	144	J027	H24.05.31
やすらぎ公園	古沢	土石	5	31,267	－	317	J181	H24.05.31
舟倉川	寺家	土石	8	37,946	－	1,205	105	H24.05.31
寺家	寺家、舟倉	土石	5	104,413	－	76	106	H24.05.31
落し谷	芦生	土石	1	15,182	－	67	107	H24.05.31
地袋谷	芦生	土石	4	32,623	－	490	108	H24.05.31
今生津谷	今生津、布尻	土石	－	6,225	－	4,038	109	H24.05.31
布尻	布尻、今生津	土石	6	150,200	－	－	110	H24.05.31
宮谷沢	町長、布尻	土石	8	237,934	－	72	111	H24.05.31
大谷沢	寺津	土石	5	22,748	3	9,655	112	H24.05.31
入の谷	薄波	土石	－	19,461	－	13,766	113	H24.05.31
吉野	吉野	土石	2	15,465	－	269	115	H24.05.31
小糸谷沢	小糸	土石	1	21,469	－	2,252	116	H24.05.31
大谷川	舟渡	土石	5	17,482	－	173	117	H24.05.31
宮ノ谷川	須原、長川原	土石	19	61,788	－	－	139	H24.05.31
宮の谷沢	須原、長川原	土石	5	52,841	－	797	140	H24.05.31
須原大谷川	須原、長川原	土石	－	3,117	－	2,979	141	H24.05.31
小谷沢	長川原、須原	土石	3	48,664	－	5,729	142	H24.05.31
長川原	長川原	土石	8	44,424	－	54	143	H24.05.31
引地谷	葛原	土石	7	29,796	－	1,036	144	H24.05.31
葛原(1)	葛原	土石	6	26,164	－	－	145	H24.05.31
葛原(2)	葛原、小羽	土石	－	28,402	－	－	J024	H24.05.31
下伏川	下伏	土石	2	20,157	－	－	146	H24.05.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
中瀬谷川	下伏	土石	－	10,831	－	892	147	H24.05.31
土川	土	土石	－	4,694	－	2,178	148	H24.05.31
滝谷	芦生	土石	－	13,291	－	2,914	J022	H24.05.31
舟渡	舟渡、東猪谷	土石	－	102,564	－	3,339	J023	H24.05.31
粟巣野(1)	本宮	土石	5	78,349	－	229	045	H24.05.31
粟巣野(2)	本宮	土石	－	86,401	－	－	046	H24.05.31
牛首谷	本宮	土石	10	705,677	－	18,711	047	H24.05.31
瀬戸蔵谷	本宮	土石	－	210,480	－	－	048	H24.05.31
尊谷	本宮、原	土石	3	289,092	－	2,083	049	H24.05.31
中割谷	原	土石	－	216,116	－	1,248	050	H24.05.31
裏割谷	原	土石	－	253,716	－	7,166	051	H24.05.31
金山谷	原	土石	5	109,477	－	－	052	H24.05.31
東山谷	原	土石	8	51,823	－	－	053	H24.05.31
一の谷	原、本宮、亀谷	土石	－	52,847	－	6,958	054	H24.05.31
御影谷	本宮	土石	13	13,264	－	－	055	H24.05.31
涅槃谷	本宮	土石	12	24,056	－	－	057	H24.05.31
鉢伏山北谷	有峰	土石	－	4,245	－	1,599	0061	H24.05.31
猪根谷	和田	土石	3	29,156	1	1,707	062	H24.05.31
水上谷	和田	土石	6	33,733	－	116	063	H24.05.31
北ゴキ谷	中地山	土石	－	2,819	－	435	064	H24.05.31
東マツタテ川	有峰	土石	－	9,981	－	3,909	0065	H24.05.31
マツタテ川	有峰	土石	－	17,009	－	13,147	0066	H24.05.31
水須	有峰	土石	－	1,402	－	－	0067	H24.05.31
才覚地谷	才覚地	土石	3	32,780	－	445	068	H24.05.31
アサ谷	大山松木、牧	土石	3	124,568	－	1,388	069	H24.05.31
アサ谷左	牧	土石	10	99,472	－	－	070	H24.05.31
藤九郎谷	牧	土石	5	91,734	－	278	071	H24.05.31
蛇谷	牧	土石	3	91,532	－	－	072	H24.05.31
牧谷	牧	土石	7	122,262	－	－	073	H24.05.31
小滝	大山松木、牧	土石	8	156,212	－	173	074	H24.05.31
水カン谷	岡田	土石	5	60,738	－	－	075	H24.05.31
西小俣南谷	西小俣	土石	－	11,667	－	67	077	H24.05.31
西小俣北谷	西小俣	土石	－	19,283	－	－	078	H24.05.31
東黒牧谷	東黒牧	土石	5	33,315	－	553	079	H24.05.31
本堂寺谷	東福沢	土石	18	55,292	－	149	080	H24.05.31
淵ノ上	東福沢	土石	－	8,541	－	－	082	H24.05.31
布目谷	大山布目	土石	3	14,356	－	－	083	H24.05.31
水上谷	棚ヶ原	土石	2	18,664	－	713	084	H24.05.31
円段谷	棚ヶ原	土石	1	12,281	－	－	085	H24.05.31
小坂谷	小坂、大清水	土石	5	43,619	－	1,742	086	H24.05.31
コソズ谷	小坂、大清水	土石	3	25,606	－	379	087	H24.05.31
下小坂谷	小坂、大清水	土石	4	23,051	－	283	088	H24.05.31
上双嶺谷	小坂、大清水	土石	4	69,240	－	10,614	089	H24.05.31
折谷谷	折谷	土石	1	15,128	1	7,476	090	H24.05.31
水上谷	石渕、瀬戸	土石	2	36,227	－	165	091	H24.05.31
ヤマクチ谷	日尾	土石	6	18,380	－	524	092	H24.05.31
サガン谷	日尾	土石	9	51,460	－	363	093	H24.05.31
日尾	日尾	土石	2	10,459	－	45	094	H24.05.31
長谷川	牧野	土石	－	14,763	－	12,077	095	H24.05.31
東薬寺東谷	牧野	土石	7	103,226	－	58	096	H24.05.31
コナ谷	牧野	土石	5	43,876	－	752	097	H24.05.31
東薬寺西谷	牧野	土石	3	26,289	－	105	098	H24.05.31
北谷入谷	東福沢	土石	1	9,140	－	5,230	099	H24.05.31
東俣谷	小佐波	土石	－	3,651	－	391	101	H24.05.31

区域の名称	所　在　地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
東福沢東谷	東福沢	土石	2	38,125	－	－	102	H24.05.31
白谷	東福沢	土石	2	11,071	－	－	104	H24.05.31
三平谷	奥の山	土石	1	2,111	－	275	114	H24.05.31
暁橋	東福沢、牧野	土石	－	20,498	－	366	J021	H24.05.31
東小俣(1)	東小俣	土石	－	33,770	－	87	J331	H24.05.31
東小俣(2)	東小俣	土石	－	9,931	－	－	J332	H24.05.31
岡田(1)	岡田	土石	－	10,821	－	1,855	J333	H24.05.31
岡田(2)	岡田	土石	－	5,076	－	1,036	J334	H24.05.31
椚ヶ原	椚ヶ原	土石	3	9,181	－	－	J335	H24.05.31
日尾(1)	日尾	土石	－	17,584	－	421	J337	H24.05.31
日尾(2)	日尾	土石	20	52,531	－	152	J338	H24.05.31
日尾(3)	日尾、牧野	土石	1	26,064	－	3,245	J336	H24.05.31
瀬戸(1)	瀬戸	土石	－	5,446	－	4,181	J339	H24.05.31
瀬戸(2)	瀬戸	土石	－	9,148	－	5,644	J340	H24.05.31
上瀬戸	瀬戸	土石	－	7,950	－	3,693	J341	H24.05.31
石淵	石渕	土石	1	14,601	－	128	J342	H24.05.31
谷入(1)	東福沢	土石	1	19,447	－	－	J343	H24.05.31
谷入(2)	東福沢	土石	－	7,616	－	－	J344	H24.05.31
谷入(3)	東福沢	土石	－	32,007	－	121	J345	H24.05.31
谷入(4)	東福沢	土石	－	19,829	－	1,233	J346	H24.05.31
谷入(5)	東福沢	土石	－	14,404	－	－	J347	H24.05.31
谷入(6)	東福沢	土石	－	5,185	－	225	J348	H24.05.31
谷入(7)	東福沢	土石	－	15,030	－	3,641	J349	H24.05.31
谷入(8)	東福沢	土石	－	11,319	－	172	J350	H24.05.31
火土呂(1)	東福沢	土石	－	2,820	－	119	J351	H24.05.31
火土呂(2)	東福沢	土石	－	5,888	－	63	J352	H24.05.31
道村	小佐波	土石	－	4,079	－	202	J353	H24.05.31
小佐波(1)	小佐波	土石	－	4,890	－	49	J354	H24.05.31
小佐波(2)	小佐波	土石	－	6,922	－	1,140	J355	H24.05.31
西俣(1)	小佐波	土石	－	3,728	－	228	J356	H24.05.31
猪根谷(1)	有峰	土石	－	25,628	－	－	J358	H24.05.31
猪根谷(2)	有峰	土石	－	35,080	－	1,323	J359	H24.05.31
猪根谷(3)	有峰	土石	－	23,592	－	519	J360	H24.05.31
東谷(1)	有峰	土石	－	9,919	－	2,011	J361	H24.05.31
東谷(2)	有峰	土石	－	35,103	－	－	J362	H24.05.31
東谷(3)	有峰	土石	－	4,300	－	2,291	J363	H24.05.31
小清水谷	大清水、折谷、小坂	土石	－	23,046	－	14,005	J393	H24.05.31
大清水(1)	大双嶺、大清水	土石	－	8,182	－	－	J399	H24.05.31
大清水(2)	大双嶺	土石	－	7,699	－	228	J394	H24.05.31
大清水(3)	大双嶺	土石	－	5,826	－	－	J395	H24.05.31
大清水(4)	大双嶺、大清水	土石	－	6,384	－	－	J396	H24.05.31
大清水(5)	大双嶺、大清水	土石	－	17,080	－	398	J397	H24.05.31
大清水(6)	大双嶺、大清水	土石	－	5,508	－	－	J398	H24.05.31
市谷	婦中町葎原、砺波市市谷	土石	6	40,244	－	－	288	H24.05.31
川内(3)	山田今山田、砺波市井栗谷	土石	－	27,884	－	1,744	J035	H24.05.31
葎原	婦中町葎原	地滑	3	49,871	－	－	1229	H24.05.31
皆杓	婦中町皆杓、婦中町上野、山田中瀬	地滑	8	123,866	－	－	1230	H24.05.31
窪	八尾町窪、八尾町尾久、八尾町宮ヶ島、八尾町竹ノ内、八尾町中、八尾町柚木、八尾町上野、八尾町天池	地滑	26	414,571	－	－	1231	H24.05.31
片掛	片掛	地滑	19	285,441	－	－	1232	H24.05.31
猪谷	猪谷	地滑	32	714,367	－	－	1233	H24.05.31

区域の名称	所在地	自然現象種類	警戒区域		うち特別警戒区域		危険箇所番号	指定年月日
			人家	面積	人家	面積		
蟹寺	蟹寺	地滑	2	169,677	－	－	1234	H24.05.31
井田	八尾町井田	地滑	6	34,279	－	－	3201-46	H24.05.31
大下	八尾町大下	地滑	1	21,850	－	－	3201-48	H24.05.31
武道原	八尾町武道原、八尾町正間	地滑	5	137,853	－	－	3201-49	H24.05.31
片掛（北）	片掛	地滑	1	216,080	－	－	3201-50	H24.05.31
葛原	葛原	地滑	4	－	－	－	1037	H24.05.31
上小羽	小羽	地滑	9	－	－	－	1038	H24.05.31
須原	須原、長川原	地滑	43	624,920	－	－	1039	H24.05.31
横平	寺津、町長	地滑	4	163,712	－	－	1041	H24.05.31
根上	根上、土	地滑	－	－	－	－	1043	H24.05.31
田池(1)	長川原	地滑	－	－	－	－	1044	H24.05.31
田池(2)	土、下伏、根上	地滑	1	－	－	－	2079	H24.05.31
布尻	布尻	地滑	6	－	－	－	1240	H24.05.31
町長(1)	町長、布尻	地滑	18	111,848	－	－	1241	H24.05.31
町長(2)	町長	地滑	8	223,002	－	－	3201-44	H24.05.31
芦生	芦生	地滑	2	－	－	－	2075	H24.05.31
今生津第一	今生津、布尻	地滑	－	－	－	－	2076	H24.05.31
今生津第二	今生津	地滑	4	－	－	－	2077	H24.05.31
下伏	下伏	地滑	3	－	－	－	2080	H24.05.31
東猪谷	東猪谷、舟渡	地滑	17	1,717,079	－	－	3201-45	H24.05.31
緑町	上滝	地滑	35	43,005	－	－	1036	H24.05.31
道村	小佐波	地滑	7	－	－	－	1180	H24.05.31
西俣	小佐波	地滑	1	－	－	－	1181	H24.05.31
水須	水須	地滑	7	106,221	－	－	1200	H24.05.31
牧	牧	地滑	4	110,524	－	－	1235	H24.05.31
松木	大山松木	地滑	6	93,733	－	－	1236	H24.05.31
岡田	岡田	地滑	13	92,233	－	－	1237	H24.05.31
楜原	楜ヶ原	地滑	15	45,906	－	－	1238	H24.05.31
牧野	牧野	地滑	11	99,393	－	－	1239	H24.05.31
才覚地	才覚地、中地山	地滑	2	403,678	－	－	2081	H24.05.31
才覚地(2)	才覚地、牧	地滑	2	43,364	－	－	3201-52	H24.05.31
文珠寺	文珠寺	地滑	10	93,055	－	－	3201-1	H24.05.31
小谷	小谷	地滑	－	－	－	－	3201-2	H24.05.31
大双嶺	大双嶺	地滑	－	239,306	－	－	3201-3	H24.05.31
中滝	中滝、上滝	地滑	41	167,485	－	－	3201-4	H24.05.31
和田	和田	地滑	4	85,915	－	－	3201-51	H24.05.31
市谷	婦中町葎原、砺波市市谷	地滑	11	62,318	－	－	1219	H24.05.31
井栗谷(2)	山田今山田、山田清水、砺波市井栗谷	地滑	5	907,543	－	－	2060	H24.05.31
井栗谷(6)	山田清水、砺波市井栗谷	地滑	8	202,991	－	－	3208-5	H24.05.31
峰	山田清水、砺波市井栗谷、砺波市栃上	地滑	6	203,021	－	－	2063	H24.05.31
亀谷(1)	亀谷	急傾	12	25,300	－	10,515	483	H25.05.10
亀谷(2)	亀谷	急傾	4	19,166	－	9,373	482	H25.05.10
亀谷(3)	亀谷	急傾	3	37,186	－	23,776	485	H25.05.10
亀谷(4)	亀谷	急傾	－	10,442	－	5,867	480	H25.05.10
亀谷(5)	亀谷	急傾	－	20,351	－	10,935	479	H25.05.10
亀谷(6)	亀谷	急傾	－	70,296	－	55,031	477	H25.05.10
亀谷(7)	亀谷	急傾	－	10,759	－	5,833	J84	H25.05.10
亀谷(8)	亀谷	急傾	－	32,834	－	20,832	J83	H25.05.10
亀谷(9)	亀谷	急傾	1	13,595	1	6,842	J85	H25.05.10
下ネワ谷	亀谷	土石	13	51,559	－	300	058	H25.05.10
金昌寺谷	亀谷	土石	5	32,681	－	2,499	059	H25.05.10
亀谷	亀谷	土石	－	14,754	－	78	060	H25.05.10

茶屋町(1)	茶屋町、寺町	急傾	6	4,438	－	492	433	H27.06.12
金屋(2)	金屋	急傾	－	24,647	－	8,828	450	H27.06.12
牧	牧	急傾	8	27,547	－	8,862	501	H27.06.12
亀谷(10)	亀谷	急傾	1	26,906	－	10,790	J86	H30.06.06
吉作(2)	吉作	急傾	6	1,190	－	－	453	H30.06.06
道畑(1)	八尾町道畑下中山	急傾	7	29,225	－	11,744	882	H30.06.06
白谷川	東福沢	土石	6	62,703	－	14,409	103	R01.11.08
水上谷	西笹津	土石	20	65,555	－	－	136	R01.11.08
京平	西金屋、吉作、住吉、花木、古沢	土石	80	258,077	－	－	719	R01.11.08
西新町	八尾町西新町、八尾町東新町	急傾	44	25,899	－	4,419	889	R01.11.08
諏訪町	八尾町諏訪町、梅苑町、東町、東新町、下笹原	急傾	66	66,098	20	20,736	870	H02.07.06
青根(2)	八尾町青根	急傾	9	29,540	1	8,007	920	R02.07.06
金屋	金屋	地滑	1	18,390	－	－	227	R02.11.30

指定年月日	指定/解除	指定箇所数	うち特別警戒区域数	現象別箇所数		
				急傾斜地の崩壊	土石流	地滑り
H18.05.31	指定	10	8	10		
H19.01.31	指定	82	56	51	19	12
H20.01.18	指定	86	61	51	25	10
H21.03.31	指定	153	107	78	41	34
H22.03.31	指定	184	137	84	75	25
H22.10.29	指定	164	121	116	14	34
H23.02.18	指定	142	124	112	22	8
H24.05.31	指定	493	403	321	127	45
H25.05.10	指定	13	13	10	3	
H27.06.12	解除	-3	-3	-3		
	指定	3	3	3		
H30.06.06	解除	-3	-3	-3		
	指定	3	2	3		
R01.11.08	解除	-4	-4	-1	-3	
	指定	4	2	1	3	
R02.07.06	解除	-2	-2	-2		
	指定	2	2	2		
R02.11.30	指定	1	1			1

4　情報・通信・広報に関する資料

4－1　気象警報等の伝達系統

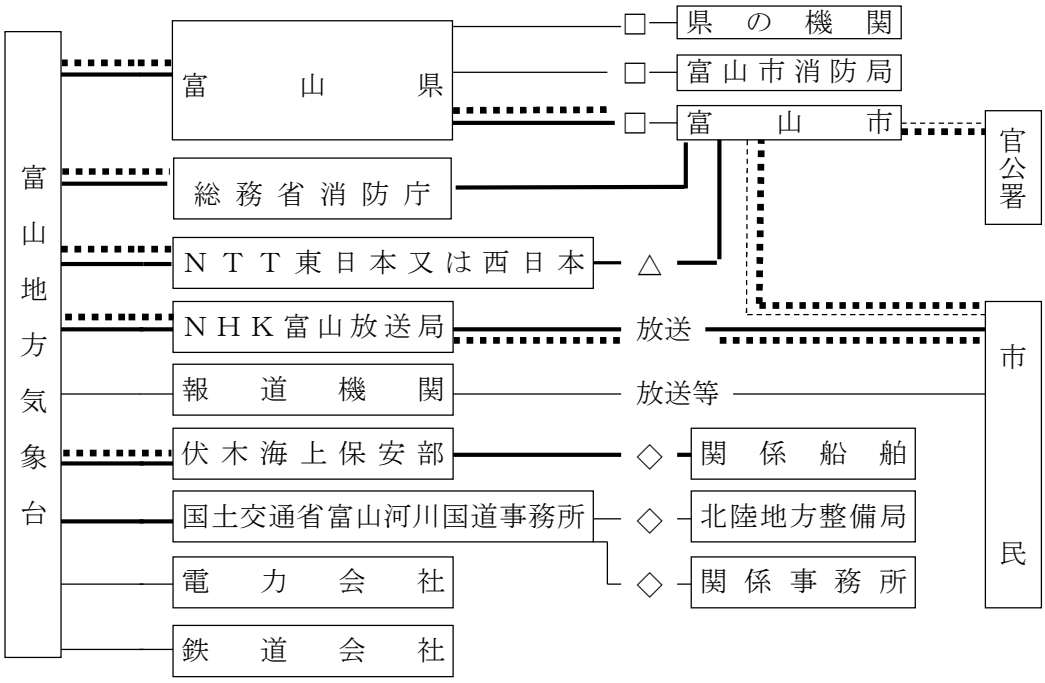

凡例
- ――― 法令（気象業務法等）による通知系統
- ---------- 法令（気象業務法等）による公衆等への周知依頼及び周知系統
- ■■■■■■■■■ 法令（気象業務法等）による特別警報発表時における、通知の義務または、周知の措置の義務
- ――― 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統

△　加入電話・ＦＡＸ
◇　無線電話・ＦＡＸ
□　富山県総合防災情報システム

４－２　河川情報の伝達系統

１　洪水予報伝達系統

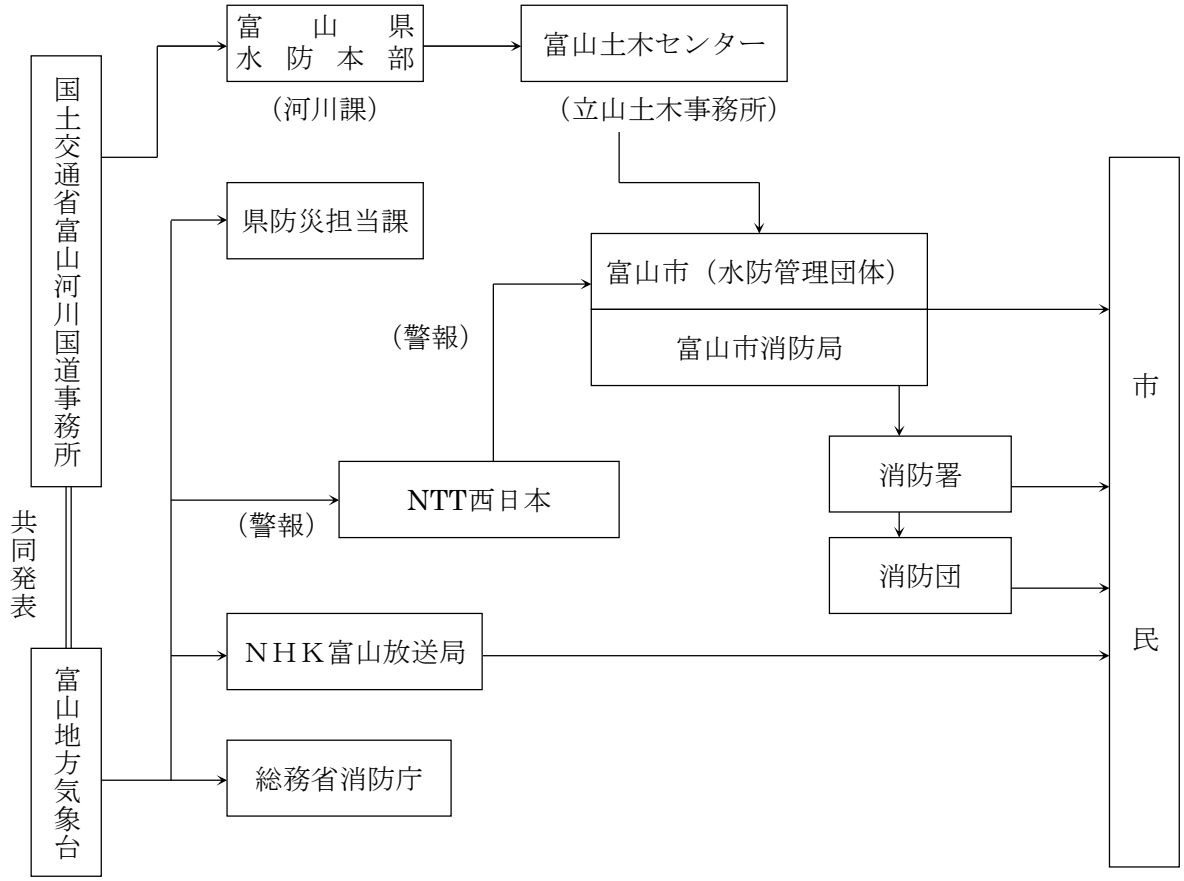

※常願寺川右岸水防市町村組合とは密接な連絡をとる。

2　水防警報伝達系統

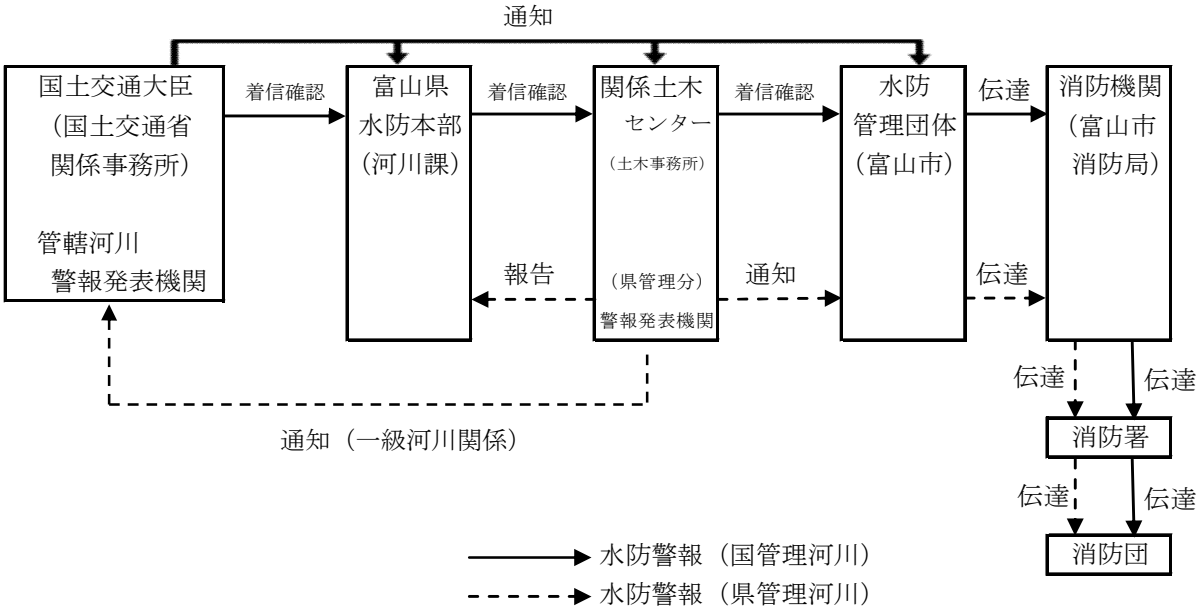

3　氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統

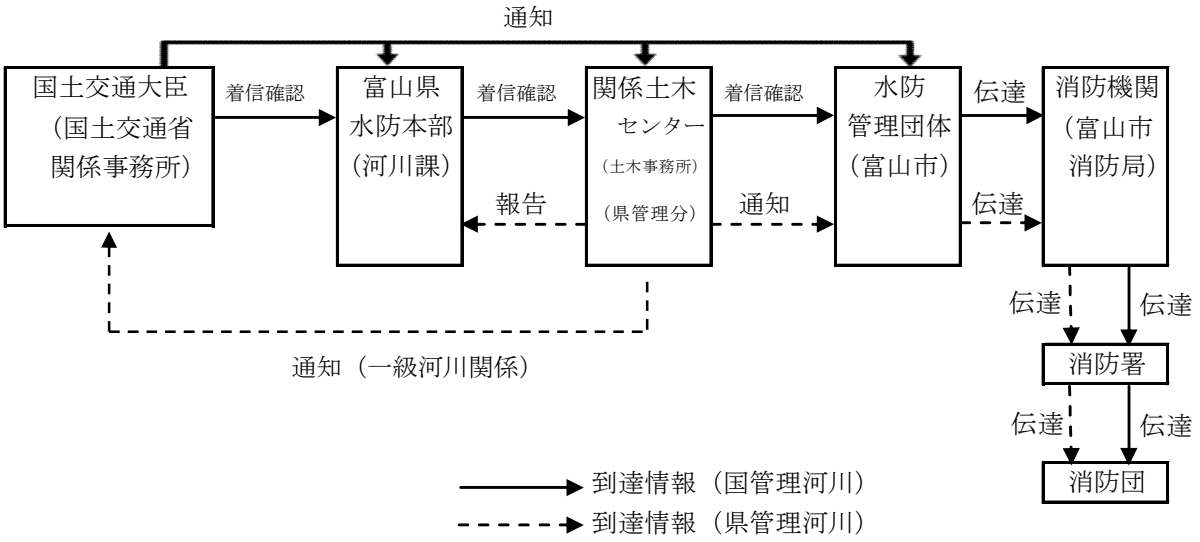

４－３　防災行政無線施設等設置状況

１　防災行政無線（　移動系　260Mhz帯）

(1)　局　数　　（令和５年４月１日現在）

基地局	中継局	形態別			
		車載型	半固定型	携帯型	計
1	0	49	206	34	289

(2)　配備先等

名　称（配備先）	形態	呼出番号	備考	名　称（配備先）	形態	呼出番号	備考
基地局		１００		富山消防署中分署	半固定	３２４	
道路河川管理課	遠隔制御機	１２１		富山消防署東部出張所	半固定	３２５	
地域コミュニティ推進課	遠隔制御機	１２２		富山消防署南部出張所	半固定	３２６	
環境保全課	遠隔制御機	１２４		富山消防署北部出張所	半固定	３２７	
福祉政策課	遠隔制御機	１２５		富山北消防署和合出張所	半固定	３２８	
農政企画課	遠隔制御機	１２６		富山北消防署海上分遣所	半固定	３２９	
建築指導課	遠隔制御機	１２７		大沢野消防署	半固定	４７６	
防災センター	遠隔制御機	１２８		大山消防署	半固定	５２５	
災害対策本部	遠隔制御機	１２９		八尾消防署	半固定	５７７	
土木事務所建設課	遠隔制御機	１３０		婦中消防署	半固定	６３６	
防災危機管理課	半固定	１５０		婦中消防署山田分遣所	半固定	６７４	
環境センター	半固定	２４９		大沢野消防署細入分遣所	半固定	６９７	
保健所	半固定	２５０					
富山市上下水道局	半固定	２５２		総曲輪地区センター	半固定	１９０	
流杉浄水場	半固定	２５３		愛宕地区センター	半固定	１９１	
富山市民病院	半固定	３４０		安野屋地区センター	半固定	１９２	
大沢野行政サービスセンター	半固定	４７１		八人町地区センター	半固定	１９３	
大山行政サービスセンター	半固定	５１６		五番町地区センター	半固定	１９４	
八尾行政サービスセンター	半固定	５７０		柳町地区センター	半固定	１９５	
婦中行政サービスセンター	半固定	６１９		清水町地区センター	半固定	１９６	
山田中核型地区センター	半固定	６７１		星井町地区センター	半固定	１９７	
細入中核型地区センター	半固定	６９３		西田地方地区センター	半固定	１９８	
富山市地方卸売市場	半固定	３４８		堀川地区センター	半固定	１９９	
富山市消防局	半固定	３１９		堀川南地区センター	半固定	２００	
富山消防署	半固定	３２０		東部地区センター	半固定	２０１	
富山北消防署	半固定	３２１		奥田地区センター	半固定	２０２	
水橋消防署	半固定	３２２		奥田北地区センター	半固定	２０３	
呉羽消防署	半固定	３２３		桜谷地区センター	半固定	２０４	

名　　称（配備先）	形態	呼出番号	備考	名　　称（配備先）	形態	呼出番号	備考
五福地区センター	半固定	２０５		保内地区センター	半固定	５７８	
神明地区センター	半固定	２０６		杉原地区センター	半固定	５７９	
岩瀬地区センター	半固定	２０７		鵜坂地区センター	半固定	６２９	
萩浦地区センター	半固定	２０８		朝日地区センター	半固定	６３０	
大広田地区センター	半固定	２０９		宮川地区センター	半固定	６３１	
浜黒崎地区センター	半固定	２１０		婦中熊野地区センター	半固定	６３２	
針原地区センター	半固定	２１１		古里地区センター	半固定	６３３	
豊田地区センター	半固定	２１２		神保地区センター	半固定	６３５	
広田地区センター	半固定	２１３		芝園小学校	半固定	２５４	
新庄地区センター	半固定	２１４		新庄北小学校	半固定	２５５	
藤ノ木地区センター	半固定	２１５		中央小学校	半固定	２５６	
山室地区センター	半固定	２１６		柳町小学校	半固定	２５７	
山室中部地区センター	半固定	２１７		西田地方小学校	半固定	２５８	
太田地区センター	半固定	２１８		堀川小学校	半固定	２５９	
蜷川地区センター	半固定	２１９		堀川南小学校	半固定	２６０	
新保地区センター	半固定	２２０		東部小学校	半固定	２６１	
熊野地区センター	半固定	２２１		奥田小学校	半固定	２６２	
月岡地区センター	半固定	２２２		奥田北小学校	半固定	２６３	
四方地区センター	半固定	２２３		桜谷小学校	半固定	２６４	
八幡地区センター	半固定	２２４		五福小学校	半固定	２６５	
草島地区センター	半固定	２２５		神明小学校	半固定	２６６	
倉垣地区センター	半固定	２２６		岩瀬小学校	半固定	２６７	
呉羽地区センター	半固定	２２７		萩浦小学校	半固定	２６８	
長岡地区センター	半固定	２２８		大広田小学校	半固定	２６９	
寒江地区センター	半固定	２２９		浜黒崎小学校	半固定	２７０	
古沢地区センター	半固定	２３０		針原小学校	半固定	２７１	
老田地区センター	半固定	２３１		豊田小学校	半固定	２７２	
池多地区センター	半固定	２３２		広田小学校	半固定	２７３	
水橋中部地区センター	半固定	２３３		新庄小学校	半固定	２７４	
水橋西部地区センター	半固定	２３４		藤ノ木小学校	半固定	２７５	
水橋東部地区センター	半固定	２３５		山室小学校	半固定	２７６	
三郷地区センター	半固定	２３６		山室中部小学校	半固定	２７７	
上条地区センター	半固定	２３７		太田小学校	半固定	２７８	
光陽地区センター	半固定	２３８		蜷川小学校	半固定	２７９	
新庄北地区センター	半固定	２３９		新保小学校	半固定	２８０	
大久保地区センター	半固定	４７７		熊野小学校	半固定	２８１	
福沢地区センター	半固定	５２２		月岡小学校	半固定	２８２	
大庄地区センター	半固定	５２４		四方小学校	半固定	２８３	

名　　称（配備先）	形態	呼出番号	備考	名　　称（配備先）	形態	呼出番号	備考
八幡小学校	半固定	２８４		速星中学校	半固定	６２７	
草島小学校	半固定	２８５		国土交通省富山河川国道事務所	半固定	３３０	
倉垣小学校	半固定	２８６		富山中央警察署	半固定	３３１	
呉羽小学校	半固定	２８７		自衛隊富山地方協力本部	半固定	３３３	
長岡小学校	半固定	２８８		富山県防災危機管理課	半固定	３３４	
寒江小学校	半固定	２８９		富山県災害対策本部	半固定	３３５	
古沢小学校	半固定	２９０		富山大学付属病院	半固定	３３６	
老田小学校	半固定	２９１		富山県立中央病院	半固定	３３７	
池多小学校	半固定	２９２		日本赤十字社富山県支部	半固定	３３８	
水橋中部小学校	半固定	２９３		済生会富山病院	半固定	３３９	
水橋西部小学校	半固定	２９４		NHK 富山放送局	半固定	３４１	
水橋東部小学校	半固定	２９５		北日本放送㈱	半固定	３４２	
三成小学校	半固定	２９６		富山テレビ㈱	半固定	３４３	
光陽小学校	半固定	２９８		チューリップテレビ㈱	半固定	３４４	
速星小学校	半固定	６２０		㈱ケーブルテレビ富山	半固定	３４５	
鵜坂小学校	半固定	６２１		日本海ガス㈱	半固定	３４６	
朝日小学校	半固定	６２２		富山県警備業協会	半固定	３４７	
宮野小学校	半固定	６２３		ＮＴＴ西日本富山支店	半固定	３４９	
古里小学校	半固定	６２４		北陸電力㈱富山支店	半固定	３５０	
神保小学校	半固定	６２６		西日本旅客鉄道㈱	半固定	３５１	
芝園中学校	半固定	３００		日本通運㈱富山支店	半固定	３５２	
南部中学校	半固定	３０１		富山地方鉄道㈱	半固定	３５３	
堀川中学校	半固定	３０２		富山市農業協同組合	半固定	３５４	
大泉中学校	半固定	３０３		なのはな農業協同組合	半固定	３５５	
東部中学校	半固定	３０４		四方漁業協同組合	半固定	３５７	
奥田中学校	半固定	３０５		富山南警察署	半固定	７２０	
西部中学校	半固定	３０６		富山西警察署	半固定	７２１	
岩瀬中学校	半固定	３０７		八尾幹部交番	半固定	７２２	
北部中学校	半固定	３０８		㈱富山シティエフエム	半固定	７２３	
新庄中学校	半固定	３０９		富山地方鉄道㈱城川原管理所	半固定	７２４	
藤ノ木中学校	半固定	３１０		富山市建設業協会	半固定	７２５	
山室中学校	半固定	３１１		河川整備課	車載型	３６０	
興南中学校	半固定	３１２		環境保全課	車載型	３９４	
月岡中学校	半固定	３１３		営繕課	車載型	３７２	
和合中学校	半固定	３１４		公園緑地課	車載型	３７３	
呉羽中学校	半固定	３１５		市営住宅課	車載型	３７４	
水橋中学校	半固定	３１６		生活安全交通課	車載型	３７８	
三成中学校	半固定	３１７		教育総務課	車載型	３７９	

名　　称（配備先）	形態	呼出番号	備考	名　　称（配備先）	形態	呼出番号	備考
道路整備課	車載型	３６２		土木事務所建設課	車載型	４８４	
道路整備課	車載型	３８０		土木事務所建設課	車載型	４８５	
道路河川管理課	車載型	３６３		土木事務所建設課	車載型	４８６	
道路河川管理課	車載型	３６４		土木事務所建設課	車載型	４８７	
道路河川管理課	車載型	３６５		災害対策本部	携帯型	４００	
道路河川管理課（分室）	車載型	３７６		災害対策本部	携帯型	４０１	
道路河川管理課（分室）	車載型	３７７		災害対策本部	携帯型	４０２	
道路河川管理課	車載型	３８１		災害対策本部	携帯型	４０３	
道路河川管理課（分室）	車載型	３８２		災害対策本部	携帯型	４０４	
道路河川管理課（分室）	車載型	３８３		災害対策本部	携帯型	４０５	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３０		災害対策本部	携帯型	４０６	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３１		災害対策本部	携帯型	４０７	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３２		営繕課	携帯型	４０８	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３３		営繕課	携帯型	４０９	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３４		公園緑地課	携帯型	４１０	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３５		公園緑地課	携帯型	４１１	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３６		市営住宅課	携帯型	４１２	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３７		市営住宅課	携帯型	４１３	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３８		道路河川管理課	携帯型	４１４	
道路河川管理課（分室）	車載型	７３９		道路河川管理課	携帯型	４１５	
上下水道局下水道課	車載型	３６６		河川整備課	携帯型	４２０	
上下水道局給排水サービス課	車載型	３６７		河川整備課	携帯型	４２１	
上下水道局浜黒崎浄化センター	車載型	３６８		生活安全交通課	携帯型	４１６	
上下水道局上下水道施設管理センター	車載型	３６９		管財課	携帯型	４１７	
上下水道局上下水道施設管理センター	車載型	３７０		管財課	携帯型	４１８	
上下水道局上下水道施設管理センター	車載型	３８４		教育総務課	携帯型	４１９	
上下水道局上下水道施設管理センター	車載型	３８６		建設政策課	携帯型	４２２	
保健所	車載型	３９５		道路整備課	携帯型	４２３	
防災危機管理課	車載型	３６１		環境保全課	携帯型	４２６	
防災危機管理課	車載型	３７１		環境保全課	携帯型	４２７	
道路構造保全対策課	車載型	３７５		上下水道局経営企画課	携帯型	４２４	
防災危機管理課	車載型	３８５		上下水道局上下水道施設管理センター	携帯型	４２５	
防災危機管理課	車載型	３９６		土木事務所管理課	携帯型	４９６	
防災危機管理課	車載型	３９７		土木事務所管理課	携帯型	４９７	
防災危機管理課	車載型	３９８		土木事務所管理課	携帯型	４９８	
防災危機管理課	車載型	３９９		土木事務所建設課	携帯型	４９９	
土木事務所建設課	車載型	４８２		土木事務所建設課	携帯型	５００	
土木事務所建設課	車載型	４８３		土木事務所建設課	携帯型	５０１	

名　　称（配備先）	形態	呼出番号	備考	名　　称（配備先）	形態	呼出番号	備考
大沢野小学校	半固定	４７３		八尾小学校	半固定	５７１	
大久保小学校	半固定	４７４		保内小学校	半固定	５７２	
大沢野中学校	半固定	４７５		杉原小学校	半固定	５７３	
上滝小学校	半固定	５１７		八尾中学校	半固定	５７５	
大庄小学校	半固定	５１８		城山中学校	半固定	６２８	
福沢小学校	半固定	５１９		富山市医師会	半固定	７２６	
上滝中学校	半固定	５２１					

2　防災行政無線（同報系）

(1)　局　数　　（令和４年４月１日現在）

地　域	同　　報　　系（60Mhz帯）	
	親　局	屋外拡声子局 （うちモーターサイレン搭載局）
富　山	1	74(33)
大沢野	0	29
大　山	0	35
八　尾	0	54
婦　中	0	14(5)
山　田	0	19(2)
細　入	0	12

(2)　配備先等（同報系無線局）　　区分欄の「子局※」はモーターサイレン搭載局を表す

区分	識　別　信　号	設 置 場 所	備　　考
＜富山地域＞			
親局	ぼうさいとやまし	新桜町7-38	（送受信所） 富山市役所
		今泉191-1	（通信所） 富山市消防局
		高内365	大沢野行政ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
		上滝567	大山行政ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
		八尾町福島200	八尾行政ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
		婦中町速星754	婦中行政ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
		山田湯880	山田中核型地区ｾﾝﾀｰ
		楡原1128	細入中核型地区ｾﾝﾀｰ
子局	ぼうさいうちいでこうみんかん	打出445	打出公民館
子局	ぼうさいよかたとがのきこうえん	四方新出町地内	四方栂の樹公園
子局	ぼうさいやえづにし	四方西岩瀬地先	八重津西
子局	ぼうさいやえづなか	四方西岩瀬地先	八重津中
子局	ぼうさいやえづひがし	四方西岩瀬地先	八重津東

区分	識別信号	設置場所	備考
子局	ぼうさいじゅえんこうえん	東岩瀬地内	樹園公園
子局	ぼうさいいわせおおまちこうえん	岩瀬大町150	岩瀬大町公園
子局	ぼうさいかいじょうぶんけんしょ	岩瀬入船町	海上分遣所
子局	ぼうさいいわせすわまちこうみんかん	岩瀬諏訪町地先地内	諏訪町公民館
子局	ぼうさいいわせはま	東岩瀬浜	岩瀬浜海岸
子局	ぼうさいみずはしふぃっしゃりーな	水橋辻ヶ堂2679-28	水橋フィッシャリーナ
子局	ぼうさいかいがんじゅうたく	海岸通新町256	市営海岸住宅
子局	ぼうさいこしのしょうらいそう	海岸通264	古志の松籟荘
子局	ぼうさいかいがんどおりこうえん	海岸通264	海岸通り公園
子局	ぼうさいたばたしんまち	海岸通り字窪田割9-10	田畑新町中継ポンプ場
子局	ぼうさいひかたえ	日方江地内	日方江地区構造改善センター
子局	ぼうさいはまくろさきじょうかせんたー	浜黒崎18	浜黒崎浄化センター
子局	ぼうさいはまくろさきしょうがっこう	浜黒崎3301-2	浜黒崎小学校
子局	ぼうさいはまくろさきゆーすほすてる	浜黒崎地先地内	ユースホステル
子局	ぼうさいみずはしあらまち	水橋荒町833-1	水橋荒町公民館
子局	ぼうさいみずはしなかむら	水橋中村240-4	水橋中部地区センター
子局	ぼうさいみずはしひがしで	水橋東出地内	不動尊
子局	ぼうさいみずはしあさひ	水橋朝日町地先地内	朝日公民館
子局※	ぼうさいくさじましょうがっこう	草島93	草島小学校
子局	ぼうさいさくらがおかこうえん	金山新桜ヶ丘地先	桜ヶ丘公園
子局※	ぼうさいはぎうらしょうがっこう	高畠町2-11-28	萩浦小学校
子局	ぼうさいじょうがわらこうえん	豊島町地先	城川原公園
子局	ぼうさいおくだきたしょうがっこう	下新北町3-72	奥田北小学校
子局※	ぼうさいおくだこうえん	奥田町地先	奥田公園
子局	ぼうさいさくらだにしょうがっこう	田刈屋279	桜谷小学校
子局	ぼうさいさくらだにこうえん	田刈屋地先	桜谷公園
子局	ぼうさいごふくろっくだいにこうえん	五福地先	五福六区第２公園
子局※	ぼうさいしばぞのしょうちゅうがっこう	芝園町3-1-26	芝園小中学校
子局	ぼうさいありさわしんまちこうえん	有沢新町地先	有沢新町公園
子局	ぼうさいにしでんじがたしょうがっこう	西田地方町1-1-25	西田地方小学校
子局※	ぼうさいうさかのさとこうえん	婦中町鵜坂地先	鵜坂の里公園
子局	ぼうさいぬのせみなみこうえん	布瀬町南地先	布瀬南公園
子局※	ぼうさいはりわらしょうがっこう	針原中町523-1	針原小学校
子局	ぼうさいいっぽんぎこうえん	一本木地先	一本木公園
子局※	ぼうさいむかいしんじょうこうえん	向新庄地先	向新庄公園
子局	ぼうさいはなのいまちみなみこうえん	水橋花の井町地先	花乃井町南公園
子局※	ぼうさいさんじょうしょうがっこう	水橋小路345	三成小学校
子局	ぼうさいみずはしかいほつこうみんかん	水橋開発609-3	水橋開発公民館
子局	ぼうさいふじのきしんまちこうえん	藤ノ木新町地先	藤ノ木新町公園
子局	ぼうさいかみくまのこうえん	上熊野地先	上熊野公園
子局	ぼうさいあおやなぎしんこうえん	青柳新地先	青柳新公園
子局	ぼうさいあおやなぎこうみんかん	青柳70	青柳公民館
子局※	ぼうさいかみいままちこうみんかん	上今町231	上今町公民館
子局	ぼうさいかみぬのめこうみんかん	上布目173	上布目公民館
子局※	ぼうさいよかたしょうがっこう	四方405	四方小学校
子局※	ぼうさいまつきこうみんかん	松木208-14	松木公民館
子局※	ぼうさいみずはしなかしんまちにしこうえん	水橋肘崎642-3	水橋中新町西公園
子局※	ぼうさいふじのきしょうがっこう	藤木1246	藤ノ木小学校

区分	識別信号	設置場所	備考
子局※	ぼうさいしんめいぶんだん	高田180	神明分団
子局※	ぼうさいてらまちけやきだいこうえん	寺町けや木台公園223-1	寺町けや木台公園
子局※	ぼうさいとやまそうごうしえんがっこう	金屋4982	富山総合支援学校
子局※	ぼうさいつきおかちゅうがっこう	中布目156	月岡中学校
子局※	ぼうさいさんのくまこうみんかん	三熊997	三熊公民館
子局	ぼうさいしみんのうえんちゅうしゃじょう	開ヶ丘地内	市民農園駐車場
子局※	ぼうさいやまもとこうみんかん	山本598	山本公民館
子局※	ぼうさいかみくまのこうみんかん	上熊野2082-2	上熊野公民館
子局※	ぼうさいしんぼしょうがっこう	任海888-2	新保小学校
子局※	ぼうさいくらがきしょうがっこう	布目4002	倉垣小学校
子局※	ぼうさいはちまんしょうがっこう	八幡670	八幡小学校
子局※	ぼうさいいしさかひがしこうえん	石坂東町45	石坂東公園
子局※	ぼうさいいわせちゅうがっこう	蓮町4-378-1	岩瀬中学校
子局※	ぼうさいしんじょうきたしょうがっこう	新庄本町2-4-11	新庄北小学校
子局※	ぼうさいくろせにしこうえん	黒瀬地内	黒瀬西公園
子局※	ぼうさいおおひろたしょうがっこう	田畑183	大広田小学校
子局※	ぼうさいみずはしせいぶしょうがっこう	水橋辻ヶ堂1919-2	水橋西部小学校
子局※	ぼうさいなかじまよんちょうめこうえん	中島4-5-2	中島4丁目公園
子局※	ぼうさいふたすぎこうみんかん	水橋二杉210	二杉公民館
子局※	ぼうさいおおしまじちこうみんかん	大島三丁目115	大島自治公民館
子局※	ぼうさいじょうがおかこうえん	八川地内	城ヶ丘公園
＜大沢野＞			
子局	ぼうさいとやましおおさわの	高内365	大沢野行政サービスセンター内
子局	ぼうさいひがしいのたに	東猪谷1236-3	猪谷公民館敷地内
子局	ぼうさいふなと	舟渡66-1	舟渡公民館敷地内
子局	ぼうさいこいと	小糸898	小糸公民館敷地内
子局	ぼうさいよしの	吉野732-1	吉野公民館敷地内
子局	ぼうさいてらづ	寺津58	寺津公民館敷地内
子局	ぼうさいぬのしり	布尻981-2	布尻公民館敷地内
子局	ぼうさいささづ	笹津831-6	笹津第二分団屯所敷地内
子局	ぼうさいすわら	須原1239-2	須原第三分団屯所敷地内
子局	ぼうさいかすが	春日地先	春日児童公園内
子局	ぼうさいこば	小羽375	小羽公民館敷地内
子局	ぼうさいつづはら	葛原地先	大沢野大橋西詰
子局	ぼうさいいなしろ	稲代119-1	稲代公民館敷地内
子局	ぼうさいかのう	加納588-2	西部公民館敷地内
子局	ぼうさいかみふたすぎ	上二杉91	上二杉会館敷地内
子局	ぼうさいしお	塩735-1	塩公民館敷地内
子局	ぼうさいおおくぼしんまち	下大久保2219-74	大久保新町自治公民館敷地内
子局	ぼうさいしもおおくぼ	下大久保3234-1	下大久保5区公民館敷地内
子局	ぼうさいごうだ	合田162	合田公民館敷地内
子局	ぼうさいひがしおおくぼ	東大久保218	東大久保公民館敷地内
子局	ぼうさいまつの	松野203	松野公民館敷地内
子局	ぼうさいふたまつ	二松479-1	二松公民館敷地内
子局	ぼうさいかみおおくぼひがししんまち	上大久保地先	東新町児童公園内
子局	ぼうさいさかもと	坂本1463-1	坂本会館敷地内
子局	ぼうさいよこどい	横樋140	横樋自治公民館敷地内

区分	識別信号	設置場所	備考
子局	ぼうさいにしおおさわ	東大久保1586-4	西大沢会館敷地内
子局	ぼうさいじけこうみんかん	舟倉1308-4	寺家公民館敷地内
子局	ぼうさいうしがませ	牛ケ増地先	牛ケ増公民館敷地内
再送信子局	ぼうさいさるくらやまちゅうけい	舟倉西山割46	猿倉山森林公園内
＜大山＞			
子局	ぼうさいとやましおおやま	上滝567	大山行政サービスセンター内
子局	ぼうさいあわすの	本宮1785	粟巣野公民館敷地内
子局	ぼうさいほんぐう	本宮1028	立藏神社敷地内
子局	ぼうさいおみ	小見177	小見公民館敷地内
子局	ぼうさいかめがい	亀谷11-3	亀谷公民館敷地内
再送信子局	ぼうさいうわのこうみんかん	大山上野635-2	上野公民館敷地内
子局	ぼうさいきたしんまち	大山北新町地先	北新町遊園地内
子局	ぼうさいしんさかえまち	三室荒屋756-7	新栄町公民館敷敷地内
子局	ぼうさいもんじゅじこうみんかん	文珠寺1300-4	文珠寺公民館敷地内
子局	ぼうさいたばたけ	田畠554	大庄公民館敷地内
子局	ぼうさいひがしふくさわ	東福沢地先	福沢遊園地内
子局	ぼうさいふくさわ	東福沢1453	福沢コミュニティセンター敷地内
子局	ぼうさいしものばんこうみんかん	下番353	下番公民館敷地内
子局	ぼうさいなかのばん	中番子杉割地先	中番遊園地内
子局	ぼうさいもんじゅじばし	文珠寺地先	文珠寺橋西詰
子局	ぼうさいもんじゅじひえだ	文珠寺地先	
子局	ぼうさいひがしくろまき	東黒牧地先	
再送信子局	ぼうさいまきの	牧野263-5	牧野公民館敷地内
子局	ぼうさいひお	日尾地先	日尾遊園地内
子局	ぼうさいくるみがはら	椚ヶ原626	椚ヶ原集落センター敷地内
子局	ぼうさいなかおおうら	中大浦75	中大浦公民館敷地内
子局	ぼうさいつくしの	大栗地先	つくし野遊園地内
子局	ぼうさいつわみ	津羽見地先	津羽見遊園地内
子局	ぼうさいあすみの	田畠地先	明日美野遊園地内
子局	ぼうさいかざみだい	田畠地先	風見台遊園地内
子局	ぼうさいぜんな	善名地先	善名浄水場敷地内
子局	ぼうさいあおばだい	善名地先	青葉台遊園地内
子局	ぼうさいはら	原282	大山農山村交流センター敷地内
子局	ぼうさいにしおまた	西小俣地先	西小俣公民館敷地内
子局	ぼうさいひがしんまち	上滝地先	
再送信子局	ぼうさいまき	牧地先	牧水源地敷地内
子局	ぼうさいさいかくち	才覚地地先	
子局	ぼうさいはなさき	花崎196	花崎公民館敷地内
子局	ぼうさいおかだ	岡田784	上滝公民館岡田分館敷地内
子局	ぼうさいなかちやま	中地山地先	中地山公民館敷地内
＜八尾＞			
再送信子局	ぼうさいとやましやつお	八尾町福島151	旧八尾行政サービスセンター内
子局	ぼうさいみた	八尾町三田178	富山市消防団保内分団三田敷地内
子局	ぼうさいおくだ	八尾町奥田120	
子局	ぼうさいたちほんごう	八尾町館本郷1357	
子局	ぼうさいしもしんでん	八尾町新田431-1	
子局	ぼうさいまつばら	八尾町松原229	

区分	識別信号	設置場所	備考
子局	ぼうさいかみしんでん	八尾町新田100-2	保内公民館敷地内
子局	ぼうさいかみこうぜんじ	八尾町上高善寺字石橋割854-3	
子局	ぼうさいみずたに	八尾町水谷地先	
子局	ぼうさいみょうせんじ	八尾町妙川寺地先	
子局	ぼうさいふくじまだいさん	八尾町福島6-38	福島２号児童公園
子局	ぼうさいふくじまうえの	八尾町福島上野961	福島保育所敷地内
子局	ぼうさいじけ	八尾町寺家45-1	
子局	ぼうさいすぎた	八尾町杉田614-2	杉田会館敷地内
子局	ぼうさいおおすぎ１	八尾町大杉83	旧杉原中学校敷地内
子局	ぼうさいくろだ１	八尾町黒田248	
子局	ぼうさいくろだ２	八尾町黒田621-1	
子局	ぼうさいおおすぎ２	八尾町大杉12-1	杉原公民館敷地内
子局	ぼうさいいだ	八尾町井田515-2	井田会館敷地内
子局	ぼうさいかみいだ	八尾町井田字石坂地先	上井田公民館敷地内
子局	ぼうさいまるやま	八尾町丸山33-2	丸山会館敷地内
子局	ぼうさいふかだに	八尾町深谷340-2	
子局	ぼうさいじょうのう	八尾町城生字横山番外地先	
子局	ぼうさいうすじま	八尾町薄島21-1	
子局	ぼうさいにしじんづう	八尾町西神通969	西神通公民館敷地内
子局	ぼうさいいくりたに	八尾町井栗谷285	井栗谷公民館敷地内
子局	ぼうさいひがしまち	八尾町東町2187-1	富山市消防団八尾分団敷地内
子局	ぼうさいかみしんまち	八尾町若宮3429-1	越中八尾観光会館敷地内
子局	ぼうさいうめぞのちょう	八尾町梅苑町1-95-1	農村環境改善センター敷地内
子局	ぼうさいみょうがはら	八尾町茗ケ原443-1	茗ケ原会館敷地内
子局	ぼうさいしもささはら	八尾町下笹原2920	富山市消防団卯花分団敷地内
子局	ぼうさいかみささはら	八尾町上笹原419-1	上笹原公民館敷地内
再送信子局	ぼうさいかけはた	八尾町掛畑41-4	全義会館敷地内
子局	ぼうさいきりだに	八尾町桐谷字前田2056	桐谷防雪センター敷地内
再送信子局	ぼうさいたかくまもとむら	八尾町高熊字屋敷格地地先	高熊元村公民館敷地内
子局	ぼうさいなか	八尾町中地先	室牧公民館敷地内
子局	ぼうさいうわの	八尾町上野地先	河筋公民館敷地内
子局	ぼうさいこながたにもとむら	八尾町小長谷字水訳地先	
子局	ぼうさいしんすぎ	八尾町小長谷新字上新村5014-2	富山市消防団黒瀬谷分団敷地内
子局	ぼうさいいわや	八尾町岩屋字木戸口島地先	
子局	ぼうさいそとぼり	八尾町外堀207	
子局	ぼうさいかみたいけ	八尾町上田池字表角地地先	
子局	ぼうさいしものりみね	八尾町下乗嶺646-2	サンパーク内
子局	ぼうさいみずぐち	八尾町水口字加地屋敷地先	
子局	ぼうさいひがしかわくら	八尾町東川倉地先	東川倉会館敷地内
子局	ぼうさいぬのたに	八尾町布谷38	
子局	ぼうさいひがしまつぜ	八尾町東松瀬地先	
子局	ぼうさいしもにんぶ	八尾町下仁歩地先	
子局	ぼうさいひらさわ	八尾町三ツ松地先	仁歩公民館敷地内
再送信子局	ぼうさいみつまつ	八尾町三ツ松地先	
再送信子局	ぼうさいとちおり	八尾町栃折地先	
子局	ぼうさいしまじ	八尾町内名地先	
子局	ぼうさいうちみょう	八尾町内名地先	
子局	ぼうさいすぎだいら	八尾町杉平地先	杉ヶ平キャンプ場敷地内

区分	識別信号	設置場所	備考
＜婦中＞			
子局	ぼうさいとやましふちゅう	婦中町速星754	婦中行政サービスセンター内
子局	ぼうさいうさか	婦中町田島1136-3	鵜坂地区センター敷地内
子局	ぼうさいみやがわ	婦中町広田1326	宮川地区センター敷地内
子局	ぼうさいくまの	婦中町中ノ名476	婦中熊野地区センター敷地内
子局	ぼうさいあさひ	婦中町下条712-1	朝日地区センター敷地内
子局	ぼうさいふるさと	婦中町羽根16	古里地区センター敷地内
再送信子局	ぼうさいおとがわ	婦中町外輪野6321	音川地区センター敷地内
子局	ぼうさいじんぼ	婦中町高日附840	神保地区センター敷地内
子局	ぼうさいやすだ	婦中町安田135	安田公民館敷地内
子局※	ぼうさいどうじま	婦中町道島2849	道島公民館敷地内
子局※	ぼうさいさんのせ	婦中町三瀬村高58	三瀬公民館敷地内
子局※	ぼうさいしもぜ	婦中町下瀬10570	下瀬公民館敷地内
子局※	ぼうさいれんげじ	婦中町蓮花寺1408-2	蓮花寺中継ポンプ場敷地内
子局※	ぼうさいはね	婦中町羽根617-1	羽根ポンプ場敷地内
＜山田＞			
子局	ぼうさいとやましやまだ	山田湯880	山田中核型地区センター内
子局※	ぼうさいかまくら	山田小谷地先	川西会館敷地内
子局	ぼうさいすくぼうそうれ	山田宿坊沢連地先	
子局	ぼうさいすくぼういなうら	山田宿坊地先	
子局	ぼうさいすくぼうやないご	山田宿坊地先	
子局	ぼうさいなかのせみなみうわの	山田中瀬地先	
再送信子局	ぼうさいたに	山田谷地先	
子局	ぼうさいまきこうみんかん	山田牧地先	牧公民館敷地内
子局	ぼうさいなかむら	山田中村地先	
子局	ぼうさいわかづちまえだ	山田若土地先	
子局	ぼうさいいまやまだ	山田今山田地先	
子局	ぼうさいあかめだに	山田赤目谷地先	
子局	ぼうさいなかのせたけのうち	山田中瀬2	山田総合体育センター敷地内
子局	ぼうさいぬまのまた	山田沼又地先	
子局※	ぼうさいこじま	山田小島2600	ふれあい青空市敷地内
子局	ぼうさいしろいだに	山田白井谷地先	白井谷公民館敷地内
子局	ぼうさいしょうず	山田清水地先	西部公民館敷地内
子局	ぼうさいわかづちうえむら	山田若土地先	
子局	ぼうさいなべたに	山田鍋谷地先	
＜細入＞			
子局	ぼうさいとやましほそいり	楡原1128	細入中核型地区センター内
子局	ぼうさいにしささづ	西笹津地先	
子局	ぼうさいいわいね	岩稲地先	岩稲公民館敷地内
子局	ぼうさいにれはら１	楡原地先	
子局	ぼうさいにれはら２	楡原1280-1	楡原公民館敷地内
子局	ぼうさいいおりだに	庵谷575-1	庵谷公民館敷地内
子局	ぼうさいかたがけ１	片掛地先	
子局	ぼうさいかたがけ２	片掛1981-1	片掛公民館敷地内

区分	識別信号	設置場所	備考
子局	ぼうさいいのたに１	猪谷851-1	細入南部公民館敷地内
子局	ぼうさいいのたに２	猪谷地先	
子局	ぼうさいかにでら	蟹寺153	蟹寺公民館敷地内
再送信子局	ぼうさいいおりだにちゅうけい	大字庵谷片掛入会地字東山13-1	庵谷中継局内

３　消防・救急無線　　（平成２７年６月末時点）

地域	消防・救急無線			
	基地局	車載型（内救急無線）	携帯型	消防団
富山	4	68(14)	58	
大沢野	1	8(2)	8	
大山	2	10(2)	8	5
八尾	2	5(1)	5	
婦中	1	10(2)	8	8

４－４　放送局等

（平成27年3月31日現在）

事　　業　　者	所　在　地	電話番号	FAX番号
（◆放送局）			
ＮＨＫ富山放送局	新総曲輪3-1	076(444)6613	076(442)6092
北日本放送(株)	牛島町10-18	076(432)5555	076(433)8560
富山テレビ放送(株)	新根塚町1-8-14	076(424)0600	076(491)2663
(株)チューリップテレビ	奥田本町8-24	076(442)7000	076(442)7691
富山エフエム放送(株)	奥田町2-11	076(442)5533	076(432)2344
（◆コミュニティ放送）			
富山シティエフエム(株)	安住町2-14	076(445)3381	076(445)4688
（◆ケーブルテレビ）			
(株)ケーブルテレビ富山	桜橋通り3-1	076(444)5555	076(444)5549
上婦負ケーブルテレビ(株)	婦中町羽根827-1	076(469)6661	076(469)6662

（資料：市広報課）

４－５　防災関連情報等ホームページ

◆富山市ホームページ（緊急情報）【富山市】https://www.city.toyama.lg.jp/

◆富山防災ＷＥＢ【富山県】https://www.bousai.pref.toyama.jp/

◆川の防災情報【国土交通省】https://www.river.go.jp/

◆防災ネット富山【富山河川国道事務所】https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/

◆防災気象情報【気象庁】https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html

◆富山地方気象台　https://www.data.jma.go.jp/toyama/

◆富山県土砂災害警戒情報支援システム【富山県】https://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/

◆富山県冬期道路情報【富山県】https://www.toyama-douro.toyama.toyama.jp/

◆富山市の防災情報Ｘ【富山市】https://twitter.com/bousai_toyama

＜災害用伝言ダイヤル＞

◆ＮＴＴ西日本

利用方法等　https://www.ntt-west.co.jp/dengon/

※「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行う。

＜災害用伝言板サービス＞

◆ＮＴＴドコモ

利用方法等　https://www.docomo.ne.jp/info/disaster/disaster_board/

◆ａｕ

利用方法等　https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/

◆ソフトバンク

利用方法等　https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/

◆ＮＴＴ西日本（災害用ブロードバンド伝言板）

利用方法等　https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/

◆楽天モバイル

利用方法等　https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/disaster_board/

5　消防・医療救護に関する資料

5－1　富山市消防団組織表

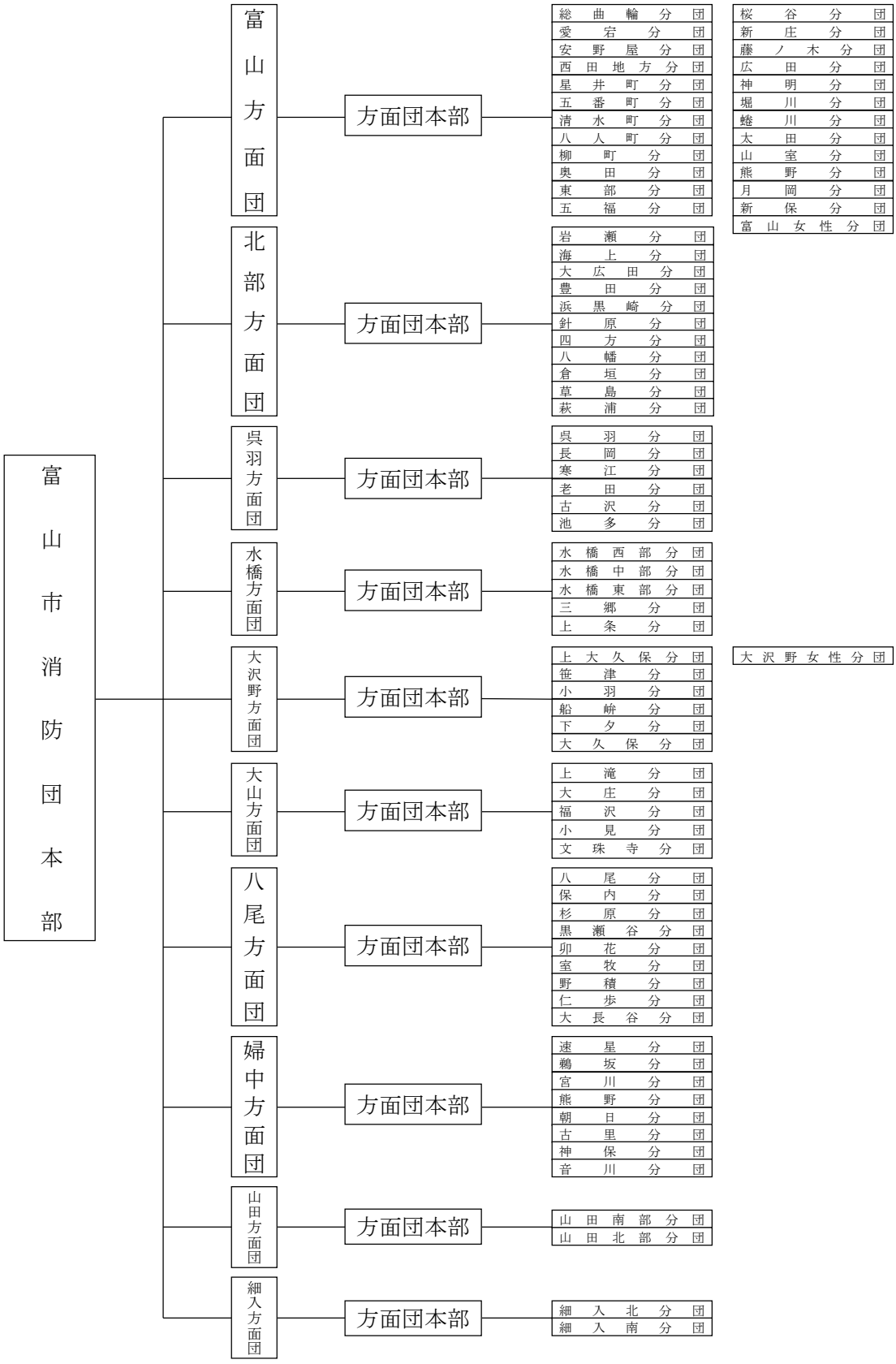

５－２　消防団車両保有状況

令和6年4月1日現在

方　面　団	分　団（置場）	消防ポンプ車	小型積載車
富山方面団	総曲輪	1	
	愛宕	1	
	安野屋	1	
	西田地方	1	
	星井町	1	
	五番町	1	
	清水町	1	
	八人町	1	
	柳町	1	
	奥田	1	
	東部	1	
	五福	1	
	桜谷	1	
	新庄	1	
	藤ノ木	1	
	広田	1	
	神明	1	
	堀川	1	
	蜷川	1	
	太田	1	
	山室	1	
	熊野	1	
	月岡	1	
	新保	1	
北部方面団	岩瀬	1	
	大広田	1	
	豊田	1	
	浜黒崎	1	
	針原	1	
	四方	1	
	倉垣	1	

方　面　団	分　団（置場）	消防ポンプ車	小型積載車
北部方面団	八幡	1	
	草島	1	
	海上	1	
	萩浦	1	
呉羽方面団	呉羽	1	
	長岡	1	
	寒江	1	
	老田	1	
	古沢	1	
	池多	1	
水橋方面団	水橋西部	1	
	水橋中部	1	
	水橋東部	1	
	三郷	1	
	上条	1	
大沢野方面団	上大久保	1	
	笹津	1	
	小羽（須原）	1	
	小羽（下伏）		1
	船峅（中部）	1	
	船峅（南部）		1
	船峅（北部）		1
	下タ（北部）	1	
	下タ（南部）	1	
	大久保	1	
大山方面団	上滝	1	
	大庄	1	
	福沢	1	
	小見	1	
	文珠寺	1	
八尾方面団	八尾（１部）	1	
	八尾（２部）	1	
	保内	1	

方　面　団	分　団（置場）	消防ポンプ車	小型積載車
八尾方面団	保内（三田）		1
	杉原	1	
	黒瀬谷	1	
	卯花	1	
	室牧	1	
	野積	1	
	仁歩	1	
	大長谷		1
婦中方面団	速星	1	
	鵜坂	1	
	宮川	1	
	熊野	1	
	朝日	1	
	古里	1	
	神保	1	
	音川	1	
山田方面団	山田南部	1	
	山田北部	1	
細入方面団	細入北（楡原）	1	
	細入北（西笹津）		1
	細入北（庵谷）		1
	細入北（岩稲）		1
	細入南（猪谷）	1	
	細入南（片掛）		1
合　　計		79	9

（資料：消防局）

5－3　主要医療機関一覧表

1　公的病院

（令和5年4月1日現在）

病　院　名	所　在　地	電話番号	開設者名	備　考
（富山医療圏）				
富山県立中央病院	西長江2-2-78	076(424)1531	富　山　県	
富山市立富山市民病院	今泉北部町2-1	076(422)1112	富　山　市	
国立大学法人富山大学附属病院	杉谷2630	076(434)2281	国立大学法人富山大学	
富山赤十字病院	牛島本町2-1-58	076(433)2222	日本赤十字社	
富山県済生会富山病院	楠木33-1	076(437)1111	社会福祉法人恩賜財団済生会	
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	下飯野36	076(438)2233	富　山　県	
独立行政法人国立病院機構富山病院	婦中町新町3145	076(469)2135	独立行政法人国立病院機構	
富山市立富山まちなか病院	鹿島町2-2-29	076(423)7727	富　山　市	
富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院	滑川市常盤町119	076(475)1000	富山県厚生農業協同組合連合会	
かみいち総合病院	上市町法音寺51	076(472)1212	上　市　町	

2　民間病院

救急告示病院	病　院　名	所　在　地	電話番号	備　考
	（富山医療圏）			
○	不二越病院	東石金町11-65	076(424)2881	
	政岡内科病院	下新町31-1	076(432)1131	
	呉陽病院	野口南部126	076(436)6363	
	藤の木病院	開261	076(424)0101	
	成和病院	針原中町336	076(451)7001	
	常願寺病院	水橋肘崎438	076(478)1191	
○	横田記念病院	中野新町1-1-11	076(425)2800	
	誠友病院	上千俵町103	076(429)6677	
	清幸会島田病院	下新北町6-52	076(431)6800	

救急告示病院	病　　院　　名	所　在　地	電話番号	備　　考
	南富山中川病院	大町146	076(425)1780	
	佐々木病院	大町1	076(425)2111	
	医療法人社団和敬会 谷野呉山病院	北代5200	076(436)5800	
○	西能病院	高田70	076(422)2211	
	アルペンリハビリテーション病院	楠木300	076(438)7770	
	野村病院	水橋辻ケ堂466-1	076(478)0418	
○	みなみの星病院	二俣382	076(428)1373	
	流杉病院	流杉120	076(424)2211	
○	富山医療生活協同組合 富山協立病院	豊田町1-1-8	076(433)1077	
	佐伯病院	中川原43-1	076(425)5170	
	医療法人社団城南会 富山城南病院	太郎丸本町1-8-1	076(491)3366	
	三輪病院	小中291	076(428)1234	
	いま泉病院	今泉220	076(425)1166	
	富山駅前ひまわり病院	宝町2-3-2	076(433)1881	
	医療法人北聖病院	下冨居2-1-5	076(441)5910	
	栗山病院	開発133	076(429)0203	
○	うおざきファミリー病院	千石町6-3-7	076(423)7722	
	長谷川病院	星井町2-7-40	076(422)3040	
	西能みなみ病院	秋ヶ島145-1	076(428)2373	
	おおやま病院	花崎85	076(483)3311	
	萩野病院	婦中町萩島315-1	076(465)2131	
	有沢橘病院	婦中町羽根新5	076(425)0631	
	友愛温泉病院	婦中町新町2131	076(469)5421	
	あゆみの郷	稲代1023	076(467)4477	
	チューリップ長江病院	長江 5-4-33	076(494)1266	
	富山西リハビリテーション病院	婦中町下轡田1010	076(461)5550	
○	富山西総合病院	婦中町下轡田1019	076(461)7700	
	吉見病院	滑川市清水町3-25	076(475)0861	
○	藤木病院	立山町大石原225	076(463)1301	

（資料：保健所）

５－４　市内医薬品等卸売業者

（１）災害時における医薬品等の供給マニュアル（県厚生部作成）記載卸売業者

業　　者　　名	所　在　地	電話番号	備　　考
株式会社スズケン	黒崎451-1	076（491）2411	
明祥株式会社	新庄本町1-4-10	076（451）1151	

（資料：県厚生部薬事指導課）

（２）その他卸売業者

業　　者　　名	所　在　地	電話番号	備　　考
株式会社ファイネス富山支店	太郎丸西町2-9-3	076（421）3141	
東邦薬品株式会社　富山営業所	新庄町44-5	076（424）9421	
日本赤十字社富山県赤十字血液センター	飯野26-1	076（451）5555	
サカキ産業株式会社富山総合ガスセンター	高木2481-6	076（434）2141	
北酸株式会社総合ガスセンター	荒川1-1-88	076（443）0516	

（資料：保健所）

５－５　広域応援受入れ拠点等（広域消防応援）

緊急消防援助隊の進出拠点とは、他県から出動した援助隊が被災地に進出する際、富山市内において目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む）。

１　地上部隊進出拠点（市内）

（令和2年12月25日現在）

受入地域	ルート・道路名	進出拠点の名称・所在地	連絡先	
			電話	ＦＡＸ
富山市 （中央）	北陸自動車道 国道４１号	富山市消防局 富山市今泉 191-1	076-493-4141	076-493-5665
富山市 （西部）	国道８号	呉羽消防署 富山市呉羽町2417-5	076-436-5040	076-436-2166
富山市 （西部）	国道３５９号	婦中消防署 富山市婦中町笹倉128	076-466-2280	076-466-3048
富山市 （南部）	国道４１号	富山県総合運動公園多目的広場 富山市南中田368	076-429-8835	076-429-8836
富山市 （南部）	国道４１号	富山県広域消防防災センター 富山市惣在寺1090-1	076-429-9911	076-429-9913
富山市 （南部）	国道４１号	大沢野消防署 富山市上二杉202	076-468-1212	076-468-1242
富山市 （東部）	国道８号	常願寺川公園駐車場 富山市水橋開発地内	076-463-2034	076-463-2035
富山市 （北部）	国道８号	富山市民球場 富山市下飯野30-1	076-451-0900	076-451-0992

２　航空部隊進出拠点

管轄消防署	拠点の名称	所　在　地	北　緯	東　経	連絡先電話番号
富　山	富山空港	富山市秋ケ島 30	36° 38′ 54″	137° 11′ 15″	076(495)3187

３　航空部隊進出拠点（富山空港が利用できない場合）

管轄消防署	拠点の名称	所　在　地	北　緯	東　経	連絡先電話番号
富　山	富山南公園	富山市友杉入江割 1204	36° 38′ 15″	137° 11′ 47″	076(443)2111
富　山	消防防災 センター	富山市惣在寺 1090-1	36° 37′ 10″	137° 11′ 54″	076(429)9911

4　広域応援宿営可能場所（市内）

管轄消防署	拠点の名称	所　在　地	連絡先電話番号
富　山	富山県五福公園	富山市五福五区 1942	076(432)5073
	富山県総合運動公園多目的広場	富山市南中田 368	076(428)0820
	富山県広域消防防災センター	富山市惣在寺 1090-1	076(429)9911
	富山市体育文化センター南総合運動公園	富山市友杉 1097	076(429)5695
	富山市総合体育館	富山市湊入船町 12-1	076(444)6688
富山北	富山県岩瀬スポーツ公園	富山市森 5-1-17	076(438)4880
	富山市民球場	富山市下飯野 30-1	076(451)0900
呉　羽	富山市民芸術創造センター	富山市呉羽町 2247-3	076(434)4100
	富山市ファミリーパーク	富山市古沢 254	076(434)1234
水　橋	富山県常願寺川公園	富山市水橋開発地内	076(463)2034
大沢野	大沢野総合運動公園	富山市八木山 650	076(468)1567
	大久保ふれあいセンター	富山市下大久保 1776-1	076(467)0001
大　山	大山社会体育館	富山市花崎 378	076(483)0059
八　尾	八尾スポーツアリーナ	富山市井田 101	076(455)1222
婦　中	婦中スポーツプラザ	富山市婦中町板倉 269-1	076(465)3786
	婦中体育館	富山市婦中町砂子田 1-1	076(465)5501

（資料：消防局）

6　避難等に関する資料

6－1　災害対策基本法に基づく指定避難所・指定緊急避難場所

・面積については、学校にあっては体育館、その他の施設にあっては収容可能な部分を記載した。
・収容人員は、面積に有効率0.7を乗じ、１人当たり1.65㎡として算出している。
・指定緊急避難場所の災害種別は地震・大規模火災・洪水・土砂災害に該当する。（津波は、資料６－２－３を参照）
・「洪水」欄中の「×」は、洪水時には開設しない指定避難所と使用できない指定緊急避難場所、「②」は、洪水時には２階以上に避難すべき指定緊急避難場所、「③」は、洪水時には３階以上（もしくは高さ５ｍ以上の階）に避難すべき指定緊急避難場所を示す。
・「土砂」欄中の「×」は土砂災害警戒区域内であるため、土砂災害発生の恐れがある場合には開設しない避難所と使用できない指定緊急避難場所を示す。

（令和6年7月1日現在）

区分	名　　称	所　在　地	電話番号	面積（㎡）	収容人員	洪水	土砂	備考
	＜富山＞							
第１次	旧総曲輪小学校（体育館）	総曲輪4-4-7	—	1,102	460	×		
第１次	旧八人町小学校（体育館）	八人町5-17	—	969	410	×		
第１次	雄峰高校	神通町二丁目12番10号	076(441)4951	883	370	③		
第１次	柳町小学校	柳町4-2-26	076(441)2071	1,139	480	②		
第１次	旧清水町小学校（体育館）	清水町8-1-1	—	1,094	460	×		
第１次	旧星井町小学校（体育館）	星井町2-7-29	—	1,050	440	×		
第１次	中央小学校	五番町4-35	076(421)6490	1,194	500	②		
第１次	西田地方小学校	西田地方町1-1-25	076(423)8538	1,208	510	②		
第１次	堀川小学校	堀川小泉町1-13-10	076(424)1911	1,215	510	②		
第１次	堀川南小学校	本郷町282-3	076(423)1124	1,354	570	②		
第１次	光陽小学校	二口町1-4-1	076(425)2277	1,262	530	②		
第１次	東部小学校	石金1-5-44	076(421)3445	1,157	490	②		
第１次	奥田小学校	奥田双葉町10-18	076(441)3746	1,361	570	②		
第１次	奥田北小学校	下新北町3-72	076(432)1415	1,249	520	③		
第１次	桜谷小学校	田刈屋279	076(432)4235	1,149	480	②		
第１次	五福小学校	五福4431-2	076(432)4786	1,148	480	②		
第１次	神明小学校	高田147-2	076(421)7061	1,199	500	③		
第１次	岩瀬小学校	岩瀬御蔵町1	076(437)9871	1,059	440	②		
第１次	萩浦小学校	高畠町2-11-28	076(437)9619	1,166	490	②		
第１次	大広田小学校	田畑183	076(438)5115	1,278	540			

区分	名　　称	所　在　地	電話番号	面積（㎡）	収容人員	洪水	土砂	備考
第１次	浜黒崎小学校	浜黒崎3301-2	076(437)9374	929	390	②		
第１次	針原小学校	針原中町523-1	076(451)2556	1,158	490	②		
第１次	芝園中学校	芝園町3-1-26	076(441)4638	1,471	620	③		
第１次	豊田小学校	米田2-1	076(438)5131	1,638	690			
第１次	広田小学校	鍋田22-53	076(451)6280	1,231	520			
第１次	新庄小学校	新庄町1-6-30	076(432)2773	1,222	510			
第１次	新庄北小学校	新庄本町2-4-11	076(452)0180	1,096	460	②		
第１次	藤ノ木小学校	藤木1246	076(421)8261	1,224	510	②		
第１次	山室小学校	中市2-10-5	076(421)2802	1,386	580	②		
第１次	山室中部小学校	山室荒屋162-2	076(423)1135	1,475	620	②		
第１次	太田小学校	太田14-2	076(421)6619	1,039	440	②		
第１次	蜷川小学校	赤田75-1	076(423)0179	1,247	520	②		
第１次	新保小学校	任海888-2	076(429)1786	1,093	460	②		
第１次	熊野小学校	宮保602	076(429)1780	1,228	520	②		
第１次	月岡小学校	上千俵町500	076(429)0204	1,303	550	②		
第１次	四方小学校	四方405	076(435)0019	1,033	430	②		
第１次	八幡小学校	八幡670	076(435)0144	939	390	②		
第１次	草島小学校	草島93	076(435)0159	1,187	500	②		
第１次	倉垣小学校	布目4002	076(435)0368	941	390	②		
第１次	呉羽小学校	呉羽町6171	076(434)3100	1,219	510			
第１次	長岡小学校	長岡9420	076(432)2594	1,170	490			
第１次	寒江小学校	本郷中部427	076(436)5594	972	410	②		
第１次	古沢小学校	古沢501	076(434)1379	926	390			
第１次	老田小学校	中老田317	076(436)5208	952	400			
第１次	池多小学校	西押川1442	076(436)5700	947	400			
第１次	水橋中部小学校	水橋町568	076(478)0103	1,119	470	②		
第１次	水橋西部小学校	水橋辻ヶ堂1919-2	076(478)0067	949	400	②		
第１次	水橋東部小学校	水橋上桜木114	076(478)0464	1,088	460	②		
第１次	三成小学校	水橋小路345	076(478)2245	987	410	②		
第１次	旧上条小学校（体育館）	水橋石割99	―	1,131	470			
第２次	南部中学校	西田地方町2-10-10	076(424)3617	1,341	560	②		
第２次	大泉中学校	大泉東町2-11-26	076(425)4433	1,123	470	②		

区分	名　　称	所　在　地	電話番号	面積(㎡)	収容人員	洪水	土砂	備考
第２次	堀川中学校	堀川小泉町1-21-15	076(424)3646	1,496	630	②		
第２次	東部中学校	長江新町4-4-60	076(421)5395	1,338	560	②		
第２次	奥田中学校	奥井町25-10	076(441)3628	1,418	600	②		
第２次	西部中学校	五福130	076(432)4787	1,359	570	②		
第２次	芝園小学校	芝園町3-1-26	076(432)7700	1,613	680	③		
第２次	岩瀬中学校	蓮町4-3-10	076(438)3311	1,351	570	②		
第２次	北部中学校	東富山寿町2-4-52	076(438)5161	1,295	550			
第２次	新庄中学校	荒川5-4-18	076(421)5775	1,540	650	②		
第２次	藤ノ木中学校	日俣222	076(493)1570	1,333	560	②		
第２次	山室中学校	山室30-1	076(421)5372	1,779	750	②		
第２次	興南中学校	下熊野728	076(429)0174	1,055	440	②		
第２次	月岡中学校	中布目156	076(429)0208	1,165	490	②		
第２次	和合中学校	布目3967	076(435)1156	1,374	580	②		
第２次	呉羽中学校	呉羽町6662	076(434)3200	1,521	640			
第２次	水橋中学校	水橋舘町443	076(478)0029	1,278	540	②		
第２次	三成中学校	水橋石割70	076(478)0314	989	420			
第３次	富山中部高校	芝園町3-1-26	076(441)3541	2,059	870	③		
第３次	富山高校	太郎丸1	076(421)2925	1,935	820	②		
第３次	富山いずみ高校	堀川小泉町1-21-1	076(424)4274	1,843	780	②		
第３次	富山高等専門学校	本郷町13	076(493)5402	2,564	1,080	②		
第３次	不二越工業高校	東石金町7-5	076(425)8304	378	160	②		
第３次	龍谷富山高校	赤江町2-10	076(441)3141	3,118	1,320	×		
第３次	富山大学附属小・中学校	五艘1300	076(445)2806	1,681	710	②		
第３次	富山工業高校	五福2238	076(441)1971	1,790	750	③		
第３次	富山大学五福キャンパス	五福3190	076(445)6011	3,883	1,640	②		
第３次	富山大学杉谷キャンパス	杉谷2630	076(434)2281	1,495	630			
第３次	富山商業高校	庄高田413	076(441)3438	1,915	810	②		
第３次	富山北部高校	蓮町4-3-20	076(437)7188	1,931	810	②		
第３次	高朋高校	東富山寿町1-1-39	076(437)9940	1,934	820			
第３次	富山県立富山学園	針日225	076(437)9853	413	170			
第３次	富山東高校	下飯野荒田6-1	076(437)9018	750	310	②		

区分	名　　称	所　在　地	電話番号	面積(㎡)	収容人員	洪水	土砂	備考
第３次	富山県技術専門学院	向新庄町1-14-48	076(451)8802	1,121	470	②		
第３次	富山第一高校	向新庄町5-1-54	076(451)3396	7,095	3,010	②		
第３次	富山視覚総合支援学校	大江千144	076(423)8417	597	250	②		
第３次	富山南高校	布市98	076(429)1822	1,805	760	②		
第３次	呉羽高校	呉羽町2070-5	076(436)1056	1,910	810			
第３次	富山短期大学	願海寺444	076(436)5146	1,859	780	②		
第３次	富山総合支援学校	金屋4982	076(441)8261	734	310	②	×	
その他	旧安野屋小学校体育館	安野屋町1-1-42	—	1,444	610	×		
その他	総合体育館	湊入船町12-1	076(444)6688	3,689	1,560	×		
その他	東富山体育館	米田16-2	076(438)7500	1,046	440	×		
その他	2000年体育館	天正寺1400	076(420)2000	1,269	530			
その他	富山市民球場	下飯野30-1	076(451)0900	880	370			
その他	勤労身体障害者体育センター	水橋畠等298-2	076(478)4951	672	280	×		
その他	営農サポートセンター	月岡町3-101	076(429)4504	633	260	②		
その他	富山市民芸術創造センター	呉羽町2247-3	076(434)4100	3504	1480			
その他	富山県呉羽青少年自然の家	西金屋8194	076(434)1908	170	70		×	
	＜大沢野＞							
第１次	下タ北部公民館	布尻991	076(485)2002	331	140		×	
第１次	旧小羽小学校(体育館)	小羽279	—	558	230	×	×	
第１次	船峅小学校	坂本1733	076(468)2652	1,081	450			
第１次	大沢野小学校	高内144	076(467)2288	1,833	770			
第１次	大久保小学校	下大久保2430	076(468)2653	1,235	520			
第２次	大沢野中学校	八木山550	076(468)2600	2,156	910			
第３次	富山高等支援学校	坂本2600	076(467)5560	850	360			
その他	下タ南部公民館	舟渡66	076(484)1202	331	140		×	
その他	下タ南部公民館（体育館）	舟渡66	—	364	150		×	
その他	小羽公民館	小羽361	076(468)0668	331	140	×	×	
その他	船峅公民館	坂本482	076(468)1519	331	140			
その他	猿倉コミュニティセンター	舟新81-1	076(467)0467	502	210			
その他	笹津会館	笹津495	076(467)0153	657	270			
その他	旧大沢野北部地区福祉センター	上大久保187	076(467)0437	171	86			

区分	名　　称	所　在　地	電話番号	面積(㎡)	収容人員	洪水	土砂	備考
その他	大沢野健康福祉センター(ウインディ)	春日96-1	076(468)3333	807	340			
その他	大久保ふれあいセンター	下大久保1776-1	076(467)0001	2,362	1,000			
	＜大山＞							
第１次	上滝小学校	上滝517	076(483)1726	1,053	440	③		
第１次	小見小学校	小見250	076(482)1036	912	380			
第１次	大庄小学校	善名453	076(483)1151	1,281	540	②		
第１次	福沢小学校	東福沢46-4	076(483)1857	915	380			
第２次	上滝中学校（※１）	中滝160	076(483)1521	1,372	580	②		
その他	大山B&G海洋センター体育館	本宮12	076(481)1135	726	300		×	
その他	牧公民館	牧814	076(481)1548	167	70		×	
その他	岡田公民館（旧上滝公民館岡田分館）	岡田781	—	72	30		×	
その他	文珠寺公民館	文珠寺1300-4	076(483)1633	142	60			
その他	大山社会体育館	花崎378	076(483)0059	1,200	500			
その他	大山総合体育センター	花崎386	076(483)0059	700	290	②		
その他	大山農村環境改善センター	東福沢1818	076(483)3230	434	180	×		
その他	日尾公民館（旧瀬戸集落センター）	日尾214-1	—	60	20		×	
その他	棚ヶ原集落センター	棚ヶ原626-1	—	40	10		×	
	＜八尾＞							
第１次	八尾小学校	八尾町下笹原5320	076(454)3105	1,363	570			
第１次	保内小学校	八尾町高善寺162	076(454)2731	1,237	520	②		
第１次	杉原小学校	八尾町黒田3636	076(455)1313	1,377	580			
第１次	八尾行政サービスセンター	八尾町福島200	076(454)2400	918	380			
第１次	八尾ゆめの森交流施設（中山間地活性化施設）	八尾町下笹原678-1	076(454)7556	193	80			
第１次	黒瀬谷公民館	八尾町小長谷352	076(455)1074	460	190			
第１次	野積公民館	八尾町水口242	076(454)3001	1,586	670			
第１次	仁歩公民館	八尾町三ッ松14-1	076(458)1101	357	150		×	
第１次	大長谷交流センター	八尾町内名88	076(458)1400	647	270		×	

区分	名　　称	所　在　地	電話番号	面積(㎡)	収容人員	洪水	土砂	備考
第２次	八尾中学校	八尾町井田120-1	076(461)7468	1,272	530	②		
第３次	八尾高校	八尾町福島213	076(454)2205	1,785	750			
その他	旧樫尾小学校	八尾町小長谷349	—	397	160			
その他	八尾公民館	八尾町東町2108-10	076(454)5405	403	170			
その他	八尾曳山展示館	八尾町上新町2898-1	076(454)5138	162	60		×	
その他	八尾ふらっと館	八尾町東町2149	076(455)1548	228	90			
その他	保内公民館	八尾町新田101	076(454)3622	594	250			
その他	卯花公民館	八尾町下笹原42-1	076(455)1090	439	180		×	
その他	室牧公民館	八尾町中242	076(455)1069	716	300		×	
その他	杉原公民館	八尾町大杉12	076(455)2570	630	260			
その他	八尾スポーツアリーナ	八尾町井田101	076(455)1222	2,360	1,000	×		
その他	八尾コミュニティセンター	八尾町井田126	076(454)6555	1,260	530	×		
その他	桐谷防雪センター	八尾町桐谷2055	—	40	10		×	
その他	八尾農村環境改善センター	八尾町梅苑町1-95-1	—	597	250		×	
その他	林業総合センター	八尾町梅苑町1-95-1	076(454)5131	213	90		×	
その他	旧黒瀬谷公民館	八尾町樫尾162	—	226	90			
その他	広畑防雪センター	八尾町布谷1467-7	—	53	20		×	
	＜婦中＞							
第１次	速星小学校	婦中町速星752	076(466)2031	1,270	530	②		
第１次	鵜坂小学校	婦中町上田島68	076(466)2037	1,182	500	②		
第１次	朝日小学校	婦中町下条5518	076(469)2392	1,011	420	②		
第１次	宮野小学校	婦中町地角399	076(466)2306	1,343	570	②		
第１次	古里小学校	婦中町羽根43	076(469)2431	1,103	460	②		
第１次	音川小学校	婦中町外輪野5959	076(469)2506	988	420			
第１次	神保小学校	婦中町高日附820	076(469)2541	1,076	450			
第２次	速星中学校	婦中町板倉345-1	076(466)2125	1,906	800	②		
第２次	城山中学校	婦中町河原町561-5	076(469)2423	1,858	780	②		
第３次	富山西高校	婦中町速星926	076(466)2156	2,007	850	②		
第３次	しらとり支援学校	婦中町下邑2877	076(469)5531	504	210			
その他	婦中中央児童館	婦中町速星750-2	076(466)3011	434	180	②		
その他	速星公民館	婦中町砂子田1-1	076(465)6056	844	350	×		

区分	名　　称	所　在　地	電話番号	面積(㎡)	収容人員	洪水	土砂	備考
その他	速星公民館笹倉分館	婦中町笹倉433	076(465)6088	109	40	×		
その他	婦中ふれあい館	婦中町砂子田1-1	076(465)3113	4,910	2,080	②		
その他	婦中体育館	婦中町砂子田1-1	076(465)5501	1,248	520	②		
その他	鵜坂公民館	婦中町上田島18-1	076(465)2494	706	290	×		
その他	朝日公民館	婦中町下条281	—	523	220	②		
その他	宮川公民館	婦中町広田4178	076(465)5119	484	200			
その他	婦中熊野公民館	婦中町堀657	076(465)2495	427	180	②		
その他	婦中武道館	婦中町長沢428	076(469)5954	565	230	×		
その他	古里公民館	婦中町羽根6	076(469)2496	626	260			
その他	婦中体育館音川分館	婦中町外輪野5230-1	—	756	320		×	
その他	音川公民館	婦中町外輪野6324-1	076(469)2498	224	90			
その他	神保公民館	婦中町上吉川403-1	076(469)2497	629	260			
	＜山田＞							
第１次	山田交流促進センター	山田赤目谷145	076(457)2770	1,499	630			
その他	山田小・中学校	山田北山41	076(457)2254 076(457)2253	1,552	650		×	
その他	山田総合体育センター	山田中瀬2	076(457)2557	1,307	550		×	
その他	山田公民館	山田湯880	076(457)2055	1,289	540		×	
その他	南部地区集会場(谷)	山田谷425	—	97	40		×	
その他	西部地区集会場(清水)	山田清水7	076(457)2838	219	90		×	
その他	東部地区集会場(沢連)	山田宿坊823	—	255	100		×	
	＜細入＞							
第１次	細入南部公民館	猪谷851-1	076(484)1002	470	190		×	
第１次	神通碧小学校 楡原中学校	楡原405	076(485)2013 076(485)2014	1,150	480			
その他	西笹津集落センター	西笹津258	－	153	60		×	
その他	岩稲地区公民館	岩稲419	－	74	30		×	
その他	富山県漕艇場	岩稲20-1	076(485)2104	132	50		×	
その他	楡原公民館	楡原1280-1	－	132	50			
その他	細入公民館	楡原1128	076(485)9004	275	110		×	
その他	庵谷地区公民館	庵谷575-1	－	33	10		×	

区分	名　　称	所　在　地	電話番号	面積(㎡)	収容人員	洪水	土砂	備考
その他	片掛地区公民館	片掛1981-1	－	86	30		×	
その他	猪谷関所館	猪谷978-4	076(484)1007	181	70		×	
その他	蟹寺地区公民館	蟹寺153	076(484)1046	76	30		×	

※1　改築工事が完了するまでの間、使用不可

◆指定避難所数

第 1 次 避 難 所	78
第 2 次 避 難 所	23
第 3 次 避 難 所	26
そ の 他 避 難 所	71
計	198

６－２－１　災害対策基本法に基づく地震・大規模な火事の指定緊急避難場所

（広域避難場所）

地域	名　　称	所　在　地	電話番号	面積	備考
富　山	城址公園	本丸	070-8529-6677	7.1ha	
富　山	神通川緑地	布瀬町地先	－	11.8ha	
富　山	稲荷公園	稲荷園町	－	13.2ha	
富　山	布瀬南公園	布瀬町南三丁目	―	4.6ha	
富　山	富山県常願寺川公園	水橋常願寺	076(463)2034	13.9ha	
富　山	富山県空港スポーツ緑地	秋ヶ島	076(429)7129	13.2ha	
富　山	富山県総合運動公園	南中田	076(429)8835	46.0ha	
富　山	城東ふれあい公園	荒川四丁目	－	7.8ha	
富　山	富山県五福公園	五福５区	076(432)5073	15.6ha	
富　山	富山競輪場	岩瀬池田町8-2	076(438)3400	11.4ha	
富　山	富山県岩瀬スポーツ公園	森五丁目	076(438)4880	22.1ha	
富　山	富山県富岩運河環水公園	湊入船町62-4	076(444)6041	9.8ha	
富　山	富山市舞台芸術パーク	呉羽町2247-3	076(434)4100	8.4ha	
大沢野	大沢野総合運動公園	八木山650	076(468)1567	12.7ha	
大　山	大山総合グラウンド	花崎391	076(483)0059	0.6ha	
八　尾	町民ひろば	八尾町福島字牧野123	076(455)3828	2.9ha	
八　尾	八尾スポーツアリーナ駐車場	八尾町井田101	076(455)1222	1.7ha	
婦　中	婦中スポーツプラザグラウンド	婦中町板倉269-1	076(465)3786	1.9ha	
婦　中	羽根ピースフル公園	婦中町羽根1000-1	076(469)5840	4.7ha	

６－２－２　災害対策基本法に基づく津波の指定緊急避難場所

地域	名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
富山	四方地区センター	四方142-1	076(435)0002	
富山	水橋中部地区センター	水橋舘町312-1	076(478)0019	
富山	倉垣小学校	布目4002	076(435)0368	
富山	四方小学校	四方405	076(435)0019	
富山	草島小学校	草島93	076(435)0159	
富山	岩瀬小学校	岩瀬御蔵町1	076(437)9871	
富山	萩浦小学校	高畠町2-11-28	076(437)9619	
富山	大広田小学校	田畑183	076(438)5115	
富山	浜黒崎小学校	浜黒崎3301-2	076(437)9374	
富山	水橋西部小学校	水橋辻ケ堂1919-2	076(478)0067	
富山	水橋中部小学校	水橋町568	076(478)0103	
富山	水橋中学校	水橋舘町443	076(478)0029	
富山	四方公園	四方字中坪158-1	－	
富山	北保健福祉センター	岩瀬文化町23-2	076(426)0050	
富山	富山北消防署	高畠町1-10-30	076(437)7141	
富山	富山北消防署和合出張所	四方荒屋1500-1	076(435)0119	
富山	富山競輪場	岩瀬池田町8-2	076(438)3400	
富山	富山市パークゴルフ場	岩瀬天池町1番地8	076(438)1809	
富山	浜黒崎浄化センター管理棟	浜黒崎18	076(438)5235	
富山	水橋浄化センター機械棟	水橋辻ヶ堂101	076(478)2984	
富山	水橋フィッシャリーナ多目的広場	水橋辻ヶ堂地内	076(482)3939	
富山	水橋消防署	水橋舘町420-1	076(478)0061	
富山	水橋中村市営住宅	水橋中村町2-2	－	
富山	(株)亀久組	四方荒屋1281	076(435)4121	民間
富山	富山県立富山学園	針日225	076(437)9853	
富山	ミューズ駐車場	水橋市江47	076(479)1700	民間

※　津波からの避難については、第4編第1章第2節「津波災害予防対策」参照。

※　時間外、休日等で利用できないことがあるので注意が必要である。

６－２－３　災害対策基本法に基づく洪水の指定緊急避難場所

・大規模な洪水時にあっては、一時的に多数の人が緊急に避難することが必要となることが想定される。

・この場合、６－１災害対策基本法に基づく指定避難所（但し、広域避難場所及び洪水時に利用ができない避難所を除く。）に加えて、次の施設を臨時かつ緊急の避難場所の候補とする。

・備考欄中の「階数」は河川の破堤や河川からの越流が予想される場合の使用可能な避難場所を示す。

・時間外、休日等で利用できないことがあるので注意が必要である。

（令和5年7月1日現在）

名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
富山武道館	牛島町2-10	076(431)0170	３階以上
市駅北駐車場	牛島町24-2	076(431)8166	３階以上
オーバードホール	牛島町9-28	076(445)5620	３階以上
富山聴覚総合支援学校	下奥井1-9-56	076(441)9172	２階以上
富山県民共生センター	湊入船町6-7	076(432)4500	２階以上
旧八人町幼稚園	八人町5-17	076(441)6915	２階以上
富山県営富山中央駐車場	新桜町6-4	076(444)8451	３階以上
総曲輪駐車場	総曲輪2-8-3	076(422)5733	３階以上
グランドパーキング	総曲輪3-6-15-13	076(495)7789	２階以上
WAKURU SOGAWA	総曲輪3-4-1	076(239)5520	
マリエとやま	桜町1-1-61	076(445)4511	６階以上
富山地鉄ビル	桜町1-1-36	076(444)0532	４階以上
桜町駐車場	桜町2-1-1	076(433)0004	３階以上
富山県教育会館	千歳町1-2-7	076(442)1210	３階以上
富山市民プラザ	大手町6-14	076(493)1313	２階以上
富山国際会議場	大手町1-2	076(424)5931	３階以上
富山県民会館	新総曲輪4-18	076(432)3111	３階以上
科学博物館	西中野町1-8-31	076(491)2123	２階以上
とやまｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀｵﾌｨｽ	中央通り2-3-22	076(420)3760	２階以上
星井町地区センター	西中野町2-1-24	076(492)2260	２階以上
富山市角川介護予防センター	星井町2-7-30	076(422)1220	２階以上
富山市中央保健福祉センター	星井町2-7-30 (富山市角川介護予防センター 内)	076(422)1172	２階以上
清水保育所	旭町10-17	076(423)1630	２階以上
稲荷元町保育所	稲荷元町2-13-13	076(441)6719	２階以上
柳町保育所	於保多町1-23	076(432)7051	２階以上
東部地区センター	石金1-2-13	076(421)3204	
富山県立大学富山キャンパス	西長江2-2-78	076(464)5410	２階以上
トヨタモビリティ富山㈱Gスクエア五福	五福末広町1238	076(431)8117	３階以上
西能病院	高田70	076(422)2211	４階以上
富山県総合教育センター	高田525	076(444)6161	２階以上
富山競輪場	岩瀬池田町8-2	076(438)3400	２階以上
富山市北保健福祉センター	岩瀬文化町23-2	076(426)0050	２階以上
富山県富山港事務所	東岩瀬町5	076(437)7131	２階以上
岩瀬カナル会館	岩瀬天神町48	076(438)8446	２階以上

名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
萩浦地区センター	高畠町2-11-36	076(437)7923	２階以上
岩瀬スポーツ公園	森5-1-17	076(438)4880	
豊田地区センター	豊田本町1-2-5	076(437)9313	
とよた保育園	豊田本町1-2-3	076(438)5171	
豊田適応指導教室（MAP豊田）	豊若町3-12-25	076(482)4682	
大広田地区センター	東富山寿町2-1-14	076(437)9924	
海岸通老人福祉センター	海岸通264-11	076(438)5759	
浜黒崎浄化センター	浜黒崎18	076(438)5235	２階以上
浜黒崎地区センター	浜黒崎3295-12	076(437)9371	２階以上
広田地区センター	新屋1-3	076(451)5601	
アピタ富山東店立体駐車場	上冨居3-8-38	076(452)3311	３階以上
針原地区センター	針原中町901-2	076(451)2555	２階以上
運転教育センター	高島62-1	076(441)2211	２階以上
高志支援学校	道正29-1	076(438)4811	
富山市職業訓練センター	向新庄町1-14-40	076(451)7500	２階以上
新庄地区センター	新庄町1-3-16	076(432)2742	２階以上
新庄保育所	新庄町3-4-20	076(432)7290	２階以上
富山市民プール	荒川4-1-70	076(491)8899	２階以上
水橋浄化センター	水橋辻ヶ堂101	076(478)2984	２階以上
水橋東部地区センター	水橋小池146-1	076(478)3252	２階以上
三郷地区センター	水橋小路34	076(478)2070	２階以上
三郷保育所	水橋小路338-1	076(478)2207	
上条地区センター	水橋石割73-1	076(478)1651	
上条保育所	水橋石割72-2	076(478)1008	
和合保育所	布目4173	076(435)0386	
八幡地区センター	八町東262	076(435)0004	
寒江地区センター	本郷中部263	076(434)2680	２階以上
桜谷地区センター	田刈屋279	076(432)5607	２階以上
五福地区センター	五福4431-1	076(432)6363	２階以上
藤ノ木地区センター	藤木1246	076(421)2444	２階以上
山室地区センター	中市2-8-76	076(421)2801	
山室児童館	高屋敷573-5	076(492)1377	
やまむろこども園	山室5-3	076(421)3362	
山室中部地区センター	山室荒屋84	076(492)3405	２階以上
堀川地区センター	堀川小泉町1-18-13	076(425)1530	２階以上
堀川保育園	堀川小泉町1-16-24	076(421)9456	２階以上
南老人福祉センター	今泉88-1	076(425)1715	２階以上
富山市総合社会福祉センター	今泉83-1	076(422)3400	２階以上
富山市立看護専門学校	今泉308-1	076(425)2555	２階以上
堀川南地区センター	本郷町243-45	076(492)3450	２階以上
障害者福祉プラザ	蜷川15	076(428)0113	２階以上
富山市保健所	蜷川459-1	076(428)1155	２階以上
富山県心の健康センター	蜷川459-1 （富山市保健所 内）		２階以上
蜷川地区センター	赤田50	076(421)2971	２階以上
新保地区センター	新保306-1	076(429)0001	２階以上
富山県総合体育センター	秋ヶ島183	076(429)5455	２階以上
体育文化センター	友杉1097	076(429)5695	２階以上

名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
富山県国際健康プラザ	友杉151	076(428)0809	２階以上
富山県農林水産総合技術センター農業研究所（農業研修会館）	吉岡1124-1	076(429)2111	２階以上
富山県農林水産総合技術センター食品研究所	吉岡360	076(429)5400	
慈光園	西番104-1	076(492)9911	２階以上
愛育園	西番104-1	076(492)9912	２階以上
月岡地区センター	上千俵町509	076(429)0201	
月岡保育所	月見町4-41	076(429)4263	
月岡幼稚園	上千俵町508	076(429)4959	
大沢野総合運動公園	八木山650	076(468)1567	
フューチャーシティーファボーレ立体駐車場	婦中町下轡田165-1	076(466)5000	３階以上
富山県中央植物園	婦中町上轡田42	076(466)4187	２階以上
富山市西保健福祉センター	婦中町羽根1105-7	076(469)0770	２階以上
みやの保育所	婦中町地角410	076(466)3225	２階以上
ねむの木ホール	婦中町ねむの木2-121	076(465)4059	２階以上

６－３　福祉避難所

・福祉避難所の対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。（ただし、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の対象とはしない。）

（令和6年9月1日現在）

番号	施設名	住所	電話番号（市外局番076）	協定締結日
1	富山県立富山高等支援学校	坂本2600番地	467-5560	平成25年12月2日
2	特別養護老人ホームささづ苑	下タ林141番地	467-1000	平成26年1月16日
3	特別養護老人ホーム梨雲苑	吉作1725番地	436-2002	平成26年1月16日
4	特別養護老人ホーム三寿苑	大島三丁目147番地	492-3081	平成26年2月7日
5	富山県聴覚障害者センター	木場町2番21号	441-7331	平成26年2月25日
6	多機能型事業所このみ	婦中町羽根1068番地12	469-6301	平成26年3月13日
7	富山県視覚障害者福祉センター	磯部町三丁目8番8号	425-6761	平成26年3月24日
8	富山県立しらとり支援学校	婦中町下邑2877	469-5531	平成26年3月31日
9	認知症対応型デイサービスコスモスの里　藤ノ木	藤ノ木８９３番地	407-1666	平成27年2月13日
10	サービス付き高齢者住宅　コスモスの里	大江干３０番地３	461-5080	平成27年2月13日
11	特別養護老人ホーム　晴風荘	水橋辻ヶ堂４６６番８	478-3681	平成27年3月4日
12	地域密着型複合施設　せいふう	水橋辻ヶ堂５３５番	478-0128	平成27年3月4日
13	介護老人保健施設　アメニティ月岡	月岡町２丁目１８９番地	429-8880	平成27年3月4日
14	特別養護老人ホーム　アルペンハイツ	小西１７０番地	451-1000	平成27年4月2日
15	機能訓練型デイサービスよっこいしょ	海岸通1番地３４号	426-1077	平成27年5月21日
16	介護老人保健施設　西町セントラル・ヴィレー	古鍛冶町５番１３号	491-5858	平成27年11月24日
17	介護老人保健施設　チューリップ苑	長江五丁目４番３３号	494-1566	平成27年11月25日
18	特別養護老人ホーム　梨雲苑ゆうゆう	野口南部１２１番地	436-6541	平成27年11月30日
19	八尾老人保健施設　風の庭	八尾町福島７丁目４２番地	454-5300	平成27年12月7日
20	介護老人保健施設　みどり苑	秋ヶ島１４６番１	428-5565	平成27年12月7日
21	特別養護老人ホーム　にながわ光風苑	蜷川８９番地	429-7474	平成27年12月10日
22	特別養護老人ホーム　くまの光風苑	南金屋１１１番地	411-8111	平成27年12月10日
23	特別養護老人ホーム　ながれすぎ光風苑	流杉７７番地	424-7005	平成27年12月10日
24	養護老人ホーム　ながれすぎ光風苑	流杉７７番地	424-7005	平成27年12月10日
25	特別養護老人ホーム　敬寿苑	今泉西部町１番地の３	491-0066	平成27年12月11日
26	特別養護老人ホーム　ふるさと敬寿苑	婦中町羽根１０９２番２	469-1000	平成27年12月11日
27	介護老人保健施設　シルバーケア羽根苑	婦中町羽根１０９２番２	469-0666	平成27年12月11日
28	特別養護老人ホーム　白光苑	山岸９５番地	433-8881	平成27年12月11日
29	特別養護老人ホーム　太陽苑	新村８７番地２	467-0777	平成27年12月16日

番号	施設名	住所	電話番号 （市外局番076）	協定締結日
30	介護老人保健施設仁泉メディケア	手屋二丁目１３５番１号	451-7005	平成28年1月12日
31	特別養護老人ホーム　椿寿荘	八尾町奥田８０番地	455-3805	平成28年1月12日
32	特別養護老人ホーム　喜寿苑	婦中町塚原１２２番地	466-3773	平成28年1月12日
33	特別養護老人ホーム　和合ハイツ	布目１９６６番地１	435-3336	平成28年1月14日
34	特別養護老人ホームすみれ苑	横越１８０番地	437-6225	平成28年1月29日
35	特別養護老人ホームしらいわ苑	水橋新堀１７番１	479-2080	平成28年1月29日
36	特別養護老人ホームしらいわ苑こもれび	水橋新堀１７番１	479-2080	平成28年1月29日
37	介護老人保健施設レインボー	水橋新堀１番	478-4784	平成28年1月29日
38	特別養護老人ホームふなん苑	石屋２３７番地	422-1200	平成28年1月29日
39	有料老人ホームケアセンチュリー	金代７番地	420-5110	平成28年10月20日
40	特別養護老人ホームあしたねの森	新庄町２丁目１５番３２号	442-9001	平成28年10月27日
41	グループホーム・ハートビート	西長江三丁目５番１８号	492-8983	平成29年2月1日
42	グループホーム「かがやき」	水橋的場220	479-9655	平成29年2月1日
43	和敬会生活訓練センター	北代５２００番地	434-8101	平成29年2月21日
44	認知症デイサービス　さふらん	水橋辻ヶ堂８０１番地１	482-3031	平成29年2月21日
45	ホームヘルプサービスしおんの家	水橋辻ヶ堂８０１番地１	471-5072	平成29年2月21日
46	グループホームしおんの家・望	水橋辻ヶ堂７７７番地	479-1305	平成29年2月21日
47	デイサービスしおんの家	水橋辻ヶ堂７７７番地	479-0675	平成29年2月21日
48	しおんの家	水橋辻ヶ堂７７７番地	479-1305	平成29年2月21日
49	グループホームしおんの家・愛	水橋辻ヶ堂８４２番地１	479-2780	平成29年2月21日
50	小さな幸せの家	城川原三丁目６番１４号	438-6001	平成29年4月7日
51	ゆりの木の里	五福４７４番地２	433-4500	平成29年4月7日
52	地域密着型特別養護老人ホーム　ささづ苑かすが	下タ林２３７番地	468-1000	平成29年9月11日
53	くれは苑	中老田８４５番地	436-7805	平成31年4月12日
54	くれは陽光苑	中老田８４４番地１	436-2220	平成31年4月12日
55	特別養護老人ホームソレイユ	下堀５０番地６	425-6200	令和元年12月23日
56	療養介護・医療型障害児入所施設あゆみの郷	稲代１０２３番地	467-4477	令和2年3月19日
57	就労支援事業所ハーベスト	稲代４１番地４	461-3320	令和2年3月19日
58	ケアハウスそよかぜの郷	稲代３６番地	468-4111	令和2年3月19日
59	幼保連携型認定こども園クレヨン	西大沢１４８番地３	468-2656	令和2年3月19日
60	高齢者支援施設せせらぎの郷	小原屋２０２番地	483-4431	令和2年3月19日
61	ケアハウスゆりかごの里	豊城町１５番地７	426-1294	令和3年9月9日

番号	施設名	住所	電話番号 （市外局番076）	協定締結日
62	城川原タウンみのり	城川原一丁目１７番地１４	437-7722	令和3年9月9日
63	飯野タウンなごみ	飯野１番地１	451-8060	令和3年9月9日
64	特別養護老人ホーム　堀川南光風苑	本郷町２６２番地１５	464-3133	令和5年5月15日
65	医療法人社団親和会　ラ・サンテ富山西	婦中町下轡田１００１番地	405-9310	令和5年12月8日
66	老人保健施設シルバーケア栗山	栗山字沢下割９００番地	429-8686	令和6年8月22日
67	いま泉病院	今泉２２０番地	425-1166	令和6年8月22日

６－４　洪水時等における避難指示等の発令基準

避難指示等は、次の判断基準の条件により、発令する。

1　洪水

	発令の判断基準
高齢者等避難	河川水位が下記の表において①の水位に到達し、かつ、②の水位へ到達が予測される場合
避難指示	河川水位が②の水位に到達、又は堤防設計水位へ到達が予測される場合
緊急安全確保	河川水位が氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）

河川名	観測所名	①水位(m)	②水位(m)
常願寺川	大川寺	5.24	6.61
神通川	大沢野大橋	6.10	6.60
〃	神通大橋	7.50	8.00
井田川	杉原橋	2.70	3.20
熊野川	熊野橋	3.30	3.90
いたち川	千歳橋	2.10	2.50
山田川	長沢橋	2.20	3.00
土川	土川橋	2.10	2.40
坪野川	坪野橋	1.80	2.00
上市川	交観橋	3.40	4.40
白岩川	泉正橋	3.30	3.80
〃	交益橋	4.10	4.80
〃	新池田橋	4.20	4.70

2　土砂災害

	発令の判断基準
注意喚起	①土砂災害警戒情報が発表された場合。 ②富山県発表の土砂災害警戒情報危険状況図の判定図が、「実況値」「1 時間後予測」「2 時間後予測」「3 時間後予測」のいずれかにおいて「土砂災害警戒情報の基準」に到達、もしくは到達が予想される場合。 ③土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
高齢者等避難	①「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、富山県発表の土砂災害警戒情報危険状況図の判定図が「実況値」「1 時間後予測」「2 時間後予測」のいずれかにおいて「土砂災害警戒情報の基準」に到達、もしくは到達が予想され、かつ、その状態が 1 時間後も継続すると予想される場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

避難指示	①「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、富山県発表の土砂災害警戒情報危険状況図の判定図が、「実況値」「1時間後予測」のいずれかにおいて「土砂災害警戒情報の基準」に到達、もしくは到達が予想され、かつ、その状態が2時間後も継続すると予想される場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、かつ富山県発表の土砂災害警戒情報危件状況図の判定図が実況で「土砂災害警戒情報の基準レベル」に到達し、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
緊急安全確保	①大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ②土砂崩れや、山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

3　高潮災害

	発令の判断基準
高齢者等避難	①高潮警報が発表された場合
避難指示	①高潮警報が発表され、かつ、富山潮位観測所（草島）の潮位が1.0メートルに到達した場合 ②高潮特別警報が発表された場合 ③海岸堤防の倒壊の発生 ④異常な越波・越流の発生

4　津波災害

	発令の判断基準
避難指示	①大津波警報が発表された場合（ただし、避難の対象区域が異なる） ②強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じ、かつ、津波警報、津波注意報のいずれかが発表されたとき。

６－５　災害用生活必需品等備蓄場所

地域	備　蓄　場　所	所　在　地	備　考
富山	市役所	新桜町7-38	
	市消防局	今泉191-1	
	市民球場	下飯野30-1	
	富山消防署中分署	奥田町20-22	
	呉羽小学校	呉羽町6171	
	和合防災倉庫	四方南町379-1	
	水橋西部小学校	水橋辻ケ堂1919-2	
	水橋中部防災倉庫	水橋町1183	
	富山消防署東部出張所	中市2-8-70	
	まちなか総合ケアセンター	総曲輪4-4-8	
	柳町小学校	柳町4-2-26	
	豊田適応指導教室（MAP豊田）	豊若町3-12-25	
	新庄小学校	新庄町1-6-30	
	新保小学校	任海888-2	
	八幡小学校	八幡670	
	寒江小学校	本郷中部427	
大沢野	大沢野行政サービスセンター	高内365	
	大沢野小学校	高内144	
大山	大山行政サービスセンター	上滝567	
	大山消防署	花崎737	
八尾	八尾行政サービスセンター	八尾町福島200	
	杉原小学校	八尾町黒田3636	
婦中	婦中行政サービスセンター	婦中町速星754	
	古里小学校	婦中町羽根43	
山田	山田中核型地区センター	山田湯880	
細入	細入中核型地区センター	楡原1128	

６－６　要配慮者利用施設

・災害時に迅速かつ円滑な避難を確保する必要がある、主として高齢者、障害者、
　乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設。
・備考欄中の表記は、それぞれ次の河川の浸水想定区域内であることを示す。
　庄：庄川　常：常願寺川　神：神通川　西：西派川　井：井田川　熊：熊野川　い：いたち川　土：土川　山：山田川
　坪：坪野川　上：上市川　白：白岩川　大：大岩川　栃：栃津川
　また、「土砂警戒」は土砂災害の警戒が必要な区域内であることを示す。
　「津波」は津波時の避難促進施設であることを示す。
・「定員等」は定員の定めがある場合は定員数、定めが無い場合は在籍者数等とした。
（令和6年4月1日現在）

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
＜市立保育所＞				
愛宕保育所	愛宕町一丁目2-2	100	愛宕	常,神,熊,土,い
雲雀ケ丘保育所	鹿島町一丁目3-16	100	安野屋	常,神,熊,土,い
柳町保育所	於保多町1-23	110	柳町	常,神,熊,い
稲荷元町保育所	稲荷元町二丁目13-13	105	柳町	常,神,い
清水保育所	旭町10-17	95	清水町	常
岩瀬保育所	岩瀬御蔵町1	90	岩瀬	神
浜黒崎保育所	古志町三丁目1-3	70	浜黒崎	常
新庄保育所	新庄町三丁目4-20	140	新庄	常
太田保育所	城村168-3	70	太田	常
月岡保育所	月見町4-41	95	月岡	常
双葉保育所	草島256-1	55	草島	神
和合保育所	布目4173	55	倉垣	神
呉羽保育所	呉羽町2247-18	175	呉羽	
長岡保育所	長岡9397-6	65	長岡	
寒江保育所	本郷中部264	45	寒江	庄,神
古沢保育所	古沢498	50	古沢	
老田保育所	中老田315	85	老田	
池多保育所	西押川1492	30	池多	
水橋西部保育所	水橋辻ヶ堂667	65	水橋西部	常,白
水橋東部保育所	水橋小池391	35	水橋東部	上
三郷保育所	水橋小路338-1	65	三郷	常,白
上条保育所	水橋石割72-2	60	上条	常,白
船峅保育所	坂本482	45	船峅	
大沢野西部保育所	上二杉591	80	大沢野	
大山中央保育所	中滝16	35	上滝	常
八尾保育所	八尾町下笹原5225	50	八尾	
福島保育所	八尾町福島961	80	保内	
朝日保育所	婦中町友坂417-2	65	朝日	井,山
古里保育所	婦中町羽根152-1	90	古里	山
音川保育所	婦中町外輪野832	30	音川	
みやの保育所	婦中町地角410	230	宮野	神，西
山田保育所	山田中村1000	30	山田中部	土砂警戒
ほそいり保育所	楡原704-2	30	細入北部	土砂警戒
＜認定こども園等＞				
幼保連携型認定こども園 ｱｰﾑｽﾄﾛﾝｸﾞ青葉幼稚園	丸の内二丁目8-1	114	総曲輪	常,神,熊,土,い
認定こども園徳風幼稚園	総曲輪二丁目7-12	225	総曲輪	常,神,熊
紅葉ガ丘認定こども園	愛宕町二丁目7-23	50	愛宕	常,神,熊,土,い
幼保連携型認定こども園 富山幼稚園	梅沢町三丁目19-27	110	五番町	常
幼保連携型認定こども園 立正幼稚園	梅沢町二丁目10-5	120	五番町	常
幼保連携型認定こども園 のぞみ保育園	東田地方町一丁目5-27	98	柳町	常,神,熊,土,い
ナースリールームスマイルフラワー	稲荷元町一丁目7-5	5	柳町	常,神,熊,い
幼保連携型認定こども園 富山聖マリア保育園	星井町三丁目9-1	130	星井町	常,神,熊
きぼう保育園	中野新町一丁目2-10	12	星井町	常,神
幼保連携型認定こども園 西田地方保育園	西田地方町二丁目10-30	235	西田地方	常,神,熊,土
幼保連携型認定こども園 城南もなみ学園	太郎丸本町三丁目2-6	205	堀川	常,神,熊
堀川幼稚園	大町1区西部3	217	堀川	常
堀川保育園	堀川小泉町一丁目16-24	165	堀川	常
幼保連携型認定こども園 わかば保育園	堀川町55	195	堀川南	常
幼保連携型認定こども園 堀川南保育園	大町16-1	111	堀川南	常,い
わかばにこにこ園	堀川町455	19	堀川南	常
本郷町保育園	本郷町13-8	125	堀川南	常,い
下堀こども園	下堀8	125	堀川南	常,い
石金こども園	石金三丁目2-37	260	東部	常,い
幼保連携型認定こども園 なでしこ保育園	牛島新町7-3	159	奥田	常,神,熊,土,い
幼保連携型認定こども園 奥田保育園	奥田寿町10-2	146	奥田	常,神,熊,い
幼保連携型認定こども園 藤園幼稚園	赤江町6-7	75	奥田	常,神,熊,土,い
幼保連携型認定こども園 文化幼稚園	窪本町3-5	153	奥田	常,神,い

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
幼保連携型認定こども園 まつわか保育園	松若町16-37	150	奥田北	神
幼保連携型認定こども園 白藤幼稚園	中島三丁目3-84	184	奥田北	常,神,熊,い
幼保連携型認定こども園 桜谷保育園	石坂新68-3	175	桜谷	神,井,山
幼保連携型認定こども園 ひかり保育園	五福1区545	95	五福	神,井,山
幼保連携型認定こども園 かたかご保育園	五福9区4323	170	五福	神,井,山
幼保連携型認定こども園 神明こども園	高田91-2	110	神明	神,西,井
幼保連携型認定こども園 萩浦保育園	高畠町二丁目3-23	145	萩浦	神
幼保連携型認定こども園 さみどり認定こども園	千原崎二丁目4-23	190	萩浦	神
認定こども園 おおひろたこども園	海岸通165-1	180	大広田	常,神
幼保連携型認定こども園 はりはら保育園	針原中町847-1	165	針原	常
ガンバ村保育園petit	小西170	36	針原	常
幼保連携型認定こども園 とよた保育園	豊田本町一丁目2-3	200	豊田	
富山認定こども園	豊丘町28-20	96	豊田	
認定こども園 めぐみこども園	上赤江町一丁目12-5	156	広田	神
認定こども園 ひろたこども園	鍋田17-55	209	広田	
幼保連携型認定こども園 常盤台保育園	経堂367-2	220	新庄	常
幼保連携型認定こども園 ガンバ村保育園	新庄町二丁目15-33	135	新庄	常
幼保連携型認定こども園 新庄幼稚園	新庄町102	220	新庄	常
幼保連携型認定こども園 藤ノ木こども園	藤木1291	226	藤ノ木	常
やまむろこども園	山室5-3	169	山室	常,い
不二越あじさい保育園	中市二丁目217-2	60	山室	常,い
幼保連携型認定こども園 わかくさ保育園	町村166-4	407	山室中部	常
紅葉ガ丘町村保育園	町村2-199-1	19	山室中部	常
幼保連携型認定こども園 めぐみ幼稚園	太田北区159	150	太田	常,い
認定こども園 いちい保育園	布市682-1	245	蜷川	常
幼保連携型認定こども園 にながわ保育園	上袋1-1	185	蜷川	常
幼保連携型認定こども園 藤園南幼稚園	朝菜町1-15	95	蜷川	常
新保なかよし認定こども園	任海463	200	新保	神,熊
幼保連携型認定こども園 くまのこども園	悪王寺51	155	熊野	常,熊,土
東山つくし園	石田2128-3	19	熊野	常
幼保連携型認定こども園 四方こども園	四方608-1	134	四方	神
幼保連携型認定こども園 晴雲幼稚園	草島331	188	草島	神,山
幼保連携型認定こども園 東山保育園	吉作4303-1	140	呉羽	
幼保連携型認定こども園 まどか幼稚園	北代4139	115	呉羽	
どんぐり山共同保育園	北代5165	30	長岡	
富山短期大学付属みどり野幼稚園	願海寺水口444	110	老田	庄,神
幼保連携型認定こども園 みずはしこども園	水橋中村町203-1	90	水橋中部	常,上,白
幼保連携型認定こども園 愛和こども園	水橋肘崎57-1	90	三郷	常,白
幼保連携型認定こども園 光陽もなみ保育園	布瀬町南二丁目3-6	235	光陽	常,神,熊,土
幼保連携型認定こども園 新庄さくら保育園	新庄銀座二丁目7-12	140	新庄北	常
クレヨン	西大沢148-6	135	大沢野	
幼保連携型認定 大沢野こども園	上大久保267-5	230	大沢野	
幼保連携型認定こども園 青い鳥保育園	上大久保892	80	大久保	
大久保認定こども園	下大久保311	254	大久保	
幼保連携型認定こども園 上滝保育園	上滝499	85	上滝	常
幼保連携型認定こども園 おおしょう保育園	田畠493-2	125	大庄	常
幼保連携型認定こども園 しんでん保育園	八尾町新田236-2	130	保内	

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
幼保連携型認定こども園 リンデ幼稚園	八尾町高善寺164	35	保内	井
幼保連携型認定 杉原こども園	八尾町黒田2630	351	杉原	
幼保連携型認定こども園 みかど保育園	婦中町速星1032-1	192	速星	神,西,井,坪
幼保連携型認定こども園 ささくら保育園	婦中町笹倉106-1	160	速星	神,西,井
幼保連携型認定こども園 ピノキオナースリースクール	婦中町上轡田35-1	135	鵜坂	神
幼保連携型認定こども園 鵜坂保育園	婦中町上田島2	232	鵜坂	神,西,井
幼稚園型認定こども園 紫幼稚園	婦中町下轡田103-1	110	鵜坂	神,西,井
うさかスマイル保育園	婦中町宮ケ島299-1	12	鵜坂	神,西,井
幼保連携型認定こども園 婦中もなみ保育園	婦中町羽根1136-1	215	古里	井,山
幼保連携型認定こども園 じんぼ保育園	婦中町上吉川400	180	神保	井,山
わかばさくらんぼ園	新桜町6-15 Toyama Sakuraビル１階	12	総曲輪	常,神,熊,土,い
かみいいの認定こども園	上飯野19-2	145	新庄北	常
済生会富山くすのき保育園	下飯野301	30	針原	常
にこっと保育園	新総曲輪1-7	19	芝園	常,神,熊
ひらきこども園	開202-1	105	藤ノ木	常
＜認可外保育施設等＞				
チャイルドスクウェア	総曲輪二丁目4-15	27	総曲輪	常,神,熊
キッズレッド保育園	牛島本町二丁目1-58	25	愛宕	常,神,熊,土,い
おやとこ保育園	八人町8-10	18	八人町	常,神,熊,い
託児施設　さくらの風	桜木町5-10	15	八人町	常,神,熊,土,い
ウィズキッズしながわ	千歳町三丁目7-14	18	柳町	常,神,熊,土,い
Ｂａｂｙ　る～む Ｓｍｉｌｅ　フラワー	稲荷元町一丁目7-2	9	柳町	常,神,熊,い
長谷川病院　事業所内保育施設「いずみ」	星井町二丁目7-40	5	星井町	常,神,熊
富山市民病院院内保育所	今泉北部町2-1	36	堀川	常,熊
TLC　Ｋｉｄｓ　Club	大泉本町一丁目9-11	30	堀川	常
富山県立中央病院保育所	西長江二丁目2-78	36	東部	常,い
スタンフォードイングリッシュ	粟島町2-4-23	68	奥田北	常,神,熊,い
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	下飯野36	20	針原	常
こばと保育園	豊田町一丁目1-8	25	豊田	神
不二越あじさい保育園	中市二丁目217-2	20	山室	常,い
まんまるキッズ英語保育園	山室340-2サザンロードビル2F	30	山室	常,い
都市型保育園ポポラー山室園	山室226-2 グリーンモール山室保育園棟	37	山室	常,い
フローベルズ・インターナショナルスクール	秋吉121-9	50	山室	常,い
さくらキッズステーション	黒崎291	8	蜷川	常,熊,土
こなか園	小中291	15	熊野	常,熊,土
ゆうゆうガーデン	吉作1725	8	呉羽	
富山大学附属病院保育所 スマイルキッズ	杉谷2630	40	古沢	
たんぽぽ園	水橋花の井町4-17	19	三郷	常,白
ニチイキッズ とやま光陽保育園	二口町一丁目2-4 アルトリオ１階	18	光陽	常,神,熊,土
バイホロン株式会社託児室	中大久保357-1	15	大久保	
羽岡歯科クリニック託児室	婦中町分田181-1	5	鵜坂	神,西,井
富山西総合病院託児室	婦中町下轡田1019	20	鵜坂	神,西,井
ファボーレ保育園	婦中町下轡田165-1	19	鵜坂	神,西,井
ガイアの森のようちえん	婦中町新町2781-1	10	古里	
森のようちえん まめでっぽう	婦中町東谷字細谷1-2	18	音川	土砂警戒
ジョリーキッズインターナショナルスクール	本郷町３区265-2	25	堀川南	常
ありさわくらす	有沢261番地	19	神明	神,西,井
HUG保育園	向新庄1295-2	20	新庄北	常
グランキッズ	石坂3277-1	19	桜谷	神,井,山
pua　ぷあ	花園町2丁目1－10	3	西田地方	常,神,熊,　土
みらいえ託児所	本町4番12号コーポ本町196 2階	6	芝園	常,神,熊,　土,い
Linksmil	堀川小泉1丁目22-10T-fort堀川小泉G棟	11	堀川	常
&hoiku	布瀬町一丁目7-21VDIビル	5	西田地方	神,常,熊,い,土
＜市立幼稚園＞				
月岡幼稚園	上千俵町508	105	月岡	常
水橋幼稚園	水橋舘町390-13	105	水橋中部	常,上,白
速星幼稚園	婦中町速星706-1	95	速星	神,西,井,坪
＜私立幼稚園＞				
富山市五番町幼稚園	古鍛冶町2-22	75	五番町	常,神
愛護幼稚園	山王町4-49	60	星井町	常,神,熊,土
あさひ幼稚園	東石金町8-28	45	東部	常,い
富山大学教育学部附属幼稚園	五艘1300	160	桜谷	神,井,山
若葉幼稚園	中川原193-2	105	山室中部	常,い
富山カワイ幼稚園	向新庄町五丁目5-6	150	新庄北	常

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
＜放課後児童クラブ（学童保育施設）＞				
アフタースクール「フリーポート」	桜町一丁目3-4	40	総曲輪	常,神,熊,土,い
星槎学童保育富山A	新富町一丁目2-3	60	愛宕	常,神,熊,土,い
星槎学童保育富山B	新富町一丁目2-3	70	愛宕	常,神,熊,土,い
よつば子ども会	芝園町三丁目1-26	79	安野屋	常,神,熊,土,い
しばぞのキッズ	鹿島町二丁目2-9	50	安野屋	常,神,熊,土,い
中央こども会	五番町4-35	60	五番町	常,神
アフタースクールフリーポートⅡ	中央通り2-4-4	40	五番町	常,神
チビッ子館	柳町四丁目2-26	41	柳町	常,神,熊,い
アフタースクールしみずまち	旭町3-3	30	清水町	常
西の子会	西田地方町一丁目1	45	西田地方	常,神,熊,土,い
ハレア学童保育	堀端町4-30	50	西田地方	常,神,熊,土,い
堀川いずみ子ども会	堀川小泉町一丁目13-10	103	堀川	常
もなみ子どもクラブA	太郎丸本町二丁目5-9	45	堀川	常
もなみ子どもクラブB	太郎丸本町二丁目5-9	45	堀川	常
もなみ子どもクラブC	太郎丸本町二丁目5-9	45	堀川	常
わかば学童クラブ堀川園A	堀川町472-3	45	堀川	常
わかば学童クラブ堀川園B	堀川町472-3	45	堀川	常
あゆみ会	本郷町282-3	73	堀川南	常
わかば学童クラブ下堀園A	下堀88-1	45	堀川南	常,い
わかば学童クラブ下堀園B	下堀88-1	45	堀川南	常,い
いちい学童クラブ堀川南園Ⅰ	本郷町273-2	45	堀川南	常
いちい学童クラブ堀川南園Ⅱ	本郷町273-2	45	堀川南	常
ほりなん児童クラブ	大町5－2	40	堀川南	常
ガンバ村キッズ堀川	下堀54-3	22	堀川南	常,い
東部っ子広場	石金一丁目5-37	59	東部	常,い
ハレア学童保育エジソン	石金2-5-10	50	東部	常,い
こばと会	奥田双葉町10-18	40	奥田	常,神,熊,い
おくだっこ学童クラブ	奥田寿町2-26	30	奥田	常,神,熊,い
むつみ子供会	下新北町3-72	51	奥田北	常,神,熊,い
ハレア学童保育ニュートン	粟島3-21-37	50	奥田北	常,神,熊,い
こどものいえ	中島三丁目3-74	45	奥田北	常,神,熊,い
さくら子ども会	田刈屋279	39	桜谷	神,井,山
桜谷キッズクラブ	石坂新111-30	40	桜谷	神,井,山
しらとり子ども会	五福4431-1	34	五福	神,井,山
かたかご学級	五福9区4323	45	五福	神,井,山
のびっ子会	高田147-2	55	神明	神,西,井
岩瀬子ども会	岩瀬御蔵町1	35	岩瀬	神
よいこの会	高畠町二丁目11-28	40	萩浦	神
アフタースクール「ノア」	高畠町二丁目3-23	35	萩浦	神
ゆめのへや	田畑183	54	大広田	
まつぼっくり子供会	浜黒崎3301-2	40	浜黒崎	常
ポプラ子ども会	針原中町523-1	35	針原	常
わかば学童クラブはりはら園	針原中町843-2	45	針原	常
たんぽぽひろば	米田町二丁目1	73	豊田	常
とよた学童クラブみどりの家	米田42-1	40	豊田	
とよた学童クラブそらの家	米田42-1	40	豊田	
あいこうすこやかキッズ	豊田本町四丁目8-7	40	豊田	神
富山認定こども園とやまキッズ	豊丘町28-10	40	豊田	
子供の館	鍋田22-53	45	広田	常
ひばり学級	新庄町一丁目6-30	110	新庄	常
ガンバ村キッズ新庄	新庄町二丁目15-34	60	新庄	常
ときわっこ学童クラブ	経堂三丁目156	40	新庄	常
かみいいのキッズ	上飯野19-2	40	新庄	常
なかよし学級	藤木1246	70	藤ノ木	常
わかくさひまわりＡ・キッズ	藤木1246	45	藤ノ木	常
わかくさひまわりＢ・キッズ	藤木1835	45	藤ノ木	常
学童藤ノ木メルシーⅠ	藤木1274	40	藤ノ木	常
学童藤ノ木メルシーⅡ	藤木1274	40	藤ノ木	常
学童藤ノ木メルシーⅢ	藤木1292	40	藤ノ木	常
結の家 藤ノ木	藤木2554-11	40	藤ノ木	常
みずほ子ども会	中市二丁目10-5	73	山室	常,い
わかくさよつば・キッズ	天正寺1400	45	山室	常,い
結の家あきよし	秋吉114-10	40	山室	常,い
わかば児童会	山室荒屋162-2	67	山室中部	常,い
わかくさもみじＡ・キッズ	町村166-4	45	山室中部	常
わかくさもみじＢ・キッズ	町村166-4	45	山室中部	常
わかくさたいよう・キッズ	町村166-4	45	山室中部	常
ひかりのくに	太田14-2	54	太田	常,い
蜷川しろがね子ども会	下堀77-7	60	蜷川	常
いちい学童クラブ蜷川園	小杉1025-6	45	蜷川	常
新保こども会	任海888-2	60	新保	神,熊
すまいるキッズ新保道場	富山市才覚寺228-5	36	新保	神,熊
熊野ちびっ子館	悪王寺128	60	熊野	常,熊,土
興南かがやきクラブ	悪王寺51	40	熊野	常,熊,土
つくし子供会	上千俵500	38	月岡	常
アフタースクールふくふく	月岡町四丁目171-1	40	月岡	常
浜っ子会	四方405	25	四方	神
なかよしホーム	八幡670	38	八幡	神
草島っ子会	草島93	109	草島	神,山
北斗子供会	布目4002	50	倉垣	神
くらがき学童クラブ	布目旭3472-1	35	倉垣	神
ふたば子ども会	呉羽町6171	38	呉羽	

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
東山学童クラブ	吉作4303-1	36	呉羽	
きららの森	呉羽町3475-2	36	呉羽	
あすなろ教室	長岡9420	40	長岡	
どんぐり山学童クラブ	北代3826-3	40	長岡	
なかよし教室	本郷中部427	26	寒江	庄,神
ふれあい学級	古沢501	34	古沢	
老田子ども会	中老田317	39	老田	
はくちょう子供会	西押川1442	74	池多	
大成こども会	水橋町568	60	水橋中部	常,上,白
エンゼルハウス	水橋辻ケ堂1919-2	30	水橋西部	常,白
学童たんぽぽ	水橋花の井町4-17	15	水橋西部	常,白
なかよし会	水橋上桜木114	45	水橋東部	常,上,白
太陽っ子ひろば	水橋小路345	48	三郷	常,白
上条こども会	水橋石割93番地1	45	上条	白
こうようキッズ	太郎丸西町1-4-3	50	光陽	常,神,熊
光陽こども会	二口町一丁目4-1	58	光陽	常,神,熊,土
つばさ子ども会	新庄本町二丁目4-11	72	新庄北	常
新庄さくら・キッズ	新庄銀座二丁目7-12	45	新庄北	常
新庄さくら・北キッズ	新庄銀座二丁目6-23	45	新庄北	常
ふなくらキッズ	坂本482	70	船峅	
大沢野しろばと子ども会	高内64	60	大沢野	
おおさわの学童クラブA	長附229-3	40	大沢野	
おおさわの学童クラブB	長附229-3	40	大沢野	
スケッチ	西大沢148-5	30	大沢野	
大久保たけのこ会	下大久保2433-1	60	大久保	
青い鳥学童クラブ	上大久保892	45	大久保	
上滝チャレンジクラブ	上滝517	92	上滝	常
大庄ともえ学級	善名183-1	112	大庄	常
福沢げんきクラブ	東福沢46-4	33	福沢	
保内地域児童クラブ	八尾町高善寺162	69	保内	井
杉原地域児童クラブ	八尾町黒田3636	80	杉原	
すぎはら学童クラブA	八尾町黒田2673-1	40	杉原	
すぎはら学童クラブB	八尾町黒田2673-1	40	杉原	
八尾地域児童クラブ	八尾町下笹原5320	50	卯花	
樫尾地域児童クラブ	八尾町村杉1	30	黒瀬谷	
速星ひまわり子ども会	婦中町速星750-2	40	速星	神,西,井,坪
ポケットキッズG	婦中町速星563	40	速星	神,西,井,坪
ポケットキッズⅡ	婦中町速星563	40	速星	神,西,井,坪
ポケットキッズM	婦中町速星723	15	速星	神,西,井,坪
フレンドキッズみかど	婦中町速星1057-6	36	速星	神,西,井,坪
学童クラブうさかっ子	婦中町上田島68	75	鵜坂	神,西,井
ポケットキッズウサカ	婦中町下轡田872	40	鵜坂	神,西,井
ポケットキッズウサカ２	婦中町下轡田872	35	鵜坂	神,西,井
羽根新学童	婦中町羽根新132-21	24	鵜坂	神,西,井
鵜坂学童ニコニコクラブ	婦中町上田島2	45	鵜坂	神,西,井
鵜坂学童ワクワククラブ	婦中町宮ケ島300-3	45	鵜坂	神,西,井
朝日キッズ	婦中町下条281	25	朝日	井,山
みやのっこらんど	婦中町地角399	60	宮川	神,西
ふるさとなかよしクラブ	婦中町羽根43	60	古里	山
婦中もなみ子どもクラブ	婦中町羽根1136-1	35	古里	井,山
音川子ども会	婦中町外輪野5959	30	音川	
じんぼどんぐり・キッズ	婦中町上吉川400	50	神保	井,山
やまだこども会	山田北山41	31	山田中部	
にれっこ会	楡原405	65	細入北部	
＜児童厚生施設（児童館）等＞				
中央児童館	新富町一丁目2-3	－	愛宕	常,神,熊,土,い
東部児童館	石金一丁目5-37	－	東部	常,い
五福児童館	五福4431-1	－	五福	神,井,山
北部児童館	蓮町一丁目4-11	－	萩浦	神,常
山室児童館	高屋敷573-5	－	山室中部	常,い
蜷川児童館	下堀77-7	－	蜷川	常
呉羽ミニ児童館	呉羽町2920	－	呉羽	
水橋児童館	水橋辻ヶ堂1275-30	－	水橋西部	常,白
星井町児童館	星井町二丁目7-11	－	星井町	常,神,熊
大沢野児童館	高内64	－	大沢野	
大久保児童館	下大久保2433-1	－	大久保	
婦中中央児童館	婦中町速星750-2	－	速星	神,西,井,坪
神保児童館	婦中町上吉川403-1	－	神保	井
山田児童館	山田中瀬106	－	山田中部	土砂警戒
＜児童養護施設等＞				
県立乳児院	牛島本町二丁目1-38	30	愛宕	常,神,熊,土,い
愛育園	西番104-1	50	太田	常
ルンビニ園	中布目117	100	月岡	常,熊
＜特別支援学校＞				
県立富山聴覚総合支援学校	下奥井一丁目9-56	45	奥田	常,神
富山大学教育学部附属特別支援学校	五艘1300	60	桜谷	神,井,山
県立富山総合支援学校	金屋4982	103	五福	神,井,山,土砂警戒
県立高志支援学校	道正29-1	77	針原	常
県立富山視覚総合支援学校	大江千144	31	藤ノ木	常
県立しらとり支援学校	婦中町下邑2877	268	古里	
県立ふるさと支援学校	婦中町新町2913	49	古里	土砂警戒
＜障害者支援施設＞				

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
高志ライフケアホーム	下飯野３６番地	69	針原	常
高志ワークホーム	下飯野３６番地	40	針原	常
うさか寮	西金屋６６８２番地	51	古沢	土砂警戒
障害者支援施設こだまの丘	坂本３１１０番地	50	船峅	
障害者支援施設のぞみの丘	坂本３１１０番地	60	船峅	
障害者支援施設はるかぜの丘	坂本３１１０番地	80	船峅	
障害者支援施設ほほえみの丘	坂本３１１０番地	80	船峅	
障害者支援施設やまびこの丘	坂本３１１０番地	50	船峅	
障害者支援施設わかくさの丘	坂本３１１０番地	60	船峅	
野積園	八尾町上ケ島３１３番地	58	野積	土砂警戒
障害者支援施設あざみ園	山田宿坊１番地８	60	山田東部	土砂警戒
＜障害福祉サービス事業の用に供する施設＞				
セリュー（A型）	古川８番地	20	その他	井, 山, 神
セリュー（B型）	総曲輪四丁目４番３号	20	総曲輪	常, 神, 熊, 土, い
ヴィストキャリア富山駅前	神通本町一丁目６番９号ＭＩＰＳビル１階	20	愛宕	常, 神, 熊, 土, い
ヴィストキャリア富山中央	神通本町二丁目２番１６号 Ａｇｒｏｓｔ Ｔｏｗｅｒ富山駅前１Ｆ	20	愛宕	常, 神, 熊, 土, い
ヴィストジョブズ富山駅前	神通本町二丁目２番１６号 Ａｇｒｏｓｔ Ｔｏｗｅｒ富山駅前１Ｆ	20	愛宕	常, 神, 熊, 土, い
ＳＡＫＵＲＡ富山センター	桜橋通り１番１８号北日本桜橋ビル１Ｆ	20	八人町	常, 神, 熊, 土, い
こころの学校富山北 ・こころの学校千歳寮	千歳町三丁目３番１２号	14	八人町	常, 神, 熊, い
すずかぜ工房 （従：すずかぜ工房）	館出町一丁目１０－１	10	柳町	常, 神, い
生活介護施設ラッコハウス	西公文名町４番１７号	20	清水町	常
分々	千石町二丁目５番１１号	20	西田地方	常, 神, 熊, 土, い
ＪＯＢ相生 （主：ＪＯＢ相生）	相生町４番２号	30	西田地方	常, 神, 熊, 土, い
ＪＯＢ相生 （従：ＪＯＢ堀分所）	堀端町４番２４号	10	西田地方	常, 神, 熊, 土, い
サンズ	掛尾町４７６番地２	20	堀川	常, 熊, 土
ありがとうの家	堀川小泉町１－１４－１４	10	堀川	常
グループホームフレンズ（男性棟）	大町１４６番地	5	堀川	常
グループホームフレンズ（女性棟）	大町１４６番地	5	堀川	常
和々	太郎丸本町三丁目４番地５	20	堀川	常
話々	東中野町三丁目１１番７号	20	堀川	常, い
デイサービスセンターふる里の風堀川	堀川町４７５	60	堀川南	常
ひまわりワーク	清水元町３番３号	20	東部	常, い
ひまわりワーク清水元町店	清水元町２番地４春田ビル２階	20	東部	常, い
就労継続支援Ａ型アシスト	石金二丁目４番６号アートビル３	20	東部	常, い
デイサービスセンターふる里の風	住吉町２－６－１９	34	東部	常
多機能型施設ジョブステーションさくら長江事業所	長江本町２－４５	20	東部	常
つばさ	長江新町二丁目５番４３号	20	東部	常, い
グループホーム・ハートビート	西長江三丁目５番１８号	4	東部	常, い
就労支援Ａ型事業所オレンジワークス	四ツ葉町２２番２３号	20	奥田	神
孫の手デイサービス	四ツ葉町１９番３号	54	奥田	常, 神, い
多機能型施設ジョブステーションさくら奥田事業所	下奥井一丁目１２番５号	20	奥田	常, 神, い
ｓｅｌｆ－Ａハニービー環水公園前	湊入船町３－３０ＫＮＢ入船別館	20	奥田	常, 神, 熊, い
第１けやきホーム	四ツ葉町７番８号－２０５号　ライトクローバー	4	奥田	常, 神
グループホーム花みずき弐番館	曙町２番２３号	4	奥田	常, 神, 熊, い
こころの学校富山北 ・こころの学校久方寮	久方町６番１２号	12	奥田	常, 神, 熊, い
グループホームｆ５の部屋	奥田双葉町１５‐３２奥田双葉町ハイツⅠ	10	奥田	常, 神, 熊, い
グループホームｆ５の部屋　別館	奥田双葉町１－２１奥田双葉町ハイツⅡ	7	奥田	常, 神, 熊, い
ファンティーニ下新本町店	下新本町１０番４９号	20	奥田北	常, 神, 熊, い
梨の木苑 ・渋渓寮	安養坊７５４－３	6	桜谷	神, 井, 山
あかりハウス	安養坊５８２番地１	20	桜谷	神, 井, 山
グループホームゆりの木	五福４７４番地２	13	五福	神, 井, 山
ゆりの木の里就労継続支援B型事業所	五福４７４番地２	40	五福	神, 井, 山
富山中央サテライトケアセンター	五福１０区４５４８ リズエール２０１	－	五福	神, 井, 山
ゆりの木の里短期入所事業所	五福４７４‐２	2	五福	神, 井, 山
ジョブスクールさくらだに	安養坊１２１番地１２	20	桜谷	神, 井, 山
富山地域福祉事業所デイサービスぽぴー	寺町けや木台７１番地	54	五福	神, 井, 山
日本社会福祉デザインセンター	高田５２７番地 富山県総合情報センタービル	20	神明	神, 井, 山
日本社会福祉デザインセンターB型	高田５２７番地 富山県総合情報センタービル	20	神明	神, 井, 山
グループホーム静和 ・結いの家	羽根字外窪割１４４２－２２	6	神明	神, 西, 井
グループホーム静和 ・相の家	羽根字外窪割１４４２－２１	5	神明	神, 西, 井

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
グループホーム静和 ・千の家	羽根１４３１－３	5	神明	神,西,井
多機能型就労支援事業所ワークハーバーＭＵＲＯＹＡ	東岩瀬村１番地	31	岩瀬	神
グループホームコリーグＭＵＲＯＹＡ	富山県西宮町５６番地２	5	岩瀬	神
ＯＮＥＤＡＹサポートセンター	岩瀬古志町１８番地	20	岩瀬	神
グループホームいいね ・グループホームいいね岩瀬	岩瀬土場町４６２番地３	6	岩瀬	神,津波
グループホームいいね ・グループホームいいね幸町	岩瀬幸町５１３	5	岩瀬	常,神,熊,津波
とやま型デイサービス大きな手小さな手	蓮町二丁目９番８号	22	萩浦	神
オーシャン	蓮町一丁目１番５１号	20	萩浦	神
一般社団法人サンピース支援センター	大島二丁目５９６番地３１	10	藤ノ木	常
デイサービスセンターふる里の風中田	中田一丁目１１－１６	60	大広田	神
ほまれの家富山東店	中田三丁目６番２８号	40	大広田	なし
多機能型事業所ミュール（A型）	下飯野８番地１	30	針原	常
多機能型事業所ミュール（B型）	新屋１４９番１	15	広田	常
高志生活訓練センター	下飯野３６番地	20	針原	常
高志ワークセンター	下飯野３６番地	34	針原	常
指定療養介護事業所富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	下飯野３６番地	30	針原	常
指定療養介護事業所（こども棟）富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	下飯野３６番地	50	針原	常
指定生活介護事業所富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	下飯野３６番地	5	針原	常
デイサービスまめの木	町袋１２８番地１	18	針原	常
きらら就労継続支援Ｂ型事業所	城川原三丁目６番１９号	20	豊田	常,神,熊,い
小さな幸せの家ホーム	城川原三丁目６番１４号	5	豊田	常,神,熊,い
小さな幸せの家	城川原三丁目６番１４号	20	豊田	常,神,熊,い
小さな幸せの家短期入所センター	城川原三丁目６番１４号	2	豊田	常,神,熊,い
第２けやきホーム	上赤江町一丁目１３番５号	9	広田	神
障害者就労継続支援Ｂ型事業所こころみ	新屋１６８番地	20	広田	常
ＪＯＢ下赤江	下赤江町一丁目１３番３号	20	広田	神
就労継続支援コラーレ富山（A型）	新庄本町三丁目２番２号	20	新庄	常
ラ・ポール	大田口通り二丁目２番１６号	20	星井町	常,神,熊
ＢＲＯＳ	新庄町四丁目３番１３号	20	新庄	常
はたらくわ	富岡町３５５番地	25	藤ノ木	常
このゆびとーまれ	富岡町３５５	18	藤ノ木	常
ショートステイこのゆびとーまれ向い	富岡町３６５番地	－	藤ノ木	常
デイサービスこのゆびとーまれ向い	富岡町３６５番地	20	藤ノ木	常
デイサービスセンターゆとり～な	中間島二丁目２７番地６	18	藤ノ木	常
コスモスの里大江干	大江干３４番地１	57	藤ノ木	常
なごなるの家	山室２９３番地５	54	山室	常,い
すずかぜ工房 （主：すずかぜ工房）	城村１４７番地３	10	太田	常
デイサービスセンターそくさい家	太田１４５番地１	30	太田	常,い
太田ひまわり	太田２１３番地	20	太田	常,い
巧	太田２１３番地	20	太田	常,い
ひまわり	太田２１３番地	40	太田	常,い
かえでデイサービス黒崎	黒崎２９１番地	23	蜷川	常,熊,土
グループホームわおん富山 ・グループホームわおん富山	上袋５８９番地　プレジデントステイツ上袋Ｃ棟１０１号	3	蜷川	常,熊,土
グループホームわおん富山 ・わおん富山Ｗｏｍａｎ	上袋５８９番地　プレジデントステイツ上袋Ａ－３０２号室	3	蜷川	常,熊,土
グループホームわおん富山 ・グループホームわおん富山２	上袋５８９番地　プレジデントステイツ上袋Ｄ３０１	4	蜷川	常,熊,土
グループホームわおん富山 ・わおん富山Ｗｏｍａｎ２	上袋５８９番地　プレジデントステイツ上袋Ｄ２０２	3	蜷川	常,熊,土
グループホームわおん富山 ・わおん富山Woman３	上袋５８９番地　プレジデントステイツ上袋Ａ２０１号	3	蜷川	常,熊,土
グループホームわおん富山 ・わおん富山woman４	上袋５８９プレジデントステイツ上袋Ａ４０１	4	蜷川	常,熊,土
就労支援多機能型事業所わかば	赤田６９３番地	20	蜷川	常,熊,土
ぴーなっつ	蜷川１番地３	20	蜷川	常,熊,土
らいちょう蜷川	蜷川１５番地	20	蜷川	常,熊,土
就労継続支援Ａ型事業所清琉	赤田６９４番地２	20	蜷川	常,熊,土
就労継続支援Ａ型事業所ほたる	赤田６９３番地	20	蜷川	常
さんらいず	上袋２８１番地１フェアリーテールビル２階	20	蜷川	常,熊
富山市生活介護事業所第１あすなろ	蜷川１５番地	40	蜷川	常,熊,土
富山市生活介護事業所第２あすなろ	蜷川１５番地	20	蜷川	常,熊,土
ＪＯＢにながわ	蜷川１５番地富山市通所作業センター内	30	蜷川	常,熊,土
つばさの郷	才覚寺８６１番地	20	新保	神,熊
ジョブステーションさくら下熊野事業所	下熊野２０４番地４	20	熊野	常,熊,土
らいちょう熊野	悪王寺２２９番地	20	熊野	常,熊,土
月岡デイサービスセンターやまゆり	中布目１６３番地	36	月岡	常,熊
デイサービスセンターまる～な	開発２２３番地	38	月岡	常
ショートステイふるさとのあかり	四方荒屋３２２３番地	－	四方	神
ふるさとのあかり	四方荒屋３２２３番地	75	四方	神
グループホームあかり	八町２０３７番地２	4	八幡	神
つくしの家 （主：つくしの家）	八町５２７４－２	9	八幡	神

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
ふるさとのあかり八町	八町２０３７番地２	75	八幡	神
ほっと	八幡７５０番地３	12	八幡	神
デイサービスこのゆびとーまれ茶屋	茶屋町４４１－３	30	呉羽	
吉田内科クリニックデイサービスセンター「あゆみ」	吉作３６４番地２	56	呉羽	
グループホーム家路 ・グループホーム家路	呉羽つつじが丘２４８番地３	4	呉羽	
フレンドリーハウス	高木西１１８	40	呉羽	庄, 神
フレンドリーホーム ・フレンドリーホーム第１	高木西１２８	6	呉羽	庄, 神
フレンドリーホーム ・フレンドリーホーム第２	高木西１３０－２	6	呉羽	庄
フレンドリーホーム ・フレンドリーホーム第３	呉羽東町７２７５－１	6	呉羽	
フレンドリーホーム ・フレンドリーホーム第４	高木西１３０－２	5	呉羽	庄
フレンドリーホーム ・フレンドリーホーム第５	高木西１３０－２	7	呉羽	庄
梨の木苑 ・若月寮	呉羽水上町１番地１１	4	呉羽	
梨の木苑 ・金草寮	花木９８－１	5	呉羽	
やねのうえのガチョウ	呉羽町２１６４番地９	36	呉羽	
ショートステイこのゆびとーまれ茶屋	茶屋町４４１番地３	－	呉羽	
ワークハウス連帯	北代５２００番地	20	長岡	
グループホーム家路 ・グループホームこのみハイム	北代字田淵４９５６－１	2	長岡	
グループホーム家路 ・グループホームなごみハイム	北代５３２５　バロンハイム１０７号室・２０６号室	2	長岡	
和敬会生活訓練センター	北代５２００番地	18	長岡	
梨の木苑 ・たち山寮	北代５２８１番地４	5	長岡	
ＦＵＮＦＡＲＭのづみ野 （従：ＦＵＮＦＡＲＭのづみ野（未来））	八ヶ山４１８５	10	長岡	土砂警戒
あすなろセンター	野口南部１３２番地	20	寒江	
つくしの家 （従：ウェルカムハウスつくし）	中沖３８０番地	5	寒江	庄, 神
ウォーム・ワークやぶなみ	西金屋８３６３番地２	80	古沢	
梨の木苑 ・群竹寮	西金屋６６８２	7	古沢	土砂警戒
梨の木苑 ・いわせのＡ棟	西金屋６６７７番１	6	古沢	土砂警戒
梨の木苑 ・いわせのＢ棟	西金屋６６７７番１	6	古沢	土砂警戒
梨の木苑 ・つまま寮	西金屋字高山６６９６番地８	7	古沢	土砂警戒
梨の木苑・ なでしこ	西金屋字高山６６９４番地５	7	古沢	土砂警戒
作業センターふじなみ	西金屋６６９４番地４	60	古沢	土砂警戒
ファンティーニ	中老田１３４２番地４の２	15	老田	
だいだい水橋	水橋中村町６７番地１	14	水橋中部	常, 上, 白
グループホームしおんの家・愛	水橋辻ヶ堂８４２番地１	4	水橋西部	常, 白
しおんの家	水橋辻ヶ堂７７７	－	水橋西部	常, 白
デイサービスしおんの家	水橋辻ケ堂７７７	30	水橋西部	常, 白
グループホームフラワー	水橋柳寺３３番地１	22	水橋東部	常, 上, 白
れいんぼーめぐり （主：れいんぼーめぐり）	水橋狐塚３０番地２６	20	水橋東部	常, 上, 白
れいんぼーめぐり	水橋狐塚３０番地２６	20	水橋東部	常, 上, 白
ほまれの家水橋店	水橋伊勢屋１０６番地	20	三郷	常, 白
グループホーム「かがやき」	水橋的場２２０番地	18	三郷	常
グループホーム「つくしん坊」	水橋肘崎４４１番地３	6	三郷	常
ショートステイ虹の丘三郷	水橋小路２８６番地２	3	三郷	常, 白
グループホーム虹の丘三郷	水橋小路２８６番地２	8	三郷	常, 白
いずみ	堀川町５８８番地２６	20	堀川	常
ＪＯＢふたくち	二口町四丁目１０番地１５	20	光陽	常, 神, 熊, 土
ひかりテラス	万願寺３５５番地１	4	船峅	
セーナー苑グループホームほのか ・船峅の家Ａ棟、Ｂ棟	坂本４６８	8	船峅	
セーナー苑グループホームほのか ・野田の家	南野田７１	7	船峅	
就労継続支援事業所工房ＣｏＣｏ	坂本３１１０番地	20	船峅	
就労支援事業所あおぞら	坂本３１１０番地	20	船峅	
障害福祉サービス事業所萌黄	坂本３１１０番地	20	船峅	
ワン・ファーム・ランド	横樋８番地	40	船峅	
いきいき元気クラブ	上大久保１３１０番地１	35	大沢野	
セーナー苑グループホームほのか ・上二杉の家Ａ棟、Ｂ棟	上二杉５８３－１	8	大沢野	
セーナー苑グループホームほのか ・長附の家	長附４２８番地３	6	大沢野	
セーナー苑グループホームほのか ・桜ヶ丘の家	長附８３０番地	5	大沢野	
セーナー苑グループホームほのか ・サルビアの家	長附３１７番地１８	5	大沢野	

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
あゆみの郷	稲代１０２３	57	大沢野	
就労支援事業所ハーベスト	稲代４１番地４	20	大沢野	
生活介護あゆみの郷	稲代１０３７	20	大沢野	
多機能事業所ステップ	稲代１０２０番地３	20	大沢野	
デイサービスきぼう	上大久保１５８５－１	20	大久保	
ナーシングホーム希望のひかり	上大久保１５８１－１	27	大久保	
ヘルパーステーションすみれ	上大久保１５８５番地１	－	大久保	
こころ	下大久保３３８２番地３モアクレスト風テナント３	20	大久保	
富山型デイサービスくわの里	桑原６２	54	大庄	常
あさがお （従：大山福祉サークルひだまりの家）	八尾町大杉３３８７番地２	12	福沢	
デイサービスありがた家	八尾町福島三丁目７９	42	保内	井
ふれんどりーハウス ・オアシス２０２	八尾町福島五丁目５ ウィンドタウン八尾２０２号	2	保内	井
ふれんどりーハウス ・オアシス１００	八尾町福島五丁目５ ウィンドタウン八尾１００号	6	保内	井
ふれんどりーハウス ・オアシス２０３	八尾町福島五丁目５ ウィンドタウン八尾２０３号	2	保内	井
北陸メディカルサービス株式会社八尾営業所	八尾町福島字牧野１０１番地１	－	保内	
おわらの里	八尾町黒田５３番地３	20	杉原	
ふれんどりーハウス ・ほっとハウス	八尾町井田５０７	6	杉原	
ひまわりの郷	八尾町井田５０８番地１	38	杉原	
あさがお （主：あさがお）	八尾町大杉３３８７－２	20	杉原	
ふれんどりーハウス ・ステップハウス	八尾町水口１６５６	7	野積	
ふれんどりーハウス ・ほのぼのハウス	八尾町上ケ島１９－３	3	野積	
秋桜の里	八尾町水口８８番地	20	野積	
ＦＵＮＦＡＲＭのづみ野 （主：ＦＵＮＦＡＲＭのづみ野）	八尾町西川倉２３番地１	10	野積	土砂警戒
こころの学校八尾 ・こころの学校西川倉寮	八尾町西川倉１４１０－４	6	野積	土砂警戒
こころの学校八尾 ・こころの学校下牧寮	八尾町下牧２１３番地	7	野積	土砂警戒
こころの学校八尾 ・こころの学校東布谷寮	八尾町東布谷１４７８番地１	5	野積	土砂警戒
こころの学校八尾・風楽里	八尾町下新町１４８１番地	5	野積	井
デイサービスひより鵜坂	婦中町鵜坂１３９	36	鵜坂	神, 西, 井
グループホーム静和 ・道の家	婦中町羽根新５番地	4	鵜坂	神, 西, 井
特別養護老人ホーム喜寿苑	婦中町塚原１２２番地	－	鵜坂	神
つくしの家婦中	婦中町広田５６５０番地	15	宮川	
オリーブハウス	婦中町蔵島１５０番地	7	婦中熊野	神, 西
富山市婦中生活介護事業所	婦中町羽根１０６８番地１２	20	古里	井, 山
恵風会グループホーム ・羽根の家Ａ	婦中町羽根１０６８－１２	7	古里	井, 山
恵風会グループホーム ・羽根の家Ｂ	婦中町羽根１０６８－１２	7	古里	井, 山
恵風会グループホーム ・羽根の家Ｃ	婦中町羽根１０６８－１２	7	古里	井, 山
多機能型事業所このみ	婦中町羽根１０６８番地１２	44	古里	井, 山
独立行政法人国立病院機構富山病院	婦中町新町３１４５番地	175	古里	土砂警戒
どんぐり工房	山田宿坊１番地８	20	山田東部	土砂警戒
さくらグループホーム長江	長江本町２番４６号	22	東部	常
多機能型きらり夢工房	桑原２１７番地１４	20	大庄	常
ほまれの家経堂店	経堂三丁目１０番３１号	20	新庄	常
デイサービス愛の家	開発１８１番地	30	月岡	常
Ｕ－ＭＡＴＥ富山センター	奥田新町８番１号ボルファートとやま１００８号	20	清水町	常, 神, い, 熊, 土
ワークステーションさくら長江事業所	長江本町２番４７号	15	東部	常
Ｂ型いいね	岩瀬幸町５０５番地	20	岩瀬	常, 神
オリーブハウス水橋	水橋辻ケ堂６９９番地２	7	水橋西部	常, 白
ワーカウト富山	本郷町５１番地１	20	堀川南	常, い
フローレンスジョジョ	藤木１５４２番地１	2	藤ノ木	常
らいふず	太郎丸西町一丁目２番地３	20	光陽	常, 神, 熊, 土
ウェルビー富山センター	新桜町２番２１号ＭＫＤ．９富山ビル１階		総曲輪	常, 神, 熊, 土, い
ソーシャルインクルーホーム富山天正寺	天正寺１３６０番地	20	山室	常, い
短期入所富山天正寺	天正寺１３６０番地	2	山室	常, い
ディーキャリア富山オフィス	安住町７番１８号 富山安住町第一生命ビルディング３Ｆ	20	総曲輪	常, 神, 熊, 土, い
うちくるアシスト富山	西野新４７番地	60	山室中部	常
かたかごの里	二俣３６８番地１	20	蜷川	常
多機能型事業所希望のきずな	上大久保１３０８番地２	20	大沢野	
就労継続支援事業Ａ型・Ｂ型「久遠チョコレート富山」	向新庄町五丁目７番３５号	30	新庄北	常
Ｇ＆Ｇパズルワークス　富山	堀川町３００番地セ・モンテビル２０７号	20	堀川	常
わくや	上大久保２１０９番地２	20	大沢野	
セレスト	開発２０１番地	20	三郷	常

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
きずな	太田字住吉割２１３番地１	20	太田	常,い
ｇｎｕ富山上冨居	上冨居三丁目１番２７号	4	広田	常,神
ｇｎｕ富山水橋肘崎	水橋肘崎１１２番地８	4	三郷	常,白
グループホームいいね土場町	東岩瀬町（岩瀬土場町）３９２番地１	10	岩瀬	常,神,熊,津波
ペット共生型グループホームシー・ズー	向新庄町一丁目３９５番６号	4	新庄	常
テルエ家八尾東	八尾町薄島６３番地２	7	杉原	
わいあっと	針原中町４３５番地	20	針原	常
ＣｌｏｖｅｒＷｏｒｋｓ	富山市奥田新町８番１号ボルファートとやま１０４室	15	奥田	常,神,熊,土,い
就労継続支援コラーレ富山（B型）	金泉寺４００番地１	20	新庄北	常
グループホーム静和 ・正明寮	羽根１２１１－５	8	神明	神,西,井
ぼらハートつくし	金屋字古屋敷４１９８番地１	24	五福	神,井,山
デイサービスセンターゆいゆい	婦中町中名９０３番地３３	15	婦中熊野	神,西
デイサービスすまいる	上大久保８９３番地１	25	大沢野	なし
すまいる・きゃりあ	婦中町長沢字中坪４６１４番地１	20	その他	山
Ｓｈｉｎｙ	諏訪川原一丁目１０番１９号　2階	20	安野屋	い,熊,常,神,土
つなぎ	本郷中部４４０番地	20	寒江	庄、神
富山オレンジ	四ツ葉町２２番２３号	20	奥田	神
多機能型施設ＳＡＣＣＡ豊田	栗島町二丁目１番４２号	20	奥田北	い、熊、常、神
グループホームゆいゆい	婦中町中名９０３番地３３	6	婦中熊野	神,西
グループホームひとつだけの花	東老田812番地	7	老田	なし
グループホーム　ニューリーフ富大前	五福３４１５番地２２	4	桜谷	井,山,神
さくらグループホーム向新庄（男子棟・女子棟）	向新庄２３２番地１	20	藤ノ木	常
まる	中川原１４３番地５	7	山室	常,い
くらぱれ奥田（グレープ・オレンジ）	下新本町５番２７号	17	奥田	常,神,熊,い
スカイハウス富山南新町	南新町３番２号	4	五番町	常,神
スカイハウス上袋（１・２・３）	上袋589番地プレジデントステイツ上袋（B302号室・B301号室・D302号室）	12	蜷川	熊、常、土
〈障害児通所支援事業の用に供する施設〉				
ヴィストカレッジ富山県庁前	丸の内１丁目５－８マンション堺捨１階	10	総曲輪	常,神,熊,土,い
こども発達支援室	総曲輪四丁目４番８号	10	総曲輪	常,神,熊,土,い
ヴィストカレッジ富山駅前	神通本町２－２－１６Ａｇｒｏｓｔ Ｔｏｗｅｒ富山駅前１Ｆ	10	愛宕	常,神,熊,い,土
ヴィストカレッジ富山環水公園前	牛島本町二丁目２番１０号	10	愛宕	常,神,熊,土,い
まちなかハウスぽっけ	於保多町８－１０－５	10	柳町	常,神,熊,い
ひまわり畑	清水中町１番１４号	20	清水町	常
ゆいの木ココカラ	太田口通り一丁目６番３号	10	星井町	常,神,熊
トータルサポートライトブレイン大町校	大町１０番地５	10	堀川	常
ありがとうの家	堀川小泉町一丁目１４番１４号	10	堀川	常
放課後等デイサービス事業所めばえ	下堀４５－５	10	堀川南	常,い
トータルサポートライトブレイン堀川	二口町四丁目１番地３	10	光陽	常,神,熊,土
放課後等デイサービスほっぷ・すてっぷ	清水元町３－３	10	東部	常,い
孫の手デイサービス	四ツ葉町１９番３号	18	奥田	常,神,い
富山市恵光学園	石坂新９５０番地１	10	桜谷	神,井,山
放課後等デイサービスひかり	石坂新１１１－３０	10	桜谷	神,井,山
ぼらハートつくし	金屋字古屋敷４２１５番地２	6	五福	神,井,山
富山地域福祉事業所デイサービスぽぴー	寺町けや木台７１番地	18	五福	神,井,山
とやま型デイサービス大きな手小さな手	蓮町二丁目９番８号	11	萩浦	神
キッズルームちょこれいと	針原中町４３５番地	10	針原	常
指定児童発達支援事業所 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	下飯野３６	10	針原	常
指定放課後等デイサービス事業所 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	下飯野３６	5	針原	常
デイサービスまめの木	町袋１２８番地１	18	針原	常
さくらんぼ	上赤江町二丁目４番３８号	10	広田	神
キッズルームびすけっと	上赤江町二丁目９－２２	10	広田	神
ガンバ村スペシャルキッズ	新庄町２丁目１５－３４	10	新庄	常
フローレンスジョジョ	藤木１５４２番地１	5	藤ノ木	常
このゆびとーまれ	富岡町３５５	18	藤ノ木	常
デイサービスこのゆびとーまれ向い	富岡町３６５番地	22	藤ノ木	常
なごなるの家	山室２９３番地５	18	山室	常,い
愛の家ジュニア	月岡東緑町２丁目１０６番地	10	月岡	常,熊
月岡デイサービスセンターやまゆり	中布目１６３	18	月岡	常,熊
ふるさとのあかり	四方荒屋３２２３番地	25	四方	神
つくしの家	八町５２７４番地２	5	八幡	神
ほっと	八幡７５０番地３	10	八幡	神
キッズルームたまご	金山新東１３番地２	10	草島	神
キッズルームひよこ	金山新東１９０番地	10	草島	神,井,山
キッズルームライチ	呉羽町７３３１番地５	10	呉羽	
デイサービスこのゆびとーまれ茶屋	茶屋町４４１－３	15	呉羽	
ウェルカムハウスつくし	中沖３８０番地	10	寒江	庄,神
ミックスベリー	平岡１８０番地	10	池多	
だいだい水橋	水橋中村町６７番地１	6	水橋中部	常,上,白
デイサービスしおんの家	水橋辻ケ堂７７７	10	水橋西部	常,白
トータルサポートライトブレインふたくち校	二口町４丁目１番地３	10	光陽	常,神,熊,土
トータルサポートライトブレイン上飯野校	上飯野字道ノ下９番地１	10	新庄北	常

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
ひこうき雲	万願寺３５５－１番地	10	船峅	
アオハル	下大久保38-1	10	大久保	
デイサービスありがた家	八尾町福島三丁目７９	10	保内	井
放課後等デイサービスあみ	婦中町速星２０４番地	10	速星	神,西,井,坪
キッズルームレモン	婦中町西本郷６６２番地１	10	鵜坂	神,西,井
デイサービスひより鵜坂	婦中町鵜坂１３９	18	鵜坂	神,西,井
つくしの家婦中	婦中町広田５６５０番地	5	宮川	
多機能型事業所このみ	婦中町羽根１０６８番地１２	10	古里	井,山
独立行政法人国立病院機構富山病院	婦中町新町３１４５番地	5	古里	土砂警戒
ヴィストカレッジ富山駅北	牛島本町二丁目７番８号	10	愛宕	常,神,熊,い,土
くじらぐも	古志町三丁目１番地１	10	浜黒崎	常
サニー	富山市婦中町田島１０１６番地５	10	鵜坂	神、西、井
あいうえおん	婦中町速星８９番地１　Ａ・ウオッシュ婦中ベースＡ－５	10	速星	神,西,井
コペルプラス富山教室	二口町二丁目１４番地５　ホーリー・ワンビル２階	10	光陽	常,神,熊,土
放課後等デイサービスtette	海岸通１７６番地６	10	大広田	常,神
デイサービス愛の家	開発１８１番地	15	月岡	常
あいうえおん　みらい	婦中町速星９９７番地	10	速星	神,西,井,坪
トータルサポートライトブレインアロマプラス	掛尾町２４３番地６	10	堀川	
SACCA	窪本町５番地１６	10	奥田	常,神,い
放課後等デイサービスほたる	堀６番地１２	10	堀川南	常
一般社団法人サンピース支援センター	大島二丁目６０８番地	10	藤ノ木	常
お迎え・集団療育型ライトブレインキッズ藤ノ木校	藤木１８５７番地５	10	藤ノ木	常
ヴィストカレッジ富山中央	牛島本町二丁目７番８号	10	愛宕	常,神,熊,い,土
きみ色とやま	鹿島町二丁目５番１号	10	安野屋	常,神,熊,土,い
スポーツコミュニケーションスクールカラフル富山けやき通り校	新根塚町一丁目５番１号	10	西田地方	常,神,熊,土,い
発達支援スクールＯｎｅＵｐ	上袋６０５番地　それいゆiビル３－Ｂ	10	蜷川	常,熊,土
ｔｗｉｎ	長江一丁目４番１３号	10	東部	常
キッズホームリリーフ	上冨居一丁目４６番１号	10	広田	常
となりのくじらぐも	古志町三丁目１番地１	10	浜黒崎	常
コペルプラス富山中央教室	堀川小泉町４９３番地	10	堀川	常
パレット	西大沢１４８番地５	20	大沢野	
多機能型施設SACCA豊田	粟島町二丁目１番４２号	10	奥田北	常,神,熊,い
〈地域活動支援センター〉				
富山生きる場センター	今泉３１２	－	堀川	常,熊
ゆりの木の里	五福４７４－２	－	五福	神,井,山
れいんぼーみさき	針原中町９０５	－	針原	常
富山市身体障害者デイサービスセンター	蜷川１５	－	蜷川	常,熊,土
アミティ工房	蜷川１５ 障害者福祉プラザ内	－	蜷川	常,熊,土
ガラス工芸共同作業所	蜷川１５ 障害者福祉プラザ内	－	蜷川	常,熊,土
和敬会生活訓練センター	北代５２００番地	－	長岡	
あすなろセンター	野口南部１３２番地	－	寒江	
ワークハウス・フレンズ	婦中町羽根新５	－	鵜坂	神,西,井
＜ケアハウス等＞				
九重荘	流杉177-3	70	山室中部	常
ケアハウスとやま	小西176	100	針原	常
ケアハウス三寿荘	大泉町二丁目1-1	52	堀川	常,神,い
ケアハウス城南	今泉西部町12-1	50	光陽	常,神,熊,土
ケアハウスゆりかごの里	豊城町15-7	80	豊田	常,神,熊,い
ケアハウスめぐみ	丸の内三丁目3-25	69	総曲輪	常,神,熊,土,い
ケアハウスひかりの花苑	上袋545-3	50	蜷川	常
ケアハウスそよかぜの郷	稲代36	60	大沢野	
ケアハウス婦中苑	婦中町羽根1092-2	60	古里	井,山
＜介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）＞				
ソレイユ	下堀50-6	70	堀川南	常
あすなろの郷	下新北町6-45	70	奥田北	常,神,熊,い
すみれ苑	横越180	100	浜黒崎	常
アルペンハイツ	小西170	41	針原	常
三寿苑	大島三丁目147	100	藤ノ木	常
ながれすぎ光風苑	流杉77	68	山室中部	常
ふなん苑	石屋237	80	太田	常
にながわ光風苑	蜷川89	69	蜷川	常,熊,土
白光苑	山岸95	80	八幡	神,井,山
和合ハイツ	布目1966-1	80	倉垣	神
梨雲苑	吉作1725	90	呉羽	
梨雲苑ゆうゆう	野口南部121	40	寒江	
くれは苑	中老田845	70	老田	
晴風荘	水橋辻ヶ堂466-8	70	水橋西部	常,白
しらいわ苑	水橋新堀17-1	100	三郷	常,白,栃
敬寿苑	今泉西部町1-3	150	光陽	常,神,熊,土
ささづ苑	下タ林141	48	大沢野	
太陽苑	新村87-2	50	大久保	熊
はなさき苑	花崎80	80	大庄	常
椿寿荘	八尾町奥田80	50	保内	井
たちばな荘	八尾町奥田79	36	保内	井
のりみね苑	八尾町乗嶺546	44	野積	土砂警戒

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
喜寿苑（従来型）	婦中町塚原122	42	鵜坂	神
喜寿苑（ユニット型）	婦中町塚原122	38	鵜坂	神
ふるさと敬寿苑	婦中町羽根1092-2	80	古里	井,山
＜介護老人保健施設（老人保健施設）＞				
富山ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾎｰﾑ	丸の内三丁目3-22	79	総曲輪	常,神,熊,土,い
西町セントラル・ヴィレー	古鍛冶町5-13	70	五番町	常,神
シルバーケア今泉	今泉218	96	堀川	常,熊
チューリップ苑	長江五丁目4-33	100	東部	常,い
白雲荘	流杉123	100	山室中部	常
シルバーケア栗山	栗山900	100	新保	神,熊
みどり苑	秋ヶ島146-1	100	新保	神
みわ苑	小中290-1	96	熊野	常,熊,土
富山老人保健施設	上千俵町98-1	100	月岡	常
アメニティ月岡	月岡町2-189	96	月岡	常
レインボー	水橋新堀1	100	三郷	常,白,栃
シルバーケア城南	太郎丸西町一丁目6-6	96	光陽	常,神,熊,土
仁泉メディケア	手屋二丁目135-1	100	新庄北	常
かがやき	春日362-1	100	大沢野	
風の庭	八尾町福島七丁目42	150	保内	井
豊佳苑	婦中町萩島665-1	100	婦中熊野	神,西
シルバーケア羽根苑	婦中町羽根1092-2	100	古里	井,山
＜地域密着型介護老人福祉施設＞				
ひかり苑	西田地方町二丁目10-11	20	西田地方	常,神,熊,土,い
至宝館	堀川町465-1	20	堀川南	常
堀川南光風苑	本郷町262-15	29	堀川南	常
至宝館すまはぴ	堀川町375-1	29	堀川南	常
みのり	城川原一丁目17-14	20	豊田	常,神,熊,い
なごみ	飯野1-1	29	広田	常
あしたねの森	新庄町二丁目15-32	29	新庄	常
ユニットケアにながわ	二俣327-4	20	蜷川	常,熊,土
くまの光風苑	南金屋111	29	熊野	常
くれは陽光苑	中老田844-1	20	老田	
福祉コミュニティ呉羽あいの風	野々上340	29	老田	庄,神
せいふう	水橋辻ヶ堂535	20	水橋西部	常,白
ささづ苑	下タ林141	22	大沢野	
ささづ苑かすが	下タ林237	29	大沢野	
せせらぎの郷	小原屋202	29	大庄	常
＜グループホーム＞				
グループホームつばめ野	つばめ野二丁目78	18	四方	神
グループホームあざみ	辰巳町二丁目4-12	9	五番町	常,神,い
グループホームいずみの家	今泉209	27	堀川	常,熊
グループホーム至宝館	堀川町465-1	9	堀川南	常
グループホーム笑美寿	中島二丁目1-43	9	奥田北	常,神,熊,い
ケアホーム春らんまん五福	五福5993-1	18	五福	神,井,山
グループホーム日和野	下野1784-6	9	神明	神,井,山
グループホームえにし岩瀬	西宮1-1	18	岩瀬	常,神,熊,い,津波
ぐるーぷほーむ楽笑	千原崎二丁目4-30	18	萩浦	神
グループホーム笑美寿東	田畑852-3	9	大広田	常
グループホームなかまち	針原中町415-1	9	針原	常
グループホームみのり	城川原一丁目17-14	9	豊田	常,神,熊,い
グループホームなごみ	飯野1-1	9	広田	常
グループホーム「ふる里の風」	新庄町二丁目9-43	18	新庄	常
グループホーム コスモスの里	大江千32-1	9	藤ノ木	常
グループホームコスモスの里中間島	中間島二丁目1-10	18	藤ノ木	常
射水万葉会天正寺サポートセンター	天正寺484-1	9	山室	常
グループホーム山室の家	山室63	18	山室	常,い
グループホーム中川原の家	中川原399-1	18	山室中部	常,い
ひより	蜷川11-11	18	蜷川	常,熊,土
とやまケアセンターそよ風	上袋518-1	18	蜷川	常
グループホームにながわ	二俣327-4	9	蜷川	常,熊,土
ツクイ富山萩原グループホーム	萩原179-1	18	新保	神,熊
グループホームめぐみ	塚原195-1	27	新保	神,熊
グループホームみどりの丘	開発246	9	月岡	常
グループホームやまゆり	中布目163	9	月岡	常,熊
グループホームこちどり	月岡町四丁目159-2	9	月岡	
グループホーム黄金の愉	田尻西56-3	18	八幡	神,山
グループホーム このゆびとーまれ茶屋	茶屋町441-3	9	呉羽	
あさひホーム吉作	吉作4261-5	12	呉羽	土砂警戒
あさひホーム	北代189	9	長岡	
くれは陽光苑	中老田844-1	9	老田	
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑしおんの家・愛	水橋辻ヶ堂842-1	9	水橋西部	常,白
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑしおんの家・望	水橋辻ヶ堂777	9	水橋西部	常,白
グループホームせいふう	水橋辻ヶ堂535	9	水橋西部	常,白
グループホーム水橋の家	水橋上桜木38	18	水橋東部	常,上,白
グループホームさくら	水橋市田袋127	9	三郷	常
グループホーム城南	太郎丸西町一丁目7-2	27	光陽	常,神,熊,土
グループホーム花芙蓉	掛尾町540-1	9	光陽	常,熊,土
グループホームつばさ	春日368-1	27	大沢野	
グループホームきぼう	上大久保1581-1	18	大久保	
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑときわ木の里	中大浦168-2	18	大庄	常,熊

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
せせらぎの郷	小原屋202	18	大庄	常
グループホームおわら	八尾町西町2386	9	八尾	
グループホームやつお	八尾町井田610-1	18	杉原	
グループホーム婦中の家	婦中町添島547-4	18	婦中熊野	神,西
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑあっとほーむ婦中	婦中町中名1077-7	9	婦中熊野	神,西,坪
グループホームやまだ	山田沼又88	18	山田西部	土砂警戒
＜介護医療院＞				
いま泉病院介護医療院	今泉220	104	堀川	常,熊
介護医療院せいわ	針原中町336	33	針原	常
流杉病院介護医療院	流杉120	170	山室中部	常
栗山介護医療院	開発133	48	月岡	常
介護医療院　尽誠会	水橋辻ヶ堂466-1	100	水橋西部	常,白
城南内科介護医療院	太郎丸西町一丁目6-6	89	光陽	常,神,熊,土
富山城南病院介護医療院	太郎丸西町一丁目8-1	54	光陽	常,神,熊,土
おおやま病院介護医療院	花崎85	58	大庄	常
友愛温泉病院介護医療院	婦中町新町2131	120	古里	
誠友病院介護医療院	上千俵町103	56	月岡	常
萩野病院介護医療院	婦中町萩島315-1	44	婦中熊野	神,西
八尾総合病院介護医療院	富山市八尾町福島７丁目４２	48	八尾	井
＜養護老人ホーム＞				
ながれすぎ光風苑	流杉77	60	山室中部	常
慈光園	西番104-1	120	太田	常
＜その他＞				
八尾園	八尾町福島前山10	180	八尾	土砂警戒
＜有料老人ホーム＞				
有料老人ホームさや	清水中町4-1	34	清水町	常,い
あかえ	下赤江町二丁目3-14	22	広田	常,神,熊,い
グループハウスまめな家生活支援ハウス	手屋三丁目8-40	10	新庄北	常
シニアライフもなみ	太郎丸本町一丁目10-23	157	堀川	常,い
白岩川有料老人ホーム	水橋畠等297	71	水橋西部	常,神,熊,い
ケアメントハウス花みずき	稲荷町四丁目3-16	23	柳町	常,神,熊,土,い
有料老人ホームめぐみ	丸の内一丁目7-11	35	総曲輪	常
ひなたぼっことやま介護あんしんアパート	高畠町一丁目10-17	20	萩浦	神
有料老人ホームまな	婦中町田島869-1	8	鵜坂	常,い
日方江有料老人ホーム	針目269	22	浜黒崎	常,い
ケアメントハウス花みずき弐番館	曙町2-23	22	奥田	神,西,井
有料老人ホーム婦中の家	婦中町添島547-6	9	婦中熊野	神,井,山
有料老人ホーム東富山	中田二丁目8-37	28	大広田	神,熊
ケアメントハウス花みずき参番館	曙町2-23	21	奥田	常,神,熊,い
有料老人ホームケアセンチュリー富山	金代7	19	藤ノ木	常
みんなの家高屋敷	高屋敷142-5	21	山室中部	常,い
ケアプラザ虹の丘三郷	水橋小路287-1	34	三郷	常,白
はるかぜの丘	南野田70	15	船峅	
有料老人ホームおあしす	中島三丁目8-33	11	奥田北	常,神,熊,い
フールケア西田地方	長柄町二丁目1-10	32	西田地方	常,神,熊,土,い
スマイルジョジョ	藤木1972-4	12	藤ノ木	常
あいあいおくだの家	窪新町6-21	9	奥田	常,神,い
桜の森秋吉2号館	秋吉101-14	45	山室	常
フールケア水橋	水橋市江54-1	32	水橋中部	常,上,白
ありがとうホーム呉羽	吉作491-1	20	呉羽	
フールケア大沢野	上大久保484-1	38	大久保	
桜の森長江	長江新町三丁目265	34	東部	常
生涯現役アパート「レット・イット・ビー♪」	向新庄町四丁目14-48	20	新庄北	常
太陽のプリズム才覚寺	才覚寺259	60	新保	神,熊
フールケア天正寺	天正寺488	39	山室	常
うちくる富山新庄	向新庄二丁目11-6	32	新庄北	常
うちくる富山有沢	有沢155-1	32	神明	神,西,井
フールケア空港北	経田1313	30	新保	神,熊
有料老人ホームひまわり	栗島町二丁目2-1	20	奥田北	常,神,熊,い
フールケア南富山	大町7	46	堀川	常
有料老人ホーム空港店　Orchid	才覚寺246-4	32	新保	神,熊
ケアコミュニティまるとみ	追分茶屋472-1	27	呉羽	
オーキッド中川原	中川原5-4	32	山室	常,い
うちくる富山北代	北代4800-1	32	長岡	
オーキッド新庄	新庄町二丁目7-10	38	新庄	常
有料老人ホームなないろ	長江本町18-1	25	東部	常,い
ラストライフはるかぜ	南野田70-1	40	船峅	
有料老人ホームおきな	石金一丁目2-30	19	東部	常,い
桜の森本郷	本郷町63-1	40	堀川南	常,い
うちくる富山城川原	城川原一丁目10-17	32	豊田	常,神,熊,い
ありがとうホーム向新庄	向新庄7丁目17-10	18	新庄北	常
うちくる富山秋吉	秋吉130-5	32	山室	常,い
桜の森奥田	下新本町3-17	40	奥田北	常,神,熊,い
オーキッド大沢野	上大久保1503-10	22	大久保	
有料老人ホームなごみの和	上冨居一丁目7-2	21	広田	常
ナーシングホーム笑美寿東	田畑852-85	20	大広田	常
ありがとうホーム長江新町	長江新町3-3-35	24	東部	常
ＰＤハウス秋吉	秋吉130-4	52	山室	常,い
パステル西本郷	婦中町西本郷59-1	30	鵜坂	神,西,井,坪
笑ひ介護あんしんアパート	五福4区116	14	五福	神,井,山
ホクサン空港通り店	経田1226	23	新保	神,熊
ウェル百選上冨居有料老人ホーム	上冨居二丁目101番7	49	広田	常
有料老人ホームつばめ野	つばめ野二丁目78番地	9	倉垣	神

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
有料老人ホームCoco楽笑	蓮町四丁目563番1号	30	荻浦	神
ありがとうホームエンジョイライフ黒瀬	黒瀬218-1	38	光陽	常,神,熊,土
ファミーユ	松若町331番地	30	奥田北	常,神,い
アクアホーム富山中冨居	中冨居15番73号	46	広田	常
ナーシングホーム悠ライフ富山	山室250番7	41	山室	常,い
＜サービス付き高齢者向け住宅＞				
シニアプライベートハウス　ちゅらさん婦中	婦中町下轡田90-1	10	鵜坂	神,西,井
さくらハウス２号館	水橋市田袋108-1	22	三郷	常
新庄ヒルズ	向新庄町四丁目14-48	10	新庄北	常
サコージュー金泉寺	手屋三丁目8-39	28	新庄北	常
大町らん	大町66-1	15	堀川	常
サービス付き高齢者向け住宅　こいずみ	小泉町11-1	18	堀川	常
あすなろハウス永楽	永楽町41-22	47	奥田	常,神,熊,土,い
サコージュ　みずほ	婦中町上吉川132-1	20	神保	井,山
ありすが～でん１号館	赤田698-1	18	蜷川	常,熊,土
桜谷の里	石坂新830-1	30	桜谷	神,井,山
太陽のプリズム西荒屋	西荒屋990	49	新保	神,熊
シニアレジデンス　ビルト	館出町二丁目4-4	21	柳町	常,神,い
サービス付き高齢者向け住宅　コスモスの里	大江干30-3	20	藤ノ木	常
ライフケア　ゆずり葉	中市二丁目8番41号	5	山室	常,い
希望の郷	上大久保1585-1	62	大久保	
ありがとうホーム長江	長江二丁目2-12	28	東部	常,い
シルバーホーム呉羽あいの風	野々上341-1	38	老田	庄,神
新庄ヒルズⅡときめき	向新庄町四丁目14-48	10	新庄北	常
サービス付き高齢者向け住宅　たけしま	太田口通り二丁目2-16	20	星井町	常,神,熊
サービス付き高齢者向け住宅　リバブル和合	布目4021	31	倉垣	神
サービス付高齢者住宅「ふる里の風」	上赤江町一丁目12-6	24	広田	神
サービス付き高齢者向け住宅グレイス鵜坂	婦中町鵜坂139	20	鵜坂	神,西,井
ありがとうホーム黒瀬	黒瀬184	20	光陽	常,熊,土
サービス付き高齢者向け住宅Ｒ．あんじゅ	婦中町速星204	27	速星	神,西,井,坪
サービス付き高齢者向け住宅こうなんの家	蜷川11番6	28	蜷川	常,熊,土
サービス付き高齢者向け住宅おきな	石金一丁目2-30	12	東部	常,い
はるかぜホーム	南野田70	10	船峅	
サービス付き高齢者向け住宅堀川みなみ	下堀51-1	30	堀川南	常,い
川縁の里	大島三丁目177	30	藤ノ木	常
サービス付き高齢者向け住宅ひとと樹	町村69-1	30	山室中部	常
さくらコンフォート黒崎	黒崎291	41	蜷川	常,熊,土
愛の家	開発181	8	月岡	常
メゾン　ラ・サンテ	長江新町三丁目9-18	40	東部	常
サービス付き高齢者向け住宅ひとと樹Ⅱ	町村69-5	22	山室中部	常
ＴＨＥ　ＷＥＳＴ	婦中町下轡田1019	24	鵜坂	神,西,井
サウスガーデン八尾	八尾町福島七丁目42	30	保内	井
シニアタウン龍宮	北新町二丁目1-14	63	柳町	常,神,熊,土,い
さくらグランコートとやま北	石坂3322-1	47	桜谷	神,井,山
ありがとうホーム新屋	新屋29-5	20	広田	常
サービス付き高齢者向け住宅　あすケア五福	寺町字向田割9番1、9番2、10番1	30	五福	神,井,山
ふれあいの里　ひろた	鍋田17-27	40	広田	
シニアプラザあんじゅーる	上二杉420-3	22	大沢野	
ホクサン上轡田	婦中町上轡田806番1	27	鵜坂	神,西,井
アーバンハイツ２１　陽だまりの里	中市一丁目27-20	10	山室	常,い
桜の森秋吉１号館	秋吉147-1	49	山室	常,い
ラ・サンテ富山西	婦中町下轡田1001番地	30	鵜坂	神,西,井
＜老人福祉センター＞				
南老人福祉センター	今泉88-1	150	堀川	常
海岸通老人福祉センター	海岸通264-11	200	大広田	神
大沢野老人福祉センター	春日96-1	150	大沢野	
大山老人福祉センター	花崎1151	140	大庄	常
＜老人憩いの家＞				
東老人憩いの家	荒川四丁目1-83	70	東部	常
水橋老人憩いの家	水橋伊勢屋28	70	三郷	常,白
＜病院＞				
富山赤十字病院	牛島本町二丁目1-58	401	愛宕	常,神,熊,土,い
富山市立富山まちなか病院	鹿島町二丁目2-29	50	安野屋	常,神,熊,土,い
横田記念病院	中野新町一丁目1-11	68	星井町	常,神,熊
長谷川病院	星井町二丁目7-40	40	星井町	常,神,熊
うおざきファミリー病院	千石町六丁目3-7	51	西田地方	常,神,熊,土
富山市立富山市民病院	今泉北部町2-1	545	堀川	常,熊
いま泉病院	今泉220	109	堀川	常,熊
南富山中川病院	大町146	162	堀川南	常
佐々木病院	大町1	139	堀川南	常,い
みなみの星病院	二俣382	40	堀川南	常
富山県立中央病院	西長江二丁目2-78	733	東部	常,い
不二越病院	東石金町11-65	56	東部	常,い
チューリップ長江病院	長江五丁目4-33	45	東部	常,い
政岡内科病院	下新町31-1	50	奥田	常,神,熊,い
清幸会　島田病院	下新北町6-52	90	奥田北	常,神,熊,い
西能病院	高田70	97	神明	神,西,井
富山県済生会富山病院	楠木33-1	250	針原	常
アルペンリハビリテーション病院	楠木300	60	針原	常
成和病院	針原中町336	40	針原	常
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	下飯野36	232	針原	常
富山医療生活協同組合　富山協立病院	豊田町一丁目1-8	164	豊田	常,神
医療法人北聖病院	下冨居二丁目1-5	88	豊田	常,神

名　　称	所　在　地	定員等	地　区	備　　考
藤の木病院	開261	99	藤ノ木	常
佐伯病院	中川原43-1	41	山室	常,い
流杉病院	流杉120	131	山室中部	常
西能みなみ病院	秋ヶ島145-1	88	新保	神
三輪病院	小中291	191	熊野	常,熊,土
栗山病院	開発133	43	月岡	常
誠友病院	上千俵町103	52	月岡	常
医療法人社団　和敬会　谷野呉山病院	北代5200	292	長岡	
呉陽病院	野口南部126	118	寒江	
国立大学法人　富山大学附属病院	杉谷2630	612	古沢	
野村病院	水橋辻ヶ堂466-1	200	水橋西部	常,白
常願寺病院	水橋肘崎438	120	三郷	常
医療法人社団　城南会　富山城南病院	太郎丸本町一丁目8-1	166	光陽	常,神
あゆみの郷	稲代1023	59	大沢野	
おおやま病院	花崎85	48	大庄	常
有沢橋病院	婦中町羽根新5	62	鵜坂	神,西,井
富山西リハビリテーション病院	婦中町下轡田1010	120	鵜坂	神,西,井
富山西総合病院	婦中町下轡田1019	199	鵜坂	神,西,井
萩野病院	婦中町萩島315-1	36	婦中熊野	神,西
独立行政法人国立病院機構富山病院	婦中町新町3145	285	古里	土砂警戒
友愛温泉病院	婦中町新町2131	160	古里	
＜診療所＞				
片山眼科医院	五番町3-1	11	五番町	常,神
岡田産科婦人科	古鍛冶町5-34	19	五番町	常,神
医療法人社団　ますだ眼科医院	元町一丁目2-11	8	清水町	常,い
布谷整形外科医院	西四十物町3-8	3	西田地方	常,神,熊,土,い
山田祐司眼科医院	堀川小泉町一丁目1-5	9	堀川	常
医療法人社団 若葉会 髙重記念クリニック	元町二丁目3-20	2	東部	常,い
本江整形外科医院	奥田新町17-1	19	奥田	常,神,熊,土,い
かんすいこうえんレディースクリニック	下新町18-3	12	奥田	常,神,熊,い
吉本レディースクリニック	羽根511-1	16	神明	神,西,井
三川クリニック	経堂2-55	6	新庄	常
なかしま産婦人科	町村二丁目70	16	山室中部	常
富山刑務所医務課診療所	西荒屋285-1	17	新保	神,熊
月岡クリニック	月岡町六丁目108	19	月岡	常
すぎき整形外科	本郷2378-6	19	寒江	庄,神
根塚整形外科・スポーツクリニック	富山市田刈屋428-1	10	桜谷	神,井,山
＜助産所＞				
富山市産後ケア応援室	総曲輪四丁目4-8富山市まちなか総合ケアセンター3階	5	総曲輪	常,神,熊,土,い

7　輸送等に関する資料

7－1　緊急輸送道路一覧表

令和５年４月１日現在

指定区分	路線名		車線数	管理者	区間
第１次	1	北陸自動車道	4	中日本高速道路㈱	
〃	2	国道８号	4	国土交通省	
〃	3	国道４１号	2～6	〃	
〃	4	（主）富山立山魚津線	2	富山県	市道草島東３号線（中川原）～市道第２工業センター１号線（古寺）
〃	5	㈱富山港線，(主)富山魚津 線	2～4	〃	国道４１号（北新町）～富山港（岩瀬入船町）
〃	6	（主）新湊平岡線	2～4	〃	国道８号（本郷）～富山西 IC（境野新）
〃	7	（主）富山空港線	2	〃	富山空港（秋ヶ島）～国道４１号(蜷川)
〃	8	（主）富山環状線	4	〃	国道４１号（荒川二丁目）～富山立山公園線（天正寺）
〃	9	（主）立山水橋線	2	〃	市境（上市町）～国道８号（水橋北馬場）
〃	10	（一）上市水橋線	2	〃	市境（上市町）～国道８号（水橋上砂子坂）
〃	11	市道県庁線	6	富山市	富山駅南（宝町）～国道４１号（本丸）
〃	12	市道第２工業センター１号線	2	〃	富山立山魚津線（古寺）～流杉１６号線（流杉）
〃	13	市道流杉１６号線	2	〃	第２工業センター１号線（流杉）～流杉 SIC（流杉）
〃	14	市道高側道５号線	2	〃	流杉 SIC（流杉）
〃	15	市道流杉１７号線	2	〃	流杉 SIC（流杉）
〃	16	市道流杉インター１号線	2	〃	流杉 SIC（流杉）
〃	17	市道流杉インター２号線	2	〃	流杉 SIC（流杉）
〃	18	市道草島東３号線	4	〃	富山立山公園線（天正寺）～富山立山魚津線（中川原）
〃	19	市道区画街路第 2010 号線	2	〃	富山県庁（新総曲輪）～県庁線（新総曲輪）　※一方通行
〃	20	市道栗山吉倉線	2	〃	国道４１号（栗山）～富山県広域消防防災センター（惣在寺）
第２次	1	国道３５９号	2～4	富山県	国道４１号（掛尾）～市境（砺波市）
〃	2	国道３６０号	2	〃	国道４１号（猪谷）～県境（岐阜県）

第２次	3	国道４１５号	2～4	富山県	市境（射水市）～四方新中茶屋線（四方新出町） 練合宮尾線（四方荒屋）～富山滑川魚津線（水橋市田袋）
〃	4	国道４７１号	1～2	〃	市境（南砺市）～国道４７２号（八尾町栃折）
〃	5	国道４７２号	1～2	〃	国道３５９号（婦中町長沢）～国道４７１号（八尾町栃折）
〃	6	（主）富山上市線	2	〃	国道４１号（新庄）～市境（舟橋村）
〃	7	（主）富山立山公園線	2～4	〃	富山上滝立山線（堤町通り一丁目）～市境（立山町）
〃	8	（主）富山八尾線	2～4	〃	小竹諏訪川原線（田刈屋）～富山環状線（五福） 立山山田線（八尾町黒田）～砺波細入線（八尾町井田新）
〃	9	（主）砺波細入線	2	〃	富山八尾線（八尾町井田新）～国道４７２号（八尾町福島） 富山庄川線（山田中村）～富山庄川線（山田中村）
〃	10	（主）立山山田線	2	〃	国道４１号（下大久保）～富山八尾線（八尾町黒田） 富山八尾線（八尾町黒田）～富山庄川線（山田小島） 市境（立山町）～富山上滝立山線（三室荒屋）
〃	11	（主）新湊平岡線	2～4	〃	市境（射水市）～国道８号（本郷） 富山西 IC（境野新）～境野新池多線（平岡）
〃	12	（主）富山上滝立山線	2～4	〃	国道４１号（荒町）～花崎馬瀬口線（小原屋） 花崎馬瀬口線（小原屋）～立山山田線（三室荒屋）
〃	13	（主）富山高岡線	2～4	〃	国道４１号（大手町）～市境（射水市）
〃	14	（主）富山環状線	4	〃	国道４１５号（下飯野）～国道４１号（荒川二丁目） 国道３５９号（婦中町塚原）～富山八尾線（五福）
〃	15	（主）富山庄川線	2	〃	国道３５９号（婦中町外輪野）～立山山田線（婦中町道島） 立山山田線（山田小島）～山田中核型地区センター（山田湯）
〃	16	（主）富山小杉線	4	〃	富山環状線（婦中町羽根）～下轡田西本郷線（婦中町西本郷）
〃	17	（主）富山大沢野線	2～4	〃	草島東線（山室）～草島東２号線（山室） 富山環状線（飯野）～上冨居４２号線（上冨居）
〃	18	（主）富山外郭環状線	2	〃	富山大学附属病院（婦中町友坂）～新湊平岡線（平岡）
	19	（一）練合宮尾線	2	〃	四方新中茶屋線（四方江代町）～国道４１５号（四方荒屋）
〃	20	（一）四方新中茶屋線	2	〃	国道４１５号（四方新出町）～練合宮尾線（四方江代町）
〃	21	（一）小竹諏訪川原線	4	〃	富山八尾線（田刈屋）～綾田北代線（牛島本町）
〃	22	（主）富山滑川魚津線	2	〃	国道４１５号（水橋市田袋）～市境（滑川市）
〃	23	市道綾田北代線	4	富山市	小竹諏訪川原線（牛島本町）～八幡田稲荷線（奥井町）
〃	24	市道富山駅北線	4	〃	綾田北代線（牛島新町）～富山河川国道事務所（奥田新町）

第２次	25	市道境野新池多線	2	富山市	杉谷平岡線（境野新）～新湊平岡線（平岡）
〃	26	市道杉谷平岡線	2	〃	境野新１９号線（境野新）～境野新池多線（境野新）
〃	27	市道境野新１９号線	2	〃	杉谷平岡線（境野新）～富山外郭環状線（杉谷）
〃	28	市道総曲輪線	4	〃	国道４１号（一番町）～富山立山公園線（西町）
〃	29	市道草島東線	4	〃	富山大沢野線（山室字東田割）～国道４１号（掛尾町）
〃	30	市道草島東２号線	4	〃	富山大沢野線（山室字東田割）～富山立山魚津線（中川原字八幡田割）
〃	31	市道下轡田西本郷線	4	〃	田島宮ヶ島線（婦中町田島）～ 富山小杉線（婦中町西本郷）
〃	32	市道田島宮ヶ島線	2	〃	下轡田西本郷線（婦中町田島）～宮ヶ島添島線（婦中町宮ヶ島）
〃	33	市道宮ヶ島添島線	2	〃	田島宮ヶ島線（婦中町宮ヶ島）～国道３５９号（婦中町下轡田）
〃	34	市道花崎馬瀬口線	2	〃	富山市上滝立山線（小原屋）～富山上滝立山線（小原屋）
〃	35	市道上冨居 42 号線	2	〃	富山大沢野線（上冨居）～富山貨物駅（上冨居）
〃	36	市道大泉太郎丸線	3	〃	国道４１号（今泉北部町）～堀川西１７７号線（太郎丸本町四丁目）
〃	37	市道堀川西 177 号線	2	〃	大泉太郎丸線（太郎丸本町四丁目）～富山市立富山市民病院（今泉北部町）
〃	38	市道牛島 15 号線	3	〃	牛島城川原線（牛島本町二丁目）～富山赤十字病院（牛島本町二丁目）
〃	39	市道牛島城川原線	3	〃	小竹諏訪川原線（牛島本町二丁目）～牛島１５号線（牛島本町二丁目）
〃	40	市道牛島新町桜町線	2	〃	綾田北代線（赤江町）～富山停車場線（桜町一丁目）
第３次	1	国道 415 号	2	富山県	立山水橋線（水橋石割）～国道８号（水橋北馬場） 富山魚津線（四方荒屋）～四方荒屋草島線（四方荒屋）
〃	2	（主）富山魚津線	2～4	〃	国道８号（田尻）～国道４１５号（四方荒屋） 富山港線（西宮）～水橋滑川線（水橋中村町）
〃	3	（主）富山立山魚津線	2～4	〃	国道４１号（西中野町）～草島東３号線（中川原） 市道第２工業センター１号線（古寺）～市境（立山町）
〃	4	（主）富山八尾線	2～4	〃	国道８号（田尻南）～小竹諏訪川原線（田刈屋） 国道３５９号（婦中町塚原）～立山山田線（八尾町大杉）
〃	5	（主）富山戸出小矢部線	4	〃	富山小杉線（栃谷）～市境（射水市）
〃	6	（主）富山停車場線	2	〃	富山県庁線（桜町）～富山駅東線（桜橋通り）
〃	7	（主）小杉婦中線	2	〃	新湊平岡線（平岡）～国道３５９号（婦中町長沢）
〃	8	（主）立山山田線	2	〃	富山上滝立山線（上滝）～国道４１号（下大久保）
〃	9	（主）新湊平岡線	2	〃	境野新池多線（平岡）～小杉婦中線（平岡）
〃	10	（主）富山小杉線	4	〃	国道４１号（花園町）～富山環状線（婦中町羽根） 下轡田西本郷線（婦中町西本郷）～富山戸出小矢部線（栃谷）

第３次	11	（主）富山大沢野線	2	富山県	国道４１号（双代町）～草島東線（山室）
〃	12	（主）富山外郭環状線	2	〃	富山笹津線（新保）～上栄城村線（上栄） 上栄城村線（城村）～市境（立山町） 市境（立山町）～国道８号（水橋小路） 国道３５９号（婦中町速星）～速星堀線（婦中町速星）
〃	13	（主）富山笹津線	2	〃	国道３５９号（萩原）～八尾大沢野線（稲代）
〃	14	（主）立山水橋線	2	〃	国道４１５号（水橋石割）～富山滑川魚津線（水橋小出）
〃	15	（一）八幡田稲荷線	4	〃	富山魚津線（海岸通り）～国道４１号（東町）
〃	16	（一）小竹諏訪川原線	2	〃	綾田北代線（牛島本町）～神通町蜷川線（神通町）
〃	17	（一）下瀬小倉線	2	〃	富山庄川線（婦中町下瀬）～国道４７２号（婦中町千里）
〃	18	（一）八尾大沢野線	2	〃	富山笹津線（稲代）～国道４１号（高内）
〃	19	（一）流杉町袋線	2	〃	国道４１号（金泉寺）～国道４１５号（針原）
〃	20	（一）小杉吉谷線	2	〃	市境（射水市）～国道３５９号（婦中町吉谷）
〃	21	市道上栄城村線	2	富山市	富山外郭環状線（上栄）～富山外郭環状線（城村）
〃	22	市道大泉稲荷線	2～4	〃	国道４１号（東町）～富山立山公園線（清水町）
〃	23	市道神通町蜷川線	4	〃	小竹諏訪川原線（神通本町）～国道３５９号（黒瀬北町）
〃	24	市道富山駅東線	4	〃	富山停車場線（千歳町）～富山港線（千歳町）
〃	25	市道富山駅西線	4	〃	県庁線（宝町）～小竹諏訪川原線（神通町）
〃	26	市道神通町安養坊線	4	〃	小竹諏訪川原線（神通町）～富山環状線（五福）
〃	27	市道青島小倉線	2	〃	新保１０号線（婦中町青島）～国道４７２号（婦中町小倉）
〃	28	市道古沢医薬大線	2	〃	富山小杉線（古沢）～富山大学附属病院（杉谷）
〃	29	市道新保１０号線	2	〃	青島小倉線（新保）～富山笹津線（新保）
〃	30	市道総曲輪線	2～4	〃	神通町蜷川線（鹿島町）～国道４１号（一番町）
〃	31	市道水橋滑川線	2	〃	富山魚津線（水橋中村町）～市境（滑川市）
〃	32	市道速星堀線	2	〃	富山外郭環状線（婦中町速星）～砂子田下井沢線（婦中町中名）
〃	33	市道砂子田下井沢線	2	〃	速星堀線（婦中町中名）～婦中企業団地（婦中町道場）
〃	34	市道速星萩島線	2	〃	国道３５９号（婦中町速星）～臨空工業団地線（婦中町板倉）
〃	35	市道臨空工業団地線	2	〃	速星萩島線（婦中町板倉）～婦中町臨空工業団地（婦中町板倉）
〃	36	市道保内神通線	2	〃	工業団地線（八尾町福島）～富山八尾線（八尾町井田）
〃	37	市道工業団地線	2	〃	富山八尾中核工業団地（八尾町保内二丁目）～保内神通線（八尾町福島）
〃	38	市道四方荒屋西岩瀬線	2	〃	四方荒屋草島線（四方荒屋）～日本海石油(株)富山油槽所（四方北窪）
〃	39	市道四方荒屋草島線	2	〃	国道４１５号（四方荒屋）～四方荒屋西岩瀬線（四方荒屋）

（資料：富山県道路課）

７－２　市保有等車両一覧

令和6年4月1月現在

所　　属	普通貨物	小型貨物	乗用車	軽自動車	バス ﾏｲｸﾛﾊﾞｽ	消防車	救急車	その他	計
企画管理部			1	1	1				3
財務部	2	4	20	36	2			3	67
防災危機管理部		2	1						3
福祉保健部		12	11	41	6			7	77
こども家庭部			4	5	1				10
市民生活部	13	4	6	9				1	33
環境部	12	5	7	6	1			55	86
商工労働部	1	3	4	4	1			7	20
農林水産部		4	9	10				12	35
活力都市創造部		2	4	2	34				42
建設部	17	13	9	3				138	180
教育委員会		8	5	21	3			70	107
農業委員会			1						1
消防局	1	1	5	8	1	162	20	1	199
上下水道局	7	17	10	34				14	82
病院事業局			2	6			1	1	10
計	53	75	99	186	49	162	21	309	955

※リース車含む。

７－３　緊急通行車両事前届出・確認手続要領

【申請手続】

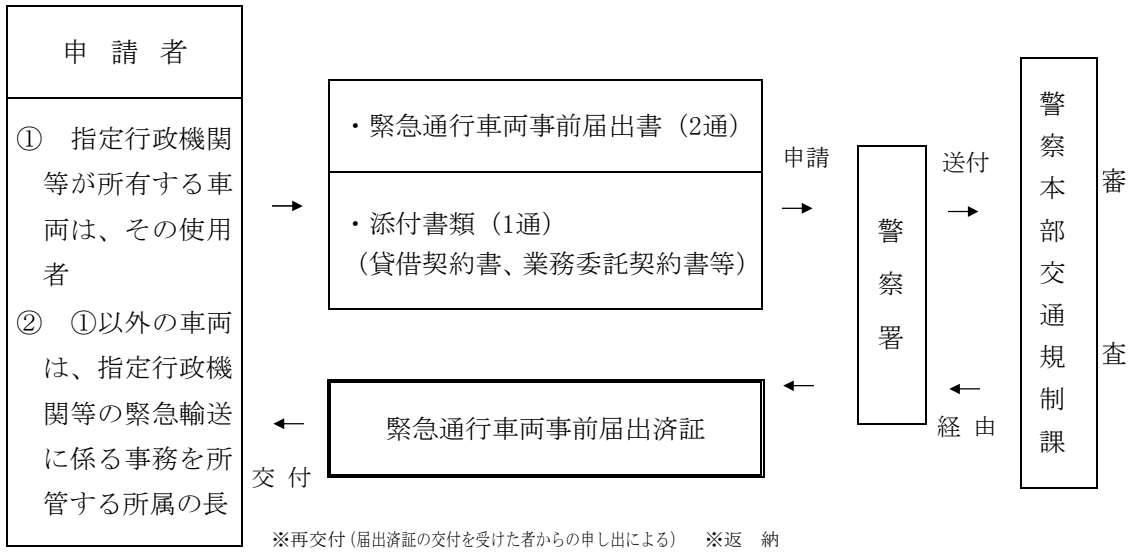

※再交付（届出済証の交付を受けた者からの申し出による）
○事前届出の内容に変更
○届出済証の亡失・滅失・汚損・破損

※返　納
○当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき
○当該車両が、廃車となったとき
○その他の理由により必要がなくなったとき

【確認手続】

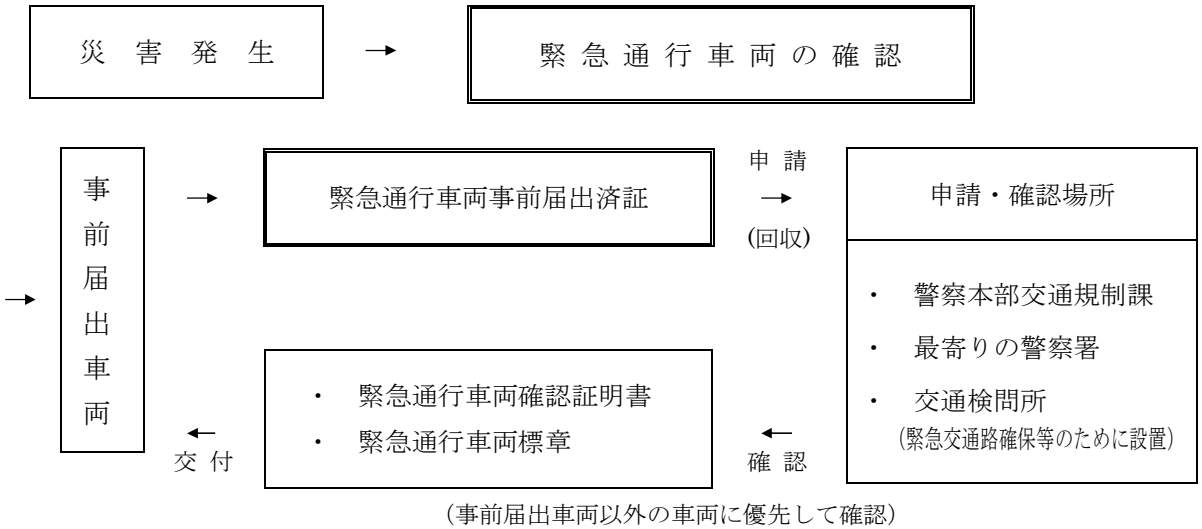

（事前届出車両以外の車両に優先して確認）

（参考）

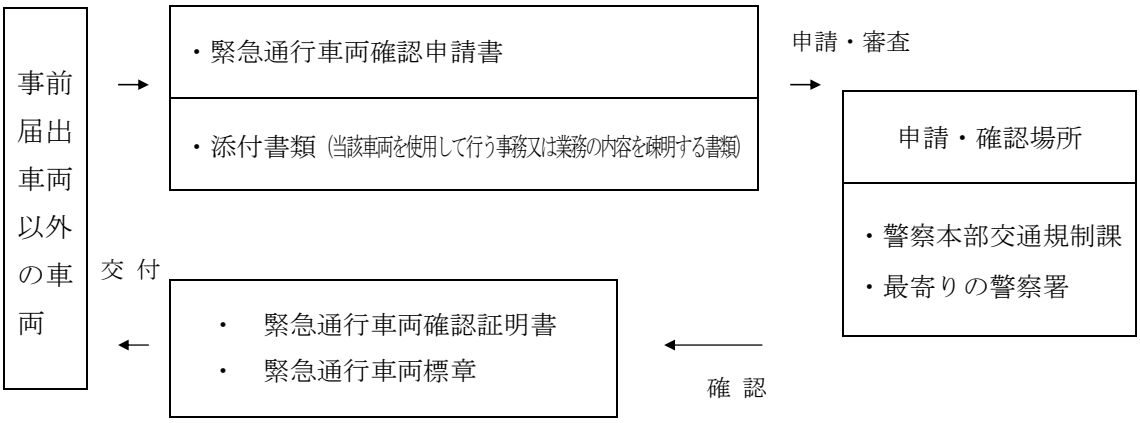

７－４　場外離着陸場等一覧表

１　飛行場外離着陸場（県消防防災ヘリコプター）　（令和5年11月1日現在）

No	地域	名　称	所　在　地	連　絡　先
富山-1	富山	富山大学附属病院	杉谷2630　富山大学杉谷キャンパス野球場	国立大学法人富山大学　℡076-434-7109(防災対応)
富山-2	富山	岩瀬	森5-1-7　岩瀬スポーツ公園 岩瀬サッカー場	岩瀬スポーツ公園管理事務所　℡076-438-4880 富山スポーツパークマネジメント　℡076-491-5430
富山-3	富山	富山競輪場	岩瀬池田8-2 富山競輪場駐車場	富山市役所公営競技事務所　℡076-438-3400
富山-4	富山	富山南公園	友杉入江割1204 サッカーグラウンド	富山市役所公園緑地課　℡076-443-2111
富山-5	富山	常願寺朝日	朝日字大明神地内 河川敷グラウンド	富山市役所公園緑地課　℡076-443-2111 富山河川国道事務所三郷出張所　℡076-463-4753
富山-6	大沢野	大沢野	八木山650　富山市大沢野総合運動公園陸上競技場	富山市大沢野総合運動公園陸上競技場 ℡076-468-1567
富山-7	細入	楡原中	楡原405 楡原中学校グラウンド	楡原中学校　℡076-485-2014（防災対応）
富山-8	大山	殿様林	馬瀬口地内 殿様林緑地公園	土木事務所建設課維持修繕係　℡076-468-1329 富山河川国道事務所上滝出張所　℡076-483-1650
富山-9	大山	山野グラウンド	本宮12　立山山麓運動広場	山野スポーツセンター　℡076-481-1505(防災対応)
富山-10	大山	太郎平	有峰地内 黒部谷割国有林115林小班	富山森林管理署　℡076-424-4931
富山-11	大山	立山カルデラ	有峰地内 立山カルデラ内	国土交通省立山砂防事務所　℡076-482-1111
富山-12	大山	河内	河内字金木平地内 河内地内熊野川河川敷	河内地区総代（岡本正弘）　℡076-483-1572
富山-13	八尾	八尾西	八尾町保内2-12　八尾中核工業団地内　野球場	土木事務所建設課　℡076-468-1327
富山-14	八尾	八尾町民広場	八尾町福島牧野123 市民広場	土木事務所建設課　℡076-468-1327（防災対応）
富山-15	婦中	婦中町	婦中町板倉269-1 富山市婦中スポーツプラザ	富山市婦中体育館　℡076-465-5501
富山-16	婦中	婦中町羽根	婦中町羽根1000-1 羽根ピースフル公園	富山市婦中緑地管理公社　℡076-469-5840
富山-17	山田	牛岳スキー場	山田小谷地内 牛岳スキー場　駐車場	山田中核型地区センター　℡076-457-2111（防災対応） 牛岳温泉スキー場管理事務所　℡076-457-2044
富山-18	富山	消防防災センター	惣在寺1090-1 富山県広域消防防災センター	富山県広域消防防災センター　℡076-429-9911
富山-19	富山	富山中部高校裏グラウンド	芝園三丁目地先 神通川右岸河川敷	富山河川国道事務所有沢出張所　℡076-425-1042
富山-20	富山	神通川 No. 1	下新西町地内 神通川右岸河川敷	富山河川国道事務所有沢出張所　℡076-425-1042
富山-21	富山	神通川 No. 2	牛島本町２丁目 神通川右岸堤防	富山河川国道事務所有沢出張所　℡076-425-1042
富山-22	富山	富山大学付属病院屋上ヘリポート	杉谷2630 富山大学杉谷キャンパス屋上	富山大学付属病院　℡076-434-2281
富山-23	山田	牛岳赤とんぼ広場	富山市山田若土148-10 富山市牛岳運動広場	牛岳温泉スキー場管理事務所　℡076-457-2044
富山-24	大山	雲ノ平	有峰地内黒部谷割国有林113 雲ノ平山荘	合同会社　雲ノ平山荘　℡046-876-6001
富山-25	大山	五郎平	有峰地内黒部谷割国有林114 黒部五郎小舎	双六小屋事務所　℡0577-34-6268
富山-26	富山	富山県防災危機管理センター	新総曲輪1-7 富山県庁	危機管理局防災・危機管理課　℡076-444-9670

2　自衛隊派遣ヘリポート（予定）　（平成20年4月1日現在）

名　称	所　在　地	緯度・経度	連　絡　先
岩瀬	森5-1-7 富山県岩瀬ｽﾎﾟｰﾂ公園グランド	N 36° 44′ 28″ E 137° 14′ 26″	岩瀬スポーツ公園管理事務所 ℡　076-438-4880
大沢野	八木山650 大沢野総合運動公園陸上競技場	N 36° 35′ 19″ E 137° 13′ 09″	富山市大沢野総合運動公園陸上競技場 ℡　076-468-1567

3　自衛隊派遣ベースキャンプ場（予定）　（平成20年1月1日現在）

名　称	所　在　地	連　絡　先
富山市民球場（アルペンスタジアム）	富山市下飯野30-1	管理事務所 ℡　076-451-0900

4　中山間地の緊急時臨時着陸場（県消防防災ヘリコプター）　（令和５年11月１日現在）

番　号	地　域	地点名称	所在地	緯度・経度	備　考
富山－1	富　山	池多小学校	西押川地内	N 36° 41′ 01″ E 137° 07′ 12″	
富山－2	富　山	呉羽カントリークラブ ゴルフ場駐車場	三熊地内	N 36° 39′ 33″ E 137° 06′ 38″	
富山－3	富　山	古洞の森駐車場	池多地内	N 36° 39′ 50″ E 137° 06′ 19″	
富山－4	大沢野	富山県営漕艇場	岩稲地内	N 36° 32′ 54″ E 137° 13′ 34″	
富山－5	大沢野	下タ南部地区グラウンド	東猪谷地内	N 36° 27′ 52″ E 137° 15′ 06″	
富山－6	大沢野	下タ北部地区グラウンド	布尻地内	N 36° 31′ 21″ E 137° 13′ 56″	
富山－7	大　山	北陸電力H	小見字丸山割地内	N 36° 34′ 20″ E 137° 22′ 34″	
富山－8	大　山	有峰記念館　南広場	有峰地内	N 36° 29′ 20″ E 137° 27′ 23″	
富山－9	大　山	祐延（すけのぶ）	有峰字小口川谷割地内	N 36° 29′ 08″ E 137° 24′ 15″	
富山－10	山　田	牛岳駐車場	山田小谷地内	N 36° 34′ 24″ E 137° 03′ 34″	
富山－11	山　田	富山市山田総合体育センター	山田上中瀬地内	N 36° 35′ 15″ E 137° 05′ 04″	
富山－12	大　山	北電小見グラウンド	小見地内	N 36° 34′ 25″ E 137° 22′ 57″	
富山－13	大　山	北電小俣ダム	中地山地内	N 36° 33′ 15″ E 137° 21′ 44″	
富山－14	大　山	牧コミュニティ	牧地内	N 36° 34′ 12″ E 137° 21′ 18″	
富山－15	大　山	熊野川ダム	手出地内	N 36° 32′ 55″ E 137° 19′ 05″	
富山－16	大　山	富山国際大学グラウンド	東黒牧地内	N 36° 36′ 05″ E 137° 16′ 37″	
富山－17	大　山	大川寺駐車場	大山上野地内	N 36° 36′ 23″ E 137° 18′ 22″	
富山－18	大　山	福沢小学校グラウンド	東福沢地内	N 36° 36′ 10″ E 137° 15′ 27″	
富山－19	大　山	大山カメリア ゴルフ場駐車場	東福沢地内	N 36° 35′ 38″ E 137° 15′ 12″	
富山－20	大　山	中央農業高等学校 グラウンド	東福沢地内	N 36° 35′ 23″ E 137° 14′ 38″	

番 号	地 域	地点名称	所在地	緯度・経度	備 考
富山－21	八　尾	桐谷	八尾町桐谷地内	N 36° 31′ 20″ E 137° 10′ 52″	
富山－22	細　入	道の駅細入	片掛地内	N 36° 29′ 22″ E 137° 14′ 19″	
富山－23	八　尾	大長谷交流センター	八尾町大長谷地内	N 36° 28′ 46″ E 137° 04′ 51″	
富山－24	八　尾	コスモスポーツランド 駐車場	八尾町桐谷地内	N 36° 32′ 05″ E 137° 10′ 17″	
富山－25	細　入	蟹寺地内空地	蟹寺地内	N 36° 27′ 42″ E 137° 14′ 43″	
富山－26	八　尾	白木峰山麓交流施設 第２駐車場	八尾町杉平地内	N 36° 26′ 00″ E 137° 04′ 56″	
富山－27	細　入	天湖森芝生広場	割山地内	N 36° 32′ 30″ E 137° 13′ 25″	
富山－28	婦　中	婦中体育館　音川分館	婦中町外輪野地内	N 36° 37′ 47″ E 137° 05′ 31″	
富山－29	八　尾	富山市八尾サンパーク	八尾町乗嶺10番１	N 36° 33′ 29″ E 137° 07′ 27″	
富山－30	大　山	亀谷地内空地	亀谷地内	N 36° 33′ 57″ E 137° 23′ 14″	

７－５　主な輸送拠点施設

市内における主な輸送拠点施設

区　　分	名　　称	所　　在　　地
陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町５００
	富山産業展示館	富山市友杉１６８２
	富山県総合体育センター	富山市秋ケ島１８３
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ケ島２８７
	富山県トラック㈱ （富山東物流センター）	富山市水橋沖１８８
	日本通運㈱ （富山物流センター）	富山市新庄本町２－８－５９
海上輸送拠点施設	伏木富山港	富山市富山地区
航空輸送拠点施設	富山空港	富山市秋ケ島３０

（資料：富山県地域防災計画）

8　衛生等に関する資料

8－1　災害時の一般家庭における消毒

- 消毒をする前に、まず、汚泥や汚物等を洗い流す。畳、カーペット、家財道具などが水に浸かった場合は屋外に搬出し、家の中に入ってきた汚泥を洗い流す。
- 家財道具の片付け、汚泥等の洗い流しが終了し、十分に乾燥させた後、消毒を行う。
- 消毒を行う時は、長袖・長ズボンを着用し、帽子、マスク、ゴム手袋を用いる。

  注意：消石灰以外の薬剤は必ず水で薄めてから使用する。

  　　また、他の薬剤と混ぜないように注意する。
- 消毒作業のあとには、必ず手洗い・うがい・目の洗浄を行う。

消毒対象	消　毒　薬	調整方法	使用方法
屋内 ・壁紙 ・床 ・家財道具	塩化ベンザルコニウム （10%逆性石鹸液）	0.1%に希釈 10%逆性石鹸液は、本剤10mlに水を加えて１リットルにする。 （製品によって原液の濃度が異なるため、希釈方法に注意する。）	薄めた消毒液を浸した布でよく拭く。噴霧器を使う場合は、濡れる程度噴霧し、風通しをよくし、そのまま乾燥させる。
	次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤）	規定のとおり希釈し使用する。 （製品によって原液の濃度が異なるため、希釈方法に注意する。）	薄めた消毒液を浸した布などでよく拭く。 金属面や木面など、色あせが気になる場所は水で二度拭きする。
	消毒用アルコール	希釈せず原液のまま使用する。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用する。	アルコールを含ませた布で拭く。 ㊟火気のある所では使用しない。
床下 （原則不要）	消石灰	そのまま使用する。	床下が乾燥していることを確認し、床下全体に広くまんべんなく均等に散布する。(坪当たり１キログラム程度)
	オルソ剤	オルソ剤液20mlに水を加えて１リットルにする。	ジョウロで散布する。

屋外の壁 （原則不要）	塩化ベンザルコニウム （10%逆性石鹸液）	0.1%に希釈 10%逆性石鹸液は、本剤10mlに水を加えて１リットルにする。 （製品によって原液の濃度が異なるため、希釈方法に注意する。）	薄めた消毒液を浸した布でよく拭く。噴霧器を使う場合は、濡れる程度噴霧し、風通しをよくし、そのまま乾燥させる。
屋外 （原則不要）	消石灰	そのまま使用する。 （乾燥すれば心配ありません）	広くまんべんなく均等に散布する。(坪当たり１キログラム程度)
食器類	塩化ベンザルコニウム （10%逆性石鹸液）	0.1%に希釈 10%逆性石鹸液は、本剤10mlに水を加えて１リットルにする。 （製品によって原液の濃度が異なるため、希釈方法に注意する。）	希釈した消毒液を浸した布でよく拭く。
	次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤）	規定のとおり希釈し使用する。 （製品によって原液の濃度が異なるため、希釈方法に注意する。）	希釈した消毒液に漬けるか、消毒液を浸した布などでよく拭く。その後、水洗いか水拭きし、よく乾燥させる。
	消毒用アルコール	希釈せず原液のまま使用する。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用する。	アルコールを含ませた布で拭く。 ㊟火気のある所では使用しない。
	煮沸（熱湯）	煮沸消毒する。	
井戸水 （原則使用しないこと。）	次亜塩素酸ナトリウム	水１リットルに対して２mlの消毒液を加える。 ※原則使用しないこと。	
	クロール石灰 （さらし粉）	さらし粉を水１トン当たり毎日20ｇを網袋にいれ水に浸けておく。 ※原則使用しないこと。	
	煮沸	煮沸してから使用する。 ※原則使用しないこと。	

連絡先　保健予防課
電　話　428-1152

（資料：富山市保健所）

８－２　一般廃棄物の処理施設

１　ごみの中間処理施設

（平成29年11月30日現在）

	焼　却　施　設	破　砕　施　設
名　　称	富山地区広域圏クリーンセンター	富山地区広域圏リサイクルセンター
所 在 地	立山町末三賀103-3	辰尾170-1
処理種類	燃やせるごみ	燃やせないごみ、空きびん、空き缶
処理能力	810t／24H	110.6t／5H

２　し尿・浄化槽汚泥の処理施設

名　　称	所　在　地	処理対象物	処理能力
つばき園	米田20-1	浄化槽汚泥	90kℓ ／日
富山地区広域圏衛生センター	上市町稗田1	生し尿、浄化槽汚泥	110kℓ ／日

３　その他のごみの中間処理施設

名　　称	所　在　地	処　理　種　類
(株)島田商店	上赤江町2-2-50	紙くず
(株)シマダ	婦中町田屋381-1	紙くず
(株)富山環境整備	婦中町吉谷3-3 松浦町8-10	プラスチック類

４　一般廃棄物処理業許可施設

名　　称	所　在　地	処　理　種　類
アイオーティカーボン(株)	松浦町9-30	紙くず、木くず、繊維くず
(有)今井運送	栃谷405	木くず
(株)エコ・マインド	松浦町6-20	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、廃タイヤ
木村産業(株)	水橋市田袋286-1	木くず
(株)シマダ	水橋開発277-8	紙くず
竹田運輸倉庫(株)	上野330-3	木くず
富山グリーンフードリサイクル(株)	松浦町8-20	生ごみ、木くず
(株)富山資源開発	水橋市田袋333-1	木くず
花崎工業(株)	東老田1179	木くず

名　　称	所　在　地	処　　理　　種　　類
橘開発(株)	上今町383	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
	興人町1-43	木くず
中川工業(株)	東福沢726	木くず
(株)ニュース	万願寺38-1	木くず
日本オートリサイクル(株)	松浦町7-30	廃タイヤ
浜田化学(株)	松浦町9-20	廃食用油
(株)ヒューマン	長川原表平4-10	木くず
長崎土石(株)	宮成347	がれき類、石、セメント、瓦、土砂

5　ごみの最終処分場

名　　称	富山市山本一般廃棄物最終処分場
所　在　地	山本字水木谷19
埋　立　容　量	555,000m^3
埋立完了見込年月	令和10年３月

（資料：環境政策課、環境センター）

８－３　火葬場

（令和6年4月1日現在）

名　　称	所　在　地	電話番号	備　考
富山霊園富山市斎場	西番135	076(425)4081	33体／日
北部斎場	岩瀬池田町71	076(438)1701	15体／日
大沢野斎場	坂本3038-1	076(467)1181	9体／日
婦負斎場	八尾町三田77	076(455)1753	休止中

（資料：環境保全課）

９　相互応援協定等に関する資料

９－１　相互応援協定等一覧

１．自治体間の協定（順不同）

協定名等	団体名	協定の概要（目的・応援の種類等）
【隣接市町村】 防災協力体制協定	射水市（旧新湊市、小杉町、下村） 滑川市 上市町 立山町 舟橋村	被災自治体の要請に応えて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための相互応援体制をとることを目的とする。 １．防災に必要な情報連絡 ２．人命救助に関する応援 ３．医療救急に関する応援 ４．防災資材及び生活物資の援助
【県外市町村】 災害時相互応援協定	高山市 金沢市 福井市 長野市 岐阜市 川崎市 調布市 総社市 中核市	被災自治体の要請に応えて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための相互応援体制をとることを目的とする。 １．物資、資機材の提供 ２．救援・救助活動に必要な車両等の提供 ３．救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ４．被災者受入れ住宅・施設の提供及び斡旋 ５．その他、特に必要と認められる事項
消防相互応援協定	県内市町村 飛騨市 立山町	１．火災防御のための消防隊派遣 ２．大規模災害事故への救急救助隊派遣 ３．その他の災害に必要な人員・資機材援助
富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	富山県 （富山空港管理事務所）	空港及びその周辺での航空機等に関する火災の被害防止又は軽減を図ることを目的とする。
富山県消防防災ヘリコプター支援協定	富山県	消防防災ヘリコプターを用いた支援が、迅速かつ円滑に実施されるために必要な事項を定めることを目的とする。
船舶火災の消火活動に関する協定	伏木海上保安部 （他、８市町）	船舶火災の消火活動が、迅速かつ円滑に実施されるために必要な事項を定めることを目的とする。
富山県石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定	高岡市 射水市（旧新湊市）	石油コンビナート等特別防災区域での消火活動が、迅速かつ円滑に実施されるために必要な事項を定めることを目的とする。
北陸自動車道・ＩＣ間消防相互応援協定	射水市 立山町	高速道路ＩＣ間の消火・救急活動が、迅速かつ円滑に実施されるために必要な事項を定めることを目的とする。
携帯電話等による119番通報対応に関する協定	県内市町村	携帯電話等による119番通報に対して、情報を交換し、迅速かつ円滑な消火・救助を行うために必要な事項を定めることを目的とする。
原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定	掛川市	原子力災害時に行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

※協定等締結相手名等は、締結時のまま（以下同じ）。

２．予防対策・緊急措置に関する協定(順不同)

協定名等	団体名	協定の概要
ガス漏れ及び爆発事故防止対策に関する協定	北陸電力㈱富山営業所 日本海ガス㈱ ㈱丸八 北日本プロパンガス㈱ 富山県ＬＰガス協会富山支部	ガス爆発事故等の予防対策と緊急措置を図り、事故等の未然防止や被害を最小限に止めることを目的とする。 ①関係機関の役割分担 ②通報の取扱い ③共同訓練 ④連絡会議の実施
光ケーブルネットワークを活用した防災情報の共有化に関する基本協定書	国土交通省富山河川国道事務所	光ケーブルネットワークを活用した防災情報等の情報共有を行うことを目的とする。

３．関係機関との災害時協定（順不同）

協力活動	団体名	協定の概要
食料・生活必需品の供給に関する活動	北陸コカ・コーラボトリング㈱	救援物資の供給に関する協力事項
	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	救援物資の供給に関する協力事項
	㈱大阪屋ショップ	救援物資の供給に関する協力事項
	サントリーフーズ㈱	救援物資の供給に関する協力事項
	ユニー㈱ ピアゴ富山西町店 アピタ富山店 アピタ富山東店	救援物資の供給及び一時避難場所の提供に関する協力事項
	富山県生活協同組合連合会	救援物資の供給に関する協力事項
	㈱セブン-イレブン・ジャパン	救援物資の供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協力事項
	アークランドサカモト㈱	救援物資の供給及び一時避難場所等の提供に関する協力事項
	サクラパックス㈱	避難所等の生活支援として必要な段ボール等の供給に関する協力事項
	㈱アイザック	避難所等の生活支援として必要な段ボール等の供給に関する協力事項
	㈱平和堂	救援物資の供給に関する協力事項
	㈱ほっかほっか亭総本部	災害時における物資等の供給に関する協力事項
災害情報の放送に関する活動	㈱ケーブルテレビ富山	災害情報の放送に関する協力事項
	上婦負ケーブルテレビ㈱	災害情報の放送に関する協力事項
	富山シティエフエム㈱	緊急割込放送による緊急放送、災害放送、臨時災害放送局に関する協力事項

協力活動	団体名	協定の概要
レンタル機材の供給に関する活動	㈱アクティオ	応急トイレ、発電機等のレンタル機材供給に関する協力事項
	㈱レンタルのニッケン富山営業所	応急トイレ、発電機等のレンタル機材供給に関する協力事項
	㈱カナモト富山営業所	応急トイレ、発電機等のレンタル機材供給に関する協力事項
電動車両等の支援に関する活動	富山三菱自動車販売㈱ 三菱自動車工業㈱	電動車両等の貸与に関する協力事項
電気自動車からの電力供給に関する活動	富山日産自動車㈱ ㈱日産サティオ富山 日産自動車㈱	電気自動車の貸与に関する協力事項
電気自動車等からの電力供給に関する活動	富山トヨタ自動車㈱ 富山トヨペット㈱ トヨタカローラ富山㈱ ネッツトヨタ富山㈱ ネッツトヨタノヴェルとやま㈱ ㈱トヨタレンタリース富山 トヨタＬ＆Ｆ富山㈱ トヨタモビリティパーツ㈱富山支社	電気自動車等の貸与に関する協力事項
公共土木施設等への応急対策に関する活動	富山市建設業協会	公共土木施設等の機能確保及び回復に必要な応急対策業務に関する協力事項
	富山県構造物解体協会	応急対策業務に必要な建築物等の解体及び災害廃棄物撤去に関する協力事項
	富山県瓦工事業（協）	応急対策業務に必要な建築物の損壊箇所の応急措置、障害物の除去等に関する協力事項
	（財）北陸電気保安協会	応急対策業務に必要な電気施設等の応急復旧における保安確保に関する協力事項
	婦負森林組合	応急対策業務に必要な倒木・流木の除去等に関する協力事項
	（協）富山測量調査センター	公共土木施設等の応急対策に必要な損壊等がある箇所の調査・測量応急設計業務に関する協力事項
	富山市電業協会	公共建築物の損壊箇所の応急措置、障害物の除去等に必要な応急対策業務に関する協力事項
	富山県地質調査業協会	公共土木施設の機能確保及び回復に必要な地質調査に関する協力事項
	（社）斜面防災対策技術協会富山県支部	公共土木施設の機能確保及び回復に必要な土砂災害の調査及び応急措置に関する協力事項
	（社）富山県測量設計業協会	公共土木施設等の被災状況調査、測量及び設計に関する協力事項
	富山造園業協同組合	公共土木施設の機能確保・回復に必要な緑化木の損壊状況調査及び応急措置、並びに水害等より汚染された区域の防除・消毒業務に関する協力事項
	富山県電気工事工業組合	公共施設等における電気設備の機能の確保及び復旧及び応急対策に関する協力事項

協力活動	団体名	協定の概要
公共土木施設等への応急対策に関する活動	富山県土地家屋調査士会 （公社）富山県公共嘱託登記土地家屋調査士会	(1) 富山市が管理する公共施設の被災時等における土地筆界に関する応急対策及び災害復旧復興の為の筆界点情報の収集・復元作業 (2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づく、市の職員と連携した市内家屋の調査 (3) 市が発行した罹災証明について、市民からの相談の補助をすること (4) 登記・境界関係相談所の開設
物資等の輸送に関する活動	大和トランスポート㈱	災害対応に必要な映像・画像等の情報収集及び緊急支援物資等の輸送に関する協力事項
郵便局との協力に関する活動	市内郵便局	避難・物資支援のための車両の提供、避難場所での臨時郵便差出箱の設置等に関する協力事項
災害救助犬の出動に関する活動	（特非）災害救助犬協会富山	災害救助犬による被災者の捜索活動に関する協力事項
緊急用燃料の供給に関する活動	（社）富山県エルピーガス協会富山中央支部、富山南支部	避難所等へのＬＰガス等の供給に関する協力事項
し尿及び災害廃棄物の処理に関する活動	（財）富山市生活環境サービス	し尿、汚泥及び汚水の収集・運搬・洗浄等に関する協力事項
	一般廃棄物収集運搬業協会	し尿及び災害廃棄物の収集・運搬・処分等の処理に関する協力事項
災害情報発信等に関する活動	ヤフー㈱	避難所等の防災情報を迅速に提供するための、防災情報ブログ、災害時のアクセス負荷軽減を目的としたキャッシュサイト、防災メール等に関する協力事項
地理空間情報の活用促進に関する活動	国土地理院	災害対応等における地理空間情報の活用促進に関する協力事項
避難所における人的支援に関する活動	富山県富山地区柔道整復師会	柔道整復師による避難者等への支援に関する協力事項
医療救護活動に関する活動	富山市医師会	医療救護に関する協力事項
避難所における支援活動	富山市鍼灸マッサージ師会	避難所等における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担の軽減に関する協力事項
福祉避難所における人的支援に関する活動	富山県介護福祉士会	福祉避難所が開設された場合に、避難者等の生活相談等を行うための支援者派遣に関する協力事項
	富山県社会福祉士会	福祉避難所が開設された場合に、避難者等の生活相談等を行うための支援者派遣に関する協力事項
	富山県看護協会	福祉避難所が開設された場合に、避難者等の生活相談等を行うための支援者派遣に関する協力事項
要配慮者の輸送に関する活動	富山個人タクシー協同組合	災害時における要配慮者の輸送業務等に関する協力事項
障害者への救援体制に関する活動	（社）富山県聴覚障害者協会	聴覚障害者に対する手話通訳等の支援に関する協力事項
災害時の電力復旧に関する活動	北陸電力㈱ 北陸電力送配電㈱	大規模災害時における停電の早期復旧に関する協力事項
ボランティア活動支援に関する活動	富山市内にある１５のライオンズクラブ （社福）富山市社会福祉協議会	ボランティア活動支援に関する協力事項

協力活動	団体名	協定の概要
防災における啓発活動の協力に関する活動	（公社）富山青年会議所	富山青年会議所の会員及び市民の防災意識の向上に関する協力事項
災害発生時における法律相談業務等に関する活動	富山県弁護士会	災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関する協力事項

４．上下水道局所管の協定（順不同）

協力活動	団体名	協定の概要
自家発電装置の賃貸借に関する活動	㈲日広建機 ㈱ヨシカワ ㈱髙野工会	水道水の供給が断たれた場合に、消雪用井戸を活用して飲料水や消火用水を確保するための、自家発電装置の賃貸借に関する協力事項
水道施設の応急対策に関する活動	富山市管工事協同組合	水道施設が被災した場合の応急対策業務に関する協力事項
応急給水に関する活動	日本水道協会富山県支部	住民への応急給水と施設の応急復旧の相互応援に関する協力事項
災害時の応急対応業務に関する活動	（公社）日本下水道管路管理業協会 富山県下水道管路維持管理協同組合	大規模災害により、下水道施設に甚大な被害が生じた場合の応急対応業務に関する協力事項
災害時における上下水道施設（電気設備）の復旧に関する活動	メタウォーター㈱ ほか３社	災害が発生した場合等に、上下水道施設の電気設備の被害状況調査、応急復旧作業及び災害の状況に応じた復旧活動の実施に関する協力事項
下水道施設の災害支援に関する活動	日本下水道事業団	災害が発生した場合の下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援に関する協力事項
下水道施設の災害支援に関する活動	（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部	大規模災害により、下水道施設に甚大な被害が生じた場合の応急復旧に関する調査・計画策定等に関する協力事項
下水道施設における復旧支援に関する活動	（一社）日本下水道施設管理業協会	災害が発生した場合の下水道施設の復旧支援に関する協力事項
下水道機械・電気設備の復旧に関する活動	（一社）日本下水道施設業協会	自然災害による下水道機械・電気設備を復旧するための緊急工事に関する協力事項
下水道機械・電気設備の復旧に関する活動	㈱荏原製作所　ほか１１社	自然災害による下水道機械・電気設備を復旧するための緊急工事に関する協力事項

５．緊急避難場所・福祉避難所等に関する協定（順不同）

協力活動	団体名	協定の概要
洪水時における緊急避難場所としての使用	富山トヨペット㈱	洪水時における緊急避難場所としての使用に関する事項
	医療法人五省会	洪水時における緊急避難場所としての使用に関する事項

協力活動	団体名	協定の概要
洪水時における緊急避難場所としての使用	富山ターミナルビル㈱	洪水時における緊急避難場所としての使用に関する事項
	ワクル総曲輪管理組合	洪水時における緊急避難場所としての使用に関する事項
	富山フューチャー開発㈱	洪水時における緊急避難場所としての使用に関する事項
	ユニー㈱（アピタ富山東店）	洪水時における緊急避難場所としての使用に関する事項
	富山地方鉄道㈱	洪水時における緊急避難場所としての使用に関する事項
	（社福）あおぞらこども福祉会	洪水時における緊急避難場所としての使用に関する事項
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	**資料６－３**参照	避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を二次的に受け入れるための福祉避難所の設置・運営に関する協力事項

６．参考（県が締結している防災関係機関との協定）

団体名	協定の概要（主な記載事項）
日本赤十字社富山県支部	災害救助法による救助等に関する医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等
日本放送協会富山放送局 北日本放送㈱ 富山テレビ放送㈱ 富山エフエム放送㈱ ㈱チューリップテレビ	災害対策基本法５７条の規定に基づく通信設備の優先利用等に関して、放送を要請する場合の手続き
富山県ケーブルテレビ協議会	災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、放送を要請する場合の手続き
富山県警察本部 富山地方鉄道㈱ 北陸電力㈱ 関西電力㈱ 西日本旅客鉄道㈱	災害対策基本法５７条の規定に基づく通信設備の優先利用等に関して、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続き
富山県医薬品卸業協同組合	災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続き
（一社）プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続き
（一社）富山県警備業協会	災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き
（公社）富山県医師会	県が行う医療救護に対する富山県医師会の協力について必要な事項
（一社）富山県建設業協会 （一社）富山県電業協会 富山県管工事業協同組合連合会 富山県空調衛生工事協同組合	【県建設業協会】 地震、風水害等の災害が発生した場合の県が管理する公共土木施設の応急対策業務の実施に関すること 【全て】 県が保有する建築物に関する応急措置等の業務の実施に関すること
（独）住宅金融支援機構	被災住宅の早期復興にむけての協力体制
（一社）日本自動車連盟中部本部富山支部	災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去活動に関すること

団体名	協定の概要（主な記載事項）
（一社）富山県トラック協会 富山県倉庫協会	地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管に関すること
（特非）全国災害救助犬協会	大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動に関すること
（一社）富山県産業資源循環協会	地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等に関すること
（一社）富山県構造物解体協会	地震等の大規模災害発生時における被災した建築物の解体撤去等に関すること
富山県環境保全共同組合	地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関すること
県内各放送事業者とヘリテレ	大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供に関すること
（公社）富山県宅地建物取引業協会	大規模な災害が発生した場合において、県が民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項に関すること
（一社）日本フランチャイズチェン協会加盟１０社	災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等
富山県石油商業組合	災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項
㈱北陸銀行	県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復旧応援活動に関すること
（一財）北陸電気保安協会	災害時に県が保有する施設の電気設備に関する災害応急対策活動を実施すること
㈱ダスキン	災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等
富山県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項
（一社）全日本冠婚葬祭互助協会	災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項
（公社）富山県柔道整複師会	災害時の応急活動に関する必要な事項
富山県行政士会	災害時の被災者支援のための行政士業務
（一社）富山県ビルメンテナンス協会	災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項
（一社）日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項
（公社）富山県薬剤師会	大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力事項
㈱サガミチェーン	災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等
石油連盟との覚書	大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するための重要施設の情報共有に関すること
（公社）富山県看護協会	大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力事項
（一社）富山県歯科医師会	大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力事項
（公社）富山県獣医師会	大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力事項
富山県生活衛生同業組合連合会	災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項
（公社）地盤工学会北陸支部	地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力事項

団体名	協定の概要（主な記載事項）
（一社）全国木造建設事業協会	大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力事項
（公社）富山県浄化槽協会	大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力事項
ヤフー㈱	災害に係る情報の迅速な提供等に関する協力事項
ＮＴＴタウンページ㈱	防災啓発情報の発信に関する協力事項
(公社)日本下水道管路管理業協会	災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力事項
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力事項
サクラパックス㈱	災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力事項
中日本段ボール工業組合	災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力事項
富山県レンタカー協会	災害時における警察活動に必要な自動車を確保するための優先的な車両提供についての必要な事項
富山県医療機器協会	災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な事項
（一社）富山県建築士事務所協会、(公社）富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会	大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危度判定士の参加要請等に関する協力事項
北陸電力㈱ 北陸電力送配電㈱	大規模災害時におけるリエゾン派遣、電源車の要請と協力、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力事項
富山県社会福祉協議会 日本青年会議所富山ブロック協議会	災害時におけるボランティアの受け入れ体制に関する協力事項
（独）国立高等専門学校機構	富山県内で発生した大規模自然災害時等における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協力事項
㈱北陸マツダ	災害時等における車両の貸与に関する協力事項
（一社）日本ムービングハウス協会	大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力事項
（公社）全日本不動産協会富山県本部	災害時等における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力事項
西日本電信電話㈱	大規模災害時におけるリエゾン派遣、暫定通信確保のための機器配置先連携、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力事項

９－２　協定締結履歴一覧

１．自治体間の協定

【隣接市町村間】		
協定名	団体名	協定締結日
隣接市町村防災協力体制協定書	小杉町	昭和55年１月１日
隣接市町村防災協力体制協定書	上市町	昭和55年１月７日
隣接市町村防災協力体制協定書	舟橋村	昭和55年１月７日
隣接市町村防災協力体制協定書	下村	昭和55年１月７日
隣接市町村防災協力体制協定書	立山町	昭和55年１月16日
隣接市町村防災協力体制協定書	滑川市	昭和55年２月１日
隣接市町村防災協力体制協定書	新湊市	昭和55年２月14日
【県外市間】		
協定名	団体名	協定締結日
災害時相互応援協定	高山市	平成７年５月10日
北陸３都市災害時相互応援協定	金沢市・福井市	平成７年８月７日
災害時における相互応援に関する協定	長野市	平成７年12月１日
災害時における相互援助協定	川崎市	平成９年９月１日
中核市災害相互応援協定	（中核市12市）	平成８年10月24日
（その後、協定参加、脱退あり）	（中核市54市）	平成30年４月１日
災害時相互応援に関する協定	岐阜市	平成20年５月12日
災害時相互応援に関する協定	調布市	平成28年１月21日
県外広域避難に関する協定	掛川市	令和２年２月４日
災害時相互応援に関する協定	総社市	令和３年３月22日
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体	平成23年７月12日

※協定等締結相手名等は、締結時のまま。

２．消防・救急救助等

協定名	団体名	協定締結日
富山県市町村消防相互応援協定	（県内市町村）	昭和44年２月７日
船舶火災の消火活動に関する業務協定	伏木海上保安部他８市町	昭和48年５月17日
防災協定書	北陸電力㈱	昭和51年７月15日
防災協定書	日産化学工業㈱	昭和51年11月11日
富山県石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定書	高岡市・新湊市・婦中町	昭和54年11月１日
ガス漏れ及び爆発事故防止対策に関する協定書	北陸電力㈱富山営業所・日本海ガス㈱・㈱丸八・北日本プロパンガス㈱・富山県ＬＰガス協会富山支部	昭和57年５月31日
富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	富山県	昭和59年３月８日
高速自動車国道北陸自動車道（小杉IC～富山西IC）における消防相互応援協定	射水市	平成15年３月29日
富山県消防防災ヘリコプター支援協定書	富山県	平成16年４月１日
消防相互応援協定書	飛騨市	平成17年７月13日
携帯電話等による119番通報の対応に関する協定	（県内市町村）	平成17年12月１日
高速自動車国道北陸自動車道（流杉スマートIC～立山IC）における消防相互応援協定	立山町	平成21年３月30日
富山市と立山町の消防相互応援協定	立山町	平成23年７月28日

※協定等締結相手名等は、締結時のまま。

3．関係機関・企業等間

協定名	団体名	協定締結日
災害時における自家発電装置の賃貸借に関する協定	㈲日広建機	平成８年１月17日
災害時における自家発電装置の賃貸借に関する協定	㈱ヨシカワ	平成８年１月17日
災害時における自家発電装置の賃貸借に関する協定	㈱髙野工会	平成８年１月17日
災害時における富山市と郵便局の協力に関する協定書	（市内郵便局）	平成10年６月12日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山市建設業協会	平成13年11月８日
災害救助犬の出動に関する協定書	（特非）災害救助犬協会富山	平成13年11月８日
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	(社)日本水道協会中部地方支部	平成15年７月１日
大規模災害における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書	(社)富山県構造物解体協会	平成16年２月24日
災害時等による応急活動の協力に関する協定	富山市管工事協同組合	平成17年５月18日
災害時における物資等の輸送に関する協定	(社)富山県トラック協会富山支部	平成17年12月９日
災害情報放送に関する協定書	㈱ケーブルテレビ富山	平成18年３月31日
災害情報放送に関する協定書	上婦負ケーブルテレビ㈱	平成18年３月31日
災害時における救援物資提供に関する協定書	北陸ｺｶ・ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ㈱	平成18年10月25日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ	平成18年12月25日
災害時におけるﾚﾝﾀﾙ機材の供給協力に関する協定書	㈱アクティオ	平成19年12月３日
災害時におけるﾚﾝﾀﾙ機材の供給協力に関する協定書	㈱ﾚﾝﾀﾙのﾆｯｹﾝ富山営業所	平成19年12月３日
災害時におけるﾚﾝﾀﾙ機材の供給協力に関する協定書	㈱カナモト富山営業所	平成19年12月３日
災害時における物資供給に関する協定書	㈱大阪屋ショップ	平成19年12月３日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県瓦工事業(協)	平成20年２月29日
災害時における応急対策活動に関する協力協定書	(財)北陸電気保安協会	平成20年２月29日
災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書	(社)富山県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会富山中央・富山南・富山西支部・	平成20年３月26日
災害時における災害応急対策業務に関する協定書	(協)富山測量調査ｾﾝﾀｰ	平成20年３月27日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山市電業協会	平成20年９月２日
災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ㈱	平成20年12月19日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県地質調査業協会	平成22年10月４日
災害時における応急対策業務に関する協定書	(社)斜面防災対策技術協会富山県支部	平成22年10月４日
災害時におけるし尿、汚泥及び汚水の収集・運搬並びに洗浄等に関する協定書	(財)富山市生活環境サービス	平成23年３月１日
災害時における応急対策業務に関する協定書	(社)富山県測量設計業協会	平成24年３月１日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山造園業協同組合	平成24年３月１日
災害時の医療救護活動に関する協定書	(社)富山市医師会	平成24年３月29日
災害時等における放送要請に関する協定書	富山シティエフエム㈱	平成25年８月１日

協定名	団体名	協定締結日
災害時における救援物資の供給及び一時避難場所の提供に関する協定書	ユニー㈱ピアゴ富山西町店、アピタ富山店、アピタ富山東店	平成25年11月１日
災害時の福祉避難所における人的支援に関する協定書	（一社）富山県介護福祉士会	平成26年１月23日
災害時の福祉避難所における人的支援に関する協定書	（一社）富山県社会福祉士会	平成26年２月14日
災害時における聴覚障害者への支援体制に関する協定	（社福）富山県聴覚障害者協会	平成26年２月25日
災害時の福祉避難所における人的支援に関する協定書	（公社）富山県看護協会	平成26年３月27日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	平成26年４月28日
災害時の医療救護活動に関する協定	（公社）富山市医師会	平成26年８月１日
災害時等における救援物資の供給等に関する協定	富山県生活協同組合連合会	平成26年12月18日
災害時等における廃棄物の処理に関する協定	富山市一般廃棄物収集運搬業協会	平成26年12月18日
災害時等における応急対策に関する協定	婦負森林組合	平成27年１月16日
災害時における柔道整復師会支援活動協定書	富山県富山地区柔道整復師会	平成27年11月９日
災害時における応急対策業務に関する協定	富山県電気工事工業組合	平成29年２月１日
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	㈱セブン-イレブン・ジャパン	平成29年２月15日
災害時の物資供給等に関する協定	アークランドサカモト㈱	平成29年５月18日
災害時における緊急用資材の供給に関する協定	サクラパックス㈱	平成29年10月31日
災害時における緊急支援物資の輸送等に関する協定	大和トランスポート㈱	平成30年８月20日
災害時における電動車両等の支援に関する協定	富山三菱自動車販売㈱ 三菱自動車工業㈱	令和2年3月24日
災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定	富山日産自動車㈱ ㈱日産サティオ富山 日産自動車㈱	令和2年7月1日
富山市と富山県トヨタグループとの包括連携に関する協定	富山トヨタ自動車㈱ 富山トヨペット㈱ トヨタカローラ富山㈱ ネッツトヨタ富山㈱ ネッツトヨタノヴェルとやま㈱ ㈱トヨタレンタリース富山 トヨタＬ＆Ｆ富山㈱ トヨタモビリティパーツ㈱富山支社	令和2年9月17日
地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土地理院	令和2年12月14日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県土地家屋調査士会 公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士会	令和3年3月1日

協定名	団体名	協定締結日
大規模災害時における相互連携に関する確認書	北陸電力㈱ 北陸電力送配電㈱	令和4年2月28日
災害時等における物資の調達に関する協定書	㈱平和堂	令和4年7月20日
災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	富山市内にある１５のライオンズクラブ （社福）富山市社会福祉協議会	令和4年9月29日
防災における啓発活動の協力に関する協定書	（公社）富山青年会議所	令和5年10月30日
災害時における物資等の供給に関する協定	㈱ほっかほっか亭総本部	令和5年11月24日
災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	富山県弁護士会	令和5年12月21日
災害時における要配慮者支援に関する協定書	富山個人タクシー協同組合	令和6年2月14日
災害時における物資の供給協力に関する協定書	㈱アイザック	令和6年7月5日
災害時の避難所等における支援活動に関する協定書	富山市鍼灸マッサージ師会	令和6年8月28日

※協定等締結相手名等は、締結時のまま。

４．緊急避難場所・福祉避難所

協定名	団体名	協定締結日
洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定	富山トヨペット㈱	平成29年３月28日
洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定	医療法人財団五省会	平成29年３月30日
洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定	富山ターミナルビル㈱	平成30年２月16日
洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定	ワクル総曲輪管理組合	令和元年12月20日
洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定	富山フューチャー開発㈱	令和2年3月23日
洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定	ユニー㈱アピタ富山東店	令和2年5月13日
洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定	富山地方鉄道㈱	令和5年3月30日
洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定	（社福）あおぞらこども福祉会	令和5年4月1日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	**資料６－３**参照	**資料６－３**参照

５．その他

協定名	団体名	協定締結日
日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱	－	昭和54年４月１日
災害等の相互応援給水に関する覚書	滑川市	平成７年４月１日
災害等の相互応援給水に関する覚書	射水市	平成17年11月１日
光ケーブルネットワークを活用した防災情報の共有化に関する基本協定書	国土交通省富山工事事務所	平成14年10月16日
自治体４病院災害時医療救護活動相互応援協定書	黒部市民病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院	平成20年５月13日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸地方整備局	平成23年３月１日
長時間停電時における自家発電装置の賃貸借に関する協定書	㈱ヨシカワ ほか２社	平成22年２月１日
長時間停電時における自家発電装置の運搬・転に関する協定書	㈱富山環境整備 ほか２２社	平成22年２月１日
長時間停電時における自家発電装置の配線に関する協定書	㈱でんそく ほか６社	平成22年２月１日
下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール	下水道事業災害時中部ブロック連絡会 構成員	平成20年７月15日
光ケーブルネットワークを活用した防災情報の共有化に関する基本協定書	国土交通省富山河川国道事務所	平成27年７月１日
災害時における応急対策業務に関する協定書	（公社）日本下水道管路管理業協会 中部支部富山県部会	平成28年７月19日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県下水道管路維持管理協同組合	平成28年９月27日
災害時における上下水道施設（電気設備）の復旧活動に関する協定	メタウォーター㈱ ほか３社	平成30年11月１日
富山市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和3年4月30日
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部	令和3年5月6日
災害時における復旧支援協力に関する協定	（一社）日本下水道施設管理業協会	令和3年6月23日
自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定	（一社）日本下水道施設業協会	令和3年7月16日
自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定	㈱荏原製作所 ほか１１社	令和3年9月2日～10月1日

※協定等締結相手名等は、締結時のまま。

10　防災会議等に関する資料

10－１　富山市防災会議条例　（平成17年４月１日 富山市条例第25号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、富山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　富山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は50人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　富山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防局長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9)　前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認め、任命する者

６　前項第７号から第９号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、富山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月25日富山市条例第33号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月１日富山市条例第33号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に第１条の規定による改正前の富山市防災会議条例第３条第５項第８号の規定に基づき任命されている委員の任期については、第１条の規定による改正後の富山市防災会議条例第３条第６項の規定にかかわらず、平成２５年５月１７日までとする。

10－２　富山市防災会議委員

（令和6年8月20日現在）

区　分	職　　名	備　　考
会　長	富山市長	
１号委員	北陸財務局富山財務事務所長	
	北陸農政局富山県拠点地方参事官	
	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長	
	北陸信越運輸局富山運輸支局長	
	富山地方気象台長	
	第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	
	北陸地方整備局富山河川国道事務所長	
２号委員	富山県富山土木センター所長	
３号委員	富山中央警察署長	
４号委員	富山市副市長	
	富山市副市長	
	富山市政策監	
	富山市上下水道事業管理者	
	富山市企画管理部長	
	富山市防災危機管理部長	
	富山市防災危機管理指導監	
	富山市病院事業局管理部長	
５号委員	富山市教育長	
６号委員	富山市消防局長	
	富山市消防団長	
７号委員	西日本旅客鉄道㈱金沢支社北陸広域鉄道部長	
	西日本電信電話㈱富山支店長	
	日本赤十字社富山県支部事務局長	
	日本通運㈱北陸東支店長	
	北陸電力㈱理事富山支店長富山統括責任者	
	日本放送協会富山放送局長	
	富山地方鉄道㈱代表取締役社長	
	日本海ガス㈱代表取締役社長	
	北日本放送㈱代表取締役社長	
	㈱北日本新聞社代表取締役社長	
	富山新聞代表	
	富山テレビ放送㈱代表取締役社長	
	㈱チューリップテレビ代表取締役社長	
	富山エフエム放送㈱代表取締役社長	
	富山県看護協会長	
	あいの風とやま鉄道㈱代表取締役社長	
８号委員	富山県防災士会理事長	
９号委員	㈱ケーブルテレビ富山代表取締役社長	
	上婦負ケーブルテレビ㈱代表取締役社長	
	富山市医師会長	
	富山市歯科医師会長	
	富山県ペストコントロール協会会長	
	富山県介護福祉士会副会長	
	陸上自衛隊第14普通科連隊長	

10－３　富山市災害対策本部条例　（平成17年４月１日 条例第133号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、富山市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月１日富山市条例第33号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

11 防災関係機関に関する資料

11－１ 防災関係機関連絡先一覧表

（国の機関）

機関名		担当課	所在地	電話	FAX
内閣府					
		地震・火山対策担当	千代田区霞が関1-2-2	03(3501)5693	03(3501)5199
		災害応急対策担当		03(3501)5695	03(3503)5690
消防庁					
		防災課	千代田区霞が関2-1-2	03(5253)7525	03(5253)7535
		宿直室		03(5253)7777	03(5253)7553
警察庁					
	中部管区警察局	広域調整第二課	名古屋市中区三の丸2-1-1	052(951)6000	052(954)8880
	〃 富山県情報通信部		富山市新総曲輪1-7	076(441)2211	076(441)6655
財務省					
	富山財務事務所	総務課	富山市牛島新町11-7	076(432)5521	076(432)5779
厚生労働省					
	東海北陸厚生局	総務課	名古屋市東区白壁1-15-1	052(971)8831	052(971)8861
	富山労働局	総務課	富山市神通本町1-5-5	076(432)2727	076(432)6471
農林水産省					
	北陸農政局	企画調整室	金沢市広坂2-2-60	076(232)4217	076(232)3480
	〃 富山県拠点	地方参事官室	富山市牛島新町11-7	076(441)9300	076(441)9325
	中部森林管理局	総務課広報室	長野市大字栗田715-5	050(3160)6500	026(236)2733
	〃 名古屋事務所		名古屋市熱田区熱田西町1-20	050(3160)6660	052(683)9219
	〃 富山森林管理署	総務課	富山市黒崎字塚田割591-2	050(3160)6080	076(424)4934
経済産業省					
	中部経済産業局	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052(951)2683	052(962)6804
	〃 電力・ガス事業北陸支局	総務課	富山市牛島新町11-7	076(432)5588	076(432)5526
	中部近畿産業保安監督部	管理課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052(951)0558	052(951)9803
	〃 北陸産業保安監督署		富山市牛島新町11-7	076(432)5580	076(432)0909

機関名		担当課	所在地	電話	FAX
国土交通省					
	北陸地方整備局	防災室	新潟市中央区美咲町1-1-1	025(280)8836	025(370)6691
	〃富山河川国道事務所	調査第一課	富山市奥田新町2-1	076(443)4715	076(443)4716
		道路管理第一課		076(443)4722	076(443)4723
		防災課		076(443)4728	076(443)4729
	〃 立山砂防事務所	調査課	立山町芦峅寺ブナ坂61	076(482)1111	076(481)1426
	〃伏木富山港湾事務所	総務課	富山市牛島新町11-3	076(441)1901	076(443)1408
	〃北陸技術事務所富山出張所	(富山防災ｾﾝﾀｰ)	富山市水橋入江334-4	076(478)5511	076(478)5517
	北陸信越運輸局	総務部安全防災・危機管理課	新潟市中央区美咲町1－2－1	025(285)9000	025(285)9170
	〃 富山運輸支局	総務企画部門	富山市新庄町馬場82	076(423)0894	076(423)5509
	伏木海上保安部	警備救難課	高岡市伏木錦町11-15	0766(45)0118	0766(44)7147
	富山地方気象台		富山市石坂2415	076(432)2331	076(442)4260
	大阪航空局小松空港事務所	管理課	小松市浮柳町ヨ21	0761(24)0828	0761(22)4632
	〃 富山空港出張所		富山市秋ケ島35	076(495)3088	076(429)6762
総務省					
	北陸総合通信局	総務課	金沢市広坂2-2-60	076(233)4411	076(233)4419
防衛省					
	自衛隊富山地方協力本部	総務課	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	076(441)3273
	陸上自衛隊第14普通科連隊	第3科	金沢市野田町1-8	076(241)2171	
	〃 第382施設中隊	防災係	砺波市鷹栖出935	0763(33)2392	
	航空自衛隊第６航空団	防衛部	小松市向本折町戌267	0761(22)2101	
		小松救難隊		〃	
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第３幕僚室	舞鶴市余部下1190	0773(62)2250(内線2222)	0773(64)3609

（県の機関）

機関名	担当課	所在地	電話	FAX
危機管理局	防災・危機管理課	富山市新総曲輪1-7 防災危機管理センター4階	076(444)9670	076(444)3489
	防災航空センター	富山市別名源田割245-2	076(495)3060	076(495)3066
交通政策局	交通戦略企画課	富山市新総曲輪1-7	076(444)3123	076(444)9656
経営管理部	企画調整課	〃	076(444)4081	076(444)8964
	管財課	〃	076(444)3171	076(444)3486
	人事課	〃	076(444)3162	076(444)3484
生活環境文化部	県民生活課	〃	076(444)3128	076(444)3477
	環境保全課	富山市新桜町5-3 第2富山電気ビルディング	076(444)3144	076(444)3481
厚生部	厚生企画課	〃	076(444)3196	076(444)3491
	医務課	〃	076(444)3219	076(444)3495
	健康課	〃	076(444)3222	076(444)3496
	薬事指導課	〃	076(444)3233	076(444)3498
商工労働部	商工企画課	〃	076(444)3242	076(444)4401
農林水産部	農林水産企画課	富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル	076(444)3264	076(444)4407
	農村整備課	〃	076(444)3375	076(444)3437
	森林政策課	〃	076(444)3384	076(444)4428
	水産漁港課	〃	076(444)3295	076(444)4412
土木部	管理課	富山市新総曲輪1-7	076(444)3307	076(444)4414
	道路課	〃	076(444)3318	076(444)4416
	河川課	〃	076(444)3324	076(444)4417
	砂防課	〃	076(444)3341	076(444)4420
	港湾課	〃	076(444)3334	076(444)4419
企業局	経営管理課	富山市安住町2-14	076(444)2136	076(444)2154
教育委員会	教育企画課	富山市新総曲輪1-7	076(444)3430	076(444)4433
警察本部	警備課	〃	076(441)2211	
	地域企画課	〃	076(441)2211	
	交通規制課	〃	076(441)2211	
富山中央警察署	警備課・地域課	富山市赤江町5-1	076(444)0110	
富山南警察署	警備課・地域課	富山市蜷川123-1	076(420)0110	
富山西警察署	警備課・地域課	富山市婦中町宮ヶ島229-1	076(466)0110	
総合県税事務所	企画管理課	富山市舟橋北町1-11	076(444)4503	076(444)4514
心の健康センター		富山市蜷川459-1	076(428)1511	076(428)1510
富山農林振興センター	総務課	富山市舟橋北町1-11	076(444)4463	076(444)4415

富山土木センター	施設管理課	〃	076(444)4445	076(444)4517
機関名	担当課	所在地	電話	FAX
立山土木事務所	工務課	立山町前沢2359-5	076(463)1101	076(463)2698
富山港事務所		富山市東岩瀬町海岸通り5	076(437)7131	076(437)7169

（公共機関）

機関名		担当課	所在地	電話	FAX
独立行政法人国立病院機構					
	東海北陸ブロック事務所	総務経理課	名古屋市中区三の丸4-1-1	052(968)5171	052(968)5168
西日本旅客鉄道(株)					
	金沢支社	総務課	金沢市広岡3-3-77JR金沢駅西第一NKビル5階	076(254)3011	076(254)3012
	北陸広域鉄道部		富山市牛島町24-30	076(444)8982	076(444)8983
西日本電信電話(株)					
	富山支店	NTTフィールドテクノ富山設備部	富山市東田地方町1-1-30	076(492)9501	076(492)9518
(株)ＮＴＴドコモ北陸支社					
		災害対策室	金沢市西都1-5	076(225)2065	076(225)2178
ＫＤＤＩ(株)					
	北陸総支社	管理部	金沢市本町1-5-2	076(261)4077	076(233)2077
中日本高速道路(株)					
	金沢支社	保全チーム	金沢市神野町東170	076(240)4930	076(240)4991
	金沢・保全サービスセンター		金沢市神野町東170	076(249)8111	076(249)8119
	富山高速道路事務所		富山市黒崎439	076(421)9048	076(491)7529
日本赤十字社					
	富山県支部	事業推進課	富山市飯野26-1	076(451)7878	076(451)6872
郵便局(株)					
	北陸支社	企画部総務課	金沢市尾張町1-1-1	076(220)3011	076(232)3892
郵便事業(株)					
	北陸支社	総務部	金沢市尾張町1-1-1	076(220)3122	076(264)0851
日本銀行		富山事務所	富山市堤町通り1-2-26	076(424)4471	076(494)1158
日本放送協会		富山放送局ニュース	富山市新桜町4-8	076(444)6613	076(442)6092
北日本放送(株)		報道部	富山市牛島町10-18	076(433)8515	076(433)8560
富山テレビ放送(株)		報道部	富山市新根塚町1-8-14	076(492)7107	076(491)2663
(株)チューリップテレビ		ﾆｭｰｽ&ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	富山市奥田本町8-24	076(433)9886	076(433)7691
富山エフエム放送(株)		放送部	富山市奥田町2-11	076(442)5533	076(432)2344
富山シティエフエム(株)			富山市安住町2-14 北日本新聞本社ﾋﾞﾙ８階	076(445)3381	076(433)4688
(株)ケーブルテレビ富山			富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館３階	076(444)5555	076(444)5577
上婦負ケーブルテレビ(株)			富山市婦中町羽根827-1	076(469)6661	076(469)6662

機　　関　　名	担　当　課	所　　在　　地	電　　話	F A X
(一社) 富山県ケーブルテレビ協議会		富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル2階227号室	076(456)1315	
日本通運(株)北陸東支店		富山市新庄本町2-8-59	076(452)5522	076(452)5520
(社)富山県トラック協会		富山市婦中町島本郷1-5	076(495)8800	076(495)1600
北陸電力(株)富山支店	総務部業務・地域チーム	富山市牛島町13-15	076(441)3511	076(405)1252
北陸電力送配電㈱富山支社		富山市牛島町13-15		
関西電力(株)北陸支社	総務・広報グループ	富山市東田地方町1-2-13	076(442)8212	076(442)8219
関西電力送配電(株)北陸電力本部		富山市東田地方町1-2-13		
富山地方鉄道(株)	鉄軌道部運転管理課	富山市稲荷町4-1-48 鉄道センタービル	076(432)5540	076(442)6089
	自動車部運行管理課	富山市桜町1-1-36	076(432)5544	076(433)0743
日本海ガス(株)	総務グループ	富山市城北町2-36	0570(024)077	076(442)3025
(社)日本簡易ｶﾞｽ協会北陸支部		富山市奥田新町8-1 ﾎﾞﾙﾌｧｰﾄとやま８Ｆ	076(441)3241	076(441)3244
(社)富山県エルピーガス協会		富山市桜橋通り6-13 ﾌｺｸ生命第一ビル４階	076(441)6993	076(441)6996
あいの風とやま鉄道㈱	総務企画部	富山市牛島町24-7	076(444)1300	076(444)1320

（市 町 村）

市町村名		担当課	所在地	電話	FAX
富山市		防災危機管理課	富山市新桜町7-38	076(443)2181	076(443)2039
	大沢野行政サービスセンター		富山市高内365	076(467)5818	076(468)1645
	大山行政サービスセンター		富山市上滝567	076(483)2537	076(483)3081
	八尾行政サービスセンター		富山市八尾町福島200	076(454)3112	076(454)3119
	婦中行政サービスセンター		富山市婦中町速星754	076(465)2112	076(465)3140
	山田中核型地区センター		富山市山田湯880	076(457)2112	076(457)2259
	細入中核型地区センター		富山市楡原1128	076 (485) 2111	076(485)9010
高岡市		総務課	高岡市広小路7-50	0766(20)1229	0766(20)1325
魚津市		〃	魚津市釈迦堂1-10-1	0765(23)1019	0765(23)1051
氷見市		〃	氷見市丸の内1-1	0766(74)8021	0766(74)4004
滑川市		〃	滑川市寺家町104	076(475)2111	076(475)6299
黒部市		〃	黒部市三日市725	0765(54)2111	0765(54)4461
砺波市		〃	砺波市栄町7-3	0763(33)1111	0763(33)5325
小矢部市		〃	小矢部市本町1-1	0766(67)1760	0766(68)2171
南砺市		〃	南砺市苗島4880	0763(23)2003	0763(22)1114
射水市		情報・危機管理課	射水市戸破1511	0766(57)1627	0766(57)0528
上市町		総務課	上市町法音寺1	076(472)1111	076(472)1115
立山町		〃	立山町前沢2440	076(463)1121	076(463)1254
入善町		〃	入善町入膳3255	0765(72)1100	0765(74)0067
朝日町		〃	朝日町道下1133	0765(83)1100	0765(83)1109
舟橋村		〃	舟橋村仏生寺55	076(464)1121	076(464)1066

（市町村消防）

消防本部名	本部・署	所在地	電話	FAX
富山市	消防局	富山市今泉191-1	076(493)4141	076(493)5665
	富山消防署			076(493)4809
	中分署	富山市奥田町20-22	076(441)8260	076(441)8340
	東部出張所	富山市中市2-8-70	076(424)8431	076(424)8439
	南部出張所	富山市悪王寺25-1	076(429)5970	076(429)5987
	北部出張所	富山市上飯野28-2	076(451)4656	076(451)4669
	富山北消防署	富山市高畠町1-10-30	076(437)7141	076(437)7142
	和合出張所	富山市四方荒屋1500-1	076(435)0119	076(435)0387
	海上分遣所	富山市岩瀬入船町1-6	076(438)2422	076(438)2755
	呉羽消防署	富山市呉羽町2417-5	076(436)5040	076(436)2166
	水橋消防署	富山市水橋舘町420－1	076(478)0061	076(478)0046
	大沢野消防署	富山市上二杉202	076(468)1212	076(468)1242
	細入分遣所	富山市楡原1101-1	076(485)9119	076(485)9148
	大山消防署	富山市花崎737	076(483)1119	076(483)1194
	小見分遣所	富山市小見255-15	076(482)9119	076(482)9120
	八尾消防署	富山市八尾町福島816-1	076(454)2119	076(455)0336
	婦中消防署	富山市婦中町笹倉128	076(466)2280	076(466)3048
	山田分遣所	富山市山田小島2697-4	076(457)9119	076(457)9120
高岡市	消防本部	高岡市広小路5-10	0766(22)3131	0766(22)1994
	高岡消防署		0766(22)0119	0766(22)1996
	伏木消防署	高岡市伏木国分1-10-1	0766(44)1122	0766(44)7990
	戸出消防署	高岡市戸出大清水281	0766(63)0045	0766(63)4467
	福岡消防署	高岡市福岡町下老子748	0766(64)3305	0766(64)6119
	氷見消防署	氷見市加納387-1	0766(74)8300	0766(74)8338
富山県東部消防組合	消防本部	魚津市本江3197-1	0765(24)0119	0765(23)9178
	魚津消防署		0765(24)7980	0765(23)9192
	滑川消防署	滑川市上小泉24	076(475)0180	076(475)7719
	上市消防署	上市町稗田36	076(472)2244	076(473)0055
新川地域	消防本部	黒部市植木761-1	0765(54)0119	0765(54)3992
	黒部消防署			
	入善消防署	入善町上野571	0765(72)0135	0765(72)0937
	朝日消防署	朝日町道下1062	0765(83)0009	0765(83)1867
	宇奈月消防署	黒部市宇奈月町内山3353	0765(65)2940	0765(65)2943

消防本部名	本部･署	所　在　地	電　話	F A X
砺波地域消防組合	消　防　本　部	砺波市大辻501	0763(32)4957	0763(32)2230
	砺　波　消　防　署		0763(33)0119	0763(32)2081
	南　砺　消　防　署	南砺市天池99	0763(52)0119	0763(52)4496
	小 矢 部 消 防 署	小矢部市泉町2-37	0766(67)0119	0766(67)5108
射　水　市	消　防　本　部	射水市橋下条1522	0766(56)0119	0766(56)9543
	射　水　消　防　署			
	新　湊　消　防　署	射水市本町2-13-1	0766(82)8333	0766(82)6826
立　山　町	消　防　本　部	立山町米沢36	076(463)0005	076(463)1610
	立 山 町 消 防 署			

（地区センター）

地区センター名	所 在 地	電 話	F A X
＜富山＞			
総曲輪地区センター	富山市大手町6-14	076(421)2644	076(495)9308
愛宕地区センター	富山市愛宕町1-5-13	076(432)3410	076(445)1586
安野屋地区センター	富山市安野屋町1-1-48	076(442)4331	076(445)1602
八人町地区センター	富山市八人町5-17	076(441)9833	076(445)1603
五番町地区センター	富山市辰巳町1-2-8	076(421)8306	076(495)9307
柳町地区センター	富山市弥生町1-12-22	076(433)0620	076(445)1605
清水町地区センター	富山市清水町8-1-31	076(422)4510	076(495)9306
星井町地区センター	富山市西中野町2-1-24	076(492)2260	076(495)9305
西田地方地区センター	富山市相生町5-17	076(422)4491	076(495)9303
堀川地区センター	富山市堀川小泉町1-18-13	076(425)1530	076(494)1411
堀川南地区センター	富山市本郷町243-45	076(492)3450	076(494)1417
光陽地区センター	富山市二口町1-12-3	076(493)2010	076(420)2130
東部地区センター	富山市石金1-2-13	076(421)3204	076(494)1414
奥田地区センター	富山市奥田新町3-1	076(432)3312	076(443)1612
奥田北地区センター	富山市下新北町2-11	076(442)3197	076(443)1613
桜谷地区センター	富山市田刈屋279	076(432)5607	076(443)1614
五福地区センター	富山市五福4431-1	076(432)6363	076(443)1615
神明地区センター	富山市高田88-9	076(421)0725	076(494)9021
岩瀬地区センター	富山市岩瀬御蔵町1	076(437)9715	076(438)9012
萩浦地区センター	富山市高畠町2-11-36	076(437)7923	076(438)9013
大広田地区センター	富山市東富山寿町2-1-14	076(437)9924	076(438)9014
浜黒崎地区センター	富山市浜黒崎3295-12	076(437)9371	076(438)9016
針原地区センター	富山市針原中町901-2	076(451)2555	076(452)9061
豊田地区センター	富山市豊田本町1-2-5	076(437)9313	076(438)9011
広田地区センター	富山市新屋1-3	076(451)5601	076(452)9062
新庄地区センター	富山市新庄町1-3-16	076(432)2742	076(443)1451
新庄北地区センター	富山市新庄本町2-4-11	076(452)0080	076(452)0130
藤ノ木地区センター	富山市藤木1246	076(421)2444	076(494)1412
山室地区センター	富山市中市2-8-76	076(421)2801	076(494)1413
山室中部地区センター	富山市山室荒屋84	076(492)3405	076(494)1418
太田地区センター	富山市太田351-2	076(421)6682	076(494)1416
蜷川地区センター	富山市赤田50	076(421)2971	076(494)1415
新保地区センター	富山市新保306-1	076(429)0001	076(428)9071
熊野地区センター	富山市悪王寺128	076(429)1211	076(428)9072
月岡地区センター	富山市上千俵町509	076(429)0201	076(428)9073
四方地区センター	富山市四方142-1	076(435)0002	076(435)9021
八幡地区センター	富山市八町東262	076(435)0004	076(435)9022
草島地区センター	富山市草島143-89	076(435)3975	076(435)9023
倉垣地区センター	富山市布目3967	076(435)3851	076(435)9024
呉羽地区センター	富山市呉羽町2920	076(436)5171	076(434)9009
長岡地区センター	富山市長岡9522-3	076(442)4350	076(443)1617
寒江地区センター	富山市本郷中部263	076(434)2680	076(434)9080
古沢地区センター	富山市古沢498	076(434)1227	076(434)9081
老田地区センター	富山市中老田216-2	076(434)4456	076(434)9082
池多地区センター	富山市西押川1380-1	076(436)5300	076(434)9238
水橋中部地区センター	富山市水橋舘町312-1	076(478)0019	076(479)9023
水橋西部地区センター	富山市水橋辻ケ堂129-1	076(478)1131	076(479)9021
水橋東部地区センター	富山市水橋小池146-1	076(478)3252	076(479)9030
三郷地区センター	富山市水橋小路34	076(478)2070	076(479)9022
上条地区センター	富山市水橋石割73-1	076(478)1651	076(479)9025
＜大沢野＞			
大久保地区センター	富山市下大久保1776-1	076(467)0001	076(467)0159
船峅地区センター	富山市坂本482	076(468)1519	076(468)1564
小羽地区センター	富山市小羽361	076(468)0668	076(468)0654

地区センター名	所 在 地	電 話	F A X
下タ北部地区センター	富山市布尻991	076(485)2002	076(485)2106
＜大山＞			
小見地区センター	富山市小見255-13	076(482)1234	076(482)1108
福沢地区センター	富山市東福沢3550	076(483)1811	076(483)3055
大庄地区センター	富山市田畠97-1	076(483)2446	076(483)2391
＜八尾＞			
保内地区センター	富山市八尾町新田101	076(454)3622	076(455)9554
杉原地区センター	富山市八尾町大杉12	076(455)2570	076(455)9553
卯花地区センター	富山市八尾町下笹原42-1	076(455)1090	076(455)9552
室牧地区センター	富山市八尾町中242	076(455)1069	076(455)9551
黒瀬谷地区センター	富山市八尾町樫尾162	076(455)1074	076(455)9557
野積地区センター	富山市八尾町水口242	076(454)3001	076(455)9556
仁歩地区センター	富山市八尾町三ッ松14-1	076(458)1101	076(458)1101
大長谷地区センター	富山市八尾町内名88	076(458)1400	076(458)1410
＜婦中＞			
鵜坂地区センター	富山市婦中町上田島18-1	076(465)2461	076(465)2491
朝日地区センター	富山市婦中町下条281	076(469)5110	076(469)2429
宮川地区センター	富山市婦中町広田4178	076(465)5139	076(465)2498
婦中熊野地区センター	富山市婦中町堀657	076(465)2410	076(465)2496
古里地区センター	富山市婦中町羽根6	076(469)5916	076(469)2646
音川地区センター	富山市婦中町外輪野6324-1	076(469)5966	076(469)3879
神保地区センター	富山市婦中町上吉川403-1	076(469)5097	076(469)3449
＜細入＞			
細入南部地区センター	富山市猪谷851-1	076(484)1002	076(484)1006

※各行政サービスセンター、中核型地区センターは「(市町村)」に記載

12 その他

12－１ 指定文化財一覧

（１） 国指定文化財 （令和６年３月３１日現在）

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	建造物	浮田家住宅（主屋・表門・土蔵）	3棟	太田南町272	富山市	昭54. 5.21
2	建造物	旧森家住宅	3棟	東岩瀬町108	富山市	平 6.12.27
3	建造物	富岩運河水閘施設（中島閘門）	1構	中島２丁目字浦川原割3-2	富山県	平10. 5. 1
4	建造物	常願寺川砂防施設 -白岩堰堤、本宮堰堤、泥谷堰堤-（附 旧混合配給所基礎（本宮堰堤）、附 山腹基礎工６所、土留工９所、水路工６所（泥谷堰堤））	3所 28基	富山市、立山町	国土交通省	平21.6.30 平29.11.28
5	絵 画	絹本著色法華経曼荼羅図	21幅	八尾町宮ノ腰1580	本法寺	明33. 4. 7
6	絵 画	紙本著色三十六歌仙切（重之）佐竹家伝来	1幅	千石町1-3-6（秋水美術館）	リードケミカル(株)	昭11.5.6
7	彫 刻	木造十一面観音立像	1躯	婦中町千里6522	常楽寺	大15. 4.19
8	彫 刻	木造聖観音立像	1躯	婦中町千里6522	常楽寺	大15. 4.19
9	工芸品	太刀銘 一助成	1口	千石町1-3-6（秋水美術館）	リードケミカル(株)	昭25. 8.29
10	工芸品	刀銘 住東叡山忍岡辺長曽祢虎入道/寛文拾一年二月吉祥日	1口	千石町1-3-6（秋水美術館）	リードケミカル(株)	昭27. 3.29
11	工芸品	太刀銘 真守造	1口	千石町1-3-6（秋水美術館）	リードケミカル(株)	昭28. 3.31
12	工芸品	太刀銘 次忠	1口	千石町1-3-6（秋水美術館）	リードケミカル(株)	昭28.11.14
13	工芸品	脇差 無銘 伝正宗	1口	千石町1-3-6（秋水美術館）	リードケミカル(株)	昭28.11.24
14	工芸品	太刀銘 吉家作	1口	千石町1-3-6（秋水美術館）	リードケミカル(株)	昭30.2.2
15	書 跡	仏祖正伝菩薩戒教授文	1巻	梅沢町3-19-17	海岸寺	昭41. 6.11
16	考古資料	境Ａ遺跡出土品	2432点	茶屋町206-3（富山県埋蔵文化財センター）	富山県	平11. 6.7
17	考古資料	硬玉製大珠(富山県氷見市朝日貝塚出土)	1点	茶屋町206-3（富山県埋蔵文化財センター）	個人所有	昭48. 6. 6
18	有形民俗	富山の売薬用具	1818点	安養坊980（富山市売薬資料館）	富山市	昭56. 4.22
19	無形民俗	越中の稚児舞		婦中町中名851-1（熊野神社）	熊野神社稚児舞保存会	昭57. 1.14
20	史 跡	北代遺跡	1	北代字大畑3871-1 （北代縄文広場）	富山市	昭59. 1. 4
21	史 跡	直坂遺跡	1	舟新字小野割、舟倉字谷内割	富山市他３名	昭56. 4.11
22	史 跡	王塚・千坊山遺跡群	7	婦中町（羽根、長沢、新町、富崎、千里地内）	富山市ほか	昭23. 1.14 平17. 3. 2
23	史 跡	安田城跡	1	婦中町安田348-1ほか （婦中安田城跡歴史の広場）	富山市	昭56. 2.23
24	特別天然記念物	薬師岳の圏谷群		黒部谷割	農林水産省	昭27. 3.29
25	天然記念物	真川の跡津川断層		有峰字真川谷割22-6	国土交通省	平15. 7.25
26	天然記念物	猪谷の背斜・向斜		猪谷字川原の３	富山市	昭16.10. 3

番号	種別	名　　称	員 数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
27	天然記念物	横山楡原衝上断層		東猪谷字杉山割、楡原字一ノ谷	国土交通省	昭 16.10. 3
28	天然記念物	新湯の玉滴石産地		有峰字真川谷割 18-27 有峰字真川谷割 18-28	国土交通省 富山県	平 25.10.17

（２）　国登録文化財

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
1	建造物	富山市陶芸館	1 棟	安養坊 50	富山市	平 9.11. 5
2	建造物	旧内山家住宅	14 棟	宮尾 903	富山県	平 10. 7.23
3	建造物	旧金岡家住宅	5 棟	新庄町 1-5-24	富山県	平 10. 7.23
4	建造物	桜橋	1 基	本町～桜橋通り	富山県	平 11.11.18
5	建造物	牛島閘門	1 構	木場町 16－1	富山県	平 14.6.25
6	建造物	富山市郷土博物館（富山城）	1 棟	本丸 1-62	富山市	平 16. 7.23
8	建造物	上滝発電所	1 棟	中滝字小野海浦割 3-1	北陸電力㈱	平 13.10.12
9	建造物	松ノ木発電所	1 棟	大山松木字大下割 446	北陸電力㈱	平 13.10.12
10	建造物	中地山発電所	1 棟	中地山字上中地山割 1-2	北陸電力㈱	平 13.10.12
12	建造物	笹津橋	1 基	笹津～西笹津	国土交通省	平 12. 2.15
13	建造物	北陸銀行本店	1 棟	堤町通り 1-2-9 他	㈱北陸銀行	平 25.12.24
14	建造物	富山県庁舎本館	1 棟	新総曲輪 1-7	富山県	平 27.8.4
15	建造物	旧馬場家住宅	5 棟	東岩瀬町 107-2	富山市	平 28.8.1
16	建造物	富山電気ビルディング	2 棟	桜橋通り 3	富山電気ビルデイング（株）	平 30.11.2
17	考古資料	越中地域考古資料 （早川荘作蒐集品）	1699 点	茶屋町 206-3（富山県埋蔵文化財センター）	富山県	平 20. 7.10
18	建造物	旧金岡家住宅道具蔵	1 棟	新庄町 1 丁目 37 番地 21	富山県	令 5.8.7

（３）　県指定文化財

番号	種別	名　　称	員 数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
1	絵　画	絹本著色騎獅文殊菩薩像	1 幅	梅沢町 3-12-24	来迎寺	昭 40. 1. 1
2	絵　画	絹本著色聖徳太子孝養像図	1 幅	中野新町	個人所有	昭 60. 9.12
3	絵　画	絹本著色三千仏図（過去仏図）	1 幅	舟倉 2334	帝龍寺	昭 55. 1.22
4	絵　画	絹本著色三千仏図（現在仏図）	1 幅	亀谷 1（大山歴史民俗資料館）	宝寿院	昭 55. 1.22
5	絵　画	絹本著色三千仏図（未来仏図）	1 幅	亀谷 1（大山歴史民俗資料館）	中大浦集落	昭 55. 1.22
6	絵　画	絹本著色仏涅槃図	1 幅	亀谷 1（大山歴史民俗資料館）	中大浦集落	昭 55. 1.22
7	彫　刻	木造阿弥陀如来立像	1 躯	梅沢町 3-12-24	来迎寺	昭 40. 1. 1
8	彫　刻	木造聖観世音菩薩立像	1 躯	四方西岩瀬定籍	海禅寺	昭 40. 1. 1
9	彫　刻	木造聖観世音菩薩立像	1 躯	西番 808	正源寺	昭 40. 1. 1
10	彫　刻	木造脇士観世音菩薩立像 木造阿弥陀如来立像 木造脇士大勢至菩薩立像	3 躯	蜷川 377	最勝寺	昭 40. 1. 1
11	彫　刻	木造観世音菩薩立像	1 躯	丸の内	個人所有	昭 40. 1. 1

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
12	彫　刻	木造歯吹の阿弥陀如来立像	1 躯	梅沢町 3-2-12	浄禅寺	昭 46.11.18
13	彫　刻	木造千手観世音菩薩立像	1 躯	舟倉 2334	帝龍寺	昭 44.10. 2
14	彫　刻	木造男神・女神坐像	2 躯	文珠寺 17	武部神社	昭 40. 1. 1
15	彫　刻	木造毘沙門天立像	1 躯	馬瀬口 305	天満宮	昭 40. 1. 1
16	彫　刻	木造不動明王坐像	1 躯	牧野 32	東薬寺	昭 40. 1. 1
17	彫　刻	木造地蔵菩薩立像	1 躯	牧野 32	東薬寺	昭 40. 1. 1
18	彫　刻	木造獅子頭	1 頭	安養坊 1118-1（富山市民俗民芸村）	紫野社	昭 40.10. 1
19	彫　刻	木造杉原神坐像	1 躯	婦中町田屋 448	杉原神社	昭 40.10. 1
20	工芸品	短刀　銘　宇多国宗 文明十一年己亥八月日	1 口	緑町	個人所有	昭 39. 7.14
21	工芸品	脇差　銘　宇多国宗 文明十一年二月日	1 口	天正寺	個人所有	昭 42. 3.25
22	工芸品	刀　銘 越中国新川郡富山住清光　生年五十歳作之　寛文元年二月吉日	1 口	西中野本町	個人所有	昭 42. 3.25
23	工芸品	刀　無銘　伝則重	1 口	緑町	個人所有	昭 57. 1.18
24	工芸品	脇差　銘　友次（宇多）	1 口	三番町	個人所有	昭 50. 1.20
25	工芸品	刀　無銘（古宇多）	1 口	三番町	個人所有	昭 50. 1.20
26	工芸品	短刀　銘　宇多國房 應永十二年八月日	1 口	緑町	個人所有	昭 58. 6.27
27	工芸品	木造彫刻棟札	1 枚	亀谷 1（大山歴史民俗資料館）	宝寿院	昭 40. 1. 1
28	工芸品	太刀銘宇多国宗	1 口	八尾町舘本郷	個人所有	昭 57. 1.18
29	工芸品	太刀大磨上　無銘　則重	1 口	婦中町千里	個人所有	昭 42. 3.25
30	古文書	玉永寺文書	21 点	水橋大町 560	玉永寺	昭 40.10. 1
31	古文書	聞名寺文書	95 点	八尾町今町 1662	聞名寺	昭 40.10. 1
32	考古資料	直坂Ⅰ遺跡出土品（富山舟新・舟倉）-ナイフ形石器 3 点、彫刻刀形石器 2 点、錐形石器 1 点、接合資料 1 点-	7 点	茶屋町 206-3（富山県埋蔵文化財センター）	富山県	平 29.3. 15
33	考古資料	ウワダイラⅠ遺跡出土品(南砺市上原）-ナイフ形石器 9 点、局部磨製石斧 1 点、石核 4 点-	14 点	茶屋町 206-3（富山県埋蔵文化財センター）	富山県	平 29.3. 15
34	考古資料	立美遺跡出土品（南砺市立野新）-尖頭器 3 点、掻器 3 点、削器 2 点、錐形石器 1 点-	9 点	茶屋町 206-3（富山県埋蔵文化財センター）	富山県	平 29.3. 15
35	考古資料	加納南 9 号墳出土品 （氷見市加納）	28 点	茶屋町 206-3 （富山県埋蔵文化財センター）	富山県	令 6.1.12
36	有形民俗	八尾町祭礼曳山	6 基	八尾町東町、西町、今町、諏訪町、上新町、下新町	八尾町八幡社氏子	昭 40. 1. 1
37	史　跡	金草第一古窯跡	1	西金屋字高山 6763	富山市	昭 51. 3.19
38	史　跡	東黒牧上野遺跡	1	東黒牧上野山割 125-1-3	学校法人富山国際学園	平 5. 4. 9
39	史　跡	猪谷関跡	1	猪谷字峠 446	富山市	昭 40.10. 1
40	天然記念物	浜黒崎の松並木	7	浜黒崎松下割 3800	富山県	昭 40. 1. 1
41	天然記念物	西岩瀬諏訪社の大けやき	1	四方西岩瀬 131	諏訪神社	昭 40. 1. 1
42	天然記念物	舟つなぎのしいのき	1	山本字畑田 505	富山市	昭 40. 1. 1

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
43	天然記念物	寺家のアカガシ林	1	舟倉 2360	姉倉比売神社	昭 42. 9.26
44	天然記念物	馬瀬口の大サルスベリ	1	馬瀬口 305	天満宮	昭 42. 1.12
45	天然記念物	上滝不動尊境内の大アカガシ	1	上滝字滝ノ沢割	大川寺	昭 59. 2.22
46	天然記念物	野積の左巻かや	1	八尾町水口	個人所有	昭 40. 1. 1
47	天然記念物	高熊のさいかち	1	八尾町高熊	八坂社	昭 40.10. 1
48	天然記念物	友坂の二重不整合		婦中町友坂字惣野 6193-1 他	富山県	昭 55. 4.11
49	天然記念物	今山田の大かつら	1	山田今山田安野	個人所有	昭 40.10. 1

（4）　県登録文化財

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
1	無形民俗文化財	お鍬様		岩稲	個人	令 6.1.12

（5）　市指定文化財

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
1	建造物	黒田家長屋門	1 棟	東大久保	個人所有	昭 63. 4.21
2	建造物	山門	1 棟	文珠寺 1147	宝寿院	昭 57. 5. 4
3	建造物	山田村歴史民俗資料館	1 棟	山田小谷中根 810	富山市	昭 55. 5.30
4	建造物	玄猿楼の薬師堂	1 棟	山田湯	個人所有	平 3.11.26
5	建造物	千歳御門（埋門）	1 棟	本丸	富山市	平 20.10.29
6	建造物	竹島家住宅	7 棟	下新本町	個人所有	平 23. 9.26
7	絵　画	正源寺の鳴龍	1 面	西番 808	正源寺	昭 46. 3.25
8	絵　画	千歳御殿図の屏風	1 双	本丸 1-62（富山市郷土博物館）	富山市	昭 46. 3.25
9	絵　画	愛染明王図	1 幅	太田口通り 3-1-17	来迎寺	昭 54. 3.13
10	絵　画	地蔵菩薩十王図	1 幅	太田口通り 3-1-17	来迎寺	昭 54. 3.13
11	絵　画	不動明王図	1 幅	太田口通り 3-1-17	来迎寺	昭 54. 3.13
12	絵　画	二十五菩薩来迎図	1 幅	小中	個人所有	昭 56.10.21
13	絵　画	来迎阿弥陀三尊図	1 幅	小中	個人所有	昭 56.10.21
14	絵　画	李森筆絹本著色鬼子母掲鉢図巻	1 巻	緑町	個人所有	昭 62. 4. 1
15	絵　画	鈴木道栄筆神功皇后之図	1 幅	八尾町西町	個人所有	昭 39.12. 5
16	絵　画	紺屋春甫筆桧に鷹之図	1 幅	八尾町東町	個人所有	昭 39.12. 5
17	絵　画	長谷川等叔筆絵馬	1 幅	八尾町下新町 1584	八幡社	昭 39.12. 5
18	絵　画	実如上人裏書阿弥陀如来絵像	1 幅	八尾町福島	個人所有	昭 41.11.21
19	絵　画	絹本著色 不動明王像	1 幅	婦中町長沢 5692	各願寺	平 11. 6.24
20	絵　画	八郎兵衛大蛇退治の絵	1	山田鎌倉	個人所有	平 3.11.26
21	絵　画	軸装般若十六善神絵像	1	片掛 2035	大渕寺	昭 60. 3. 1
22	絵　画	軸装教如上人絵像	1	片掛 1978	圓龍寺	昭 60. 3. 1

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
23	絵　画	絵馬村芝居	1	片掛	八坂社	昭 60. 3. 1
24	彫　刻	木造千手千眼観世音菩薩立像	1 躯	南新町 4-1	清源寺	昭 51. 5.25
25	彫　刻	如意輪観世音菩薩坐像	1 躯	梅沢町 3-3	円隆寺	昭 54. 3.13
26	彫　刻	薬師十二神将（木造仏）	12 躯	牧野 32	東薬寺	昭 57. 5. 4
27	彫　刻	立蔵社神像	2 躯	本宮 1028	立蔵社氏子総代	昭 57. 5. 4
28	彫　刻	摩耶夫人像一式	1	小原屋	小原屋集落総代	昭 63. 5.20
29	彫　刻	島地八幡社高麗犬	2 躯	八尾町島地	島地八幡社	昭 31.11. 3
30	彫　刻	御神像（木彫）	2 躯	八尾町島地	島地八幡社	昭 41.11.21
31	彫　刻	右大臣像（木彫）	1 躯	八尾町島地	島地八幡社	昭 41.11.23
32	彫　刻	左大臣像（木彫）	1 躯	八尾町島地	島地八幡社	昭 41.11.23
33	彫　刻	椿図浅彫欄間	6	八尾町今町 1662	聞名寺	昭 41.11.21
34	彫　刻	日蓮上人坐像（木彫）	1 躯	八尾町東町	個人所有	昭 54.12.20
35	彫　刻	横江嘉純作“自像”（ブロンズ）	1 躯	八尾町福島 200（八尾行政サービスセンター）	富山市	昭 54.12.20
36	彫　刻	横江嘉純作“母子像”（ブロンズ）	1 躯	八尾町福島 200（八尾行政サービスセンター）	富山市	昭 54.12.20
37	彫　刻	横江嘉純作“宇宙の聲”（ブロンズ）	1 躯	八尾町高善寺 162（保内小学校）	富山市	昭 61. 2.26
38	彫　刻	銅造聖観世音菩薩立像	1 躯	婦中町板倉 61	玉泉寺	昭 58.12.22
39	彫　刻	木造僧形神像	1 躯	婦中町鵜坂 212	鵜坂神社	昭 61. 7.21
40	彫　刻	木造男神像	1 躯	婦中町鵜坂 212	鵜坂神社	昭 61. 7.21
41	彫　刻	木造楊柳観音像	1 躯	婦中町萩島 699	善導寺	昭 61. 7.21
42	彫　刻	牛嶽大明神	1	山田鍋谷（牛嶽山頂）	牛嶽大明神奉讃会会長	平 3.11.26
43	彫　刻	北条時頼自作の像	1 体	山田鎌倉字祓山	鎌倉集落総代	平 9. 8.29
44	彫　刻	白山金剛童子	1	猪谷 978-4（猪谷関所館）	富山市	昭 60. 3. 1
45	彫　刻	観音像	1	猪谷 978-4（猪谷関所館）	富山市	昭 60. 3. 1
46	彫　刻	地蔵菩薩像	2	猪谷門前 1547	西禅寺	昭 60. 3. 1
47	彫　刻	薬師如来座像	1	猪谷 978-4（猪谷関所館）	富山市	昭 60. 3. 1
48	彫　刻	石燈籠二基	1	庵谷	日枝神社	昭 60. 3. 1
49	彫　刻	白山妙理大権現（円空）	1	猪谷 978-4（猪谷関所館）	富山市	昭 60. 3. 1
50	彫　刻	白山不思議十万金剛童子（円空）	1	猪谷 978-4（猪谷関所館）	富山市	昭 60. 3. 1
51	彫　刻	虚空像菩薩（円空）	1	猪谷 978-4（猪谷関所館）	富山市	昭 60. 3. 1
52	工芸品	刀剣　銘　近江大掾藤原行光延宝三年二月吉日	1 口	緑町	個人所有	昭 51. 8.25
53	工芸品	千手観音懸仏	1	大山上野 603	大川寺	昭 38.12.23
54	工芸品	梵鐘	1	本宮 1031	念法寺	昭 57. 5. 4
55	工芸品	越中丸山焼　赤絵壺ふた付	1	八尾町深谷	個人所有	昭 38.12.15
56	工芸品	越中石戸焼　青釉水指	1	八尾町深谷	個人所有	昭 38.12.15
57	工芸品	越中丸山焼　鈴木道栄絵付向付	1	八尾町西町	個人所有	昭 38.12.15

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
58	工芸品	越中丸山焼　鈴木道栄絵付歌仙徳利	2本	八尾町深谷	個人所有	昭38.12.15
59	工芸品	越中丸山焼　初代作瓢形　牡丹絵徳利	2本	八尾町深谷	個人所有	昭38.12.15
60	工芸品	越中石戸焼　桃紅釉薬窯変六角鉢	1	八尾町石戸	個人所有	昭38.12.15
61	工芸品	越中石戸焼　辰砂釉薬窯変飾皿	1	八尾町石戸	個人所有	昭38.12.15
62	工芸品	越中石戸焼　金彩釉壺茶入	1	八尾町石戸	個人所有	昭38.12.15
63	工芸品	越中石戸焼　金彩釉抹茶々碗	1	八尾町石戸	個人所有	昭38.12.15
64	工芸品	越中丸山焼　湯呑（天保8年作）	1	八尾町丸山	個人所有	昭38.12.15
65	工芸品	越中丸山焼　菓子鉢(絵牡丹に蝶)	1	八尾町丸山	個人所有	昭38.12.15
66	工芸品	越中丸山焼　窯跡出土陶磁片集	小片20点	八尾町丸山	個人所有	昭38.12.15
67	工芸品	越中丸山焼　色絵牡丹文八角隅入鉢	5	安養坊50（富山市陶芸館）	富山市	昭41.11.21
68	工芸品	越中丸山焼　赤絵香炉	1	八尾町東町	個人所有	昭41.11.21
69	工芸品	越中丸山焼　筆筒	1	八尾町西町	個人所有	昭41.11.21
70	工芸品	砂付の梵鐘	1口	婦中町富崎5153	本覚寺	昭61. 7.21
71	工芸品	鰐口	1口	片掛	八坂社	昭60. 3. 1
72	工芸品	鰐口	1口	猪谷978-4（猪谷関所館）	富山市	昭60. 3. 1
73	工芸品	鰐口	1口	文珠寺1147	宝寿院	平20.10.29
74	工芸品	杉原神社の鬼神面	1面	婦中町浜子1293	杉原神社	平25.12.25
75	古文書	吉見詮頼地頭職寄進状	1幅	本丸1-62(富山市郷土博物館)	富山市	平 6. 3. 1
76	古文書	神保長職禁制	1通	太田口通り3-1-17	来迎寺	昭54. 3.13
77	古文書	前田利家の墨印状及び添書2通	1	本丸1-62(富山市郷土博物館)	個人所有	昭53.12. 9
78	古文書	聞名寺古文書	13点	八尾町今町1662	聞名寺	昭36. 7. 8
79	古文書	屏風	1	八尾町黒田	個人所有	昭39.12. 5
80	古文書	村御印	1	八尾町井田	個人所有	昭39.12. 5
81	古文書	村御印	1	八尾町福島	個人所有	昭39.12. 5
82	古文書	村御印	1	八尾町小長谷	小長谷集落総代	昭39.12. 5
83	古文書	村御印	1	八尾町乗嶺	個人所有	昭39.12. 5
84	古文書	寺領寄進状（前田利次印）	1	八尾町宮ノ腰1580	本法寺	昭41.11.21
85	古文書	寺領寄進状（前田利次印）	1幅	婦中町長沢5692	各願寺	平11. 6.24
86	古文書	加賀沢村検地打渡状	1	楡原	個人所有	昭60. 3. 1
87	古文書	岩稲村年貢割符状	1	岩稲	個人所有	昭60. 3. 1
88	古文書	富山藩西猪谷御関所文書	458	猪谷	個人所有	昭60. 3. 1
89	書　跡	摩島松南筆　書幅	3幅	八尾町東町	個人所有	昭39.12. 5
90	書　跡	摩島松南　書幅	1幅	八尾町東町	個人所有	昭39.12. 5
91	書　跡	李唐筆　書幅	1幅	八尾町井田126（八尾コミュニティセンター）	富山市	昭39.12. 5
92	書　跡	摩島松南筆　書幅	1幅	八尾町西町	個人所有	昭39.11. 7

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
93	書　跡	摩島松南筆　書巻物	1	八尾町井田 126（八尾コミュニティセンター）	富山市	昭 39. 12. 5
94	書　跡	勧学巧便筆書双幅	2	八尾町下新町	個人所有	昭 39. 12. 5
95	書　跡	勧学巧便筆書幅	1	八尾町茗ヶ原 1505	妙覚寺	昭 41. 11. 21
96	書　跡	軸装法華文字曼荼羅本尊	1	楡原 3743-2	上行寺	昭 60. 3. 1
97	書跡工芸	絹本著色法華経曼荼羅絵図 古表具類一切（裏書、軸木、表飾布）	1	八尾町宮ノ腰 1580	本法寺	昭 41. 11. 21
98	典　籍	勧学恵航著述集	79	片掛 1979	西念寺	昭 60. 3. 1
99	考古資料	遮光器土偶	1 点	水橋辻ヶ堂	個人所有	昭 52. 6. 25
100	歴史資料（古文書）	前田正甫各願寺観花の詠	1 幅	婦中町長沢 5692	各願寺	平 11. 6. 24
101	有形民俗	大久保高砂山曳山	1	下大久保 3138（八幡宮境内）	高砂山願念坊祭保存会	昭 51. 12. 18
102	有形民俗	有峰狛犬	4 対	亀谷 1（大山歴史民俗資料館）	富山市	平 12. 9. 19
103	無形民俗	さんさい踊り		梅沢町 3-3（円隆寺）	富山さんさい踊り保存会	昭 46. 3. 25
104	無形民俗	猪谷の百万石行列		東猪谷	東猪谷総代	昭 58. 9. 29
105	無形民俗	布尻・町長お鍬さま祭り		布尻、町長	布尻総代 町長総代	昭 59. 6. 30
106	無形民俗	蚕養宮		八尾町東新町	若宮八幡宮奉讃会ほか	平 13. 4. 25
107	無形民俗	岩瀬まだら		岩瀬	岩瀬まだら保存会	平 29. 5. 29
108	史　跡	五百羅漢		五艘 1882	長慶寺	昭 46. 3. 25
109	史　跡	栃谷南遺跡		栃谷 127-1、127-2	富山市	平 12. 4. 25
110	史　跡	面白寺跡	1	文珠寺 295	文珠寺集落	昭 38. 12. 23
111	史　跡	五輪塔	2	牧野東割 311	牧野集落総代	昭 38. 12. 23
112	史　跡	中地山城跡及び殿様馬乗石		中地山上平畑（城跡） 中地山神社境内（馬乗石）	中地山地区	昭 57. 5. 4
113	史　跡	上滝不動尊境内	1	上滝字滝ノ沢割	大川寺	昭 59. 2. 22
114	史　跡	越中丸山焼陶窯跡	1	八尾町丸山	個人所有	昭 36. 7. 8
115	史　跡	城生城跡	1	八尾町城生	個人所有	昭 62. 11. 27
116	史　跡	主馬ヶ城跡	1	八尾町井田、小長谷	井田区長	平 2. 11. 20
117	史　跡	大道城跡	1	八尾町大道	富山市	平 2. 11. 20
118	史　跡	尾畑城跡	1	八尾町倉ヶ谷、小畑、尾畑	富山市	平 2. 11. 20
119	史　跡	堀Ⅰ遺跡とその出土遺物		婦中町堀字立寺町 317 他	富山市	平 10. 5. 1
120	史　跡	大道城（若狭城）跡	1	山田谷字大林	富山市	平 2. 11. 20
121	史　跡	題目塔と道標	1 基	西笹津	個人所有	昭 60. 3. 1
122	史　跡	五輪塔古石塔群	29 基	西笹津	個人所有	昭 60. 3. 1
123	史　跡	五輪塔古石塔群	51 基	楡原	個人所有	昭 60. 3. 1
124	史　跡	伝畠山重忠墳墓	28 基	楡原 4169	楡原総代	昭 60. 3. 1
125	天然記念物	青柳性宗寺のサルスベリ	1 本	青柳 1	性宗寺	昭 46. 3. 25
126	天然記念物	中老田のモチノキ	1 本	中老田 1251	中老田モチノキ保存会	昭 48. 3. 28
127	天然記念物	素盞嗚社の大欅	1	東猪谷 1627（素盞嗚社境内）	東猪谷総代	昭 53. 12. 9

番号	種別	名　　称	員数	所　在　地	所有者又は管理者	指定年月日
128	天然記念物	浄光寺の大銀杏	1	須原 1241	浄光寺	昭 53. 12.　9
129	天然記念物	葛原の大榎	1	葛原	葛原総代	昭 56.　7. 22
130	天然記念物	大ヒサカキ	1 本	東福沢地内	個人所有	昭 45.　6.　4
131	天然記念物	シダレイチョウ	1 本	善名 157	長栄寺	昭 57.　5.　4
132	天然記念物	論田山トチ群生林	1	小見家の高割 29-1	小見集落総代	昭 63.　5. 20
133	天然記念物	天狗平の化石層		八尾町城生	富山市他	昭 28. 12.　1
134	天然記念物	つなぎがや	1	八尾町平沢	個人所有	昭 32. 11.　1
135	天然記念物	小井波の水芭蕉		八尾町小井波	小井波集落	昭 36.　5.　6
136	天然記念物	深谷の湿性植物群		八尾町深谷	祇樹寺	昭 36.　7.　8
137	天然記念物	高熊カキ貝化石床		八尾町高熊	高熊集落総代	昭 37. 12.　3
138	天然記念物	谷折の一位	1	八尾町谷折	個人所有	昭 47.　2. 15
139	天然記念物	大玉生のかつら	1	八尾町大玉生	個人所有	昭 62.　6. 26
140	天然記念物	清水のかつら	1	八尾町清水	個人所有	平　2. 11. 20
141	天然記念物	高清水のカツラ	1	山田高清水白山	個人所有	昭 54.　5. 17
142	天然記念物	湯のウラジロガシ	1 群	山田湯字下逃戸 1022	牛嶽社氏子総代	昭 54.　5. 17
143	天然記念物	今山田のユキツバキ	1	山田今山田安野	個人所有	昭 54.　5. 17
144	天然記念物	尊光寺の大イチョウ	1	山田白井谷	個人所有	昭 55.　5. 30
145	天然記念物	清水上の大杉	1	山田中瀬林尾 58	上中瀬集落	平　2.　9. 20
146	天然記念物	今山田の大杉	1	山田今山田	個人所有	平　2.　9. 20
147	天然記念物	居舟の大かつら	1	山田居舟赤松地内	個人所有	平　4.　7.　6
148	天然記念物	深道ブナ林	1 群	山田深道地内	富山市	平　6. 12. 12
149	天然記念物	鎌倉八幡宮の大桜（エドヒガン）	1 本	山田鎌倉 483	鎌倉八幡宮総代	平　9.　8. 29

（資料：生涯学習課）

12－２　風の強さと吹き方

強風によって災害が発生するおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

<table>
<tr><th>風の強さ
（予報用語）</th><th>平均風速
（m/s）</th><th>おおよその時速</th><th>速さの目安</th><th>人への影響</th><th>屋外・樹木の様子</th><th>走行中の車</th><th>建造物</th><th>おおよその瞬間風速
（m/s）</th></tr>
<tr><td>やや強い風</td><td>10以上
15未満</td><td>～50km</td><td>一般道路の自動車</td><td>風に向かって歩きにくくなる。
傘がさせない。</td><td>樹木全体が揺れ始める。
電線が揺れ始める。</td><td>道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。</td><td>樋（とい）が揺れ始める。</td><td rowspan="10"></td></tr>
<tr><td>強い風</td><td>15以上
20未満</td><td>～70km</td><td rowspan="2">高速道路の自動車</td><td rowspan="2">風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。
高所での作業はきわめて危険。</td><td rowspan="2">電線が鳴り始める。
看板やトタン板が外れ始める。</td><td rowspan="2">高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。</td><td rowspan="2">屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。
雨戸やシャッターが揺れる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常に強い 風</td><td>20以上
25未満</td><td>～90km</td></tr>
<tr><td>25以上
30未満</td><td>～110km</td><td rowspan="4">特急電車</td><td rowspan="4">屋外での行動は極めて危険。</td><td rowspan="3">細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。
看板が落下・飛散する。
道路標識が傾く。</td><td>通常の速度で運転するのが困難になる。</td><td>屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。
固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。
ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">猛烈な風</td><td>30以上
35未満</td><td>～125km</td><td rowspan="3">走行中のトラックが横転する。</td><td>固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。
養生の不十分な仮設足場が崩落する。</td></tr>
<tr><td>35以上
40未満</td><td>～140km</td><td>多くの樹木が倒れる。
電柱や街灯で倒れるものがある。
ブロック壁で倒壊するものがある。</td><td>外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。</td></tr>
<tr><td>40以上</td><td>140km～</td><td>住家で倒壊するものがある。
鉄骨構造物で変形するものがある。</td></tr>
</table>

（気象庁 HP より）

12－３　雨の強さと降り方

大雨によって災害が発生するおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が発生するおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル４相当）が出現したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

雨の強さと降り方

１時間雨量（ミリ）	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内（木造住宅を想定）	屋外の様子	車に乗っていて
10以上 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる。	寝ている人の半数くらいが雨に気つく。		ワイパーを速くしても見づらい。
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。			道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象)
50以上 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)。	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる。				

（気象庁ＨＰより）

12－４　気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
７		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損､落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）　木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56 年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級		
	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（気象庁ＨＰより）

12－５　災害救助法の概要及び基準

１　災害救助法の概要

○　「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）

１　目　的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

２　実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

３　適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例　人口5,000人未満　住家全壊30世帯以上）に行う。

４　救助の種類、程度、方法及び期間

(1)　救助の種類

①　避難所、応急仮設住宅の設置　　⑥　住宅の応急修理

②　食品、飲料水の給与　　⑦　学用品の給与

③　被服、寝具等の給与　　⑧　埋　　葬

④　医療、助産　　⑨　死体の捜索及び処理

⑤　被災者の救出　　⑩　住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(2)　救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

５　強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収用、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

６　経費の支弁及び国庫負担

(1)　都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)　国　庫　負　担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア　普通税収入見込額の２／100以下の部分　――――――――― 50／100

イ　普通税収入見込額の２／100をこえ４／100以下の部分　－　80／100

ウ　普通税収入見込額の４／100をこえる部分　――――――――― 90／100

７　災害救助基金について

(1)　積立義務（災害救助法第37条）

過去３年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の５／1000相当額（最少額500

万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)　運　用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

2　災害救助法適用基準（同法施行令）

1　住家等への被害が生じた場合

(1)　区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第１条第１項第１号、令別表第１）。

市　町　村　の　人　口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

(2)　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第１条第１項第２号、令別表第２・第３）。

①　都　道　府　県　の　人　口		住家滅失世帯数
	1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

②　市　町　村　の　人　口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

(3)　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第１条第１項第３号前段、令別表第４）。

都　道　府　県　の　人　口		住家滅失世帯数
	1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

※1　半壊又は半焼した世帯は、２世帯をもって滅失した一の世帯とする。

※2　床上浸水した世帯は、３世帯をもって滅失した一の世帯とする。

(4)　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第１条第１項第３号後段)。

・　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（基準省令第１条)。

2　生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当するとき（令第１条第１項第４号）

・　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（基準省令第２条第１号)。

・　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（基準省令第２条第２号)。

3　平成19年度災害救助基準

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人　１日当たり 300円以内 (加算額) 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1　規格　１戸当たり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。 2　限度額　１戸当たり 2,326,000円以内 3　同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1　平均１戸当たり29.7㎡、2,326,000円以内であればよい。 2　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3　供与期間　最高２年以内 4　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　全半壊（焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,010円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は１／３日)

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費 用 の 限 度 額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>17,300</td><td>22,300</td><td>32,800</td><td>39,300</td><td>49,800</td><td>7,300</td></tr><tr><td>冬</td><td>28,600</td><td>37,000</td><td>51,600</td><td>60,500</td><td>75,900</td><td>10,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,500</td><td>2,400</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,900</td><td>20,000</td><td>25,400</td><td>3,300</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>災害にかかった住宅の応急修理</td><td>住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
１世帯当たり
500,000円以内</td><td>災害発生の日から１か月以内</td><td></td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td>住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。</td><td>１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費
２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内
小学生児童　4,100円
中学生生徒　4,400円
高等学校等生徒　4,800円</td><td>災害発生の日から
（教科書）
１か月以内
（文房具及び通学用品）
15日以内</td><td>１　備蓄物資は評価額
２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,300円以内 一時保存 ┌既存建物借上費 　　通常の実費 　既存建物以外 　　1体当たり 　　5,000円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12－６　激甚災害指定基準

○本激：全国的に大きな災害をもたらした災害を指定

本激Ａ基準：全国的に大規模な災害が生じた場合

本激Ｂ基準：Ａの災害ほど大規模でなくとも特定の都道府県の区域に大きな被害がもたらされた場合

○局激：局地的な災害によって大きな災害復旧が必要になった市町村を指定

激甚災害指定基準（本激）早見表

（平成12年10月31日改正　平成12年9月8日以降発生した災害について適用）

激甚災害法適用条項	適用措置	指　定　基　準
第２章 （第３条） （第４条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	Ａ　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入額×0.5％ Ｂ　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入額×0.2％ かつ (1)　一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入額×25％　の県が１以上 又は (2)　県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入額×５％　の県が１以上
第５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	Ａ　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5％ Ｂ　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ (1)　一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×４％　の県が１以上 又は (2)　一の都道府県の査定見込額＞10億円以上　の県が１以上
第６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1)　第５条の措置が適用される場合 又は (2)　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5％　で第８条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が５千万円以下の場合は除く。
第８条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	Ａ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5％ Ｂ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ 一の都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県の農業者数×0.5％　の県が１以上 ただし、ＡＢとも、高潮、津波等特殊な要因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の２	森林災害復旧事業に対する補助	Ａ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×５％ Ｂ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5％ かつ (1)　一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60％　の県が１以上 又は (2)　一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×１％　の県が１以上 ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

激甚災害法適用条項	適用措置	指　　定　　基　　準
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	A　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1)　一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×２%　の県が１以上 又は (2)　一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円　の県が１以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第２章（第３条及び第４条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A　被災地全域滅失戸数≧4,000戸 B　(1)　被災地全域滅失戸数≧2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200戸又は住宅戸数の１割以上　の市町村が１以上 又は (2)　被災地全域滅失戸数≧1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400戸又は住宅戸数の２割以上　の市町村が１以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	第２章（第３条及び第４条）又は第５条の措置が適用される場合。
第７条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度決定する。
第９条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費に対する補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

局地激甚災害指定基準（局激）早見表

（平成23年１月13日改正　平成22年１月１日以降に発生した災害について適用）

激甚災害法適用条項	適用措置	指　　定　　基　　準
第２章 （第３条） （第４条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1)当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費(a)が、次のいずれかに該当する市町村 （該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね１億円未満のものを除く。） (ｲ)　(a)＞当該市町村の標準税収入額×50％ （査定事業費が１千万円未満のものを除く。） (ﾛ)　当該市町村の標準税収入額が５０億円以下、かつ、査定事業費が２億５千万円を超える市町村にあっては、 (a)＞当該市町村の標準税収入額×20％ (ﾊ)　当該市町村の標準税収入額が５０億円を超え、かつ、１００億円以下の市町村にあっては、 (a)＞当該市町村の標準税収入額×20％＋（当該市町村の標準税収入額－５０億円）×60％ (2)公共施設災害復旧事業費等の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる場合 （被害箇所の数がおおむね１０未満のものを除く。）
第５条 第６条	農地等の災害普及事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1)当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10％ （災害復旧事業に要する経費が１千万未満のものを除く。） （当該経費の合算額がおおむね５千万円未満である場合を除く。） ただし、これに該当しない場合でも、 当該市町村内の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、 当該市町村内の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10％ （当該漁船等の被害額が１千万円未満のものを除く。） （該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね５千万円未満である場合を除く。） (2)農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる場合（被害箇所の数がおおむね１０未満のものを除く。）
第11条の２	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村の林業被害見込額＞当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05％未満のものを除く。） かつ (1)　大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2)　その他の災害にあっては、要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25％
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業車に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10％ （被害額が１千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね５千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	第２章（第３条及び第４条）又は第５条の措置が適用される場合。

12－7　孤立の可能性がある集落

・「中山間地等の集落散在地域における孤立集落の可能性に関する状況調査」（平成17年）から一部改変して掲載。

・孤立及びその条件：中山間地域などの地区及び集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが、地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積により、人の移動・物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態。地区または集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害警戒区域等に隣接している。

・㊥：飛行場外離発着場（富山県消防防災ヘリコプター）

　㊤：中山間地の緊急時臨時着陸場（富山県消防防災ヘリコプター）

（令和５年４月１日現在）

地　域	旧市区町村名	集　落　名	世帯数	備　　考
大沢野	下　　夕　　村	布尻	26	㊤富山-6
大沢野	下　　夕　　村	町長	27	
大沢野	下　　夕　　村	寺津	12	
大沢野	下　　夕　　村	吉野	9	
大沢野	下　　夕　　村	伏木	9	
大沢野	下　　夕　　村	小糸	9	
大沢野	下　　夕　　村	舟渡	16	
大沢野	下　　夕　　村	東猪谷	35	㊤富山-5
大　山	福　　沢　　村	楜ケ原	17	
大　山	福　　沢　　村	日尾	19	
大　山	福　　沢　　村	瀬戸	6	
大　山	福　　沢　　村	馬瀬	2	
大　山	福　　沢　　村	石渕	1	
大　山	福　　沢　　村	小坂	5	
大　山	福　　沢　　村	火土呂	2	
大　山	大　　山　　村	水須	1	
大　山	大　　山　　村	亀谷	47	㊤富山-30
八　尾	卯　　花　　村	上黒瀬	7	
八　尾	卯　　花　　村	掛畑	21	
八　尾	卯　　花　　村	桐谷	24	㊤富山-21,富山-24
八　尾	卯　　花　　村	上笹原	31	
八　尾	卯　　花　　村	茗ケ原	33	
八　尾	室　　牧　　村	中	12	
八　尾	室　　牧　　村	河西（窪、天池、竹ノ内、宮ケ島、尾久）	20	
八　尾	室　　牧　　村	西玉	3	
八　尾	室　　牧　　村	河筋（柚木、上野、細滝）	20	
八　尾	室　　牧　　村	坂尾	10	
八　尾	室　　牧　　村	中筋（峯、須郷、野須郷、和山、北袋）	14	
八　尾	黒　瀬　谷　村	外堀	17	
八　尾	黒　瀬　谷　村	北東（東坂下、北谷）	6	
八　尾	大　長　谷　村	清花（清水、花房）	8	
八　尾	大　長　谷　村	栃折	8	
八　尾	大　長　谷　村	上牧	1	㊤富山-23

地　域	旧市区町村名	集　落　名	世帯数	備　　考
八　尾	大　長　谷　村	島地	8	㊎富山-23
八　尾	大　長　谷　村	内名	6	㊎富山-23
八　尾	大　長　谷　村	西高田（高野、田頭）	4	
八　尾	大　長　谷　村	新東	4	
八　尾	大　長　谷　村	庵杉	3	㊎富山-26
八　尾	仁　　歩　　村	大下	5	
八　尾	仁　　歩　　村	下仁歩	8	
八　尾	仁　　歩　　村	上仁歩	5	
八　尾	仁　　歩　　村	入谷	7	
八　尾	仁　　歩　　村	平沢	18	
八　尾	仁　　歩　　村	三ツ松	12	
八　尾	仁　　歩　　村	倉ケ谷	7	
八　尾	仁　　歩　　村	正間	4	
八　尾	仁　　歩　　村	武道原	7	
八　尾	野　　積　　村	乗嶺	83	㊎富山-29
八　尾	野　　積　　村	青根	18	
八　尾	野　　積　　村	西川倉（西川倉、下牧、相互）	28	
八　尾	野　　積　　村	東川倉	28	
八　尾	野　　積　　村	東布谷	13	
八　尾	野　　積　　村	布谷（布谷、谷折）	27	
八　尾	野　　積　　村	赤石	7	
八　尾	野　　積　　村	神明（水口、上ヶ島、宮ノ下、道畑下中山）	135	
八　尾	野　　積　　村	三和（下乗嶺、新名、高峯）	19	
八　尾	野　　積　　村	松瀬	5	
八　尾	野　　積　　村	北玉（北玉、葛坂）	44	
山　田	山　　田　　村	鍋谷	4	
山　田	山　　田　　村	谷	4	
山　田	山　　田　　村	若土	25	
山　田	山　　田　　村	鎌倉	14	
山　田	山　　田　　村	北山	5	
山　田	山　　田　　村	小谷	10	㊍富山-17, ㊎富山-10
山　田	山　　田　　村	赤目谷	12	
山　田	山　　田　　村	湯	48	
山　田	山　　田　　村	中村	43	
山　田	山　　田　　村	前田	15	
山　田	山　　田　　村	小島	44	
山　田	山　　田　　村	城山	13	
山　田	山　　田　　村	上中瀬	21	㊎富山-11
山　田	山　　田　　村	中瀬	29	
山　田	山　　田　　村	竹の内	35	
山　田	山　　田　　村	白井谷	13	
山　田	山　　田　　村	沼又	17	
山　田	山　　田　　村	牧	9	
山　田	山　　田　　村	清水	24	
山　田	山　　田　　村	今山田	10	
山　田	山　　田　　村	宿坊	108	
山　田	山　　田　　村	沢蓮	27	

地　域	旧市区町村名	集　落　名	世帯数	備　　考
山　田	山　田　村	柳川	15	
細　入	細　入　村	西笹津	31	
細　入	細　入　村	岩稲	23	㊢富山-4
細　入	細　入　村	楡原	196	㊥富山-7,㊢富山-27
細　入	細　入　村	楡原一区	21	㊥富山-7,㊢富山-27
細　入	細　入　村	楡原高田	71	㊥富山-7,㊢富山-27
細　入	細　入　村	楡原三区	24	㊥富山-7,㊢富山-27
細　入	細　入　村	庵谷	44	
細　入	細　入　村	片掛	30	㊢富山-22
細　入	細　入　村	猪谷	92	
細　入	細　入　村	蟹寺	23	㊢富山-25

［災害概況即報］

災害名 （第　　報）	報告日時　年　月　日　時　分 市町村名 報告者職氏名 電話番号

災害の概況	発生場所		発生日時 覚知日時	月　日　時　分 月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死者　人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		重傷　人	軽傷　人		半壊　棟	床上浸水　棟
	上記以外の被害状況（土砂崩れ、河川の氾濫等）も可能な限り記入。					床下浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）	（市町村）			
	ボランティアセンターの設置状況（設置の有無・設置場所等） ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の状況） その他関連事項					

（注）　第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

［被害状況即報］

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害名
・
報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">災害名

第　　報

（　月　日　時現在）</td><td rowspan="11">そ

の

他</td><td rowspan="2">田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者名</td><td colspan="3" rowspan="3"></td><td rowspan="2">畑</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠　水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>文教施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="2">被　　害</td><td>病　院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td colspan="2">死　者</td><td>人</td><td></td><td>道　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重　傷</td><td>人</td><td></td><td>河　川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>人</td><td></td><td>港　湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>砂　防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全　壊</td><td>棟</td><td></td><td>清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半　壊</td><td>棟</td><td></td><td>被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>水　道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>電　話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>電　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>ガ　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>棟</td><td></td><td>その他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

区分			被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
公立文教施設		千円				
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小計		千円			市町村	
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
					計	団体
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

応急対策の状況

- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- 避難指示の状況
- 避難所の設置状況
- 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- 災害ボランティアの活動状況

※被害額は省略することができるものとする。

※この様式は、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官）に定める第４号様式（その２）である。

被害程度の判定基準等（災害報告）

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものあるいは死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば２世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として１世帯とする。）
	全壊 全焼 流出	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なものを指し、具体的には従来の「半壊」基準の内、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害基準判定）が40%以上50%未満のものをいう。
	半壊 半焼	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的に損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床上以上浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	一部破損	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被害区分			判定基準
非住家の被害	公共建物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないものとする。
	その他		土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院		医療法（昭和23年法律第20号）第１条第１項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶		動力船で船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話		災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	電気		災害により停電した戸数とする。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		判定基準
建物	建物 危険物 その他	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
り災者	り災世帯数	災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。
	り災者数	り災世帯の構成員とする。
災害の態様	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第２条第１項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が２０分の１以上の渓流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。

被害区分		判定基準
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。

（注）　１　「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあっては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。

２　「地すべり」、「がけ崩れ」及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があったものとする。

３　被害額については、原則として施設等にあっては、その再取得価額又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定金額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

第　　号

年　　月　　日

（富山県知事）　　様

富山市長　　印

災害派遣要請依頼について

自衛隊法第83条第１項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由

(1)　災害の状況

(2)　派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

３　派遣を希望する区域及び活動内容

(1)　派遣区域

(2)　活動内容

４　その他参考となるべき事項

第　　号

年　　月　　日

富山県知事　　様

富山市長　　印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、（災害の復旧）もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請依頼日時

年　　月　　日　　時　　分

２　派遣要請依頼日時

年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

４　撤収作業内容

避　難　者　名　簿

避　難　所　名	

（　　年　　月　　日　　時　　分）

番号	住　　所	氏　　名	年齢	性別	備考（続柄等）

（小計　　名、うち　65歳以上　　名、乳幼児　　名）

合計　　名、うち　65歳以上　　名、乳幼児　　名

※「備考」欄には、続柄、避難にあたっての留意事項を記入する。

※避難所の開設が中長期化する（と見込まれる）場合は、別途避難者名簿（世帯票）を作成する。

No.

被　災　者　台　帳

校　区		町内会	
被災月日	令和　　年　　月　　日	調査月日	令和　　年　　月　　日	災害名	
世帯主 氏　名		世帯人員　　人	住　所	
			避難先	（　　）
世帯類型	老人・生保・身障・母子・寡婦・要保護・その他（　　）			
店舗等の名称 事業主名 所有者名		従業員数　　人	所在地	
			連絡先	（　　）

建物の状況	区　分		住　家				非住家			
	※該当の種別に○		専用住宅	共同住宅	店舗併用		店舗	事務所	倉庫など	
	自家・借家・間借	平　屋								
		２階建								
		３階建以上								
	延床面積	㎡		店舗等面積	㎡					

被害の程度		
	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）	
A	床上浸水	床から　　cm
	土砂堆積	床から　　cm
B	床下浸水	地面から　　cm
	土砂堆積	床から　　cm
C	店舗浸水	床面から　　cm
	土砂堆積	床面から　　cm
D	被害の内容	
E	その他被害	

※被害区分（１死亡・２行方不明・３重傷・４軽傷・５なし）

家族の状況	氏　名	性別	生年月日	続柄	職業（学校・学年）	※被害区分	備考
		男・女		世帯主		１・２・３・４・５	
		男・女				１・２・３・４・５	
		男・女				１・２・３・４・５	
		男・女				１・２・３・４・５	
		男・女				１・２・３・４・５	

連絡事項		調査責任者	課　名 氏　名 内線

第　　号

罹災（りさい）証明書

世帯主住所				
世帯主氏名				
（追加記載事項欄①）	世帯構成員	氏　名	続　柄	生年月日

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

富山市長　　㊞

罹災（りさい）証明書交付申請書

（宛先）富山市長　　年　　月　　日

申請者（世帯主または所有者）	住所	
	氏名	
	電話番号	
	住家との関係	□居住者　□所有者　□相続人（居住者の・所有者の）
窓口に来られた方	申請者との関係	□本人　□同一世帯員　□その他（　　）
	住所	
	氏名	
	電話番号	

下記の災害に係る住家の罹災証明書の交付を申請します。

罹災原因	年　月　日に発生した □地震　□豪雨　□豪雪　□暴風　□その他（　　）					
罹災住家の所在地	□申請者の住所と同じ □その他（　　）					
住家の被害状況						
罹災時の世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
写真判定（希望する場合☑）	□住家の被害の程度を「準半壊に至らない(一部損壊)」と自己判定したため、写真判定による「準半壊に至らない」の罹災証明書の交付を希望します。 （※提出いただいた写真で判定できる場合、現地調査を省略できます。）					
利用情報の確認（確認後☑）	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 □確認しました					
必要枚数	枚					

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

被災届出証明書交付申請書

（宛先）富山市長

年　　月　　日

下記のとおり、被災の届出をしますので、被災届出証明書の交付を申請します。

申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	被災物件との関係	□所有者　□使用者　□相続人（所有者の・使用者の）
窓口に来られた方	申請者との関係	□本人　□その他（　　）
	住所	
	氏名	
	電話番号	

被災原因	年　　月　　日 の　　による
被災場所	富山市
被災物件	
被災状況	

被災届出証明書

上記のとおり、被災の届出があったことを証明します。

年　　月　　日

富山市長　　㊞

※この証明書は、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものであり、被災の程度や被災した事実を証明するものではありません。